

社会保障研究資料第 16 号  
2016 年 3 月 25 日

ISSN 1348-0537  
Social Security Research  
Series, No.16  
March 25, 2016

# 社会保障統計年報

平成 28 年版

ANNUAL REPORT ON SOCIAL SECURITY STATISTICS  
(2016)

 国立社会保障・人口問題研究所  
National Institute of Population and  
Social Security Research  
Tokyo, Japan



平成 28 年版

# 社会保障統計年報



## まえがき

『社会保障統計年報』は、社会保障に関する統計資料を幅広く集め、編集した資料集として、昭和 33 年以来刊行を重ねてきました。本号でまとめた統計は平成 27 年度中に公表された各種統計を基礎としたものであり、社会保障制度の確定値は平成 25 年度が直近となっています。

社会保障に関心を持つ多くの方々に本書が利用され、近年ますます重要になっている「社会保障改革」の議論に役立てていただければ幸いです。

本書については、当研究所のホームページよりデジタル情報をご利用いただけます。掲載表の脚注にて、ホームページの該当ファイルの URL をしめしています。また海外の研究者にもご利用いただけるようホームページにおいて英語版の公表も開始しました。

本書の作成に当たりましては、行政の担当者をはじめ、たくさんの方々にご協力をいただきました。厚く御礼を申し上げます。次第です。

平成 28 年 3 月

国立社会保障・人口問題研究所  
所長 森田 朗



# 社会保障統計年報の構成内容

## 第Ⅰ部 社会保障の体系と現状

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 社会保障の体系と現状	23- 55	7
第2節 社会保険各制度の成立経過	56- 63	7

## 第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

	(本文頁)	(目次頁)
第1節 人口統計	67- 76	8
第2節 社会保障給付及び再配分効果	77- 84	8
第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等	85- 93	8
第4節 社会保険関係	94-239	9
第5節 高齢者保健（医療）福祉	240-259	13
第6節 医療供給と医療費	260-268	14
第7節 公衆衛生	269-287	15
第8節 福祉サービス	288-306	16
第9節 生活保護	307-311	17
第10節 恩給・戦争犠牲者援護	312-315	17
第11節 関連制度・関係機関	316-331	17
第12節 社会保障分野における人的資源の状況	332-338	18
第13節 財政	339-346	19
第14節 国際統計及び比較	347-364	19





## 目次

## 第 I 部 社会保障の体系と現状

## 第 1 節 社会保障の体系と現状

1	はじめに	23
2	社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧	24
①	医療保険制度	24
②	年金制度	26
③	雇用保険制度	34
④	業務災害補償制度	37
⑤	児童手当制度	40
⑥	後期高齢者医療制度	40
⑦	介護保険	41
3	老人福祉	42
①	施設福祉対策	42
②	介護保険制度におけるサービス	43
③	介護保険制度における地域支援事業	44
4	障害者保健福祉施策	45
①	障害福祉サービス体系	45
②	自立支援医療制度の概要	47
③	身体障害者施設福祉施策の概要	48
④	障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要	49
5	精神保健福祉関連制度の概要	50
6	年齢別児童家庭福祉施策の一覧	51
7	社会（家族）手当	52
8	生活保護制度	53
	〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略	54

## 第 2 節 社会保険各制度の成立経過

①	医療保険制度	56
②	年金保険制度	58
③	雇用保険制度	60
④	業務災害補償制度	61
	〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ	62
	2 平成 27 年の審議会意見書等一覧	63

## 第Ⅱ部 社会保障関係統計資料編

### 第1節 人口統計

第1表	総人口等年次推移	67
第2表	年齢3区分別人口の推移	68
第3表	総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）	69
第4表	人口動態	70
第5表	平均余命（性×特定年齢×年次別）	70
第6表	主要死因別死亡率（人口10万対）の推移	72
第7表	年次別死因順位及び死亡率	72
第8表	世帯数（世帯業態別）	73
第9表	世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移	74
第10表	世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移	75
第11表	世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移	75
第12表	世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移	76
第13表	世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移	76

### 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表	社会保障給付費、社会保障移転の推移	77
第15表	社会保障関係費の推移	77
第16表	社会保障移転の推移	78
第17表	社会保障給付費等の推移	79
第18表	一般会計予算の内訳	79
第19表	社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》	80
第20表	所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較	80
第21表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	81
第22表	世帯主の年齢階級別所得再分配状況	81
第23表	世帯類型別所得再分配状況	82
第24表	世帯構造別所得再分配状況	83
第25表	当初所得階級別所得再分配状況	84

### 第3節 国民所得と国民負担（率）の動向等

第26表	国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移	85
第27表	国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）	85
第28表	国内総生産（支出側、名目）	87
第29表	家計（個人企業を含む）	88

第30表	常用労働者1人当り平均月間現金給与額	88
第31表	1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	89
第32表	賞与支給状況	90
第33表	全世帯年平均1か月間の消費支出	90
第34表	勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出	91
第35表	年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）	92
第36表	消費者物価指数（中分類）	92
第37表	販売農家1戸当りの経営収支	93

## 第4節 社会保険関係

### 1 総括

第38表	医療保険適用者数（制度別）	94
第39表	公的年金適用者数（制度別）	95
第40表	雇用保険適用者数（制度別）	95
第41表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	95
第42表	社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）	96
第43表	制度別被保険者1人当り診療費	97
第44表	公的年金受給権者数	98
第45表	公的年金における年金総額（制度別）	100
第46表	公的年金受給権者1人当り年金額	102
第47表	公的年金積立金状況	104
第48表	年金財政指標	104
第49表	業務災害補償保険年金受給者数	106
第50表	業務災害補償保険年金支払総額	106
第51表	業務災害補償保険年金受給者1人当り金額	107
第52表	介護保険適用者数	107
第53表	介護保険認定者数	108
第54表	介護保険給付における介護給付・予防給付	108
第55表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費	109
第56表	介護保険保険料収納額	109

### 2 健康保険

#### ① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況	110
第58表	全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	111
第59表	全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	112
第60表	全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況	113
第61表	全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況	114
第62表	全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況	118

第 63 表	全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率	120
第 64 表	全国健康保険協会管掌健康保険収支状況	124
② 組合管掌健康保険		
第 65 表	組合管掌健康保険適用状況	125
第 66 表	組合管掌健康保険平均保険料率	125
第 67 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	126
第 68 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	127
第 69 表	組合管掌健康保険給付決定状況	128
第 70 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	131
第 71 表	組合管掌健康保険給付諸率	132
第 72 表	組合管掌健康保険収支状況	134
<b>3 国民健康保険</b>		
第 73 表	国民健康保険適用状況	135
第 74 表	国民健康保険給付決定状況	135
第 75 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	136
第 76 表	国民健康保険療養費等決定状況	137
第 77 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	137
第 78 表	国民健康保険療養の給付諸率	138
第 79 表	国民健康保険料（税）収納状況	138
第 80 表	国民健康保険諸率	139
第 81 表	国民健康保険収支状況	140
<b>4 厚生年金保険</b>		
① 厚生年金保険		
第 82 表	厚生年金保険適用状況	141
第 83 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	141
第 84 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	142
第 85 表	厚生年金保険年金受給権者状況	143
第 86 表	厚生年金保険一時金裁定状況	144
第 87 表	厚生年金保険給付受給権者 1 人当り金額	144
第 88 表	厚生年金保険保険料徴収状況	145
第 89 表	厚生年金保険収支状況	145
② 厚生年金基金		
第 90 表	厚生年金基金適用状況	146
第 91 表	厚生年金基金年金受給権者状況	146
第 92 表	厚生年金基金一時金裁定状況	147
第 93 表	厚生年金基金給付 1 人当り金額	147
○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）		
第 94 表	加入件数	148

第 95 表	加入者数	148
<b>5 国民年金</b>		
第 96 表	国民年金被保険者数	149
第 97 表	国民年金保険料収納済歳入額状況	149
第 98 表	拠出制年金受給権者状況	150
第 99 表	福祉年金受給権者状況	151
第 100 表	国民年金特別会計収支状況	152
<b>6 農業者年金基金</b>		
第 101 表	農業者年金被保険者数	154
第 102 表	農業者年金受給権者状況	154
第 103 表	農業者年金年金勘定経理状況	155
<b>7 国家公務員共済組合</b>		
第 104 表	国家公務員共済組合適用状況	156
第 105 表	国家公務員共済組合短期部門給付決定状況	159
第 106 表	国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)	162
第 107 表	国家公務員共済組合短期部門給付諸率	163
第 108 表	国家公務員共済組合長期部門支払状況	165
第 109 表	国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況	166
第 110 表	国家公務員共済組合長期部門 1 人当り金額	167
第 111 表	国家公務員共済組合短期経理状況	168
第 112 表	国家公務員共済組合長期経理状況	169
第 113 表	国家公務員共済組合業務経理状況	170
第 114 表	国家公務員共済組合保健経理状況	171
第 115 表	国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況	172
第 116 表	国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率	173
<b>8 地方公務員等共済組合</b>		
第 117 表	地方公務員等共済組合適用状況	174
第 118 表	地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況	176
第 119 表	地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)	179
第 120 表	地方公務員等共済組合短期部門給付諸率	180
第 121 表	地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況	182
第 122 表	地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況	183
第 123 表	地方公務員等共済組合長期部門 1 人当り金額	184
第 124 表	地方公務員等共済組合短期経理状況	185

第 125 表	地方公務員等共済組合長期経理状況	186
第 126 表	地方公務員等共済組合業務経理状況	187
第 127 表	地方公務員等共済組合保健経理状況	187

## 9 私立学校教職員共済

第 128 表	私立学校教職員共済適用状況（学校種別）	188
第 129 表	私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）	189
第 130 表	私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）	190
第 131 表	私立学校教職員共済短期部門給付決定状況	191
第 132 表	私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 （診療費分）	193
第 133 表	私立学校教職員共済短期部門給付諸率	194
第 134 表	私立学校教職員共済長期部門支給決定状況	196
第 135 表	私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況	197
第 136 表	私立学校教職員共済長期部門 1 人当り金額	198
第 137 表	私立学校教職員共済短期経理状況	199
第 138 表	私立学校教職員共済長期経理状況	200
第 139 表	私立学校教職員共済業務経理状況	201
第 140 表	私立学校教職員共済保健経理状況	201

## 10 農林漁業団体職員共済組合

第 141 表	農林漁業団体職員共済組合適用状況	202
第 142 表	農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）	202
第 143 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	203
第 144 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	204
第 145 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	205
第 146 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	206
第 147 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	206

## 11 船員保険

第 148 表	船員保険適用状況	207
第 149 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	208
第 150 表	船員保険疾病部門給付決定状況	209
第 151 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	211
第 152 表	船員保険疾病部門給付諸率	213
第 153 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	215
第 154 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	216
第 155 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	217
第 156 表	船員保険収支状況	218

**12 雇用保険**

第 157 表	雇用保険適用状況	219
第 158 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	219
第 159 表	雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）	220
第 160 表	雇用保険給付状況	221
第 161 表	一般求職者給付の状況	222
第 162 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	223

**13 労働者災害補償保険**

第 163 表	労働者災害補償保険適用状況	224
第 164 表	労働者災害補償保険給付支払状況	225
第 165 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	225
第 166 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	226
第 167 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	226

**14 公務災害補償**

第 168 表	国家公務員災害補償費支払状況	227
第 169 表	国家公務員災害補償 1 件当り金額	228
第 170 表	地方公務員災害補償費支払状況	229
第 171 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	230

**15 介護保険**

第 172 表	介護保険適用状況	231
第 173 表	介護保険要介護（要支援）認定者数	231
第 174 表	介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況	232
第 175 表	介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数	234
第 176 表	介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数	234
第 177 表	介護保険施設介護サービス受給者数	235
第 178 表	介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況	236
第 179 表	介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）	238
第 180 表	介護保険における保険料収納額	238
第 181 表	介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）	239

**第 5 節 高齢者保健（医療）福祉****1 総括**

第 182 表	介護保険施設等の比較	240
---------	------------	-----

**2 老人福祉**

第 183 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	242
---------	------------------	-----

第 184 表	介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所要者数	242
第 185 表	職種別にみた従事者数	244
第 186 表	性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数	250
第 187 表	性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率	251
<b>3 後期高齢者医療</b>		
第 188 表	後期高齢者医療被保険者数	252
第 189 表	後期高齢者医療費の状況	252
第 190 表	後期高齢者医療費（診療費）の状況	253
第 191 表	後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移	253
第 192 表	後期高齢者医療費と国民医療費の推移	254
第 193 表	医療費の負担	254
<b>4 老人保健施設</b>		
第 194 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	255
<b>5 保健・健康増進 *旧 老人保健（ヘルス事業）</b>		
第 195 表	保健・健康増進事業実施状況	256
第 196 表	健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	257
第 197 表	健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	258
第 198 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	259
<b>第 6 節 医療供給と医療費</b>		
<b>1 総括</b>		
第 199 表	国民医療費推計額	260
第 200 表	診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	261
第 201 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	261
<b>2 医療機関</b>		
第 202 表	病院・診療所数（開設者別）	262
第 203 表	病床数（開設者別・種類別）	262
第 204 表	医療法人数の推移	263
第 205 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	263
第 206 表	病院 1 施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	264
第 207 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	265
第 208 表	歯科診療所 1 施設当り収支状況（構成比率）	265
<b>3 地域医療計画</b>		
第 209 表	地域医療計画の内容	266



第 210 表	地域医療計画の作成手続きと達成の推進	267
第 211 表	都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況	268

## 第 7 節 公衆衛生

### 1 結核等

第 212 表	結核医療費推計額	269
第 213 表	結核医療費予算額	269
第 214 表	結核登録者	270
第 215 表	結核病床数・患者数・病床利用率	270
第 216 表	ハンセン病療養所入所者数	271
第 217 表	ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額	271
第 218 表	エイズ対策の概要	272
第 219 表	H I V感染者及びエイズ患者の現状	273

### 2 感染症（伝染病）

第 220 表	感染症患者数	274
第 221 表	予防接種被接種者数	275

### 3 精神保健

第 222 表	精神病床数・患者数・病床利用率	276
第 223 表	措置入院患者数及び医療費国庫負担額	276
第 224 表	通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額	276
第 225 表	医療保護入院届出件数	276

### 4 難病

第 226 表	難病対策の概要	277
第 227 表	特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数	278

### 5 環境衛生

第 228 表	全国水道普及状況	279
第 229 表	下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況	279
第 230 表	下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費	279
第 231 表	廃棄物の分類と処理体制	280
第 232 表	ゴミ処理等の流れ	281
第 233 表	市町村のごみ処理費用の推移	282

### 6 公害

第 234 表	公害等調整委員会に係属した事件の処理件数	283
第 235 表	都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況	283

第 236 表	典型 7 公害の種類別苦情件数の推移	284
第 237 表	典型 7 公害以外の種類別苦情件数	284
第 238 表	公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等	285

## 7 保健所及び保健センター

第 239 表	保健所の活動	286
第 240 表	保健所数及び保健所職員総数	287
第 241 表	保健所活動状況	287

## 第 8 節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び知的障害者

第 242 表	障害者数	288
第 243 表	障害別障害者数（在宅）の推移	288
第 244 表	身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度別）	289
第 245 表	知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）	290
第 246 表	身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数	291
第 247 表	身体障害者に対する補装具購入等の状況	292
第 248 表	身体障害者更生援護状況	293
第 249 表	身体障害者に対する更生医療給付決定状況	293
第 250 表	障害者職業能力開発校の障害種別入校状況	294

### 2 児童福祉

第 251 表	児童相談所処理件数	295
第 252 表	里親及び委託児童数	295
第 253 表	児童福祉施設数及び在所者数	296
第 254 表	育成医療等の給付及び補装具等の交付状況	297
第 255 表	1 歳 6 か月児健康診査受診者数	297
第 256 表	3 歳児健康診査受診者数	297
第 257 表	児童扶養手当受給世帯数	298
第 258 表	特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数	298
第 259 表	児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況	299
第 260 表	児童手当制度の費用負担等	302

### 3 社会福祉関係機関・施設等

第 261 表	社会福祉行政機関等設置状況	303
第 262 表	社会福祉施設数（施設の種別）	304
第 263 表	生活福祉資金貸付状況	306
第 264 表	母子福祉資金貸付状況	306
第 265 表	災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況	306

## 第9節 生活保護

第266表	被保護実世帯・被保護実人員・保護率	307
第267表	被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）	307
第268表	扶助別人員	308
第269表	保護開始世帯数（世帯類型・構造別）	308
第270表	保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）	309
第271表	保護費（扶助別）	309
第272表	医療扶助決定状況（診療費分）	310
第273表	生活保護基準額の例	310
第274表	保護施設の施設数及び在所者数	311

## 第10節 恩給・戦争犠牲者援護

### 1 恩給

第275表	文官恩給年金受給権者状況	312
第276表	軍人恩給年金受給権者状況	312
第277表	都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況	312

### 2 戦争犠牲者援護

第278表	未帰還者留守家族等援護法による援護状況	314
第279表	戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況	314
第280表	戦傷病者特別援護法による補装具交付状況	314
第281表	戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況	315
第282表	原爆被爆者対策状況	315

## 第11節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第283表	住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り 居住室の畳数（住宅の所有関係別）	316
第284表	住宅の所有関係別世帯数（地域別）	317
第285表	住宅の所有関係別普通世帯数	317
第286表	公営住宅等建設戸数	318
第287表	1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）	318

## ② 雇用関係一般

第 288 表	労働力人口・非労働力人口（年平均）	319
第 289 表	年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）	319
第 290 表	就業者数（産業別、年平均）	320
第 291 表	就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）	322
第 292 表	年齢別有効求人倍率	322
第 293 表	職業転換給付金関係予算の推移	323
第 294 表	地域別最低賃金額の改定状況	324
第 295 表	産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数	325
第 296 表	障害者雇用の現状	326
第 297 表	定年制等の状況	327

## 2 関係機関

第 298 表	社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額	328
第 299 表	年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況	329
第 300 表	独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）	329
第 301 表	独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）	330
第 302 表	独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数	330
第 303 表	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数	331
第 304 表	中小企業退職金共済加入状況	331
第 305 表	中小企業退職金共済支給状況	331

## 第 12 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 306 表	医師数（業務別）	332
第 307 表	歯科医師数（業務別）	332
第 308 表	歯科衛生士数（就業場所別）	333
第 309 表	歯科技工士数（就業場所別）	333
第 310 表	薬剤師数（業務別）	333
第 311 表	看護職員需給見通し	334
第 312 表	看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）	335
第 313 表	保健師数（就業場所別）	335
第 314 表	助産師数（就業場所別）	336
第 315 表	就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数	336
第 316 表	理学療法士及び作業療法士数（登録者数）	337
第 317 表	社会福祉士・介護福祉士登録者数	337
第 318 表	全医療施設の従事者数（業務の種類別）	338

## 第13節 財政

第319表	一般関係歳出予算額の推移（当初予算）	339
第320表	一般会計歳入・歳出（目的別）	340
第321表	地方財政（普通会計）歳入歳出	341
第322表	地方の民生費と衛生費の状況	343
第323表	国内総支出に対する財政規模	345
第324表	高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移	345
第325表	国税及び地方税	346
第326表	市町村税納税義務者数	346

## 第14節 国際統計及び比較

### 1 人口

第327表	諸外国の出生率	347
-------	---------	-----

### 2 社会保障

第328表	ILO条約及び勧告（社会保障関係）	348
第329表	国民負担率の国際比較等	349
第330表	国民負担率の推移（対国民所得比）	349

### 3 医療

第331表	医療費費用負担制度の国際比較	350
第332表	医療費の対国内総生産比の国際比較	354
第333表	医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当り）	355

### 4 年金

第334表	諸外国の公的年金制度の概要	356
-------	---------------	-----

### 5 児童手当

第335表	主要国の児童手当制度等	358
-------	-------------	-----

### 6 労働

第336表	主要国の失業者数及び失業率	360
第337表	1人当り平均年間総実労働時間の国際比較（2012年）	360
第338表	国際労働機関労働統計報告による週当り労働時間の国際比較（製造業）	361
第339表	労働費用構成の国際比較	361

### 7 国際協力

第340表	WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移	362
-------	----------------------	-----

第 341 表	厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移……………	362
---------	--------------------------------------	-----

## 8 国民所得

第 342 表	国民総所得……………	363
第 343 表	1 人当り国民総所得……………	364

### 「社会保障統計年報（平成 28 年版）」にて削除された表

平成27年版時の表番号	表タイトル	備考
第260表	子ども手当拠出金徴収状況	<a href="http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls">http://www.ipss.go.jp/ssj-db/269.xls</a>
第261表	子ども手当の新規認定及び受給資格の消滅状況	<a href="http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls">http://www.ipss.go.jp/ssj-db/270.xls</a>

上記の表は、「社会保障統計年報（平成27年版）」に掲載、本号より削除されたが、国立社会保障・人口問題研究所のホームページにて過去のデータが閲覧できる。

# 第 I 部

## 社会保障の体系と現状





# 第1節 社会保障の体系と現状

## 1 はじめに

社会保障の定義がはじめて公にされたのは、1950（昭和 25）年の社会保障制度審議会の勧告に始まる。勧告では、以下のように社会保障制度を定義している。

「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾（はいしつ）、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」

社会保障全般に関する提言は、1990年代に入ってからようやく出現し始めた。社会保障制度審議会は、1993（平成 5）年の「社会保障将来像委員会第一次報告」、1994（平成 6）年の「社会保障将来像委員会第二次報告」で、社会保障の理念の見直しに取り組んだ。同審議会は、1995（平成 7）年、「社会保障体制の再構築」で安心して暮らせる 21 世紀の社会保障像を勧告した。答申のみではなく建議、意見の権限のあった社会保障制度審議会は、2000（平成 12）年、中央省庁再編にともない解散することに先立ち、最後の意見「新しい世紀に向けた社会保障」をまとめた。それは社会保障構造の在り方について考える有識者会議の同年の「21 世紀に向けての社会保障」と同一基調であった（注）。

社会保障制度審議会は「社会保障体制の再構築（勧告）～安心して暮らせる 21 世紀の社会をめざして～」において、「社会保障の理念と原則では、社会保障制度の新しい理念とは、広く国民に健やかで安心できる生活を保障することである」と述べている。

社会保障制度審議会の最後の意見、「新しい世紀に向けた社会保障（意見）」（平成 12 年 9 月）では、「生活保障システムの確立」を謳い意見をだしている。また、この意見書で「社会保障国民会議」の設置が提言され、現在の組織につながったものと考えられる。

（注）横山和彦 解題：2 社会保障 所内研究報告書No.13

所内研究報告書No.13「日本社会保障資料IV（1980-2000）」国立社会保障・人口問題研究所刊行。

参照（URL <http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/title.html>）

## 2 社会保険、児童手当及び後期高齢者医療制度の内容一覧

### ① 医療保険制度

制度の種類		職 域			
		健 康 保 険	保 険		船 員 保 険
根 拠 法 〔 施 行 〕		健康保険法（大11.4.22法70） 〔昭2.1.1〕			船員保険法 （昭14.4.6法73） 〔昭15.6.1〕
対 象		一般被用者		法第3条第2項の規定による労働者	船 員
保 険 者 （平成26年3月末現在）		全国健康保険協会	各種健康保険組合 （1,419）	全国健康保険協会	全国健康保険協会
加 入 者 数 （平成26年3月末現在）		20,303千人 （家族数15,340千人）	15,598千人 （13,676千人）	12千人 （6千人）	58千人 （69千人）
財 源	（一）掛金 （二）本人 （三）使用者 （四）計	（平均保険料率） 5.00% 5.00% 10.00% （平成25年3月～）	4.033% 4.831% 8.864% （平成26年3月末現在の平均）	1級日額～11級日額 150 ～ 1,235 240 ～ 1,995 390 ～ 3,230 円 円	疾病保険料率 4.55% 5.05% 9.60% （平成25年3月～）
	国庫負担・補助	事務費の全額 給付費等の16.4%	定額（予算補助）	事務費の全額 給付費等の16.4%	定額
保 険 給 付	診療等 （一部負担）	義務教育就学後から70歳未満：3割。ただし義務教育就学前：2割、70歳以上75歳未満：2割※（現役並み所得者口※70歳以上75歳未満の者については、平成26年3月末までに既に70歳に達している者：1割			
	入院時食事療養費	標準負担額 ・住民税課税世帯 1食260円 ・住民税非課税世帯 90日まで1食210円 91日目以降は1食160円 ・特に所得の低い住民税非課税世帯 1食100円			
	入院時生活療養費	生活療養標準負担額 ・一般（Ⅰ）1食460円＋1日320円 ・一般（Ⅱ）1食420円＋1日320円 ※療養病床に入院する65歳以上の者が対象 ※難病等の入院医療の必要性の高い患者の負担は食事療養標準負担額と同額			
	高額療養費	自己負担限度額 70歳未満の者 ・年収約1,160万円～：252,600円＋（医療費－842,000円）×1% ・～年収約370万円：57,600円 ・住民税非課税：35,400円 70歳以上75歳未満の者 ・現役並み所得者：80,100円＋（医療費－267,000円）×1%、 ・住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者：15,000円、 世帯合算基準額 70歳未満の者については、同一月における21,000円以上の負担が複数の場合は、これを合算して支給 多数該当の負担軽減 12月に3回以上該当の場合の4回目からの自己負担限度額 70歳未満の者 ・年収約1,160万円～：140,100円 ・年収約770～約1,160万円：93,000円 70歳以上の現役並み所得者：44,400円 長期高額疾病患者の負担軽減 血友病、人工透析を行う慢性腎不全の患者等の自己負担限度額は10,000円			
	高額医療・高額介護 合算制度	毎年8月から翌年7月までの1年間の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が著しく高額となる場合に、負担を軽減			
	出産育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は404,000円			
	家族出産 育児一時金	420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、それ以外の場合は404,000円			
	埋 葬 料	50,000円	50,000円	50,000円	付加給付あり
	家 族 埋 葬 料	50,000円			50,000円 付加給付あり
	休 業 給 付	傷 病 手 当 金	標準報酬日額の3分の2相当額 1年6ヵ月まで	保険料の納入状況に応じ、1日につき前2ヵ月間あるいは6ヵ月間のうち最大の月収額の45分の1相当額 6ヵ月（結核性1.5年）まで	標準報酬日額の3分の2相当額 3年まで
出 産 手 当 金		1日につき標準報酬日額の3分の2相当額 出産日（出産が予定日後であるときは、予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は、98日）から出産日後56日まで	1日につき出産した月の前4ヵ月のうち最も賃金の多かった月の額の45分の1相当額	1日につき標準報酬日額の3分の2相当額	
休 業 手 当 金		—			
災 害 給 付	弔 慰 金	—			
	家 族 弔 慰 金	—			
	災 害 見 舞 金	—			

(注) 1 健康保険組合及び各共済組合の保険給付には、付加給付あり。  
2 各種共済組合の保険料率は最高・最低の短期掛金率である。  
3 各国民健康保険組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族については協会けんぽ並である。

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」、法研「平成27年版社会保障便利事典」

平成27(2015)年6月現在

保 険			地 域 保 険		
国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済	国 民 健 康 保 険		
国家公務員共済組合法 (昭33.5.1法128) 〔昭33.7.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員	地方公務員	私立学校教職員	一般国民(農業者・自営業者等)		被用者保険の退職者
各省庁等共済組合(20)	各地方公務員等共済組合(64)	日本私立学校振興・共済事業団	各市町村 (1,717)	各国民健康保険組合 (164)	各市町村 (1,717)
1,074千人 (1,187千人)	2,901千人 (2,945千人)	521千人 (349千人)	33,973千人	2,954千人	退職者 1,690千人
4.03%~5.46% 4.03%~5.46% 8.05%~10.91% ※介護分を含む (平成27年10月1日現在)	5.47% 5.47% 10.94% ※介護分を含む (平成27年10月1日現在)	4.36% 4.36% 8.71% ※介護分を含む (平成27年3月末現在)	(1世帯当たり平均保険料(税)調定額)(市町村) 170,128円(平成25年度)		
事務費の全額	(各地方公共団体が事務費の全額負担)	事務費の一部	給付費等の41%	給付費等の47%	なし

は3割)

・住民税非課税世帯 1食210円+1日320円 ・特に所得の低い住民税非課税世帯 1食130円+1日320円

・年収約770~約1,160万円~:167,400円+(医療費-558,000円)×1% ・年収約370~約770万円~:80,100円+(医療費-267,000円)×1%

外来(個人ごと)44,400円 ・一般:44,400円、外来(個人ごと)12,000円 ・住民税非課税世帯:24,600円、外来(個人ごと)8,000円  
外来(個人ごと)8,000円

・年収約370~約770万円:44,400円 ・~年収約370万円:44,400円 ・住民税非課税:24,600円

ただし、年収770万円超の区分で人工透析を行う70歳未満の患者の自己負担限度額は20,000円

する仕組み。自己負担限度額は所得と年齢に応じてきめ細かく設定

420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円			条例・規定の定めるところによる *(基準額420,000円) ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円
420,000円 ※産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合、 それ以外の場合は404,000円			—
50,000円	50,000円	50,000円	条例・規定の定めるところによる ※ほとんどの市町村が実施(1~5万円程度としているところが多い)
50,000円	50,000円	50,000円	—
1日につき標準報酬日額の3分の2相当額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき給料日額の3分の2に一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	1日につき標準給与日額の3分の2に一定係数を乗じた額 1年6ヵ月(結核性3年)まで	(任意給付) *実施市町村なし
1日につき標準報酬日額の3分の2相当額	1日につき給料日額の3分の2に一定係数を乗じた額	1日につき標準給与日額の8割から学校等で支払った給与を差し引いた額	
出産日(出産が予定日後であるときは、予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は、98日)から出産日後56日まで			
1日につき標準報酬日額の50%相当額	1日につき給料日額の60%相当額	1日につき標準給与日額の60%相当額	—
標準報酬月額1ヵ月相当額	給料月額の1ヵ月相当額	標準給与月額1ヵ月相当額	—
標準報酬月額の70%相当額	給料月額の70%相当額	標準給与月額の70%相当額	—
損害の程度に応じ標準報酬月額 の半月分~3ヵ月分	損害の程度に応じ給料の半月分 ~3ヵ月分	損害の程度に応じ標準給与月額 の半月分~3ヵ月分	—

4 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者または世帯に属する70~74歳の被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計額が210万円以下の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満もしくは高齢者単身世帯で383万円未満の者、及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の者は除く。特に所得の低い住民税非課税世帯とは、年金収入80万円以下の者等。

5 加入者数は四捨五入により、合計と内訳の和が一致しない場合がある。

6 船員保険の保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置(0.50%)による控除後の率である。

② 年金制度

平成27(2015)年10月現在

制度の種類		国民年金	
根拠法 〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141) 〔(拠出制年金)昭36.4.1〕	
対象		第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者、組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者	
経営主体		国	
被保険者数 (平成26年3月末現在)		第1号被保険者1,805万人 第2号被保険者3,832万人 第3号被保険者945万人	
財源	保険料	第1号被保険者…(一般保険料)月額15,590円 <sup>注1)</sup> (付加保険料)月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国庫負担	基礎年金給付費の1/2、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、事務費の全額	
給付		支給要件	年金額
老齢給付	老齢基礎年金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む)が25年 <sup>注2)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給(支給の繰上げ、繰下げの制度がある)	$780,100円 \times ((\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料全額免除月数}) \times 4/8 + (\text{保険料}3/4\text{免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料}1/2\text{免除月数}) \times 6/8 + (\text{保険料}1/4\text{免除月数}) \times 7/8)^{\text{注3)}} / 480^{\text{注4}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある
	付加年金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障害給付	障害基礎年金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当する者に支給(初診日前の滞納期間が1/3未満の場合に限る <sup>注5)</sup> ) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日(又は障害認定日)に障害等級表に該当する者に支給	1級 975,100円+加算額 2級 780,100円+加算額 (加算額は子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円)
遺族給付	遺族基礎年金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている	子のある妻に支給する場合 780,100円+加算額(子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円) 子に支給する場合 780,100円+加算額(子が2人以上の場合、2人目の子には224,500円、3人目以上は1人につき74,800円)を子の数で割った額
	寡婦年金	第1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給(夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死亡一時金	第1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者(基礎年金受給者を除く)が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額(12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合8,500円を加算

(注)1) 平成27年4月現在。毎年280円(16年度価格)ずつ引き上げ、29年度以降16,900円(16年度価格)で固定する。  
2) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~20年の期間短縮措置がある。  
3) 平成21年3月分までは、全額免除は×1/3、3/4免除は×1/2、1/2免除は×2/3、1/4免除は×5/6にて、それぞれ計算されている。  
4) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
5) 平成38年3月までは、初診日や死亡した日のある月の前々月までの直近1年間に保険料滞納がなければ支給する。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

平成27(2015)年10月現在

制度の種類			厚生年金保険	
根拠法 〔施行〕			厚生年金保険法(昭29.5.19法115) 〔昭和29.5.29(昭和16年法律第60号の全部改正)〕	
対象			70歳未満の一般被用者	
経営主体			国	
加入者数 (平成26年3月末現在)			3,527万人	
財源	保険料率	本人	(一般男子と女子)	(坑内員及び船員)
		使用者	8.914%	8.968%
		計	8.914%	8.968%
			17.828% <sup>注1)</sup>	17.936%
国庫負担			基礎年金拠出金の1/2等、事務費の全額	
給付		支給要件		年金額
老齢給付	老齢厚生年金		老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給 加給年金額は、受給権取得時に生計を維持する配偶者か子がいる場合に加算	(平均標準報酬額×7.125 <sup>注2)</sup> ／1000×平成15年3月までの加入期間月数)+(平均標準報酬額×5.481 <sup>注3)</sup> ／1000×平成15年4月以降の加入期間月数)+加給年金額(配偶者224,500円、子(18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない者又は20歳未満の障害者)2人目まで1人につき224,500円、3人目以上は1人につき74,800円)×改定率 (注)従前額保障等のための経過措置がある
			(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしており厚生年金の被保険者期間が1年以上ある者が、60歳に達した後65歳になるまで支給 (注)支給開始年齢は引上げ途上にあり、昭和36年4月2日(女子は昭和41年4月2日)以降生まれの人には支給されない	(1,626円×生年月日に応じた率×加入期間月数)+上記額(報酬比例+加給)
障害給付	障害厚生年金		被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額+加給年金額 3級 老齢厚生年金(報酬比例)相当額(最低保障585,100円) (注)加入期間月数が300月未満の場合は300月とみなす 3級には障害基礎年金は対象外
	障害手当金		障害厚生年金に準ずる(障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×2(最低保障1,170,200円)
遺族給付	遺族厚生年金		次のいずれかに該当した場合に支給	老齢厚生年金(報酬比例)相当額×3/4  (注)左記支給要件(1)(2)による遺族厚生年金で、被保険者の加入期間月数が300月未満の場合は、300月とみなす 子のある妻か子が受給する場合、遺族基礎年金も支給される 子のない寡婦で権利を取得した当時40歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで585,100円を加算
	順位		(1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき(遺族基礎年金と同様の国民年金の保険料納付要件あり)	
	配偶者	1	(2)障害厚生年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき	
	子		(3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	
	父母	2		
	孫	3		
祖父母	4			

(注) 1) 平成27年9月現在。なお、毎年9月分から0.354%ずつ引き上げ、29年9月以降18.3%で固定する。  
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて9.5/1000~7.230/1000となる。  
3) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて7.308/1000~5.562/1000となる。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

制度の種類		国家公務員共済組合		
根拠法〔施行〕		国家公務員共済組合法（昭33.5.1法128）〔昭33.7.1（昭和23年法律第69号の全部改正）〕		
対象		国家公務員及び国家公務員共済組合連合会の職員		
経営主体		国家公務員共済組合連合会		
加入者数 （平成25年度末現在）		106万人		
財源	掛金率	本人 事業主 計	（連合会） 8.639% 8.639% 17.278%（平成27年9月～）〔一般組合員〕	
	国庫負担		①公経済負担 基礎年金拠出金の1/2等 ②事業主負担 事務費の一部、追加費用の全額	
給付		支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給（特別支給）	①厚生年金相当額＋②職域加算額＋③加給年金額が支給される ①厚生年金相当額 平均標準報酬額×5.481/1000（※1）×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×7.125/1000（※1）×組合員期間月数 ②職域加算額 平均標準報酬額×1.096/1000（※2）×組合員期間月数 ただし、平成15年3月までの組合員期間に係る年金額については平均標準報酬月額×1.425/1000（※2）×組合員期間月数 ③加算年金額 65歳未満の配偶者（受給権者の生年月日により）年額222,400～386,400円 子2人目までは1人につき年額222,400円、3人目から1人につき74,100円 （※1）生年月日に応じて率が異なる （※2）生年月日及び組合員期間に応じて率が異なる	
		（特別支給） 老齢基礎年金の受給要件を満たしており組合員期間が1年以上ある組合員が、60歳に達した後65歳になるまで支給	年金額＝定額＋厚生年金相当額＋職域加算額＋加給年金額 定額＝定額単価（1,676円）×定額単価に掛ける率（生年月日に応じて1.875～1.0）×組合員期間月数×0.961  （注）昭和24年4月2日以降に生まれた者は原則として加算しない	
障害給付	障害共済年金	組合員であった間に初診日のある傷病に関し、障害の程度に応じて支給 （受給権者が組合員である間は支給停止）	1級 退職共済年金額×1.25＋加給年金額 2級 退職共済年金額＋加給年金額 3級 退職共済年金額（最低保障579,700円）	
	障害一時金	障害共済年金に準ずる（障害共済年金に該当しない障害の程度）	退職共済年金額×2（最低保障1,153,800円）	
遺族給付	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給	退職共済年金額×3/4 子のない寡婦等には、40歳から65歳に達するまで579,700円を加算	
	順位	(1) 組合員が死亡したとき		
	配偶者	1		(2) 組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき
	子			
	父母	2		(3) 障害共済年金（1級、2級）の受給権者が死亡したとき
	孫			
祖父母	4	(4) 退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき		

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

平成27（2015）年9月現在

制度の種類			地方公務員共済組合		私立学校教職員共済	
根拠法〔施行〕			地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152)〔昭37.12.1〕		私立学校教職員共済法 (昭28.8.21法245)〔昭29.1.1〕	
対象			地方公務員		私立学校教職員	
経営主体			各地方公務員共済組合（64組合）		日本私立学校振興・共済事業団	
加入者数			283万人（平成25年度末現在）		51万人（平成25年度末現在）	
財源	掛金率	本人 事業主 計	8.639% 8.639% 17.278%		7.177% 7.177% 14.354%	
		国庫負担	基礎年金拠出金の1/2、 事務費の全額（地方公共団体負担）		基礎年金拠出金の1/2等、 事務費の一部	
給付			支給要件	年金額	支給要件	年金額
老齢給付	退職共済年金					
	障害給付	障害共済年金				
障害一時金		（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	（国家公務員共済組合に同じ）	
遺族給付	遺族共済年金					
	順位					
	配偶者					1
	子					
	父母					2
	孫					3
祖父母	4					

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

第1部 社会保障の体系と現状

平成27(2015)年3月31日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法〔施行〕		厚生年金保険法(昭29.5.19法115)〔昭40.6.1法104で追加、昭和41.10.1〕	
対象		65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)	
経営主体 (平成25年度末現在)		各厚生年金基金(531基金)	
加入者数 (平成25年度末現在)		405万人	
財源	免除率	本人 使用者 計	1.2%~2.5% 1.2%~2.5% 2.4%~5.0%
	国庫負担		なし
給付		支給要件	年金額
老齢給付		(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 など

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

平成27(2015)年3月31日現在

制度の種類		国民年金基金	
根拠法〔施行〕		国民年金法(昭34.4.16法141)〔平元.12.22法86で追加、平3.4.1〕	
対象		国民年金の第1号被保険者(国民年金の保険料免除者、農業者年金の被保険者を除く)	
経営主体 (平成24年度末現在)		地域型国民年金基金(47基金) 職能型国民年金基金(25基金)	
加入者数 (平成26年度末現在)		45万4千人	
財源	保険料(掛金)	給付の型や加入時の年齢により異なる 上限額 月額 68,000円	
	国庫負担		国民年金本体の付加年金と同様、事務費
給付		支給要件	年金額
年金	老齢年金	65歳に達したとき	終身年金A型・B型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型の7種類、加入する口数によって、受け取る年金額が決まる
一時金	遺族一時金	保証期間のある終身年金A型と確定年金I型・II型・III型・IV型・V型に加入している人が、年金を受ける前に死亡した場合、生活を共にしていた遺族(次の①~⑥の順位①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹)に支給	加入時年齢と死亡時年齢及び死亡時までの掛金納付期間に応じた額

資料：国民年金基金連合会HP「制度について知る」「事業概況」



## 《厚生年金基金、確定給付企業年金の比較》

	厚生年金基金	確定給付企業年金
根 拠 法	厚生年金保険法 (制度創設：昭和41年)	確定給付企業年金法 (制度創設：平成14年)
設 立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の承認を受ける
運 営 主 体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主
掛 金 負 担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分 は大半が事業主負担	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能
資 産 運 用 等	制度実施者（企業等）がまとめて運用管理を行う	同左
積 立 義 務	年金資産の積立基準を設定するとともに、財政検証や積立不足の解消を義務づける規定	同左
受 託 者 責 任	事業主など企業年金の管理・運営に関わる者について、加入者等に対する責任及び行為準則を明確化する規定	同左
情 報 開 示	事業主等に対し、業務の概況について加入者等への情報開示及び厚生労働大臣への報告を義務づける規定	同左
税 制		
① 拠 出 時	非課税	非課税（加入者拠出は実質課税（生命保険料控除））
② 運 用 時	実質非課税	特別法人税課税 (平成28年度まで凍結)
③ 給 付 時	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除	年 金：公的年金等控除 一時金：退職所得控除 ※加入者拠出相当分は非課税

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」「確定拠出年金制度の概要」

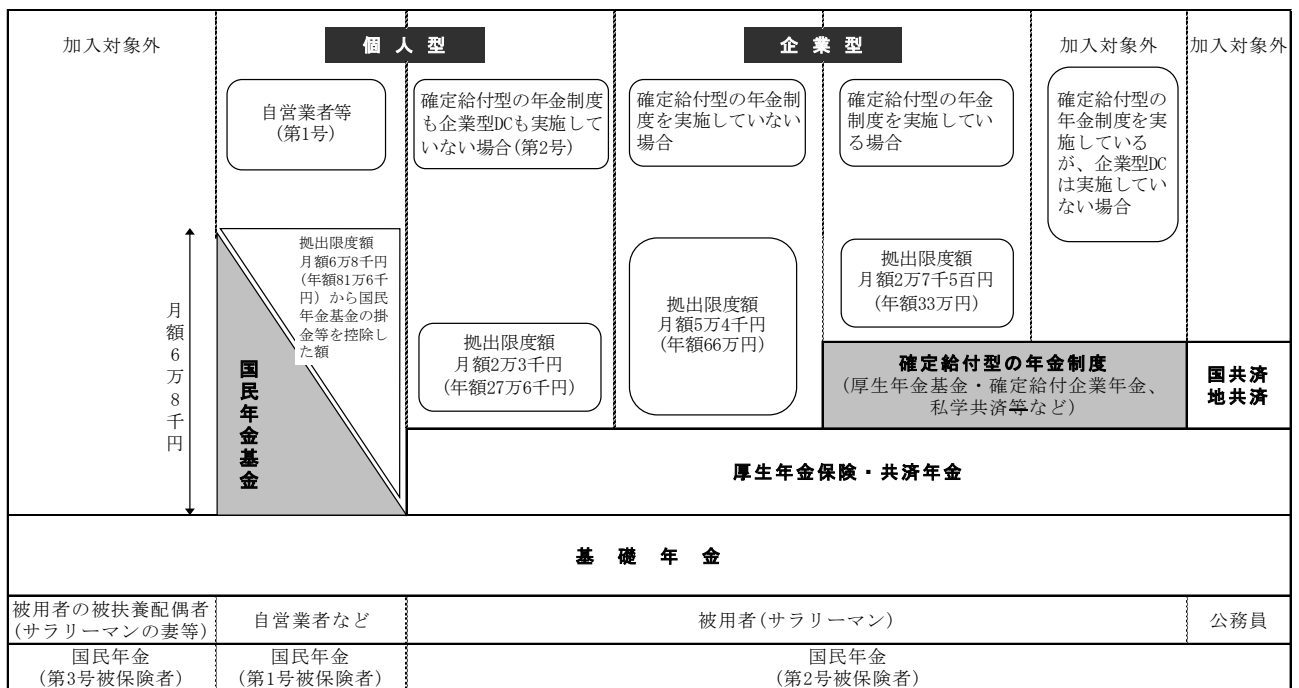
第1部 社会保障の体系と現状

●確定拠出年金の概要

		確定拠出年金			
		企業型年金		個人型年金	
		企業年金あり	企業年金なし	自営業者等	企業型年金、企業年金なし
実施主体		企業型年金規約の承認を受けた企業		国民年金基金連合会	
加入資格		実施企業に勤務する従業員（国民年金第2号被保険者）		農業者年金被保険者、国民年金の保険料免除者以外の自営業者（国民年金第1号被保険者） 企業年金加入者、厚生年金基金等の加入者の対象となっていない企業の従業員（国民年金第2号被保険者）	
加入者数等（平成27年10月末現在）		承認規約数：4,807件（平成27年11月末現在） 加入者数：5,459千人 実施事業主数：21,124社（平成27年11月末現在）		第1号加入者：67,321名 第2号加入者：170,828名 事業所登録：145,972事業所	
拠出方法		事業主が拠出（規約に定めた場合は加入者も拠出可能）		加入者個人が拠出（企業は拠出できない）	
拠出限度額		月額 27,500円	月額 55,000円	月額 68,000円 国民年金基金の限度額と枠を共有	月額 23,000円
税制	拠出時	非課税（事業主が拠出した掛金額は全額損金算入、加入者が拠出した掛金額は全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））		非課税（加入者が拠出した掛金額は、全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除））	
	運用時	特別法人税課税（平成28年度末まで凍結）			
	給付時	年金として受給：公的年金等控除（標準的な年金額までは非課税） 一時金として受給：退職所得控除			
給付方法	老齢給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：原則60歳に到達した場合に受給することができる（60歳時点で確定拠出年金への加入者期間が10年に満たない場合は、支給開始年齢を引き伸ばし）			
	障害給付金	給付：5年以上の有期又は終身年金（規約の規定により一時金の選択可能） 受給要件等：60歳に到達する前に傷病によって一定以上の障害状態になった加入者が傷病になっている一定期間（1年6ヶ月）を経過した場合に受給することができる			
	死亡一時金	給付：一時金 受給要件等：加入者が死亡したときにその遺族が資産残高を受給することができる			
	脱退一時金	給付：一時金 受給要件等：一定の要件を満たした場合に受給することができる			

資料：厚生労働省「確定拠出年金制度の概要」「確定拠出年金の施行状況」

確定拠出年金の対象者・拠出限度額と既存の年金制度への加入の関係



資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

平成27（2015）年3月31日現在

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法〔施行〕		農業者年金基金法（昭45.5.20法78）〔昭46.1.1〕 平成13年改正法施行	
対象		農業者	
経営主体		農業者年金基金	
加入者数		5万人（平成25年度末現在）	
財源	保険料	通常保険料：政策支援を受けない者が納付する保険料、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が決定	
		特例保険料：認定農業者等政策支援を受ける者が納付する保険料、月額基本となる保険料2万円から補助額（2割、3割及び5割）を除いた額	
	国庫負担	政策支援（保険料の国庫補助）にあたる部分	
給付	支給要件	年金額	
（平成14年1月1日から、任意加入方式の新制度となった）			
年 金	農業者老齢年金 （新制度）	65歳に達したとき （60歳まで繰上げ支給可、20年の期間要件なし）	納付された保険料及びその運用益の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出（物価スライドはなし）
	特例付加年金 （新制度）	65歳到達、農業経営の廃止（経営継承）、60歳までの保険料納付済期間等が20年以上である場合の3つの要件を充足した場合に支給（農業廃止後60歳まで繰上げ支給可、農業経営廃止時期の制限なし）	国庫助成額及びその運用益の総額を予定利率及び予定死亡率を勘案した年金現価率で割ることにより算出（物価スライドはなし）
一時金	死亡一時金 （新制度）	加入者又は受給権者が80歳に達する前に死亡した場合にその遺族に支給	死亡した日属する月の翌月から80歳まで農業者老齢年金を受給するとすればその者に支給されることとなる農業者老齢年金を、予定利率で割り戻した額を合計して算出
（旧制度の加入者は平成14年1月1日で全員資格喪失となった）			
加入者への 経過措置	脱退一時金 （旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が脱退した場合に支給 （平成19年1月1日以降は時効により請求不可）	保険料納付済期間と保険料を納付した被保険者期間（時期）に係る月数をもとに算出（保険料納付済総額の約3割程度の支給水準）
	死亡一時金 （旧制度）	旧制度の保険料納付済期間が3年以上ある者が死亡した場合にその遺族に支給	
受給者への 経過措置	農業者老齢年金 （旧制度）	これのみの受給の場合、削減なし 物価スライド廃止	
	経営移譲年金 （旧制度）	給付適正化措置により平均9.8%の削減 物価スライド廃止	

資料：農業者年金基金「農業者年金入門ガイド 平成27年4月」「農業者年金事業の実施状況」

③ 雇用保険制度

制度の種類		雇 用																																					
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕																																					
対象		一 般 雇 用 者	短期雇用者																																				
保険者		政 府																																					
被保険者数		4,015万2千人（平成26年度末速報値）																																					
財源	保険料率	本人 } 計 使用者 } 0.50% } 1.35% 0.85% } 〔農林水産業、清酒製造業については、0.60% } 1.55% 0.95% } 建設業については、0.60% } 1.65% 1.05% } （うち0.35%（建設業は0.45%）は二事業費）																																					
	国庫負担	求職者給付費は給付費の原則1/4（日雇労働求職者は1/3、高齢求職者給付はなし）、就職促進給付及 雇用継続給付は給付費の原則1/8（高齢雇用継続給付はなし） ＊当分の間、本来の負担額の55%に引き下げ																																					
失業等給付	求職者給付	基本手当	(1) 受給要件…離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等による離職の場合は、離職日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上であっても可） (2) 日額…前職賃金（賞与等を除く）の8割～5割（60歳以上65歳未満の者については、8割～4.5割） (3) 給付日数 ①倒産・解雇等による離職者（③を除く）	基本手当の日額の30（当分の間40）日分に相当する特例一時金を支給  特例一時金の支給を受ける前に安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合には、その訓練等が終わるまで、基本手当を支給																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30歳未満</td> <td rowspan="5">90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>180日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30歳以上 35歳未満</td> <td rowspan="2">90日</td> <td rowspan="2">180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>35歳以上 45歳未満</td> <td>240日</td> <td>270日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 60歳未満</td> <td>180日</td> <td>240日</td> <td>270日</td> <td>330日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上 65歳未満</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> </tr> </tbody> </table>			被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	120日	180日	—	30歳以上 35歳未満	90日	180日	210日	240日	35歳以上 45歳未満	240日	270日	45歳以上 60歳未満	180日	240日	270日	330日	60歳以上 65歳未満	150日	180日	210日	240日
						被保険者であった期間																																	
					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																														
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—																																		
30歳以上 35歳未満		90日	180日	210日	240日																																		
35歳以上 45歳未満				240日	270日																																		
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日																																		
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日																																		
②倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全年齢</td> <td>—</td> <td>90日</td> <td>120日</td> <td>150日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	全年齢	—	90日	120日	150日																						
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
全年齢	—	90日	120日	150日																																			
③就職困難者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上 5年未満</th> <th>5年以上 10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>45歳未満</td> <td rowspan="2">150日</td> <td colspan="4">300日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上 65歳未満</td> <td colspan="4">360日</td> </tr> </tbody> </table>		被保険者であった期間					1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	45歳未満	150日	300日				45歳以上 65歳未満	360日																			
	被保険者であった期間																																						
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																		
45歳未満	150日	300日																																					
45歳以上 65歳未満		360日																																					
技能習得手当	(1) 受講手当…日額500円（受講開始日が平成24年4月1日以降である場合、受講手当に20,000円の上限額） (2) 通所手当…42,500円を限度とする交通費実費		同左*																																				
寄宿手当	月額10,700円		同左*																																				
傷病手当	基本手当日額と同額		—																																				

平成26（2014）年9月現在

保 険																			
高 年 齢 雇 用 者	日 雇 労 働 者																		
	政 府																		
	1万8千人（平成25年度平均）																		
	次の印紙保険料を左に加えて納付 <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">1級 88円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">176円</td> <td style="text-align: center;">2級 73円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">146円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">88円</td> <td style="text-align: center;">73円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3級 48円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">96円</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">48円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>	1級 88円	}	176円	2級 73円	}	146円	88円	73円	3級 48円	}	96円				48円			
1級 88円	}	176円			2級 73円			}	146円										
88円			73円																
3級 48円	}	96円																	
48円																			
び教育訓練給付はなし、	給付費の1/3																		
(1) 受給要件…離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2) 給付金の額…次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">算定基礎期間</th> <th style="text-align: center;">高年齢求職者給付金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1年未満</td> <td style="text-align: center;">30日分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年以上</td> <td style="text-align: center;">50日分</td> </tr> </tbody> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分を支給	算定基礎期間	高年齢求職者給付金額	1年未満	30日分	1年以上	50日分	給付日額（第1級7,500円、第2級6,200円、第3級4,100円）の13～17日分 失業前の2ヵ月間（前月及び前々月）に26日以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日以上 ②第2級給付金 ア．第1級及び第2級印紙保険料が24日以上 イ．第1級から順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料の日額以上の場合（①の場合を除く） ③第3級給付金 その他の場合  なお、継続する6ヵ月間に各月11日以上、かつ通算して78日以上印紙保険料を納付した者に60日分を限度として特例給付を支給												
算定基礎期間	高年齢求職者給付金額																		
1年未満	30日分																		
1年以上	50日分																		
—	—																		
—	—																		
—	—																		

制度の種別		雇 用 保 険			
根拠法〔施行〕		雇用保険法（昭49.12.28法116）〔昭50.4.1〕			
対 象		一 般 雇 用 者	短期雇用者	高年齢雇用者	日 雇 労 働 者
失 業 等 給 付	就職促進給付	(1) 就業促進手当 ①就業手当…就業日ごとに基本手当日額の30% ②再就職手当…所定給付日数の2/3以上で60%、1/3以上で50% ③常用就職支度手当…支給率40% 支給対象者拡大 (2) 移転費…鉄道賃、船賃、車賃、航空賃、移転料、着後手当 (3) 広域求職活動費…鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左 (①②を除く)	—	同左（①②を除く） （③の基本手当は日雇労働求職者給付金と読み替え）
	教育訓練給付	(1) 受給要件…被保険者又は被保険者であった者が、一定の教育訓練を受け、かつ、その教育訓練を修了した場合 対象となる被保険者又は被保険者であった者については、被保険者であった期間が通算して3年（ただし、初回に限り1年）以上あること、過去に教育訓練給付金の支給を受けてから3年以上経過していることが要件 また、対象となる教育訓練については、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を厚生労働大臣があらかじめ指定 (2) 支給額…労働者が負担した教育訓練の入学及び受講にかかる費用の20%（上限10万円）	—	—	—
	高年齢雇用継続給付 <sup>1)</sup>	(1) 受給要件…被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の75%未満の場合 (2) 支給額…60歳以後の賃金の15%（各月に支払われた賃金が60歳時点の賃金の61%を超え75%未満の場合は逡減した率） (3) 支給期間…65歳に達する月までの期間（失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間）	—	—	—
	育児休業給付	(1) 受給要件…1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金日額×支給日数の67%（6ヵ月経過後は50%） (3) 支給期間…1歳（特に必要と認められる場合には1歳6ヵ月）未満の子を養育する期間	—	—	—
	介護休業給付	(1) 受給要件…家族を介護するための介護休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12ヵ月以上ある場合 (2) 支給額…原則として、休業前賃金の40% (3) 支給期間…介護休業を開始した日から起算して3ヵ月（一定の要件に該当する場合には、通算93日）を経過する日まで	—	—	—
	備考	基本手当日額は1,840円～7,805円	*に該当するのは公共職業訓練受講者のみ	—	1級印紙は賃金日額11,300円以上 2級印紙は8,200円以上11,300円未満 3級印紙は8,200円未満
二事業		(1) 雇用安定事業…景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇用の安定を図る事業 (2) 能力開発事業…被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力を開発、向上させることを促進する事業			

(注) 1) 船員保険が統合されたことに伴う経過処理により、船員として雇用される者が55歳に達した日が平成22年4月1日以後の者は、雇用保険の高年齢雇用継続給付として取り扱い、昭和34年4月1日までに生まれた者については「高年齢雇用継続給付」欄中「60歳」は「55歳」、「65歳」は「60歳」と読み替える。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

## ④ 業務災害補償制度

平成26(2014)年3月現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法（昭22.4.7法50）〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		国	
対象人員 (平成25年度末現在)		5,429万人	
財源	保険料	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.25～8.9%を事業主から徴収	
	その他	一部国庫補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養開始後1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付（療養給付） 療養の給付又は療養費の支給10割 ただし通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
		休業補償給付（休業給付） 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額（平均賃金相当額）の60% 〔社会復帰促進等事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金（傷病年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級） 〔社会復帰促進等事業〕 傷病特別支給金 114万円（1級）～100万円（3級） 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～ 245日分（3級）
障害に対するもの		年 金	障害補償年金（障害年金） 給付基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 342万円（1級）～159万円（7級） 障害特別年金 算定基礎日額の313日分（1級）～131日分（7級）
		一時金	障害補償一時金（障害一時金） 給付基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級） 〔社会復帰促進等事業〕 障害特別支給金 65万円（8級）～8万円（14級） 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分（8級）～56日分（14級）
遺族に対するもの		年 金	遺族補償年金（遺族年金） 給付基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分（遺族1人）～245日分（遺族4人以上） 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）
		一時金	○遺族補償年金（遺族年金）を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金（遺族一時金） 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔社会復帰促進等事業〕 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度 遺族特別支給金 300万円（労働者の死亡当時の遺族補償給付（遺族給付）の受給権者に支給）
介護に対するもの		介護補償給付（介護給付） 介護の費用として支出した額（上限額：常時介護は月104,570円、随時介護は月52,290円）、あるいは一律定額	
葬祭に対するもの		葬祭料（葬祭給付） 315,000円＋給付基礎日額の30日分（この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分）	
二次健康診断に対するもの		二次健康診断…脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査 特定保健指導…二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため医師等により行われる保健指導	
社会復帰促進等事業		労災病院、特別支給金、義肢（平成21年4月から現物支給が費用支給に変更）等の支給等	

(注) 1 ( )内は通勤災害の場合の給付の名称である。□ □

2 労災保険では、休業（補償）給付については賃金水準が10%を超えて変動した場合にその率に応じて、一時金と年金の各給付については賃金水準の変動率に応じて、毎年、給付基礎日額の改定を行う（スライド制）。

資料：厚生労働統計協会「保険と年金の動向2015/2016」

第1部 社会保障の体系と現状

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法〔施行〕	国家公務員災害補償法(昭26.6.2法191)〔昭26.7.1〕		地方公務員災害補償法(昭42.8.1法121)〔昭42.12.1〕
対象	国家公務員		地方公務員
経営主体	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	50万2千人(平成25年7月1日現在)		283万2千人(平成25年度末現在)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり		
	休業補償給付 1日につき平均給与額の60% 〔福祉事業〕 休業援護金 上記給付額に加えて、1日につき平均給与額の20% *平均給与額とは最終3ヵ月間の平均日額	傷病補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級) 〔福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)～100万円(3級) 傷病特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～245日分(3級)	
障害に対するもの	年金	障害補償年金 給付基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)～159万円(7級) 障害特別援護金 1,540万円(1級)～485万円(7級) (通勤途上の場合は、975万円(1級)～310万円(7級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の313日分(1級)～131日分(7級)	国家公務員災害補償に同じ
	一時金	障害補償一時金 給付基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)～8万円(14級) 障害特別援護金 320万円(8級)～45万円(14級) (通勤途上の場合は、195万円(8級)～30万円(14級)) 障害特別給付金 算定基礎日額の503日分(8級)～56日分(14級)	
介護に対するもの	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額：常時介護は月104,570円、随時介護は52,290円)		
遺族に対するもの	年金	遺族補償年金 給付基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,860万円(通勤途上の場合は1,130万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の153日分(遺族1人)～245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 給与日額の1,000日分～400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円～120万円 遺族特別援護金 1,860万円～744万円 (通勤途上の場合は、1,130万円～450万円) 遺族特別給付金 算定基礎日額の1,000日分	
葬祭に対するもの	葬祭補償 315,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は60日分)		
二次健康診断に対するもの	なし		
労働福祉事業	特別支給金、義肢等補装具支給等		

資料：法研「平成27年版 社会保障便利事典」



制度の種類		国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済
財源	使用者掛金率	公務上の障害年金、 遺族年金の費用の全額	地方公共団体負担	事務費の一部
	国庫負担			
負傷・疾病に対するもの		(受給に加入期間による制限はない)		
障害に 対するもの	年金	<p>障害共済年金〔公務上〕</p> <p>1級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.25+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額4,109,800円)</p> <p>2級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分)×1.00+(3)配偶者の加給年金額 (最低保障額2,538,400円)</p> <p>3級：(1)厚生年金相当部分+(2)職域年金相当部分) (最低保障額2,296,700円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.961<sup>注1)</sup></p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×7.5/1000×平成15年3月以前の加入期間月数<sup>注3)</sup></p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額(平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×5.769/1000×平成15年4月以降の加入期間月数<sup>注3)</sup></p> <p>(2)職域年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.961<sup>注1)</sup></p> <p>&lt;障害等級1級の場合&gt;</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×12×30/100+平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×1.875/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年3月以前の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：(平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×12×23.077/100+平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×1.422/1000×300月を超えた加入期間月数)×平成15年4月以降の加入月数/組合員等の全加入月数</p> <p>☆障害等級2・3級の場合は、①の支給乗率30/100は20/100、1.875/1000は1.5/100、②の支給乗率23.077/100は15.385/100、1.422/1000は1.154/100となる。</p> <p>(3)配偶者の加給年金額：生計を維持していた65歳未満の配偶者がいる場合に222,400円</p>		
		遺族に 対するもの	年金	<p>遺族共済年金〔公務上〕</p> <p>(1)厚生年金相当部分×3/4+(2)職域年金相当部分+(3)中高齢の妻の加算 (最低保障額1,034,900円)</p> <p>(1)厚生年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968<sup>注1)</sup>【長期要件<sup>注4)</sup>、短期要件<sup>注5)</sup>】</p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率7.5/1000は生年月日に応じて10~7.5/1000で計算、②の支給乗率5.769/1000は生年月日に応じて7.692~5.769/1000で計算</p> <p>(2)職域年金相当部分：(①平成15年3月以前の加入期間分の年金額+②平成15年4月以降の加入期間分の年金額)×1.031×0.968<sup>注1)</sup>【長期要件<sup>注4)</sup>、短期要件<sup>注5)</sup>】</p> <p>①平成15年3月以前の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×3.375/1000+平成15年3月以前の加入期間月数<sup>注6)</sup></p> <p>②平成15年4月以降の加入期間分の年金額：平均標準報酬月額<sup>注2)</sup>×2.596/1000+平成15年4月以降の加入期間月数<sup>注6)</sup></p> <p>☆長期要件の場合は、①の支給乗率3.375/1000は生年月日に応じて3.000~3.375/1000で計算、②の支給乗率2.596/1000は2.308~2.596/1000で計算</p> <p>(3)中高齢の妻の加算：583,900円</p>

(注) 1) 0.961は平成26年度のスライド率。0.968は平成25年度のスライド率。

2) 平均標準報酬月額は平成6年改正の再評価率で計算。

3) 加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300分に増額。

4) 長期要件は、退職共済年金または旧共済法による退職に関する年金の受給権者や受給資格期間を満たしている人が公務上または通勤途上の傷病が原因で死亡したとき。

5) 短期要件は、受給要件の長期要件以外。

6) 短期要件についてのみ加入期間月数の合計が300月(25年)未満の場合は、①+②の額に300/加入期間月数を乗じて全体を300分に増額。

資料：法研「平成27年版 社会保障便利事典」、遺族に対するものについては「平成26年版 社会保障便利事典」

⑤ 児童手当制度

目的	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする			
支給対象となる児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童			
所得制限	あり（例：夫婦・児童2人世帯の場合は年収960万円）			
支給額	①所得制限額未満 3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前（第1、2子） 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子以降） 月額 15,000円 中学生 月額 10,000円 ②所得制限額以上（当分の間の特例給付） 月額 5,000円			
費用負担	（3歳未満）		（3歳から中学校終了前）	
	被用者分	事業主7/15 国16/45 地方8/45	国2/3	地方1/3
	非被用者分	国2/3 地方1/3	国2/3	地方1/3
	特例給付分	国2/3 地方1/3	国2/3	地方1/3
	公務員分	所属庁10/10	所属庁10/10	
給付費	平成27年度予算 給付総額 2兆2,299億円 国 1兆2,356億円 事業主 1,821億円 地方 6,178億円 公務員 1,944億円			

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

⑥ 後期高齢者医療制度

平成27（2015）年6月現在

制度の種類	後期高齢者医療制度			
根拠法	高齢者の医療の確保に関する法律（昭57.8.17法80）〔施行昭58.2.1〕			
対象	75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の一定の障害者			
運営主体	後期高齢者医療広域連合（47）			
加入者数	1,543万6千人			
財源	高齢者の保険料	約10%		
	支援金	約40%		
	公費	約50%（国：都道府県：市町村＝4：1：1）		
保健事業の種類	療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額医療・高額介護合算療養費			
一部負担金等	定率1割負担のほか現役並み所得者に3割負担を導入			
		自己負担限度額		
		外来（個人ごと）	入院時食事療養費（食事療養標準負担額）	
	現役並み所得者（課税所得145万円以上）	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当 44,400円）	1食につき 260円
	一般	12,000円	44,400円	
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	90日目まで： 1食につき210円	
住民税非課税世帯のうち特に所得の低い者			15,000円	91日目から： 1食につき160円
			1食につき 100円	

（注）財源の「支援金」とは、若年者（0～74歳）の保険料である。

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

## ⑦ 介護保険

平成27(2015)年4月現在

制 度 の 種 類		介 護 保 険		
根 拠 法 [ 施 行 ]		平 9 . 12 . 17法123 [平12. 4 . 1 ]		
経 営 主 体		市町村 (地方自治体)		
対 象		一般国民		
対 象 人 員 (平成26年3月末現在)		3,202万人 (第1号被保険者)	4,247万人 (第2号被保険者)	
		第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40~64歳)	
財 源	保 険 料	22%	28%	
	国 庫 負 担	25%		
	地方公 共 団 体	都 道 府 県	12.5%	
		市 町 村	12.5%	
自 己 負 担	1割			
給 付	保険給付 (介護サービス) には要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付がある。そのほかに、市町村は介護者と要支援者を対象とした市町村特別給付を行うことができる	要介護状態にある人で、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病 (外傷性、先天性等でない脳血管障害、初老期認知症などの加齢にともなって生じる心身の変化に起因する疾病) によって生じたものである人		
備 考	保険料は原則年金より天引き	保険料は医療保険料と一体的に徴収。特定疾患とは、パーキンソン病、慢性関節リウマチなど、16種類の疾病		

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

## 3 老人福祉

### ① 施設福祉対策

施設名	事業の概要
養護老人ホーム（一般、盲）	65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設
軽費老人ホーム A 型	高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム B 型	身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く）または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる
軽費老人ホーム（ケアハウス）	身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる
都市型軽費老人ホーム	都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模は施設
老人福祉センター （特A型、A型、B型）	A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設 なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

## ② 介護保険制度におけるサービス

サービスの種類	サービスの内容
<b>《居宅サービス》</b>	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが要介護者の居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の世話を行う
訪問入浴介護	入浴車等により居宅を訪問して浴槽を提供して入浴の介護を行う
訪問看護	病状が安定期にあり、訪問看護を要すると主治医等が認めた要介護者について、病院、診療所または訪問看護ステーションの看護師等が居宅を訪問して療養上の世話または必要な診療の補助を行う
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、病院、診療所または介護老人保健施設の理学療法士または作業療法士が居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
居宅療養管理指導	病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師等が、通院が困難な要介護者等について、居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行う
通所介護 (デイサービス)	老人デイサービスセンター等において、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他の必要な日常生活上の世話および機能訓練を行う
通所リハビリテーション (デイケア)	病状が安定期にあり、計画的な医学的管理の下におけるリハビリテーションを要すると主治医等が認めた要介護者等について、介護老人保健施設、病院または診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行う
短期入所生活介護 (ショートステイ)	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、その施設で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
短期入所療養介護 (ショートステイ)	病状が安定期にあり、ショートステイを必要としている要介護者等について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、その施設で、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療や日常生活上の世話を行う
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している要介護者等について、その施設で、特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
福祉用具貸与	在宅の要介護者等について福祉用具の貸与を行う
特定福祉用具販売	福祉用具のうち、入浴や排せつのための福祉用具その他の厚生労働大臣が定める福祉用具の販売を行う
居宅介護住宅改修費 (住宅改修)	手すりの取り付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅改修費の支給
居宅介護支援	在宅の要介護者等が在宅介護サービスを適切に利用できるよう、その者の依頼を受けて、その心身の状況、環境、本人および家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者、本人の健康上・生活上の問題点、解決すべき課題、在宅サービスの目標およびその達成時期等を定めた計画(居宅サービス計画)を作成し、その計画に基づくサービス提供が確保されるよう、事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う。介護保険施設に入所が必要な場合は、施設への紹介等を行う
<b>《地域密着型サービス》</b>	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う
小規模多機能型居宅介護	要介護者に対し、居宅またはサービスの拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
夜間対応型訪問介護	居宅の要介護者に対し、夜間において、定期的な巡回訪問や通報により利用者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応を行う
認知症対応型通所介護	居宅の認知症要介護者に、介護職員、看護職員等が特別養護老人ホームまたは老人デイサービスセンターにおいて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の要介護者に対し、共同生活を営むべく住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行う
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練および療養上の世話を行う
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所・入居を要する要介護者に対し、小規模型(定員30人未満)の施設において、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の既存の在宅サービスを組み合わせて提供する

資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2015/2016」

### ③ 介護保険制度における地域支援事業

介護保険の被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業。

地域支援事業には、全市町村が行う必須事業（介護予防事業または平成24年度から創設された（旧）介護予防・日常生活支援総合事業のいずれか、および包括的支援事業）と、各市町村の判断により行われる任意事業がある。

①-1	介護予防事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減もしくは悪化を防止するために必要な事業（介護予防サービス事業および地域密着型介護予防サービス事業に該当しないもの）	
①-2	（旧）介護予防・日常生活支援総合事業	被保険者の要介護状態等となることを予防し、要支援状態の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的・一体的に行うため、①要支援者への一定の介護予防サービス（1号）、②介護予防事業と生活支援サービス（2号）、③介護予防ケアマネジメント（3号）を一括して行う事業	
包括的支援事業	②	介護予防ケアマネジメント業務	被保険者を対象に、要介護状態等になることを予防するため、上記①の介護予防事業を含めた適切なサービスが心身等の状況に応じて、その被保険者の選択により包括的かつ効率的に提供されるよう、必要な援助や調整を行う事業
	③	総合相談支援業務	被保険者を対象に、保健医療の向上や福祉の増進を図るため総合的な支援を行う事業（心身の状況など必要な実情の把握、保健医療・公衆衛生・社会福祉など関連する施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整など）
	④	権利擁護業務	被保険者を対象に、権利擁護のため必要な援助を行う事業（虐待の防止および早期発見のための事業など）
	⑤	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	被保険者を対象に、保健医療・福祉の専門家がケアプランを検証し、心身等の状況を定期的に協議するなどの取組みを通じて、地域において自立した日常生活を営むことができるように包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワーク作りなど。平成27年度から「地域ケア会議の推進」を追加）
	⑥	在宅医療・介護連携推進事業	医療・介護の関係者の連携を推進する事業
	⑦	生活支援体制整備事業	地域における自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態の軽減・悪化防止に係る体制の整備などの事業
	⑧	認知症総合支援事業	認知症である（その疑いのある）被保険者に対する総合的な支援を行う事業

（注）1 ⑥～⑧は平成27年4月から（平成30年3月まで猶予可）

2 地域支援事業の任意事業＝介護給付費等費用適正化事業／家族介護支援事業／その他の事業

資料：社会保険研究所「平成27年8月版 介護保険制度の解説」

## 4 障害者保健福祉施策

### ① 障害福祉サービス体系

《障害福祉サービスに係る自立支援給付の体系》

平成27年3月現在

サービス		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	サービスの内容
介護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	18,719	155,787	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	重度訪問介護	6,629	9,960	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うもの
	同行援護	5,736	22,512	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行うもの
	行動援護	1,439	8,519	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うもの
	重度障害者等包括支援	9	29	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うもの
	短期入所（ショートステイ）	3,977	43,119	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
	療養介護	241	19,457	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うもの
	生活介護	8,801	260,169	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するもの
障害者支援施設での夜間ケア等 (施設入所支援)		2,626	132,296	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの
訓練 等 給 付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1,371	14,689	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労移行支援	2,985	29,626	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	就労継続支援（A型・B型）	11,891	243,752	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの
	共同生活援助（グループホーム）	6,637	96,012	主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成27年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

## 第1部 社会保障の体系と現状

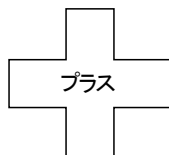
### 《日中活動と住まいの場の組み合わせ》

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択可能。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供される。

日中活動の場 以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護（医療型）*
生活介護（福祉型）
自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援（A型・B型）
地域活動支援センター （地域生活支援事業）



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援
又は
居住支援 （グループホーム、福祉ホームの機能）

\*療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

### 《地域生活支援事業と自立支援給付》（障害福祉サービス）

	地域生活支援事業	自立支援給付（障害福祉サービス）
性 格	地域の実情や利用者の状況に応じて、自治体が柔軟な形態で実施することが可能な事業	介護、就労訓練といった個別の明確なニーズに対応した給付
費用の流れ	自治体の実施（自治体は自ら事業の実施、又は事業者への委託等により実施）	利用者本人に対する給付（実際には、事業者が給付費を代理受領）
利 用 者	実施主体の裁量	障害支援区分認定（介護給付は18歳以上のみ必要、訓練等給付は必要なし）*、支給決定が必要
利 用 料	実施主体の裁量	応能負担
事業実施にあたっての基準	実施主体の裁量（一部運営基準有り：地域活動支援センター、福祉ホーム）	指定基準（人員、設備及び運営に関する基準）等有り
財 源	補助金（一部交付税措置有り） 補助割合：都道府県事業 国1/2以内 市町村事業 国1/2以内 都道府県 1/4以内	負担金 負担割合：国1/2 都道府県・市町村 1/4

\*同行援護について、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分認定は不要。

\*訓練等給付のうち、共同生活援助については、一定の場合は障害支援区分認定が必要。

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」



## ② 自立支援医療制度の概要

	自立支援医療
目的	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額が軽減するための公費負担医療制度 ※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担 (負担率：国1/2、都道府県等1/2)
対象者	精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者 更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上） 育成医療：身体に障害を有する児童（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳未満）
対象となる主な障害と治療例	精神通院医療（精神疾患）：外来、外来での投薬、精神科デイケア等 更生医療・育成医療： 肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術 視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術 内部障害・・・心臓機能障害→弁置換術、ペースメーカー埋込術 腎臓機能障害→腎移植、人工透析

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

③ 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名	事業内容
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（A型）</div> </div>	<p>身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、スポーツ、レクリエーションなど保健・休養のための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">身体障害者福祉センター（B型）</div> </div>	<p>在宅障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">障害者更生センター</div> </div>	<p>障害者、家族が気軽に宿泊、休養するための施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字図書館</div> </div>	<p>視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の製作貸出し等を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">点字出版施設</div> </div>	<p>点字刊行物を出版する施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">聴覚障害者情報提供施設</div> </div>	<p>字幕(手話)入りDVD等の製作貸出し、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出し等を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">補装具製作施設</div> </div>	<p>補装具の製作または修理を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲人ホーム</div> </div>	<p>あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許を有する視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設</p>
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">地域利用施設</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">盲導犬訓練施設</div> </div>	<p>盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設</p>

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

## ④ 障害児・知的障害者に対する施設福祉施策の概要

《障害児通所支援・障害児入所支援の体系》

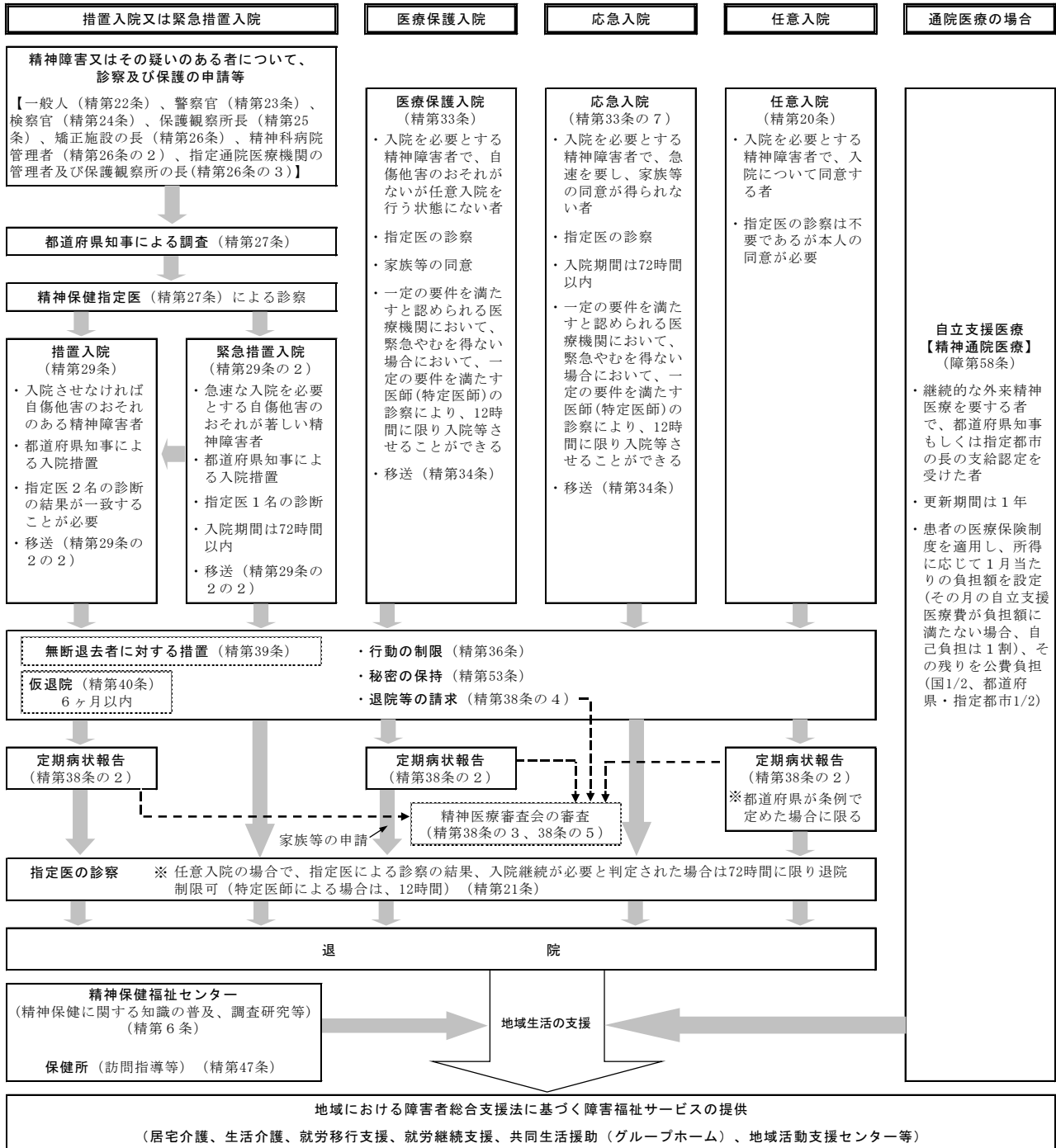
平成27年3月現在

支 援		事業所数 (か所)	利用者数 (人)	支援の内容
障害児(市 通町 所村) 支援	児 童 発 達 支 援	3,198	75,011	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの
	医 療 型 児 童 発 達 支 援	101	2,623	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行うもの
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	5,815	94,978	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行うもの
	保 育 所 等 訪 問 支 援	312	1,670	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行うもの
障害児入所支援 (都道府県)	福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	192	1,844	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うもの
	医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	186	2,148	施設に入所する障害のある児童に対して、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うもの

(注) 事業所数、利用者数については、平成27年3月の国民健康保険団体連合会による支払いの実績データから、抽出・集計したものである。

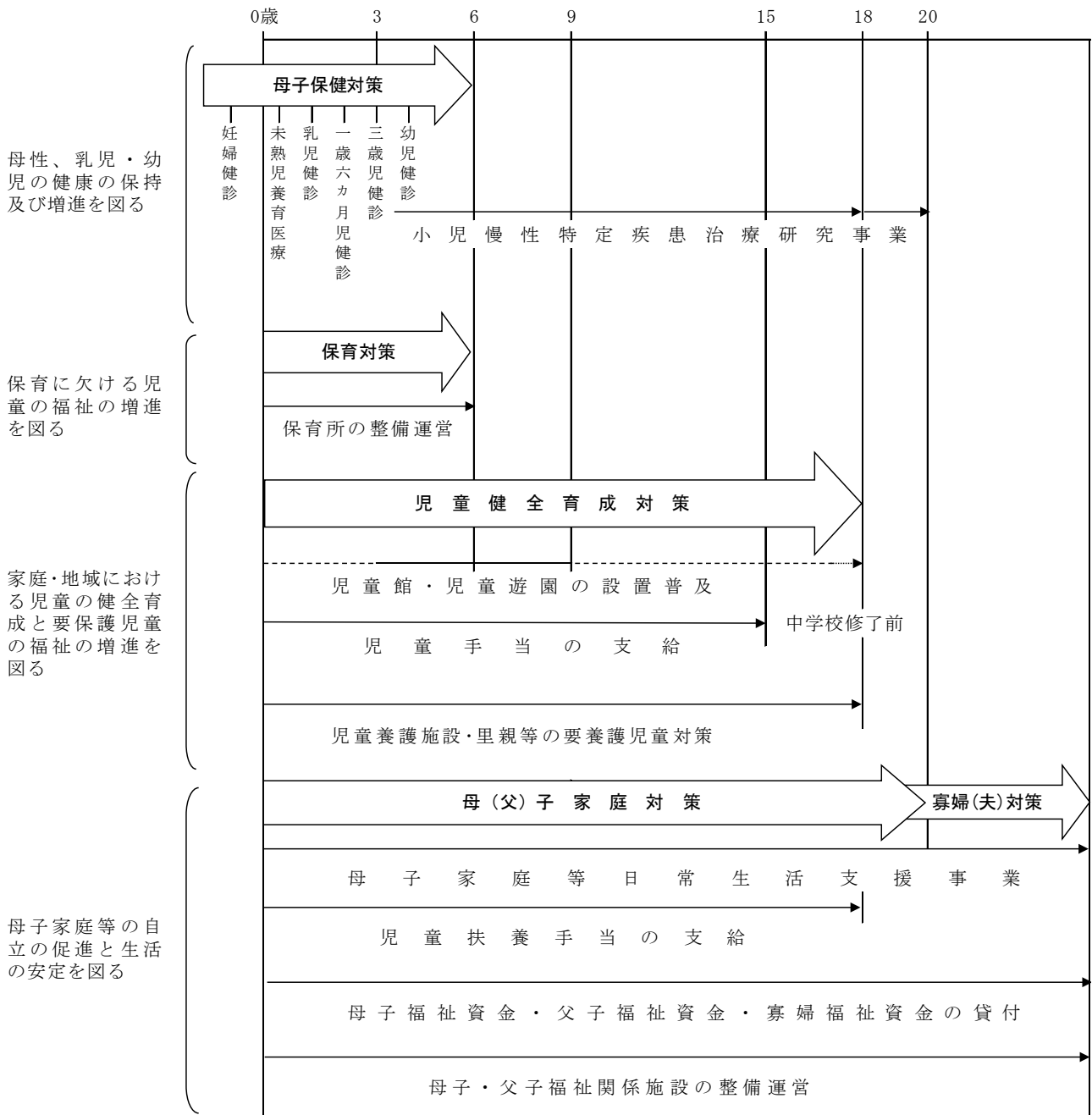
資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

# 5 精神保健福祉関連制度の概要



(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）：「精」と略する。  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）：「障」又は「障害者総合支援法」と略する。  
 2 「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事又は指定都市市長」と読み替える。  
 資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」

# 6 年齢別児童家庭福祉施策の一覧



資料：厚生労働統計協会「国民の福祉と介護の動向2015/2016」

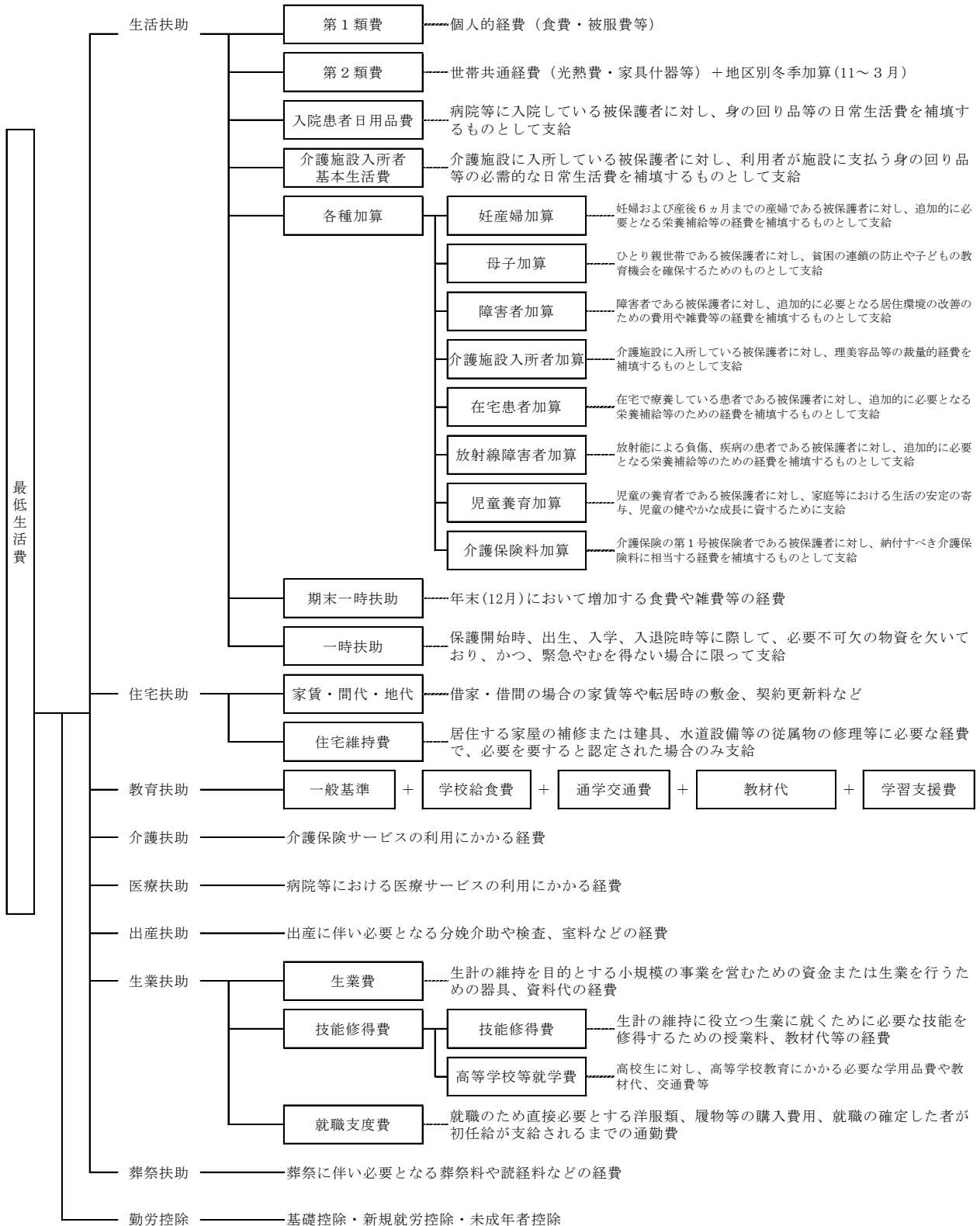
## 7 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	父母の離婚等により父と生計を同じくしない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者または20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護養育している母又は養育する者（祖父母等） 父母の離婚等により母と生計を同じくしない児童を監護し、かつ生計を同じくする父	精神または身体に障害を有する20歳未満の障害児を監護している父母または養育者（その児童と同居して監護し、生計を維持している者）	①特別障害者手当 精神または身体に重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人 ②障害児福祉手当 精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の児童	0歳から中学校修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童	原子爆弾の放射能が原因で病气やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病气やけがの治っていない人	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動機能障害、視機能障害（白内障）、造血機能障害、肝機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病气にかかっている人
手当額月額（平成27年度）	○児童1人 収入130万円未満 42,000円 収入130万円以上365万円未満の場合は、所得に応じて10円から32,090円まで10円きざみで支給停止 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級（重度） 51,100円 2級（中度） 34,030円	①特別障害者手当 26,620円 ②障害児福祉手当 14,480円 経過措置による福祉手当 14,480円	○所得制限額未満 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前 (第1、2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ○所得制限額以上 (当分の間の特例給付) 5,000円	138,380円	34,030円
所得制限額（収入ベース）（平成27年度）	○本人 (2人世帯) 365.0万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 610.0万円	○本人 (4人世帯) 770.7万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○本人 (2人世帯) 565.6万円 ○扶養義務者等 (6人世帯) 954.2万円	○夫婦と児童2人 (年収ベース) 960万円未満	なし	なし

資料：厚生労働省「平成27年版厚生労働白書」、厚生労働省HP（分野別政策）

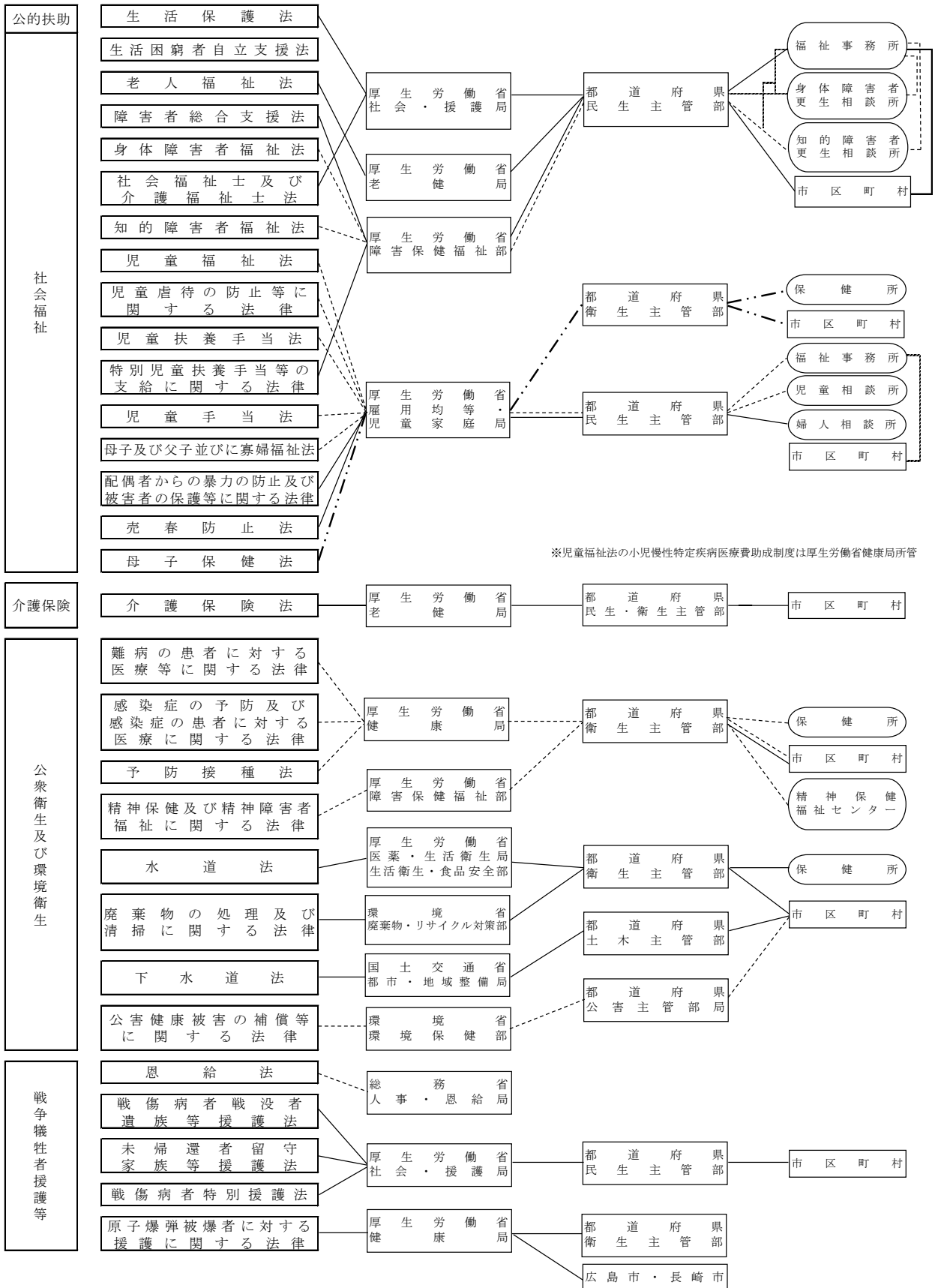
# 8 生活保護制度

[最低生活費の体系]



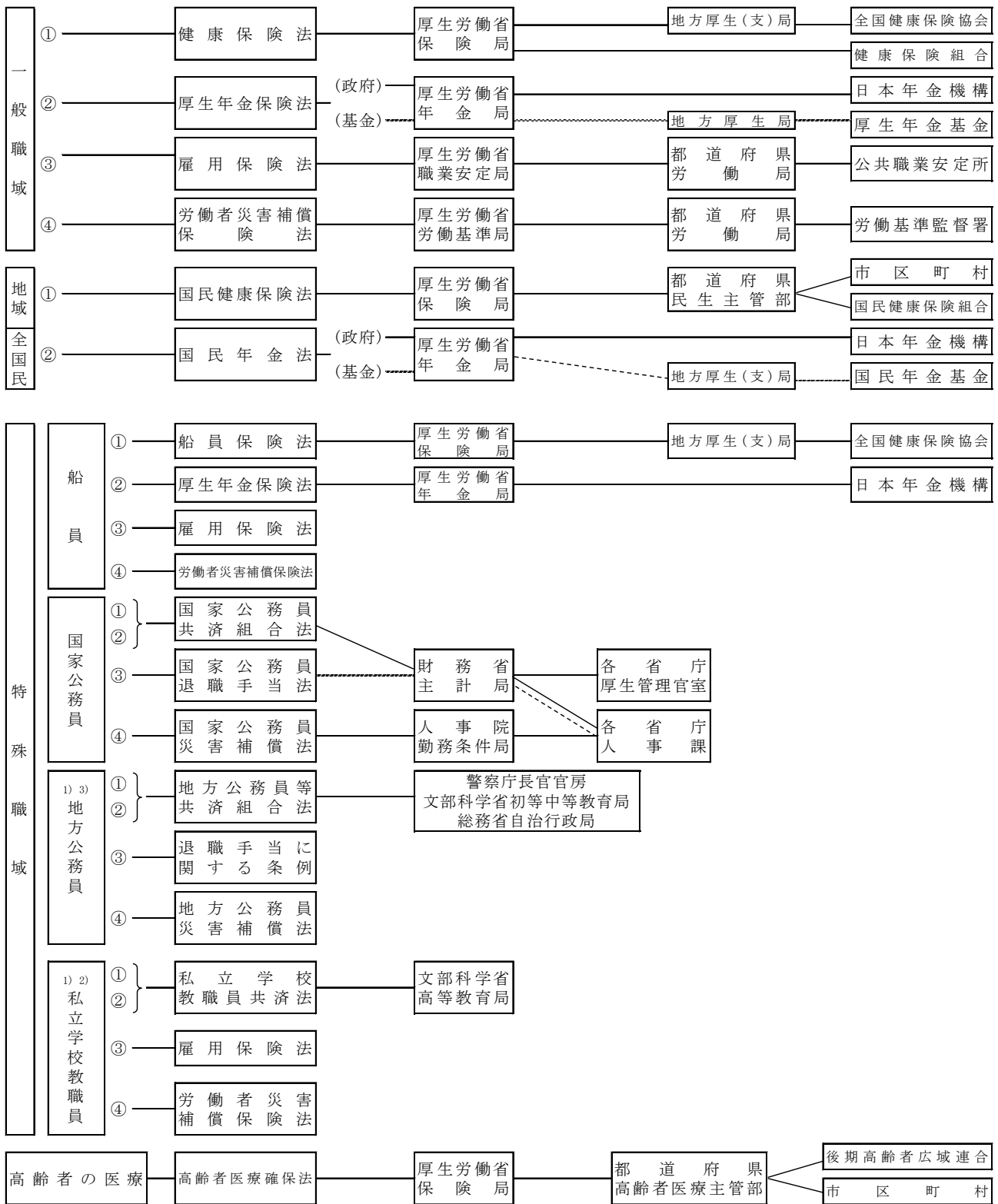
資料：厚生労働省HP（社会保障審議会資料）

〔参考〕 社会保障制度の種類と行政機構の概略



資料：中央法規「社会保障入門2016」





備考 制度①：医療保険

②：年金保険

③：雇用保険（これに代わるものを含む）

④：業務災害補償保険（ " ）

(注) 1) 「地方公務員」と「私立学校教職員」のうち①において健康保険法の適用を受けている者がある。

2) 「国家公務員」「地方公務員」「私立学校教職員」について平成27年10月以降は②において厚生年金保険法の適用を受ける。

3) 「地方公務員」のうち、市町村職員については③において雇用保険法の適用を受けている者がある。

資料：中央法規「社会保障入門2016」

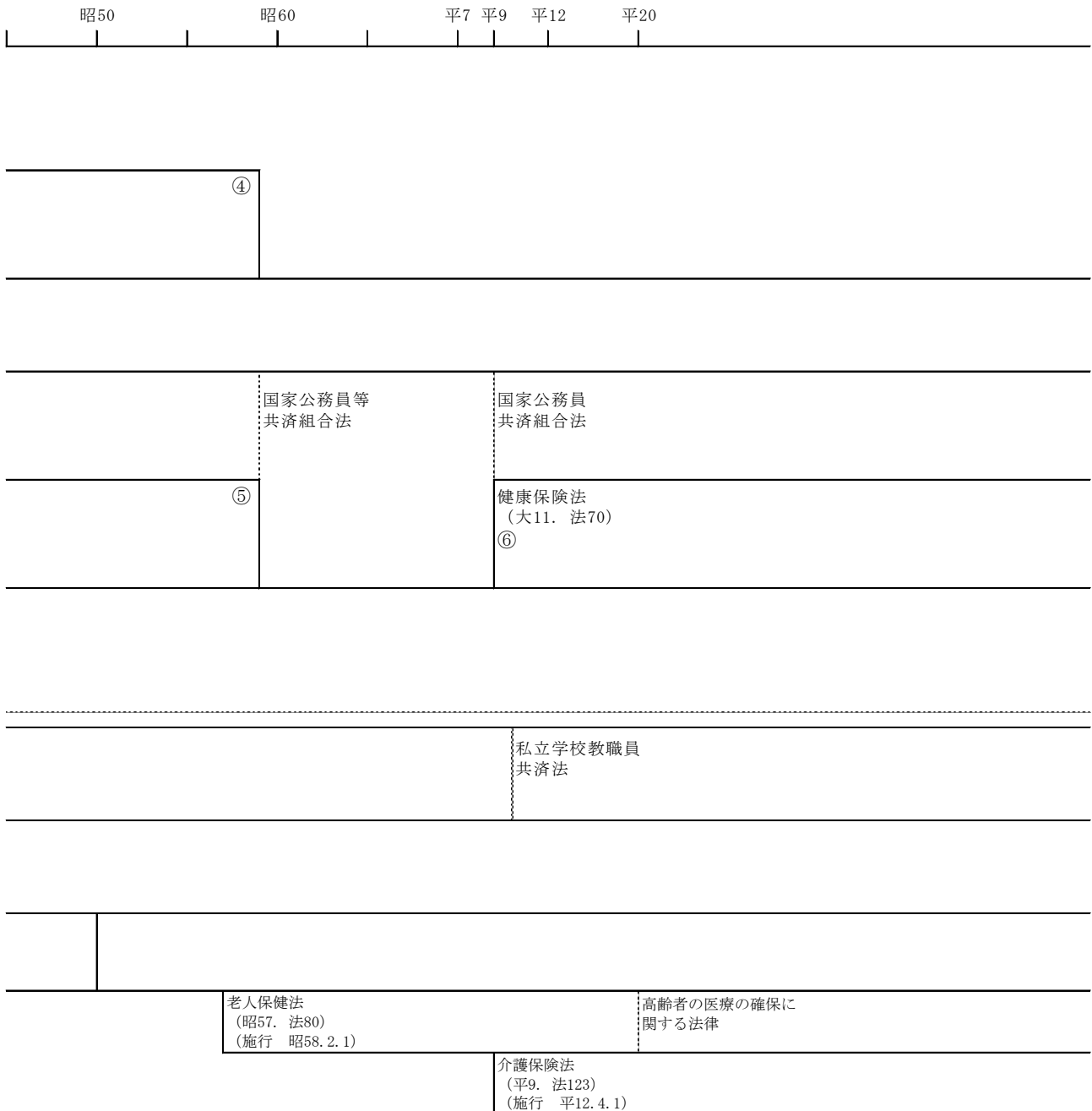
# 第2節 社会保険各制度の成立経過

## ① 医療保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	日雇労働者	職員健康保険法（昭14. 法72）					
	船員	日雇労働者健康保険法（昭28. 法207） （施行 昭28. 11. 1）					
	公務員等	国家公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	
		適役職人員	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により設立され、医療費の支給等を行っていた。				
		地方公務員	政府職員共済組合令（昭15. 勅827）		旧国家公務員共済組合法（昭23. 法69）	国家公務員共済組合法（昭33. 法128） （施行 昭33. 7. 1）	公共企業体職員等共済組合法（昭31. 法134） （施行 昭31. 7. 1）
	私立学校職員	健康保険法（大11. 法70）				市町村職員共済組合法（昭29. 法204）	地方公務員等共済組合法（昭37. 法152） （施行 昭37. 12. 1）
	農団林体漁職員	健康保険法（大11. 法70） （施行 昭2. 1. 1）					
	非被用者	旧国民健康保険法（昭13. 法60） ②				国民健康保険法（昭33. 法192） （施行 昭34. 1. 1） ③	
	高齢者						

① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。

② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。



- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。

② 年金保険制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一 般 被 用 者	労働者年金 保険法(昭 16.法60) (施行 昭17.6.1)		旧厚生年金保険法 (昭19.法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29.法115) (施行 昭29.5.1)		
	日 雇 労 働 者	退職積立金及退職 手当法(昭11.法42)				①	
	船 員	船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)					
	公 務 員 等	国 家 公 務 員	官吏恩給 法②	恩 給 法 (大12.法48)			国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)
		適 役 用 職 法 人 員	大正9年から国有鉄道共済組合など官業共済組合では、年金給 付を実施していた。			旧国家公務員 共済組合法 (昭23.法69)	公共企業体職員等 共済組合法 (昭31.法134) (施行 昭31.7.1)
		地 方 公 務 員	官吏恩給 法	恩 給 法 (大12.法48)			地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)
			退職年金条例 ③			旧国家公務員共済 組合法(昭23.法69)	国家公務員 共済組合法
	私 教 立 職 学 校 員	財団法人私学恩給財団(大13.10.1発足)			④	⑤ 私立学校教職員 共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)	
	農 団 林 体 漁 職 業 員				厚生年金 保険法 (昭29. 法115)	農林漁業団体職員 共済組合法 (昭33.法99) (施行 昭34.1.1)	
	非 被 用 者					国民年金法 (昭34.法141) (施行 昭34.11.1)	

- ① 旧厚生年金保険法となったときに、職員、女子も対象者となった。
- ② 国家公務員関係では、明治8年に海軍退隠令、同9年陸軍恩給令、同17年に官吏恩給令が公布され、これが明治23年、軍人恩給法、官吏恩給法に集成され、これが大正12年恩給法に統一された。
- ③ 退職年金条例は、地方公務員共済組合法制定まで残った。
- ④ 昭和27年に財団法人私立中等学校恩給財団より、財団法人私学恩給財団に名称を改め、対象を大学から幼稚園まで拡大した。
- ⑤ 教員については、厚生年金保険は任意包括であった。

昭50	昭60 昭61(注)	平7 平9	平12 平14	平27
		確定給付企業年金法 (平13. 法50) (施行 平14. 4. 1)		
		確定拠出年金法 (平13. 法88) (施行 平13. 10. 1)		
		厚生年金保険法 (昭29. 法115) (昭61. 4. 1統合)		
	国家公務員等 共済組合法	国家公務員 共済組合法	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
⑥		⑦	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平9. 4. 1統合)	
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
			厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平27. 10. 1統合) ⑨	
		⑧	厚生年金保険法 (昭29. 法115) (平14. 4. 1統合)	
農業者年金基金法 (昭45. 法78) (施行 46. 1. 1)				

- ⑥ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合法に統合された。
- ⑦ 平成9年4月1日から、被用者年金制度の再編成の第1段階として、旧公共企業体（日本鉄道、日本電信電話、日本たばこ産業）の各共済組合は厚生年金保険法に統合された。
- ⑧ 農林漁業団体職員共済組合法の廃止により、平成14年4月1日から厚生年金保険法に統合された。
- ⑨ 被用者年金制度の一元化により厚生年金保険法に統合された。
- (注) 昭和61年4月1日からの基礎年金の創設に伴い、国民年金法が被用者、非被用者のいずれにも適用されることとなった。

③ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60	平成元	平成22
一般被用者		退職積立金 及 退職手当法 (昭11.法42)		失業保険法(昭22.法146) (適用 昭22.11.1) ①		雇用保険法(昭49.法116) (適用 昭50.4.1) ②			
日雇労働者				日雇労働者の制度創設 (昭24.法87) (施行 昭22.6.1)					
船員				船員保険法失業部門創設 (昭22.法235) (施行 昭22.11.1)					雇用保険法 (昭49.法116) (施行 平22.1.1) ④
公務員等	国家公務員			国家公務員退職手当法 (昭28.法182) (適用 昭28.8.1)					
	適用法人 役員					雇用保険法 (適用昭60.4.1) ③			
	地方公務員			退職手当に関する条例					

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。
- ④ 社会保険庁の廃止に伴い、雇用保険制度へ統合。

④ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60	平成元	平成22
一般被用者		健康保険法 (大11. 法70) (施行 昭2. 1. 1) ①							
			労働者災害扶助責任保険法 ② (昭6. 法55)						
				労働者年金保険法					
				旧厚生年金保険法					
					労働者災害補償保険法 (昭22. 法50) (施行 昭22. 9. 1)				
船員									
				船員保険法 (昭14. 法73) (施行 昭15. 6. 1)					
					昭和22年法103号をもって 労災補償部門を明確に区分				労働者災害補償 保険法 (昭22. 法50) (施行 平22. 1. 1) ⑤
公務員等	国家公務員								
			③	国家公務員災害補償法 (昭26. 法191) (施行 昭26. 7. 1)					
		国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。			旧国家公務員共済組合法 (昭23. 法69)	国家公務員共済組合法 (昭33. 法128) (施行 昭33. 7. 1)			
	適用法人 役員								
						業務災害補償に関する協約			労働者災害補償保険法 (適用昭60. 4. 1) ④
地方公務員									
					国家公務員共済組合法 (施行 昭33. 7)	地方公務員等共済組合法 (昭37. 法152) (施行 昭37. 12. 1)			
					市町村職員共済組合法 (昭29. 法204)				
					災害補償に関する条例	地方公務員災害補償法 (昭42. 法121) (施行 昭42. 12. 1)			

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様で業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法 (昭和6年4月2日法律第54号) が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行われていた。
- ④ 旅客鉄道会社等 (旧日本国有鉄道) は、昭和62年4月1日より適用。
- ⑤ 社会保険庁の廃止に伴い、労災保険制度へ統合。

## 〔参考〕 1 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済財政白書 (内閣府)	厚生労働白書 (厚生労働省)	労働経済白書 (厚生労働省)
2001 (平成13) 年	改革なくして成長なし	生涯にわたり個人の自立を支援する厚生労働行政	情報通信技術 (IT) の革新と雇用
2002 (平成14) 年	改革なくして成長なしII	現役世代の生活像 —経済的側面を中心として—	最近の雇用・失業の動向とその背景
2003 (平成15) 年	改革なくして成長なしIII	活力ある高齢者像と世代間の新たな関係の構築	経済社会の変化と働き方の多様化
2004 (平成16) 年	改革なくして成長なしIV	現代生活を取り巻く健康リスク—情報と協働でつくる安全と安心—	雇用の質の充実を通じた豊かな生活の実現に向けた課題
2005 (平成17) 年	改革なくして成長なしV	地域とともに支えるこれからの社会保障	人口減少社会における労働政策の課題
2006 (平成18) 年	成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済	持続可能な社会保障制度と支え合いの循環—「地域」への参加と「働き方」の見直し—	就業形態の多様化と就労者生活
2007 (平成19) 年	生産性上昇に向けた挑戦	医療構造改革のめざすもの	ワークライフバランスと雇用システム
2008 (平成20) 年	リスクに立ち向かう日本経済	生涯を通じた自立と支え合い—暮らしの基盤と社会保障を考える—	働く人の意識と雇用管理の動向
2009 (平成21) 年	危機の克服と持続的回復への展望	暮らしと社会の安定に向けた自立支援	賃金、物価、雇用の動向と勤労者生活
2010 (平成22) 年	需要の創造による成長力の強化	厚生労働省改革元年	産業社会の変化と雇用・賃金の動向
2011 (平成23) 年	日本経済の本質的な力を高める	社会保障の検証と展望 —国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀—	世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向
2012 (平成24) 年	日本経済の復興から発展的創造へ	社会保障を考える	分厚い中間層の復活に向けた課題
2013 (平成25) 年	経済の好循環の確立に向けて	若者の意識を探る	構造変化の中での雇用・人材と働き方
2014 (平成26) 年	よみがえる日本経済、広がる可能性	健康長寿社会の実現に向けて —健康・予防元年—	人材力の最大発揮に向けて
2015 (平成27) 年	四半世紀ぶりの成果と再生する日本経済	人口減少社会を考える —希望の実現と安心して暮らせる社会を目指して—	労働生産性と雇用・労働問題への対応



## 〔参考〕 2 平成27年の審議会意見書等一覧

審議会等開催日	意見書・報告書	審議会等
平成27年2月2日	電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会の報告	労働政策審議会・電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会
平成27年3月30日	医師国家試験改善検討会報告書について	医道審議会・医師分科会医師国家試験改善検討部会
平成27年3月31日	公的年金財政状況報告（平成25年度）	社会保障審議会・年金数理部会
平成27年4月30日	特定機能病院等の医療安全管理体制に関する意見	社会保障審議会・医療分科会
平成27年6月19日	がん対策推進基本計画中間評価報告書等について	がん対策推進協議会
平成27年6月25日	厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会報告書	厚生科学審議会・厚生労働行政の推進に資する研究に関する委員会
平成27年7月8日	粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令案要綱の諮問と答申	労働政策審議会・安全衛生分科会じん肺部会
平成27年7月13日	肝炎対策推進協議会意見書	肝炎対策推進協議会
平成27年7月30日	平成27年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）	中央最低賃金審議会
平成27年8月28日	社会保障審議会児童部会児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会報告書	社会保障審議会・児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会
平成27年9月30日	薬剤師国家試験のあり方に関する基本方針の見直しに関する中間とりまとめ	医道審議会・薬剤師国家試験制度改善検討部会
平成27年10月8日	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第11次報告）	社会保障審議会・児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会
平成27年12月3日	がん対策加速化プランへの提言について	がん対策推進協議会



# 第Ⅱ部

## 社会保障関係統計資料編



## 凡 例

- 1 本表の記号は次による。  
 … 不問                    0または0.(単位未満                    △ 負数  
 — なし                    ・                    統計項目のありえない場合
- 2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。
- 3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。

## 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

(単位 人口：千人)

区 分	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 人 口	117,060	123,611	126,926	128,057	127,799	127,515	127,298	127,083
年齢階級別人口								
0～14歳人口	27,507	22,486	18,472	16,803	16,705	16,547	16,390	16,233
(%)	23.5	18.2	14.6	13.1	13.1	13.0	12.9	12.8
15～64歳人口	78,835	85,904	86,220	81,032	81,342	80,175	79,010	77,850
(%)	67.3	69.5	67.9	63.3	63.7	62.9	62.1	61.3
65歳以上人口	10,647	14,895	22,005	29,246	29,752	30,793	31,898	33,000
(%)	9.1	12.0	17.3	22.8	23.3	24.2	25.1	26.0
出 生	1,577	1,222	1,191	1,071	1,051	1,037	1,030	1,004
人口千対	13.6	10.0	9.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0
死 亡	723	820	962	1,197	1,253	1,256	1,268	1,273
人口千対	6.2	6.7	7.7	9.5	9.9	10.0	10.1	10.1
自 然 増 減	854	401	229	△ 126	△ 202	△ 219	△ 239	△ 269
人口千対	7.3	3.3	1.8	△ 1.0	△ 1.6	△ 1.7	△ 1.9	△ 2.1
平均余命(年)								
男  0歳	73.35	75.92	77.72	79.64	79.44	79.94	80.21	80.50
65歳	14.56	16.22	17.54	18.86	18.69	18.89	19.08	19.29
女  0歳	78.76	81.90	84.60	86.39	85.90	86.41	86.61	86.83
65歳	17.68	20.03	22.42	23.89	23.66	23.82	23.97	24.18
合計特殊出生率	1.75	1.54	1.36	1.39	1.39	1.41	1.43	1.42

(注) 昭和55年、平成2年、平成12年、平成22年の総人口には、年齢不詳を含む。

資料：「総人口」「年齢階級別人口」は、総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」

上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」「完全生命表」「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/001.xls>

第2表 年齢3区分別人口の推移

(単位 万人)

区 分	総人口	総人口に占める割合(%)			年少人口指数
		0～14歳	15～64歳	65歳以上	
昭和25年(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
35 (1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
45 (1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
55 (1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
12 (2000)	12,693	14.6	67.9	17.3	21.4
17 (2005)	12,777	13.8	66.1	20.2	20.8
22 (2010)	12,806	13.2	63.8	23.0	20.7
23 (2011)	12,780	13.1	63.7	23.3	20.5
24 (2012)	12,752	13.0	62.9	24.2	20.6
25 (2013)	12,730	12.9	62.1	25.1	20.7
26 (2014)	12,708	12.8	61.3	26.0	20.9
平成27年(2015)	12,660	12.5	60.7	26.8	20.6
32 (2020)	12,410	11.7	59.2	29.1	19.8
37 (2025)	12,066	11.0	58.7	30.3	18.7

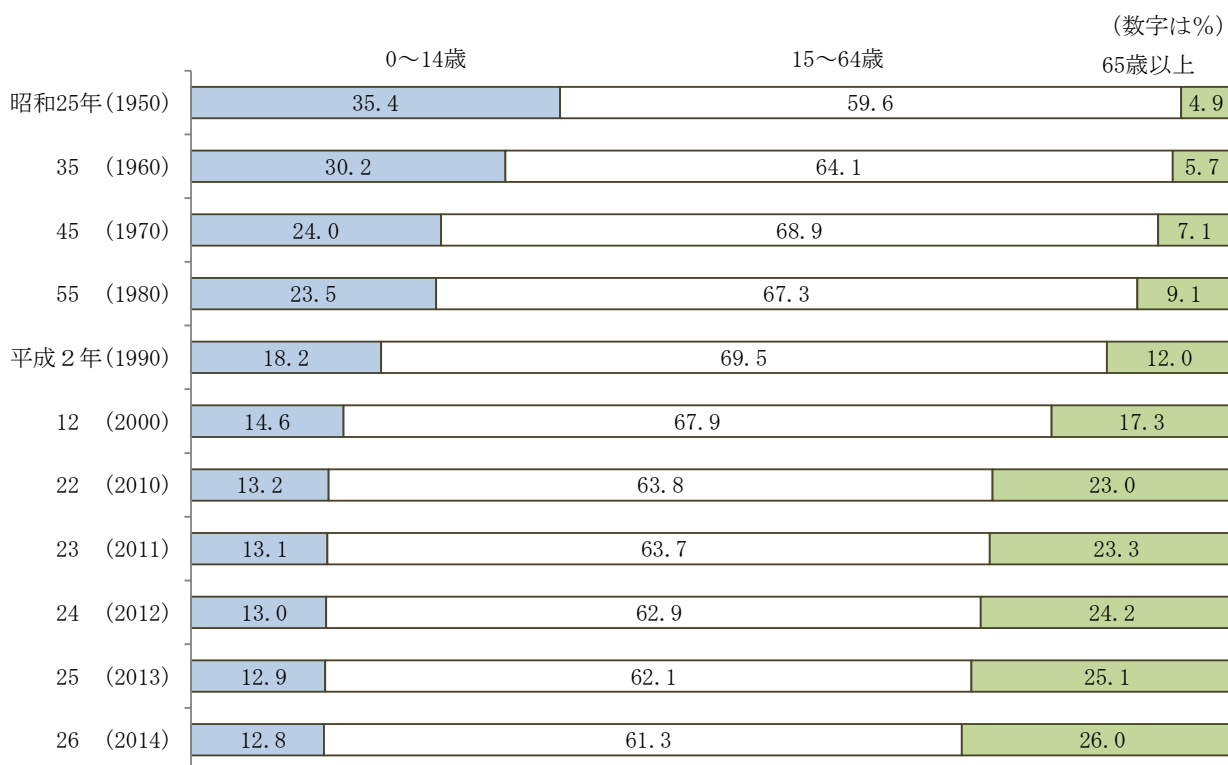
(注) 年齢不詳を含む。

資料：平成26年以前は総務省統計局「国勢調査」「10月1日現在推計人口」、

平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口ー平成24年1月推計ー」の中位推計値

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/002.xls>

<年齢別人口の割合の推移>



(小数点第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

第3表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）

平成26年10月1日現在(単位 千人)

区 分	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	127,083	61,801	65,282	125,431	61,041	64,391
0～4歳	5,213	2,673	2,540	5,157	2,644	2,513
5～9	5,307	2,716	2,591	5,261	2,692	2,569
10～14	5,713	2,927	2,786	5,669	2,904	2,765
15～19	6,005	3,075	2,930	5,924	3,034	2,890
20～24	6,203	3,190	3,013	5,989	3,076	2,913
25～29	6,678	3,414	3,264	6,462	3,304	3,158
30～34	7,466	3,788	3,678	7,279	3,703	3,576
35～39	8,670	4,394	4,277	8,513	4,328	4,185
40～44	9,793	4,956	4,837	9,644	4,898	4,747
45～49	8,608	4,329	4,279	8,477	4,279	4,199
50～54	7,791	3,903	3,888	7,688	3,860	3,828
55～59	7,654	3,801	3,853	7,580	3,769	3,810
60～64	8,980	4,406	4,574	8,920	4,379	4,542
65～69	9,154	4,414	4,741	9,107	4,391	4,716
70～74	7,928	3,689	4,239	7,893	3,674	4,220
75～79	6,269	2,768	3,501	6,244	2,758	3,487
80～84	4,869	1,944	2,925	4,855	1,938	2,916
85～89	3,063	1,029	2,033	3,054	1,027	2,028
90～94	1,305	312	993	1,302	311	990
95～99	352	63	289	351	62	289
100歳以上	60	8	52	60	8	51
(再掲)						
0～14歳	16,233	8,316	7,917	16,087	8,241	7,847
15～64	77,850	39,257	38,592	76,478	38,631	37,847
65歳以上	33,000	14,227	18,773	32,866	14,169	18,697

資料：総務省統計局「平成26年10月1日現在推計人口」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/003.xls>

第4表 人口動態

区 分	人 口	出 生		死 亡		自然増減	
		実 数	率	実 数	率	実 数	率
昭和45年(1970)	* 103,119,447	1,934,239	18.8	712,962	6.9	1,221,277	11.8
55 (1980)	* 116,320,358	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
平成2年(1990)	* 122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
12 (2000)	* 126,925,843	1,190,547	9.5	961,653	7.7	228,894	1.8
22 (2010)	* 128,057,352	1,071,304	8.5	1,197,012	9.5	△ 125,708	△ 1.0
23 (2011)	127,799,000	1,050,806	8.3	1,253,066	9.9	△ 202,260	△ 1.6
24 (2012)	127,515,000	1,037,231	8.2	1,256,359	10.0	△ 219,128	△ 1.7
25 (2013)	127,298,000	1,029,816	8.2	1,268,436	10.1	△ 238,620	△ 1.9
26 (2014)	127,083,000	1,003,539	8.0	1,273,004	10.1	△ 269,465	△ 2.1

- (注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和45年以降は日本人人口である。  
 2 昭和55年以降は、沖縄県を含む。  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は、死亡(実数)の再掲である。  
 4 死産とは、妊娠満12週以後のものである。  
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和45年は、妊娠満28週 以後の数値である)  
 6 「婚姻」「離婚」の実数は件数を示す。  
 7 「出生」「死亡」「自然増減」「婚姻」「離婚」の率は、人口千対。  
 8 「乳児死亡」「死産」「周産期死亡」の率は、出生千対。

資料：「人口」は、総務省統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」  
 上記以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/004.xls>

第5表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

区 分	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《男》										
0 歳	74.78	75.92	76.38	77.72	78.56	79.55	79.44	79.94	80.21	80.50
5	70.39	71.45	71.87	73.10	73.88	74.82	74.71	75.19	75.45	75.74
10	65.47	66.53	66.94	68.15	68.93	69.85	69.77	70.23	70.49	70.77
20	55.74	56.77	57.16	58.33	59.08	59.99	59.93	60.36	60.61	60.90
30	46.16	47.16	47.55	48.69	49.43	50.33	50.28	50.69	50.93	51.21
40	36.63	37.58	37.96	39.13	39.86	40.73	40.69	41.05	41.29	41.57
50	27.56	28.40	28.75	29.91	30.63	31.42	31.39	31.70	31.92	32.18
60	19.34	20.01	20.28	21.44	22.09	22.75	22.70	22.93	23.14	23.36
70	12.00	12.66	12.97	13.97	14.39	14.96	14.93	15.11	15.28	15.49
80	6.51	6.88	7.13	7.96	8.22	8.42	8.39	8.48	8.61	8.79
85	4.64	4.93	5.05	5.76	5.89	6.00	5.96	6.00	6.12	6.24
90	3.28	3.51	3.58	4.10	4.15	4.19	4.14	4.16	4.26	4.35
95	—	—	2.60	2.97	2.93	—	—	—	—	—
100	—	—	—	—	2.08	—	—	—	—	—

(注) 0歳の平均余命を「平均寿命」と呼んでいる。

資料：平成2年以前及び平成7、12、17、22年は、厚生労働省大臣官房統計情報部「完全生命表」  
 それ以外は、厚生労働省大臣官房統計情報部「簡易生命表」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/005.xls>



乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率	実数	率	実数	率	実数	率	実数	率
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
3,830	3.2	38,393	31.2	6,881	5.8	798,138	6.4	264,246	2.10
2,450	2.3	26,560	24.2	4,515	4.2	700,214	5.5	251,378	1.99
2,463	2.3	25,751	23.9	4,315	4.1	661,895	5.2	235,719	1.87
2,299	2.2	24,800	23.4	4,133	4.0	668,869	5.3	235,406	1.87
2,185	2.1	24,102	22.9	3,862	3.7	660,613	5.3	231,383	1.84
2,080	2.1	23,524	22.9	3,750	3.7	643,749	5.1	222,107	1.77

区分	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	7 (1995)	12 (2000)	17 (2005)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《女》										
0歳	80.48	81.90	82.85	84.60	85.52	86.30	85.90	86.41	86.61	86.83
5	76.03	77.37	78.29	79.95	80.81	81.55	81.19	81.67	81.84	82.07
10	71.08	72.42	73.34	74.98	75.84	76.58	76.24	76.70	76.87	77.09
20	61.20	62.54	63.46	65.08	65.93	66.67	66.35	66.78	66.94	67.16
30	51.41	52.73	53.65	55.26	56.12	56.83	56.56	56.94	57.09	57.32
40	41.72	43.00	43.91	45.52	46.38	47.08	46.84	47.17	47.32	47.55
50	32.28	33.51	34.43	36.01	36.84	37.52	37.32	37.59	37.74	37.96
60	23.24	24.39	25.31	26.85	27.66	28.28	28.12	28.33	28.47	28.68
70	14.89	15.87	16.76	18.19	18.88	19.43	19.31	19.45	19.59	19.81
80	8.07	8.72	9.47	10.60	11.13	11.46	11.36	11.43	11.52	11.71
85	5.60	6.10	6.67	7.61	7.99	8.15	8.07	8.10	8.19	8.35
90	3.82	4.18	4.64	5.29	5.53	5.53	5.46	5.47	5.53	5.66
95	—	—	3.33	3.73	3.77	—	—	—	—	—
100	—	—	—	—	2.54	—	—	—	—	—

第6表 主要死因別死亡率（人口10万対）の推移

区 分	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	12 (2000)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
結 核	5.5	3.0	2.1	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
悪 性 新 生 物	139.1	177.2	235.2	279.7	283.2	286.6	290.3	293.5
心疾患(高血圧性を除く)	106.2	134.8	116.8	149.8	154.5	157.9	156.5	157.0
脳 血 管 疾 患	139.5	99.4	105.5	97.7	98.2	96.5	94.1	91.1
肺 炎	28.4	55.6	69.2	94.1	98.9	98.4	97.8	95.4
肝 疾 患	16.3	16.1	12.8	12.8	13.0	12.7	12.7	12.5
不 慮 の 事 故	25.1	26.2	31.4	32.2	47.1	32.6	31.5	31.1
自 殺	17.7	16.4	24.1	23.4	22.9	21.0	20.7	19.5

(注) 1 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年よりICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更、遡及した。

2 「不慮の事故」は、平成7年より従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/006.xls>

第7表 年次別死因順位及び死亡率

区 分	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和35年 (1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び 気管支炎	49.3
45 (1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
55 (1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び 気管支炎	33.7	老衰	27.6
平成2年 (1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び 気管支炎	60.7	不慮の事故 及び有害作用	26.2
12 (2000)	悪性新生物	235.2	心疾患	116.8	脳血管疾患	105.5	肺炎	69.2	不慮の事故	31.4
22 (2010)	悪性新生物	279.7	心疾患	149.8	脳血管疾患	97.7	肺炎	94.1	老衰	35.9
23 (2011)	悪性新生物	283.2	心疾患	154.5	肺炎	98.9	脳血管疾患	98.2	不慮の事故	47.1
24 (2012)	悪性新生物	286.6	心疾患	157.9	肺炎	98.4	脳血管疾患	96.5	老衰	48.2
25 (2013)	悪性新生物	290.3	心疾患	156.5	肺炎	97.8	脳血管疾患	94.1	老衰	55.5
26 (2014)	悪性新生物	293.5	心疾患	157.0	肺炎	95.4	脳血管疾患	91.1	老衰	60.1

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。

2 平成7年よりICD-10の死因分類の適用に伴い、「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。

3 「心疾患」は、「心疾患(高血圧性を除く)」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/007.xls>

第8表 世帯数（世帯業態別）

(単位 千世帯)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《推計数》					
総 数	48,638	46,684	48,170	50,112	50,431
雇用者・自営業者等の世帯	46,682	45,806	47,268	48,145	49,192
常 雇 者 世 帯	25,117	25,014	25,462	25,933	26,597
臨 時 雇 用 者 世 帯	1,976	2,150	2,203	2,289	2,480
日 雇 労 働 者 世 帯	364	345	326	356	370
自 営 業 者 世 帯	5,942	5,164	5,440	5,160	4,989
そ の 他 の 世 帯	13,282	13,133	13,837	14,407	14,756
世 帯 業 態 不 詳	1,957	878	902	1,966	1,239
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	96.0	98.1	98.1	96.1	97.5
常 雇 者 世 帯	51.6	53.6	52.9	51.8	52.7
臨 時 雇 用 者 世 帯	4.1	4.6	4.6	4.6	4.9
日 雇 労 働 者 世 帯	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
自 営 業 者 世 帯	12.2	11.1	11.3	10.3	9.9
そ の 他 の 世 帯	27.3	28.1	28.7	28.8	29.3
世 帯 業 態 不 詳	4.0	1.9	1.9	3.9	2.5

- (注) 1 臨時雇用者世帯:1月以上1年未満の契約の雇用者世帯  
 2 日雇労働者世帯:日々又は1月未満の契約の雇用者世帯  
 3 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。  
 4 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/008.xls>

第9表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《推計数》					
総 数	48,638	46,684	48,170	50,112	50,431
国 保 加 入 世 帯	10,826	10,372	10,300	10,403	10,448
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	20,150	20,043	20,377	20,769	20,741
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	4,620	4,330	4,447	4,372	4,481
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	4,407	4,291	4,618	5,398	5,506
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,884	2,764	3,154	3,107	3,147
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2,611	2,511	2,741	2,750	3,021
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	1,126	1,093	1,183	1,107	1,237
そ の 他 の 世 帯	916	1,016	1,009	1,003	1,202
不 詳	1,098	265	341	1,203	646
《構成割合》(%)					
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
国 保 加 入 世 帯	22.3	22.2	21.4	20.8	20.7
被 用 者 保 険 加 入 世 帯	41.4	42.9	42.3	41.4	41.1
国 保 ・ 被 用 者 保 険 加 入 世 帯	9.5	9.3	9.2	8.7	8.9
後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	9.1	9.2	9.6	10.8	10.9
国 保 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.9	5.9	6.5	6.2	6.2
被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	5.4	5.4	5.7	5.5	6.0
国 保 ・ 被 用 者 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 加 入 世 帯	2.3	2.3	2.5	2.2	2.5
そ の 他 の 世 帯	1.9	2.2	2.1	2.0	2.4
不 詳	2.3	0.6	0.7	2.4	1.3

- (注) 1 国保加入世帯：国民健康保険の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯  
2 被用者保険加入世帯：政府管掌健康保険・組合管掌健康保険・船員保険の被保険者もしくは共済組合の組合員・被扶養者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者がいない世帯  
3 国保・被用者保険加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び被用者保険の被保険者・被扶養者がそれぞれ1人でもおり、かつ、後期高齢者医療制度の被保険者がいない世帯  
4 後期高齢者医療制度加入世帯：後期高齢者医療制度の被保険者が1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯  
5 国保・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、他の医療保険の被保険者・被扶養者がいない世帯  
6 被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもおり、かつ、国民健康保険の被保険者がいない世帯  
7 国保・被用者保険・後期高齢者医療制度加入世帯：上記の国民健康保険の被保険者、被用者保険の被保険者・被扶養者及び後期高齢者医療制度の被保険者がそれぞれ1人でもいる世帯  
8 その他の世帯：上記1～7以外で加入保険不詳の者がいない世帯  
9 不詳：加入保険不詳の者がいる世帯  
10 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。  
11 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/009.xls>

第10表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
《推計数》					
平成22年(2010)	48,638	10,207	708	77	37,646
23 (2011)	46,684	9,581	759	96	36,248
24 (2012)	48,170	10,241	703	81	37,146
25 (2013)	50,112	11,614	821	91	37,586
26 (2014)	50,431	12,214	732	101	37,384
《構成割合》(%)					
平成22年(2010)	100.0	21.0	1.5	0.2	77.4
23 (2011)	100.0	20.5	1.6	0.2	77.6
24 (2012)	100.0	21.3	1.5	0.2	77.1
25 (2013)	100.0	23.2	1.6	0.2	75.0
26 (2014)	100.0	24.2	1.5	0.2	74.1

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/010.xls>

第11表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

(単位 千世帯)

区 分	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員(人)
《推計数》								
平成22年(2010)	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59
23 (2011)	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58
24 (2012)	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57
25 (2013)	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51
26 (2014)	50,431	13,662	15,604	9,911	7,275	2,656	1,323	2.49
《構成割合》(%)								
平成22年(2010)	100.0	25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	・
23 (2011)	100.0	25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	・
24 (2012)	100.0	25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	・
25 (2013)	100.0	26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	・
26 (2014)	100.0	27.1	30.9	19.7	14.4	5.3	2.6	・

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/011.xls>

第12表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	総 数	単 独 世 帯			核 家 族 世 帯				三世代世帯	その他の世帯
		総 数	住み込み 寄宿舎等	その他	総 数	夫婦のみ 世帯	夫婦と未婚 の子のみの 世帯	片親と未婚 の子のみの 世帯		
《推計数》										
平成22年(2010)	48,638	12,386	1,003	11,383	29,097	10,994	14,922	3,180	3,835	3,320
23(2011)	46,684	11,787	852	10,935	28,281	10,575	14,443	3,263	3,436	3,180
24(2012)	48,170	12,160	789	11,371	28,993	10,977	14,668	3,348	3,648	3,370
25(2013)	50,112	13,285	1,137	12,148	30,163	11,644	14,899	3,621	3,329	3,334
26(2014)	50,431	13,662	1,223	12,439	29,870	11,748	14,546	3,576	3,464	3,435
《構成割合》(%)										
平成22年(2010)	100.0	25.5	2.1	23.4	59.8	22.6	30.7	6.5	7.9	6.8
23(2011)	100.0	25.2	1.8	23.4	60.6	22.7	30.9	7.0	7.4	6.8
24(2012)	100.0	25.2	1.6	23.6	60.2	22.8	30.5	6.9	7.6	7.0
25(2013)	100.0	26.5	2.3	24.2	60.2	23.2	29.7	7.2	6.6	6.7
26(2014)	100.0	27.1	2.4	24.7	59.2	23.3	28.8	7.1	6.9	6.8

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/012.xls>

第13表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

(単位 千世帯)

区 分	全世帯数	65 歳 以 上 の 者 の い る 世 帯								
		総 数	全世帯に占 める割合 (%)	単独世帯	夫 婦 の み の 世 帯			夫婦(片親) と未婚の子 のみの世帯	三世代 世帯	その他の 世帯
					総 数	一方が65歳 未満の世帯	ともに65歳 以上の世帯			
《推計数》										
平成22年(2010)	48,638	20,705	42.6	5,018	6,190	1,314	4,876	3,837	3,348	2,313
23(2011)	46,684	19,422	41.6	4,697	5,817	1,221	4,596	3,743	2,998	2,166
24(2012)	48,170	20,930	43.4	4,868	6,332	1,315	5,017	4,110	3,199	2,420
25(2013)	50,112	22,420	44.7	5,730	6,974	1,461	5,513	4,442	2,953	2,321
26(2014)	50,431	23,572	46.7	5,959	7,242	1,441	5,801	4,743	3,117	2,512
《構成割合》(%)										
平成22年(2010)	・	100.0	・	24.2	29.9	6.3	23.5	18.5	16.2	11.2
23(2011)	・	100.0	・	24.2	30.0	6.3	23.7	19.3	15.4	11.2
24(2012)	・	100.0	・	23.3	30.3	6.3	24.0	19.7	15.3	11.6
25(2013)	・	100.0	・	25.6	31.1	6.5	24.6	19.8	13.2	10.4
26(2014)	・	100.0	・	25.3	30.7	6.1	24.6	20.1	13.2	10.7

(注) 1 平成23年の数値は、岩手県、宮城県、福島県を除いたものである。

2 平成24年の数値は、福島県を除いたものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/013.xls>

## 第2節 社会保障給付及び再配分効果

第14表 社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円、%)

区 分	国民所得 (分配)		社会保障給付費			社会保障移転		
		伸率		伸率	対国民所得比		伸率	対国民所得比
平成21年度 (2009)	3,443,848	△ 3.0	1,015,717	5.8	29.5	1,009,208	5.5	29.3
22 (2010)	3,527,028	2.4	1,052,276	3.6	29.8	1,044,505	3.5	29.6
23 (2011)	3,495,971	△ 0.9	1,081,233	2.8	30.9	1,065,278	2.0	30.5
24 (2012)	3,519,578	0.7	1,090,010	0.8	31.0	1,083,962	1.8	30.8
25 (2013)	3,620,550	2.9	1,106,566	1.5	30.6	1,097,239	1.2	30.3

資料：「国民所得」「社会保障移転」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」による実績。93SNA基準による。  
「社会保障給付費」は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/014.xls>

第15表 社会保障関係費の推移

(単位 億円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
基礎的財政収支対象経費	708,625	683,897	703,700	726,121	728,912
厚生労働省予算	289,638	266,873	294,321	307,430	299,146
社会保障関係費	287,079	263,901	291,224	305,175	315,297
年金医療介護保険給付費	210,366	190,845	218,475	225,557	231,107
生活保護費	26,065	28,319	28,614	29,222	29,042
社会福祉費	44,194	38,746	38,610	44,480	48,591
保健衛生対策費	3,905	3,788	3,539	4,093	4,876
雇用労災対策費	2,549	2,204	1,986	1,824	1,681
《対前年伸び率》(%)					
基礎的財政収支対象経費	△ 0.1	△ 3.5	2.9	3.2	0.4
厚生労働省予算	5.1	△ 7.9	10.3	4.5	3.0
《構成比》(%)					
社会保障関係費	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年金医療介護保険給付費	73.3	72.3	75.0	73.9	73.3
生活保護費	9.1	10.7	9.8	9.6	9.2
社会福祉費	15.4	14.7	13.3	14.6	15.4
保健衛生対策費	1.4	1.4	1.2	1.3	1.5
雇用労災対策費	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

(注) 1 各年度の当初予算額である。

2 基礎的財政収支対象経費＝一般会計歳出－(国債費＋決算不足補てん繰戻)

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/015.xls>

第16表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
1. 社 会 保 障 給 付	89,454.1	92,535.4	94,099.3	95,771.2	97,279.4
(1) 特 別 会 計	45,212.8	45,115.0	45,115.9	45,770.3	46,383.5
a. 年 金 ( 除 児 童 手 当 )	41,650.3	42,201.4	42,238.5	43,094.1	43,858.4
(a) 健 康 保 険	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(b) 厚 生 年 金	23,743.3	23,893.0	23,615.5	23,731.1	23,647.3
(c) 国 民 年 金	17,907.1	18,308.3	18,623.0	19,363.0	20,211.1
b. 労 働 保 険	3,537.3	2,913.7	2,877.4	2,676.2	2,525.1
(a) 労 災 保 険	856.6	849.4	857.5	840.8	842.5
(b) 雇 用 保 険	2,680.7	2,064.3	2,019.9	1,835.4	1,682.6
c. 船 員 保 険	25.2	.	.	.	.
(a) 疾 病 給 付	17.8	.	.	.	.
(b) 年 金 給 付	5.6	.	.	.	.
(c) 失 業 給 付	1.8	.	.	.	.
(2) 国 民 健 康 保 険	9,069.6	9,331.5	9,569.7	9,677.1	9,875.5
(3) 後 期 高 齢 者 医 療	11,069.0	11,737.0	12,310.6	12,672.4	13,138.5
(4) 共 済 組 合	7,707.1	7,901.0	7,997.0	8,074.6	7,857.5
a. 国 家 公 務 員 共 済 組 合	1,921.1	1,932.7	1,931.0	1,921.6	1,878.2
(a) 短 期 経 理	246.6	254.3	267.8	261.5	259.7
(b) 長 期 経 理	1,674.5	1,678.5	1,663.2	1,660.1	1,618.4
b. 地 方 公 務 員 共 済 組 合	5,236.2	5,364.4	5,433.2	5,554.0	5,368.6
(a) 短 期 経 理	771.5	826.0	866.9	833.1	827.8
(b) 長 期 経 理	4,464.7	4,538.4	4,566.3	4,720.9	4,540.8
c. そ の 他	549.8	603.9	632.8	599.0	610.7
(a) 短 期 経 理	112.3	119.6	125.5	126.1	128.7
(b) 長 期 経 理	437.5	484.3	507.3	472.9	482.0
(5) 組 合 管 掌 健 康 保 険	3,634.1	3,734.2	3,819.9	3,866.9	3,885.5
(6) 全 国 健 康 保 険 協 会	4,510.9	4,687.3	4,769.5	4,897.7	5,010.0
(7) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当	985.9	2,408.7	2,500.0	2,301.6	2,273.6
(8) 基 金	182.8	178.8	180.6	171.4	163.1
(9) 介 護 保 険	7,081.9	7,441.8	7,836.1	8,339.2	8,692.2
2. 無 基 金 雇 用 者 社 会 給 付	3,302.8	3,069.7	3,100.6	3,098.4	2,867.7
う ち 公 務 災 害 補 償	12.8	12.6	15.5	13.4	12.9
3. 社 会 扶 助 給 付	8,163.9	8,845.4	9,328.0	9,526.6	9,576.8
う ち 恩 給	776.3	706.0	635.2	566.6	501.1
合 計	100,920.8	104,450.5	106,527.8	108,396.2	109,723.9

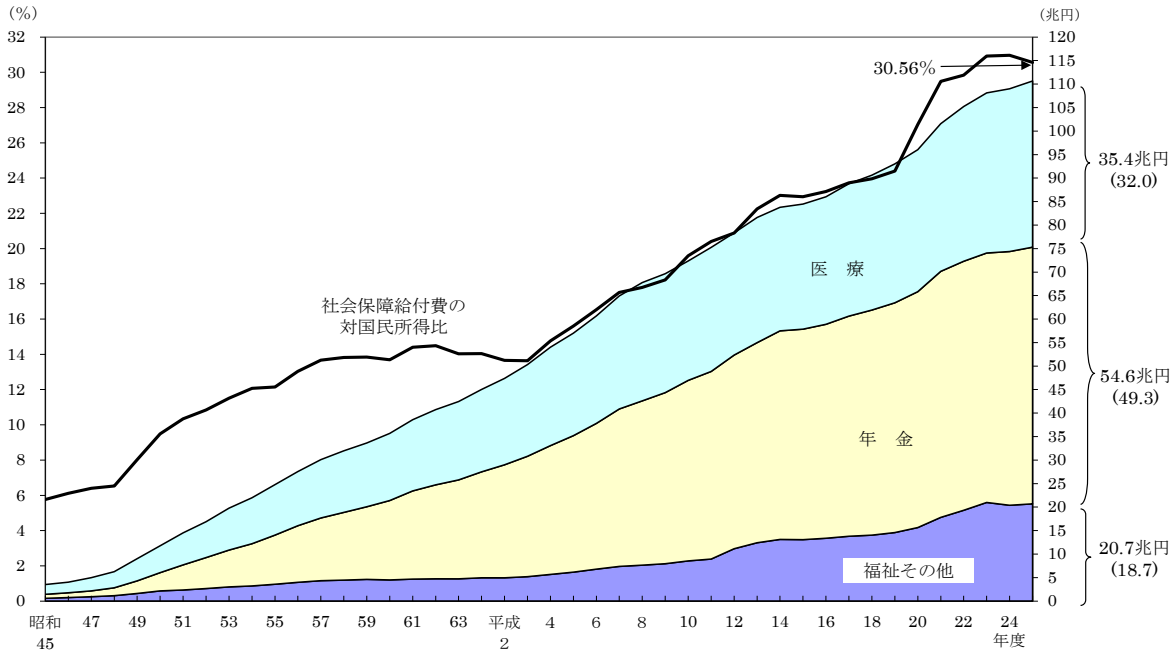
(注) 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/016.xls>



第17表 社会保障給付費等の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所作成  
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/017.xls>

第18表 一般会計予算の内訳

平成27年度歳出

(単位 億円、%)

区分	額	割合
一般会計歳出総額	963,420	100.0
基礎的財政収支対象経費	728,912	75.7
社会保障費	315,297	32.7
年金医療介護保険給付費	231,107	24.0
生活保護費	29,042	3.0
社会福祉費	48,591	5.0
保健衛生対策費	4,876	0.5
雇用労災対策費	1,681	0.2
文教及び科学振興費	53,613	5.6
義務教育費国庫負担金	15,284	1.6
科学技術振興	12,857	1.3
文教施設	729	0.1
教育振興	23,716	2.5
育英事業	1,027	0.1
恩給	3,932	0.4
国防衛生	49,801	5.2
公共事業	59,711	6.2
経済協力	5,064	0.5
中小企業対策	1,856	0.2
エネルギー対策	8,985	0.9
食料安定供給関係	10,417	1.1
その他の事項経費	61,379	6.4
予備費	3,500	0.4
地方交付税交付金等	155,357	16.1
国債費	234,507	24.3

社会保障内訳

(単位 億円)

区分	平成27年度
医療	114,891
国民健康保険	34,330
全国健康保険協会管掌健康保険	11,813
後期高齢者医療給付費負担金等	47,629
生保・医療扶助	13,455
その他	7,665
年金	112,398
厚生年金	92,356
国民年金	18,110
福祉年金	37
その他	1,895
介護	27,592
給付費負担金等	21,720
2号保険料国庫負担	4,591
その他	1,281
福祉・その他	60,415
生活扶助	9,301
子どものための教育・保育給付	6,090
雇用保険	1,459
その他	43,565
(生活保護費再掲)	(29,022)
合計	315,297

(注) 「福祉年金」には、福祉年金給付費及び特別障害給付金給付費に係る国庫負担額を記載している。

(注) 補正予算は含まれていない。

資料：財務省広報誌「ファイナンス」、財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/018.xls>

第19表 社会保障に係る費用の将来推計について《改定後（平成24年3月）》

給付費の見通し

	平成24年度 (2012)		27 (2015)		32 (2020)		37 (2025)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
給付費	109.5	22.8	119.8 (118.7)	23.5 (23.3)	134.4 (131.8)	24.1 (23.6)	148.9 (144.8)	24.4 (23.7)
年金	53.8	11.2	56.5	11.1	58.5	10.5	60.4	9.9
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
負担額	101.2	21.1	111.7 (110.6)	21.9 (21.7)	129.5 (126.8)	23.2 (22.7)	146.2 (142.1)	23.9 (23.3)
年金	45.5	9.5	48.3	9.5	53.6	9.6	57.7	9.5
医療	35.1	7.3	39.5 (39.1)	7.8 (7.7)	46.9 (46.1)	8.4 (8.3)	54.0 (53.3)	8.9 (8.7)
介護	8.4	1.8	10.5 (9.9)	2.1 (2.0)	14.9 (13.1)	2.7 (2.3)	19.8 (16.4)	3.2 (2.7)
子ども・子育て	4.8	1.0	5.5	1.1	5.8	1.0	5.6	0.9
その他	7.4	1.5	7.8	1.5	8.4	1.5	9.0	1.5
(参考) GDP	479.6		509.8		558.0		610.6	

- (注) 1 「社会保障改革の具体策、工程及び費用試算」を踏まえ、充実と重点化・効率化の効果を反映している。  
 (ただし、「Ⅱ 医療介護等 ②保険者機能の強化を通じた医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化、逆進性対策」および「Ⅲ 年金」の効果は、反映していない。)
- 2 ( ) 内は医療介護について充実と重点化・効率化を行わず、現状を投影した場合の給付費等である。
- 3 上図の子ども・子育ては、新システム制度の実施等を前提に、保育所、幼稚園、延長保育、地域子育て支援拠点、一時預かり、子どものための現金給付、育児休業給付、出産手当金、社会的養護、妊婦健診等を含めた計数である。
- 4 医療の負担には補正予算対応分が含まれている。
- 5 「保険料・公費負担額の見通し」は、下記URLにてホームページのみの掲載とした。

資料：厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定（平成24年3月）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/019.xls>

第20表 所得再分配による所得格差是正効果（ジニ係数）の年次比較

区 分	ジニ係数				ジニ係数の改善度		
	当初所得 ①	①+社会保障 給付金 - 社会保険料 ②	可処分所得 (②-税金) ③	再分配所得 (③+ 現物給付) ④	再分配による 改善度	社会保障に よる改善度	税による 改善度
平成11年(1999)	0.4720	0.4001	0.3884	0.3814	19.2	16.8	2.9
14 (2002)	0.4983	0.3989	0.3854	0.3812	23.5	20.8	3.4
17 (2005)	0.5263	0.4059	0.3930	0.3873	26.4	24.0	3.2
20 (2008)	0.5318	0.4023	0.3873	0.3758	29.3	26.6	3.7
23 (2011)	0.5536	0.4067	0.3885	0.3791	31.5	28.3	4.5

- (注) 1 再分配による改善度 =  $1 - \frac{④}{①}$   
 2 社会保障による改善度 =  $1 - \frac{②}{①} \times \frac{④}{③}$   
 3 税による改善度 =  $1 - \frac{③}{②}$   
 4 平成11年の現物給付は医療のみであり、平成14年以降については医療、介護、保育である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/020.xls>

第21表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

平成23年

所得階級	当初所得				再分配所得		
	世帯数	世帯構成 (%)		世帯数	世帯構成 (%)		
		構成比	累積比		構成比	累積比	
総数	5,021	100.0	—	5,021	100.0	—	
50万円未満	1,249	24.9	24.9	53	1.1	1.1	
50～100	306	6.1	31.0	221	4.4	5.5	
100～150	305	6.1	37.0	371	7.4	12.8	
150～200	280	5.6	42.6	359	7.1	20.0	
200～250	244	4.9	47.5	396	7.9	27.9	
250～300	223	4.4	51.9	424	8.4	36.3	
300～350	221	4.4	56.3	390	7.8	44.1	
350～400	212	4.2	60.5	355	7.1	51.2	
400～450	190	3.8	64.3	325	6.5	57.6	
450～500	189	3.8	68.1	259	5.2	62.8	
500～550	148	2.9	71.0	247	4.9	67.7	
550～600	138	2.7	73.8	237	4.7	72.4	
600～650	152	3.0	76.8	190	3.8	76.2	
650～700	133	2.6	79.5	174	3.5	79.7	
700～750	122	2.4	81.9	140	2.8	82.5	
750～800	107	2.1	84.0	131	2.6	85.1	
800～850	112	2.2	86.3	112	2.2	87.3	
850～900	93	1.9	88.1	95	1.9	89.2	
900～950	80	1.6	89.7	72	1.4	90.6	
950～1,000	64	1.3	91.0	73	1.5	92.1	
1,000万円以上	453	9.0	100.0	397	7.9	100.0	
平均当初(再分配)所得	404.7万円 (年額)			486.0万円 (年額)			

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/021.xls>

第22表 世帯主の年齢階級別所得再分配状況

平成23年(単位 人、万円)

区分	総数	29歳以下	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳以上
世帯数	5,021	240	200	305	331	375	393	461	648	565	553	949
世帯人員数	2.47	1.70	2.80	2.97	3.13	3.17	3.01	2.65	2.43	2.24	2.16	1.98
有業人員数	1.26	1.02	1.39	1.39	1.44	1.65	1.90	1.85	1.64	1.12	0.77	0.55
当初所得	404.7	276.5	465.7	473.2	552.1	655.2	676.2	672.1	475.6	274.9	182.0	168.5
総所得	519.3	286.9	489.9	501.9	581.4	682.5	712.0	699.5	569.8	482.8	411.6	386.6
可処分所得	424.5	244.9	401.5	412.6	469.8	546.4	568.9	547.1	460.3	406.5	350.4	325.1
再分配所得	486.0	261.7	437.4	442.5	494.4	580.5	630.1	595.0	513.7	478.0	411.5	443.6
再分配係数(%)	20.1	△ 5.4	△ 6.1	△ 6.5	△ 10.4	△ 11.4	△ 6.8	△ 11.5	8.0	73.9	126.1	163.2
拠出合計額	94.8	42.0	88.4	89.3	111.6	136.1	143.1	152.5	109.5	76.3	61.2	61.5
税金	47.1	16.2	37.3	38.7	50.7	65.4	64.9	75.1	56.9	39.9	31.2	36.9
社会保険料計	47.7	25.8	51.1	50.5	60.9	70.8	78.2	77.3	52.6	36.4	30.1	24.6
年金	21.1	14.6	28.7	27.6	33.2	39.2	43.0	42.1	22.0	7.2	5.5	5.3
医療	20.3	9.5	19.0	19.2	21.8	24.3	27.7	28.0	24.8	22.0	17.1	12.4
介護・その他	6.3	1.7	3.3	3.8	5.9	7.2	7.5	7.2	5.8	7.2	7.4	6.9
受給合計額	176.1	27.1	60.1	58.6	53.9	61.5	97.0	75.3	147.7	279.4	290.7	336.6
現金給付	114.6	10.4	24.2	28.7	29.3	27.4	35.8	27.4	94.3	207.9	229.5	218.1
(再掲)年金・恩給	106.9	1.5	7.6	9.1	10.3	14.5	27.7	23.9	88.8	203.8	225.1	214.8
現物給付	61.5	16.7	35.9	29.8	24.6	34.2	61.2	47.9	53.4	71.5	61.2	118.5
(再掲)医療	48.8	11.9	21.8	21.3	20.7	28.9	46.5	35.7	43.3	50.7	55.4	96.4
(再掲)介護	11.0	0.0	2.8	1.1	0.5	3.9	13.8	11.9	9.7	20.3	5.7	22.0
ジニ係数												
当初所得	0.5536	0.3991	0.3093	0.3358	0.3309	0.3369	0.3810	0.3944	0.5035	0.6175	0.7108	0.8109
再分配所得	0.3791	0.3701	0.2908	0.2993	0.2950	0.3113	0.3524	0.3585	0.4000	0.3894	0.3598	0.4146
改善度(%)	31.5	7.3	6.0	10.9	10.8	7.6	7.5	9.1	20.5	36.9	49.4	48.9

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/022.xls>

第23表 世帯類型別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区 分	総数	高齢者世帯	母子世帯	その他の世帯
世帯数	5,021	1,355	97	3,555
世帯人員数	2.47	1.54	2.70	2.82
有業人員数	1.26	0.33	0.98	1.60
当初所得	404.7	92.7	195.7	528.9
総所得	519.3	304.6	257.0	608.3
可処分所得	424.5	263.0	229.9	491.4
再分配所得	486.0	348.0	258.2	545.0
再分配係数(%)	20.1	275.4	31.9	3.0
拠出合計額	94.8	41.6	27.1	116.8
税金	47.1	25.0	7.6	56.6
社会保険料	47.7	16.7	19.5	60.3
年金	21.1	0.2	10.3	29.4
医療	20.3	10.4	7.7	24.4
介護・その他	6.3	6.1	1.6	6.5
受給合計額	176.1	296.9	89.6	132.9
現金給付	114.6	211.9	61.2	79.4
(再掲)年金・恩給	106.9	209.4	10.5	70.8
現物給付	61.5	85.0	28.3	53.5
(再掲)医療	48.8	70.0	24.5	41.4
(再掲)介護	11.0	15.0	0.0	9.8
ジニ係数				
当初所得	0.5536	0.8091	0.4070	0.4369
再分配所得	0.3791	0.3728	0.2754	0.3590
改善度(%)	31.5	53.9	32.3	17.8

(注) 1 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

2 「その他の世帯」は、平成20年以前の「一般世帯」である。

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/023.xls>

第24表 世帯構造別所得再分配状況

平成23年（単位 人、万円）

区 分	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と 未婚の子 のみの世帯	一人親と 未婚の子 のみの世帯	三世帯 世帯	その他の 世帯
世帯数	5,021	1,247	1,370	1,397	376	302	329
世帯人員数	2.47	1.00	2.00	3.62	2.35	5.02	2.95
有業人員数	1.26	0.50	0.92	1.90	1.21	2.59	1.56
当初所得	404.7	167.3	303.1	665.5	294.9	717.9	458.1
総所得	519.3	247.2	483.8	732.6	384.6	894.7	602.3
可処分所得	424.5	209.2	398.1	585.4	326.7	737.7	491.9
再分配所得	486.0	243.8	463.2	630.8	395.0	870.4	635.5
再分配係数(%)	20.1	45.8	52.8	△ 5.2	34.0	21.2	38.7
<b>拠出合計額</b>	<b>94.8</b>	<b>38.0</b>	<b>85.8</b>	<b>147.1</b>	<b>57.8</b>	<b>157.1</b>	<b>110.4</b>
税金	47.1	19.6	45.8	71.5	23.1	73.1	56.3
社会保険料	47.7	18.4	40.0	75.6	34.7	83.9	54.0
年金	21.1	8.0	12.7	38.5	16.7	37.4	22.2
医療	20.3	7.4	19.9	29.7	13.9	35.6	24.1
介護・その他	6.3	3.0	7.4	7.4	4.1	10.9	7.8
<b>受給合計額</b>	<b>176.1</b>	<b>114.5</b>	<b>245.8</b>	<b>112.5</b>	<b>157.9</b>	<b>309.6</b>	<b>287.7</b>
現金給付	114.6	79.9	180.7	67.1	89.7	176.9	144.2
(再掲)年金・恩給	106.9	75.9	178.6	54.0	72.1	161.9	139.8
現物給付	61.5	34.6	65.1	45.4	68.3	132.7	143.5
(再掲)医療	48.8	27.9	57.7	38.6	53.7	96.7	84.4
(再掲)介護	11.0	6.7	7.4	2.0	13.5	32.5	58.0
ジニ係数							
当初所得	0.5536	0.6801	0.6309	0.3562	0.4683	0.3630	0.5199
再分配所得	0.3791	0.3768	0.3145	0.2785	0.3531	0.2824	0.3991
改善度(%)	31.5	44.6	50.1	21.8	24.6	22.2	23.2

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/024.xls>

第25表 当初所得階級別所得再分配状況

平成23年（単位 万円）

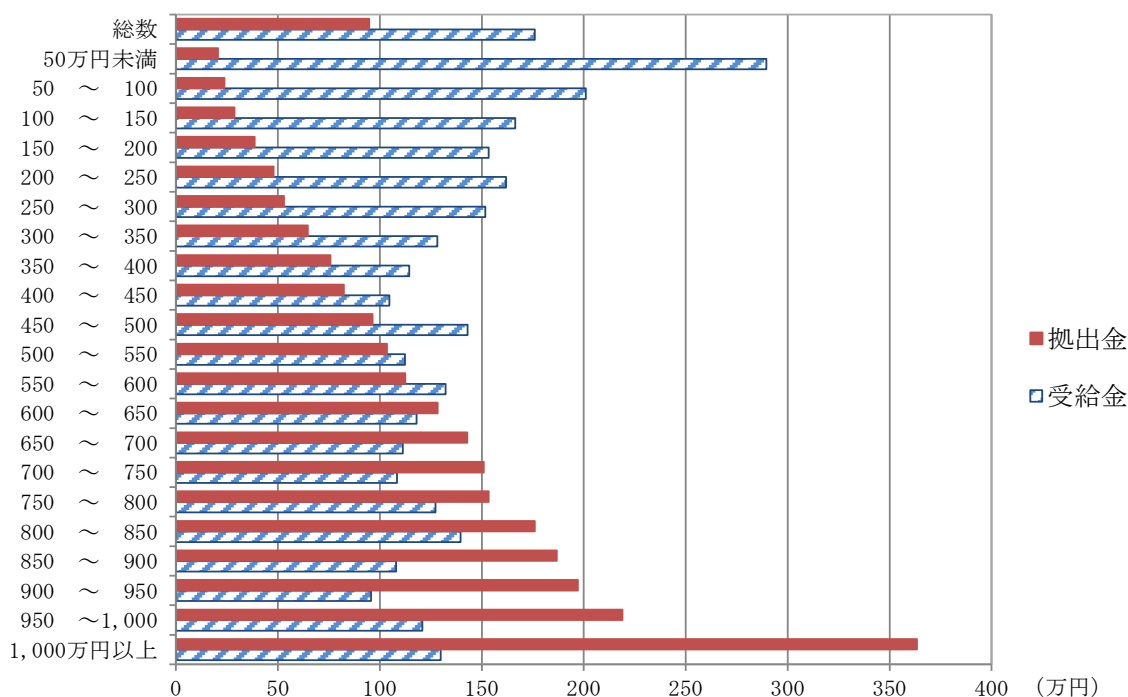
当初所得階級	当初所得	総所得	再分配所得	再分配係数 (%)	拠出		受給総額
					税金	社会保険料	
総数	404.7	519.3	486.0	20.1	47.1	47.7	176.1
50万円未満	5.8	205.0	274.8	4,626.9	9.0	11.6	289.6
50 ～ 100	74.8	216.9	252.0	236.9	10.8	13.1	201.0
100 ～ 150	121.2	232.7	259.0	113.7	11.8	16.9	166.5
150 ～ 200	173.5	284.4	288.3	66.2	16.0	22.6	153.4
200 ～ 250	222.3	332.8	336.4	51.3	19.0	28.9	162.0
250 ～ 300	271.0	372.9	369.8	36.5	21.3	31.6	151.7
300 ～ 350	321.8	411.3	385.3	19.7	24.0	40.8	128.2
350 ～ 400	372.8	445.1	411.4	10.4	29.8	46.0	114.5
400 ～ 450	420.2	489.9	442.6	5.3	30.9	51.4	104.7
450 ～ 500	472.6	550.9	519.3	9.9	39.5	56.9	143.1
500 ～ 550	523.4	592.9	532.2	1.7	42.0	61.5	112.3
550 ～ 600	572.7	648.7	592.6	3.5	43.4	69.0	132.3
600 ～ 650	621.4	688.3	611.1	△ 1.7	54.8	73.6	118.1
650 ～ 700	673.9	741.2	642.3	△ 4.7	62.1	80.7	111.3
700 ～ 750	722.3	781.4	679.9	△ 5.9	68.2	82.7	108.5
750 ～ 800	772.7	828.7	746.5	△ 3.4	65.4	88.0	127.3
800 ～ 850	821.6	908.4	785.3	△ 4.4	77.7	98.2	139.6
850 ～ 900	873.0	925.8	794.2	△ 9.0	90.5	96.3	108.0
900 ～ 950	919.4	968.5	818.1	△ 11.0	94.7	102.4	95.7
950 ～ 1,000	974.4	1,040.8	876.3	△ 10.1	113.0	105.9	120.9
1,000万円以上	1,460.9	1,525.8	1,227.5	△ 16.0	228.2	135.1	129.9

(注) 再分配係数 =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室「平成23年所得再分配調査報告書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/025.xls>

<当初所得階級別所得再分配配当金額>



## 第3節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第26表 国民負担率（租税負担及び社会保障負担）の対国民所得比の推移

(単位 %) )

区 分	国民負担率	租税負担	社会保障負担
平成23年度 (2011)	39.7	22.7	17.0
24 (2012)	40.5	23.2	17.4
25 (2013)	41.3	23.9	17.4
26 (2014)	42.6	25.0	17.7
27 (2015)	43.4	25.6	17.8

- (注) 1 平成25年度までは実績、平成26年度は実績見込み、平成27年度は見通しである。  
 2 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率  
 3 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。  
 4 平成21~25年度の「社会保障負担」は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。

資料：財務省ホームページ「国民負担率」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/026.xls>

第27表 国民所得及び国民可処分所得の配分（名目）

(単位 10億円、%) )

区 分	実数		構成割合	
	平成24年度 (2012)	25 (2013)	平成24年度 (2012)	25 (2013)
1. 雇 用 者 報 酬	245,934.7	248,296.0	69.9	68.6
(1)賃 金 ・ 俸 給	205,817.5	207,702.6	58.5	57.4
(2)雇 主 の 社 会 負 担	40,117.2	40,593.4	11.4	11.2
a. 雇 主 の 現 実 社 会 負 担	30,484.8	31,279.7	8.7	8.6
b. 雇 主 の 帰 属 社 会 負 担	9,632.3	9,313.7	2.7	2.6
2. 財 産 所 得 ( 非 企 業 部 門 )	21,452.4	23,051.2	6.1	6.4
(a)受 取	32,221.7	33,884.8	9.2	9.4
(b)支 払	10,769.3	10,833.6	3.1	3.0
(1)一 般 政 府	△ 4,083.1	△ 2,910.7	△ 1.2	△ 0.8
a. 利 子	△ 4,252.8	△ 3,070.9	△ 1.2	△ 0.8
(a)受 取	5,652.3	6,869.7	1.6	1.9
(b)支 払	9,905.0	9,940.5	2.8	2.7
b. 法 人 企 業 の 分 配 所 得 ( 受 取 )	479.3	467.5	0.1	0.1
(a)配 当 ( 受 取 )	104.8	93.0	0.0	0.0
(b)準法人企業所得からの引き出し (受取)	374.5	374.5	0.1	0.1
c. 保 険 契 約 者 に 帰 属 す る 財 産 所 得 ( 受 取 )	0.3	0.3	0.0	0.0
d. 賃 貸 料	△ 309.9	△ 307.6	△ 0.1	△ 0.1
(a)受 取	42.9	40.2	0.0	0.0
(b)支 払	352.8	347.8	0.1	0.1
(2)家 計	25,249.0	25,667.8	7.2	7.1
a. 利 子	7,027.4	6,781.8	2.0	1.9
(a)受 取	7,503.5	7,295.0	2.1	2.0
(b)支 払 ( 消 費 者 負 債 利 子 )	476.1	513.2	0.1	0.1
b. 配 当 ( 受 取 )	5,473.3	5,496.3	1.6	1.5

c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	9,236.9	9,591.2	2.6	2.6
d. 賃貸料（受取）	3,511.4	3,798.5	1.0	1.0
(3)対家計民間非営利団体	286.6	294.0	0.1	0.1
a. 利子	204.2	192.2	0.1	0.1
(a)受取	218.2	203.8	0.1	0.1
(b)支払	14.0	11.6	0.0	0.0
b. 配当（受取）	54.5	68.9	0.0	0.0
c. 保険契約者に帰属する財産所得（受取）	0.9	1.0	0.0	0.0
d. 賃貸料	27.0	31.9	0.0	0.0
(a)受取	48.3	52.4	0.0	0.0
(b)支払	21.3	20.5	0.0	0.0
3. 企業所得（法人企業の分配所得受払後）	84,570.7	90,707.9	24.0	25.1
(1)民間法人企業	46,571.8	51,911.2	13.2	14.3
a. 非金融法人企業	41,348.8	46,340.3	11.7	12.8
b. 金融機関	5,223.0	5,570.9	1.5	1.5
(2)公的企業	3,159.0	2,793.5	0.9	0.8
a. 非金融法人企業	246.0	235.3	0.1	0.1
b. 金融機関	2,913.0	2,558.3	0.8	0.7
(3)個人企業	34,839.9	36,003.1	9.9	9.9
a. 農林水産業	2,320.2	2,366.9	0.7	0.7
b. その他の産業（非農林水産・非金融）	9,234.7	10,464.4	2.6	2.9
c. 持ち家	23,285.0	23,171.8	6.6	6.4
4. 国民所得（要素費用表示）	351,957.8	362,055.0	100.0	100.0
5. 生産・輸入品に課される税（控除）補助金	37,166.5	38,757.2	10.6	10.7
6. 国民所得（市場価格表示）	389,124.3	400,812.2	110.6	110.7
7. その他の経常移転（純）	△ 703.9	△ 1,214.8	△ 0.2	△ 0.3
(1)非金融法人企業・金融機関	△ 16,074.3	△ 18,249.5	△ 4.6	△ 5.0
a. 民間	△ 14,564.1	△ 17,116.6	△ 4.1	△ 4.7
b. 公的	△ 1,510.2	△ 1,132.9	△ 0.4	△ 0.3
(2)一般政府	27,695.7	32,202.3	7.9	8.9
(3)家計（個人企業を含む）	△ 19,819.0	△ 22,388.6	△ 5.6	△ 6.2
(4)対家計民間非営利団体	7,493.6	7,221.0	2.1	2.0
8. 国民可処分所得	388,420.4	399,597.4	110.4	110.4
(1)非金融法人企業・金融機関	33,656.5	36,455.3	9.6	10.1
a. 民間	32,007.6	34,794.6	9.1	9.6
b. 公的	1,648.8	1,660.6	0.5	0.5
(2)一般政府	60,779.1	68,048.8	17.3	18.8
(3)家計（個人企業を含む）	286,204.6	287,578.3	81.3	79.4
(4)対家計民間非営利団体	7,780.2	7,515.0	2.2	2.1

(注) 1 国民所得は通常4.の額をいう。

2 企業所得＝営業余剰＋財産所得の受取－財産所得の支払

3 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/027.xls>



第28表 国内総生産(支出側、名目)

(単位 10億円、%)

区 分	実数		構成割合	
	平成24年度 (2012)	25 (2013)	平成24年度 (2012)	25 (2013)
1. 民間最終消費支出	288,661.2	296,538.8	60.8	61.4
(1) 家計最終消費支出	281,459.8	289,214.1	59.3	59.9
a. 国内家計最終消費支出	280,468.1	288,696.2	59.1	59.8
b. 居住者家計の海外での直接購入	1,944.5	1,806.1	0.4	0.4
c. (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	952.8	1,288.2	0.2	0.3
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	7,201.4	7,324.7	1.5	1.5
2. 政府最終消費支出	97,466.9	98,778.7	20.5	20.4
3. 総資本形成	98,684.8	103,699.8	20.8	21.5
(1) 総固定資本形成	100,008.4	107,566.2	21.1	22.3
a. 民間	79,038.3	84,005.8	16.7	17.4
(a) 住宅	14,095.1	15,850.7	3.0	3.3
(b) 企業設備	64,943.2	68,155.1	13.7	14.1
b. 公的	20,970.1	23,560.4	4.4	4.9
(a) 住宅	481.8	677.7	0.1	0.1
(b) 企業設備	5,659.0	5,678.3	1.2	1.2
(c) 一般政府	14,829.3	17,204.4	3.1	3.6
(2) 在庫品増加	△ 1,323.6	△ 3,866.4	△ 0.3	△ 0.8
a. 民間企業	△ 1,286.9	△ 3,882.7	△ 0.3	△ 0.8
(a) 製品在庫	△ 312.0	△ 540.1	△ 0.1	△ 0.1
(b) 仕掛品在庫	180.5	△ 636.4	0.0	△ 0.1
(c) 原材料在庫	△ 149.9	△ 633.4	△ 0.0	△ 0.1
(d) 流通在庫	△ 1,005.6	△ 2,072.9	△ 0.2	△ 0.4
b. 公的	△ 36.6	16.4	△ 0.0	0.0
(a) 公的企業	△ 18.3	△ 7.8	△ 0.0	△ 0.0
(b) 一般政府	△ 18.3	24.1	△ 0.0	0.0
4. 財貨・サービスの純輸出	△ 10,338.1	△ 15,907.0	△ 2.2	△ 3.3
(1) 財貨・サービスの輸出	70,431.5	79,998.1	14.8	16.6
a. 財貨の輸出	61,582.6	68,836.2	13.0	14.2
b. サービスの輸出	8,848.9	11,161.9	1.9	2.3
(含む非居住者家計の国内での直接輸入)				
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	80,769.6	95,905.1	17.0	19.9
a. 財貨の輸入	68,474.5	81,844.4	14.4	16.9
b. サービスの輸入	12,295.1	14,060.7	2.6	2.9
(含む居住者家計の海外での直接購入)				
5. 国内総生産(支出側)	474,474.9	483,110.3	100.0	100.0
(参考) 海外からの所得の純受取	15,396.2	17,953.0	3.2	3.7
海外からの所得	21,682.9	25,166.3	4.6	5.2
(控除) 海外に対する所得	6,286.7	7,213.2	1.3	1.5
国民総所得	489,871.1	501,063.3	103.2	103.7
(参考) 国内需要	484,813.0	499,017.3	102.2	103.3
民間需要	366,412.6	376,661.9	77.2	78.0
公的需	118,400.4	122,355.4	25.0	25.3

- (注) 1 民間需要＝民間最終消費支出＋民間住宅＋民間企業設備＋民間在庫品増加  
 公的需要＝政府最終消費支出＋公的固定資本形成＋公的在庫品増加  
 2 国内需要＝民間需要＋公的需要  
 3 国民総所得＝国内総支出＋海外からの所得の純受取  
 4 2005年基準・93SNAによる。

資料：内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/028.xls>

第29表 家計（個人企業を含む）

(単位 金額：10億円)

区 分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	貯蓄率 (%)	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	平均消費性向 (%)	限界消費性向 (%)	限界貯蓄性向 (%)
平成21年度 (2009)	287,947.8	278,421.2	7,403.9	2.6	△ 502.6	△ 4,062.6	3,116.6	96.7	808.3	△ 620.1
22 (2010)	287,341.5	278,399.1	7,050.1	2.5	△ 606.3	△ 22.1	△ 353.8	96.9	3.6	58.4
23 (2011)	279,751.0	6,185.8	2.2	2.2	540.2	1,351.9	△ 864.3	97.2	250.3	△ 160.0
24 (2012)	281,459.8	2,639.2	0.9	1.0	△ 1,677.1	1,708.8	△ 3,546.6	98.3	△ 101.9	211.5
25 (2013)	289,214.1	△ 3,746.6	△ 1.3	1.0	1,373.7	7,754.3	△ 6,385.8	100.6	564.5	△ 464.9

(注) 1 平均消費性向=最終消費支出÷可処分所得  
 限界消費性向=最終消費支出対前年増加額÷可処分所得対前年増加額  
 限界貯蓄性向=貯蓄対前年増加額÷可処分所得対前年増加額

2 2005年基準・93SNAによる。

資料：「可処分所得」「最終消費支出」「貯蓄」「貯蓄率」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年報」  
 上記以外は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/029.xls>

第30表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

(単位 円)

区 分	事業所規模30人以上		事業所規模5人以上		
	平成25年 (2013)	26 (2014)	平成25年 (2013)	26 (2014)	
調 査 産 業 計	現金給与総額	357,972	363,338	314,048	316,567
	きまって支給する給与	289,147	291,475	260,349	261,029
	特別に支払われた給与	68,825	71,863	53,699	55,538
鉱 業、採石業等	現金給与総額	505,619	512,074	355,850	363,534
	きまって支給する給与	373,220	378,855	291,703	298,406
	特別に支払われた給与	132,399	133,219	64,147	65,128
建 設 業	現金給与総額	449,325	466,261	371,214	376,179
	きまって支給する給与	368,163	375,011	320,140	320,466
	特別に支払われた給与	81,162	91,250	51,074	55,713
製 造 業	現金給与総額	406,392	418,018	372,459	382,193
	きまって支給する給与	321,476	326,330	301,485	305,866
	特別に支払われた給与	84,916	91,688	70,974	76,327
電 気・ガ ス 業	現金給与総額	546,414	558,809	522,140	538,014
	きまって支給する給与	451,271	453,095	428,518	433,638
	特別に支払われた給与	95,143	105,714	93,622	104,376
情 報 通 信 業	現金給与総額	519,181	526,195	484,930	491,335
	きまって支給する給与	401,217	403,027	382,905	385,432
	特別に支払われた給与	117,964	123,168	102,025	105,903
運 輸 業、郵便業	現金給与総額	355,839	355,921	342,763	340,450
	きまって支給する給与	295,953	295,348	289,273	287,873
	特別に支払われた給与	59,886	60,573	53,490	52,577
卸 売 業、小 売 業	現金給与総額	307,039	313,547	270,505	274,627
	きまって支給する給与	247,709	251,325	226,516	228,508
	特別に支払われた給与	59,330	62,222	43,989	46,119
金 融 業、保 険 業	現金給与総額	503,579	500,046	467,010	462,885
	きまって支給する給与	377,106	374,741	353,714	350,940
	特別に支払われた給与	126,473	125,305	113,296	111,945
不 動 産・物 品 賃 貸 業	現金給与総額	378,107	390,940	353,386	363,332
	きまって支給する給与	297,177	307,499	286,743	293,696
	特別に支払われた給与	80,930	83,441	66,643	69,636
学 術 研 究 等	現金給与総額	504,072	513,566	444,444	449,225
	きまって支給する給与	394,716	396,067	358,725	357,843
	特別に支払われた給与	109,356	117,499	85,719	91,382

飲食サービス業等	現金給与総額	155,085	156,016	125,806	127,251
	きまって支給する給与	142,529	143,415	118,829	119,956
	特別に支払われた給与	12,556	12,601	6,977	7,295
生活関連サービス等	現金給与総額	229,411	228,781	216,779	213,597
	きまって支給する給与	200,861	201,314	195,130	192,679
	特別に支払われた給与	28,550	27,467	21,649	20,918
教育、学習支援業	現金給与総額	436,250	438,907	382,274	382,388
	きまって支給する給与	334,318	336,334	297,058	296,928
	特別に支払われた給与	101,932	102,573	85,216	85,460
医療、福祉	現金給与総額	335,991	339,600	292,736	293,517
	きまって支給する給与	279,295	281,576	246,375	246,370
	特別に支払われた給与	56,696	58,024	46,361	47,147
複合サービス業	現金給与総額	376,029	384,008	358,773	372,791
	きまって支給する給与	292,851	296,836	279,221	288,351
	特別に支払われた給与	83,178	87,172	79,552	32,791
その他のサービス業	現金給与総額	235,912	236,901	254,037	253,026
	きまって支給する給与	206,209	206,452	221,246	220,163
	特別に支払われた給与	29,703	30,449	32,791	32,863

(注) 年平均である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/030.xls>

第31表 1人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）

《事業所規模1~4人》

各年7月末日現在（単位 円）

区 分	全労働者			男			女		
	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込	平均	通勤	住込
調査産業計									
平成22年(2010)	184,676	185,369	175,843	250,602	252,314	222,600	135,046	133,513	151,747
23(2011)	187,962	188,188	184,807	253,593	254,645	235,019	138,922	137,285	158,609
24(2012)	188,928	189,650	177,743	255,511	257,081	223,969	138,882	137,707	154,372
25(2013)	190,474	191,361	177,737	255,403	256,990	224,199	138,714	137,341	154,862
26(2014)	192,120	193,237	176,120	257,997	259,811	221,876	140,615	139,426	154,474
平成26年									
鉱業、採石業、砂利採取業	224,905	224,550	...	234,326	234,032	...	...	...	—
建設業	252,557	259,411	194,586	283,024	284,535	258,726	148,193	148,824	146,461
製造業	212,310	215,310	179,956	259,920	260,921	239,180	134,691	132,033	149,974
電気・ガス・熱供給・水道業	338,967	338,967	—	368,994	368,994	—	...	...	—
情報通信業	276,689	276,646	278,804	319,809	318,436	384,579	200,323	202,782	...
運輸業、郵便業	245,878	247,940	184,582	268,114	268,838	236,858	174,147	177,508	125,408
卸売業、小売業	193,912	195,689	167,268	261,032	263,400	205,431	141,555	140,657	151,955
金融業、保険業	237,199	239,534	130,831	326,421	327,831	...	170,519	172,103	120,298
不動産業、物品賃貸業	204,789	205,316	196,742	242,991	244,538	199,704	167,201	164,465	195,598
学術研究、専門・技術サービス業	229,684	231,718	199,504	292,763	294,513	248,613	187,873	188,214	183,941
宿泊業、飲食サービス業	107,309	105,515	128,638	168,106	169,252	156,350	83,154	80,621	115,264
生活関連サービス業、娯楽業	148,036	147,476	157,022	205,554	207,249	184,546	130,037	129,191	145,009
教育、学習支援業	130,979	131,229	118,381	190,896	191,466	...	103,063	102,773	114,956
医療、福祉	177,478	174,602	244,881	244,347	242,513	299,869	166,168	162,990	237,873
複合サービス事業	285,843	286,221	...	366,748	367,582	...	211,302	211,407	...
サービス業（他に分類されないもの）	211,666	214,221	178,945	256,737	257,667	239,957	148,908	150,523	134,389

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査特別調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/031.xls>

第32表 賞与支給状況

(調査産業計)

区 分	夏季賞与 (6、7、8月)				年末賞与 (11、12、翌年1月)			
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって 支給する給 与に対する 支給割合	所定内給与 に対する 支給割合
	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分
《事業所規模5人以上》								
平成22年 (2010)	367,178	1.0	0.98	1.03	379,292	△ 0.4	1.02	1.08
23 (2011)	364,252	△ 0.9	0.95	1.00	372,471	△ 1.9	1.01	1.07
24 (2012)	358,368	△ 1.6	0.97	1.03	365,687	△ 1.9	0.99	1.06
25 (2013)	359,317	△ 0.1	0.96	1.02	366,865	△ 0.1	1.00	1.06
26 (2014)	370,550	2.7	395.00	1.02	375,431	1.9	1.00	1.07
《事業所規模30人以上》								
平成22年 (2010)	416,696	1.3	1.08	1.16	434,004	0.5	1.14	1.22
23 (2011)	418,875	0.1	1.07	1.15	430,791	△ 1.1	1.13	1.22
24 (2012)	407,588	△ 2.1	1.07	1.15	421,273	△ 1.7	1.13	1.22
25 (2013)	408,634	△ 0.3	1.07	1.15	423,597	0.0	1.14	1.24
26 (2014)	431,479	5.0	1.10	1.19	436,024	2.3	1.15	1.25

(注) 1 対前年増減率は、調査事業所の標本抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

2 「きまって支給する給与（又は所定内給与）に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与（又は所定内給与）」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「毎月勤労統計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/032.xls>

第33表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円、人)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	7,817	7,676	7,788	7,784	7,774
世 帯 人 員 数	3.09	3.08	3.07	3.05	3.03
有 業 人 員 数	1.36	1.33	1.33	1.34	1.31
消 費 支 出	290,244	282,966	286,169	290,454	291,194
食 料	67,563	66,904	67,275	68,604	69,926
住 居	18,179	18,874	18,231	18,262	17,919
光 熱 ・ 水 道	21,951	21,954	22,815	23,240	23,799
家 具 ・ 家 事 用 品	10,266	10,070	10,122	10,325	10,633
被 服 及 び 履 物	11,499	11,382	11,453	11,756	11,983
保 健 医 療	12,515	12,691	12,777	12,763	12,838
交 通 ・ 通 信	38,965	36,509	40,089	41,433	41,912
教 育	11,734	11,630	11,610	11,539	10,936
教 養 娯 楽	31,879	29,063	28,483	28,959	28,942
そ の 他 の 消 費 支 出	65,695	63,889	63,316	63,573	62,305
現 物 総 額	7,689	7,707	7,272	7,097	6,509
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	7,331	7,211	7,302	7,301	7,298
世 帯 人 員 数	3.06	3.07	3.06	3.05	3.03
有 業 人 員 数	1.33	1.30	1.30	1.31	1.29
消 費 支 出	292,537	284,395	288,141	293,193	294,336
現 物 総 額	7,447	7,352	7,046	6,872	6,473

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/033.xls>

第34表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円、人)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《全 国》					
集 計 世 帯 数	4,193	4,006	4,001	3,964	3,930
世 帯 人 員 数	3.41	3.42	3.42	3.42	3.40
有 業 人 員 数	1.66	1.66	1.68	1.70	1.67
収 入 総 額	990,742	963,289	980,650	997,463	993,842
実 収 入	520,692	510,149	518,506	523,589	519,761
勤 め 先 収 入	485,340	473,115	479,599	486,587	483,251
世 帯 主 収 入	417,281	409,709	410,634	415,595	414,688
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	57,891	54,025	59,717	61,347	60,448
他 の 世 帯 員 収 入	10,168	9,381	9,248	9,646	8,116
事 業 ・ 内 職 収 入	2,285	2,747	2,509	2,467	2,436
農 林 漁 業 収 入	12	34	56	10	3
そ の 他 の 実 収 入	33,055	34,252	36,341	34,525	34,070
実 収 入 以 外 の 収 入	406,649	391,084	400,143	410,234	410,584
預 貯 金 引 出	354,536	344,094	349,320	354,623	349,843
保 険 取 金	5,208	3,666	5,399	5,102	4,688
借 入 金	6,250	6,617	4,667	4,147	6,162
掛 買 金	33,286	31,947	33,899	38,026	41,402
そ の 他	7,371	4,759	6,859	8,336	8,488
繰 入 金	63,400	62,056	62,001	63,640	63,497
支 出 総 額	990,742	963,289	980,650	997,463	993,842
実 支 出	409,039	398,448	407,375	416,626	414,975
消 費 支 出	318,315	308,838	313,874	319,170	318,755
食 料	69,597	68,420	69,469	70,586	71,189
住 居	20,694	21,600	20,479	19,775	20,467
光 熱 ・ 水 道	21,704	21,742	22,511	23,077	23,397
家 具 ・ 家 事 用 品	10,638	10,406	10,484	10,385	10,868
被 服 及 び 履 物	13,573	13,103	13,552	13,715	13,730
保 健 医 療	11,398	10,880	11,721	11,596	11,279
交 通 ・ 通 信	48,002	45,488	50,233	52,595	53,405
教 育	18,195	18,611	17,992	19,027	18,094
教 養 娯 楽	34,160	31,296	30,506	30,861	30,435
そ の 他 の 消 費 支 出	70,353	67,293	66,926	67,554	65,890
非 消 費 支 出	90,725	89,611	93,501	97,457	96,221
実 支 出 以 外 の 支 出	522,638	507,542	515,798	523,178	522,080
預 貯 金	408,903	398,904	405,811	408,284	407,294
保 険 掛 金	27,673	25,666	26,668	25,727	24,375
借 金 返 済	40,515	38,477	37,901	42,135	38,957
掛 買 払	27,703	27,427	29,229	31,283	32,288
そ の 他	17,844	17,068	16,189	15,750	19,166
繰 越 金	59,064	57,298	57,478	57,659	56,786
現 物 総 額	7,190	7,318	6,986	6,503	6,002
《人口5万以上の都市》					
集 計 世 帯 数	3,956	3,781	3,759	3,728	3,695
世 帯 人 員 数	3.38	3.41	3.41	3.42	3.40
有 業 人 員 数	1.64	1.64	1.65	1.69	1.65
収 入 総 額	999,228	967,422	989,681	1,010,926	1,009,356
支 出 総 額	999,228	967,422	989,681	1,010,926	1,009,356
現 物 総 額	7,210	7,142	6,955	6,406	6,141

(注) 農林漁家世帯を含む。

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/034.xls>

第35表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出（全国）

区 分	平 均	200万円未満	200万円以上 250万円未満	250～300	300～350	350～400	400～450	450～500
集 計 世 帯 数	3,930	38	84	106	156	238	276	300
世 帯 人 員 数	3.40	2.56	2.81	3.05	3.34	3.22	3.24	3.38
有 業 人 員 数	1.67	1.37	1.40	1.52	1.49	1.53	1.54	1.62
収 入 総 額	993,842	340,583	473,705	570,127	591,009	636,382	683,372	771,772
実 収 入	519,761	164,540	216,971	262,978	287,310	302,006	348,222	383,158
勤 め 先 収 入	483,251	146,756	185,862	217,587	249,470	262,635	310,143	341,180
世 帯 主 収 入	414,688	129,617	168,841	192,005	227,193	235,373	274,864	298,905
世 帯 主 の 配 偶 者 の 収 入	60,448	14,188	9,115	19,637	20,321	23,720	30,334	34,173
他 の 世 帯 員 収 入	8,116	2,950	7,906	5,945	1,956	3,542	4,945	8,103
事 業 ・ 内 職 収 入	2,436	31	1,565	2,519	916	1,690	1,186	1,639
農 林 漁 業 収 入	3	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 実 収 入	34,070	17,753	29,545	42,873	36,924	37,681	36,893	40,338
実 収 入 以 外 の 収 入	410,584	135,026	181,881	254,036	252,780	279,471	282,241	330,064
繰 入 金	63,497	41,017	74,853	53,113	50,920	54,904	52,910	58,550
支 出 総 額	993,842	340,583	473,705	570,127	591,009	636,382	683,372	771,772
実 支 出	414,975	148,401	204,508	247,565	262,776	265,391	288,590	319,339
消 費 支 出	318,755	133,228	176,606	213,404	221,490	224,477	238,437	261,279
食 料	71,189	37,978	44,521	56,274	54,896	56,884	56,593	62,637
住 居	20,467	22,544	18,198	18,231	21,931	21,381	25,531	16,310
光 熱 ・ 水 道	23,397	16,492	19,302	20,070	21,560	20,706	21,353	22,989
家 具 ・ 家 事 用 品	10,868	3,499	6,977	6,985	7,862	8,077	7,936	9,807
被 服 及 び 履 物	13,730	3,286	6,157	6,450	7,855	7,766	8,954	10,480
保 健 医 療	11,279	5,313	5,529	10,495	8,035	9,155	8,461	9,858
交 通 ・ 通 信	53,405	17,608	27,047	34,114	32,792	35,647	38,252	46,021
教 育	18,094	1,946	6,781	11,056	7,341	7,312	8,984	11,141
教 養 娯 楽	30,435	9,059	12,241	16,791	17,457	17,206	19,026	22,342
そ の 他 の 消 費 支 出	65,890	15,505	29,852	32,937	41,761	40,345	43,347	49,692
非 消 費 支 出	96,221	15,173	27,903	34,161	41,287	40,914	50,153	58,059
実 支 出 以 外 の 支 出	522,080	149,873	195,220	272,032	282,691	320,404	346,327	397,517
繰 越 金	56,786	42,309	73,977	50,531	45,542	50,587	48,455	54,916

資料：総務省統計局「家計調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/035.xls>

第36表 消費者物価指数（中分類）

平成22年(2010)=100

区 分	総合	食料	住居	光熱・ 水道	家具・ 家事 用品	被服及 び履物	保健 医療	交通・ 通信	教育	教養 娯楽	諸雑費
《全 国》											
平成24年平均 (2012)	99.7	99.7	99.5	107.3	91.7	99.7	98.5	101.5	98.2	94.5	103.5
25 (2013)	100.0	99.6	99.1	112.3	89.7	100.1	98.0	102.9	98.8	93.6	104.8
26 (2014)	102.8	103.4	99.1	119.3	93.1	102.2	99.0	105.6	100.6	97.0	108.6
《人口5万以上の都市》											
平成24年平均 (2012)	99.6	99.7	99.4	107.3	91.4	99.8	98.5	101.4	98.5	94.6	103.5
25 (2013)	100.0	99.5	98.9	112.2	89.5	100.2	98.0	102.7	99.0	93.8	104.7
26 (2014)	102.6	103.3	98.9	119.1	92.9	102.3	99.0	105.4	100.8	97.2	108.5

資料：総務省統計局「平成22年基準消費者物価指数年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/036.xls>

平成26年平均 (単位 円、人)

500～550	550～600	600～650	650～700	700～750	750～800	800～900	900～1,000	1,000～1,250	1,250～1,500	1,500万円以上
315	288	271	277	238	225	353	230	305	142	87
3.38	3.45	3.48	3.46	3.47	3.40	3.58	3.54	3.53	3.48	3.29
1.63	1.64	1.64	1.68	1.64	1.67	1.80	1.88	1.83	2.00	1.76
830,365	861,674	932,262	992,399	1,004,037	1,098,412	1,179,741	1,282,584	1,446,052	1,657,802	1,966,930
406,917	448,010	476,418	513,572	539,044	561,137	626,116	681,955	794,485	926,639	1,142,862
370,376	415,496	447,263	476,340	501,072	525,392	593,639	651,100	763,182	875,765	1,081,966
328,338	364,303	394,979	425,388	447,718	458,780	505,393	534,138	635,797	665,296	907,195
36,069	43,756	44,717	45,529	44,738	59,316	81,724	108,339	112,636	186,312	155,270
5,969	7,438	7,567	5,423	8,616	7,296	6,523	8,623	14,749	24,157	19,500
1,670	1,180	1,390	1,574	2,533	2,130	1,562	1,884	4,034	10,706	12,692
0	0	0	0	24	0	0	0	0	42	0
34,871	31,334	27,766	35,658	35,415	33,615	30,915	28,971	27,269	40,125	48,204
363,536	355,223	391,469	421,300	404,196	477,749	489,751	523,590	575,291	646,569	723,200
59,912	58,442	64,374	57,527	60,796	59,525	63,874	77,039	76,275	84,594	100,868
830,365	861,674	932,262	992,399	1,004,037	1,098,412	1,179,741	1,282,584	1,446,052	1,657,802	1,966,930
334,649	350,571	382,214	406,168	430,650	466,571	500,760	515,674	606,501	704,678	831,802
269,262	275,682	300,174	315,445	330,432	362,480	378,980	381,352	437,298	502,186	534,692
63,415	65,910	69,526	73,111	75,622	76,761	80,490	83,329	90,231	92,358	102,538
17,874	20,138	18,682	20,466	18,255	23,998	17,824	17,559	25,202	24,668	21,359
22,176	22,702	23,193	23,435	24,021	23,531	25,626	24,817	26,576	25,812	27,650
9,557	9,155	10,729	10,376	10,642	11,983	12,018	12,120	15,270	18,102	18,127
10,735	10,949	13,886	13,517	14,486	14,949	17,097	17,855	20,481	24,368	28,590
10,114	10,000	11,344	11,053	11,492	11,617	13,945	13,557	14,486	15,928	14,468
44,131	43,343	53,731	52,508	54,379	65,272	67,310	62,688	69,431	87,903	93,555
11,770	15,129	14,397	16,951	20,180	22,906	25,993	25,545	33,142	37,287	27,628
26,740	26,363	28,397	32,034	33,513	38,284	36,179	39,926	44,377	50,106	52,484
52,750	51,993	56,288	61,994	67,843	73,181	82,498	83,957	98,102	125,656	148,294
65,386	74,889	82,040	90,723	100,219	104,091	121,780	134,322	169,203	202,492	297,110
441,845	457,838	495,238	535,613	519,011	578,989	620,921	703,449	772,499	880,597	1,045,960
53,871	53,264	54,810	50,618	54,375	52,852	58,060	63,460	67,052	72,526	89,168

第37表 販売農家1戸当りの経営収支

(単位 千円、%)

区 分	平成20年 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
集 計 経 営 体 数	4,725	4,720	4,505	4,478	4,507	4,506
経 営 収 支 の 総 括						
農 業 依 存 度						
粗 収 益	4,379	4,312	4,571	4,694	5,014	4,972
経 営 費	3,297	3,270	3,348	3,498	3,667	3,651
所 得	1,082	1,042	1,223	1,196	1,347	1,321
農 業 所 得 外 入	2,152	1,956	1,862	1,827	1,794	1,768
支 出	294	271	252	223	241	237
所 得	1,858	1,685	1,610	1,604	1,553	1,531
年 金 等 の 収 入	1,712	1,833	1,820	1,825	1,853	1,865
総 所 得	4,657	4,566	4,660	4,633	4,762	4,727
租 税 公 課 諸 負 担	711	690	678	651	698	728
可 処 分 所 得	3,946	3,876	3,982	3,982	4,064	3,999
( 参 考 ) 推 計 家 計 費	4,162	4,095	4,047	3,966	4,242	3,863
分 析 指 標						
農 業 依 存 度	36.7	38.1	43.1	42.6	46.3	46.2
農 業 所 得 率	24.7	24.2	26.8	25.5	26.9	26.6

(注) 販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は過去1年間の農産物販売金額50万円以上の農家である。

資料：農林水産省統計情報部「経営形態別経営統計（個別経営）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/037.xls>

## 第4節 社会保険関係

## 1 総括

第38表 医療保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	113,158	112,570	111,949	111,288	110,907
被 用 者 保 険	74,060	73,801	73,636	73,609	73,980
被 保 険 者	39,782	39,753	39,770	39,984	40,466
被 扶 養 者	34,278	34,048	33,866	33,625	33,514
全国健康保険協会管掌健康保険					
一 般 被 保 険 者	34,828	34,845	34,877	35,103	35,643
被 保 険 者	19,517	19,580	19,631	19,871	20,303
被 扶 養 者	15,311	15,265	15,246	15,232	15,340
法第3条第2項被保険者	17	18	18	19	18
被 保 険 者	11	12	12	13	12
被 扶 養 者	6	6	6	6	6
組 合 管 掌 健 康 保 険	29,951	29,609	29,504	29,353	29,273
被 保 険 者	15,722	15,574	15,553	15,537	15,598
被 扶 養 者	14,228	14,035	13,951	13,816	13,676
船 員 保 険	141	136	132	129	127
被 保 険 者	61	60	59	58	58
被 扶 養 者	80	76	73	71	69
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)	2,301	2,312	2,306	2,286	2,263
組 合 員	1,067	1,077	1,081	1,080	1,076
被 扶 養 者	1,234	1,234	1,225	1,205	1,187
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	5,975	6,027	5,936	5,848	5,775
組 合 員	2,903	2,944	2,920	2,903	2,889
被 扶 養 者	3,072	3,083	3,015	2,945	2,886
私 立 学 校 教 職 員 共 済	847	854	864	871	879
組 合 員	500	507	514	521	530
被 扶 養 者	347	348	349	349	349
国 民 健 康 保 険	39,098	38,769	38,313	37,678	36,927

(注) 法第3条第2項被保険者の「被保険者数」は、有効手帳所有者数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/038.xls>



第39表 公的年金適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	68,738	68,258	67,746	67,356	67,175
厚生年金保険	34,248	34,411	34,515	34,717	35,273
（再掲）厚生年金基金	4,562	4,472	4,366	4,203	4,050
船員保険（再掲）	56	54	53	53	52
国家公務員共済組合 （各省各庁組合）	1,044	1,055	1,059	1,057	1,055
地方公務員等共済組合	2,908	2,878	2,858	2,842	2,832
私立学校教職員共済	478	485	492	499	507
農林漁業団体職員共済組合	・	・	・	・	・
国民年金	30,061	29,428	28,822	28,240	27,508
（再掲）農業者年金	56	54	52	51	50

(注) 1 「船員保険」は、「厚生年金保険」の再掲。

2 「農林漁業団体職員共済組合」は、平成14年4月より長期給付事業が「厚生年金保険」に統合された。

資料：「船員保険」は厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/039.xls>

第40表 雇用保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	37,530	38,259	38,596	38,932	39,515
雇用保険	37,530	38,259	38,596	38,932	39,515
船員保険	・	・	・	・	・

(注) 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/040.xls>

第41表 業務災害補償保険適用者数（制度別）

年度末現在（単位 千人）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	56,273	55,924	56,156	56,641	57,684
労働者災害補償保険	52,789	52,488	52,742	53,237	54,295
船員保険	57	56	55	55	54
国家公務員災害補償					
国家公務員	520	501	501	507	502
公共企業体職員	・	・	・	・	・
地方公務員災害補償	2,908	2,878	2,858	2,842	2,832

(注) 「国家公務員災害補償」は、各年7月1日現在である。

資料：「国家公務員災害補償」は、人事院勤務条件局調べ

「地方公務員災害補償」は、総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/041.xls>

第42表 社会保険被保険者（組合員）1人当り平均標準報酬月額（制度別）

年度末現在（単位 円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	276,892	276,392	275,151	276,414	277,116
法第3条第2項被保険者	12,806	13,236	13,570	13,601	13,578
組 合 管 掌 健 康 保 険	359,340	363,306	363,149	365,867	366,541
船 員 保 険					
普 通 保 険	395,175	392,609	392,249	394,253	398,720
失 業 保 険	.	.	.	.	.
国 家 公 務 員 共 済 組 合 (各省各庁組合)					
短 期 適 用	418,333	417,119	419,463	402,411	402,411
長 期 適 用	410,279	408,814	410,861	396,555	398,127
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	347,478	344,485	342,003	340,425	327,630
私 立 学 校 教 職 員 共 済	379,444	378,776	377,432	376,570	375,184
厚 生 年 金 保 険	304,173	305,715	304,589	306,131	306,282
厚 生 年 金 基 金	318,752	320,791	319,712	321,533	321,825
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	292,316	291,490	290,199	290,319	291,531
(参考)国 民 年 金	14,660	15,100	15,020	14,980	15,040

- (注) 1 「法第3条第2項被保険者」は、平均賃金月額である。  
 2 「地方公務員等共済組合」は、平均給料月額である。  
 3 「私立学校教職員共済」は、平均標準給与月額である。  
 4 「厚生年金保険」には、船員保険（年金分）を含む。  
 5 平成22年1月より「船員保険」の失業部門は、雇用保険に統合された。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/042.xls>

第43表 制度別被保険者1人当り診療費

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
全国健康保険協会管掌健康保険					
一般被保険者	176,877	183,706	186,638	189,971	191,542
被保険者分	84,608	87,351	88,564	90,401	91,497
被扶養者分	92,269	96,355	98,074	99,570	100,045
法第3条第2項被保険者	140,988	148,513	132,052	120,982	130,311
被保険者分	68,817	70,831	60,681	60,068	63,176
被扶養者分	72,171	77,682	71,371	60,914	67,135
組合管掌健康保険	154,780	161,546	165,207	168,523	169,678
被保険者分	73,780	76,721	78,528	80,459	81,298
被扶養者分	81,000	84,825	86,679	88,064	88,380
船員保険	225,673	213,845	220,686	224,725	223,404
被保険者分	125,076	111,057	110,650	111,481	109,803
被扶養者分	100,597	102,788	110,036	113,244	113,601
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	150,844	154,295	155,935	158,361	157,487
組合員分	58,694	59,838	61,596	63,383	63,937
被扶養者分	92,150	94,457	94,339	94,978	93,550
地方公務員等共済組合	164,330	168,757	172,965	174,060	171,644
組合員分	81,451	83,683	85,589	87,005	86,581
被扶養者分	82,879	85,074	87,376	87,055	85,062
私立学校教職員共済	153,352	157,991	159,984	163,958	164,075
組合員分	93,259	95,590	97,466	99,709	101,101
被扶養者分	60,093	62,400	62,518	64,249	62,974
国民健康保険	221,433	229,297	234,803	240,701	245,719
1世帯当り医療費	399,097	410,063	411,508	423,825	428,413

- (注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。
- 2 「国民健康保険」の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。  
なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。
- 3 老人保健による給付分を除く。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/043.xls>

第44表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	63,984,660	67,365,575	70,543,331	74,054,616	76,568,172
老 齢 年 金 ( 退 職 年 金 )	55,722,284	58,860,585	61,847,871	65,190,684	67,552,606
老 齢 基 礎 年 金	22,918,980	23,775,499	24,858,322	26,340,766	27,714,205
老 齢 厚 生 年 金 ( 老 齢 相 当 )	12,402,785	13,097,886	13,653,918	14,170,393	14,284,876
( 通 老 相 当 )	10,182,305	10,949,628	11,536,876	12,135,641	12,612,744
退 職 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	678,896	721,747	757,954	793,946	802,399
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,654,478	1,764,143	1,865,955	1,966,925	1,986,533
私 立 学 校 教 職 員 共 済	274,162	295,674	313,075	332,334	342,674
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	315,794	297,006	296,176	301,616	299,991
厚 生 年 金 基 金	7,144,575	7,835,747	8,466,657	9,070,758	9,447,975
恩 給					
文 官	2,426	2,090	1,752	1,488	1,283
軍 人	143,910	117,883	94,497	74,620	58,147
都 道 府 県 知 事 裁 定	3,973	3,282	2,689	2,197	1,779
障 害 年 金	2,188,040	2,258,480	2,313,254	2,368,745	2,418,142
障 害 基 礎 年 金	1,701,830	1,749,219	1,786,844	1,825,210	1,859,519
障 害 厚 生 年 金	414,442	437,594	454,892	472,253	486,941
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	12,446	13,143	13,757	14,411	15,031
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	35,297	37,422	39,351	40,972	42,771
私 立 学 校 教 職 員 共 済	2,066	2,212	2,338	2,396	2,458
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	3,189	3,114	3,034	2,780	2,688
恩 給					
文 官	154	138	124	109	95
軍 人	18,050	15,071	12,351	10,060	8,100
都 道 府 県 知 事 裁 定	39	34	30	26	24
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	527	533	532	527	512
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	.	.	1	1	3
遺 族 年 金	6,074,336	6,246,510	6,382,206	6,495,187	6,597,424
遺 族 基 礎 年 金	257,758	254,045	249,599	242,525	234,849
遺 族 厚 生 年 金	4,257,203	4,449,027	4,611,434	4,757,543	4,898,696
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	239,782	250,614	260,181	269,295	276,309
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	499,908	518,112	535,442	551,034	564,508
私 立 学 校 教 職 員 共 済	52,553	55,104	57,888	60,485	63,134
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	45,174	43,705	41,897	40,281	38,523
恩 給					
文 官	17,138	15,200	13,381	11,794	10,259
軍 人	685,899	643,584	596,994	548,429	498,788
都 道 府 県 知 事 裁 定	17,159	15,341	13,614	12,046	10,602
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	1,762	1,778	1,773	1,749	1,749
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	.	.	3	6	7

(注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	7,490,875	6,827,683	6,176,544	5,551,615	4,966,047
老 齢 年 金 ( 退 職 年 金 )	4,093,312	3,683,299	3,290,962	2,921,165	2,578,698
厚 生 年 金 保 険	1,451,348	1,315,430	1,186,200	1,062,613	945,158
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	152,786	141,253	129,966	119,601	109,294
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	334,134	308,277	282,719	256,979	233,538
私 立 学 校 教 職 員 共 済	6,835	6,362	5,918	5,396	4,996
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	40,273	37,663	35,054	32,243	29,730
国 民 年 金 [ 老 齢 年 金	2,095,899	1,866,095	1,645,901	1,440,801	1,253,688
老 齢 福 祉 年 金	12,037	8,219	5,204	3,532	2,294
通 算 老 齢 年 金 ( 通 算 退 職 年 金 )	2,214,700	2,028,084	1,837,234	1,649,774	1,472,012
厚 生 年 金 保 険	997,365	906,557	814,856	726,335	645,667
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	3,891	3,543	3,185	2,864	2,538
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	18,967	17,252	15,505	13,798	12,122
私 立 学 校 教 職 員 共 済	6,946	6,167	5,399	4,574	3,838
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	9,571	8,700	7,770	6,913	6,060
国 民 年 金	1,177,960	1,085,865	990,519	895,290	801,787
障 害 年 金 ( 疾 病 年 金 )	221,349	207,577	194,154	181,322	169,148
厚 生 年 金 保 険	109,891	103,761	97,823	92,068	86,543
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	3,486	3,285	3,093	2,920	2,744
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	9,188	8,647	8,061	7,569	7,059
私 立 学 校 教 職 員 共 済	336	322	297	276	262
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,570	1,506	1,400	1,281	1,214
国 民 年 金 [ 障 害 年 金	96,878	90,056	83,480	77,208	71,326
遺 族 年 金 ( 通 算 遺 族 を 含 む )	961,305	908,529	854,018	799,189	746,044
厚 生 年 金 保 険	765,245	721,722	678,273	635,682	594,640
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	47,018	44,448	41,733	39,308	36,735
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	93,523	88,222	82,778	77,295	72,039
私 立 学 校 教 職 員 共 済	4,943	4,579	4,212	3,815	3,480
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	13,554	12,941	12,263	11,535	10,856
国 民 年 金 ( 母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金 )	37,022	36,617	34,759	31,554	28,294
船 員 給 付	187	175	160	150	130
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	187	175	160	150	130
公 務 災 害 給 付	22	19	16	15	15
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	22	19	16	15	15

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/044.xls>

第45表 公的年金における年金総額（制度別）

(i) 新制度分

年度末現在（単位 百万円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	47,983,733	49,570,328	51,322,001	52,879,562	52,824,560
老 齢 年 金 ( 退 職 年 金 )	39,889,723	41,233,831	42,828,064	44,256,723	44,178,029
老 齢 基 礎 年 金	15,282,224	15,879,095	16,575,017	17,566,425	18,356,945
老 齢 厚 生 年 金 ( 老 齢 相 当 )	16,354,806	16,780,855	17,339,667	17,581,679	16,911,216
( 通 老 相 当 )	2,062,229	2,183,328	2,281,738	2,288,932	2,296,872
退 職 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	993,240	1,005,996	1,032,766	1,053,102	994,727
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	2,917,074	3,013,315	3,148,123	3,257,694	3,088,689
私 立 学 校 教 職 員 共 済	250,223	256,612	264,877	273,065	267,002
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	34,274	32,270	31,138	31,094	30,601
厚 生 年 金 基 金	1,893,777	1,998,705	2,087,470	2,151,246	2,189,815
恩 給					
文 官	4,327	3,960	3,505	3,182	2,959
軍 人	92,194	75,353	60,258	47,499	36,950
都道府県知事裁定	5,354	4,341	3,504	2,805	2,251
障 害 年 金	1,905,803	1,958,044	1,995,913	2,029,355	2,042,546
障 害 基 礎 年 金	1,506,122	1,545,331	1,575,773	1,602,152	1,612,947
障 害 厚 生 年 金	304,657	320,624	330,922	340,474	345,172
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	12,553	13,212	13,730	14,322	14,666
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	41,919	44,350	46,379	47,907	49,208
私 立 学 校 教 職 員 共 済	2,088	2,214	2,330	2,386	2,417
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	845	815	785	728	702
恩 給					
文 官	479	433	390	342	295
軍 人	35,897	29,836	24,382	19,843	15,985
都道府県知事裁定	107	92	80	69	63
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	1,136	1,136	1,139	1,129	1,084
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	.	.	5	5	7
遺 族 年 金	6,188,207	6,378,452	6,498,024	6,593,483	6,603,985
遺 族 基 礎 年 金	201,727	198,770	194,469	188,744	181,083
遺 族 厚 生 年 金	4,225,990	4,419,872	4,556,033	4,672,407	4,747,470
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	347,781	361,118	370,700	379,652	377,347
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	785,127	814,483	838,473	859,506	849,997
私 立 学 校 教 職 員 共 済	39,191	41,101	42,970	44,773	46,131
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	7,739	7,426	6,969	6,640	6,286
恩 給					
文 官	18,238	16,063	14,027	12,324	10,651
軍 人	539,741	499,148	455,985	412,738	370,175
都道府県知事裁定	19,004	16,799	14,705	13,045	11,199
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	3,670	3,671	3,689	3,646	3,636
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	.	.	4	9	9

(注) 1 新年金制度並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者状況を掲げた。

2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。

3 「厚生年金」は、基金代行分を含む。

## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	7,025,086	6,405,236	5,783,465	5,196,106	4,550,066
老 齢 年 金 ( 退 職 年 金 )	5,137,446	4,645,254	4,158,017	3,700,173	3,189,046
厚 生 年 金 保 険	2,812,623	2,531,200	2,256,558	2,000,048	1,746,292
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	366,732	337,501	307,704	280,836	239,686
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	927,139	854,119	779,005	704,355	583,795
私 立 学 校 教 職 員 共 済	14,293	13,224	12,168	10,966	9,980
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	6,956	6,490	6,014	5,500	5,046
国 民 年 金 [ 老 齢 年 金	1,004,818	899,385	794,466	697,046	603,332
老 齢 福 祉 年 金	4,885	3,335	2,103	1,423	915
通 算 老 齢 年 金 ( 通 算 退 職 年 金 )	677,055	617,656	556,165	497,215	438,250
厚 生 年 金 保 険	394,892	356,537	317,768	281,393	246,125
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	3,154	2,858	2,571	2,298	2,003
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	15,452	14,058	12,590	11,149	9,678
私 立 学 校 教 職 員 共 済	4,198	3,693	3,214	2,717	2,266
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	438	396	354	313	274
国 民 年 金	258,922	240,113	219,668	199,345	177,904
障 害 年 金 ( 疾 病 年 金 )	246,490	230,651	214,582	199,388	183,162
厚 生 年 金 保 険	133,766	125,789	117,834	110,074	102,021
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	6,759	6,301	5,844	5,434	4,888
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	19,067	17,770	16,309	15,114	13,374
私 立 学 校 教 職 員 共 済	534	511	465	426	397
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	244	234	218	195	184
国 民 年 金 [ 障 害 年 金	86,118	80,048	73,913	68,144	62,296
遺 族 年 金 ( 通 算 遺 族 を 含 む )	963,591	911,209	854,288	798,948	739,278
厚 生 年 金 保 険	759,159	717,729	673,573	631,064	585,754
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	61,155	57,730	53,873	50,484	46,463
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	121,639	114,583	106,908	99,276	90,845
私 立 学 校 教 職 員 共 済	3,635	3,396	3,143	2,900	2,656
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	1,086	1,037	973	921	876
国 民 年 金 ( 母 子 年 金 準 母 子 年 金 遺 児 年 金 寡 婦 年 金 )	16,916	16,734	15,817	14,302	12,683
船 員 給 付	458	425	383	352	301
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	458	425	383	352	301
公 務 災 害 給 付	47	41	31	30	30
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	47	41	31	30	30

(注) 1 「老齢年金(退職年金)」には特例老齢年金、減額退職年金を含む。

2 私立学校教職員共済の「退職年金」には、恩給財団年金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/045.xls>

第46表 公的年金受給権者1人当り年金額

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>老 齢 年 金 ( 退 職 年 金 )</b>					
老 齢 基 礎 年 金	666,793	667,876	666,779	666,891	662,366
老 齢 厚 生 年 金 ( 老 齢 相 当 ) ( 通 老 相 当 )	1,829,624	1,787,965	1,782,423	1,773,477	1,740,509
退 職 共 済 年 金	692,777	681,355	681,479	689,833	695,137
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	1,463,023	1,393,835	1,362,570	1,326,416	1,239,692
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,763,138	1,708,090	1,687,138	1,656,237	1,554,814
私 立 学 校 教 職 員 共 済	912,685	867,888	846,049	821,657	779,172
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	108,533	108,650	105,133	103,092	102,008
厚 生 年 金 基 金	265,065	255,075	246,552	237,163	231,776
恩 給 { 文 官	1,783,647	1,894,850	2,000,723	2,138,327	2,306,083
{ 軍 人	640,637	639,221	637,675	636,542	635,456
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	1,347,517	1,322,819	1,303,247	1,276,695	1,265,492
<b>障 害 年 金</b>					
障 害 基 礎 年 金	885,001	883,440	881,875	877,790	867,400
障 害 厚 生 年 金	1,211,533	1,207,716	1,201,047	1,194,299	1,174,594
障 害 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	1,008,601	1,005,256	998,020	993,837	975,744
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,187,620	1,185,139	1,178,595	1,169,255	1,150,499
私 立 学 校 教 職 員 共 済	1,010,816	1,001,024	996,366	995,688	983,284
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	264,851	261,777	258,600	261,834	261,252
恩 給 { 文 官	3,111,929	3,135,935	3,143,298	3,135,294	3,101,421
{ 軍 人	1,988,737	1,979,700	1,974,056	1,972,515	1,973,442
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	2,743,231	2,718,882	2,678,900	2,644,923	2,609,167
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	2,155,150	2,131,173	2,140,816	2,141,653	2,117,996
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	・	・	4,765,000	4,740,000	2,469,000
<b>遺 族 年 金</b>					
遺 族 基 礎 年 金	782,622	782,422	779,124	778,246	771,060
遺 族 厚 生 年 金	1,026,428	1,025,558	1,018,480	1,010,967	996,104
遺 族 共 済 年 金					
国 共 済 [ 各 省 各 庁 組 合	1,450,404	1,440,932	1,424,776	1,409,799	1,365,672
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	1,570,544	1,572,021	1,565,946	1,559,805	1,505,731
私 立 学 校 教 職 員 共 済	745,741	745,882	742,289	740,235	730,685
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	171,316	169,916	166,326	164,837	163,188
恩 給 { 文 官	1,064,163	1,056,798	1,048,285	1,044,953	1,038,255
{ 軍 人	786,910	775,576	763,802	752,582	742,149
{ 都 道 府 県 知 事 裁 定	1,107,519	1,095,052	1,080,169	1,082,920	1,056,321
船 員 保 険 ( 職 務 上 )	2,082,778	2,064,526	2,080,742	2,084,658	2,078,657
船 員 保 険 ( 職 務 上 、 新 々 法 )	・	・	1,416,333	1,448,167	1,276,714

- (注) 1 新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。  
2 恩給の「老齢年金」には普通恩給を、「障害年金」には増加恩給及び傷病年金を、「遺族年金」には扶助料及び傷病者遺族特別年金を掲げた。  
3 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。  
4 「老齢厚生年金」「障害厚生年金」「遺族厚生年金」以外は、受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。



## (ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>老 齡 年 金 ( 退 職 年 金 )</b>					
厚生年金保険	1,937,939	1,924,237	1,902,342	1,882,198	1,847,619
国共済〔各省各庁組合	2,400,301	2,389,334	2,367,573	2,348,106	2,193,038
地方公務員等共済組合	2,774,752	2,770,622	2,755,403	2,740,905	2,499,786
私立学校教職員共済	2,091,146	2,078,665	2,056,046	2,032,272	1,997,506
農林漁業団体職員共済組合	172,725	172,316	171,560	170,565	169,732
国民年金〔老齡年金	479,421	481,961	482,694	483,791	481,246
老齡福祉年金	405,800	405,800	404,112	402,900	398,800
<b>通算老齡年金(通算退職年金)</b>					
厚生年金保険	395,935	393,287	389,969	387,415	381,195
国共済〔各省各庁組合	810,652	806,794	807,152	802,500	789,085
地方公務員等共済組合	814,662	814,874	811,982	807,993	798,383
私立学校教職員共済	604,388	598,828	595,349	594,013	590,398
農林漁業団体職員共済組合	45,776	45,487	45,507	45,243	45,272
国民年金	219,805	221,126	221,770	222,660	221,884
<b>障 害 年 金 ( 疾 病 年 金 )</b>					
厚生年金保険	1,217,262	1,212,291	1,204,561	1,195,574	1,178,849
国共済〔各省各庁組合	1,939,035	1,917,977	1,889,347	1,860,981	1,781,448
地方公務員等共済組合	2,075,259	2,055,004	2,023,198	1,996,800	1,894,603
私立学校教職員共済	1,590,521	1,586,806	1,564,123	1,544,803	1,516,694
農林漁業団体職員共済組合	155,348	155,405	155,639	152,203	151,883
国民年金〔障害年金	888,937	888,866	885,395	882,609	873,404
<b>遺 族 年 金 ( 通 算 遺 族 を 含 む )</b>					
厚生年金保険	992,047	994,468	993,071	992,736	985,057
国共済〔各省各庁組合	1,300,678	1,298,825	1,290,899	1,284,329	1,264,808
地方公務員等共済組合	1,300,635	1,298,804	1,291,504	1,284,379	1,261,058
私立学校教職員共済	735,389	741,550	746,184	760,278	763,185
農林漁業団体職員共済組合	80,107	80,134	79,352	79,887	80,728
国民年金〔母子年金 準母子年金 遺児年金 寡婦年金〕	456,918	457,001	455,056	453,250	448,262
<b>船 員 給 付</b>					
国共済〔各省各庁組合	2,446,735	2,427,036	2,395,469	2,346,976	2,312,175
<b>公 務 災 害 給 付</b>					
国共済〔各省各庁組合	2,123,205	2,168,600	1,961,413	1,983,673	1,983,673

(注) 1 「厚生年金保険」は、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

2 「厚生年金保険」は、基金代行支給分を含む。

3 受給権者数と年金総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/046.xls>

## 第47表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	207,916,930	200,007,896	193,076,823	191,446,479	191,698,160
厚生年金保険	119,505,228	113,460,390	108,526,333	105,035,445	103,173,746
厚生年金基金	28,955,081	27,779,739	26,739,779	28,724,316	30,705,596
国民年金	8,206,786	8,457,933	8,456,389	9,601,155	10,073,807
船員保険	131,894	...	...	...	...
国家公務員共済組合 (各省各庁組合)	8,365,766	8,182,232	7,945,069	7,562,734	7,267,618
地方公務員等共済組合	38,925,465	38,365,795	37,681,557	36,815,864	36,680,282
私立学校教職員共済	3,407,327	3,408,292	3,415,617	3,422,374	3,546,332
農林漁業団体職員共済組合	419,383	353,516	312,079	284,592	250,779

(注) 1 「船員保険」は、船員保険特別会計全体の積立金である。平成22年度以降は、報告書内容変更により未掲載。よって、合計にも「船員保険」が含まれていないため、年次推移での比較には注意が必要である。

2 「国民年金」は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

3 「厚生年金基金」は、時価である。

資料：「厚生年金基金」は、厚生労働省年金局調べ

「私立学校教職員共済」は、日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/047.xls>

## 第48表 年金財政指標

平成25(2013)年度 年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (千人)	老齢・退職 年金受給権 者数(千人)	同左(老齢・ 退年相当) (千人)	年金 扶養比率	保険に係 る年金 扶養比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	保険料 比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金保険	35,273	28,488	15,230	2.32	—	19.1	14.2	85.9	3.6
国家公務員共済組合	1,055	914	694	1.52	1.77	23.7	19.4	69.2	5.0
地方公務員共済組合	2,832	2,232	1,978	1.43	1.64	23.7	20.0	68.3	8.5
私立学校教職員共済	507	352	126	4.04	—	15.6	12.0	86.8	7.7

(注) 1 老齢・退職年金受給権者には、老齢・退年相当受給権者のほか、通算老齢(通算退職)年金相当受給権者を含む。

2 厚生年金の総合費用率、独自給付費用率、保険料比率、積立比率の算出に用いられる諸数値には、厚生年金基金が代行している部分は含まない。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/048.xls>

## 年金財政指標について

## ○年金扶養比率

1人の老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

この場合、老齢・退職年金受給権者(老齢・退年相当)とは、その制度における被保険者期間が老齢基礎年金の資格期間である25年を満たしている者(経過的に20~24年の者を含むほか、中高齢の特例による期間短縮を受けている者を含む。)及び旧法の老齢・退職年金受給権者を対象とする。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者(組合員・加入者)数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(老齢・退年相当)}}$$

保険に係る年金扶養比率とは、上記の年金扶養比率を「支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合」で除した換算値である。

ここでいう支出額とは、

$$\text{支出額} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

のことである。

$$\text{保険に係る年金扶養比率} = \frac{\text{年金扶養比率}}{\left( \frac{\text{支出額} - \text{追加費用}}{\text{支出額}} \right)}$$

## ○総合費用率

被用者年金制度について、ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費から追加費用や基礎年金交付金を控除すること等により定められる独自給付費と基礎年金拠出金とからなっており、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度を考慮して、公的年金各制度が、ある年度において社会保険方式として実質的に負担することとなる費用のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金} - \text{制度間調整交付金} \\ & + \text{年金保険者拠出金} (\text{※}) - \text{国共済連合会等拠出金収入} \\ & + \text{財政調整拠出金} - \text{財政調整拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

(※) 平成22年度以降については、年金保険者拠出金還付金を控除している。

独自給付費とは、実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したものであり、制度横断的な給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に対する負担を除外して、公的年金各制度独自に社会保険方式として負担することとなる費用のことである。

## ○独自給付費費用率

被用者年金制度について、ある年度の独自給付費のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いたもの）が、その年度の標準報酬総額に対してどれくらいの比率になっているかを表す指標である。基礎年金制度の係る保険料負担を除外して、被用者年金制度の独自給付費に関して単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当する。

$$\text{独自給付費費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} (\text{国庫} \cdot \text{公経済負担分除く})}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

## ○保険料比率

ある年度の実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}} \times 100$$

## ○積立比率

ある年度の実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄わなければならない部分（国庫・公経済負担を除いたもの）に対して、前年度末に保有する積立金はその何年分に相当しているかを表す指標である（簿価ベース）。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫} \cdot \text{公経済負担}}$$

第49表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	229,840	228,925	228,892	227,352	224,261
障 害 補 償 年 金	97,443	96,729	95,892	94,854	93,429
労働者災害補償保険	95,610	94,914	94,094	93,072	92,003
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	574	559	554	555	532
地方公務員災害補償	1,259	1,256	1,244	1,227	894
傷 病 補 償 年 金	9,395	8,989	8,474	7,944	7,446
労働者災害補償保険	9,316	8,929	8,412	7,897	7,399
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	32	23	22	15	17
地方公務員災害補償	47	37	40	32	30
遺 族 補 償 年 金	123,002	123,207	124,526	124,554	123,386
労働者災害補償保険	118,213	118,437	119,686	119,623	119,032
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	1,565	1,535	1,533	1,495	1,476
地方公務員災害補償	3,224	3,235	3,307	3,436	2,878

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

資料：「労働者災害補償保険」は、厚生労働省労働基準局労災補償部「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/049.xls>

第50表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	394,637,249	387,573,273	384,840,517	381,433,938	373,985,513
障 害 補 償 年 金	154,870,422	151,796,136	149,551,156	147,684,531	144,783,514
労働者災害補償保険	150,024,216	147,230,151	145,000,721	143,308,734	141,214,121
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	1,512,989	1,292,111	1,296,331	1,275,264	1,205,825
地方公務員災害補償	3,333,217	3,273,874	3,254,104	3,100,533	2,363,569
傷 病 補 償 年 金	26,470,186	25,041,385	23,473,658	22,012,533	20,371,642
労働者災害補償保険	26,170,991	24,814,546	23,198,497	21,827,839	20,163,928
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	111,823	72,259	103,843	51,859	66,994
地方公務員災害補償	187,372	154,580	171,318	132,835	140,720
遺 族 補 償 年 金	213,296,641	210,735,752	211,815,704	211,736,874	208,830,358
労働者災害補償保険	201,354,327	199,073,340	200,064,936	199,565,323	198,171,365
国家公務員災害補償					
国 家 公 務 員	3,748,111	3,469,597	3,469,009	3,371,158	3,225,186
地方公務員災害補償	8,194,203	8,192,815	8,281,759	8,800,392	7,433,807

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/050.xls>

第51表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>障 害 補 償 年 金</b>					
労働者災害補償保険	1,569,127	1,551,195	1,541,020	1,539,762	1,534,886
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,635,869	2,311,469	2,339,948	2,297,773	2,266,588
地方公務員災害補償	2,647,512	2,606,587	2,615,839	2,526,922	2,643,813
<b>傷 病 補 償 年 金</b>					
労働者災害補償保険	2,809,252	2,779,096	2,757,786	2,764,067	2,725,223
国家公務員災害補償					
国家公務員	3,494,464	3,141,715	4,720,144	3,457,247	3,940,843
地方公務員災害補償	3,986,639	4,177,839	4,282,944	4,151,099	4,690,653
<b>遺 族 補 償 年 金</b>					
労働者災害補償保険	1,703,318	1,680,837	1,671,582	1,668,286	1,664,858
国家公務員災害補償					
国家公務員	2,394,959	2,260,324	2,262,889	2,254,955	2,185,085
地方公務員災害補償	2,541,626	2,532,555	2,504,312	2,561,232	2,582,977

(注) 1 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、差額一時金、前払一時金を含む。

2 年金受給者数と年金支払総額より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/051.xls>

第52表 介護保険適用者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>保 險 者 数</b>	1,587	1,587	1,580	1,580	1,579
<b>世帯数(第1号被保険者のいる世帯)</b>	20,628,806	20,828,430	21,320,509	22,060,225	22,749,195
<b>被 保 険 者 数</b>					
第1号被保険者数	28,917,121	29,110,053	29,779,321	30,938,431	32,018,149
65歳以上75歳未満	15,144,421	14,826,777	15,054,982	15,737,207	16,523,782
75歳以上	13,772,700	14,283,276	14,724,339	15,201,224	15,494,367
第2号被保険者数(万人)	4,233	4,263	4,299	4,275	4,247

(注) 「保険者数」とは、市町村(広域連合及び一部事務組合を含む)及び特別区の数である。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/052.xls>

第53表 介護保険認定者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 険 者 数	4,845,942	5,062,234	5,305,623	5,610,950	5,838,004
第1号被保険者数	4,696,384	4,907,439	5,149,508	5,457,084	5,691,190
65歳以上75歳未満	643,446	641,101	653,173	685,709	722,347
75歳以上	4,052,938	4,266,338	4,496,335	4,771,375	4,968,843
第2号被保険者数	149,558	154,795	156,115	153,866	146,814

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/053.xls>

第54表 介護保険給付における介護給付・予防給付

年度累計 (単位 金額:千円、千単位数)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《件数》					
合 計	111,427,229	117,893,107	124,901,776	132,679,320	140,820,455
居宅介護(介護予防)サービス	98,326,401	104,407,034	110,902,022	118,034,918	125,677,358
地域密着型(介護予防)サービス	2,953,524	3,243,282	3,618,582	4,023,179	4,332,279
施設介護サービス	10,147,304	10,242,791	10,381,172	10,621,223	10,810,818
《単位数》					
合 計	703,675,504	738,052,645	775,946,646	822,395,843	861,242,544
居宅介護(介護予防)サービス	350,206,690	376,910,417	402,238,340	432,383,353	459,409,607
地域密着型(介護予防)サービス	62,409,622	68,509,777	76,903,589	87,733,307	94,648,503
施設介護サービス	291,059,192	292,632,451	296,804,716	302,279,183	307,184,433
《費用額》					
合 計	7,177,508,694	7,555,004,214	7,940,929,311	8,454,003,262	8,854,876,750
居宅介護(介護予防)サービス	3,620,940,474	3,899,007,153	4,157,679,227	4,490,098,543	4,768,942,801
地域密着型(介護予防)サービス	631,161,684	693,357,273	778,359,331	891,162,418	961,862,393
施設介護サービス	2,925,406,536	2,962,639,788	3,004,890,752	3,072,742,301	3,124,071,557
《給付費》					
合 計	6,497,534,382	6,839,563,805	7,193,578,847	7,658,413,642	8,016,355,034
居宅介護(介護予防)サービス	3,292,265,790	3,545,553,876	3,782,828,010	4,085,299,193	4,336,234,706
地域密着型(介護予防)サービス	568,009,878	624,012,477	701,024,418	802,735,041	865,883,136
施設介護サービス	2,637,258,714	2,669,997,453	2,709,726,419	2,770,379,408	2,814,237,191

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/054.xls>

第55表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費

年度累計（単位 金額：千円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《件数》					
合 計	11,792,035	12,460,991	13,320,023	14,363,242	15,561,589
世帯合算	1,226,659	1,333,585	1,401,025	1,570,324	1,676,592
その他の	10,565,376	11,127,406	11,918,998	12,792,918	13,884,997
《給付額》					
合 計	117,529,721	128,819,464	135,223,547	147,835,763	156,281,819
世帯合算	9,145,229	9,974,922	10,421,289	11,699,357	12,476,278
その他の	108,384,492	118,844,542	124,802,258	136,136,406	143,805,541

(注) 各年度累計は、各年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/055.xls>

第56表 介護保険保険料収納額

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
調 定 額 累 計	1,404,923,676	1,415,642,893	1,424,121,221	1,768,232,669	1,841,523,948
収 納 額 累 計	1,381,593,974	1,393,796,403	1,402,973,335	1,741,061,684	1,814,091,889
還付未済額(別掲)	1,705,870	1,631,758	1,764,683	1,756,883	1,856,561
不納欠損額	4,910	6,055	2,678	4,726	3,161
未 収 額	23,309,888	21,840,360	21,145,193	27,166,250	27,428,594
減 免 額 (別掲)	442,560	510,652	6,599,042	4,451,524	2,773,583

(注) 調定額の変更等に関する事務処理の不備により、特別徴収の「調定額累計」と「収納額累計」が一致しない。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/056.xls>

## 2 健康保険

## ① 全国健康保険協会管掌健康保険

第57表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況

(i) 一般被保険者関係

年度末現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
事業所数	1,624,549	1,622,704	1,621,100	1,636,155	1,680,537
被保険者数	19,517,489	19,580,094	19,630,946	19,871,327	20,303,177
男	12,070,292	12,063,997	12,054,056	12,162,152	12,413,336
女	7,447,197	7,516,097	7,576,890	7,709,175	7,889,841
強制適用	18,772,314	18,945,903	19,048,714	19,306,707	19,750,819
任意包括適用	224,873	228,237	228,363	227,025	231,549
任意継続適用 (再掲)	520,302	405,954	353,869	337,595	320,809
介護保険第2号被保険者数	10,069,522	10,213,100	10,329,517	10,503,442	10,807,053
男	6,318,100	6,391,048	6,442,030	6,520,266	6,694,069
女	3,751,422	3,822,052	3,887,487	3,983,176	4,112,984
被扶養者数	15,311,000	15,265,246	15,245,895	15,232,084	15,340,171
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	3,360,535	3,374,624	3,359,315	3,330,134	3,329,972
被保険者1人当り被扶養者数	0.784	0.780	0.777	0.767	0.756
平均標準報酬月額	276,892	276,392	275,151	276,414	277,116
男	314,147	313,510	311,830	313,137	313,606
女	216,510	216,816	216,798	218,480	219,705
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	303,737	302,375	300,716	301,847	302,710
男	350,557	348,432	346,152	347,448	348,231
女	224,884	225,361	225,424	227,200	228,623

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

年度末現在

区 分	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
印紙購入通帳数 (事業所数)	1,421	1,291	1,172	979	848
有効手帳所有者数 (被保険者数)	11,390	11,716	11,917	12,620	12,063
男	9,403	9,805	10,196	10,834	10,452
女	1,987	1,911	1,721	1,786	1,611
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	7,356	7,454	7,195	7,097	6,666
被扶養者数	5,921	6,092	5,974	6,422	6,294
(再掲)					
介護保険第2号被扶養者数	1,722	1,763	1,686	1,737	1,658
被保険者1人当り被扶養者数	0.520	0.520	0.501	0.509	0.522
平均賃金日額	12,806	13,236	13,570	13,601	13,578
(再掲)					
介護保険第2号被保険者	13,097	13,702	13,968	14,097	14,176

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/057.xls>



第58表 全国健康保険協会管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）

平成25年度末現在

標準報酬 月額(千円)	被保険者数			
	計	男	女	(再掲) 介護保険
総数	20,303,177	12,413,336	7,889,841	10,807,053
58	92,199	59,646	32,553	41,482
68	19,934	11,102	8,832	8,740
78	54,527	25,786	28,741	26,335
88	50,765	20,190	30,575	25,256
98	267,957	153,822	114,135	136,830
104	72,470	21,794	50,676	38,914
110	133,756	37,605	96,151	71,559
118	262,851	78,505	184,346	138,120
126	310,952	80,749	230,203	164,689
134	426,499	120,978	305,521	221,501
142	496,329	142,514	353,815	254,241
150	767,363	283,877	483,486	386,185
160	764,909	262,168	502,741	366,145
170	792,248	296,792	495,456	362,461
180	872,858	372,098	500,760	387,043
190	810,738	352,647	458,091	346,774
200	1,461,288	751,624	709,664	643,818
220	1,604,324	883,997	720,327	673,050
240	1,487,775	918,087	569,688	643,755
260	1,476,222	1,007,073	469,149	686,817
280	1,304,399	960,300	344,099	650,005
300	1,177,104	890,026	287,078	637,470
320	878,379	694,217	184,162	501,080
340	730,410	592,619	137,791	446,682
360	684,396	563,827	120,569	446,681
380	613,896	517,125	96,771	427,827
410	638,456	536,985	101,471	472,043
440	415,265	358,900	56,365	323,327
470	267,740	235,608	32,132	215,368
500	285,936	240,960	44,976	224,756
530	134,552	120,136	14,416	110,846
560	114,421	101,384	13,037	93,047
590	122,027	104,350	17,677	96,275
620	58,066	51,860	6,206	46,898
650	56,014	49,237	6,777	44,779
680	33,727	30,200	3,527	26,800
710	71,971	60,686	11,285	55,237
750	41,038	35,990	5,048	31,759
790	58,199	48,446	9,753	43,847
830	33,100	29,156	3,944	25,195
880	36,104	30,953	5,151	27,095
930	20,066	17,623	2,443	14,991
980	56,501	46,235	10,266	40,813
1,030	17,152	15,104	2,048	12,497
1,090	21,664	18,797	2,867	16,028
1,150	12,326	10,921	1,405	9,177
1,210	194,304	170,637	23,667	142,815

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/058.xls>

第59表 全国健康保険協会管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）

平成25年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
合 計	1,660,232	19,922,951	12,104,373	7,818,578	279,280	317,061	220,790
農 林 水 産 業	20,663	176,259	127,743	48,516	252,867	277,848	187,093
鉱業・採石業・砂利採取業	3,314	38,878	32,558	6,320	312,198	328,987	225,708
総 合 工 事 業	121,593	892,313	748,239	144,074	307,583	324,851	217,901
職 別 工 事 業	86,526	417,820	354,087	63,733	312,719	328,015	227,735
設 備 工 事 業	81,816	545,427	462,631	82,796	322,683	339,608	228,117
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,865	770,496	407,550	362,946	245,460	299,977	184,242
織 維 製 品 製 造 業	18,192	203,678	88,299	115,379	229,104	306,791	169,651
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	15,456	145,351	115,278	30,073	267,518	285,815	197,381
紙 製 品 製 造 業	5,108	97,329	71,148	26,181	283,455	313,995	200,461
印 刷 ・ 同 関 連 業	18,277	183,609	130,175	53,434	299,711	329,793	226,426
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	20,749	389,067	283,532	105,535	300,367	332,950	212,831
金 属 工 業	33,733	479,384	392,012	87,372	309,977	328,981	224,714
機 械 器 具 製 造 業	63,024	1,238,889	950,486	288,403	301,977	330,932	206,552
そ の 他 の 製 造 業	23,034	317,905	229,107	88,798	296,965	330,341	210,851
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	12,789	116,381	90,798	25,583	319,346	344,043	231,695
情 報 通 信 業	46,970	383,969	279,506	104,463	326,816	356,206	248,179
道 路 貨 物 運 送 業	41,171	854,664	762,781	91,883	292,561	301,633	217,254
そ の 他 の 運 輸 業	21,855	708,362	598,706	109,656	256,434	266,440	201,805
卸 売 業	121,728	1,196,483	835,148	361,335	314,550	351,145	229,968
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	128,631	1,255,932	714,004	541,928	275,746	320,808	216,375
飲 食 料 品 小 売 業	41,193	407,469	224,544	182,925	244,471	292,501	185,513
無 店 舗 小 売 業	11,703	73,076	41,650	31,426	292,623	334,306	237,378
金 融 ・ 保 険 業	15,678	131,483	76,954	54,529	322,628	384,403	235,448
不 動 産 業	88,254	335,545	213,332	122,213	301,519	332,469	247,494
物 品 賃 貸 業	7,407	108,353	73,792	34,561	290,724	325,496	216,482
学 術 研 究 機 関	3,570	61,011	23,001	38,010	300,538	386,171	248,719
専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	114,796	670,756	425,803	244,953	318,500	357,766	250,245
飲 食 店	46,494	425,148	254,629	170,519	256,270	293,349	200,900
宿 泊 業	11,903	222,279	127,339	94,940	241,708	275,069	196,963
対 個 人 サ ー ビ ス 業	34,515	319,820	150,519	169,301	258,474	306,369	215,893
娛 楽 業	16,601	309,574	183,726	125,848	275,752	312,711	221,795
教 育 ・ 学 習 支 援 業	23,079	323,691	139,148	184,543	261,613	306,432	227,819
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	83,031	1,718,794	430,335	1,288,459	301,083	418,153	261,983
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	68,072	1,715,634	492,206	1,223,428	231,635	263,321	218,888
複 合 サ ー ビ ス 業	9,938	213,823	125,783	88,040	249,327	286,067	196,835
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	12,339	343,285	195,492	147,793	229,845	254,900	196,704
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	29,401	636,462	448,941	187,521	243,813	265,547	191,782
修 理 業	37,549	239,388	195,049	44,339	292,585	309,172	219,617
廃 棄 物 処 理 業	18,163	191,374	158,338	33,036	311,276	321,929	260,215
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	30,438	194,509	98,155	96,354	273,309	319,058	226,705
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	26,367	337,987	184,421	153,566	266,774	314,827	209,065
公 務	12,247	531,294	167,428	363,866	186,872	208,478	176,930

(注) 1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 法第3条第2項被保険者及び任意継続被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/059.xls>

## 第60表 全国健康保険協会管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
徴収決定済額	6,548,056,502	7,498,577,591	7,672,191,029	8,119,208,095	8,295,012,913
前年度より繰越額(再掲)	178,471,045	215,562,195	252,325,756	243,501,216	233,260,851
収納済額	6,319,464,638	7,224,327,478	7,407,403,716	7,865,336,285	8,060,632,680
不納欠損額	11,745,493	20,095,831	19,056,089	18,824,284	19,910,125
収納未済額	216,846,371	254,154,282	245,731,224	235,047,521	214,470,109
収納率 (%)	96.5	96.3	96.5	96.9	97.2

(注) 任意継続被保険者の保険料徴収状況は含まれていない。

(ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《印紙売さばき状況》					
印紙枚数(枚)	1,587,498	1,581,405	1,535,971	1,581,553	1,614,755
第1級	27,903	25,851	26,928	20,525	19,849
2	25,443	21,305	17,741	17,814	16,155
3	70,465	50,845	45,927	47,589	43,790
4	52,428	66,146	44,910	44,524	39,349
5	195,518	164,116	132,902	126,774	127,032
6	426,137	446,694	414,159	423,937	437,303
7	205,114	209,072	209,493	213,009	212,158
8	201,900	201,285	213,939	231,499	244,516
9	237,202	237,544	259,876	270,685	284,765
10	87,234	92,542	98,944	108,750	113,704
11	58,154	66,005	71,152	76,447	76,134
12	.	.	.	.	.
13	.	.	.	.	.
《保険料徴収状況》					
徴収決定額	526,267	650,138	666,017	717,461	633,852
収納済額	521,339	646,510	663,967	717,307	633,740
不納欠損額	3,994	5	—	—	—
収納未済額	934	3,623	2,049	154	112

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/060.xls>

第61表 全国健康保険協会管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合	計	件数	377,424,367	385,474,524	392,005,436	398,754,971	404,938,789
		金額	4,420,356,653	4,584,653,243	4,674,531,064	4,748,689,947	4,874,685,644
被	保	件数	193,111,772	197,132,995	200,400,865	205,466,344	210,229,441
險	者	金額	2,322,069,360	2,395,408,633	2,443,315,464	2,498,411,299	2,586,278,500
診	療	件数	130,637,469	131,578,422	132,937,786	135,479,204	138,134,974
	費	日数	228,440,555	227,908,833	226,485,137	225,744,879	227,053,938
		金額	1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,653,036	1,770,915,000	1,823,909,883
薬	剂	件数	52,363,020	55,040,934	56,599,688	58,899,739	60,874,437
	支	枚数	64,916,214	68,048,849	69,321,494	71,207,174	73,005,321
	給	金額	333,860,482	347,385,315	373,337,686	383,392,301	412,788,347
入	院	件数	1,461,538	1,462,663	1,444,349	1,453,949	1,480,442
時	食	回数	37,250,039	36,468,526	35,310,075	34,919,738	35,016,399
事	療	金額	15,133,847	14,850,370	14,450,617	14,249,823	14,321,952
療	養	件数	11,757	13,261	14,840	16,477	18,784
費		日数	84,105	93,107	104,098	112,529	129,674
		金額	607,815	683,701	769,706	885,437	1,053,859
入	院	件数	1,109	1,278	1,276	1,280	1,145
時	食	回数	36,509	37,514	38,356	37,019	33,101
事	療	金額	6,223	5,939	6,319	6,003	5,219
療	養	件数	8,637,737	9,049,812	9,432,532	9,694,368	9,832,831
費		金額	45,573,685	46,211,841	46,867,674	46,599,937	46,449,860
移	送	件数	106	92	80	78	53
	費	金額	12,585	8,428	6,451	3,462	2,674
高	額	件数	280,556	247,592	219,590	186,264	154,638
療	養	金額	23,710,626	19,665,677	16,986,211	13,636,054	11,290,387
傷	病	件数	922,602	924,770	909,617	898,616	906,834
手	当	日数	29,917,369	30,160,060	29,782,256	29,212,214	29,389,727
金		金額	169,933,605	165,886,665	162,061,525	157,859,446	158,858,553
埋	葬	件数	23,030	26,059	25,289	23,846	23,023
	料	金額	1,150,164	1,301,458	1,262,141	1,191,335	1,148,789
出	産	件数	125,275	135,135	138,421	140,906	148,261
育	児	金額	49,404,439	56,643,799	58,026,820	59,076,489	62,164,259
一	時	件数	109,111	115,640	121,746	125,566	134,461
金		日数	8,982,287	9,500,249	9,988,025	10,283,049	11,007,755
		金額	44,135,786	46,575,536	48,887,278	50,596,013	54,284,717
被	扶	件数	169,435,822	173,757,417	176,822,681	178,066,893	178,655,003
養	者	金額	1,811,325,285	1,900,203,421	1,935,067,420	1,949,716,759	1,972,111,941
診	療	件数	114,321,895	115,705,047	117,154,659	117,306,047	117,400,781
	費	日数	204,780,672	206,893,522	205,997,915	202,387,743	199,831,622
		金額	1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901	1,490,305,953
薬	剂	件数	49,807,350	52,607,041	54,096,839	55,162,856	55,636,918
	支	枚数	68,009,814	72,153,602	73,398,660	73,854,064	73,554,987
	給	金額	267,302,047	282,691,607	301,867,740	304,799,434	317,013,177
入	院	件数	1,440,648	1,438,238	1,415,866	1,402,268	1,388,089
時	食	回数	42,907,785	42,309,664	41,121,901	40,214,122	39,668,818
事	療	金額	17,097,912	16,895,071	16,498,289	16,086,090	15,892,062
療	養	件数	59,548	67,096	73,978	83,427	95,736
費		日数	387,180	434,026	471,775	527,673	595,334
		金額	2,844,049	3,269,313	3,574,004	4,250,541	4,843,273
入	院	件数	1,199	1,264	1,393	1,184	999
時	食	回数	38,190	42,743	46,944	36,255	35,351
事	療	金額	6,694	7,796	9,109	6,120	6,282
療	養	件数	4,729,569	4,877,048	5,026,434	5,079,716	5,119,195
費		金額	28,585,897	28,861,261	29,051,796	28,426,214	28,131,483
家	族	件数	165	137	128	131	129
移	送	金額	10,412	8,981	12,723	3,639	7,144
高	額	件数	230,956	202,471	183,899	159,696	132,342
療	養	金額	16,508,176	13,946,715	12,755,158	11,020,810	9,179,108

家族埋葬料	件数	17,830	18,085	18,356	16,875	16,322
	金額	891,450	904,250	917,800	843,750	816,100
家族出産育児一時金	件数	267,310	279,228	266,995	256,961	252,581
	金額	105,487,259	117,062,211	111,956,298	107,748,261	105,917,359
高齢受給者分(一般)	件数	<b>12,393,969</b>	<b>12,148,446</b>	<b>12,295,567</b>	<b>12,636,815</b>	<b>13,287,187</b>
	金額	<b>232,133,424</b>	<b>233,201,348</b>	<b>238,114,017</b>	<b>244,357,159</b>	<b>259,342,028</b>
診療費	件数	8,450,285	8,153,882	8,215,231	8,407,904	8,810,161
	日数	18,978,182	18,248,013	17,951,637	17,819,221	18,272,730
	金額	187,495,499	189,266,203	191,717,028	197,413,931	208,144,758
薬剤支給	件数	3,939,339	3,989,856	4,075,343	4,223,343	4,470,861
	枚数	5,309,858	5,318,673	5,350,074	5,434,286	5,679,560
	金額	41,416,516	40,806,094	43,332,249	43,844,837	48,017,989
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	182,319	178,108	174,992	177,234	182,140
	回数	7,041,153	6,721,711	6,543,772	6,462,950	6,540,625
	金額	2,916,795	2,801,337	2,744,852	2,705,981	2,742,943
(家族)訪問看護療養費	件数	4,345	4,708	4,993	5,568	6,165
	日数	34,579	36,034	35,817	41,365	46,084
	金額	304,616	327,713	319,888	392,410	436,338
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	<b>2,197,185</b>	<b>2,112,548</b>	<b>2,144,916</b>	<b>2,256,776</b>	<b>2,457,548</b>
	金額	<b>36,510,354</b>	<b>35,779,942</b>	<b>36,773,374</b>	<b>38,594,092</b>	<b>42,528,687</b>
診療費	件数	1,526,306	1,442,658	1,457,863	1,528,429	1,655,338
	日数	3,106,871	2,926,129	2,883,067	2,933,082	3,127,139
	金額	29,830,559	29,281,074	29,808,036	31,364,159	34,283,725
薬剤支給	件数	670,230	669,186	686,295	727,560	801,140
	枚数	872,205	865,524	875,863	912,723	992,185
	金額	6,271,283	6,121,866	6,591,373	6,854,836	7,813,373
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	30,343	28,206	28,208	28,689	31,004
	回数	884,033	803,819	789,711	783,533	849,156
	金額	369,771	336,678	332,921	328,961	358,370
(家族)訪問看護療養費	件数	649	704	758	787	1,070
	日数	5,241	5,307	5,415	5,944	8,632
	金額	38,741	40,324	41,044	46,136	73,219
世帯合算高額療養費	件数	<b>285,603</b>	<b>323,074</b>	<b>341,358</b>	<b>328,110</b>	<b>309,579</b>
	金額	<b>18,316,662</b>	<b>20,057,245</b>	<b>21,258,792</b>	<b>17,609,905</b>	<b>14,423,453</b>
高額医療・高額介護合算療養費	件数	<b>16</b>	<b>44</b>	<b>49</b>	<b>33</b>	<b>31</b>
	金額	<b>1,568</b>	<b>2,655</b>	<b>1,996</b>	<b>733</b>	<b>1,034</b>

- (注) 1 被保険者及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には高齢受給者分が含まれている。
- 2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。
- 3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。
- 4 「高齢受給者(一般)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 5 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。
- 6 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」は、平成23年度以前は「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」である。

## (ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数		141,143	139,233	130,863	129,266	131,280
	金額		1,953,162	2,059,222	2,067,561	1,726,109	1,787,305
被 保 險 者 分	件数		83,065	82,046	75,456	73,255	74,247
	金額		1,225,339	1,293,054	1,349,023	1,073,318	1,079,460
診 療 費	件数		51,961	50,613	45,016	44,454	44,899
	日数		116,355	114,170	102,424	82,370	81,249
	金額		732,698	769,866	668,660	688,750	681,434
薬 剤 支 給	件数		23,882	23,747	21,579	21,882	22,266
	枚数		31,304	30,853	27,232	26,646	26,802
	金額		169,550	163,775	157,273	151,376	156,329
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		656	704	555	540	568
	回数		19,115	18,733	14,397	13,033	14,141
	金額		7,907	7,759	6,023	5,392	5,926
訪問看護療養費	件数		—	1	3	—	2
	日数		—	2	10	—	6
	金額		—	20	68	—	51
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		—	—	1	2	1
	回数		—	—	7	26	7
	金額		—	—	1	3	1
療 養 費	件数		3,961	4,028	4,026	3,813	3,963
	金額		29,528	29,180	28,161	26,200	25,914
移 送 費	件数		—	—	—	—	—
	金額		—	—	—	—	—
高 額 療 養 費	件数		132	108	107	72	54
	金額		11,695	7,596	9,990	6,202	5,795
特 別 療 養 費	件数		1,686	1,635	2,057	2,123	2,167
	金額		15,483	19,055	23,439	18,110	20,253
傷 病 手 当 金	件数		1,423	1,900	2,656	898	882
	日数		39,960	50,874	78,030	24,893	25,385
	金額		256,580	293,386	454,489	175,697	183,108
埋 葬 料 ( 費 )	件数		18	10	10	7	13
	金額		900	500	500	350	650
出 産 育 児 一 時 金	件数		1	3	1	1	—
	金額		420	1,260	420	420	—
出 産 手 当 金	件数		1	1	—	3	—
	日数		98	94	—	196	—
	金額		578	658	—	819	—
被 扶 養 者 分	件数		48,175	48,165	46,692	47,786	48,605
	金額		553,722	598,960	552,722	519,778	546,876
診 療 費	件数		31,039	30,437	29,118	29,609	29,968
	日数		59,112	58,678	53,144	51,109	51,461
	金額		409,785	446,360	407,407	362,004	393,846
薬 剤 支 給	件数		14,345	14,637	14,358	14,796	15,273
	枚数		19,419	20,121	19,229	19,417	19,904
	金額		88,851	91,772	90,154	90,282	93,771
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数		374	366	342	289	285
	回数		10,833	11,568	9,387	6,482	7,110
	金額		4,453	4,838	3,929	2,648	2,873
家族訪問看護療養費	件数		26	8	14	21	30
	日数		260	48	25	80	183
	金額		1,632	327	209	608	1,342
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数		—	—	—	—	1
	回数		—	—	—	—	7
	金額		—	—	—	—	2

家族療養費	件数	1,562	1,712	1,724	1,698	1,751
	金額	12,203	12,643	13,315	13,415	11,887
家族移送費	件数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
高額療養費	件数	84	43	76	62	25
	金額	6,100	2,429	4,075	3,761	1,276
特別療養費	件数	1,059	1,253	1,344	1,521	1,486
	金額	9,937	14,651	13,745	16,929	13,952
家族埋葬料	件数	8	10	12	8	6
	金額	400	500	600	400	300
家族出産育児一時金	件数	52	65	46	71	66
	金額	20,360	25,439	19,290	29,730	27,630
高齢受給者分	件数	9,797	8,942	8,609	8,133	8,387
	金額	169,320	163,058	159,393	126,579	159,253
診療費	件数	7,036	6,320	5,963	5,549	5,694
	日数	16,972	15,308	14,289	12,256	12,898
	金額	139,069	133,187	129,281	96,546	124,186
薬剤支給	件数	2,682	2,494	2,537	2,466	2,559
	枚数	3,734	3,397	3,331	3,128	3,317
	金額	27,358	26,456	27,535	26,169	28,083
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	120	120	114	74	101
	回数	4,933	4,897	4,082	1,551	3,478
	金額	2,013	2,022	1,706	650	1,517
(家族)訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—
	日数	—	—	—	—	—
	金額	—	—	—	—	—
特別療養費	件数	79	128	109	118	134
	金額	880	1,393	871	3,214	5,467
世帯合算高額療養費	件数	106	79	105	92	40
	金額	4,780	4,053	6,413	6,433	1,714
高額医療・高額介護合算療養費	件数	—	1	—	—	—
	金額	—	98	—	—	—

(注) 1 高齢者の「診療費」「薬剤支給」「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」「訪問看護療養費」については被保険者分・被扶養者分を合計して高齢受給者分としている。

2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

3 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

4 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

5 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」は、平成23年度以前は「入院時食事療養費・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/061.xls>

第62表 全国健康保険協会管掌健康保険診療費決定状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 険 者 分	件数 130,637,469	131,578,422	132,937,786	135,479,204	138,134,974
	日数 228,440,555	227,908,833	226,485,137	225,744,879	227,053,938
	金額 1,638,540,104	1,696,189,904	1,720,658,036	1,770,915,000	1,823,909,883
一 般 診 療	件数 104,378,830	105,088,760	105,840,551	107,875,467	109,569,676
	日数 171,019,165	171,198,659	169,589,416	169,324,492	169,888,234
	金額 1,388,089,261	1,445,592,520	1,465,146,617	1,513,271,504	1,563,028,579
入 院	件数 1,586,076	1,592,253	1,573,399	1,584,357	1,613,917
	日数 16,258,473	15,971,970	15,469,197	15,295,329	15,343,576
	金額 574,606,045	619,103,663	625,738,729	657,037,820	681,385,840
入 院 外	件数 102,792,754	103,496,507	104,267,152	106,291,110	107,955,759
	日数 154,760,692	155,226,689	154,120,219	154,029,163	154,544,658
	金額 813,483,216	826,488,857	839,407,888	856,233,684	881,642,739
歯 科 診 療	件数 26,258,639	26,489,662	27,097,235	27,603,737	28,565,298
	日数 57,421,390	56,710,174	56,895,721	56,420,387	57,165,704
	金額 250,450,842	250,597,384	255,506,418	257,643,495	260,881,305
被 扶 養 者 分	件数 114,321,895	115,705,047	117,154,659	117,306,047	117,400,781
	日数 204,780,672	206,893,522	205,997,915	202,387,743	199,831,622
	金額 1,372,591,390	1,436,556,216	1,458,424,504	1,476,534,901	1,490,305,953
一 般 診 療	件数 94,919,411	95,900,195	96,862,643	96,795,728	96,381,215
	日数 166,915,810	169,004,432	168,046,540	165,017,998	162,308,414
	金額 1,217,366,481	1,276,941,316	1,295,557,417	1,312,225,428	1,324,535,387
入 院	件数 1,673,735	1,674,783	1,649,358	1,631,786	1,617,899
	日数 18,385,094	18,171,585	17,693,894	17,324,610	17,098,215
	金額 518,416,234	567,673,242	576,251,277	594,647,633	601,517,345
入 院 外	件数 93,245,676	94,225,412	95,213,285	95,163,942	94,763,316
	日数 148,530,716	150,832,847	150,352,646	147,693,388	145,210,199
	金額 698,950,247	709,268,074	719,306,140	717,577,795	723,018,042
歯 科 診 療	件数 19,402,484	19,804,852	20,292,016	20,510,319	21,019,566
	日数 37,864,862	37,889,090	37,951,375	37,369,745	37,523,208
	金額 155,224,908	159,614,900	162,867,088	164,309,474	165,770,567
高 齢 受 給 者 ( 一 般 )	件数 8,450,285	8,153,882	8,215,231	8,407,904	8,810,161
	日数 18,978,182	18,248,013	17,951,637	17,819,221	18,272,730
	金額 187,495,499	189,266,203	191,717,028	197,413,931	208,144,758
入 院	件数 191,612	186,975	183,412	185,431	190,331
	日数 2,789,846	2,665,992	2,589,784	2,554,869	2,586,750
	金額 89,870,400	92,609,838	93,225,326	96,741,867	101,686,069
入 院 外	件数 7,213,238	6,903,760	6,911,448	7,042,090	7,336,184
	日数 13,702,906	13,119,704	12,822,722	12,657,111	12,905,009
	金額 84,456,056	83,498,635	84,780,867	86,446,437	91,296,796
歯 科	件数 1,045,435	1,063,147	1,120,371	1,180,383	1,283,646
	日数 2,485,430	2,462,317	2,539,131	2,607,241	2,780,971
	金額 13,169,042	13,157,731	13,710,835	14,225,627	15,161,893
高 齢 受 給 者 ( 一 定 以 上 所 得 者 )	件数 1,526,306	1,442,658	1,457,863	1,528,429	1,655,338
	日数 3,106,871	2,926,129	2,883,067	2,933,082	3,127,139
	金額 29,830,559	29,281,074	29,808,036	31,364,159	34,283,725
入 院	件数 31,915	29,691	29,541	30,138	32,513
	日数 373,272	338,792	332,728	330,637	355,920
	金額 14,458,224	14,142,226	14,427,835	15,138,415	16,559,610
入 院 外	件数 1,262,936	1,181,054	1,189,153	1,243,422	1,344,931
	日数 2,220,143	2,085,836	2,043,841	2,078,286	2,209,309
	金額 13,262,906	13,039,748	13,232,313	13,969,290	15,287,858
歯 科	件数 231,455	231,913	239,169	254,869	277,894
	日数 513,456	501,501	506,498	524,159	561,910
	金額 2,109,428	2,099,100	2,147,888	2,256,454	2,436,257

(注) 1 「高齢受給者(一般)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

2 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。



## (ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額：千円)

区 分	平成20年度 (2008)	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)
<b>被 保 険 者 分</b>	<b>54,388</b>	<b>51,961</b>	<b>50,613</b>	<b>45,016</b>	<b>44,454</b>
件数	54,388	51,961	50,613	45,016	44,454
日数	110,969	116,355	114,170	102,424	82,370
金額	790,369	732,698	769,866	668,660	688,750
一 般 診 療					
件数	44,122	42,433	41,116	36,089	35,402
日数	85,976	92,835	91,315	81,640	61,721
金額	675,764	627,565	665,700	572,120	591,317
入 院					
件数	760	697	777	592	581
日数	8,964	8,087	8,413	6,136	5,831
金額	310,429	266,412	305,941	257,920	286,318
入 院 外					
件数	43,362	41,736	40,339	35,497	34,821
日数	77,012	84,748	82,902	75,504	55,890
金額	365,335	361,153	359,759	314,200	304,999
歯 科 診 療					
件数	10,266	9,528	9,497	8,927	9,052
日数	24,993	23,520	22,855	20,784	20,649
金額	114,605	105,134	104,166	96,540	97,432
<b>被 扶 養 者 分</b>	<b>32,921</b>	<b>31,039</b>	<b>30,437</b>	<b>29,118</b>	<b>29,609</b>
件数	32,921	31,039	30,437	29,118	29,609
日数	66,778	59,112	58,678	53,144	51,109
金額	469,594	409,785	446,360	407,407	362,004
一 般 診 療					
件数	27,071	25,511	25,004	23,898	24,300
日数	53,664	47,055	47,352	42,447	40,649
金額	415,894	361,128	398,670	361,249	315,957
入 院					
件数	516	417	411	399	342
日数	7,114	4,445	4,875	4,200	2,870
金額	195,879	144,627	173,772	162,679	111,090
入 院 外					
件数	26,555	25,094	24,593	23,499	23,958
日数	46,550	42,610	42,477	38,247	37,779
金額	220,015	216,501	224,898	198,570	204,867
歯 科 診 療					
件数	5,850	5,528	5,433	5,220	5,309
日数	13,114	12,057	11,326	10,697	10,460
金額	53,700	48,657	47,691	46,158	46,047
<b>高 齢 受 給 者</b>	<b>7,353</b>	<b>7,036</b>	<b>6,320</b>	<b>5,963</b>	<b>5,549</b>
件数	7,353	7,036	6,320	5,963	5,549
日数	18,580	16,972	15,308	14,289	12,256
金額	142,374	139,069	133,187	129,281	96,546
入 院					
件数	143	133	126	117	80
日数	1,736	1,887	1,822	1,665	752
金額	62,232	64,274	68,795	64,444	38,779
入 院 外					
件数	6,252	5,977	5,387	5,014	4,741
日数	14,390	12,839	11,666	10,674	9,781
金額	66,196	62,721	54,253	53,025	47,975
歯 科					
件数	958	926	807	832	728
日数	2,454	2,246	1,820	1,950	1,723
金額	13,946	12,073	10,139	11,812	9,792

(注) 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/062.xls>

第63表 全国健康保険協会管掌健康保険給付諸率

(i) 一般被保険者関係

(単位 金額:円)

区 分				平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
<b>《被保険者分》</b>									
診	療	費	1000人当件数	6,745.60	6,776.07	6,842.45	6,915.92	6,929.58	
			1件当日数	1.75	1.73	1.70	1.67	1.64	
			1件当金額	12,543	12,891	12,943	13,071	13,204	
			1人当金額	84,608	87,351	88,564	90,401	91,497	
一	般	診	療	1000人当件数	5,389.71	5,411.90	5,447.72	5,506.81	5,496.59
			1件当日数	1.64	1.63	1.60	1.57	1.55	
			1件当金額	13,299	13,756	13,843	14,028	14,265	
			1人当金額	71,675	74,446	75,413	77,249	78,410	
入		院	1000人当件数	81.90	82.00	80.98	80.88	80.96	
			1件当日数	10.25	10.03	9.83	9.65	9.51	
			1件当金額	362,282	388,822	397,699	414,703	422,194	
			1人当金額	29,670	31,883	32,207	33,540	34,182	
入	院	外	1000人当件数	6,307.81	5,329.90	5,366.74	5,425.93	5,415.63	
			1件当日数	1.51	1.50	1.48	1.45	1.43	
			1件当金額	7,914	7,986	8,051	8,056	8,167	
			1人当金額	42,005	42,563	43,205	43,709	44,228	
歯	科	診	療	1000人当件数	1,355.89	1,364.17	1,394.72	1,409.11	1,432.99
			1件当日数	2.19	2.14	2.10	2.04	2.00	
			1件当金額	9,538	9,460	9,429	9,334	9,133	
			1人当金額	12,932	12,905	13,151	13,152	13,087	
傷	病	手	当	1000人当件数	47.01	46.98	46.17	45.20	44.78
			1人当日数	1.52	1.53	1.51	1.47	1.45	
			1件当金額	184,190	179,382	178,165	175,670	175,179	
埋	葬	料	1000人当件数	1.17	1.32	1.28	1.20	1.14	
出	産	育	児	1000人当件数	6.38	6.87	7.03	7.09	7.32
出	産	手	当	1000人当件数	5.56	5.88	6.18	6.32	6.64
			1件当金額	404,504	402,763	401,551	402,944	403,721	
<b>《被扶養者分》</b>									
診	療	費	1000人当件数	7,685.01	7,760.77	7,878.23	7,910.53	7,881.18	
			1件当日数	1.79	1.79	1.76	1.73	1.70	
			1件当金額	12,006	12,416	12,449	12,587	12,694	
			1人当金額	92,269	96,355	98,074	99,570	100,045	
一	般	診	療	1000人当件数	6,380.73	6,432.39	6,513.67	6,527.42	6,470.13
			1件当日数	1.76	1.76	1.73	1.70	1.68	
			1件当金額	12,825	13,315	13,375	13,557	13,743	
			1人当金額	81,834	85,649	87,122	88,490	88,917	
入		院	1000人当件数	112.51	112.33	110.91	110.04	108.61	
			1件当日数	10.98	10.85	10.73	10.62	10.57	
			1件当金額	309,736	338,953	349,379	364,415	371,789	
			1人当金額	34,849	38,076	38,751	40,100	40,380	
入	院	外	1000人当件数	6,268.21	6,320.05	6,402.75	6,417.38	6,361.52	
			1件当日数	1.59	1.60	1.58	1.55	1.53	
			1件当金額	7,496	7,527	7,555	7,540	7,630	
			1人当金額	46,985	47,573	48,371	48,390	48,537	
歯	科	診	療	1000人当件数	1,304.28	1,328.39	1,364.57	1,383.11	1,411.06
			1件当日数	1.95	1.91	1.87	1.82	1.79	
			1件当金額	8,000	8,059	8,026	8,011	7,886	
			1人当金額	10,435	10,706	10,952	11,080	11,128	
家	族	埋	葬	1000人当件数	1.17	1.19	1.21	1.12	1.07
家	族	出	産	1000人当件数	17.60	18.35	17.60	16.98	16.61

《高齢受給者分（一般）》								
診療費	1000人当件数	17,185.61	16,663.77	16,635.41	16,634.49	16,726.82		
	1件当日数	2.25	2.24	2.19	2.12	2.07		
	1件当金額	22,188	23,212	23,337	23,480	23,626		
	1人当金額	381,315	386,796	388,217	390,571	395,180		
入院	1000人当件数	389.69	382.11	371.40	366.86	361.36		
	1件当日数	14.56	14.26	14.12	13.78	13.59		
	1件当金額	469,023	495,306	508,284	521,714	534,259		
	1人当金額	182,772	189,263	188,776	191,398	193,059		
入院外	1000人当件数	14,669.79	14,108.94	13,995.32	13,932.32	13,928.35		
	1件当日数	1.90	1.90	1.86	1.80	1.76		
	1件当金額	11,708	12,095	12,267	12,276	12,445		
	1人当金額	171,761	170,643	171,677	171,029	173,335		
歯科診療	1000人当件数	2,126.13	2,172.71	2,268.69	2,335.31	2,437.11		
	1件当日数	2.38	2.32	2.27	2.21	2.17		
	1件当金額	12,597	12,376	12,238	12,052	11,812		
	1人当金額	26,782	26,890	27,764	28,144	28,786		
《高齢受給者分（一定以上所得者）》								
診療費	1000人当件数	18,246.77	17,704.58	17,597.44	17,398.38	17,266.55		
	1件当日数	3.04	2.03	1.98	1.92	1.89		
	1件当金額	19,544	20,297	20,446	20,521	20,711		
	1人当金額	356,620	359,343	359,804	357,024	357,608		
入院	1000人当件数	381.54	364.37	356.58	343.07	339.14		
	1件当日数	11.70	11.41	11.26	10.97	10.95		
	1件当金額	453,023	476,314	488,400	502,303	509,323		
	1人当金額	172,846	173,556	174,154	172,323	172,730		
入院外	1000人当件数	15,098.22	14,494.13	14,353.92	14,154.10	14,028.74		
	1件当日数	1.76	1.77	1.72	1.67	1.64		
	1件当金額	10,502	11,041	11,128	11,235	11,367		
	1人当金額	158,556	160,026	159,723	159,015	159,465		
歯科診療	1000人当件数	2,767.01	2,846.08	2,886.94	2,901.22	2,898.66		
	1件当日数	2.22	2.16	2.12	2.06	2.02		
	1件当金額	9,114	9,051	8,981	8,853	8,767		
	1人当金額	25,218	25,761	25,927	25,686	25,412		

(注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。

2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。

3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。

4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。

5 「高齢受給者（一般）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。

6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

7 平成25年度の平均被保険者数：19,934,114人（70歳未満）、20,248,955人（総数）

平成25年度の平均被扶養者数：14,896,343人（70歳未満）、15,204,080人（総数）

平成25年度の平均加入者数：526,709人（高齢（一般））、95,870人（高齢（一定以上所得者））

## (ii) 法第3条第2項被保険者関係

(単位 金額:円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>《被保険者分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	4,880.34	4,656.64	4,085.21	3,876.97	4,162.58
	1件当日数	2.24	2.26	2.28	1.85	1.81
	1件当金額	14,101	15,211	14,854	15,494	15,177
	1人当金額	68,817	70,831	60,681	60,068	63,176
一 般 診 療	1000人当件数	3,985.44	3,782.87	3,275.16	3,087.56	3,297.24
	1件当日数	2.19	2.22	2.26	1.74	1.70
	1件当金額	14,790	16,191	15,853	16,703	16,424
	1人当金額	58,943	61,248	51,921	51,571	54,153
入 院	1000人当件数	65.46	71.49	53.72	50.67	56.18
	1件当日数	11.60	10.83	10.36	10.04	10.29
	1件当金額	382,227	393,746	435,676	492,803	474,574
	1人当金額	25,022	28,148	23,406	24,971	26,663
入 院 外	1000人当件数	3,919.98	3,711.38	3,221.36	3,036.85	3,240.95
	1件当日数	2.03	2.06	2.13	1.61	1.55
	1件当金額	8,653	8,918	8,851	8,759	8,482
	1人当金額	33,921	33,100	28,514	26,600	27,488
歯 科 診 療	1000人当件数	894.90	873.77	810.13	789.45	865.45
	1件当日数	2.47	2.41	2.33	2.28	2.24
	1件当金額	11	10,968	10,814	10,764	10,428
	1人当金額	9,874	9,584	8,761	8,497	9,025
傷 病 手 当 金	1000人当件数	126.58	164.80	225.38	72.39	75.11
	1人当日数	3.55	4.41	6.62	2.01	2.16
	1件当金額	180,309	154,413	171,118	195,654	207,605
埋 葬 料 ( 費 )	1000人当件数	1.60	0.87	0.85	0.56	1.11
出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	0.09	0.26	0.08	0.08	—
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.09	0.09	—	0.24	—
	1件当金額	578,200	658,000	—	273,093	—
<b>《被扶養者分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	5,466.54	5,297.08	5,100.96	4,982.23	5,108.33
	1件当日数	1.90	1.93	1.83	1.73	1.72
	1件当金額	13,202	14,665	13,992	12,226	13,142
	1人当金額	72,171	77,682	71,371	60,914	67,135
一 般 診 療	1000人当件数	4,492.96	4,351.55	4,186.76	4,088.84	4,159.03
	1件当日数	1.84	1.89	1.78	1.67	1.67
	1件当金額	14,156	15,944	15,116	13,002	14,179
	1人当金額	63,601	69,382	63,288	53,165	58,973
入 院	1000人当件数	73.44	71.53	69.90	57.55	58.98
	1件当日数	10.66	11.86	10.53	8.39	9.12
	1件当金額	346,828	422,802	407,717	324,824	418,164
	1人当金額	25,472	30,242	28,499	18,693	24,663
入 院 外	1000人当件数	4,419.51	4,280.02	4,116.61	4,031.35	4,100.40
	1件当日数	1.70	1.73	1.63	1.58	1.56
	1件当金額	8,628	9,145	8,450	8,551	8,369
	1人当金額	38,130	39,140	34,786	34,472	34,315
歯 科 診 療	1000人当件数	973.58	945.53	914.45	893.33	948.95
	1件当日数	2.18	2.08	2.05	1.97	1.94
	1件当金額	8,802	8,778	8,843	8,673	8,596
	1人当金額	8,569	8,300	8,086	7,748	8,157

家族埋葬料	1000人当件数	1.36	1.67	2.02	1.28	0.97
家族出産育児一時金	1000人当件数	8.81	10.88	7.73	11.40	10.71
《高齢受給者分》						
診療費	1000人当件数	8,612.00	7,109.11	5,905.42	4,539.06	4,548.53
	1件当日数	2.41	2.42	2.40	2.21	2.27
	1件当金額	19,765	21,074	21,680	17,399	21,810
	1人当金額	170,219	149,816	128,032	78,974	99,203
入院	1000人当件数	162.79	141.73	115.87	65.44	85.47
	1件当日数	14.19	14.46	14.23	9.40	13.85
	1件当金額	483,266	545,992	550,803	484,737	574,219
	1人当金額	78,671	77,385	63,822	31,721	49,081
入院外	1000人当件数	7,315.79	6,059.62	4,965.59	3,878.12	3,799.23
	1件当日数	2.15	2.17	2.13	2.06	2.00
	1件当金額	10,494	10,071	10,575	10,119	10,894
	1人当金額	76,770	61,027	52,513	39,243	41,390
歯科診療	1000人当件数	1,133.41	907.76	823.97	595.50	663.83
	1件当日数	2.43	2.26	2.34	2.37	2.28
	1件当金額	13,038	12,564	14,197	13,450	13,154
	1人当金額	14,778	11,405	11,698	8,010	8,732

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は高齢受給者分が含まれており、被保険者総数及び被扶養者総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢受給者の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者」とは、70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。ただし、特例措置により平成26年3月までは1割負担である。
- 6 平成25年度の平均被保険者数：10,786人（70歳未満）、11,742人（総数）  
平成25年度の平均被扶養者数：5,867人（70歳未満）、6,162人（総数）  
平成25年度の平均加入者数：1,252人（高齢受給者）

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/063.xls>

第64表 全国健康保険協会管掌健康保険収支状況

(単位 億円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>75,773</b>	<b>85,479</b>	<b>88,033</b>	<b>92,857</b>	<b>95,306</b>
保 険 料 収 入	64,411	73,425	75,077	79,635	81,542
医 療 分	59,555	67,343	68,855	73,156	74,878
介 護 分	4,856	6,082	6,222	6,479	6,664
国 庫 補 助	10,860	11,768	12,769	13,058	13,544
医 療 分	9,678	10,543	11,539	11,808	12,194
介 護 分	1,182	1,225	1,230	1,251	1,351
そ の 他	502	286	186	163	219
医 療 分	501	286	186	163	219
介 護 分	1	—	—	—	—
<b>支 出</b>	<b>80,878</b>	<b>82,582</b>	<b>85,396</b>	<b>89,665</b>	<b>93,667</b>
保 険 給 付 費	44,513	46,099	46,997	47,788	48,980
医 療 給 付 費	39,415	40,912	41,859	42,801	44,038
現 金 給 付 費	5,098	5,188	5,138	4,987	4,941
抛 出 金 等	28,773	28,283	29,752	32,780	34,886
前 期 高 齢 者 納 付 金	10,961	12,100	12,425	13,604	14,466
後 期 高 齢 者 支 援 金	15,057	14,214	14,652	16,021	17,101
老 人 保 健 抛 出 金	1	1	1	1	1
退 職 者 給 付 抛 出 金	2,742	1,968	2,675	3,154	3,317
病 床 転 換 支 援 金	12	—	—	—	—
介 護 納 付 金	6,218	6,949	7,403	7,629	8,243
そ の 他	1,374	1,250	1,244	1,468	1,559
医 療 分	1,342	1,249	1,243	1,455	1,559
介 護 分	32	1	1	13	0
<b>収 支 差 引 残</b>	<b>△ 5,104</b>	<b>2,897</b>	<b>2,637</b>	<b>3,191</b>	<b>1,638</b>
医 療 分	△ 4,893	2,540	2,589	3,104	1,866
介 護 分	△ 211	356	48	87	△ 228
国 庫 補 助 繰 延 べ 返 済 額	—	—	—	—	—
<b>準 備 金 残 高</b>	<b>△ 3,381</b>	<b>△ 485</b>	<b>2,153</b>	<b>5,343</b>	<b>6,982</b>
医 療 分	△ 3,179	△ 638	1,951	5,054	6,921
介 護 分	△ 203	154	202	289	61

(注) 1 単年度における実質的な財政状況である。

2 年金特別会計健康勘定分である。

3 法第3条第2項に係るものを含む。

4 「準備金残高」は、国庫補助繰延の返済、健康勘定から業務勘定への繰入に係る当年度の剰余金等を含む。

5 平成22年7月から平成27年3月までの特例措置として、国庫補助割合は13%から16.4%に、また後期高齢者支援金は被用者保険に割り当てられた後期高齢者支援金の1/3（平成22年度は9分の2）について加入者数割から保険者の財政力に応じた負担方法（総報酬割）に変更された。

資料：全国健康保険協会「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/064.xls>

## ② 組管掌健康保険

第65表 組管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
組 合 数	1,473	1,458	1,443	1,431	1,319
被 保 険 者 数	15,722,468	15,573,743	15,552,840	15,537,092	15,597,715
男	11,082,684	10,920,929	10,850,032	10,829,015	10,784,555
女	4,845,535	4,773,188	4,781,718	4,828,485	4,874,975
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	10,785,771	10,813,406	10,992,177	11,127,654	11,235,131
介護2号被保険者たる被保険者数	7,445,890	7,488,799	7,649,001	7,787,464	7,914,132
介護特定被保険者数	109,547	111,904	112,706	115,309	114,314
被 扶 養 者 数	14,228,456	14,034,944	13,950,932	13,816,183	13,675,656
(再掲)					
介護保険被扶養者数	3,230,334	3,212,703	3,230,470	3,224,881	3,206,685
扶 養 率	0.905	0.901	0.897	0.889	0.877
平 均 標 準 報 酬 月 額	359,340	363,306	363,149	365,867	366,541
男	405,055	410,142	410,062	413,268	414,049
女	254,103	256,046	256,843	259,745	261,776
(再掲)					
介護保険被保険者	428,196	423,578	423,088	422,328	422,441

(注) 1 介護保険関係の値は、年間平均である。

2 介護保険被保険者の「平均標準報酬月額」は、介護2号被保険者たる被保険者と特定被保険者の平均である。

3 「介護保険被扶養者数」は、国立社会保障・人口問題研究所にて算出している。

介護保険被扶養者数=介護保険第2号被保険者- (介護2号被保険者たる被保険者+特定被保険者)

4 「被保険者数」男女別の値は、年間平均である。

資料：「介護保険第2号被保険者数」「介護2号被保険者たる被保険者数」「介護特定被保険者数」「平均標準報酬月額介護保険被保険者」は、健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

上記区分以外は、厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/065.xls>

第66表 組管掌健康保険平均保険料率

各年3月末現在

区 分	保 険 料 率 (%)			負 担 割 合 (%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成22年 (2010)	76.40	34.35	42.06	100	45	55
23 (2011)	79.39	35.82	43.58	100	45	55
24 (2012)	83.08	37.66	45.42	100	45	55
25 (2013)	86.39	39.25	47.14	100	45	55
26 (2014)	88.64	40.33	48.31	100	46	54

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/066.xls>

第67表 組合管掌健康保険被保険者数(標準報酬等級別)

平成25年度末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額(千円)	計	男	女
総数		15,329,427	10,489,387	4,840,040
第1級	58	2,907	1,791	1,116
2	68	1,234	458	776
3	78	3,606	956	2,650
4	88	6,965	1,768	5,197
5	98	18,697	6,558	12,139
6	104	18,062	4,049	14,013
7	110	37,756	8,008	29,748
8	118	71,543	15,937	55,606
9	126	107,465	23,879	83,586
10	134	143,147	31,503	111,644
11	142	173,557	38,882	134,675
12	150	227,791	57,851	169,940
13	160	278,366	78,533	199,833
14	170	299,920	93,340	206,580
15	180	323,238	109,800	213,438
16	190	341,889	123,005	218,884
17	200	590,462	241,151	349,311
18	220	863,115	393,288	469,827
19	240	883,337	448,227	435,110
20	260	899,889	518,122	381,767
21	280	859,869	542,220	317,649
22	300	821,354	558,452	262,902
23	320	777,712	563,867	213,845
24	340	724,810	552,964	171,846
25	360	694,259	552,035	142,224
26	380	798,784	660,743	138,041
27	410	857,023	734,241	122,782
28	440	737,228	649,015	88,213
29	470	638,921	573,503	65,418
30	500	546,861	497,882	48,979
31	530	454,003	418,581	35,422
32	560	375,123	347,929	27,194
33	590	304,266	283,887	20,379
34	620	250,305	234,941	15,364
35	650	199,401	187,751	11,650
36	680	157,794	148,704	9,090
37	710	147,375	138,785	8,590
38	750	125,768	118,306	7,462
39	790	96,148	90,231	5,917
40	830	82,394	77,294	5,100
41	880	65,011	60,747	4,264
42	930	49,813	46,477	3,336
43	980	39,118	36,069	3,049
44	1030	32,207	29,827	2,380
45	1090	28,258	26,154	2,104
46	1150	21,759	20,060	1,699
47	1210	150,917	141,616	9,301

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/067.xls>



第68表 組合管掌健康保険適用状況（業態別）

平成26年3月末現在

区 分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総	1,419	15,597,712	10,731,320	4,866,392	366,541	414,049	261,776
単 一 ・ 連 合 組 合 の 計	1,158	9,341,218	6,703,364	2,637,854	385,101	431,425	267,384
農 林 水 産 業	1	1,646	1,260	386	422,891	455,960	314,943
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	46	204,788	173,120	31,668	406,211	433,333	257,942
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	47	279,621	194,670	84,951	350,427	400,821	234,948
織 維 製 品 製 造 業	31	63,915	30,819	33,096	296,638	370,915	227,471
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	3	3,851	3,212	639	350,468	376,029	221,981
紙 製 品 製 造 業	3	7,594	6,621	973	342,848	360,139	225,192
印 刷 ・ 同 関 連 業	7	88,133	71,601	15,632	386,550	416,563	256,559
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	155	880,376	687,515	192,861	411,142	444,971	290,548
金 属 工 業	43	287,340	249,065	38,275	384,986	402,367	271,885
機 械 器 具 製 造 業	248	2,772,257	2,348,239	424,018	402,098	424,147	279,987
そ の 他 の 製 造 業	39	139,193	100,592	38,601	356,348	397,550	248,978
卸 売 業	51	301,525	201,854	99,671	395,478	451,878	281,259
飲 食 料 品 小 売 業	17	77,865	42,162	35,703	267,740	334,726	188,635
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	58	580,050	296,232	283,818	279,969	352,724	204,031
金 融 業 ・ 保 険 業	157	1,154,653	551,809	602,844	393,485	516,391	280,984
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業	7	66,338	42,949	23,389	394,644	461,386	272,086
運 輸 業	66	848,765	683,651	165,114	359,524	386,452	248,025
情 報 通 信 業	55	618,908	399,370	219,538	399,284	465,420	278,974
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	19	273,740	230,662	43,078	472,162	503,541	304,144
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業	12	61,970	35,348	26,622	261,503	309,423	197,876
医 療 ・ 福 祉	21	147,461	47,819	99,642	372,107	503,965	308,828
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	59,273	25,917	33,356	388,398	481,461	316,090
複 合 サ ー ビ ス 業	1	5,051	2,499	2,552	305,223	389,894	222,311
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業	18	98,516	46,427	52,089	304,104	378,798	237,530
労 働 者 派 遣 業	3	24,841	20,775	4,066	290,344	303,143	224,950
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	12	68,821	49,646	19,175	546,264	598,679	410,557
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	24	196,451	145,987	50,464	398,357	435,391	291,223
公 務	2	28,276	13,543	14,733	296,083	364,772	232,942
総 合 組 合 の 計	261	6,256,494	4,027,956	2,228,538	338,829	385,132	255,138

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/068.xls>

第69表 組合管掌健康保険給付決定状況

(i) 法定給付

(単位 金額：千円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合	計	件数	321,166,762	325,171,943	329,163,731	333,513,810	331,292,530
		金額	3,351,486,364	3,448,485,084	3,521,341,543	3,572,244,078	3,591,070,537
被	保	件数	149,488,938	150,947,262	153,059,928	156,376,296	157,070,620
險	者	金額	1,676,577,126	1,720,501,196	1,768,324,942	1,810,776,907	1,840,451,676
診	療	件数	102,292,080	101,804,407	102,719,416	104,383,573	104,642,390
	費	日数	170,127,769	168,435,684	167,410,422	166,548,430	164,967,725
		金額	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669	1,261,466,010
薬	劑	件数	40,745,623	42,537,618	43,587,015	45,268,595	45,861,511
	支	枚数	49,836,140	51,769,329	52,809,331	54,149,229	54,499,512
	給	金額	248,536,153	257,853,027	277,265,230	284,303,994	299,657,049
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		件数	982,838	977,463	969,095	967,719	969,249
		回数	22,632,866	22,177,715	21,640,904	21,164,848	20,853,227
		金額	9,144,932	9,064,371	8,790,788	8,566,607	8,444,765
訪問看護療養費		件数	9,067	9,773	10,957	12,107	13,243
		日数	59,613	64,709	74,904	84,923	87,376
		金額	438,904	478,237	554,669	671,710	702,735
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)		件数	696	1,095	589	643	224
		回数	18,580	13,285	20,168	15,065	6,163
		金額	9,330	5,549	4,524	4,279	853
療	養	件数	5,356,367	5,496,945	5,638,601	5,607,866	5,463,130
	費	金額	23,291,669	23,490,092	23,901,968	23,326,710	22,750,505
高	額	件数	308,022	292,473	282,354	265,248	248,258
	療	金額	25,658,586	23,648,777	22,274,560	19,822,438	17,364,241
移	送	件数	221	185	183	173	179
	費	金額	18,775	27,142	9,725	14,655	12,512
傷	病	件数	577,989	595,245	601,098	608,735	601,178
	手	日数	18,168,724	18,774,984	18,966,690	19,223,886	18,961,680
	当	金額	125,724,846	126,579,633	128,420,900	130,443,860	129,542,252
埋	葬	件数	17,636	17,331	17,187	16,135	15,836
	料	金額	880,728	865,161	857,465	804,979	791,053
出	産	件数	103,387	108,342	113,270	118,678	124,344
	育	金額	40,679,112	45,410,484	47,484,981	49,757,280	52,139,340
	児	件数	77,850	83,848	89,258	94,543	100,327
	一	日数	6,442,410	6,953,570	7,422,368	7,899,655	8,386,648
	時	金額	36,168,366	38,877,040	41,561,720	44,454,725	47,580,359
出	産	件数	164,285,555	166,987,602	168,864,301	169,697,844	166,702,353
被	扶	金額	1,539,293,757	1,591,848,073	1,615,902,154	1,622,624,938	1,610,003,960
扶	養	件数	110,371,360	110,665,100	111,426,735	111,449,462	109,457,935
者	分	日数	188,644,027	188,517,791	186,910,280	183,637,389	177,897,759
		金額	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387	1,192,434,005
診	療	件数	49,365,762	51,725,441	52,747,296	53,588,420	52,707,157
	費	枚数	66,536,893	69,911,840	70,506,043	70,828,063	68,725,791
		金額	246,214,831	257,661,493	271,083,844	272,247,112	275,233,143
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)		件数	1,093,991	1,067,667	1,053,454	1,039,816	1,014,378
		回数	27,662,488	26,773,693	26,031,741	25,344,526	24,552,997
		金額	10,873,852	10,525,410	10,268,571	9,983,773	9,675,619
訪問看護療養費		件数	48,407	52,590	58,902	66,600	75,132
		日数	293,306	316,846	351,227	392,430	440,534
		金額	2,197,922	2,438,147	2,716,094	3,232,272	3,658,771
入院時食事・生活療養費 (差額支給分)		件数	747	852	650	734	250
		回数	23,662	15,616	19,454	17,529	7,253
		金額	7,813	5,966	6,038	5,834	1,657
第二家族療養費		件数	3,982,820	4,049,077	4,154,869	4,142,904	4,040,085
		金額	20,695,675	20,878,151	21,122,655	20,880,856	20,392,458
高	額	件数	244,815	226,449	215,538	199,716	182,043
	療	金額	16,708,028	15,211,114	14,443,162	13,126,642	11,765,001
移	送	件数	159	193	181	198	183
	費	金額	7,056	9,971	9,946	16,177	9,746

家族埋葬料	件数	11,822	11,373	11,253	10,389	9,696
	金額	591,119	574,010	562,750	519,450	484,800
家族出産育児一時金	件数	259,663	256,527	248,877	239,421	229,872
	金額	102,188,246	108,537,343	104,309,456	100,342,434	96,348,760
高齢受給者分(一般)	件数	6,154,828	6,152,763	5,993,353	6,150,972	6,097,715
	金額	108,704,767	111,011,414	109,533,875	111,460,351	111,893,998
診療費	件数	4,164,479	4,098,558	3,980,901	4,070,853	4,022,258
	日数	9,053,298	8,860,938	8,436,702	8,639,091	8,092,503
	金額	87,027,645	89,323,095	87,623,629	89,547,641	89,252,880
薬剤支給	件数	1,987,588	2,051,176	2,009,532	2,077,027	2,072,092
	枚数	2,628,994	2,675,868	2,590,993	2,627,975	2,590,077
	金額	20,219,959	20,247,477	20,532,514	20,553,868	21,334,276
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	84,289	81,775	77,841	77,405	75,325
	回数	3,067,571	2,968,584	2,806,351	2,736,798	2,599,794
	金額	1,269,522	1,236,707	1,179,135	1,144,263	1,087,978
訪問看護療養費	件数	2,761	3,029	2,920	3,092	3,365
	日数	20,743	23,175	22,042	23,022	23,250
	金額	187,641	204,135	198,597	214,579	218,864
高齢受給者分(現役並み所得者)	件数	1,036,281	876,698	1,038,359	1,074,515	1,207,187
	金額	15,599,940	13,859,726	16,402,568	16,878,750	18,843,298
診療費	件数	716,242	596,079	702,027	723,718	810,579
	日数	1,358,748	1,141,007	1,317,673	1,323,564	1,450,677
	金額	12,672,606	11,338,191	13,304,076	13,730,153	15,176,282
薬剤支給	件数	319,645	280,272	335,849	350,224	395,974
	枚数	401,325	350,290	413,830	425,072	476,406
	金額	2,761,684	2,379,655	2,921,337	2,971,701	3,486,965
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	件数	12,396	10,720	12,454	12,260	13,313
	回数	349,387	298,035	355,088	334,514	342,674
	金額	145,020	124,027	148,709	139,193	143,244
訪問看護療養費	件数	394	347	483	573	634
	日数	2,766	2,453	3,905	4,804	4,578
	金額	20,630	17,852	28,447	37,702	36,807
世帯合算高額療養費	件数	201,144	207,556	207,763	214,146	214,639
	金額	11,309,773	11,261,561	11,177,062	10,502,189	9,876,944
高額介護合算療養費	件数	16	62	27	37	16
	金額	1,001	3,114	941	946	661

(注) 1 「診療費」及び「薬剤支給」については当該月診療分を、その他は当該月決定分を表す。

2 支払基金事務費は含まれていない。

3 特定健康保険組合を含む。

4 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者を含むが、それ以外の給付には含まれない。

5 「入院時食事療養費(差額支給分除く)」の件数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

6 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。

7 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

8 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70～74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

## (ii) 付加給付

(単位 金額：千円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数		2,582,521	2,497,569	2,372,312	2,299,885	2,247,813
	金額		95,278,104	92,522,213	88,898,839	87,547,777	85,937,605
被 保 険 者 分	件数		1,539,146	1,495,753	1,426,602	1,389,183	1,379,623
	金額		59,533,696	57,999,881	55,753,834	55,145,774	54,645,771
一 部 負 担 還 元 金	件数		1,235,106	1,192,682	1,124,751	1,091,390	1,061,741
	金額		34,256,324	33,774,216	33,016,831	32,751,001	32,565,502
傷 病 手 当 に 関 す る も の	件数		222,953	222,559	220,299	214,318	233,915
	金額		19,818,800	18,948,920	17,563,438	17,140,177	16,791,950
そ の 他	件数		81,087	80,512	81,552	83,475	83,967
	金額		5,458,572	5,276,745	5,173,565	5,254,596	5,288,319
被 扶 養 者 分	件数		941,602	896,160	839,821	802,858	762,660
	金額		31,612,717	30,265,287	28,908,411	28,114,812	27,093,864
家 族 療 養 付 加 金	件数		817,165	782,882	735,234	706,445	673,904
	金額		25,670,166	24,908,538	24,092,469	23,610,594	22,872,386
そ の 他	件数		124,437	113,278	104,587	96,413	88,756
	金額		5,942,551	5,356,749	4,815,942	4,504,218	4,221,478
合 算 高 額 療 養 付 加 金	件数		101,773	105,656	105,889	107,844	105,530
	金額		4,131,691	4,257,045	4,236,594	4,287,191	4,197,970

## (iii) 法定給付・附加給付合計

(単位 金額：千円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数		323,749,283	327,669,512	331,536,043	335,813,695	333,540,343
	金額		3,446,764,468	3,541,007,297	3,610,240,382	3,659,791,855	3,677,008,142
被 保 険 者 分	件数		151,028,084	152,443,015	154,486,530	157,765,479	158,450,243
	金額		1,736,110,822	1,778,501,077	1,824,078,776	1,865,922,681	1,895,097,447
被 扶 養 者 分	件数		165,227,157	167,883,762	169,704,122	170,500,702	167,465,013
	金額		1,570,906,474	1,622,113,360	1,644,810,565	1,650,739,750	1,637,097,824

(注) 合計には、世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/069.xls>

第70表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 険 者 分	102,292,080	101,804,407	102,719,416	104,383,573	104,642,390
件数	170,127,769	168,435,684	167,410,422	166,548,430	164,967,725
日数	1,166,025,725	1,194,201,682	1,217,198,415	1,248,605,669	1,261,466,010
金額	80,704,963	80,367,016	80,882,124	82,270,165	81,248,205
一 般 診 療	125,057,340	124,601,394	123,501,115	123,364,288	121,995,820
件数	970,281,268	1,000,902,799	1,020,627,695	1,052,124,137	1,065,187,595
日数	1,076,001	1,071,974	1,068,020	1,067,487	1,070,053
金額	10,074,089	9,860,555	9,644,057	9,446,993	9,311,995
入 院	367,163,837	394,064,787	402,077,809	420,553,814	426,392,413
件数	79,628,962	79,295,042	79,814,104	81,202,678	81,078,152
日数	114,983,251	114,740,839	113,857,058	113,917,295	112,683,825
金額	603,117,431	606,838,012	618,549,886	631,570,323	638,795,182
入 院 外	21,587,117	21,437,391	21,837,292	22,113,408	22,494,185
件数	45,070,429	43,834,290	43,909,307	43,184,142	42,971,905
日数	195,744,457	193,298,883	196,570,720	196,481,532	196,278,415
金額	110,371,360	110,665,100	111,426,735	111,449,462	109,457,935
被 扶 養 者 分	110,371,360	110,665,100	111,426,735	111,449,462	109,457,935
件数	188,644,027	188,517,791	186,910,280	183,637,389	177,897,759
日数	1,139,809,215	1,176,006,469	1,191,379,637	1,202,270,387	1,192,434,005
金額	90,741,333	90,928,533	91,286,473	91,134,372	88,981,089
一 般 診 療	152,119,139	152,453,704	151,010,441	148,362,285	143,080,535
件数	992,247,382	1,026,145,353	1,039,472,668	1,049,246,680	1,039,898,390
日数	1,288,987	1,265,782	1,250,241	1,233,029	1,205,375
金額	12,412,367	12,051,434	11,756,172	11,484,298	11,126,875
入 院	376,120,990	409,875,920	417,038,270	430,926,471	429,032,745
件数	89,452,346	89,662,751	90,036,232	89,901,343	87,775,714
日数	139,706,772	140,402,270	139,254,269	136,877,987	131,953,660
金額	616,126,392	616,269,433	622,434,398	618,320,209	610,865,645
入 院 外	19,630,027	19,736,567	20,140,262	20,315,090	20,476,846
件数	36,524,888	36,064,087	35,899,839	35,275,104	34,817,224
日数	147,561,833	149,861,116	151,906,970	153,023,707	152,535,615
金額	4,164,479	4,098,558	3,980,901	4,070,853	4,022,258
高 齢 受 給 者 ( 一 般 )	9,053,298	8,860,938	8,436,702	8,369,091	8,092,503
件数	87,027,645	89,323,095	87,623,629	89,547,641	89,252,880
日数	3,588,437	3,493,367	3,371,618	3,431,098	3,373,740
金額	7,734,869	7,512,382	7,110,804	7,016,710	6,747,160
一 般 診 療	80,310,117	82,367,014	80,715,214	82,407,931	82,140,090
件数	86,684	85,969	81,699	81,112	78,803
日数	1,230,568	1,188,109	1,121,906	1,093,920	1,041,274
金額	41,044,037	42,499,960	41,633,744	42,352,113	42,044,351
入 院	3,501,753	3,407,398	3,289,919	3,294,986	3,294,937
件数	6,504,301	6,324,273	5,988,898	5,922,790	5,705,886
日数	39,266,080	39,867,054	39,081,470	40,055,818	40,095,739
金額	576,042	605,191	609,283	639,755	648,518
高 齢 受 給 者 ( 現 役 並 み 所 得 者 )	576,042	605,191	609,283	639,755	648,518
件数	1,318,429	1,348,556	1,325,898	1,352,381	1,345,343
日数	6,717,528	6,956,082	6,908,415	7,139,709	7,112,790
金額	716,242	596,079	702,027	723,718	810,579
高 齢 受 給 者 ( 現 役 並 み 所 得 者 )	716,242	596,079	702,027	723,718	810,579
件数	1,358,748	1,141,007	1,317,673	1,323,564	1,450,677
日数	12,672,606	11,338,191	13,304,076	13,730,153	15,176,282
金額	596,297	490,568	575,971	590,207	658,995
一 般 診 療	1,105,491	923,623	1,062,981	1,060,299	1,159,044
件数	11,651,484	10,437,951	12,244,235	12,621,081	13,935,895
日数	13,100	11,346	13,085	12,964	13,984
金額	148,774	127,399	150,481	142,875	146,916
入 院	5,820,347	5,505,953	6,428,110	6,556,898	7,123,316
件数	583,197	479,222	562,886	577,243	645,011
日数	956,717	796,224	912,500	917,424	1,012,128
金額	5,831,137	4,931,998	5,816,125	6,064,183	6,812,579
入 院 外	119,945	105,511	126,056	133,511	151,584
件数	253,257	217,384	254,692	263,265	291,633
日数	1,021,122	900,240	1,059,841	1,109,073	1,240,386
金額					

(注) 1 老人保健医療給付対象者は含まれていない。

2 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者(現役並み所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70~74歳の者のうち自己負担割合が3割になる者である。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/070.xls>

第71表 組合管掌健康保険給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)		
<b>《被保険者分》</b>								
診 療 費	1000人当件数	6,472.49	6,540.35	6,627.01	6,726.36	6,743.92		
		1件当日数	1.66	1.65	1.63	1.60	1.58	
		1件当金額	11,399	11,730	11,850	11,962	12,055	
	1人当金額	73,780	76,721	78,528	80,459	81,298		
		入 院	1000人当件数	68.08	68.87	68.90	68.79	68.96
				1件当日数	9.36	9.20	9.03	8.85
	1件当金額			341,230	367,607	376,470	393,966	398,478
	1人当金額	23,232	25,316	25,940	27,100	27,480		
		入 院 外	1000人当件数	5,038.49	5,094.25	5,149.26	5,232.61	5,225.27
				1件当日数	1.44	1.45	1.43	1.40
	1件当金額			7,574	7,653	7,750	7,778	7,879
	1人当金額	38,162	38,986	39,906	40,698	41,169		
歯 科 診 療		1000人当件数	1,365.92	1,377.23	1,408.85	1,424.96	1,449.69	
			1件当日数	2.09	2.04	2.01	1.95	1.91
	1件当金額		9,068	9,017	9,002	8,885	8,726	
1人当金額	12,386	12,418	12,682	12,661	12,650			
	薬 剤 支 給	1000人当件数	2,578.16	2,732.80	2,812.05	2,917.06	2,955.65	
			1件当金額	6,100	6,062	6,361	6,280	6,534
1人当金額			15,726	16,566	17,888	18,320	19,312	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	62.19	62.80	62.52	62.36	62.47		
		1件当日数	23.03	22.69	22.33	21.87	21.51	
		1件当金額	9,305	9,273	9,071	8,852	8,713	
		1人当金額	579	582	567	552	544	
訪問看護療養費	1000人当件数	0.57	0.63	0.71	0.78	0.85		
		1件当日数	6.57	6.62	6.84	7.01	6.60	
		1件当金額	48,407	48,935	50,622	55,481	53,065	
		1人当金額	28	31	36	43	45	
入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.04	0.07	0.04	0.04	0.01		
		1件当日数	26.70	12.13	34.24	23.43	27.51	
		1件当金額	13,405	5,068	7,681	6,655	3,808	
		1人当金額	1	0	0	0	0	
療 養 費	1000人当件数	336.28	350.26	360.71	358.16	348.87		
		1件当金額	4,348	4,273	4,239	4,160	4,164	
		1人当金額	1,462	1,497	1,529	1,490	1,453	
移 送 費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01		
		傷 病 手 当 金	1000人当件数	36.29	37.93	38.45	38.88	38.39
				1人当日数	1.14	1.20	1.21	1.23
1件当金額	217,521			212,651	213,644	214,287	215,481	
埋 葬 料	1000人当件数	1.11	1.10	1.10	1.03	1.01		
		出 産 育 児 一 時 金	1000人当件数	6.49	6.90	7.25	7.58	7.94
				出 産 手 当 金	1000人当件数	4.89	5.34	5.71
1件当金額	464,590					463,661	465,636	470,206
<b>《被扶養者分》</b>								
診 療 費	1000人当件数	7,843.48	7,982.20	8,106.85	8,163.49	8,112.75		
		1件当日数	1.71	1.70	1.68	1.65	1.63	
		1件当金額	10,327	10,627	10,692	10,788	10,894	
	1人当金額	81,000	84,825	86,679	88,064	88,380		
		入 院	1000人当件数	91.60	91.30	90.96	90.32	89.34
				1件当日数	9.63	9.52	9.40	9.31
	1件当金額			291,796	323,812	333,566	349,486	355,933
	1人当金額	26,729	29,564	30,342	31,565	31,799		
		入 院 外	1000人当件数	6,356.88	6,467.32	6,550.59	6,585.12	6,505.72
				1件当日数	1.56	1.57	1.55	1.52
	1件当金額			6,888	6,873	6,913	6,878	6,959
	1人当金額	43,785	44,451	45,285	45,291	45,276		
歯 科 診 療		1000人当件数	1,395.00	1,423.59	1,465.30	1,488.05	1,517.69	
			1件当日数	1.86	1.83	1.78	1.74	1.70
	1件当金額		7,517	7,593	7,542	7,533	7,449	
1人当金額	10,486	10,809	11,052	11,209	11,306			
	薬 剤 支 給	1000人当件数	3,508.15	3,730.92	3,837.63	3,925.26	3,906.52	
			1件当金額	4,988	4,981	5,139	5,080	5,222
1人当金額			17,497	18,585	19,723	19,942	20,400	
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	77.74	77.01	76.64	76.16	75.18		
		1件当日数	25.29	25.08	24.71	24.37	24.20	
		1件当金額	9,940	9,858	9,748	9,601	9,538	
		1人当金額	773	759	747	731	717	
家族訪問看護療養費	1000人当件数	3.44	3.79	4.29	4.88	5.57		
		1件当日数	6.06	6.02	5.96	5.89	5.86	
		1件当金額	45,405	46,361	46,112	48,533	48,698	
		1人当金額	156	176	198	237	271	

入院時食事・生活療養費 (差額支給)	1000人当件数	0.05	0.06	0.05	0.05	0.02
	1件当日数	31.68	18.33	29.93	23.88	29.01
	1件当金額	10,459	7,002	9,289	7,948	6,628
	1人当金額	1	0	0	0	0
療養費	1000人当件数	280.04	289.05	299.22	300.39	296.42
	1件当金額	5,196	5,156	5,084	5,040	5,048
	1人当金額	1,455	1,490	1,521	1,514	1,496
家族移送費	1000人当件数	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
家族埋葬料	1000人当件数	0.83	0.81	0.81	0.75	0.71
家族出産育児一時金	1000人当件数	18.26	18.31	17.92	17.36	16.87
《高齢受給者分(一般)》						0.00
診療費	1000人当件数	17,750.57	17,114.48	17,255.37	17,202.43	17,249.44
	1件当日数	2.17	2.16	2.12	2.06	2.01
	1件当金額	20,898	21,794	22,011	21,997	22,190
	1人当金額	370,944	372,989	379,808	378,407	382,761
入院	1000人当件数	369.48	358.98	354.13	342.76	337.95
	1件当日数	14.20	13.82	13.73	13.49	13.21
	1件当金額	473,490	494,364	509,599	522,144	533,537
	1人当金額	174,945	177,468	180,463	178,970	180,307
入院外	1000人当件数	14,925.78	14,228.38	14,260.28	14,156.23	14,130.32
	1件当日数	1.86	1.86	1.82	1.77	1.73
	1件当金額	11,213	11,700	11,879	11,957	12,169
	1人当金額	167,367	166,474	169,400	169,266	171,950
歯科診療	1000人当件数	2,455.31	2,527.12	2,640.96	2,703.45	2,781.17
	1件当日数	2.29	2.23	2.18	2.11	2.07
	1件当金額	11,662	11,494	11,339	11,160	10,968
	1人当金額	28,633	29,047	29,945	30,171	30,503
薬剤支給	1000人当件数	8,471.84	8,565.16	8,710.40	8,777.01	8,886.16
	1件当金額	10,173	9,871	10,218	9,896	10,296
	1人当金額	86,185	84,548	88,999	86,856	91,492
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	359.27	341.47	337.40	327.09	323.03
	1件当日数	36.39	36.30	36.05	35.36	34.51
	1件当金額	15,062	15,123	15,148	14,783	14,444
	1人当金額	5,411	5,164	5,111	4,835	4,666
訪問看護療養費	1000人当件数	11.77	12.65	12.66	13.07	14.43
	1件当日数	7.51	7.65	7.55	7.45	6.91
	1件当金額	67,961	67,394	68,013	69,398	65,041
	1人当金額	800	852	861	907	939
《高齢受給者分(現役並み所得者)》						
診療費	1000人当件数	17,866.74	17,817.34	16,776.44	17,336.22	17,070.93
	1件当日数	1.90	1.91	1.88	1.83	1.79
	1件当金額	17,693	19,021	18,951	18,972	18,723
	1人当金額	316,120	338,909	317,929	328,897	319,615
入院	1000人当件数	326.78	339.14	312.69	310.54	294.51
	1件当日数	11.36	11.23	11.50	11.02	10.51
	1件当金額	444,301	485,277	491,258	505,777	509,390
	1人当金額	145,189	164,578	153,613	157,066	150,018
入院外	1000人当件数	14,547.92	14,324.38	13,451.37	13,827.50	13,584.04
	1件当日数	1.64	1.66	1.62	1.59	1.57
	1件当金額	9,999	10,292	10,333	10,505	10,562
	1人当金額	145,458	147,422	138,989	145,264	143,474
歯科診療	1000人当件数	2,992.04	3,153.82	3,012.38	3,198.17	3,192.38
	1件当日数	2.11	2.06	2.02	1.97	1.92
	1件当金額	8,513	8,532	8,408	8,307	8,183
	1人当金額	25,472	26,909	25,327	26,567	26,123
薬剤支給	1000人当件数	7,973.58	8,377.58	8,025.83	8,389.40	8,339.28
	1件当金額	8,640	8,491	8,698	8,485	8,806
	1人当金額	68,891	71,130	69,812	71,185	73,436
入院時食事・生活療養費 (差額支給分除く)	1000人当件数	309.22	320.43	297.62	293.68	280.37
	1件当日数	28.19	27.80	28.51	27.28	25.74
	1件当金額	11,699	11,570	11,941	11,353	10,760
	1人当金額	3,618	3,707	3,554	3,334	3,017
訪問看護療養費	1000人当件数	9.83	10.37	11.54	13.73	13.35
	1件当日数	7.02	7.07	8.08	8.38	7.22
	1件当金額	52,360	51,447	58,896	65,798	58,055
	1人当金額	515	534	680	903	775

(注)1 特定健康保険組合を含む。

2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」は、老人保健医療給付対象者を含む数値で除しているが、その他の給付は含まない数値で除している。

3 保険給付額をそれぞれ年度平均被保険者数及び年度平均被扶養者数で除した数値であり、国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：厚生労働省保険局「健康保険・船員保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/071.xls>

第72表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>7,110,431,062</b>	<b>7,178,318,118</b>	<b>7,492,298,074</b>	<b>7,832,680,798</b>	<b>8,041,976,158</b>
保 険 料	6,068,284,597	6,240,441,163	6,624,448,358	6,987,335,938	7,333,210,186
国 庫 支 出 金	26,548,934	43,595,471	45,683,205	39,931,738	36,473,666
事 務 負 担 金	3,946,005	3,994,243	3,565,529	3,516,769	3,241,595
国 庫 補 助 金	22,602,929	39,601,228	42,117,676	36,414,969	33,232,071
特定健康診査等事業収入	4,009,496	3,879,871	4,088,757	4,257,975	4,621,962
前期高齢者交付金	83,078	243,114	187,435	38,894	40,987
前年度より繰越金	153,331,125	96,123,062	112,521,605	101,590,040	110,080,611
積立金より繰入金	526,086,977	531,805,542	472,615,832	456,787,954	337,692,129
そ の 他 の 収 入	332,086,855	262,229,895	232,752,882	242,738,259	219,856,617
<b>支 出</b>	<b>6,812,039,892</b>	<b>6,817,761,345</b>	<b>7,122,074,868</b>	<b>7,428,579,795</b>	<b>7,585,602,679</b>
保 険 給 付 費	3,438,487,402	3,536,770,933	3,617,861,974	3,672,477,044	3,694,114,039
老人保健拠出金	55,766,707	12,180,507	877,137	155,438	45,605
退職者給付拠出金	285,092,936	209,328,609	285,458,074	326,501,677	335,590,984
日 雇 拠 出 金	36	—	—	61,973	—
前期高齢者納付金	1,109,398,759	1,118,960,104	1,177,868,496	1,298,518,593	1,361,561,066
後期高齢者支援金	1,267,484,512	1,301,446,729	1,407,867,001	1,507,884,462	1,576,698,994
病床転換支援金	1,032,081	—	—	—	—
事 務 費	118,471,715	116,432,900	115,325,795	113,784,926	111,055,798
保 健 事 業 費	329,886,318	316,636,832	308,408,124	306,792,431	302,285,144
そ の 他 の 支 出	206,419,426	206,004,731	208,408,267	202,403,251	204,251,049
<b>収 支 差 引 残</b>	<b>298,391,170</b>	<b>360,556,773</b>	<b>370,223,206</b>	<b>404,101,003</b>	<b>456,373,479</b>
翌年度への繰越	97,367,312	113,313,815	104,018,695	111,541,169	125,974,652
法定準備金へ繰入	71,064,425	95,111,803	118,885,402	103,480,515	61,008,715
別途積立金へ繰入	129,103,497	151,334,946	146,523,720	188,265,120	268,628,466
そ の 他	855,936	796,209	795,389	814,199	761,646
<b>年 度 末 現 在 積 立 金</b>	<b>3,880,890,519</b>	<b>3,575,061,157</b>	<b>3,374,170,012</b>	<b>3,213,997,109</b>	<b>3,208,436,702</b>
法 定 準 備 金	1,646,705,202	1,685,417,392	1,766,132,940	1,817,189,450	1,769,626,452
別 途 積 立 金	2,234,185,317	1,889,643,765	1,608,037,072	1,396,807,659	1,438,810,250

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/072.xls>



## 3 国民健康保険

第73表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保 険 者 数	1,888	1,888	1,881	1,881	1,881
市 町 村	1,723	1,723	1,717	1,717	1,717
国 保 組 合	165	165	164	164	164
世 帯 数	21,934,892	21,914,489	21,837,516	21,696,159	21,523,986
市 町 村	20,329,649	20,372,480	20,360,375	20,253,004	20,101,429
国 保 組 合	1,605,243	1,542,009	1,477,141	1,443,155	1,422,557
被 保 険 者 数	39,098,083	38,769,393	38,313,154	37,678,441	36,927,096
市 町 村	35,665,098	35,492,541	35,197,348	34,658,230	33,972,865
国 保 組 合	3,432,985	3,276,852	3,115,806	3,020,211	2,954,231
(再掲)					
介護保険第2号被保険者数	14,355,050	14,590,593	14,436,770	13,877,379	13,214,948
市 町 村	12,977,238	13,252,571	13,152,497	12,634,667	11,998,846
国 保 組 合	1,377,812	1,338,022	1,284,273	1,242,712	1,216,102

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/073.xls>

第74表 国民健康保険給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総数 (老人保健分除く)					
件数	570,216,480	570,138,515	576,732,618	579,904,369	577,680,730
金額	11,188,800,571	11,443,213,144	11,693,518,636	11,758,368,936	11,878,560,634
療 養 諸 費					
件数	566,521,720	566,453,367	573,262,156	576,631,075	574,463,729
(老人保健分除く)					
金額	11,078,725,528	11,328,528,261	11,584,990,437	11,654,562,743	11,778,333,914
療 養 の 給 付 等					
件数	548,560,942	547,991,545	553,938,424	557,287,442	555,730,576
(老人保健分除く)					
金額	10,893,382,707	11,141,049,545	11,397,276,984	11,471,134,904	11,602,113,930
療 養 費 等					
件数	17,960,778	18,461,822	19,323,732	19,343,633	18,733,153
(老人保健分除く)					
金額	185,342,821	187,478,717	187,713,453	183,427,838	176,219,984
高 額 療 養 費 (再掲)					
件数	13,335,597	13,917,419	14,384,100	15,146,614	15,800,679
金額	871,669,422	936,870,578	967,881,749	1,014,500,560	1,034,553,467
医 療 給 付 費 (再掲)					
(老人保健分除く)					
金額	8,915,660,095	9,166,451,804	9,417,094,724	9,524,387,993	9,622,500,029
高 額 介 護 合 算 療 養 費					
件数	6,383	14,418	14,225	18,331	20,518
金額	180,905	384,637	312,128	409,663	484,678
そ の 他 の 給 付					
件数	3,688,377	3,670,730	3,456,237	3,254,963	3,196,483
金額	109,894,138	114,300,246	108,216,071	103,396,530	99,742,042

(注) 「医療給付費(再掲)」は、療養諸費合計の保険者負担額+高額療養費である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/074.xls>

第75表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合計 (老人保健分を除く)	件数	548,197,280	547,948,768	553,182,656	557,032,479	555,732,939
	金額	10,623,833,671	10,895,455,761	11,142,638,844	11,247,250,684	11,362,692,387
診 療 費	件数	379,394,404	374,189,391	375,242,150	376,003,767	373,698,585
(老人保健分を除く)	日数	808,561,480	797,845,712	785,902,609	771,092,001	754,949,206
	金額	8,754,147,963	8,986,314,956	9,106,284,674	9,195,370,023	9,221,155,990
入 院	件数	8,353,920	8,310,974	8,224,572	8,171,412	8,062,669
(老人保健分を除く)	日数	136,751,104	134,740,236	132,771,317	130,463,667	128,178,395
	金額	3,847,870,208	4,021,338,452	4,082,261,933	4,163,671,477	4,182,002,730
入 院 外	件数	308,840,664	303,064,300	302,950,793	302,978,167	300,023,331
(老人保健分を除く)	日数	533,070,540	525,162,314	515,517,654	504,884,604	492,159,055
	金額	4,045,268,297	4,098,356,319	4,147,188,160	4,152,312,830	4,165,533,229
歯 科 診 療	件数	62,199,820	62,814,117	64,066,785	64,854,188	65,612,585
(老人保健分を除く)	日数	138,739,836	137,943,162	137,613,638	135,743,730	134,611,756
	金額	861,009,459	866,620,185	876,834,581	879,385,717	873,620,031
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	件数	7,898,432	7,857,260	7,779,938	7,721,726	7,644,332
(老人保健分を除く)	金額	239,104,399	235,983,817	232,893,161	229,090,339	225,237,357
調 剤	件数	168,471,243	173,394,114	177,533,999	180,567,571	181,519,612
(老人保健分を除く)	金額	1,847,942,434	1,884,570,267	2,009,126,412	2,020,125,541	2,105,510,863
訪 問 看 護	件数	331,633	365,263	406,507	461,141	514,742
(老人保健分を除く)	金額	21,743,274	24,570,538	27,227,758	31,755,120	36,025,534

(注) 1 「食事療養・生活療養(老人保健分を除く)」の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

2 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/075.xls>

第76表 国民健康保険療養費等決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	17,960,778	18,461,822	19,323,732	19,343,633	18,733,153
金 額	185,342,821	187,478,717	187,713,453	183,427,838	176,219,984
診 療 費 件数	221,206	241,738	565,860	522,263	315,490
金 額	3,984,732	4,397,324	4,712,055	5,114,500	5,783,451
そ の 他 件数	17,739,572	18,220,084	18,757,872	18,821,370	18,417,663
金 額	181,358,089	183,081,393	183,001,398	178,313,338	170,436,533

(注) 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/076.xls>

第77表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	3,688,377	3,670,730	3,456,237	3,254,963	3,196,483
金 額	109,894,138	114,300,246	108,216,071	103,396,530	99,742,042
葬 祭 給 付 件数	201,744	202,652	206,882	197,924	195,864
金 額	9,490,655	9,492,037	9,590,752	9,132,589	9,053,192
出 産 育 児 給 付 件数	195,929	199,479	192,388	185,194	179,085
金 額	77,207,848	83,213,360	80,162,767	77,336,473	74,630,960
傷 病 手 当 金 件数	99,918	95,720	90,193	92,213	82,366
金 額	6,621,067	6,202,314	5,810,810	5,730,740	5,486,999
出 産 手 当 金 件数	1,090	1,092	1,071	1,086	1,082
金 額	268,589	271,389	260,221	259,493	271,800
そ の 他 任 意 給 付 件数	3,189,696	3,171,787	2,965,703	2,778,546	2,738,086
金 額	16,305,979	15,121,146	12,391,521	10,937,235	10,299,091

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/077.xls>

第78表 国民健康保険療養の給付諸率

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
診 療 費 (老人医療分除く)	1000人当件数	9,596.66	9,457.91	9,675.50	9,842.41	9,958.07
	1件当日数	2.13	2.13	2.09	2.05	2.02
	1件当金額	23,074	24,015	24,268	24,456	24,675
	1人当金額	221,433	229,297	234,803	240,701	245,719
入 院 (老人医療分除く)	1000人当件数	211.31	212.06	212.07	213.90	214.85
	1件当日数	16.37	16.21	16.14	15.97	15.90
	1件当金額	460,607	483,859	496,349	509,541	518,687
	1人当金額	97,331	102,609	105,260	108,990	111,439
入 院 外 (老人医療分除く)	1000人当件数	7,812.03	7,733.06	7,811.49	7,930.87	7,994.82
	1件当日数	1.73	1.73	1.70	1.67	1.64
	1件当金額	13,098	13,523	13,689	13,705	13,884
	1人当金額	102,324	104,575	106,934	108,692	111,000
歯 科 診 療 (老人医療分除く)	1000人当件数	1,573.32	1,602.78	1,651.94	1,697.65	1,748.40
	1件当日数	2.23	2.20	2.15	2.09	2.05
	1件当金額	13,843	13,797	13,686	13,559	13,315
	1人当金額	21,779	22,113	22,609	23,019	23,280
療 養 費 等	1000人当件数	454.31	470.82	498.26	506.35	499.19

(注) 3月～2月ベース(当該年3月から翌年2月)の値である。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/078.xls>

第79表 国民健康保険料(税)収納状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保 険 料 ( 税 ) 現 年 分					
調 定 額	3,751,002,983	3,635,946,525	3,661,489,864	3,668,776,019	3,700,341,545
収 納 額	3,355,764,135	3,271,934,268	3,320,620,560	3,343,121,057	3,390,161,744
収 納 率 (%)	89.52	90.04	90.74	91.17	91.66

(注) 1 「収納率」は、居所不明者分調定額を控除した調定額を用いて算出している。

2 「調停額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/081.xls>

第80表 国民健康保険諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保 險 料 ( 税 ) 現 年 分					
1 世 帯 当 調 定 額	169,716	164,679	166,310	167,557	170,128
被 保 険 者 1 人 当 調 定 額	94,880	92,776	94,410	96,035	98,604
被 保 険 者 1 人 当 収 納 額	84,883	83,487	85,621	87,511	90,339
収 入 ( 1 人 当 金 額 )					
国 庫 支 出 金	89,040	91,967	95,857	93,126	95,051
事 務 費 負 担 金	70	73	67	69	67
療 養 給 付 費 等 負 担 金	69,245	71,350	73,510	70,996	72,517
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,562	1,712	1,842	1,999	2,073
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	348	383	406	437	450
普 通 調 整 交 付 金	15,129	14,927	15,356	14,870	15,591
特 別 調 整 交 付 金	2,377	3,183	3,530	4,567	4,157
そ の 他	310	329	1,145	188	197
都 道 府 県 支 出 金	14,622	15,131	15,646	19,963	20,523
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	1,498	1,644	1,785	1,940	2,014
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	321	351	381	413	428
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	10,852	11,119	11,344	13,407	13,631
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	1,502	1,623	1,749	3,806	4,054
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	43	13	12	11	2
そ の 他	406	381	375	386	394
一 般 会 計 繰 入 金	9,108	10,154	10,065	10,161	10,379
支 出 ( 1 人 当 金 額 )					
総 務 費	5,655	5,981	5,583	5,506	5,583
療 養 諸 費	280,233	289,062	298,715	305,074	313,861
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	43,855	40,698	44,883	49,702	52,513
後 期 高 齢 者 支 援 金	43,849	40,693	44,878	49,699	52,509
事 務 費 拠 出 金	6	5	4	4	4
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	1,213	1,387	1,466	1,603	1,624
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,207	1,381	1,462	1,599	1,619
事 務 費 拠 出 金	6	5	4	4	4
老 人 保 健 拠 出 金	2,068	547	21	8	2
事 務 費 拠 出 金	3	3	3	2	2
医 療 費 拠 出 金	2,065	544	19	5	0
介 護 納 付 金	16,569	17,753	19,606	21,235	22,625
保 健 事 業 費					
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	1,729	1,810	1,961	2,110	2,182
保 健 事 業 費	1,013	1,014	992	1,023	1,051
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	30	34	30	33	46

(注) 「調定額」は介護納付金分及び後期高齢者支援金分を含む。

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/079.xls>

第81表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	13,854,915,226	14,071,875,733	14,645,544,674	15,090,433,965	15,268,325,698
保 険 料 ( 税 )	3,522,435,036	3,446,415,279	3,508,915,518	3,537,703,169	3,589,132,662
国 庫 支 出 金	3,520,117,441	3,603,866,133	3,717,574,847	3,557,638,991	3,567,009,141
事 務 費 負 担 金	2,752,564	2,857,235	2,598,068	2,653,609	2,512,523
療 養 給 付 費 等 負 担 金	2,737,530,822	2,796,242,681	2,850,904,142	2,712,231,989	2,721,361,910
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	61,745,694	67,087,944	71,456,090	76,374,705	77,796,015
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	13,747,601	15,019,821	15,765,140	16,702,512	16,900,495
調 整 交 付 金	692,093,105	709,768,707	732,463,325	742,506,493	741,054,329
そ の 他	12,247,655	12,889,744	44,388,082	7,169,682	7,383,869
療 養 給 付 費 交 付 金	585,881,880	602,849,867	717,420,631	775,478,550	731,948,813
前 期 高 齢 者 交 付 金	2,675,351,404	2,720,154,234	2,963,586,016	3,225,944,095	3,352,701,521
都 道 府 県 支 出 金					
高 額 医 療 費 共 同 事 業 負 担 金	59,206,745	64,439,699	69,215,363	74,121,615	75,578,419
特 定 健 康 診 査 等 負 担 金	12,706,042	13,766,611	14,775,577	15,790,422	16,057,734
第 1 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	429,041,631	435,766,883	439,941,826	512,166,068	511,518,808
第 2 号 都 道 府 県 調 整 交 付 金	59,395,740	63,596,905	67,826,299	145,401,605	152,137,460
広 域 化 等 支 援 基 金 支 出 金	1,716,742	515,549	450,000	439,181	87,178
そ の 他	16,048,680	14,921,459	14,551,339	14,740,928	14,768,123
保 険 基 盤 安 定 繰 入 金					
保 険 税 軽 減 分	315,922,662	353,698,225	365,883,432	372,548,480	373,501,063
保 険 者 支 援 分	73,224,637	80,511,504	80,572,213	81,955,662	82,448,999
基 準 超 過 費 用	1,211,529	740,017	1,339,039	1,374,096	-
職 員 給 与 費 等	176,578,782	177,900,220	172,967,308	169,727,434	169,837,732
出 産 育 児 一 時 金 等	44,730,414	47,233,484	46,815,726	46,214,689	44,181,977
財 政 安 定 化 支 援 事 業	85,612,498	99,237,510	96,380,278	92,982,750	94,366,618
一 般 会 計 繰 入 金 そ の 他	360,080,131	397,935,043	390,330,262	388,180,206	389,507,346
基 金 繰 入 金	84,157,288	107,321,139	81,004,111	65,104,639	72,586,410
繰 越 金	328,392,244	346,934,605	358,599,632	420,554,456	425,268,442
市 町 村 ( 組 合 ) 債	700,000	1,294,500	1,129,500	90,100	100,000
そ の 他	1,502,403,698	1,492,776,866	1,536,265,755	1,592,276,828	1,605,587,251
支 出	13,666,143,942	13,841,222,156	14,314,175,618	14,731,820,379	14,911,306,164
総 務 費	223,579,666	234,401,374	216,527,622	210,332,822	209,512,238
保 険 給 付 費	9,051,815,041	9,322,526,125	9,556,814,781	9,679,761,994	9,760,739,249
一 般 被 保 険 者 分					
療 養 諸 費	7,549,357,069	7,714,745,920	7,875,355,937	7,967,060,376	8,080,646,111
高 額 療 養 費	810,553,877	867,379,126	890,098,301	934,117,674	959,908,188
高 額 介 護 合 算 療 養 費	169,138	357,629	293,457	379,031	448,077
退 職 被 保 険 者 等 分					
療 養 諸 費	489,296,019	524,849,345	574,696,680	564,431,683	516,154,031
高 額 療 養 費	61,842,708	70,465,321	78,944,243	81,595,694	75,963,157
高 額 介 護 合 算 療 養 費	10,117	27,197	19,151	31,109	37,254
育 児 諸 費	21,270	23,379	22,691	34,379	41,655
出 産 育 児 諸 費	77,427,430	83,466,783	80,380,575	77,536,169	74,859,477
葬 祭 諸 費	9,497,472	9,497,464	9,597,407	9,138,244	9,058,836
そ の 他	23,099,237	21,638,757	18,530,964	16,961,724	16,100,178
審 査 支 払 手 数 料	30,540,704	30,075,207	28,875,377	28,475,910	27,522,286
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	1,733,759,912	1,595,000,988	1,740,671,376	1,898,752,716	1,970,660,245
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	47,953,616	54,340,383	56,869,905	61,237,568	60,926,693
老 人 保 健 抛 出 金	81,760,497	21,448,734	825,607	294,169	82,451
介 護 納 付 金	655,033,429	695,740,155	760,372,373	811,241,940	849,061,484
保 健 事 業 費					
特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	68,355,544	70,921,639	76,062,353	80,597,467	81,878,300
保 健 事 業 費	40,041,166	39,744,777	38,484,058	39,092,340	39,436,756
健 康 管 理 セ ン タ ー 事 業 費	1,183,805	1,334,585	1,175,149	1,265,778	1,722,496
直 診 勘 定 繰 出 金	5,984,353	5,852,348	5,200,675	5,090,017	5,379,397
基 金 等 積 立 金	41,166,788	41,862,031	47,752,555	58,208,019	56,578,848
前 年 度 繰 上 充 用 金	183,285,990	181,052,209	152,659,546	118,976,356	98,380,466
そ の 他	1,532,224,134	1,576,996,808	1,660,759,619	1,766,969,193	1,776,947,541
収 支 差 引 残	188,771,285	230,653,576	331,369,056	358,613,585	357,019,534
黒 字 保 険 者 分	369,683,238	383,315,154	450,061,979	456,955,560	450,251,099
赤 字 保 険 者 分	△ 180,911,953	△ 152,659,321	△ 119,044,950	△ 98,341,974	△ 93,231,565
市 町 村 ( 組 合 ) 債	4,537,575	5,259,790	6,011,853	5,025,123	3,919,354
保 険 給 付 費 未 払 費	.	.	.	.	.

資料：厚生労働省保険局「国民健康保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/082.xls>

## 4 厚生年金保険

## ① 厚生年金保険

第82表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
事業所数	1,749,015	1,743,792	1,740,357	1,753,610	1,796,137
船舶所有者数	4,949	4,786	4,670	4,582	4,482
被保険者数	34,247,566	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821
男	22,136,643	22,186,046	22,187,699	22,225,683	22,512,861
女	12,054,638	12,170,015	12,273,139	12,438,533	12,707,138
坑内員	624	619	610	590	603
船員	55,661	54,333	53,388	52,513	52,219
平均標準報酬月額	304,173	305,715	304,589	306,131	306,282
男	345,077	347,136	345,623	347,421	347,276
女	228,710	229,876	230,085	232,046	233,482
坑内員	346,295	350,533	348,305	346,458	342,763
船員	379,114	378,467	377,725	378,687	382,649

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/083.xls>

第83表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成26年3月末現在

標準報酬		被 保 険 者 数				
等級	月額(千円)	計	男	女	坑内員	船 員
総数		35,272,821	22,512,861	12,707,138	603	52,219
第1級	98	442,481	228,816	212,804	2	859
2	104	84,830	21,964	62,758	-	108
3	110	162,182	39,240	122,775	-	167
4	118	317,978	82,623	234,905	3	447
5	126	401,848	92,928	308,372	1	547
6	134	549,328	137,358	411,653	1	316
7	142	650,707	166,219	484,283	3	202
8	150	962,373	313,770	647,971	3	629
9	160	1,019,674	318,065	701,351	3	255
10	170	1,072,629	368,561	703,675	1	392
11	180	1,177,946	459,622	717,523	4	797
12	190	1,139,063	457,012	681,580	26	445
13	200	2,020,458	954,523	1,064,539	10	1,386
14	220	2,438,453	1,240,730	1,196,384	16	1,323
15	240	2,346,929	1,337,612	1,007,493	41	1,783
16	260	2,352,858	1,498,026	852,325	35	2,472
17	280	2,051,017	1,398,943	649,784	38	2,252
18	300	1,998,713	1,444,575	550,603	68	3,467
19	320	1,651,832	1,251,940	397,683	34	2,175
20	340	1,453,191	1,140,923	309,693	106	2,469
21	360	1,376,523	1,111,044	262,550	31	2,898
22	380	1,408,584	1,170,757	234,677	16	3,134
23	410	1,500,879	1,271,560	225,202	16	4,101
24	440	1,164,266	1,015,270	145,603	48	3,345
25	470	920,495	819,218	98,383	30	2,864
26	500	848,235	749,530	96,064	19	2,622
27	530	601,581	548,868	50,749	17	1,947
28	560	497,915	455,810	40,396	5	1,704
29	590	439,375	398,296	39,724	6	1,349
30	620	2,220,478	2,019,058	195,636	20	5,764

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/084.xls>

第84表 厚生年金保険適用状況（業態別）

平成25年9月1日現在

区 分	事業所数	被保険者数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男	女	坑内員	平均	男	女	坑内員
合 計	1,776,228	35,308,721	22,560,938	12,727,223	560	307,139	348,205	234,455	328,275
農 林 水 産 業	20,940	185,135	133,668	51,467	—	250,533	274,954	187,110	—
鉱 業 ・ 採 石 業 ・ 砂 利 採 取 業	3,447	56,239	47,540	8,348	351	332,868	350,292	233,715	331,191
総 合 工 事 業	126,319	1,288,077	1,087,509	200,562	6	333,233	351,994	231,504	260,000
職 別 工 事 業	88,872	514,254	437,602	76,645	7	314,675	329,390	230,664	246,857
設 備 工 事 業	85,765	832,405	719,219	113,173	13	339,372	355,474	237,046	337,692
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	34,176	1,099,653	624,485	475,168	—	266,107	321,758	192,968	—
織 維 製 品 製 造 業	19,388	315,760	147,056	168,704	—	253,200	326,908	188,951	—
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	16,146	188,176	145,690	42,486	—	277,771	297,996	208,415	—
紙 製 品 製 造 業	6,220	180,036	139,236	40,798	2	304,837	333,216	207,988	250,000
印 刷 ・ 同 関 連 業	22,484	381,380	280,930	100,450	—	319,092	348,388	237,158	—
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	24,113	1,116,563	849,601	266,961	1	354,993	386,512	254,686	260,000
金 属 工 業	36,881	851,424	711,573	139,793	58	328,201	347,261	231,160	382,586
機 械 器 具 製 造 業	71,442	3,817,408	3,121,985	695,418	5	355,473	381,342	239,339	262,000
そ の 他 の 製 造 業	25,232	638,130	482,075	156,051	4	330,028	362,623	229,339	185,000
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	14,144	371,903	301,490	70,412	1	404,141	434,433	274,436	280,000
情 報 通 信 業	58,004	1,664,613	1,234,781	429,831	1	371,906	400,001	291,196	220,000
道 路 貨 物 運 送 業	45,893	1,331,283	1,129,901	201,379	3	297,548	312,016	216,367	286,667
そ の 他 の 運 輸 業	24,436	1,445,672	1,129,634	316,035	3	313,041	330,235	251,585	386,667
卸 売 業	135,225	2,179,337	1,489,137	690,171	29	325,523	363,633	243,298	253,724
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	135,981	2,421,085	1,351,707	1,069,374	4	277,884	325,916	217,170	345,000
飲 食 料 品 小 売 業	42,539	730,189	433,285	296,904	—	262,324	313,393	187,797	—
無 店 舗 小 売 業	12,714	246,091	158,303	87,787	1	350,304	398,690	263,051	220,000
金 融 ・ 保 険 業	18,268	1,178,321	597,056	581,265	—	364,337	452,964	273,301	—
不 動 産 業	91,104	516,810	340,993	175,815	2	311,695	344,114	248,821	220,000
物 品 賃 貸 業	7,912	178,967	123,801	55,166	—	306,143	341,451	226,905	—
学 術 研 究 機 関	4,021	121,065	48,536	72,529	—	320,160	398,056	268,033	—
専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	122,614	1,039,360	690,979	348,376	5	335,869	371,351	265,493	392,000
飲 食 店	47,467	629,041	382,069	246,971	1	259,166	295,606	202,794	190,000
宿 泊 業	12,323	298,655	175,985	122,668	2	252,907	286,844	204,219	200,000
対 個 人 サ ー ビ ス 業	35,670	458,525	210,698	247,827	—	262,677	309,358	222,990	—
娯 楽 業	17,175	388,720	222,823	165,897	—	268,593	305,582	218,911	—
教 育 ・ 学 習 支 援 業	23,458	471,131	180,302	290,829	—	261,694	311,742	230,666	—
医 療 業 ・ 保 健 衛 生	89,388	2,396,633	613,279	1,783,354	—	293,414	367,582	267,908	—
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業	69,559	1,820,358	535,841	1,284,515	2	233,551	266,508	219,803	320,000
複 合 サ ー ビ ス 業	10,807	350,659	207,789	142,870	—	262,277	301,843	204,731	—
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	13,169	817,482	351,429	466,051	2	241,202	270,610	219,027	225,000
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	30,952	895,425	632,680	262,743	2	262,493	286,785	203,997	280,000
修 理 業	40,308	307,176	253,128	54,048	—	300,825	317,188	224,192	—
廃 棄 物 処 理 業	18,850	234,646	193,297	41,349	—	314,760	327,315	256,067	—
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	32,142	234,697	125,010	109,687	—	295,206	347,377	235,747	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	28,452	563,417	336,277	227,086	54	299,587	348,445	227,227	344,630
公 務	12,228	552,820	182,559	370,260	1	192,788	220,994	178,881	180,000

(注)1 産業分類は、厚生労働省年金局「健康保険及び厚生年金保険の業態分類標準」による。

2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/085.xls>



第85表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	2,097,169	2,161,979	1,945,749	1,922,692	1,419,823
金額	1,323,026,899	1,370,482,826	1,234,290,487	1,198,960,392	754,565,924
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	886,737	882,670	781,643	740,777	353,739
金額	891,535,634	868,788,725	769,447,121	734,240,237	310,523,907
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	865,596	876,852	789,378	812,225	687,143
金額	119,375,430	121,006,996	109,870,194	115,932,118	92,967,766
障害厚生年金 人員	27,204	38,315	33,246	33,362	31,464
金額	21,129,227	29,391,823	25,215,526	25,093,106	23,315,948
遺族厚生年金 人員	290,421	351,557	335,169	330,556	336,978
金額	283,806,319	346,641,451	327,080,668	321,783,473	325,108,149
老 齢 年 金 人員	1,801	1,364	844	548	569
金額	2,924,323	2,372,346	1,488,652	882,819	926,670
通算老齢年金 人員	24,964	10,711	5,218	5,069	9,821
金額	4,000,732	1,968,237	1,005,600	923,640	1,651,878
障 害 年 金 人員	125	141	114	53	33
金額	133,592	152,507	122,290	57,769	33,882
遺 族 年 金 人員	96	118	54	40	28
金額	78,339	113,336	46,390	36,810	27,829
通算遺族年金 人員	225	251	83	62	48
金額	43,305	47,408	14,048	10,421	9,895

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	30,580,584	31,981,605	33,034,272	34,052,528	34,555,265
金額	27,048,121,541	27,435,933,521	27,874,092,427	27,906,070,931	26,980,923,405
老齢厚生年金 (老齢相当) 人員	12,402,785	13,097,886	13,653,918	14,170,393	14,284,876
金額	16,354,806,308	16,780,854,559	17,339,666,514	17,581,679,101	16,911,216,318
老齢厚生年金 (通老相当) 人員	10,182,305	10,949,628	11,536,876	12,135,641	12,612,744
金額	2,062,228,876	2,183,328,316	2,281,738,151	2,288,931,967	2,296,872,083
障害厚生年金 人員	414,442	437,594	454,892	472,253	486,941
金額	304,656,608	320,624,117	330,922,233	340,473,550	345,171,906
遺族厚生年金 人員	4,257,203	4,449,027	4,611,434	4,757,543	4,898,696
金額	4,225,989,711	4,419,872,293	4,556,032,917	4,672,407,140	4,747,470,124
老 齢 年 金 人員	1,451,348	1,315,430	1,186,200	1,062,613	945,158
金額	2,812,623,201	2,531,199,568	2,256,557,678	2,000,048,023	1,746,292,280
通算老齢年金 人員	997,365	906,557	814,856	726,335	645,667
金額	394,891,628	356,536,762	317,768,223	281,392,827	246,125,296
障 害 年 金 人員	109,891	103,761	97,823	92,068	86,543
金額	133,766,084	125,788,508	117,833,755	110,074,136	102,021,122
遺 族 年 金 人員	694,072	655,755	617,785	580,519	544,464
金額	740,513,138	700,413,989	657,734,627	616,626,989	572,732,797
通算遺族年金 人員	71,173	65,967	60,488	55,163	50,176
金額	18,645,990	17,315,410	15,838,330	14,437,200	13,021,479

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/086.xls>

第86表 厚生年金保険一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	67,460	83,352	78,800	48,716	57,083
金 額	18,677,253	24,720,345	23,217,227	15,210,095	19,977,074
障 害 手 当 金 件数	177	280	222	211	178
金 額	271,627	409,563	329,226	313,649	262,250
脱 退 手 当 金 件数	9,369	9,054	7,066	3,537	2,295
金 額	1,195,942	1,081,544	761,527	316,858	163,265
脱 退 一 時 金 件数	57,914	74,018	71,512	44,968	54,610
金 額	17,209,684	23,229,239	22,126,474	14,579,588	19,551,559

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/087.xls>

第87表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《年金》					
新 規 裁 定	697,562	697,553	699,401	700,171	626,581
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,032,025	1,010,947	1,011,205	1,024,826	941,306
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	236,983	224,758	229,184	253,944	255,108
障 害 厚 生 年 金	1,250,470	1,225,766	1,215,385	1,201,074	1,173,777
遺 族 厚 生 年 金	1,037,946	1,044,106	1,033,690	1,024,955	1,014,251
老 齢 年 金	1,623,722	1,739,257	1,763,805	1,610,984	1,628,594
通 算 老 齢 年 金	160,260	183,758	192,717	182,213	168,199
障 害 年 金	1,068,734	1,081,609	1,072,719	1,089,987	1,026,727
遺 族 年 金	816,025	960,474	859,076	920,225	993,893
通 算 遺 族 年 金	192,468	188,873	169,251	168,079	206,146
年 度 末 現 在	1,266,122	1,241,390	1,235,321	1,230,415	1,208,565
老 齢 厚 生 年 金 (老 齢 相 当)	1,829,624	1,787,965	1,782,423	1,773,477	1,740,509
老 齢 厚 生 年 金 (通 老 相 当)	692,777	681,355	681,479	689,833	695,137
障 害 厚 生 年 金	1,211,533	1,207,716	1,201,047	1,194,299	1,174,594
遺 族 厚 生 年 金	1,026,428	1,025,558	1,018,480	1,010,967	996,104
老 齢 年 金	1,937,939	1,924,237	1,902,342	1,882,198	1,847,619
通 算 老 齢 年 金	395,935	393,287	389,969	387,415	381,195
障 害 年 金	1,217,262	1,212,291	1,204,561	1,195,547	1,178,849
遺 族 年 金	1,066,911	1,068,103	1,064,666	1,062,199	1,051,920
通 算 遺 族 年 金	261,981	262,486	261,843	261,719	259,516
《一時金》	276,864	296,578	294,635	313,220	349,965
障 害 手 当 金	1,534,617	1,462,723	1,483,001	1,486,489	1,473,312
脱 退 手 当 金	127,649	119,455	107,773	89,584	71,140
脱 退 一 時 金	297,159	313,832	309,409	324,221	358,022

(注) 1 「通算老齢年金」には、特例老齢年金を含む。

2 「遺族年金」には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。

3 「通算遺族年金」には、特例遺族年金を含む。

4 船員保険の旧法分を含む。

5 基金代行支給分を含む。

6 それぞれ併給している基礎年金分を含む。

7 旧三共済を含む。旧農林共済組合を含む。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」、一部厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/088.xls>

第88表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
徴 収 決 定 額	22,693,959,535	23,243,025,554	23,958,133,573	24,611,607,445	25,462,939,338
前年度からの繰越額	355,323,149	427,260,901	473,960,120	446,733,932	417,788,863
本 年 度 分	22,338,636,386	22,815,764,653	23,484,173,453	24,164,873,513	25,045,150,475
収 納 済 額	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094	25,047,243,143
不 納 欠 損 額	22,774,513	40,724,600	37,976,935	36,170,767	36,863,657
収 納 未 済 額	430,272,194	477,058,355	450,276,390	420,497,584	378,832,538
収 納 率 ( % )	98.0	97.8	98.0	98.1	98.4

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/089.xls>

第89表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	38,007,937,271	40,405,594,296	40,378,065,942	39,160,023,756	39,244,761,077
保 険 料	22,240,912,828	22,725,242,598	23,469,880,247	24,154,939,094	25,047,243,143
一 般 会 計 よ り 受 入	7,798,303,786	8,432,553,805	8,499,225,146	8,058,302,171	8,305,803,730
抛 出 金 収 入 等	228,369,007	261,382,232	247,040,921	252,171,419	235,502,578
国共済組合連合会等抛出金収入	26,879,672	27,971,779	28,439,758	75,123,402	76,104,183
職 域 等 費 用 納 付 金	201,489,335	233,410,452	218,601,162	177,048,017	159,398,395
基 礎 年 金 勘 定 よ り 受 入	1,993,542,786	1,822,549,972	1,963,865,713	1,750,680,004	1,100,467,113
積 立 金 よ り 受 入	3,754,929,673	6,343,067,278	5,577,200,000	3,901,500,000	2,200,000,000
解 散 厚 生 年 金 基 金 等 徴 収 金	190,547,710	9,252,336	91,925,902	126,438,382	144,906,992
利 子 ( 運 用 収 入 )	5,047,196	1,533,797	1,654,111	1,558,024	1,156,836
独 立 行 政 法 人 納 付 金	424,193,172	722,337,980	499,158,119	881,962,292	2,187,665,676
そ の 他 の 収 入	1,372,091,114	27,674,298	28,115,784	32,472,368	22,015,007
支 出	38,781,305,419	40,115,094,234	39,747,303,045	38,765,049,559	39,244,761,077
保 険 給 付 費	23,846,744,476	24,009,238,858	23,734,167,134	23,862,691,668	23,781,360,996
基 礎 年 金 勘 定 へ 繰 入	14,817,636,950	15,988,026,476	15,900,192,908	14,800,624,986	15,031,044,120
業 務 勘 定 へ 繰 入	111,598,077	101,604,491	99,927,838	95,269,497	102,894,207
そ の 他 の 支 出	5,325,917	16,224,409	13,015,165	6,463,407	4,381,711
差 引 収 支 過 不 足 額	△ 773,368,148	290,500,062	630,762,898	394,974,197	38,919,681,033
積 立 金 か ら 補 足	773,368,809	—	—	—	—
業 務 勘 定 か ら 積 立 金 へ の 繰 入	14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181
積 立 金 へ 繰 入	14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181
年 度 末 現 在 積 立 金 ( 簿 価 ベ ー ス )	119,505,227,839	113,460,389,876	108,526,333,140	105,035,445,494	103,173,745,718
年 度 末 現 在 積 立 金 ( 時 価 ベ ー ス )	120,756,799,570	114,153,229,171	111,498,980,810	117,882,314,842	123,613,891,161

(注) 1 「年金特別会計厚生年金勘定」の決算額による。

2 収入の「解散厚生年金基金等徴収金」とは、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第113条の規定により厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行する際の代行返上に伴う徴収金である。

3 平成21年度収入の「その他」には、特別保健福祉事業資金の精算に伴う繰延国庫負担額及び利子相当額の返還による業務勘定からの受入（13,480億円）が含まれている。

4 「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

5 「厚生保険特別会計業務勘定」については、『第100表 国民年金特別会計収支状況』業務勘定を参照のこと。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/090.xls>

## ② 厚生年金基金

第90表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
基 金 数	608	595	577	560	531
設 立 事 業 所 数	115,168	113,072	110,568	106,063	101,098
加 入 員 数	4,562,200	4,472,370	4,365,749	4,203,244	4,049,911
男	3,199,083	3,122,315	3,039,111	2,909,612	2,794,054
女	1,363,117	1,350,055	1,326,638	1,293,632	1,255,857
坑 内 員	・	・	・	・	・
平 均 標 準 給 与 月 額	318,752	320,791	319,712	321,533	321,825
男	351,146	353,888	352,498	354,759	354,766
女	242,728	244,247	244,604	246,804	248,537
坑 内 員	・	・	・	・	・

(注) 「坑内員」は、「男」に含まれる。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/091.xls>

第91表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	7,144,575	7,835,747	8,466,657	9,070,758	9,447,975
金額	1,893,777,250	1,998,705,493	2,087,470,207	2,151,245,925	2,189,815,352
基 金 裁 定 件数	2,863,292	2,975,366	3,062,788	3,116,174	3,093,553
金額	1,366,489,933	1,434,345,789	1,482,748,822	1,506,301,630	1,510,098,040
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	3,445,819	3,990,851	4,497,980	5,013,641	5,355,205
( 基 本 年 金 ) 金額	181,185,723	201,450,352	223,690,155	247,190,420	257,986,763
企 業 年 金 連 合 会 裁 定 件数	835,464	869,530	905,889	940,943	999,217
( 代 行 年 金 ) 金額	346,101,594	362,909,352	381,031,231	397,753,875	421,730,549

(注) 1 「基金裁定」には、基本年金に加えて、加算年金に係る受給状況を含む。

2 「企業年金連合会裁定」のうち、基本年金は厚生年金基金の中途脱退者の基本部分について計上しており、代行年金は解散した厚生年金基金の解散基金加入員の代行部分について計上している。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/092.xls>

第92表 厚生年金基金一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	202,186	172,665	193,864	224,947	210,665
金 額	122,289,470	99,867,336	107,134,639	129,172,888	122,941,474
脱 退 一 時 金 件数	138,183	120,626	134,996	147,897	131,969
金 額	31,252,711	23,743,152	26,605,436	29,160,956	24,961,483
遺 族 一 時 金 件数	8,745	8,959	9,081	8,807	8,316
金 額	10,690,253	10,664,092	10,685,838	9,517,438	9,389,338
選 択 一 時 金 件数	55,258	43,080	49,787	68,243	70,380
金 額	80,346,507	65,460,093	69,843,366	90,494,494	88,590,653

(注) 「選択一時金」とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生労働省年金局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/093.xls>

第93表 厚生年金基金給付1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
年 金	265,065	255,075	246,552	237,163	231,776
一 時 金	604,836	578,388	552,628	574,237	583,588
脱 退 一 時 金	226,169	196,833	197,083	197,171	189,147
死 亡 一 時 金	1,222,442	1,190,322	1,176,725	1,080,667	1,129,069
選 択 一 時 金	1,454,025	1,519,501	1,402,843	1,326,063	1,258,748

(注) 一時金裁定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/094.xls>

○参考 その他の企業年金（適格退職年金、確定給付企業年金）

第94表 加入件数

年度末現在

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《適格退職年金》					
合 計	8,051	.	.	.	.
生 保 会 社	6,608	.	.	.	.
JA 共 済 連	43	.	.	.	.
信 託 銀 行	1,400	.	.	.	.
《確定給付企業年金》					
合 計	10,050	14,991	14,676	14,278	13,884
生 保 会 社	6,482	10,741	10,455	10,096	9,733
JA 共 済 連	316	391	382	379	368
信 託 銀 行	3,252	3,859	3,839	3,803	3,783

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～26年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：平成22年度は（社）生命保険協会調べ、平成23年度以降は（社）生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/095.xls>

第95表 加入者数

年度末現在（単位 万人）

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《適格退職年金》					
合 計	126	.	.	.	.
生 保 会 社	67	.	.	.	.
JA 共 済 連	1	.	.	.	.
信 託 銀 行	57	.	.	.	.
《確定給付企業年金》					
合 計	727	801	796	788	782
生 保 会 社	229	263	262	256	253
JA 共 済 連	7	9	9	9	8
信 託 銀 行	490	528	524	522	520

(注) 1 共同受託の場合は重複を避けるため幹事会社をベースに計上している。

2 適格退職年金制度は、平成24年3月31日で廃止された。

3 平成23～26年度の生保会社、JA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

資料：平成22年度は（社）生命保険協会調べ、平成23年度以降は（社）生命保険協会「企業年金（確定給付型）の受託概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/096.xls>

## 5 国民年金

第96表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 数	30,060,612	29,428,431	28,822,322	28,239,608	27,507,786
第1号被保険者	19,507,367	19,037,636	18,717,052	18,343,664	17,788,037
任意加入被保険者	343,920	344,583	327,284	293,814	266,159
第3号被保険者 (再掲)	10,209,325	10,046,212	9,777,986	9,602,130	9,453,590
付加保険料納付被保険者	744,643	845,789	873,161	827,623	803,258
強 制	67,101	62,826	58,931	55,584	52,653
任 意	677,542	782,963	814,230	772,039	750,605
保険料全額免除被保険者	5,349,621	5,513,067	5,683,868	5,869,868	6,059,345
法 定 免 除	1,203,246	1,263,104	1,305,640	1,336,140	1,341,292
学 生 納 付 特 例	1,626,606	1,659,407	1,685,097	1,717,891	1,763,514
若 年 者 納 付 猶 予	373,528	375,890	392,971	421,416	460,003
申 請 免 除					
全 額	2,146,241	2,214,666	2,300,160	2,394,421	2,494,536
半 額	156,304	137,023	144,938	151,070	187,817

(注) 「保険料全額免除被保険者」とは、法定免除者、学生納付特例者、若年者納付猶予者、申請免除(全額)者をいう。  
資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/097.xls>

第97表 国民年金保険料収納済歳入額状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保険料収納済歳入額	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121	1,617,761,496
現年度保険料	1,605,399,670	1,582,814,624	1,494,763,874	1,466,525,319	1,481,986,194
過年度保険料 (再掲)	89,561,392	88,839,742	85,917,596	145,873,802	135,775,302
前納保険料	611,339,527	618,733,288	587,039,107	581,584,928	589,782,906
追納保険料	30,780,889	33,351,339	29,039,077	26,807,533	30,582,681

(注) 1 「前納保険料」は、「現年度保険料」の再掲である。

2 「追納保険料」は、「現年度保険料」「過年度保険料」の中に含まれている追納分の再掲である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/098.xls>

## 第98表 拋出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	563,947	529,391	511,676	583,266	528,298
金額	356,153,097	341,784,986	333,346,734	382,335,838	349,293,900
老 齡 基 礎 年 金 人員	438,527	395,146	390,451	465,482	414,226
金額	258,846,621	233,294,301	234,335,628	285,342,130	255,967,566
障 害 基 礎 年 金 人員	81,119	91,424	83,401	85,239	81,863
金額	71,140,015	79,985,634	72,508,650	73,846,033	70,532,636
遺 族 基 礎 年 金 人員	30,566	34,406	32,875	28,856	28,769
金額	23,292,557	26,155,912	24,835,866	21,827,384	21,623,347
老 齡 年 金 人員	761	350	126	67	71
金額	351,879	169,044	62,931	33,977	34,388
通 算 老 齡 年 金 人員	9,993	4,838	2,012	1,205	1,309
金額	1,089,985	632,911	266,876	148,114	178,782
障 害 年 金 人員	106	102	83	61	36
金額	87,923	82,378	68,866	51,518	29,168
遺 族 年 金 人員	2,875	3,125	2,728	2,356	2,024
金額	1,344,118	1,464,805	1,267,917	1,086,682	928,013

(ii) 年度末現在

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	28,286,327	28,857,396	29,649,424	30,853,354	31,963,668
金額	18,356,846,554	18,859,476,351	19,449,122,239	20,336,158,668	21,007,190,448
老 齡 基 礎 年 金 人員	22,918,980	23,775,499	24,858,322	26,340,766	27,714,205
金額	15,282,224,226	15,879,094,979	16,575,017,058	17,566,425,412	18,356,945,293
障 害 基 礎 年 金 人員	1,701,830	1,749,219	1,786,844	1,825,210	1,859,519
金額	1,506,121,924	1,545,330,623	1,575,772,829	1,602,151,972	1,612,946,757
遺 族 基 礎 年 金 人員	257,758	254,045	249,599	242,525	234,849
金額	201,726,963	198,770,369	194,468,688	188,744,180	181,082,756
老 齡 年 金 人員	2,095,899	1,866,095	1,645,901	1,440,801	1,253,688
金額	1,004,817,531	899,384,985	794,465,716	697,045,861	603,332,041
通 算 老 齡 年 金 人員	1,177,960	1,085,865	990,519	895,290	801,787
金額	258,921,587	240,113,470	219,667,890	199,344,924	177,904,090
障 害 年 金 人員	96,878	90,056	83,480	77,208	71,326
金額	86,118,465	80,047,696	73,912,768	68,144,481	62,296,394
遺 族 年 金 人員	37,022	36,617	34,759	31,554	28,294
金額	16,915,858	16,734,228	15,817,290	14,301,839	12,683,118

資料:厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/099.xls>



## 第99表 福祉年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合計	3	3	1	—	1
金額	1,217	1,217	404	—	399
老齢福祉年金	3	3	1	—	1
金額	1,217	1,217	404	—	399

## (ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合計	12,037	8,219	5,204	3,532	2,294
金額	4,884,615	3,335,270	2,103,457	1,423,043	914,847
老齢福祉年金	12,037	8,219	5,204	3,532	2,294
金額	4,884,615	3,335,270	2,103,457	1,423,043	914,847
(再掲)					
一部支給停止	1,026	678	440	287	189
金額	211,549	130,484	87,073	55,746	38,321
全部支給停止	4,208	3,116	2,059	1,607	1,128

(注) 「一部支給停止」金額は、支給年額である。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/100.xls>

第100表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>《基礎年金勘定》</b>					
収 入	22,088,760,526	23,002,569,429	23,917,073,515	23,951,418,789	22,088,428,080
拋出金等収入	22,070,930,585	22,986,518,191	23,900,065,328	23,936,192,411	22,074,239,510
運用収入	12,554,181	9,323,698	10,813,575	10,571,129	9,726,460
雑収入	5,275,760	6,727,540	6,194,612	4,655,249	4,462,110
支 出	20,187,692,325	20,536,881,775	20,900,804,600	21,257,230,397	21,431,413,746
基礎年金給付費	16,426,879,594	16,969,602,633	17,435,642,607	18,303,551,114	19,270,288,980
基礎年金相当給付費繰入 及 交 付 金	3,760,661,822	3,566,869,862	3,464,658,431	2,953,226,966	2,160,678,825
諸 支 出 金	150,909	409,280	503,561	452,317	445,941
収 支 差 引	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915	2,694,188,392	657,014,334
積立金へ繰入	.	.	.	1,597,668,998	657,014,334
翌年度へ繰越	1,901,068,201	2,465,687,654	3,016,268,915	1,096,519,394	—
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	2,322,276,810	2,979,291,144
<b>《国民年金勘定》</b>					
収 入	5,134,684,237	4,704,967,209	4,673,063,661	5,222,063,326	4,976,223,511
保険料収入	1,694,961,062	1,671,654,366	1,580,681,470	1,612,399,121	1,617,761,496
一般会計より受入	2,055,363,106	1,689,847,206	1,865,970,529	2,193,763,810	2,111,918,518
基礎年金勘定より受入	1,353,360,748	1,303,994,049	1,152,929,450	862,887,765	783,543,139
積立金より受入	—	—	50,000,000	497,600,000	274,900,000
運用収入	332,716	348,106	314,941	156,590	127,788
独立行政法人納付金	28,994,267	36,876,500	21,132,413	51,259,201	186,915,415
雑収入	1,672,338	2,246,983	2,034,859	3,996,840	1,057,156
支 出	5,359,750,255	4,465,780,553	4,639,797,788	5,194,479,473	4,901,900,425
国民年金給付費	1,477,278,281	1,338,603,987	1,188,441,730	1,058,971,798	940,990,823
基礎年金勘定へ繰入	3,738,901,180	2,983,621,107	3,315,223,586	3,998,677,241	3,837,846,280
諸 支 出 金	35,883,901	40,624,890	41,521,737	39,613,935	40,882,677
業務勘定へ繰入	107,686,892	102,930,569	94,610,735	97,216,499	82,180,645
収 支 差 引	—	239,186,656	33,265,873	27,583,853	74,323,086
積立金へ繰入	—	239,186,656	33,265,873	27,583,853	74,323,086
積立金から補足	225,066,018	—	—	—	—
年度末現在積立金(簿価ベース)	7,482,178,583	7,733,325,187	7,731,780,770	7,278,877,862	7,094,516,241
年度末現在積立金(時価ベース)	7,507,942,130	7,739,360,274	7,902,514,991	8,144,589,244	8,449,173,622
<b>《福祉年金勘定》</b>					
収 入	7,731,891	6,381,960	5,363,848	4,576,164	4,064,523
一般会計より受入	7,591,890	6,269,743	5,293,466	4,483,122	3,968,548
雑収入	140,001	112,217	70,382	93,041	95,976
支 出	7,647,076	6,351,339	5,319,365	4,527,308	4,016,861
福祉年金給付費	3,959,575	2,643,720	1,676,493	1,005,570	596,646
特別障害給付金給付費	3,687,012	3,707,585	3,642,467	3,521,738	3,420,080
諸 支 出 金	489	34	406	—	135
収 支 差 引	84,815	30,621	44,483	48,856	47,662
<b>《業務勘定》</b>					
収 入	2,019,692,031	508,404,720	519,999,787	531,521,527	472,008,062
一般会計より受入	227,013,640	211,518,740	187,289,817	204,436,330	132,296,986
他勘定より受入	240,566,793	224,607,466	210,949,960	207,864,914	202,409,827
国民年金勘定より受入	107,686,892	102,930,569	94,610,735	97,216,499	82,180,645
厚生年金勘定より受入	111,598,077	101,604,491	99,927,838	95,269,497	102,894,207
健康勘定より受入	19,733,621	18,474,628	14,837,673	13,909,614	15,823,574
子どものための金銭の 給付勘定より受入	1,548,203	1,597,778	1,573,714	1,469,304	1,511,401
特別保健福祉事業 資金より受入	1,505,038,510	—	566,513	5,328	26,089
独立行政法人納付金	—	511,359	457,103	362,825	328,933
雑収入	14,984,563	31,695,808	68,828,754	64,387,153	55,237,281
前年度剰余金受入	32,088,525	40,071,348	51,907,640	54,464,976	81,708,946

支	出	1,943,745,611	435,804,275	437,129,724	414,812,809	381,369,341
業務取扱費		219,128,404	40,705,035	35,225,342	35,531,694	35,103,241
施設整備費		1,154,627	—	—	—	—
社会保険オンライン費		113,720,921	88,845,790	58,512,281	48,423,177	50,709,488
年金相談等事業費		29,897,917	—	—	—	—
日本年金機構運営費		74,805,233	305,839,028	342,464,082	330,297,328	294,970,741
保健及福祉事業費		—	—	—	—	—
特別保健福祉事業費		—	—	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入		1,348,011,740	—	—	—	—
健康勘定へ繰入		—	414,422	361,507	555,281	559,781
一般勘定へ繰入		157,026,770	—	566,513	5,328	26,089
収支差引剰余金		75,946,420	72,600,445	82,870,063	116,682,644	90,636,431
翌年度へ繰越		40,071,348	51,907,640	54,464,976	81,708,946	60,503,946
国民年金勘定積立金へ繰入		15,285,402	11,959,948	15,189,710	17,113,239	16,215,293
厚生年金勘定積立金へ繰入		14,720,011	7,729,253	12,380,367	15,638,157	13,220,181
健康勘定へ繰入		5,614,029	985,416	835,010	2,222,302	697,011
特別保健福祉事業資金へ繰入		255,630	18,188	—	—	—

(注) 1 「年金特別会計」の決算額による。

2 基礎年金勘定の「積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61年度より、国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部をこの勘定の積立金としたものである。

3 国民年金勘定の「年度末積立金」は、年金積立金管理運用独立行政法人（平成17年度までは旧年金資金運用基金）で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた年金積立金全体である。

4 「子どものための金銭の給付勘定より受入」は、平成22年度以前は「児童手当勘定より受入」、平成23年度は「児童手当及び子ども手当勘定より受入」である。

5 福祉年金勘定は、平成25年限りで廃止されたため、福祉年金勘定にかかる平成25年度の収支差引剰余金は、国民年金勘定の平成26年度の歳入に繰り入れる。

資料：厚生労働省年金局「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/101.xls>

## 6 農業者年金基金

第101表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人)

区分	総数	通常加入	政策支援 加入	政策支援					未分類
				区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	
平成21年度(2009)	55,636	32,793	22,669	16,973	19	5,276	287	114	174
22 (2010)	54,041	31,624	22,305	16,004	17	5,925	256	103	112
23 (2011)	52,222	37,479	12,653	6,407	24	5,873	266	83	2,090
24 (2012)	50,733	38,006	12,221	5,709	34	6,082	325	71	506
25 (2013)	50,069	37,470	12,287	5,531	60	6,289	349	58	312

(注) 平成14年1月の制度改革により項目等の変更があった。

項目説明は、以下のとおり。

通常加入：保険料の助成を受けずに加入している者

政策支援区分1：認定農業者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分2：認定就農者及び青色申告者の両方に該当している者

政策支援区分3：区分1又は2の要件を具備している者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属の後継者

政策支援区分4：認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者

政策支援区分5：35歳未満の直系卑属の農業後継者で35歳まで(25歳未満の者は10年以内)に認定農業者で青色申告者となることを約束した者

未分類：これまで加入していた区分で政策支援が不該当になり、新たな保険料額の決定がなされていない者

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/102.xls>

第102表 農業者年金受給権者状況

(単位 金額：千円)

区分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
経営移譲年金	人員	469,446	440,553	410,836	382,737	354,691
	金額	74,336,271	72,258,695	70,021,023	67,904,615	65,624,966
農業者老齢年金	人員	385,848	357,718	329,996	305,061	280,662
	金額	68,506,258	64,546,850	60,663,822	57,244,779	53,809,604

資料：独立行政法人農業者年金基金「数字で見るのうねん」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/103.xls>

第103表 農業者年金年金勘定経理状況

平成25年4月1日～平成26年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	3,279,573	27,511,713	119,947,138	66,433	△ 19,813	150,785,044
経 常 収 益	3,279,573	27,511,713	119,945,819	66,433	△ 19,813	150,783,725
運 営 費 交 付 金 収 益	444,399	1,115,834	1,448,145	47,330	—	3,055,707
保 険 料 収 入	—	13,527,335	—	—	—	13,527,335
運 用 収 益	1,826,200	12,842,619	—	—	—	14,668,818
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	1,731	—	1,731
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	19,813	16,123	△ 19,813	16,123
補 助 金 等 収 益	998,632	—	118,379,728	—	—	119,378,360
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	8,482	20,724	25,422	860	—	55,488
資 産 見 返 補 助 金 等 戻 入	—	—	63	45	—	108
雑 益	1,860	5,202	72,649	344	—	80,055
臨 時 利 益	—	—	1,319	—	—	1,319
費 用	3,279,573	27,511,713	119,947,138	66,433	△ 19,813	150,785,044
経 常 費 用	3,291,511	27,507,090	120,962,488	72,540	△ 19,813	151,813,816
年 金 事 業 費	2,838,638	26,184,368	117,661,899	—	—	146,684,906
貸 付 事 業 費	—	—	—	4,494	—	4,494
そ の 他 の 業 務 費	345,422	880,405	1,210,721	22,286	—	2,458,834
一 般 管 理 費	107,451	256,131	260,155	25,947	—	649,683
財 務 費 用	—	—	1,826,003	19,813	△ 19,813	1,826,003
雑 損 失	—	186,185	3,710	—	—	189,895
臨 時 損 失	8	21	30	3	—	62
当 期 純 利 益 ( 当 期 純 損 失 ( △ ) )	△ 11,946	4,602	△ 1,015,380	△ 6,110	—	△ 1,028,834

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成25事業年度」

平成26年4月1日～平成27年3月31日 (単位 千円)

区 分	特例付加 年金勘定	農業者老齢 年金等勘定	旧年金勘定	農地売買 貸借等勘定	調整	計
収 益	3,762,682	31,219,014	115,586,221	58,469	△ 14,734	150,611,651
経 常 収 益	3,762,682	31,219,014	115,586,221	57,249	△ 14,734	150,610,431
運 営 費 交 付 金 収 益	451,608	1,159,079	1,494,484	42,379	—	3,147,549
保 険 料 収 入	—	13,384,566	—	—	—	13,384,566
運 用 収 益	2,281,156	16,609,102	—	—	—	18,890,259
農 地 等 割 賦 利 息 収 入	—	—	—	1,427	—	1,427
貸 付 金 利 息 収 入	—	—	14,734	11,828	△ 14,734	11,828
補 助 金 等 収 益	1,000,892	—	113,951,228	—	—	114,952,120
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金 戻 入	26,072	57,531	56,358	1,575	—	141,537
資 産 見 返 補 助 金 等 戻 入	—	—	56	39	—	95
雑 益	2,953	8,735	69,360	0	—	81,049
臨 時 利 益	—	—	—	1,221	—	1,221
費 用	3,762,682	31,219,014	115,586,221	58,469	△ 14,734	150,611,651
経 常 費 用	3,745,193	31,209,031	115,208,729	58,753	△ 14,734	150,206,972
年 金 事 業 費	3,268,242	29,826,942	112,096,004	—	—	145,191,189
貸 付 事 業 費	—	—	—	28	—	28
そ の 他 の 業 務 費	360,622	935,262	1,284,812	20,617	—	2,601,314
一 般 管 理 費	116,328	279,334	288,834	23,374	—	707,870
財 務 費 用	—	—	1,536,577	14,734	△ 14,734	1,536,577
雑 損 失	—	167,493	2,502	—	—	169,995
臨 時 損 失	730	2,014	2,297	2	—	5,043
当 期 純 利 益 ( 当 期 純 損 失 ( △ ) )	16,759	7,968	375,194	△ 286	—	399,636

資料：独立行政法人農業者年金基金「財務諸表 平成26事業年度」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/104.xls>

## 7 国家公務員共済組合

第104表 国家公務員共済組合適用状況

区 分	組合員数						
	計	長期組合員	短期組合員	継続長期	後期高齢者	任意継続	(再掲) 介護保険第2 号被保険者
平成21年度(2009)	1,066,506	1,040,716	146	2,885	4	22,755	544,705
22 (2010)	1,077,223	1,052,092	146	2,853	7	22,125	556,091
23 (2011)	1,081,127	1,056,221	150	2,858	5	21,893	567,748
24 (2012)	1,080,123	1,054,600	146	2,872	4	22,501	578,284
25 (2013)	1,076,433	1,052,640	147	2,605	8	21,033	588,253
平成25年度							
衆議院	2,620	2,554	—	—	—	66	1,538
参議院	1,284	1,217	—	—	—	67	847
内閣	11,868	11,444	61	215	1	147	6,514
総務省	7,162	6,852	15	124	—	171	4,469
法務省	29,596	28,843	6	67	1	679	18,933
外務省	6,064	5,937	6	14	—	107	1,760
財務省	77,796	75,335	5	292	—	2,164	50,687
文部科学省	167,704	163,587	5	370	4	3,738	91,432
厚生労働省	30,547	29,853	18	404	—	272	20,606
農林水産省	24,849	24,164	5	136	—	544	19,091
経済産業省	12,341	11,882	5	264	—	190	7,696
国土交通省	65,885	63,820	17	641	—	1,407	40,348
防衛省	264,313	261,995	4	1	—	2,313	104,810
裁判所	26,333	25,652	—	42	—	639	15,936
会計検査院	1,296	1,253	—	14	—	29	805
刑務	23,734	23,273	—	—	—	461	13,121
厚生労働省第二	68,549	67,656	—	8	—	885	28,816
林野庁	6,629	6,381	—	13	—	235	4,574
日本郵政	235,285	228,598	—	—	2	6,685	150,901
連合会職員	12,578	12,344	—	—	—	234	5,369

(注) 1 「長期組合員」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期組合員」は短期保険のみの適用者である。

2 長期組合員の「継続長期組合員」とは、公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員である。

3 短期組合員の「任意継続組合員」とは、退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/105.xls>

年度末現在

(再掲) 前期高齢者 加入者	被扶養者数					組合員1人当り 被扶養者数	
	計	長期短期	任意継続	(再掲) 介護保険	(再掲) 前期高齢者	任意継続	
3,609	1,234,033	1,215,764	18,269	259,570	21,851	1.17	0.80
3,612	1,234,282	1,216,785	17,497	260,186	20,148	1.16	0.79
4,076	1,224,542	1,207,154	17,388	258,797	18,931	1.14	0.79
5,268	1,205,414	1,187,147	18,267	258,002	18,659	1.13	0.81
6,225	1,186,750	1,169,455	17,295	256,431	18,433	1.11	0.82
8	1,754	1,709	45	418	46	0.67	0.68
7	1,054	1,006	48	292	28	0.83	0.72
121	12,602	12,456	146	3,261	200	1.08	0.99
60	6,864	6,754	110	1,894	104	0.98	0.64
23	31,828	31,234	594	8,097	461	1.08	0.87
54	7,619	7,495	124	1,013	85	1.26	1.16
87	91,117	89,158	1,959	24,409	1,196	1.18	0.91
3,724	160,556	157,706	2,850	37,129	3,129	0.96	0.76
52	31,588	31,392	196	7,682	707	1.05	0.72
20	34,483	33,978	505	9,364	489	1.41	0.93
25	13,697	13,519	178	3,516	161	1.14	0.94
137	87,919	86,726	1,193	23,864	889	1.36	0.85
120	329,097	326,934	2,163	54,562	3,694	1.25	0.94
507	22,455	21,994	461	5,567	523	0.86	0.72
5	1,114	1,092	22	331	11	0.87	0.76
65	31,568	31,159	409	7,339	263	1.34	0.89
159	41,933	41,541	392	6,295	1,024	0.61	0.44
2	8,925	8,718	207	2,604	107	1.37	0.88
1,003	262,877	257,247	5,630	57,411	5,128	1.13	0.84
46	7,700	7,637	63	1,383	188	0.62	0.27

第104表 国家公務員共済組合適用状況（前頁よりつづく）

年度末現在

区 分	組合員1人当り標準報酬月額							平均	
	長期組合員	継続長期	後期高齢者 (長期適用)	短期組合員	任意継続	後期高齢者 (短期適用)	短期適用	長期適用	
平成21年度(2009)	409,961	524,960	620,000	1,175,479	364,731	967,500	418,333	410,279	
22 (2010)	408,480	531,346	577,143	1,177,945	359,110	662,857	417,119	408,814	
23 (2011)	410,533	531,753	578,000	1,182,000	350,953	686,000	419,463	410,861	
24 (2012)	396,209	523,501	520,000	1,140,479	350,161	675,000	402,411	396,555	
25 (2013)	397,802	528,914	566,250	1,142,109	342,729	572,500	402,411	398,127	
平成25年度									
衆議院	456,993	—	—	—	418,182	—	474,412	456,993	
参議院	485,440	—	—	—	435,970	—	504,003	485,440	
内閣	439,298	550,000	620,000	1,129,016	388,503	1,030,000	458,505	441,355	
総務省	432,696	464,435	—	1,128,000	345,556	—	440,142	433,260	
法務省	419,109	574,030	220,000	1,131,667	375,387	220,000	426,976	419,462	
外務省	467,941	607,143	—	1,210,000	425,888	—	490,497	468,268	
財務省	437,683	540,479	—	1,210,000	376,652	—	438,801	438,080	
文部科学省	426,844	471,568	612,500	1,210,000	365,379	832,500	431,260	426,949	
厚生労働省	406,376	530,743	—	1,083,333	352,074	—	409,034	408,036	
農林水産省	438,065	535,074	—	1,210,000	355,496	—	440,556	438,608	
経済産業省	481,209	565,341	—	1,210,000	400,537	—	492,577	483,037	
国土交通省	426,242	538,627	—	1,147,647	335,112	—	428,314	427,359	
防衛省	345,377	360,000	—	1,210,000	306,868	—	347,084	345,377	
裁判所	421,936	511,190	—	—	338,764	—	441,541	422,082	
会計検査院	472,809	526,429	—	—	391,379	—	486,131	473,402	
刑務	405,571	—	—	—	319,631	—	406,354	405,571	
厚生労働省第二	373,605	560,000	—	—	318,942	—	411,926	373,627	
林野庁	390,753	564,615	—	—	306,426	—	390,317	391,107	
日本郵政	400,545	—	620,000	—	327,916	—	402,017	400,547	
連合会職員	406,193	—	—	—	368,333	—	447,979	406,193	



第105表 国家公務員共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 22,625,453 金額 227,324,039	22,577,028 232,810,045	23,208,519 239,050,539	23,530,848 242,942,120	23,270,599 242,539,186
組 合 員 分	件数 8,129,082 金額 82,660,461	8,159,199 84,360,022	8,522,657 88,670,640	8,752,884 91,051,007	8,832,910 92,516,787
療 養 の 給 付	件数 5,705,570 日数 9,458,117 金額 63,300,062	5,646,632 9,350,125 64,017,965	5,841,891 9,520,201 66,421,058	5,970,021 9,552,589 68,071,478	5,994,077 9,471,924 68,408,513
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 765 日数 5,555 金額 39,162	733 5,418 38,624	782 6,148 45,418	871 6,532 52,661	952 6,912 52,279
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 60,319 回数 1,493,497 金額 604,379	59,084 1,419,848 579,737	60,157 1,412,402 580,040	60,304 1,400,237 569,144	59,665 1,369,760 555,605
薬 剤 支 給	件数 2,127,400 金額 13,953,429	2,196,999 14,425,187	2,343,369 15,946,895	2,440,152 16,635,438	2,491,180 17,505,876
療 養 費	件数 285,635 金額 1,322,367	304,493 1,368,566	325,539 1,433,348	330,653 1,424,156	334,720 1,408,690
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 26 回数 761 金額 312	21 226 122	16 250 92	51 1,313 513	45 805 217
移 送 費	件数 22 金額 1,711	19 1,620	16 873	11 335	14 5,561
出 産 費	件数 8,593 金額 3,375,011	9,360 3,875,459	10,080 4,188,327	10,241 4,248,700	10,997 4,526,974
埋 葬 料	件数 1,097 金額 64,028	963 52,742	980 54,588	935 48,582	970 53,073
被 扶 養 者 分	件数 14,496,371 金額 133,372,007	14,417,829 136,128,819	14,685,862 138,057,664	14,777,964 138,509,689	14,437,689 135,818,074
療 養 の 給 付	件数 9,785,377 日数 16,884,404 金額 99,380,533	9,616,590 16,577,847 101,055,504	9,742,245 16,462,441 101,729,586	9,749,666 16,380,937 102,003,946	9,510,436 15,706,257 100,092,653
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数 4,367 日数 25,157 金額 189,264	4,778 28,709 219,628	5,545 34,135 263,280	5,828 36,062 292,039	6,673 41,247 336,511
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 の 給 付	件数 106,015 回数 2,781,803 金額 1,093,706	104,435 2,669,117 1,051,580	101,934 2,576,683 1,024,169	128,642 2,475,922 977,834	96,934 2,440,119 934,002
薬 剤 支 給	件数 4,358,880 金額 22,238,819	4,439,553 22,580,765	4,570,050 24,017,471	4,659,487 24,343,794	4,558,492 24,299,578
療 養 費	件数 324,690 金額 1,727,709	332,921 1,728,737	344,599 1,760,274	340,058 1,704,989	340,869 1,694,070
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数 70 回数 1,185 金額 428	37 660 259	56 899 410	64 1,378 532	60 722 276
移 送 費	件数 23 金額 1,475	21 755	14 475	23 877	17 1,007
家 族 出 産 費	件数 22,096 金額 8,687,887	23,016 9,441,097	22,432 9,211,815	22,115 9,140,358	20,419 8,420,826
家 族 埋 葬 料	件数 938 金額 52,186	950 50,494	977 50,184	787 45,320	783 39,150
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数 115,098 金額 11,291,571	116,864 12,321,204	117,611 12,322,235	125,767 13,381,424	131,005 14,204,325
高 額 療 養 費	件数 51,208 金額 3,622,460	69,271 8,936,240	71,781 9,172,964	80,106 10,348,302	88,182 11,500,074
高 額 療 養 の 給 付	件数 63,890 金額 7,669,111	47,592 3,384,952	45,830 3,149,271	45,658 3,033,049	42,823 2,704,251
高 額 介 護 合 算 療 養 費	件数 ・ 金額 ・	1 12	— —	3 73	— —

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	80,958	77,746	77,343	77,975	81,611
	日数	2,600,766	2,344,950	1,906,739	1,556,180	1,626,581
	金額	9,655,427	10,401,736	10,872,787	9,991,897	10,481,564
傷病手当金	件数	23,678	23,325	21,447	22,368	23,410
	日数	465,588	456,846	432,081	447,004	470,181
	金額	2,478,744	2,407,083	2,368,630	2,488,719	2,640,525
出産手当金	件数	75	139	329	483	523
	日数	1,460	2,929	5,179	7,002	8,864
	金額	13,132	25,886	42,497	55,377	62,141
休業手当金	件数	88	79	98	69	66
	日数	282	429	596	348	342
	金額	1,926	3,771	2,989	2,868	2,139
育児休業手当金 (休業中分)	件数	50,821	48,891	53,007	54,431	57,037
	日数	1,007,518	964,517	1,059,064	1,078,617	1,138,357
	金額	4,094,207	5,379,930	7,303,011	7,355,455	7,732,264
育児休業手当金 (復職後分)	件数	5,536	4,634	1,832	111	7
	日数	1,117,059	911,799	401,714	16,349	1,439
	金額	3,019,919	2,538,843	1,110,457	50,548	4,157
介護休業手当金	件数	760	678	630	513	568
	日数	8,859	8,430	8,105	6,860	7,398
	金額	47,499	46,223	45,203	38,930	40,338

## (iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	131	83	7,966	836	186
	金額	107,785	75,991	4,790,322	476,295	113,013
弔 慰 金	件数	10	9	38	9	3
	金額	4,500	4,595	15,950	4,334	1,900
家族弔慰金	件数	9	4	77	9	2
	金額	3,150	1,274	23,394	3,014	637
災害見舞金	件数	112	70	7,851	818	181
	金額	100,135	70,122	4,750,978	468,947	110,476

## (iv) 附加給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	203,132	194,422	197,160	195,736	169,403
	金額	8,999,097	8,716,930	11,376,143	8,995,372	7,430,759
家 族 療 養 費	件数	55,621	54,446	51,615	52,377	50,466
	金額	2,284,855	2,242,692	2,144,587	2,118,862	2,009,807
出 産 費	件数	674	91	112	102	126
	金額	13,480	1,820	2,240	2,040	2,520
家 族 出 産 費	件数	5,760	225	219	210	144
	金額	115,470	4,500	4,440	4,200	2,880
埋 葬 料	件数	734	633	615	608	628
	金額	31,430	28,299	26,227	24,908	26,499
家 族 埋 葬 料	件数	662	679	678	573	591
	金額	27,770	29,491	29,727	23,425	24,300
傷 病 手 当 金	件数	8,986	8,773	8,659	10,081	9,377
	金額	1,496,610	1,387,317	1,374,044	1,543,757	1,337,695
そ の 他	件数	130,695	129,575	135,262	131,785	108,071
	金額	5,029,482	5,022,811	7,794,877	5,278,181	4,027,059

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/106.xls>

第106表 国家公務員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
組 合 員 分	件数	5,705,570	5,646,632	5,841,891	5,970,021	5,994,077
	日数	9,458,117	9,350,125	9,520,201	9,552,589	9,471,924
	金額	63,300,062	64,017,965	66,421,058	68,071,478	68,408,513
一 般 診 療	件数	4,565,259	4,502,402	4,654,718	4,760,746	4,765,653
	日数	7,116,247	7,035,035	7,162,423	7,221,441	7,149,531
	金額	53,284,088	53,965,851	56,117,351	57,650,640	57,991,481
入 院	件数	69,115	65,763	67,717	67,182	67,283
	日数	661,595	630,580	632,492	620,392	611,741
	金額	19,077,632	19,647,636	20,417,168	21,140,789	21,254,321
外 来	件数	4,496,144	4,436,639	4,587,001	4,693,564	4,698,370
	日数	6,454,652	6,404,455	6,529,931	6,601,049	6,537,790
	金額	34,206,456	34,318,215	35,700,183	36,509,851	36,737,160
歯 科 診 療	件数	1,140,311	1,144,230	1,187,173	1,209,275	1,228,424
	日数	2,341,870	2,315,090	2,357,778	2,331,148	2,322,393
	金額	10,015,974	10,052,114	10,303,707	10,420,838	10,417,032
被 扶 養 者 分	件数	9,785,377	9,616,590	9,742,245	9,749,666	9,510,436
	日数	16,884,404	16,577,847	16,462,441	16,380,937	15,706,257
	金額	99,380,533	101,055,504	101,729,586	102,003,946	100,092,653
一 般 診 療	件数	8,088,764	7,904,010	8,007,673	7,992,712	7,753,172
	日数	13,721,249	13,435,171	13,354,377	13,278,612	12,691,761
	金額	86,471,057	87,931,781	88,510,823	88,681,834	86,918,988
入 院	件数	125,808	124,273	120,658	119,256	115,281
	日数	1,242,543	1,201,471	1,163,488	1,172,483	1,078,522
	金額	32,332,577	34,883,464	34,881,891	34,928,751	34,738,551
外 来	件数	7,962,956	7,779,737	7,887,015	7,873,456	7,637,891
	日数	12,478,706	12,233,700	12,190,889	12,106,129	11,613,239
	金額	54,138,480	53,048,317	53,628,932	53,753,083	52,180,437
歯 科 診 療	件数	1,696,613	1,712,580	1,734,572	1,756,954	1,757,264
	日数	3,163,155	3,142,676	3,108,064	3,102,325	3,014,496
	金額	12,909,476	13,123,723	13,218,763	13,322,112	13,173,665

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/107.xls>

第107表 国家公務員共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>《組合員分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	5,290.44	5,277.95	5,417.48	5,558.82	5,602.26
	1件当日数	1.66	1.66	1.63	1.60	1.58
	1件当金額	11,094	11,337	11,370	11,402	11,413
	1人当金額	58,694	59,838	61,596	63,383	63,937
一 般 診 療	1000人当件数	4,233.10	4,208.43	4,316.55	4,432.84	4,454.13
	1件当日数	1.56	1.56	1.54	1.52	1.50
	1件当金額	11,672	11,986	12,056	12,110	12,169
	1人当金額	49,407	50,442	52,040	53,680	54,201
入 院	1000人当件数	64.09	61.47	62.80	62.55	62.88
	1件当日数	9.57	9.59	9.34	9.23	9.09
	1件当金額	276,027	298,764	301,507	314,679	315,894
	1人当金額	17,690	18,365	18,934	19,685	19,865
入 院 外	1000人当件数	4,169.01	4,146.96	4,253.75	4,370.29	4,391.25
	1件当日数	1.44	1.44	1.42	1.41	1.39
	1件当金額	7,608	7,735	7,783	7,779	7,819
	1人当金額	31,718	32,078	33,107	33,995	34,336
歯 科 診 療	1000人当件数	1,057.34	1,069.52	1,100.92	1,125.98	1,148.12
	1件当日数	2.05	2.02	1.99	1.93	1.89
	1件当金額	8,784	8,785	8,679	8,617	8,480
	1人当金額	9,287	9,396	9,555	9,703	9,736
出 産 費	1000人当件数	7.97	8.75	9.35	9.54	10.28
埋 葬 料	1000人当件数	1.02	0.90	0.91	0.87	0.91
<b>《被扶養者分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	9,073.41	8,988.70	9,034.47	9,078.14	8,888.76
	1件当日数	1.73	1.72	1.69	1.68	1.65
	1件当金額	10,156	10,508	10,442	10,462	10,525
	1人当金額	92,150	94,457	94,339	94,978	93,550
一 般 診 療	1000人当件数	7,500.24	7,387.94	7,425.91	7,442.20	7,246.36
	1件当日数	1.70	1.70	1.67	1.66	1.64
	1件当金額	10,690	11,125	11,053	11,095	11,211
	1人当金額	80,180	82,191	82,080	82,574	81,237
入 院	1000人当件数	116.65	116.16	111.89	111.04	107.75
	1件当日数	9.88	9.67	9.64	9.83	9.36
	1件当金額	256,999	280,700	289,097	292,889	301,338
	1人当金額	29,980	32,606	32,348	32,523	32,468
入 院 外	1000人当件数	7,383.59	7,271.78	7,314.02	7,331.16	7,138.62
	1件当日数	1.57	1.57	1.55	1.54	1.52
	1件当金額	6,799	6,819	6,800	6,827	6,832
	1人当金額	50,199	49,585	49,733	50,051	48,769
歯 科 診 療	1000人当件数	1,573.17	1,600.76	1,608.55	1,635.94	1,642.39
	1件当日数	1.86	1.84	1.79	1.77	1.72
	1件当金額	7,609	7,663	7,621	7,583	7,497
	1人当金額	11,970	12,267	12,258	12,405	12,313
配 偶 者 出 産 費	1000人当件数	20.49	21.51	20.80	20.59	19.08
家 族 埋 葬 料	1000人当件数	0.87	0.89	0.91	0.73	0.73

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	1000人当件数	75.07	72.67	71.72	72.60	76.28
	1件当日数	32.12	30.16	24.65	19.96	19.93
	1日当金額	3,713	4,436	5,702	6,421	6,444
傷病手当金	1000人当件数	21.96	21.80	19.89	20.83	21.88
	1件当日数	19.66	19.59	20.15	19.98	20.08
	1日当金額	5,324	5,269	5,482	5,568	5,616
出産手当金	1000人当件数	0.07	0.13	0.31	0.45	0.49
	1件当日数	19.47	21.07	15.74	14.50	16.95
	1日当金額	8,994	8,838	8,206	7,909	7,010
休業手当金	1000人当件数	0.08	0.07	0.09	0.06	0.06
	1件当日数	3.20	5.43	6.08	5.04	5.18
	1日当金額	6,831	8,790	5,015	8,243	6,254
育児休業手当金 (休業中分)	1000人当件数	47.12	45.70	49.16	50.68	53.31
	1件当日数	19.82	19.73	19.98	19.82	19.96
	1日当金額	4,064	5,578	6,896	6,819	6,792
育児休業手当金 (復職後分)	1000人当件数	5.13	4.33	1.70	0.10	0.01
	1件当日数	201.78	196.76	219.28	147.29	205.57
	1日当金額	2,703	2,784	2,764	3,092	2,889
介護休業手当金	1000人当件数	0.70	0.63	0.58	0.48	0.53
	1件当日数	11.66	12.43	12.87	13.37	13.02
	1日当金額	5,362	5,483	5,577	5,675	5,453

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

## (iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	1000人当件数	0.12	0.08	7.39	0.78	0.17
	1件当金額	822,786	915,554	601,346	569,731	607,597
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.04	0.01	0.00
	1件当金額	450,000	510,556	419,737	481,556	633,333
家族弔慰金	1000人当件数	0.01	0.00	0.07	0.01	0.00
	1件当金額	350,000	318,500	303,818	334,889	318,500
災害見舞金	1000人当件数	0.10	0.07	7.28	0.76	0.17
	1件当金額	894,063	1,001,743	605,143	573,285	610,365

(注) 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/108.xls>

第108表 国家公務員共済組合長期部門支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計					
件数	6,469,369	6,702,981	6,894,663	7,071,794	7,183,271
金額	1,677,505,734	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619	1,621,578,915
退職共済年金					
件数	3,818,743	4,080,920	4,302,260	4,512,727	4,662,637
金額	912,816,465	940,837,111	952,365,162	977,177,732	972,148,381
障害共済年金					
件数	41,003	43,315	45,891	48,174	50,453
金額	6,371,545	6,871,031	7,218,823	7,480,994	7,818,390
遺族共済年金					
件数	1,631,256	1,419,178	1,476,183	1,528,359	1,572,782
金額	322,023,365	331,779,018	339,708,468	345,609,425	347,996,407
退職年金					
件数	606,624	552,975	500,056	449,248	401,174
金額	260,856,995	236,606,241	211,972,234	188,716,047	161,249,789
減額退職年金					
件数	328,350	312,263	295,404	278,002	260,247
金額	107,212,633	101,703,091	95,657,016	89,497,958	82,063,493
通算退職年金					
件数	23,437	21,380	19,165	16,883	14,778
金額	2,989,501	2,707,680	2,429,313	2,108,589	1,814,413
退職一時金					
件数	494	594	780	697	396
金額	365,955	398,991	537,791	489,943	263,574
障害年金					
件数	17,817	16,708	15,611	14,567	13,455
金額	5,816,370	5,375,096	4,946,014	4,568,516	4,114,226
障害一時金					
件数	5	2	3	1	1
金額	14,164	3,098	2,938	2,686	2,731
遺族年金					
件数	268,364	252,644	236,534	220,553	205,036
金額	58,362,855	54,843,313	51,086,172	47,377,991	43,699,395
通算遺族年金					
件数	1,921	1,775	1,678	1,593	1,436
金額	101,052	93,431	86,263	81,001	70,560
死亡一時金					
件数	74	43	33	12	7
金額	54,513	24,493	23,241	4,463	5,844
船員給付					
件数	1,143	1,058	962	887	784
金額	470,504	439,421	387,976	351,862	303,268
公務災害給付					
件数	138	126	103	91	85
金額	49,819	44,809	34,712	30,411	28,444

(注) 1 「退職一時金」には返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む、「死亡一時金」には特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/109.xls>

第109表 国家公務員共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	人員 112,617 金額 122,274,212	人員 104,455 金額 109,591,105	人員 110,076 金額 118,627,400	人員 122,667 金額 133,243,377	人員 91,623 金額 97,415,663
退職共済年金	人員 94,666 金額 97,290,037	人員 84,876 金額 82,836,429	人員 90,836 金額 92,671,029	人員 103,661 金額 107,792,995	人員 73,169 金額 73,724,900
障害共済年金	人員 987 金額 1,021,167	人員 1,081 金額 1,095,259	人員 1,021 金額 1,024,592	人員 1,026 金額 1,074,431	人員 1,030 金額 1,014,402
遺族共済年金	人員 16,938 金額 23,938,567	人員 18,473 金額 25,638,039	人員 18,205 金額 24,925,634	人員 17,962 金額 24,353,303	人員 17,417 金額 22,668,534
退職年金	人員 9 金額 18,816	人員 5 金額 8,327	人員 2 金額 2,611	人員 6 金額 13,969	人員 1 金額 3,015
減額退職年金	人員 0 金額 0	人員 2 金額 2,953	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0
通算退職年金	人員 13 金額 3,003	人員 12 金額 4,858	人員 11 金額 2,295	人員 5 金額 1,387	人員 3 金額 738
障害年金	人員 1 金額 1,679	人員 0 金額 0	人員 1 金額 1,240	人員 5 金額 6,226	人員 3 金額 4,073
遺族年金	人員 1 金額 792	人員 3 金額 3,994	人員 0 金額 0	人員 1 金額 945	人員 0 金額 0
通算遺族年金	人員 2 金額 152	人員 3 金額 246	人員 0 金額 0	人員 1 金額 122	人員 0 金額 0
船員年金	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0
公務災害給付	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0	人員 0 金額 0

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	人員 1,138,514 金額 1,791,879,832	人員 1,178,227 金額 1,785,181,924	人員 1,210,045 金額 1,787,601,224	人員 1,242,510 金額 1,786,510,830	人員 1,245,195 金額 1,680,111,071
退職共済年金	人員 678,896 金額 993,240,433	人員 721,747 金額 1,005,996,328	人員 757,954 金額 1,032,765,639	人員 793,946 金額 1,053,102,438	人員 802,399 金額 994,727,369
障害共済年金	人員 12,446 金額 12,553,051	人員 13,143 金額 13,212,075	人員 13,757 金額 13,729,759	人員 14,411 金額 14,322,183	人員 15,031 金額 14,666,412
遺族共済年金	人員 239,782 金額 347,780,729	人員 250,614 金額 361,117,836	人員 260,181 金額 370,699,580	人員 269,295 金額 379,651,809	人員 276,309 金額 377,347,399
退職年金	人員 98,652 金額 258,615,259	人員 89,870 金額 234,903,462	人員 81,294 金額 210,883,084	人員 73,638 金額 189,720,223	人員 66,179 金額 157,440,831
減額退職年金	人員 54,134 金額 108,117,111	人員 51,383 金額 102,597,092	人員 48,672 金額 96,820,870	人員 45,963 金額 91,115,548	人員 43,115 金額 82,245,011
通算退職年金	人員 3,891 金額 3,154,247	人員 3,543 金額 2,858,471	人員 3,185 金額 2,570,779	人員 2,864 金額 2,298,361	人員 2,538 金額 2,002,697
障害年金	人員 3,486 金額 6,759,475	人員 3,285 金額 6,300,556	人員 3,093 金額 5,843,751	人員 2,920 金額 5,434,066	人員 2,744 金額 4,888,293
遺族年金	人員 46,691 金額 61,043,971	人員 44,135 金額 57,624,232	人員 41,431 金額 53,771,738	人員 39,027 金額 50,392,476	人員 36,473 金額 46,377,581
通算遺族年金	人員 327 金額 111,304	人員 313 金額 105,938	人員 302 金額 101,365	人員 281 金額 91,925	人員 262 金額 85,140
船員年金	人員 187 金額 457,539	人員 175 金額 424,731	人員 160 金額 383,275	人員 150 金額 352,046	人員 130 金額 300,583
公務災害給付	人員 22 金額 46,711	人員 19 金額 41,203	人員 16 金額 31,383	人員 15 金額 29,755	人員 15 金額 29,755

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/110.xls>



第110表 国家公務員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《年 金》					
新 規 裁 定	1,085,753	1,049,171	1,077,686	1,086,220	1,063,223
退 職 共 済 年 金	1,027,719	975,970	1,020,202	1,039,861	1,007,597
障 害 共 済 年 金	1,034,617	1,014,116	1,003,518	1,047,204	984,857
遺 族 共 済 年 金	1,413,305	1,387,865	1,369,164	1,355,824	1,301,518
退 職 年 金	2,090,700	1,665,380	1,305,500	2,328,133	3,015,000
減 額 退 職 年 金	0	1,476,350	0	0	0
通 算 退 職 年 金	231,008	404,808	208,519	277,460	246,033
障 害 年 金	1,679,300	0	1,239,900	1,245,180	1,357,667
遺 族 年 金	792,000	1,331,300	0	944,800	1,301,518
通 算 遺 族 年 金	75,850	82,133	0	121,700	0
船 員 年 金	0	0	0	0	0
年 度 末 現 在	1,573,876	1,515,143	1,477,301	1,437,824	1,349,275
退 職 共 済 年 金	1,463,023	1,393,835	1,362,570	1,326,416	1,239,692
障 害 共 済 年 金	1,008,601	1,005,256	998,020	993,837	975,744
遺 族 共 済 年 金	1,450,404	1,440,932	1,424,776	1,409,799	1,365,672
退 職 年 金	2,621,490	2,613,814	2,594,079	2,576,390	2,379,015
減 額 退 職 年 金	1,997,213	1,996,713	1,989,252	1,982,367	1,907,573
通 算 退 職 年 金	810,652	806,794	807,152	802,500	789,085
障 害 年 金	1,939,035	1,917,977	1,889,347	1,860,981	1,781,448
遺 族 年 金	1,307,403	1,305,636	1,297,862	1,291,221	1,271,559
通 算 遺 族 年 金	340,380	338,460	335,647	327,136	324,961
船 員 年 金	2,446,735	2,427,034	2,395,469	2,346,976	2,312,175
公 務 災 害 給 付	2,123,205	2,168,579	1,961,413	1,983,673	1,983,673
《一時金》					
退 職 一 時 金	740,800	671,702	689,476	702,931	665,591
障 害 一 時 金	2,832,840	1,549,200	979,200	2,686,200	2,730,900

(注) 「退職一時金」には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、一部、長期部門支払状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/111.xls>

第111表 国家公務員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
利 益	564,854,303	593,335,517	623,136,133	629,751,841	645,439,271
負 担 金 収 入	250,385,422	250,187,537	259,823,392	271,051,668	295,150,459
短 期 負 担 金 収 入	234,171,731	231,443,048	238,476,415	248,240,546	271,216,350
介 護 負 担 金 収 入	16,213,691	18,744,490	21,346,977	22,811,122	23,934,109
掛 金 収 入	256,705,445	256,660,144	266,474,808	277,607,199	302,335,350
短 期 掛 金 収 入	239,882,123	237,249,833	244,387,376	254,035,356	277,593,075
介 護 掛 金 収 入	16,823,323	19,410,311	22,087,431	23,571,843	24,742,275
雑 収 入	2,863,759	204,175	80,629	41,417	15,339
国 庫 補 助 金 収 入	287	—	—	—	—
交 付 金 収 入	100,000	929,676	880,403	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	40,497,545	40,568,685	42,004,674	44,350,132	43,734,963
受 取 利 息	1,825,028	462,175	403,059	240,743	132,149
短 期 受 取 利 息	1,823,366	461,495	402,491	239,933	131,736
介 護 受 取 利 息	1,662	681	568	811	412
有 価 証 券 利 息	19,578	11,532	6,941	7,721	12,261
受 取 配 当 金	871,703	949,154	1,053,244	836,563	518,923
有 価 証 券 売 却 益	72	36,450	9,595,592	15,677,357	—
貸 付 金 利 息	106,554	47,490	—	—	—
償 還 差 益	273	603	472	1,372	220
還 付 金 収 入	11,310	10,908	11,838	17,666	16,158
賠 償 金 収 入	227,226	160,647	205,537	210,740	194,310
雑 益	220	201	34	135	14
前 期 損 益 修 正 益	287,915	271,512	318,934	437,117	390,724
当 期 損 失 金	10,051,966	42,834,626	42,276,577	19,272,010	2,938,401
当 期 短 期 損 失 金	6,858,976	41,747,610	41,823,269	19,602,229	1,580,300
当 期 介 護 損 失 金	3,192,989	1,087,016	453,308	△ 330,220	1,358,101
損 失	564,854,303	593,335,517	623,136,133	629,751,841	645,439,271
短 期 給 付 金	243,383,148	249,276,427	263,393,721	259,641,031	257,854,027
保 健 給 付	221,951,448	229,823,319	237,149,183	241,075,603	240,733,948
直 営 保 健 給 付	1,915,703	1,883,723	1,901,362	1,866,517	1,805,238
連 合 会 直 営 保 健 給 付	3,456,888	1,103,767	—	—	—
休 業 給 付	9,655,427	10,401,736	10,872,787	9,991,897	10,481,564
災 害 給 付	107,785	75,991	4,790,322	476,295	113,013
附 加 給 付	6,295,897	5,987,890	8,680,068	6,230,718	4,720,264
老 人 保 健 拠 出 金	8,473,723	999,596	39,516	7,710	3,134
退 職 者 給 付 拠 出 金	23,974,706	19,529,232	26,924,701	30,319,431	28,879,688
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	85,991,483	124,425,726	125,047,075	119,556,869	114,314,912
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	101,223,950	105,914,715	109,422,525	119,586,954	122,610,262
病 床 転 換 支 援 金 等	82,460	—	—	—	—
介 護 納 付 金	36,059,980	39,200,013	43,248,692	45,614,260	47,860,815
一 部 負 担 金 返 還 金	15,505	14,008	10,996	4,094	2,851
一 部 負 担 金 払 戻 金	2,703,200	2,737,608	2,696,075	2,764,654	2,710,495
委 託 費	196,971	186,436	123,323	95,547	89,935
雑 費	7,108	8,877	10,396	16,332	6,104
業 務 経 理 へ 繰 入	445,838	545,331	547,835	483,105	422,039
支 払 準 備 金 繰 入	41,166,406	42,004,674	44,350,132	43,734,963	43,427,895
前 期 損 益 修 正 損	68,248	52,977	46,569	1,404,575	63,078
当 期 利 益 金	21,029,798	8,434,852	7,188,254	6,486,697	27,193,261
当 期 短 期 利 益 金	20,859,351	8,392,663	6,551,621	6,084,709	24,624,035
当 期 介 護 利 益 金	170,447	42,189	636,634	401,988	2,569,226
支 払 利 息	31,553	—	4	—	—
償 還 差 損	—	2,658	—	—	—
雑 損	227	2,387	86,318	35,617	775

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/112.xls>

第112表 国家公務員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>利 益</b>	<b>2,189,079,410</b>	<b>2,244,763,115</b>	<b>2,258,994,123</b>	<b>2,298,510,569</b>	<b>2,201,533,747</b>
	(335,651,708)	(426,464,221)	(407,731,083)	(336,017,771)	(298,218,257)
負 担 金 収 入	1,099,353,905	1,212,849,032	1,225,890,199	1,140,159,916	1,106,630,194
掛 金 収 入	515,322,688	513,612,072	525,624,002	517,907,510	526,385,742
基 礎 年 金 交 付 金 収 入	126,067,574	112,980,877	103,066,922	89,855,325	85,206,856
財 政 調 整 拠 出 金 収 入	88,420,032	48,220,414	9,705,575	—	—
退 職 一 時 金 等 返 還 金 収 入	3,007,028	3,271,364	3,228,401	3,359,512	3,139,852
移 換 金 収 入	1,303	892	631	2,091	705
雑 収 入	65,715	109,793	76,525	9,250	77,484
受 取 利 息	82,590,304	82,284,144	80,740,833	78,143,664	81,353,482
信 託 の 運 用 益	51,478,081	72,374,640	51,528,803	72,201,437	91,185,370
貸 貸 料	12,880,821	12,541,931	12,236,828	11,869,063	11,525,128
当 期 損 失 金	205,318,004	183,534,343	237,162,381	382,335,679	295,115,847
前 期 損 益 修 正 益	674,739	669,391	816,813	1,343,499	558,118
固 定 資 産 売 却 益	3,899,216	2,314,226	8,916,209	1,323,624	354,968
<b>損 失</b>	<b>2,189,079,410</b>	<b>2,244,763,115</b>	<b>2,258,994,123</b>	<b>2,298,510,569</b>	<b>2,201,533,747</b>
長 期 給 付 金	1,677,505,764	1,681,726,826	1,666,456,122	1,663,497,619	1,621,578,915
退 職 給 付	1,284,241,578	1,282,253,115	1,262,961,516	1,257,990,268	1,217,539,650
障 害 給 付	12,202,079	12,249,225	12,167,775	12,052,197	11,935,347
遺 族 給 付	380,541,785	386,740,256	390,904,144	393,072,881	391,772,206
公 務 災 害 給 付	49,819	44,809	34,712	30,411	28,444
船 員 給 付	470,504	439,421	387,976	351,862	303,268
保 険 料	1,476	1,370	1,251	1,172	1,032
負 担 金	1,622,778	1,570,432	1,522,809	1,397,501	1,373,348
消 費 税	34,339	100,757	129,065	157,456	193,861
基 礎 年 金 拠 出 金	481,072,091	532,535,938	564,411,717	551,304,833	543,099,709
年 金 保 険 者 拠 出 金	2,770,490	2,294,659	2,272,270	2,763,025	2,819,409
財 政 調 整 拠 出 金	—	—	—	51,301,485	21,458,784
信 託 運 用 損	24,468,443	24,733,355	22,466,959	13,069,219	7,562,096
未 収 給 付 金 償 却 額	19,516	18,019	15,907	30,253	52,896
雑 費	84,623	105,775	48,264	58,566	74,687
業 務 経 理 へ 繰 入	1,453,405	1,661,403	1,620,846	1,791,622	1,872,249
雑 損	—	—	—	—	—
前 期 損 益 修 正 損	45,511	10,446	46,511	13,137,087	1,445,462
固 定 資 産 売 却 損	1,004	4,135	2,402	732	1,300
<b>年 度 末 現 在 長 期 給 付 積 立 金</b>	<b>8,365,766,004</b>	<b>8,182,231,661</b>	<b>7,945,069,280</b>	<b>7,562,733,600</b>	<b>7,267,617,753</b>

(注) 1 ( ) 内は、追加費用の再掲である。

2 「退職給付」には、通算退職年金、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含む。

3 「遺族給付」は、死亡一時金、特例死亡一時金を含む。

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/113.xls>

第113表 国家公務員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>利益</b>	<b>60,061,120</b>	<b>6,799,396</b>	<b>6,900,247</b>	<b>6,687,975</b>	<b>6,593,514</b>
負担金収入	58,035,745	4,446,351	3,808,932	4,026,428	3,994,211
雑収入	67,908	60,285	59,975	61,043	50,217
国庫補助金収入	41,245	38,966	36,818	37,919	37,495
短期経理より受入	445,808	545,331	547,835	434,722	422,039
長期経理より受入	1,453,405	1,661,403	1,620,846	1,791,622	1,872,249
受取利息	2,344	2,715	1,527	1,244	719
雑益	—	0	1	—	—
前期損益修正益	1,967	20	290	1,094	341
固定資産売却益	・	・	・	・	2
当期損失金	12,697	44,325	824,023	333,902	216,241
<b>損失</b>	<b>60,061,120</b>	<b>6,799,396</b>	<b>6,900,247</b>	<b>6,687,975</b>	<b>6,593,514</b>
職員給与	1,534,491	1,532,790	1,882,968	1,700,645	1,699,642
厚生費	8,423	17,713	19,020	15,035	14,245
旅費	35,345	40,544	35,246	36,382	32,468
事務費	1,615,460	1,649,244	1,667,168	1,774,064	1,778,805
その他	1,954,914	2,671,992	2,972,501	2,866,030	2,893,474
連合会へ繰入	53,417,915	—	—	—	—
前期損益修正損	4,922	46,495	6,780	118	15,567
当期利益金	1,489,649	840,618	316,563	295,702	159,314

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/114.xls>

第114表 国家公務員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>利益</b>	<b>24,288,968</b>	<b>24,333,449</b>	<b>24,924,550</b>	<b>23,863,236</b>	<b>36,135,041</b>
負担金収入	6,436,458	5,842,433	5,830,229	5,588,653	5,557,323
掛金収入	6,641,699	5,996,440	5,994,774	5,792,019	5,718,485
施設収入	235,815	230,053	223,596	173,602	166,889
受託業務手数料収入	1,079,918	1,038,772	885,911	730,501	534,474
国庫補助金収入	75,895	86,420	128,613	162,365	202,923
交付金収入	352,875	340,895	343,637	341,229	350,483
独立行政法人補助金収入	1,680,288	1,850,003	1,951,940	2,057,026	2,189,808
繰入金受入	6,706,351	6,978,237	6,995,516	6,331,115	11,656,175
受取利息等	66,570	41,856	34,388	24,832	22,441
その他	10,025	15,361	2,749	6,347	10,020
前期損益修正益	4,466	3,735	7,714	3,660	269,883
固定資産売却益	170	437	28,364	51	3
医療経理より特別受入	・	・	・	・	9,314,611
当期損失金	998,437	1,908,808	2,497,120	2,651,837	141,524
<b>損失</b>	<b>24,288,968</b>	<b>24,333,449</b>	<b>24,924,550</b>	<b>23,863,236</b>	<b>36,135,041</b>
職員給与	370,426	362,879	372,193	316,342	321,014
厚生費	12,045,924	11,822,223	12,454,521	12,777,745	13,447,053
旅費	19,626	20,709	20,529	17,598	15,581
事務費	50,745	45,126	54,171	45,681	40,485
連合会繰入金	4,532,851	4,443,685	4,432,291	4,260,642	4,242,298
他経理への繰入	4,589,492	4,401,617	4,396,420	4,222,676	4,204,034
他経理へ相互繰入	1,040,401	995,298	847,111	698,794	512,253
その他	1,002,294	1,017,293	1,022,402	816,836	762,273
前期損益修正損	34,934	8,731	26,004	29,087	17,522
固定資産売却損	144	189	—	342	407
固定資産除却損	8,679	2,138	5,611	263	296
医療経理へ特別繰入	—	—	—	—	4,097,089
宿泊経理へ特別繰入	・	・	・	・	5,217,522
当期利益金	593,452	1,213,561	1,293,297	677,231	3,257,215

資料：財務省主計局「国家公務員共済組合事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/115.xls>

第115表 国家公務員共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在（単位 金額：千円）

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人 員	1,351	1,125	969	800	666
金 額	1,724,804	1,465,792	1,270,094	1,074,274	909,585
1人当金額	1,277	1,303	1,311	1,343	1,366
退 職 年 金 人 員	24	15	8	4	4
金 額	27,192	16,998	9,069	4,531	4,531
1人当金額	1,133	1,133	1,134	1,133	1,133
障 害 年 金 人 員	2	2	2	2	0
金 額	1,248	1,248	1,248	1,248	0
1人当金額	624	624	624	624	0
遺 族 年 金 人 員	935	752	637	506	402
金 額	858,609	688,676	582,566	460,463	365,704
1人当金額	918	916	915	910	910
公 務 傷 病 年 金 人 員	84	76	65	62	54
金 額	290,609	261,929	223,146	211,605	180,228
1人当金額	3,460	3,446	3,433	3,413	3,338
公 務 傷 病 遺 族 年 金 人 員	135	134	128	119	115
金 額	211,515	210,094	200,653	186,285	180,296
1人当金額	1,567	1,568	1,568	1,565	1,568
殉 職 年 金 人 員	171	146	129	107	91
金 額	335,631	286,847	253,412	210,142	178,826
1人当金額	1,963	1,965	1,964	1,964	1,965

(注) 年金支給額の算定上、人員、金額とも各年度の2月末の数値で表示している。

資料：国家公務員共済組合連合会調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/116.xls>

第116表 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合における所要財源率

平成27年度(単位 %) )

区分	短期給付			長期給付		
	組員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組員掛金率等	国庫(地方)負担率	整理資源率
<b>国家公務員共済組合</b>						
衆議院	40.27	40.27	80.54	93.890	94.430	発生額 負担方式
参議院	40.62	40.62	81.24			
内閣	42.80	42.80	85.60			
総務省	45.99	45.99	91.98			
法務省	48.56	48.56	97.12			
外務省(本土)	46.02	46.02	92.04			
外務省(在外)	27.91	27.91	55.82			
財務省	47.10	47.10	94.20			
文部科学省	45.24	45.24	90.48			
厚生労働省	51.84	51.84	103.68			
農林水産省	51.75	51.75	103.50			
経済産業省	44.12	44.12	88.24			
国土交通省	47.32	47.32	94.64			
防衛省(自衛官)	41.50	41.50	83.00			
防衛省(文官)	46.78	46.78	93.56			
裁判所	43.30	43.30	86.60			
会計検査院	44.63	44.63	89.26			
刑務	51.44	51.44	102.88			
厚生労働省第二	45.02	45.02	90.04			
林野庁	51.06	51.06	102.12			
日本郵政	54.56	54.56	109.12			
連合会職員	40.36	40.36	80.72			
<b>地方公務員共済組合</b>						
地方職員	54.68	54.68	109.36	93.890	94.153	
公立学校	49.72	49.72	99.44			
警察	46.29	46.29	92.58			
東京都職員	47.71	47.71	95.42			
指定都市職員	39.40~61.56	39.40~61.56	78.80~123.12			
都市職員	53.52~55.29	53.52~55.29	107.04~110.58			
市町村職員	46.48~62.25	46.48~62.25	92.96~124.50			

(注) 1 短期給付における指定都市職員共済組合の率は、札幌市職員共済組合、横浜市職員共済組合、川崎市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合のものであり、都市職員共済組合の率は、北海道都市職員共済組合、仙台市職員共済組合及び愛知県都市職員共済組合のものである。

2 長期給付は一般組員に係る率である。

3 短期給付の財源率には、介護財源率、福祉財源率を含む。

4 長期給付の財源率には、厚生年金保険給付及び退職等年金給付に係る負担率・掛金率等、被用者年金一元化前に発生した公務傷病の給付に係る負担率を含む。なお、退職等年金給付は民間の企業年金に相当するものである。

5 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合とも平成27年10月1日現在である。

資料：国家公務員共済組合は財務省主計局調べ、地方公務員共済組合は総務省自治行政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/117.xls>

## 8 地方公務員等共済組合

第117表 地方公務員等共済組合適用状況

区 分	組 合 数	組 合 員 数						任 意 継 続	継 続 長 期
		合 計	短 期 長 期	短 期	長 期	特 例 継 続 (再 掲)			
平成21年度(2009)	65	2,984,676	2,824,544	—	81,875	—	77,032	1,225	
22 (2010)	64	2,954,827	2,865,983	—	11,281	—	76,409	1,154	
23 (2011)	64	2,931,381	2,845,870	—	11,133	—	73,282	1,096	
24 (2012)	64	2,914,103	2,830,300	—	11,101	—	71,638	1,064	
25 (2013)	64	2,900,603	2,819,879	—	11,555	—	68,158	1,011	
平成25年度									
地方職員共済組合	1	310,791	294,105	—	11,507	—	5,003	176	
公立学校共済組合	1	976,667	946,728	—	—	—	29,932	7	
警察共済組合	1	295,641	292,308	—	—	—	3,247	86	
東京都職員共済組合	1	122,651	120,213	—	2	—	1,970	466	
指定都市職員共済組合	10	170,661	167,788	—	—	—	2,650	223	
市町村職員共済組合	47	24,527	0	—	—	—	24,527	—	
都市職員共済組合	3	829	0	—	—	—	829	—	
全国市町村職員共済組合連合会	—	998,836	998,737	—	46	—	—	53	

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任意継続」は退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける者である。

2 「本棒月額」は、年度末1月間（毎年度3月）に支給したものの平均である。

3 地方職員共済組合には、団体共済部を含む。

4 「市町村職員共済組合」及び「都市職員共済組合」において行われていた長期給付事業を「全国市町村職員共済組合連合会」に集約し、一元的に処理されることになった。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/118.xls>



年度末現在

被扶養者数				組合員1人当り本俸月額					
被扶養者数	任意継続 (再掲)	組合員 1人当り 被扶養者数		平均	短期長期	短期	長期	任意継続	継続長期
			任意 継続						
3,072,156	51,668	1.06	0.67	347,478	348,707	—	338,044	312,008	373,353
3,083,430	51,401	1.05	0.67	344,485	345,500	—	329,372	308,279	370,150
3,015,287	49,279	1.03	0.67	342,003	342,983	—	326,469	305,652	388,073
2,944,790	46,975	1.01	0.66	340,425	341,451	—	324,393	301,864	373,727
2,886,125	44,034	1.00	0.65	327,630	328,380	—	317,048	297,782	368,943
333,158	3,643	1.11	0.73	322,424	323,189	—	316,134	290,606	359,670
835,332	17,380	0.86	0.58	355,446	357,043	—	—	304,925	390,714
383,533	2,773	1.30	0.85	309,548	309,803	—	—	285,581	348,872
99,493	933	0.81	0.47	315,276	315,651	—	620,000	279,746	367,425
186,041	1,910	1.09	0.72	314,810	315,073	—	—	291,679	391,901
999,442	16,833	1.03	0.69	294,436	—	—	—	294,436	—
49,126	562	0.96	0.68	292,334	—	—	—	292,334	—
—	—	—	—	311,956	311,944	—	532,500	—	346,151

第118表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況

(i) 保健給付

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	66,441,031	68,491,860	70,239,465	70,467,387	69,333,924
組 合 員 分	667,669,095	701,680,451	721,097,469	723,764,822	715,846,655
療 養 の 給 付	31,895,421	33,087,148	33,961,363	34,260,323	34,057,641
	314,203,224	329,712,369	338,736,281	342,488,930	343,285,064
療 養 の 給 付	21,819,005	22,339,482	22,742,886	22,833,578	22,700,386
	36,279,695	37,028,160	37,097,069	36,517,689	35,720,912
	236,329,174	246,228,618	249,847,205	252,486,358	250,049,836
入院時食事・生活療養の給付	227,030	229,030	227,505	225,796	222,251
	5,614,934	5,390,346	5,247,560	5,148,148	4,945,950
	2,168,380	2,158,257	2,112,524	2,067,235	1,983,548
訪問看護療養の給付	2,140	2,211	2,349	2,638	2,866
	15,741	15,218	16,745	17,429	18,892
	107,953	111,249	123,291	137,220	146,519
療 養 費	1,313,817	1,439,655	1,535,398	1,532,295	1,458,101
	6,005,441	6,413,245	6,720,946	6,521,528	6,069,422
入院時食事・生活療養費	—	61	28	50	14
	—	1,258	1,363	1,189	153
	2	37	529	378	39
薬 剤 支 給	8,719,316	9,261,785	9,635,657	9,845,287	9,848,676
	54,515,882	57,714,597	62,358,875	63,108,580	64,638,982
移 送 費	55	26	27	36	31
	1,883	1,033	1,063	5,541	1,022
出 産 費	38,050	41,016	42,149	43,702	44,918
	14,923,786	16,939,264	17,427,552	18,023,366	18,431,507
埋 葬 料	3,038	2,973	2,897	2,787	2,663
	150,723	146,069	144,296	138,724	132,635
被 扶 養 者 分	34,545,610	35,404,712	36,278,102	36,207,064	35,237,064
	316,109,014	330,394,814	338,835,062	335,876,384	312,325,565
療 養 の 給 付	23,416,447	23,726,222	24,194,435	24,038,194	23,301,838
	40,212,371	40,986,250	40,762,771	39,877,531	38,006,389
	240,471,958	250,319,111	255,062,434	252,630,670	245,663,099
入院時食事・生活療養の給付	249,009	253,472	251,762	241,636	233,526
	7,130,093	7,036,398	6,815,608	6,392,270	6,065,982
	2,827,235	2,783,890	2,706,425	2,525,926	2,387,852
訪問看護療養の給付	10,526	11,900	13,111	14,139	16,214
	64,958	75,410	79,783	86,454	94,846
	487,882	562,370	621,066	704,638	790,496
療 養 費	888,721	916,988	958,712	943,394	962,643
	4,674,759	4,716,003	4,891,872	4,671,567	4,323,759
入院時食事・生活療養費	527	601	685	627	70
	15,066	14,588	13,852	14,379	797
	5,872	5,666	5,263	5,424	204
薬 剤 支 給	10,190,365	10,707,330	11,069,386	11,169,692	10,954,997
	53,014,949	55,551,915	59,020,384	59,006,251	58,623,777
移 送 費	45	68	56	50	42
	1,911	4,696	2,063	1,973	1,432
家 族 出 産 費	36,951	39,600	39,699	39,221	38,438
	14,496,357	16,320,963	16,390,405	16,211,235	15,885,679
家 族 埋 葬 料	2,555	2,604	2,703	2,374	2,111
	128,091	130,200	135,150	118,700	105,700
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	380,749	401,038	408,432	418,558	438,814
	37,356,857	41,573,268	43,526,126	45,399,508	46,611,147
高 額 療 養 の 給 付	215,464	241,514	252,971	274,302	290,153
	25,858,004	30,411,601	32,638,433	35,639,797	37,953,483
高 額 療 養 費	165,285	159,522	155,459	144,256	148,658
	11,498,853	11,161,564	10,887,691	9,759,711	8,657,595
高 額 介 護 合 算 療 養 費	・	2	2	—	3
	・	103	2	—	69

(注) 1 「組合員及び被扶養者分」の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲であり、件数の合計には含まれていない。  
2 「入院時食事・生活療養の給付」及び「入院時食事・生活療養費」の件数及び回数は再掲であり、合計には含まれていない。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	505,162	519,243	505,573	493,246	507,658
	日数	9,179,498	9,534,348	9,707,822	9,814,922	10,135,346
	金額	76,066,948	90,870,649	93,235,499	83,055,527	83,655,815
傷 病 手 当 金	件数	58,149	63,645	62,284	60,008	61,835
	日数	1,175,238	1,301,183	1,280,283	1,238,234	1,255,813
	金額	14,741,313	16,015,821	16,172,993	15,679,538	15,556,864
出 産 手 当 金	件数	112	112	113	158	240
	日数	3,598	3,180	2,627	3,977	5,517
	金額	32,875	27,994	23,320	33,451	48,852
休 業 手 当 金	件数	1,014	795	712	627	479
	日数	16,644	12,970	11,732	11,056	7,756
	金額	155,273	136,445	123,728	112,357	77,325
育 児 休 業 手 当 金 (休業中支給分)	件数	399,084	408,437	418,111	425,642	439,821
	日数	7,881,160	8,112,956	8,316,471	8,465,301	8,783,513
	金額	36,458,544	49,966,738	64,604,494	66,143,711	67,388,020
育 児 休 業 手 当 金 (復職後支給分)	件数	39,938	39,321	17,860	602	15
	金額	23,971,793	24,007,580	11,639,805	402,967	8,481
介 護 休 業 手 当 金	件数	6,865	6,933	6,493	6,209	5,268
	日数	102,858	104,059	96,709	96,354	82,747
	金額	707,150	716,070	671,160	683,501	576,274

## (iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	492	348	17,340	3,401	2,072
	金額	334,074	277,131	12,959,633	1,829,126	1,872,686
弔 慰 金	件数	40	31	312	52	19
	金額	18,859	14,170	133,591	21,352	7,330
家 族 弔 慰 金	件数	18	8	211	30	19
	金額	5,686	2,762	65,207	9,649	6,074
災 害 見 舞 金	件数	434	309	16,817	3,319	2,034
	金額	309,528	260,200	12,760,836	1,798,125	1,859,282

## (iv) 附加給付

(単位 金額: 千円)

区分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数	743,972	767,555	765,577	753,453	657,422
	金額	25,855,036	26,274,952	34,369,881	27,174,302	23,700,864
家 族 療 養 費	件数	219,671	235,250	220,686	215,386	213,753
	金額	7,480,143	7,648,117	7,407,087	7,138,848	6,589,216
家 族 訪 問 看 護 療 養 費	件数	307	217	475	416	307
	金額	4,472	1,933	8,674	4,430	2,488
出 産 費	件数	30,465	29,776	31,123	32,372	32,983
	金額	1,302,880	1,241,216	1,254,768	1,303,887	1,334,743
家 族 出 産 費	件数	29,489	29,059	29,172	28,888	28,407
	金額	1,282,050	1,233,460	1,219,122	1,215,294	1,204,833
埋 葬 料	件数	2,180	2,221	2,074	2,044	1,935
	金額	84,349	82,026	79,850	77,007	73,897
家 族 埋 葬 料	件数	2,043	2,124	2,156	1,945	1,703
	金額	79,110	83,763	86,773	76,675	67,691
傷 病 手 当 金	件数	4,513	5,188	6,113	5,655	5,018
	金額	1,096,346	1,264,156	1,463,448	1,376,990	1,159,205
災 害 見 舞 金	件数	616	420	19,284	4,603	45
	金額	233,022	181,982	8,431,226	1,437,271	13,165
入 院 附 加 金	件数	92,269	89,440	87,659	87,643	272
	金額	558,750	536,933	528,880	523,811	1,935
結 婚 手 当 金	件数	42,567	44,403	43,764	46,129	32,948
	金額	2,613,870	2,717,860	2,679,210	2,817,810	2,524,530
一部負担金の額等の払戻し	件数	319,852	329,457	323,071	328,372	340,051
	金額	11,120,044	11,283,507	11,210,844	11,202,279	10,729,161

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/119.xls>

第119表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
組 合 員 分	件数	21,819,005	22,339,482	22,742,886	22,833,578	22,700,386
	日数	36,279,695	37,028,160	37,097,069	36,517,689	35,720,912
	金額	236,329,175	246,228,619	249,847,205	252,486,358	250,049,836
一 般 診 療	件数	17,663,183	18,035,491	18,308,241	18,380,356	18,207,548
	日数	27,743,606	28,302,621	28,428,788	28,016,597	27,309,927
	金額	200,254,883	208,927,159	212,132,659	214,869,800	212,694,851
入 院	件数	250,319	252,708	251,931	248,937	244,742
	日数	2,388,163	2,378,202	2,320,712	2,273,257	2,185,789
	金額	68,995,163	73,735,825	74,667,140	76,984,225	76,638,665
外 来	件数	17,412,864	17,782,783	18,056,310	18,131,419	17,962,806
	日数	25,355,443	25,924,419	26,108,076	25,743,340	25,124,138
	金額	131,259,720	135,191,334	137,465,519	137,885,575	136,056,186
歯 科 診 療	件数	4,155,822	4,303,991	4,434,645	4,453,222	4,492,838
	日数	8,536,089	8,725,539	8,668,281	8,501,092	8,410,985
	金額	36,074,292	37,301,460	37,714,546	37,616,558	37,354,985
被 扶 養 者 分	件数	23,416,447	23,726,222	24,194,435	24,038,194	23,301,838
	日数	40,212,371	40,986,250	40,762,771	39,877,531	38,006,389
	金額	240,471,959	250,319,112	255,062,435	252,630,670	245,663,100
一 般 診 療	件数	19,439,055	19,578,911	19,930,850	19,765,192	19,069,814
	日数	32,820,853	33,399,452	33,276,502	32,548,022	30,940,052
	金額	210,209,342	218,539,817	223,101,222	220,881,579	214,447,023
入 院	件数	284,706	290,174	288,543	279,744	270,364
	日数	3,088,955	3,068,815	2,984,234	2,819,621	2,682,737
	金額	77,577,617	84,580,248	86,884,631	86,013,996	84,612,121
外 来	件数	19,154,349	19,288,737	19,642,307	19,485,448	18,799,450
	日数	29,731,898	30,330,637	30,292,268	29,728,401	28,257,315
	金額	132,631,725	133,959,569	136,216,591	134,867,583	129,834,902
歯 科 診 療	件数	3,977,392	4,147,311	4,263,585	4,273,002	4,232,024
	日数	7,391,518	7,586,798	7,486,269	7,329,509	7,066,337
	金額	30,262,617	31,779,295	31,961,213	31,749,091	31,216,077

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/120.xls>

第120表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
<b>《組合員分》</b>						
診療費	1000人当件数	7,519.93	7,592.30	7,790.93	7,868.30	7,860.15
	1件当日数	1.66	1.66	1.63	1.60	1.57
	1件当金額	10,831	11,022	10,986	11,058	11,015
	1人当金額	81,451	83,683	85,589	87,005	86,581
一般診療	1000人当件数	6,087.62	6,129.55	6,271.78	6,333.75	6,304.48
	1件当日数	1.57	1.57	1.55	1.52	1.50
	1件当金額	11,337	11,584	11,587	11,690	11,682
	1人当金額	69,018	71,006	72,669	74,043	73,647
入院	1000人当件数	86.27	85.89	86.30	85.78	84.74
	1件当日数	9.54	9.41	9.21	9.13	8.93
	1件当金額	275,629	291,783	296,379	309,252	313,141
	1人当金額	23,779	25,060	25,578	26,528	26,537
入院外	1000人当件数	6,001.35	6,043.66	6,185.47	6,247.97	6,219.73
	1件当日数	1.46	1.46	1.45	1.42	1.40
	1件当金額	7,538	7,602	7,613	7,605	7,574
	1人当金額	45,239	45,946	47,091	47,514	47,110
歯科診療	1000人当件数	1,432.31	1,462.76	1,519.16	1,534.55	1,555.67
	1件当日数	2.05	2.03	1.95	1.91	1.87
	1件当金額	8,680	8,667	8,505	8,447	8,314
	1人当金額	12,433	12,677	12,920	12,962	12,934
出産費	1000人当件数	13.11	13.94	14.44	15.06	15.55
埋葬料	1000人当件数	1.05	1.01	0.99	0.96	0.92
<b>《被扶養者分》</b>						
診療費	1000人当件数	8,070.49	8,063.60	8,288.18	8,283.40	8,068.41
	1件当日数	1.72	1.73	1.68	1.66	1.63
	1件当金額	10,269	10,550	10,542	10,510	10,543
	1人当金額	82,879	85,074	87,376	87,055	85,062
一般診療	1000人当件数	6,699.68	6,654.09	6,827.63	6,810.95	6,603.04
	1件当日数	1.69	1.71	1.67	1.65	1.62
	1件当金額	10,814	11,162	11,194	11,175	11,245
	1人当金額	72,449	74,273	76,427	76,114	74,254
入院	1000人当件数	98.12	98.62	98.84	96.40	93.62
	1件当日数	10.85	10.58	10.34	10.08	9.92
	1件当金額	272,483	291,481	301,115	307,474	312,956
	1人当金額	26,737	28,745	29,764	29,640	29,297
入院外	1000人当件数	6,601.55	6,555.47	6,728.78	6,714.56	6,509.43
	1件当日数	1.55	1.57	1.54	1.53	1.50
	1件当金額	6,924	6,945	6,935	6,921	6,906
	1人当金額	45,712	45,528	46,663	46,474	44,956
歯科診療	1000人当件数	1,370.81	1,409.51	1,460.56	1,472.45	1,465.37
	1件当日数	1.86	1.83	1.76	1.72	1.67
	1件当金額	7,609	7,663	7,496	7,430	7,376
	1人当金額	10,430	10,801	10,949	10,941	10,809
家族出産費	1000人当件数	12.74	13.46	13.60	13.52	13.31
埋葬料	1000人当件数	0.88	0.88	0.93	0.82	0.73

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	1000人当件数	174.10	176.47	173.19	169.97	175.78
	1件当日数	18.17	18.36	19.20	19.90	19.96
	1日当金額	8,287	9,531	9,604	8,462	8,254
傷病手当金	1000人当件数	20.04	21.63	21.34	20.68	21.41
	1件当日数	20.21	20.44	20.56	20.63	20.31
	1日当金額	12,543	12,309	12,632	12,663	12,388
出産手当金	1000人当件数	0.04	0.04	0.04	0.05	0.08
	1件当日数	32.13	28.39	23.25	25.17	22.99
	1日当金額	9,137	8,803	8,877	8,411	8,855
休業手当金	1000人当件数	0.35	0.27	0.24	0.22	0.17
	1件当日数	16.41	16.31	16.48	17.63	16.19
	1日当金額	9,329	10,520	10,546	10,163	9,970
育児休業手当金 (休業中支給分)	1000人当件数	137.54	138.81	143.23	146.67	152.29
	1件当日数	19.75	19.86	19.89	19.89	19.97
	1日当金額	4,626	6,159	7,768	7,814	7,672
育児休業手当金 (復職後支給分)	1000人当件数	13.76	13.36	6.12	0.21	0.01
	1件当金額	600,225	610,554	651,725	669,380	565,400
介護休業手当金	1000人当件数	2.37	2.36	2.22	2.14	1.82
	1件当日数	14.98	15.01	14.89	15.52	15.71
	1日当金額	6,875	6,881	6,940	7,094	6,964

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

## (iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	1000人当件数	0.17	0.12	5.94	1.17	0.72
	1件当金額	679,012	796,353	747,384	537,820	903,806
弔 慰 金	1000人当件数	0.01	0.01	0.11	0.02	0.01
	1件当金額	471,475	457,097	428,176	410,615	385,789
家族弔慰金	1000人当件数	0.01	0.00	0.07	0.01	0.01
	1件当金額	315,889	345,250	309,038	321,633	319,684
災害見舞金	1000人当件数	0.15	0.11	5.76	1.14	0.70
	1件当金額	713,198	842,071	758,806	541,767	914,101

(注) 短期部門給付支給状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/121.xls>

第121表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計					
件数	14,983,758	15,564,706	16,116,712	16,668,723	17,072,969
金額	4,469,357,307	4,543,262,652	4,571,035,719	4,625,564,174	4,557,406,015
退職共済年金					
件数	9,306,189	9,974,681	10,606,504	11,237,789	11,761,472
金額	2,679,453,783	2,814,741,729	2,911,331,475	3,035,486,316	3,070,055,023
障害共済年金					
件数	101,482	105,981	110,340	114,458	119,239
金額	19,835,989	20,633,487	21,358,469	21,975,257	22,751,897
遺族共済年金					
件数	2,813,161	2,918,510	3,035,616	3,148,071	3,213,002
金額	712,042,440	733,223,101	750,853,838	764,321,140	765,528,388
退職年金					
件数	1,965,121	1,815,844	1,664,073	1,516,931	1,374,062
金額	880,346,154	808,044,676	732,585,282	660,297,020	567,705,737
減額退職年金					
件数	106,992	103,485	99,787	95,922	91,789
金額	31,806,343	30,417,607	28,881,077	27,372,434	25,212,484
通算退職年金					
件数	118,853	108,721	98,221	87,830	77,856
金額	14,761,705	13,474,888	11,996,414	10,617,340	9,282,281
退職一時金					
件数	3	5	5	—	4
金額	△ 452	△ 764	23	△ 359	△ 164
脱退一時金					
件数	61	65	61	47	24
金額	309,591	298,186	242,507	229,945	94,962
返還一時金					
件数	148	93	79	57	22
金額	152,177	110,276	65,806	78,378	19,228
障害年金					
件数	43,896	40,797	37,773	35,078	32,698
金額	15,592,789	14,288,928	13,186,291	11,949,321	10,828,602
障害一時金					
件数	10	8	9	10	10
金額	25,704	20,461	21,394	27,115	29,662
遺族年金					
件数	519,521	488,802	457,137	425,960	396,799
金額	114,467,866	107,524,161	100,079,475	92,818,426	85,519,668
通算遺族年金					
件数	8,254	7,669	7,076	6,541	5,964
金額	462,760	425,758	385,241	352,136	317,396
特例死亡一時金					
件数	19	9	6	6	3
金額	50,321	24,242	22,868	11,942	15,139
死亡一時金					
件数	38	26	10	13	11
金額	33,477	24,395	10,811	14,915	28,956
短期在留脱退一時金					
件数	10	10	15	10	14
金額	16,660	11,522	14,749	12,848	16,755

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/122.xls>



第122表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	165,928	160,457	170,193	172,601	93,077
金額	244,073,231	230,192,063	242,260,987	241,091,666	133,687,123
退職共済年金 人員	130,879	123,771	129,981	131,940	53,505
金額	189,249,246	172,393,512	179,208,537	177,417,022	74,571,669
障害共済年金 人員	2,570	2,573	3,097	2,906	3,030
金額	3,053,896	3,066,546	3,739,527	3,445,146	3,528,790
遺族共済年金 人員	32,361	34,040	37,067	37,637	36,509
金額	51,663,484	54,653,373	59,257,442	60,004,473	55,562,573
退職年金 人員	23	27	14	84	5
金額	46,351	53,456	31,389	202,338	10,068
減額退職年金 人員	4	1	1	0	2
金額	7,847	664	2,025	0	4,732
通算退職年金 人員	51	26	8	7	15
金額	7,002	4,049	1,648	722	1,088
障害年金 人員	18	10	10	12	5
金額	29,492	18,478	14,555	16,140	5,404
遺族年金 人員	14	1	5	5	3
金額	15,210	944	4,444	4,420	2,683
通算遺族年金 人員	8	8	10	10	3
金額	704	1,042	1,422	1,405	116

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：総務省自治行政局調べ

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	2,645,495	2,742,075	2,829,811	2,914,572	2,918,570
金額	4,827,418,070	4,872,678,402	4,947,787,424	4,994,999,986	4,685,585,885
退職共済年金 人員	1,654,478	1,764,143	1,865,955	1,966,925	1,986,533
金額	2,917,073,787	3,013,315,111	3,148,123,307	3,257,693,976	3,088,688,998
障害共済年金 人員	35,297	37,422	39,351	40,972	42,771
金額	41,919,423	44,350,283	46,378,880	47,906,703	49,207,537
遺族共済年金 人員	499,908	518,112	535,442	551,034	564,508
金額	785,127,399	814,483,169	838,473,424	859,505,802	849,996,883
退職年金 人員	316,524	291,247	266,335	241,277	218,548
金額	892,952,179	821,085,874	747,365,014	674,162,200	556,455,298
減額退職年金 人員	17,610	17,030	16,384	15,702	14,990
金額	34,186,806	33,033,059	31,639,870	30,192,751	27,339,627
通算退職年金 人員	18,967	17,252	15,505	13,798	12,122
金額	15,451,686	14,058,209	12,589,781	11,148,694	9,677,831
障害年金 人員	9,188	8,647	8,061	7,569	7,059
金額	19,067,478	17,769,623	16,308,999	15,113,780	13,374,351
遺族年金 人員	92,134	86,940	81,588	76,200	71,048
金額	121,174,570	114,159,799	106,521,133	98,924,585	90,531,485
通算遺族年金 人員	1,389	1,282	1,190	1,095	991
金額	464,742	423,274	387,018	351,495	313,875

(注) 各年度末の事業報告書による数値である。

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/123.xls>

第123表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《年金》					
新 規 裁 定	1,470,959	1,434,603	1,423,449	1,396,815	1,436,307
退 職 共 済 年 金	1,445,986	1,392,843	1,378,729	1,344,680	1,393,733
障 害 共 済 年 金	1,188,286	1,191,817	1,207,468	1,185,529	1,164,617
遺 族 共 済 年 金	1,596,474	1,605,563	1,598,658	1,594,295	1,521,887
退 職 年 金	2,015,261	1,979,852	2,242,071	2,408,786	2,013,600
減 額 退 職 年 金	1,961,750	664,000	2,025,000	0	2,366,000
通 算 退 職 年 金	137,294	155,731	206,000	103,143	70,333
障 害 年 金	1,638,444	1,847,800	1,455,500	1,345,000	1,080,800
遺 族 年 金	1,086,429	944,000	888,800	884,000	894,333
通 算 遺 族 年 金	88,000	130,250	142,200	140,500	38,667
年 度 末 現 在	1,824,769	1,777,004	1,748,452	1,713,802	1,605,439
退 職 共 済 年 金	1,763,138	1,708,090	1,687,138	1,656,237	1,554,814
障 害 共 済 年 金	1,187,620	1,185,139	1,178,595	1,169,255	1,150,488
遺 族 共 済 年 金	1,570,544	1,572,021	1,565,946	1,559,805	1,505,730
退 職 年 金	2,821,120	2,819,208	2,806,109	2,794,142	2,546,147
減 額 退 職 年 金	1,941,329	1,939,698	1,931,144	1,922,860	1,823,858
通 算 退 職 年 金	814,662	814,874	811,982	807,993	798,369
障 害 年 金	2,075,259	2,055,004	2,023,198	1,996,800	1,894,652
遺 族 年 金	1,315,199	1,313,087	1,305,598	1,298,223	1,274,230
通 算 遺 族 年 金	334,587	330,167	325,225	321,000	316,726
《一時金》					
脱 退 一 時 金	5,075,262	4,587,477	3,975,525	4,892,447	3,956,750
返 還 一 時 金	1,028,223	1,185,763	832,987	1,375,053	874,000
障 害 一 時 金	2,570,400	2,557,625	2,377,111	2,711,500	2,966,200
特 例 死 亡 一 時 金	2,648,474	2,693,556	3,811,333	1,990,333	5,046,333
死 亡 一 時 金	880,974	938,269	1,081,100	1,147,308	2,632,364
短期在留脱退一時金	1,666,000	1,152,200	983,267	1,284,800	1,196,786

(注) 長期部門年金受給権者状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/124.xls>

第124表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>1,730,230,273</b>	<b>1,805,938,433</b>	<b>1,932,046,738</b>	<b>1,950,874,127</b>	<b>1,965,441,559</b>
短期負担金	648,674,102	686,932,907	730,562,379	778,730,198	788,291,737
介護負担金	53,840,623	59,316,788	63,396,970	64,880,574	66,363,156
短期掛金	639,181,192	678,596,364	722,908,408	770,671,268	779,928,295
介護掛金	53,841,047	59,297,045	63,431,793	64,858,161	66,351,789
短期任意継続掛金	25,614,372	26,188,526	26,689,166	27,022,508	27,602,372
介護任意継続掛金	2,850,807	3,067,791	3,093,546	3,032,003	3,103,987
前期高齢者交付金	—	—	—	—	—
雑収入	6,089,545	1,117,698	867,388	101,813	110,954
育児・介護休業手当金交付金	24,531,910	29,664,989	29,788,795	25,705,979	25,949,022
短期利息及び短期配当金	2,518,418	1,666,432	3,520,390	884,634	1,006,194
介護利息	3,582	1,539	1,250	6,645	16,598
償還差益	12,446	14,981	12,458	31,130	16,201
その他	62,250,174	65,874,326	69,256,025	57,777,604	53,882,434
前年度繰越支払準備金	121,735,882	128,232,761	134,322,356	136,969,698	134,659,935
前期損益修正益	265,236	467,357	508,302	293,728	660,125
当期短期損失金	86,788,977	63,309,564	81,901,872	18,459,564	16,276,540
当期介護損失金	2,031,962	2,189,366	1,785,640	1,448,621	1,222,223
<b>支 出</b>	<b>1,730,230,273</b>	<b>1,805,938,433</b>	<b>1,932,046,738</b>	<b>1,950,874,127</b>	<b>1,965,441,559</b>
保健給付	665,859,303	699,987,389	719,479,507	722,302,178	714,509,211
直営保健給付	1,809,793	1,693,062	1,617,963	1,462,643	1,337,444
休業給付	76,066,948	90,870,649	93,235,499	83,055,527	83,655,815
災害給付	334,074	277,131	12,959,633	1,829,126	1,872,686
附加給付	14,734,992	14,991,445	23,159,038	15,972,023	12,971,703
老人保健拠出金	1,061,019	1,871,475	43,077	27,222	10,022
退職者給付拠出金	61,510,810	50,695,994	74,476,991	82,359,721	83,304,539
前期高齢者納付金	301,140,426	283,075,767	329,697,225	349,193,484	334,096,705
後期高齢者支援金	260,019,797	259,907,371	288,485,780	311,386,305	324,071,339
病床転換支援金	211,030	—	—	—	—
介護納付金	112,362,331	122,336,828	129,702,444	131,742,248	134,097,348
一部負担金返還金	6,516	4,311	3,214	3,240	3,207
一部負担金払戻金	11,113,528	11,279,196	11,207,630	11,199,039	10,725,954
その他	74,368,733	85,086,014	87,842,540	76,527,258	75,013,906
繰入金	3,972,867	4,041,175	4,831,501	3,325,857	3,224,883
次年度繰越支払準備金	128,232,761	134,322,356	136,969,698	134,659,935	132,805,994
前期損益修正損	152,843	194,465	145,554	127,218	1,370,009
当期短期利益金	17,157,146	43,775,133	16,225,566	22,975,709	49,428,611
当期介護利益金	115,357	1,528,671	1,963,878	2,725,396	2,942,185

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/125.xls>

第125表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
取 入	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307	27,172,728,987
負 担 金	3,080,788,670	3,282,020,559	3,308,017,528	3,056,275,095	2,875,409,124
掛 金	1,471,689,551	1,458,822,783	1,472,594,718	1,487,235,365	1,473,276,501
基礎年金交付金	275,147,255	257,165,379	236,042,888	243,842,880	183,596,430
利息及び配当金	498,287,443	466,043,035	393,734,571	372,962,863	1,240,641,247
償 還 差 益	1,603,975	693,624	954,709	656,416	510,616
その他の収入	1,538,167,430	1,654,531,551	1,690,731,633	1,683,290,986	1,578,162,504
前年度繰越支払準備金	65,322	77,270	61,348	48,979	43,922
前年度繰越長期給付積立金	23,183,839,543	22,451,457,129	21,722,993,377	20,853,810,342	19,820,887,696
前年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	92	83	102	89	891
特 別 利 益	313,618	914,392	771,194	103,292	200,056
支 出	30,049,902,900	29,571,725,803	28,825,902,068	27,698,226,307	27,172,728,987
退職給付	3,606,597,813	3,666,877,295	3,684,927,935	3,733,919,578	3,672,223,982
障害給付	35,437,123	34,926,275	34,550,686	33,937,641	33,598,805
遺族給付	825,952,834	840,272,627	850,530,800	856,831,236	850,833,970
基礎年金拠出金	1,256,040,540	1,376,129,646	1,438,836,149	1,363,014,361	1,357,431,226
その他の	1,728,569,406	1,755,578,571	1,772,156,533	1,716,305,982	1,565,214,131
業務経理へ繰入金	6,301,247	6,033,104	5,859,838	5,893,799	5,820,420
次年度繰越支払準備金	77,270	61,348	48,979	43,922	29,477
次年度繰越長期給付積立金	22,451,457,129	21,723,009,811	20,853,810,342	19,820,887,696	19,151,496,710
次年度繰越基礎年金 拠出金負担金充当金	83	102	89	891	89
特 別 損 失	1,633,859	59,913	218,802	162,378	2,270,787
当期利益金	137,835,598	168,777,112	184,961,913	167,228,822	533,809,392
年度末現在 長期給付積立金	38,925,465,236	38,365,795,031	37,681,557,475	36,815,863,652	36,680,282,057

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/126.xls>

第126表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	41,741,131	44,165,113	42,274,008	40,593,112	40,560,995
負 担 金	19,672,324	22,093,202	21,391,653	20,751,589	20,885,390
構成組合事務費負担金払込金	4,368,684	4,522,589	4,494,372	4,426,340	4,541,905
補 助 金	125,246	107,084	74,964	77,946	74,511
連 合 会 交 付 金	3,888,278	3,988,062	4,046,098	4,101,642	3,632,834
利 息 及 び 配 当 金	230,707	193,902	233,460	237,033	217,083
そ の 他	3,302,901	2,454,352	2,123,606	1,406,216	1,491,858
繰 入 金	9,606,993	9,591,438	9,362,321	9,219,656	9,045,302
特 別 利 益	6,654	29,840	53,152	34,111	100,768
当 期 損 失 金	539,345	1,184,644	494,382	338,580	571,344
支 出	41,741,131	44,165,113	42,274,008	40,593,112	40,560,995
役 員 報 酬	354,817	353,971	351,678	326,971	319,575
職 員 給 与	12,926,110	12,809,967	13,045,540	12,838,529	12,359,431
厚 生 費	21,510	20,568	22,073	21,623	22,030
旅 費	273,415	250,330	227,093	269,430	259,260
事 務 費	2,338,441	2,289,079	2,364,814	2,475,220	2,567,415
事務費負担金払込金	4,368,684	4,522,589	4,494,372	4,426,340	4,541,905
構成組合交付金	3,888,278	3,988,062	4,046,098	4,101,642	3,632,834
そ の 他	15,184,849	16,522,886	15,640,549	14,674,681	14,895,125
特 別 損 失	88,028	18,683	55,660	23,052	38,976
当 期 利 益 金	2,296,998	3,388,980	2,026,130	1,435,625	1,924,445

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/127.xls>

第127表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	176,701,767	89,717,130	85,722,035	83,773,380	72,229,374
負 担 金	30,014,105	29,934,741	30,066,761	29,280,639	28,197,154
掛 金	29,236,637	29,019,253	29,031,065	28,286,446	27,160,992
患 者 収 入	405,447	366,271	351,672	319,446	310,983
施 設 収 入	1,629,205	1,640,046	1,556,143	1,660,383	1,597,662
特定健康診査等収入	245,620	236,021	237,670	232,107	231,515
補 助 金	5,921,077	5,309,170	6,464,505	7,346,236	5,128,041
利 息 及 び 配 当 金	732,182	1,853,408	1,833,835	1,875,091	1,838,212
そ の 他	2,566,818	2,649,142	2,816,754	2,901,872	2,760,647
繰 入 金	103,058,315	17,625,478	10,906,285	7,780,479	3,400,173
特 別 利 益	1,906,549	7,574	50,720	31,464	94,754
当 期 損 失 金	985,810	1,076,028	2,406,627	4,059,217	1,509,242
支 出	176,701,767	89,717,130	85,722,035	83,773,380	72,229,374
職 員 給 与	3,793,974	3,798,458	4,066,346	4,208,769	4,206,103
厚 生 費	43,181,975	43,712,334	45,175,516	45,672,695	45,322,919
特定健康診査等費	1,970,783	2,045,361	2,224,767	2,292,890	2,281,865
旅 費	78,154	75,029	68,742	72,064	72,397
事 務 費	431,260	388,472	399,005	431,742	444,308
そ の 他	6,407,080	7,689,896	7,925,412	7,419,145	7,172,563
繰 入 金	10,826,800	15,302,481	15,787,191	13,638,359	6,580,561
特 別 損 失	62,089	70,361	76,634	770,768	55,368
当 期 利 益 金	109,949,651	16,634,738	9,998,421	9,266,945	6,093,289

資料：総務省自治行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/128.xls>

### 9 私立学校教職員共済

第128表 私立学校教職員共済適用状況（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
						短期 (甲乙任継)	長期 (甲丙)			
平成22年度 (2010)	509,854	481,544	5,369 (5,073)	3,232	19,709	506,622	484,776	14,365	347,588	0.69
23 (2011)	517,607	489,141	5,601 (5,315)	3,226	19,639	514,381	492,367	14,345	349,442	0.68
24 (2012)	524,645	495,542	5,719 (5,421)	3,229	20,155	521,416	498,771	14,363	349,165	0.67
25 (2013)	532,851	503,538	5,895 (5,598)	3,236	20,182	529,615	506,774	14,288	349,443	0.66
26 (2014)	543,037	513,855	5,886 (5,597)	3,224	20,072	539,813	517,079	14,374	350,016	0.65

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	丙4	丙5	任継	再掲		学校数	被扶養者数	加入者1人当り被扶養者数
											短期	長期			
平成26年度	543,037	513,854	1	289	5,597	3,217	0	7	0	20,072	539,813	517,079	14,374	350,016	0.65
大 学	240,923	236,740	—	152	2,172	1,858	—	1	—	—	239,064	238,599	661	172,419	0.72
短 大	13,497	12,837	—	—	289	371	—	—	—	—	13,126	13,208	330	8,857	0.67
高 専	199	197	—	—	2	—	—	—	—	—	199	197	3	221	1.11
高 校	84,644	83,640	—	—	660	343	—	1	—	—	84,300	83,984	1,388	76,409	0.91
中 学	16,057	15,883	—	1	41	132	—	—	—	—	15,925	16,015	711	13,602	0.85
小 学	5,840	5,751	—	—	37	52	—	—	—	—	5,788	5,803	218	4,196	0.72
幼 稚 園	110,076	108,237	1	15	1,820	—	—	3	—	—	110,073	108,241	8,673	22,802	0.21
特 別 支 援	405	404	—	—	1	—	—	—	—	—	405	404	14	232	0.57
各 種	7,547	7,372	—	117	58	—	—	—	—	—	7,547	7,372	350	5,597	0.74
専 修	42,130	41,157	—	—	510	461	—	2	—	—	41,667	41,620	2,008	31,391	0.75
事 業 団	1,647	1,636	—	4	7	—	—	—	—	—	1,647	1,636	18	1,163	0.71
任 継	20,072	—	—	—	—	—	—	—	—	20,072	20,072	—	—	13,127	0.66

(注) 1 甲種校とは短期給付・長期給付を適用する学校、乙種校とは短期給付のみを適用する学校、丙種校とは長期給付のみを適用する学校である。

2 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1種加入者（甲種校）：70歳未満で短期・長期適用

甲2種加入者（甲種校）：70歳以上で短期・長期適用

乙1種加入者（乙種校）：短期のみ適用

乙2種加入者（乙種校）：70歳以上で短期のみ適用

丙1種加入者（丙種校）：70歳未満で長期のみ適用

丙2種加入者（丙種校）：70歳以上で長期のみ適用

丙4種加入者（甲種校）：65～70歳未満で長期のみ適用

丙5種加入者（甲種校）：70歳以上で長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

3 「乙1種」の適用を受けるのは、乙種校の加入者のみだけでなく、社会保障協定等の対象者で短期給付の適用を受ける加入者も含まれる。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/129.xls>

第129表 私立学校教職員共済平均標準給与月額（学校種別）

年度末現在

区分	合計	甲1・2種		乙1・2種	丙1・2・4・5種	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成22年度 (2010)	378,776	380,442	366,584	446,899	482,758	302,466	378,113	367,359
23 (2011)	377,432	378,959	365,293	450,767	484,250	300,926	376,762	366,072
24 (2012)	376,570	378,174	364,687	449,673	484,305	299,120	375,903	365,461
25 (2013)	375,184	376,668	363,362	447,555	484,752	299,453	374,515	364,137
26 (2014)	375,330	376,814	363,422	443,589	485,146	299,686	374,675	364,181
平成26年度								
大 学	439,837	437,772	415,177	582,274	524,809	—	439,176	416,031
短 大	402,995	402,999	393,615	432,540	379,849	—	403,649	393,228
高 専	462,241	462,873	456,934	400,000	—	—	462,241	456,934
高 校	400,753	400,456	393,868	385,103	502,988	—	400,336	394,315
中 学	420,324	420,124	412,410	314,905	477,955	—	419,846	412,951
小 学	399,584	399,013	392,557	396,432	465,000	—	398,997	393,206
幼 稚 園	233,389	232,003	229,944	315,165	199,333	—	233,390	229,943
特 別 支 援	303,995	303,733	303,436	410,000	—	—	303,995	303,436
各 種	340,421	338,929	324,480	403,291	—	—	340,421	324,480
専 修	339,161	337,886	329,598	383,871	403,175	—	338,449	330,416
事 業 団	382,073	381,705	363,362	436,727	—	—	382,073	363,362
任 継	299,686	—	—	—	—	299,686	299,686	—

(注) 組合員の適用種別は、以下のとおり。

甲1・2種加入者：短期・長期適用

乙1・2種加入者：短期のみ適用

丙1・2・4・5種加入者：長期のみ適用

任意継続加入者：退職後、引き続き2年間のみ短期のみ適用

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/130.xls>

第130表 私立学校教職員共済加入者数（標準給与等級別）

平成26年度末現在

標準給与		短期（除任継）			長期			任継給与	任継		
等級	月額 (千円)	計	男	女	計	男	女		計	男	女
総数		519,741	231,879	287,862	517,079	229,328	287,751	総数	20,072	12,844	7,228
第1級	98	1,429	531	898	1,260	432	828	94以下	168	89	79
2	104	628	156	472	594	127	467	98	81	55	26
3	110	1,254	374	880	1,214	341	873	100	39	18	21
4	118	1,708	398	1,310	1,638	350	1,288	104	38	21	17
5	126	2,552	706	1,846	2,490	659	1,831	105	65	33	32
6	134	3,548	849	2,699	3,484	799	2,685	110	61	28	33
7	142	4,039	866	3,173	4,031	801	3,230	112	79	40	39
8	150	5,765	1,122	4,643	5,653	1,031	4,622	118	93	47	46
9	160	8,329	1,367	6,962	8,228	1,284	6,944	119	76	35	41
10	170	10,689	1,492	9,197	10,593	1,412	9,181	126	166	85	81
11	180	13,566	1,798	11,768	13,466	1,708	11,758	133	73	39	34
12	190	15,844	1,965	13,879	15,749	1,892	13,857	134	135	70	65
13	200	25,928	3,816	22,112	25,694	3,649	22,045	140	167	101	66
14	220	32,315	6,262	26,053	32,129	6,101	26,028	142	134	72	62
15	240	28,254	7,483	20,771	28,157	7,372	20,785	150	179	102	77
16	260	26,292	8,799	17,493	26,141	8,651	17,490	154	226	128	98
17	280	24,013	8,824	15,189	23,933	8,731	15,202	160	265	140	125
18	300	23,715	9,030	14,685	23,606	8,923	14,683	168	173	109	64
19	320	22,622	8,899	13,723	22,528	8,808	13,720	170	244	120	124
20	340	21,365	8,905	12,460	21,319	8,849	12,470	180	294	130	164
21	360	20,424	8,966	11,458	20,331	8,883	11,448	182	219	130	89
22	380	23,201	10,792	12,409	23,133	10,732	12,401	190	337	148	189
23	410	25,350	12,930	12,420	25,224	12,802	12,422	196	201	123	78
24	440	23,320	12,900	10,420	23,233	12,807	10,426	200	595	292	303
25	470	21,701	13,040	8,661	21,628	12,974	8,654	210	216	143	73
26	500	19,982	12,798	7,184	19,923	12,716	7,207	220	788	361	427
27	530	17,959	12,125	5,834	17,966	12,106	5,860	224	199	120	79
28	560	15,858	11,156	4,702	15,840	11,094	4,746	238	181	107	74
29	590	14,151	10,509	3,642	14,191	10,516	3,675	240	608	309	299
30	620	12,065	9,212	2,853	63,703	52,778	10,925	252	198	123	75
31	650	10,124	8,047	2,077	—	—	—	260	662	393	269
32	680	8,714	7,047	1,667	—	—	—	266	234	140	94
33	710	8,195	6,806	1,389	—	—	—	280	543	285	258
34	750	7,653	6,547	1,106	—	—	—	287	307	188	119
35	790	5,619	5,031	588	—	—	—	300	526	279	247
36	830	3,947	3,506	441	—	—	—	308	372	228	144
37	880	2,387	2,138	249	—	—	—	320	467	250	217
38	930	1,451	1,313	138	—	—	—	329	384	245	139
39	980	969	860	109	—	—	—	340	431	212	219
40	1,030	697	630	67	—	—	—	350	455	302	153
41	1,090	613	545	68	—	—	—	360	365	188	177
42	1,150	425	380	45	—	—	—	371	519	350	169
43	1,210	1,081	959	122	—	—	—	377	8,509	6,466	2,043

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/131.xls>



第131表 私立学校教職員共済短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(単位 金額:千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	10,161,993	10,521,216	10,890,833	10,964,689	11,214,680
	金額	107,213,451	110,913,968	114,773,756	117,005,094	120,546,756
組 合 員 分	件数	5,950,253	6,185,579	6,422,828	6,516,410	6,692,438
	金額	62,998,660	65,846,298	68,402,238	70,786,768	73,584,389
療 養 の 給 付	件数	4,047,204	4,171,415	4,296,721	4,356,172	4,459,735
	日数	6,674,412	6,764,536	6,858,597	6,882,940	6,963,317
	金額	48,010,788	49,688,843	51,514,378	53,068,691	55,126,002
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	391	502	620	653	767
	日数	2,386	3,064	4,711	4,547	5,162
	金額	17,619	24,564	42,330	39,808	41,610
入 院 時 食 事 ・ 生 活 療 養 費	件数	39,959	40,159	40,596	41,555	42,552
	食事件数	922,448	899,121	899,840	906,159	908,040
	金額	372,439	364,431	364,082	365,483	367,414
調 剤	件数	1,650,920	1,748,319	1,838,295	1,881,101	1,951,256
	金額	10,608,130	11,693,699	12,162,708	12,851,802	13,328,655
療 養 費	件数	243,592	257,002	275,746	269,478	271,071
	金額	1,099,204	1,091,872	1,139,157	1,125,403	1,154,241
調 剤 費	件数	749	871	3,224	670	739
	金額	3,808	3,900	10,537	2,459	3,520
移 送 料	件数	1	4	8	5	4
	金額	46	110	291	97	544
出 産 費	件数	6,899	6,933	7,658	7,806	8,343
	金額	2,861,810	2,952,271	3,140,974	3,306,775	3,536,289
埋 葬 料	件数	497	533	556	525	523
	金額	24,815	26,608	27,780	26,250	26,115
被 扶 養 者 分	件数	4,168,202	4,290,090	4,423,519	4,403,629	4,477,650
	金額	41,159,761	42,170,593	43,637,235	43,624,219	44,457,796
療 養 の 給 付	件数	2,789,133	2,852,195	2,920,480	2,905,842	2,940,094
	日数	4,829,532	4,833,484	4,883,033	4,788,090	4,783,077
	金額	31,341,079	31,872,407	33,194,102	33,055,407	33,657,421
訪 問 看 護 療 養 の 給 付	件数	1,729	1,939	2,142	2,389	2,617
	日数	11,448	11,757	12,391	14,302	15,758
	金額	87,608	90,785	101,306	120,306	135,420
入 院 時 食 事 療 養 費	件数	29,184	28,858	29,186	29,549	28,875
	食事件数	816,704	788,752	782,511	781,355	741,286
	金額	323,280	312,341	310,641	309,972	294,985
調 剤	件数	1,249,498	1,305,425	1,363,937	1,364,382	1,403,390
	金額	6,539,353	7,087,256	7,285,249	7,436,955	7,646,443
療 養 費	件数	121,491	124,380	129,195	125,197	125,700
	金額	668,712	646,359	655,620	634,533	656,447
調 剤 費	件数	769	792	2,340	675	703
	金額	3,350	3,766	6,735	3,211	3,623
移 送 料	件数	1	4	8	7	2
	金額	1,004	196	1,322	141	31
家 族 出 産 費	件数	5,219	5,021	5,099	4,845	4,815
	金額	2,177,274	2,140,782	2,066,359	2,049,092	2,046,974
家 族 埋 葬 料	件数	362	334	318	292	329
	金額	18,100	16,700	15,900	14,600	16,450
組 合 員 及 び 被 扶 養 者 分	件数	43,538	45,547	44,486	44,650	44,592
	金額	2,136,150	1,990,015	1,818,684	1,691,019	1,596,419
高 額 療 養 費	件数	43,538	45,547	44,486	44,650	44,592
	金額	2,136,150	1,990,015	1,818,684	1,691,019	1,596,419
支 払 基 金 審 査 費		918,880	907,062	915,600	903,089	908,151

- (注) 1 「入院時食事・生活療養費」、「家族入院時食事療養費」の件数・日数は、「(家族)療養の給付」の再掲であり合計には含まれていない。  
2 「入院時食事・生活療養費」は、70歳未満の組合員に係る「入院時食事療養費」と70歳以上の療養病床に入院する組合員及び被扶養者に係る「入院時食事・生活療養費」の合計である。  
3 平成25年度の「療養費」には、外来の東日本大震災に係る概算払い分を含む。  
4 平成26年度の「療養の給付」には、東日本大震災に係る未確定レセプト請求分を含む(食事療養費及び生活療養費は入院に含む)。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	18,160	18,397	19,282	20,259	21,189
	日数	537,284	546,886	575,009	611,220	645,628
	金額	5,046,957	5,154,619	5,349,559	5,737,896	6,181,862
傷病手当金	件数	13,906	14,028	14,606	15,167	15,755
	日数	268,833	270,978	280,423	289,870	301,147
	金額	2,709,445	2,742,157	2,780,663	2,899,881	3,058,864
出産手当金	件数	4,241	4,364	4,672	5,092	5,434
	日数	268,188	275,803	294,516	321,350	344,481
	金額	2,335,808	2,411,625	2,568,340	2,838,015	3,122,997
休業手当金	件数	13	5	4	—	—
	日数	263	105	70	—	—
	金額	1,704	836	556	—	—

## (iii) 災害給付

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	27	3,429	345	77	31
	金額	19,569	1,440,896	137,894	38,554	18,743
弔 慰 金	件数	—	3	4	1	1
	金額	—	820	2,051	170	440
家族弔慰金	件数	1	6	1	1	4
	金額	350	1,386	308	392	931
災害見舞金	件数	26	3,420	340	75	26
	金額	19,219	1,438,690	135,535	37,992	17,372

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/132.xls>

第132表 私立学校教職員共済短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況（診療費分）

（単位 金額：千円）

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
組 合 員 分	件数	4,047,204	4,171,415	4,296,721	4,356,172	4,459,735
	日数	6,674,412	6,764,536	6,858,597	6,882,940	6,963,317
	金額	48,010,788	49,688,843	51,514,378	53,068,691	55,126,002
一 般 診 療	件数	3,245,161	3,343,758	3,443,769	3,478,542	3,541,345
	日数	5,063,453	5,142,446	5,223,075	5,232,182	5,274,316
	金額	41,163,741	42,705,490	44,303,625	45,782,069	47,507,696
入 院	件数	44,226	44,602	45,279	46,403	47,554
	日数	407,797	402,472	400,226	404,602	406,756
	金額	15,918,162	16,470,639	17,241,619	18,092,558	18,849,358
入 院 外	件数	3,200,935	3,299,156	3,398,490	3,432,139	3,493,791
	日数	4,655,656	4,739,974	4,822,849	4,827,580	4,867,560
	金額	25,245,579	26,234,851	27,062,005	27,689,511	28,658,338
歯 科 診 療	件数	802,043	827,657	852,952	877,630	918,390
	日数	1,610,959	1,622,090	1,635,522	1,650,758	1,689,001
	金額	6,847,048	6,983,353	7,210,753	7,286,622	7,618,306
被 扶 養 者 分	件数	2,789,133	2,852,195	2,920,480	2,905,842	2,940,094
	日数	4,829,532	4,833,484	4,883,033	4,788,090	4,783,077
	金額	31,341,079	31,872,407	33,194,102	33,055,407	33,657,421
一 般 診 療	件数	2,272,804	2,325,126	2,381,084	2,354,633	2,376,839
	日数	3,884,346	3,894,340	3,942,634	3,849,593	3,848,447
	金額	27,405,993	27,887,438	29,111,689	28,952,667	29,457,902
入 院	件数	33,680	33,455	33,968	34,165	33,505
	日数	355,336	343,916	342,335	340,410	326,558
	金額	11,224,632	11,349,639	12,112,044	12,140,467	12,245,956
入 院 外	件数	2,239,124	2,291,671	2,347,116	2,320,468	2,343,334
	日数	3,529,010	3,550,424	3,600,299	3,509,183	3,521,889
	金額	16,181,361	16,537,798	16,999,645	16,812,200	17,211,946
歯 科 診 療	件数	516,329	527,069	539,396	551,209	563,255
	日数	945,186	939,144	940,399	938,497	934,630
	金額	3,935,087	3,984,969	4,082,413	4,102,740	4,199,519

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/133.xls>

第133表 私立学校教職員共済短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	
<b>《組合員分》</b>						
診療費	1000人当件数	8,058.03	8,182.31	8,316.53	8,298.92	8,335.00
	1件当日数	1.65	1.62	1.60	1.58	1.56
	1件当金額	11,863	11,912	11,989	12,182	12,361
	1人当金額	95,590	97,466	99,709	101,101	103,028
一般診療	1000人当件数	6,461.16	6,558.84	6,665.60	6,626.96	6,618.58
	1件当日数	1.56	1.54	1.52	1.50	1.49
	1件当金額	12,685	12,772	12,865	13,161	13,415
	1人当金額	81,958	83,768	85,752	87,219	88,789
入院	1000人当件数	88.05	87.49	87.64	88.40	88.88
	1件当日数	9.22	9.02	8.84	8.72	8.55
	1件当金額	359,928	369,280	380,786	389,901	396,378
	1人当金額	31,693	32,307	33,372	34,468	35,228
入院外	1000人当件数	6,373.10	6,471.36	6,577.96	6,538.55	6,529.71
	1件当日数	1.45	1.44	1.42	1.41	1.39
	1件当金額	7,887	7,952	7,963	8,068	8,203
	1人当金額	50,264	51,460	52,380	52,751	53,561
歯科診療	1000人当件数	1,596.88	1,623.46	1,650.93	1,671.97	1,716.42
	1件当日数	2.01	1.96	1.92	1.88	1.84
	1件当金額	8,537	8,437	8,454	8,303	8,295
	1人当金額	13,633	13,698	13,957	13,882	14,238
出産費	1000人当件数	13.74	13.60	14.82	14.87	15.59
埋葬料	1000人当件数	10.39	9.85	9.87	9.23	9.00
<b>《被扶養者分》</b>						
診療費	1000人当件数	5,553.20	5,594.63	5,652.75	5,535.91	5,494.88
	1件当日数	1.73	1.69	1.67	1.65	1.63
	1件当金額	11,237	11,175	11,366	11,376	11,448
	1人当金額	62,400	62,518	64,249	62,974	62,904
一般診療	1000人当件数	4,525.18	4,560.78	4,608.72	4,485.80	4,442.18
	1件当日数	1.71	1.67	1.66	1.63	1.62
	1件当金額	12,058	11,994	12,226	12,296	12,394
	1人当金額	54,566	54,702	56,347	55,158	55,055
入院	1000人当件数	67.06	65.62	65.75	65.09	62.62
	1件当日数	10.55	10.28	10.08	9.96	9.75
	1件当金額	333,273	339,251	356,572	355,348	365,496
	1人当金額	22,348	22,263	23,444	23,129	22,887
入院外	1000人当件数	4,458.12	4,495.16	4,542.97	4,420.71	4,379.56
	1件当日数	1.58	1.55	1.53	1.51	1.50
	1件当金額	7,227	7,216	7,243	7,245	7,345
	1人当金額	32,217	32,439	32,904	32,029	32,168
歯科診療	1000人当件数	1,028.02	1,033.86	1,044.03	1,050.11	1,052.69
	1件当日数	1.83	1.78	1.74	1.70	1.66
	1件当金額	7,621	7,561	7,568	7,443	7,456
	1人当金額	7,835	7,817	7,902	7,816	7,849
家族出産費	1000人当件数	10.39	9.85	9.87	9.23	9.00
家族埋葬料	1000人当件数	0.72	0.66	0.62	0.56	0.61

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」「1人当金額」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

## (ii) 休業給付

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計					
1000人当件数	36.16	36.09	37.32	38.60	39.60
1件当日数	29.59	29.73	29.82	30.17	30.47
1日当金額	9,393	9,425	9,303	9,388	9,575
傷病手当金					
1000人当件数	27.69	27.52	28.27	28.89	29.45
1件当日数	19.33	19.32	19.20	19.11	19.11
1日当金額	10,079	10,119	9,916	10,004	10,157
出産手当金					
1000人当件数	8.44	8.56	9.04	9.70	10.16
1件当日数	63.24	63.20	63.04	63.11	63.39
1日当金額	8,710	8,744	8,721	8,832	9,066
休業手当金					
1000人当件数	0.03	0.01	0.01	—	—
1件当日数	20.23	21.00	17.50	—	—
1日当金額	6,481	7,965	7,944	—	—

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

## (iii) 災害給付

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計					
1000人当件数	0.05	6.73	0.67	0.15	0.06
1件当金額	724,778	420,209	399,693	500,701	604,613
弔 慰 金					
1000人当件数	—	0.01	0.01	0.00	0.00
1件当金額	—	273,333	512,750	170,000	440,000
家族弔慰金					
1000人当件数	0.00	0.01	0.00	0.00	0.01
1件当金額	350,000	231,000	308,000	392,000	232,750
災害見舞金					
1000人当件数	0.05	6.71	0.66	0.14	0.05
1件当金額	739,192	420,669	398,632	506,560	668,154

(注) 1 短期部門給付決定状況等より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

2 「1000人当件数」は、各年4月～3月の平均加入者数を使用し算出。

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/134.xls>

第134表 私立学校教職員共済長期部門支給決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数	1,981,491	2,100,068	2,221,728	2,337,421	2,426,974
	金額	267,082,770	271,783,041	279,820,090	286,665,827	286,362,923
退職共済年金	件数	1,549,271	1,664,216	1,778,189	1,887,180	1,970,621
	金額	208,764,625	214,115,102	222,857,115	230,343,783	230,843,112
障害共済年金	件数	11,170	11,872	12,453	12,915	13,425
	金額	1,916,442	2,035,474	2,069,911	2,178,670	2,288,795
遺族共済年金	件数	316,552	329,700	346,473	361,737	375,799
	金額	35,991,827	37,228,950	38,423,291	39,465,005	40,107,781
退職年金	件数	36,238	33,359	30,705	28,165	25,594
	金額	12,278,511	11,162,008	10,006,235	8,988,833	8,079,211
減額退職年金	件数	1,943	1,882	1,817	1,745	1,640
	金額	474,052	453,941	432,642	405,794	374,682
通算退職年金	件数	36,675	31,811	27,243	23,004	19,041
	金額	3,503,137	2,923,495	2,488,837	2,066,038	1,694,235
返還一時金	件数	38	34	21	7	11
	金額	30,156	49,752	21,799	4,512	12,231
脱退一時金	件数	28	24	19	8	9
	金額	82,757	65,097	57,975	34,573	19,954
新脱退一時金	件数	208	232	222	204	213
	金額	115,188	145,390	147,016	127,123	145,615
障害年金	件数	1,878	1,756	1,641	1,524	1,418
	金額	521,874	470,843	427,160	394,407	352,100
障害一時金	件数	—	—	1	1	—
	金額	—	—	2,488	2,221	—
遺族年金	件数	19,153	17,747	16,468	15,264	14,239
	金額	2,980,143	2,757,320	2,561,113	2,374,389	2,201,753
通算遺族年金	件数	8,183	7,307	6,379	5,597	4,905
	金額	394,231	351,324	304,404	267,263	231,372
死亡一時金	件数	—	1	—	—	—
	金額	—	58	—	—	—
特例死亡一時金	件数	—	1	—	—	—
	金額	—	405	—	—	—
恩給財団給付年金	件数	153	126	95	70	58
	金額	28,695	23,881	17,840	13,215	10,949
恩給財団給付一時扶助金	件数	1	—	2	—	1
	金額	1,133	—	2,265	—	1,133

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/135.xls>

第135表 私立学校教職員共済長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	50,548	49,688	57,461	49,226	55,769
金額	36,732,298	37,133,677	41,907,382	35,023,880	36,926,296
退職共済年金 人員	45,669	44,559	51,499	43,183	50,381
金額	33,167,521	33,355,884	37,158,824	30,384,033	33,024,809
障害共済年金 人員	323	355	306	304	365
金額	326,396	379,760	337,522	321,539	370,699
遺族共済年金 人員	4,465	4,753	5,638	5,720	5,007
金額	3,201,041	3,373,676	4,392,378	4,296,270	3,513,124
退職年金 人員	3	4	1	2	4
金額	6,041	9,739	2,904	3,472	8,010
減額退職年金 人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算退職年金 人員	75	8	3	1	2
金額	16,013	2,361	1,123	480	1,301
障害年金 人員	6	4	4	9	2
金額	8,445	8,134	5,673	13,776	2,471
遺族年金 人員	6	4	10	4	7
金額	6,346	3,904	8,957	3,562	5,722
通算遺族年金 人員	1	1	—	3	1
金額	494	219	—	748	160

(注) 在職分(既裁定)を除く。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 人員	370,420	389,127	409,276	420,842	440,155
金額	320,782,996	329,190,457	337,249,206	330,862,395	336,498,343
退職共済年金 人員	295,674	313,075	332,334	342,674	360,432
金額	256,611,998	264,876,941	273,064,579	267,002,102	272,461,034
障害共済年金 人員	2,212	2,338	2,396	2,458	2,561
金額	2,214,266	2,329,503	2,385,668	2,416,912	2,485,695
遺族共済年金 人員	55,104	57,888	60,485	63,134	65,811
金額	41,101,075	42,969,654	44,773,121	46,131,045	47,717,880
退職年金 人員	6,009	5,583	5,076	4,689	4,311
金額	12,713,120	11,679,056	10,492,760	9,530,748	8,647,975
減額退職年金 人員	325	313	306	295	283
金額	511,344	488,622	473,379	448,792	427,422
通算退職年金 人員	6,167	5,399	4,574	3,838	3,273
金額	3,692,969	3,214,291	2,717,014	2,265,949	1,899,986
障害年金 人員	322	297	276	262	243
金額	510,952	464,544	426,366	397,374	364,421
遺族年金 人員	3,178	2,973	2,756	2,553	2,400
金額	2,989,532	2,788,999	2,593,819	2,390,776	2,245,415
通算遺族年金 人員	1,401	1,239	1,059	927	831
金額	406,025	353,927	306,642	265,107	237,188
恩給財団年金 人員	28	22	14	12	10
金額	31,716	24,919	15,858	13,592	11,327

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/136.xls>

第136表 私立学校教職員共済長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《年金》					
新 規 裁 定	726,682	747,337	729,319	711,491	662,129
退 職 共 済 年 金	726,259	748,578	721,545	703,611	655,501
障 害 共 済 年 金	1,010,514	1,069,746	1,103,014	1,057,694	1,015,614
遺 族 共 済 年 金	716,918	709,799	779,067	751,096	701,642
退 職 年 金	2,013,733	2,434,775	2,904,200	1,736,000	2,002,525
減 額 退 職 年 金	—	—	—	—	—
通 算 退 職 年 金	213,512	295,063	374,400	480,400	650,600
障 害 年 金	1,407,567	2,033,475	1,418,125	1,530,678	1,235,350
遺 族 年 金	1,057,667	976,050	895,700	890,475	817,371
通 算 遺 族 年 金	493,900	219,200	—	249,333	160,300
年 度 末 現 在	865,998	845,972	824,014	786,191	764,500
退 職 共 済 年 金	867,888	846,049	821,657	779,172	755,929
障 害 共 済 年 金	1,001,024	996,366	995,688	983,284	970,596
遺 族 共 済 年 金	745,882	742,289	740,235	730,685	725,075
退 職 年 金	2,115,680	2,091,896	2,067,132	2,032,576	2,006,025
減 額 退 職 年 金	1,573,367	1,561,092	1,546,991	1,521,328	1,510,324
通 算 退 職 年 金	598,828	595,349	594,013	590,398	580,503
障 害 年 金	1,586,806	1,564,123	1,544,803	1,516,694	1,499,673
遺 族 年 金	940,696	938,109	941,154	936,457	935,590
通 算 遺 族 年 金	289,811	285,655	289,558	285,984	285,425
恩 給 財 団 年 金	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700	1,132,700
《一時金》					
返 還 一 時 金	793,578	1,463,291	1,038,032	644,557	1,111,882
脱 退 一 時 金	2,955,618	2,712,379	3,051,332	4,321,675	2,217,078
新 脱 退 一 時 金	553,790	626,683	662,236	623,151	683,638
障 害 一 時 金	—	—	2,487,500	2,220,600	1,132,700
死 亡 一 時 金	—	58,000	—	—	—
特 例 死 亡 一 時 金	—	404,700	—	—	—
恩 給 財 団 給 付 一 時 扶 助 金	1,132,700	—	1,132,700	—	—

(注) 在職分(既裁定)を除く。

資料：日本私立学校振興・共済事業団「私学共済制度事業統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/137.xls>



第137表 私立学校教職員共済短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
<b>収 入</b>	<b>220,429,888</b>	<b>237,510,850</b>	<b>248,354,369</b>	<b>256,710,735</b>	<b>261,169,384</b>
掛 金 収 入	194,388,790	195,925,882	197,433,375	223,987,707	228,735,534
掛 金	189,512,270	191,105,498	192,546,774	218,395,243	223,186,998
任 継 掛 金	4,876,520	4,820,383	4,886,601	5,592,464	5,548,535
介 護 掛 金 収 入	16,039,270	17,433,657	18,281,791	19,268,445	20,713,182
介 護 掛 金	15,769,501	17,147,398	17,994,848	18,983,812	20,434,682
任 継 介 護 掛 金	269,770	286,259	286,943	284,634	278,500
老健医療費拠出金還付金収益	—	—	11,493	4,365	1,848
高齢者医療運営等事業費助成	—	—	—	—	—
児童育成事業費補助金収益	160,860	80,430	—	—	—
支 払 準 備 金 戻 入	9,419,216	9,881,162	10,370,702	10,540,712	10,758,616
事 業 外 収 益	412,612	319,012	238,688	233,184	215,555
前 期 損 益 修 正 益	9,139	7,125	17,162	25,078	26,746
当 期 損 失 金	—	13,863,583	22,001,159	2,651,242	717,904
<b>支 出</b>	<b>220,429,888</b>	<b>237,510,850</b>	<b>248,354,369</b>	<b>256,710,735</b>	<b>261,169,384</b>
保 健 給 付	107,213,451	110,913,968	114,773,756	117,005,094	120,546,756
休 業 給 付	5,046,957	5,154,619	5,349,559	5,737,896	6,181,862
災 害 給 付	19,569	1,440,896	137,894	38,554	18,743
附 加 給 付	3,877,605	4,633,529	3,850,091	3,848,496	3,608,868
老 人 保 健 拠 出 金	503,596	79,288	1,457	1,285	1,200
退 職 者 給 付 拠 出 金	8,936,660	12,074,873	13,130,013	13,547,855	11,734,614
前 期 高 齢 者 納 付 金	21,190,182	28,675,697	31,685,986	32,926,137	32,747,550
後 期 高 齢 者 支 援 金	39,471,024	44,171,731	47,970,193	50,839,424	51,956,115
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—	—
介 護 納 付 金	16,183,157	17,597,808	18,446,063	19,451,198	20,821,547
そ の 他	2,491,955	2,377,264	2,444,744	2,539,832	2,362,407
支 払 準 備 金 繰 入	9,881,162	10,370,702	10,540,712	10,758,616	11,054,411
前 期 損 益 修 正 損	16,954	20,352	18,476	15,883	22,732
財 産 処 分 損	10,024	124	5,425	464	112,580
当 期 利 益 金	5,587,590	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/138.xls>

第138表 私立学校教職員共済長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
<b>収 入</b>	<b>506,052,445</b>	<b>521,557,520</b>	<b>565,490,492</b>	<b>685,407,267</b>	<b>653,413,669</b>
掛 金 収 入	341,945,065	354,899,644	367,493,584	381,266,360	396,624,402
掛 金	341,945,065	354,899,644	367,493,584	381,266,360	396,624,402
特 別 掛 金	—	—	—	—	—
基 礎 年 金 交 付 金	10,179,531	8,753,418	5,960,536	7,865,238	6,678,257
年 金 特 別 会 計 よ り 受 入	6	12	3	2	・
退 職 一 時 金 等 返 還 金	945,154	878,155	945,617	966,566	899,930
運 用 収 入	42,821,836	40,456,511	79,231,931	181,596,686	128,202,403
事 業 費 国 庫 補 助 金 収 益	102,970,169	109,703,315	104,836,928	105,940,146	113,983,107
都 道 府 県 補 助 金 収 益	6,876,825	6,576,499	6,598,143	6,654,505	6,709,353
助 成 勘 定 よ り 受 入	70,000	100,000	100,000	100,000	100,000
延 滞 金	69,764	56,103	53,521	73,577	71,658
事 業 外 雑 益	486	1,601	559	1,750	3,150
前 期 損 益 修 正 益	173,608	132,261	269,671	108,405	141,407
固 定 資 産 売 却 益	—	—	—	833,862	1
当 期 損 失 金	—	—	—	—	—
<b>支 出</b>	<b>506,052,445</b>	<b>521,557,520</b>	<b>565,490,492</b>	<b>685,407,267</b>	<b>653,413,669</b>
退 職 給 付	225,248,427	228,914,786	236,011,619	241,970,656	241,169,040
障 害 給 付	2,438,316	2,506,317	2,499,558	2,575,298	2,640,895
遺 族 給 付	39,366,200	40,338,057	41,288,807	42,106,658	42,540,905
恩 給 財 団 給 付	29,828	23,881	20,105	13,215	12,082
基 礎 年 金 拠 出 金	205,136,822	215,713,314	206,302,074	208,298,782	224,578,979
年 金 保 険 者 拠 出 金	18,964,329	21,938,653	68,336,795	65,834,596	44,174,370
事 業 外 支 出 等	13,879,509	4,795,718	2,727,908	630,522	1,696,646
固 定 資 産 売 却 損	—	—	—	—	34,197,476
財 産 処 分 損	22,688	961	11,571	18,981	146,201
前 期 損 益 修 正 損	1,225	622	1,535,643	144	38
当 期 利 益 金	965,101	7,325,210	6,756,411	123,958,416	62,257,036
年 度 末 現 在 責 任 準 備 金	—	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/139.xls>

第139表 私立学校教職員共済業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	5,017,968	4,124,364	4,199,108	5,767,042	6,009,064
掛 金	4,607,641	3,298,660	3,217,135	3,247,849	3,290,004
補 助 金	338,114	290,639	290,552	290,525	298,816
利息及び配当金	53,243	43,994	25,757	22,028	20,689
雑 益	18,835	17,332	17,623	17,469	18,910
退職給付引当金戻入	—	—	—	514	—
前期損益修正益	135	181	177	129	4
固定資産売却益	—	—	—	130,265	—
当期損失金	—	473,558	647,864	2,058,263	2,380,641
支 出	5,017,968	4,124,364	4,199,108	5,767,042	6,009,064
一 般 管 理 費	3,975,786	4,123,354	4,192,814	5,722,571	6,002,587
前期損益修正損	898	374	158	128	183
固定資産除却損	6,404	636	6,015	44,333	4,787
財産処分損	211	—	121	10	1,508
当期利益金	1,034,669	—	—	—	—

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/140.xls>

第140表 私立学校教職員共済保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	7,303,086	7,651,574	8,423,444	7,872,514	7,935,462
掛 金	6,950,799	7,275,017	7,351,935	7,422,556	7,518,929
施 設 収 入	51,655	45,337	47,039	49,783	51,659
特定健診国庫補助金	287,703	321,332	272,459	177,483	169,793
受 入 金	・	・	743,175	178,884	148,384
利息及び配当金	12,928	8,661	8,642	6,986	7,887
雑 益	・	・	・	・	1,265
前期損益修正益	0	1,227	194	7,995	37,546
当期損失金	—	—	—	28,826	—
支 出	7,303,086	7,651,574	8,423,444	7,872,514	7,935,462
保 健 事 業 費	2,310,607	2,467,286	2,458,719	2,531,217	2,360,994
特定健康診査等給付費	287,703	321,332	364,706	402,633	401,058
一 般 管 理 費	896,161	957,061	1,034,695	1,264,052	1,148,589
他 経 理 へ の 繰 入	3,286,706	3,545,400	3,624,442	3,544,386	3,247,585
事業資産減価償却費	150,899	122,481	84,020	91,573	91,373
事業外費用	43,417	41,350	39,288	37,215	13,244
前期損益修正損	354	362	540	1,422	411
財産処分損	324	—	183	16	2,522
固定資産除却損	72	67	23,106	—	117
当期利益金	326,842	196,235	793,746	—	669,569

資料：日本私立学校振興・共済事業団調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/141.xls>

## 10 農林漁業団体職員共済組合

第141表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
団 体 数	5,700	5,611	5,553	5,463	5,381
組 合 員 数	414,120	416,393	413,355	410,003	407,973
男	248,735	249,146	246,621	242,771	240,562
女	165,385	167,247	166,734	167,232	167,411
平均標準給与月額	292,316	291,490	290,199	290,319	291,531
男	330,187	328,427	326,448	326,828	327,492
女	235,360	236,466	236,583	237,412	239,857

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/142.xls>

第142表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成25年度末現在

標準給与 月額 (千円)	組合員数			標準給与 月額 (千円)	組合員数		
	計	男	女		計	男	女
総 数	407,973	240,562	167,411				
98	1,539	301	1,238	260	24,317	14,810	9,507
104	1,075	141	934	280	23,444	14,406	9,038
110	2,254	299	1,955	300	21,927	13,973	7,954
118	4,901	725	4,176	320	20,564	13,713	6,851
126	7,167	1,266	5,901	340	18,894	13,189	5,705
134	8,794	1,835	6,959	360	17,611	12,712	4,899
142	10,088	2,357	7,731	380	19,407	14,525	4,882
150	12,260	3,536	8,724	410	19,234	14,912	4,322
160	13,791	4,785	9,006	440	15,131	12,050	3,081
170	13,822	5,629	8,193	470	11,224	8,975	2,249
180	14,439	6,651	7,788	500	7,769	6,149	1,620
190	15,028	7,369	7,659	530	5,465	4,461	1,004
200	23,141	12,309	10,832	560	3,976	3,336	640
220	27,994	15,620	12,374	590	3,007	2,551	456
240	25,545	15,014	10,531	620	14,165	12,963	1,202

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/143.xls>

第143表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	共済年金	移行年金	特例年金	共済年金	移行年金	特例年金
合 計	件数 231	255,955	2,057,530	225	0	2,042,408
	金額 301,184	36,489,073	52,828,980	254,880	0	50,901,157
退職共済年金	件数 78	165,332	1,000,356	73	0	973,492
	金額 25,724	19,479,323	20,325,929	27,848	0	19,702,422
障害共済年金	件数 0	1,781	14,824	0	0	14,039
	金額 0	182,971	605,469	0	0	565,688
遺族共済年金	件数 7	36,870	236,914	0	0	226,417
	金額 2,898	5,291,983	6,558,127	0	0	6,204,547
退職年金	件数 77	28,671	162,709	70	0	147,681
	金額 260,365	8,298,713	4,560,601	210,454	0	4,121,885
減額退職年金	件数 5	4,224	24,877	4	0	23,717
	金額 6,417	881,945	504,139	5,570	0	478,037
通算退職年金	件数 5	7,049	40,441	5	0	35,204
	金額 4,757	521,644	289,812	9,958	0	249,471
退職一時金	件数 58	・	・	70	・	・
	金額 981	・	・	825	・	・
障害年金	件数 0	966	5,445	0	0	5,018
	金額 0	220,813	115,839	0	0	105,864
遺族年金	件数 0	10,040	58,370	0	0	54,490
	金額 0	1,570,486	727,165	0	0	681,125
通算遺族年金	件数 0	1,022	5,872	0	0	5,340
	金額 0	41,195	22,981	0	0	21,048
返還一時金	件数 1	・	・	3	・	・
	金額 42	・	・	225	・	・
死亡一時金	件数 0	・	・	0	・	・
	金額 0	・	・	0	・	・
特例死亡一時金	件数 0	・	・	0	・	・
	金額 0	・	・	0	・	・
特例老齢農林年金	件数 ・	・	498,026	・	・	547,772
	金額 ・	・	7,949,775	・	・	9,373,128
特例老齢農林一時金	件数 ・	・	9,687	・	・	9,223
	金額 ・	・	11,140,680	・	・	9,374,750
特例脱退一時金	件数 ・	・	5	・	・	9
	金額 ・	・	23,452	・	・	18,075
特例返還一時金	件数 ・	・	4	・	・	6
	金額 ・	・	5,011	・	・	5,116

(注) 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、「移行年金」は厚生年金から支給される年金であり、「特例年金」は職域加算部分(3階部分)の給付について農林漁業団体職員共済組合から支給される年金である。「共済年金」は、権利が発生していたにも関わらず未請求だったものである。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/144.xls>

第144表 農林漁業団体職員共済組合金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	28,051	22,504	20,646	20,462	13,383
金額	2,170,710	1,676,148	1,560,480	1,451,126	785,362
退職共済年金 人員	2,426	1,465	702	650	514
金額	37,194	18,364	8,728	8,070	6,019
障害共済年金 人員	22	23	23	12	5
金額	2,214	2,126	2,615	1,122	392
遺族共済年金 人員	40	52	39	25	15
金額	1,461	901	1,884	691	293
退職年金 人員	10	6	6	1	2
金額	1,290	763	868	105	239
通算退職年金 人員	132	85	50	61	36
金額	1,529	688	364	533	308
障害年金 人員	3	5	4	—	—
金額	322	1,605	449	—	—
遺族年金 人員	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—
通算遺族年金 人員	1	3	2	—	2
金額	…	64	17	—	25
特例老齢農林年金 人員	25,417	20,865	19,820	19,713	12,809
金額	2,126,694	1,651,638	1,545,554	1,440,605	778,086
特例老齢農林一時金 人員	・	34,949	17,150	9,636	9,218
金額	・	43,281,816	23,920,630	11,035,211	9,253,707

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。

2 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。そのため、金額合計は年金種別の計とは必ずしも一致しない。

3 「特例老齢農林一時金」は、合計には含まれていない。

(ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	21 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	429,125	404,635	397,594	396,649	389,062
金額	51,581,725	48,667,770	46,449,401	45,390,541	43,971,479
退職共済年金 人員	315,794	297,006	296,176	301,616	299,991
金額	34,274,169	32,269,676	31,137,801	31,094,069	30,601,499
障害共済年金 人員	3,189	3,114	3,034	2,780	2,688
金額	844,611	815,174	784,592	727,899	702,245
遺族共済年金 人員	45,174	43,705	41,897	40,281	38,523
金額	7,739,008	7,426,200	6,968,580	6,639,807	6,286,486
退職年金 人員	35,519	33,095	30,655	28,014	25,683
金額	6,320,289	5,879,926	5,427,046	4,937,749	4,509,034
減額退職年金 人員	4,754	4,568	4,399	4,229	4,047
金額	635,856	610,011	586,803	561,787	537,100
通算退職年金 人員	9,571	8,700	7,770	6,913	6,060
金額	438,123	395,733	353,589	312,764	274,348
障害年金 人員	1,570	1,506	1,400	1,281	1,214
金額	243,897	234,039	217,895	194,973	184,386
遺族年金 人員	12,224	11,687	11,097	10,449	9,859
金額	1,054,509	1,007,574	945,995	896,165	853,093
通算遺族年金 人員	1,330	1,254	1,166	1,086	997
金額	31,262	29,437	27,102	25,328	23,289

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分(3階部分)）の数値である。

2 「退職共済年金」には特例老齢農林年金を含み、「遺族共済年金」には特例遺族農林年金を含む。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/145.xls>

第145表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《年金》					
新 規 裁 定	77,384	74,482	75,583	70,918	58,684
退職共済年金	15,331	12,535	12,433	12,415	11,710
障害共済年金	100,645	92,422	113,713	93,475	78,340
遺族共済年金	36,513	17,327	48,318	27,640	19,540
退職年金	129,000	127,117	144,733	104,700	119,500
通算退職年金	11,585	8,093	7,278	8,744	8,558
障害年金	107,333	320,900	112,350	—	—
遺族年金	—	—	—	—	—
通算遺族年金	…	21,433	8,400	—	12,600
特例老齢農林年金	83,672	79,158	77,980	73,079	60,745
年 度 末 現 在	120,202	120,276	116,826	114,435	113,019
退職共済年金	120,846	119,859	116,545	115,422	115,256
障害共済年金	264,851	261,777	258,600	261,834	261,252
遺族共済年金	171,297	169,897	166,306	164,826	163,176
退職年金	177,941	177,668	177,036	176,260	175,565
減額退職年金	133,752	133,540	133,395	132,842	132,716
通算退職年金	45,776	45,487	45,507	45,243	45,272
障害年金	155,348	155,405	155,639	152,203	151,883
遺族年金	86,265	86,213	85,248	85,766	86,529
通算遺族年金	23,505	23,474	23,243	23,322	23,359
特例老齢農林年金	91,608	91,340	88,344	86,710	85,231
特例遺族農林年金	…	…	…	…	…
《一時金》					
退職一時金	11,605	13,748	13,110	16,906	11,781
返還一時金	849,655	599,707	530,190	42,000	75,000
死亡一時金	388,700	64,264	118,102	—	—
特例死亡一時金	—	—	1,716,167	—	—
特 例 年 金					
特例脱退一時金	4,320,125	3,384,680	4,706,538	4,690,300	2,008,278
特例返還一時金	1,622,467	461,771	1,625,840	1,252,850	852,633
特例老齢農林一時金	・	1,249,282	1,350,429	1,150,065	1,016,453

(注) 1 農林漁業団体職員共済組合は、平成14年4月1日に厚生年金に統合されたため、農林漁業団体職員共済組合から支給される特例年金（職域加算部分（3階部分））の数値である。

2 一時金の特例年金以外は、共済年金（権利が発生していたにも関わらず未請求だったもの）である。

3 「…」は、個人情報保護のために数値が公表されていない。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/146.xls>

第146表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>532,577,411</b>	<b>514,721,765</b>	<b>445,029,505</b>	<b>395,254,534</b>	<b>352,498,416</b>
国庫補助金	1,271,078	1,251,810	1,165,612	1,056,168	1,094,220
負担金収入	29,798,762	29,834,082	29,661,633	29,422,457	29,259,181
給付金返還金	61,785	185,795	228,641	156,115	145,412
雑収入	0	1	8,287	1,092	34
運用収入	5,419,627	4,759,818	4,489,964	4,049,212	3,574,843
責任準備金戻入	420,856,736	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080
不足責任準備金繰入	75,169,169	59,307,708	55,959,764	48,490,659	33,832,646
事業外収益	255	—	—	—	—
固定資産売却益	—	—	—	—	—
旧福祉経理より受入	—	—	—	—	—
<b>支 出</b>	<b>532,577,411</b>	<b>514,721,765</b>	<b>445,029,505</b>	<b>395,254,534</b>	<b>352,498,416</b>
退職給付金	38,051,916	75,606,893	63,681,169	45,089,764	43,575,456
障害給付金	858,786	816,918	772,782	721,230	671,545
遺族給付金	8,649,455	8,258,363	7,771,789	7,310,867	6,906,711
その他事業費用	50,320	116,121	195,160	39,187	38,235
業務経理へ繰入金	1,740,217	1,226,012	1,212,518	1,529,109	2,035,535
責任準備金繰入	419,382,551	353,515,604	312,078,830	284,592,080	250,779,439
不足責任準備金戻入	63,835,020	75,169,169	59,307,708	55,959,764	48,490,659
事業外費用	6,404	10,368	7,047	11,978	—
前期損益修正損	2,742	2,317	2,503	555	836
<b>年度末現在給付準備金</b>	<b>419,382,551</b>	<b>353,515,604</b>	<b>312,078,830</b>	<b>284,592,080</b>	<b>250,779,439</b>

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/147.xls>

第147表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>2,224,673</b>	<b>2,058,803</b>	<b>1,969,083</b>	<b>1,815,039</b>	<b>2,314,534</b>
国庫補助金	303,826	301,054	264,314	255,427	250,152
事務受託料	501,110	489,929	454,021	—	—
給付経理より受入	1,381,196	1,226,012	1,212,085	1,528,448	2,035,417
資産見返繰入金戻入	22,799	29,035	29,357	27,979	27,830
受取利息	14,097	12,393	8,922	2,966	764
雑益	1,645	379	384	218	372
<b>支 出</b>	<b>2,224,673</b>	<b>2,058,803</b>	<b>1,969,083</b>	<b>1,815,039</b>	<b>2,314,534</b>
人件費	954,383	940,594	894,428	735,124	677,971
事務費	1,247,491	1,089,174	1,045,748	1,051,936	1,608,734
減価償却費	17,986	29,035	28,759	27,882	27,811
雑損	4,813	—	148	98	19

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/148.xls>



## 11 船員保険

第148表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《船舶所有者数》					
普通保険	6,066	6,001	5,924	5,819	5,782
漁船					
漁船(い)	159	154	148	150	152
漁船(ろ)	2,278	2,257	2,230	2,195	2,165
その他の	3,692	3,593	3,553	3,481	3,472
失業保険	.	.	.	.	.
《被保険者数》					
普通保険					
強制適用	56,698	56,225	55,214	54,674	54,461
漁船					
漁船(い)	1,287	1,468	1,401	1,551	1,593
漁船(ろ)	16,591	16,349	15,791	15,201	14,865
その他の	38,820	38,408	38,022	37,922	38,003
任意継続適用	4,150	3,756	3,508	3,557	3,398
失業保険	.	.	.	.	.
《被扶養者数》	79,663	76,344	73,468	71,237	69,288
扶養率	1.314	1.277	1.256	1.229	1.204
《平均標準報酬月額》					
普通保険					
強制適用	395,175	392,609	392,249	394,253	398,720
漁船					
漁船(い)	396,486	391,080	381,932	377,375	378,879
漁船(ろ)	353,160	349,879	351,896	359,327	367,445
その他の	413,088	410,856	409,388	408,943	411,785
任意継続適用	328,382	323,595	306,302	308,071	326,115
失業保険	.	.	.	.	.

(注) 1 船舶所有者数の「漁船」「その他」は延数である。

2 平成22年1月より失業部門は、雇用保険に統合された。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/149.xls>

第149表 船員保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成25年度末現在

標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)				標準報酬 月額(千円)	普通保険(強制適用)			
	合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他		合計	漁船(い)	漁船(ろ)	その他
総数	54,461	1,593	14,865	38,003					
58	304	11	177	116	360	2,992	100	518	2,374
68	44	2	29	13	380	3,239	118	464	2,657
78	86	2	42	42	410	4,241	136	763	3,342
88	61	1	28	32	440	3,461	109	616	2,736
98	547	6	179	362	470	2,971	85	517	2,369
104	134	2	63	69	500	2,719	56	517	2,146
110	189	—	142	47	530	2,001	45	368	1,588
118	467	—	403	64	560	1,741	34	356	1,351
126	574	3	542	29	590	1,375	19	277	1,079
134	357	2	319	36	620	1,060	30	207	823
142	228	2	185	41	650	811	14	193	604
150	696	11	451	234	680	624	8	142	474
160	271	6	197	68	710	651	12	171	468
170	418	4	207	207	750	509	6	149	354
180	875	27	393	455	790	334	9	119	206
190	463	19	247	197	830	251	15	105	131
200	1,496	42	663	791	880	242	3	106	133
220	1,373	47	582	744	930	164	7	68	89
240	1,898	80	535	1,283	980	167	2	79	86
260	2,616	94	876	1,646	1,030	129	1	70	58
280	2,347	118	578	1,651	1,090	132	2	68	62
300	3,598	104	765	2,729	1,150	137	5	53	79
320	2,277	101	471	1,705	1,210	660	7	348	305
340	2,531	86	517	1,928					

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/150.xls>

第150表 船員保険疾病部門給付決定状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 1,507,285 金額 24,850,841	1,467,960 23,131,916	1,451,840 22,750,092	1,438,911 22,118,926	1,412,946 21,761,794
被 保 険 者 分	件数 548,024 金額 13,059,266	528,771 11,370,975	517,714 10,618,875	512,273 10,165,779	507,754 10,076,444
診 療 費	件数 371,778 日数 777,267 金額 7,565,551	351,837 686,828 6,596,125	339,342 640,642 6,433,640	335,828 617,361 6,410,638	331,298 594,276 6,259,131
薬 剤 支 給	件数 151,367 枚数 183,295 金額 1,273,498	151,582 181,211 1,238,371	149,643 177,800 1,324,506	150,833 177,518 1,311,608	151,140 175,707 1,352,810
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 9,408 回数 318,344 金額 170,050	7,365 226,861 115,155	6,837 208,410 105,885	6,799 195,482 97,460	6,517 180,855 90,326
訪 問 看 護 療 養 費	件数 41 日数 259 金額 2,537	40 242 2,334	39 181 1,790	46 150 1,519	58 298 2,797
入 院 時 食 事 療 養 ・ 生 活 療 養 費 (標準負担額差額支給)	件数 — 回数 — 金額 —	— — —	1 3 8	— — —	— — —
療 養 費	件数 11,978 金額 127,743	14,650 116,062	19,378 144,162	17,318 120,619	17,122 99,983
移 送 費	件数 19 金額 11,019	10 2,204	6 1,778	15 8,288	6 2,742
高 額 療 養 費	件数 638 金額 52,575	791 73,924	775 74,804	557 47,071	610 37,093
傷 病 手 当 金	件数 11,972 日数 398,132 金額 3,690,784	8,944 336,347 2,994,038	7,333 262,949 2,242,453	6,409 227,476 1,899,012	6,359 232,331 1,970,744
傷 病 手 当 金 (職務上)	件数 4,799 日数 159,129 金額 1,875,120	2,209 89,567 1,110,222	1,025 42,489 529,044	643 26,459 320,210	495 23,635 292,667
休 業 手 当 金	件数 ・ 日数 ・ 金額 ・	693 27,821 92,002	962 39,063 138,035	1,071 41,444 151,471	954 35,134 128,935
葬 祭 料	件数 222 金額 159,760	192 124,462	207 139,101	156 103,060	167 113,043
葬 祭 料 (職務上)	件数 52 金額 47,137	15 12,054	12 12,877	6 5,962	14 11,778
出 産 育 児 一 時 金	件数 5 金額 1,840	15 6,240	11 4,620	12 5,010	16 6,720
出 産 手 当 金	件数 4 日数 1,043 金額 3,909	17 1,516 10,057	17 769 8,095	28 1,562 10,022	24 1,620 12,122
被 扶 養 者 分	件数 882,974 金額 10,196,045	867,508 10,185,755	863,787 10,533,248	855,766 10,407,915	834,461 10,189,189
診 療 費	件数 597,577 日数 1,115,553 金額 7,880,580	575,478 1,069,541 7,752,362	567,018 1,038,707 7,960,465	560,385 1,007,937 7,930,402	544,978 964,987 7,717,346
薬 剤 支 給	件数 264,926 枚数 353,731 金額 1,558,431	267,479 357,425 1,549,676	267,275 354,879 1,650,556	269,128 352,889 1,655,122	263,905 341,151 1,659,491
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給除く)	件数 8,764 回数 299,188 金額 119,069	8,415 279,199 110,812	8,405 272,402 111,664	8,058 263,430 104,970	7,858 253,492 101,123

第2部 社会保障関係統計資料編

訪問看護療養費	件数	333	338	362	324	325
	日数	2,142	2,141	2,039	1,737	1,664
	金額	14,840	15,243	14,889	13,020	12,317
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給)	件数	1	—	—	—	—
	回数	13	—	—	—	—
	金額	1	—	—	—	—
療養費	件数	17,856	21,645	26,752	23,920	22,921
	金額	101,505	123,280	142,605	123,911	113,845
移送費	件数	2	2	6	3	3
	金額	24	44	72	42	47
高額療養費	件数	1,160	1,303	1,039	755	1,101
	金額	75,256	88,215	67,789	41,165	59,381
家族葬祭料	件数	148	124	183	110	99
	金額	76,526	68,734	101,820	60,662	54,939
家族出産育児一時金	件数	971	1,139	1,152	1,141	1,129
	金額	369,813	477,390	483,390	478,620	470,700
高齢受給者分(一般)	件数	68,950	63,864	62,441	62,542	60,705
	金額	1,429,427	1,396,109	1,412,007	1,321,213	1,264,689
診療費	件数	46,417	42,258	41,008	40,853	39,398
	日数	117,561	109,004	103,331	96,987	88,776
	金額	1,154,826	1,141,859	1,144,481	1,067,096	1,007,931
薬剤支給	件数	22,503	21,594	21,393	21,671	21,293
	枚数	31,284	29,775	29,041	28,787	27,559
	金額	247,452	229,088	240,414	233,405	239,901
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	1,421	1,291	1,243	1,118	1,021
	回数	59,586	56,904	54,669	43,704	36,374
	金額	25,433	24,019	24,498	19,187	15,421
訪問看護療養費	件数	30	12	40	18	14
	日数	211	148	313	176	168
	金額	1,716	1,143	2,614	1,525	1,436
高齢受給者分(一定以上所得者)	件数	6,926	7,239	7,335	7,823	8,531
	金額	133,863	130,514	141,833	189,990	161,373
診療費	件数	4,692	4,859	4,960	5,229	5,628
	日数	10,288	10,099	10,403	11,679	12,244
	金額	108,878	105,761	116,490	162,819	129,957
薬剤支給	件数	2,234	2,380	2,375	2,594	2,903
	枚数	2,884	2,973	2,921	3,166	3,491
	金額	23,160	23,324	23,316	24,350	29,502
入院時食事療養・生活療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	118	106	112	187	142
	回数	3,530	2,805	4,044	6,337	4,479
	金額	1,824	1,429	2,027	2,821	1,913
世帯合算高額療養費	件数	411	578	563	507	1,495
	金額	32,241	48,563	44,128	34,030	70,100

- (注) 1 「傷病手当金(職務上)」「葬祭料(職務)  
 2 被保険者分及び被扶養者分の「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給)」「療養費」「移送費」「高額療養費」「傷病手当金」「(家族)葬祭料」「(家族)出産育児一時金」「出産手当金」には、高齢受給者分が含まれている。  
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」及び「入院時食事療養・生活療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び回数は診療費の再掲であり、件数及び日数の合計には含まれていない。  
 4 「薬剤支給」の枚数は、処方箋枚数である。  
 5 「高齢受給者(一般)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。  
 6 「高齢受給者(一定以上所得者)」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。  
 7 「傷病手当金(職務上)」の金額には、傷病手当特別支給金を含む。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/151.xls>

第151表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(単位 金額：千円)

区 分		平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
被 保 險 者 分	件数	371,778	351,837	339,342	335,828	331,298	
	日数	777,267	686,828	640,642	617,361	594,276	
	金額	7,565,551	6,596,125	6,433,640	6,410,638	6,259,131	
	一 般 診 療	件数	301,480	283,814	272,769	268,870	265,187
		日数	610,499	528,922	489,688	468,669	449,525
		金額	6,691,112	5,762,998	5,614,588	5,596,578	5,472,709
	入 院	件数	10,455	8,369	7,673	7,630	7,342
		日数	135,604	101,068	91,779	87,292	81,523
		金額	4,030,526	3,259,294	3,158,936	3,246,987	3,157,202
	入 院 外	件数	291,025	275,445	265,096	261,240	257,845
		日数	474,895	427,854	397,909	381,377	368,002
		金額	2,660,586	2,503,704	2,455,652	2,349,591	2,315,507
歯 科 診 療	件数	70,298	68,023	66,573	66,958	66,111	
	日数	166,768	157,906	150,954	148,692	144,751	
	金額	874,439	833,128	819,052	814,061	786,422	
被 扶 養 者 分	件数	597,577	575,478	567,018	560,385	544,978	
	日数	1,115,553	1,069,541	1,038,707	1,007,937	964,987	
	金額	7,880,580	7,752,362	7,960,465	7,930,402	7,717,346	
	一 般 診 療	件数	496,151	477,403	468,056	462,577	448,965
		日数	900,445	865,347	838,845	815,796	779,501
		金額	6,986,038	6,884,440	7,070,654	7,057,127	6,903,735
	入 院	件数	9,787	9,450	9,448	9,093	8,894
		日数	121,682	113,057	110,998	107,311	104,771
		金額	3,082,666	3,102,309	3,279,686	3,311,838	3,307,724
	入 院 外	件数	486,364	467,953	458,608	453,484	440,071
		日数	778,763	752,290	727,847	708,485	674,730
		金額	3,903,372	3,782,131	3,790,968	3,745,289	3,596,011
歯 科 診 療	件数	101,426	98,075	98,962	97,808	96,013	
	日数	215,108	204,194	199,862	192,141	185,486	
	金額	894,542	867,921	889,811	873,275	813,612	
高 齢 受 給 者 分 ( 一 般 )	件数	46,417	42,258	41,008	40,853	39,398	
	日数	117,561	109,004	103,331	96,987	88,776	
	金額	1,154,826	1,141,859	1,144,481	1,067,096	1,007,931	
	一 般 診 療	件数	42,390	38,401	36,814	36,318	34,901
		日数	107,741	99,540	93,188	86,199	78,559
		金額	1,097,406	1,084,116	1,082,317	1,001,785	948,157
	入 院	件数	1,484	1,356	1,301	1,172	1,065
		日数	22,956	22,030	20,736	16,531	14,125
		金額	617,624	618,930	609,192	550,792	520,086
	入 院 外	件数	40,906	37,045	35,513	35,146	33,836
		日数	84,785	77,510	72,452	69,668	64,434
		金額	479,782	465,186	473,125	450,993	428,071
歯 科 診 療	件数	4,027	3,857	4,194	4,535	4,497	
	日数	9,820	9,464	10,143	10,788	10,217	
	金額	57,420	57,744	62,164	65,311	59,773	

高 齢 受 給 者 分	件数	4,692	4,859	4,960	5,229	5,628
(一定以上所得者)	日数	10,288	10,099	10,403	11,679	12,244
	金額	108,878	105,761	116,490	162,819	129,957
一 般 診 療	件数	4,138	4,180	4,228	4,443	4,731
	日数	8,879	8,432	8,599	9,787	10,039
	金額	101,831	97,424	107,070	153,108	118,626
入 院	件数	126	113	122	209	166
	日数	1,474	1,231	1,574	2,790	2,055
	金額	53,090	54,608	64,946	109,462	68,793
入 院 外	件数	4,012	4,067	4,106	4,234	4,565
	日数	7,405	7,201	7,025	6,997	7,984
	金額	48,741	42,816	42,124	43,646	49,833
歯 科 診 療	件数	554	679	732	786	897
	日数	1,409	1,667	1,804	1,892	2,205
	金額	7,047	8,337	9,419	9,711	11,331

(注) 1 被保険者分及び被扶養者分は、高齢受給者分を除く。

2 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。

3 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/152.xls>

第152表 船員保険疾病部門給付諸率

(単位 金額：円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	
<b>《被保険者分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	6,146.35	5,923.76	5,836.21	5,840.06	5,811.91
	1件当日数	2.09	1.95	1.89	1.84	1.79
	1件当金額	20,350	18,748	18,959	19,089	18,893
	1人当金額	125,076	111,057	110,650	111,481	109,803
一 般 診 療	1000人当件数	4,984.13	4,778.50	4,691.27	4,675.67	4,652.16
	1件当日数	2.03	1.86	1.80	1.74	1.70
	1件当金額	22,194	20,306	20,584	20,815	20,637
	1人当金額	110,619	97,030	96,563	97,325	96,007
入 院	1000人当件数	172.85	140.91	131.96	132.69	128.80
	1件当日数	12.97	12.08	11.96	11.44	11.10
	1件当金額	385,512	389,448	411,695	425,555	430,019
	1人当金額	66,634	54,876	54,329	56,465	55,386
入 院 外	1000人当件数	4,811.32	4,637.58	4,559.28	4,542.97	4,523.34
	1件当日数	1.63	1.55	1.50	1.46	1.43
	1件当金額	9,142	9,090	9,263	8,994	8,980
	1人当金額	43,986	42,154	42,234	40,859	40,621
歯 科 診 療	1000人当件数	1,162.19	1,145.28	1,144.96	1,164.40	1,159.78
	1件当日数	2.37	2.32	2.27	2.22	2.19
	1件当金額	12,439	12,248	12,303	12,158	11,895
	1人当金額	14,457	14,027	14,087	14,157	13,796
傷 病 手 当 金	1000人当件数	207.09	150.36	124.80	109.71	109.83
	1人当日数	6.47	5.56	4.42	3.86	3.98
	1件当金額	308,285	334,754	305,803	296,304	309,914
葬 祭 料	1000人当件数	3.98	3.26	3.50	2.66	2.88
出 産 手 当 金	1000人当件数	0.07	0.28	0.29	0.48	0.41
	1件当金額	977,275	591,574	476,165	357,945	505,065
<b>《被扶養者分》</b>						
診 療 費	1000人当件数	7,628.21	7,630.19	7,837.81	8,002.17	8,022.19
	1件当日数	1.87	1.86	1.83	1.80	1.77
	1件当金額	13,188	13,471	14,039	14,152	14,161
	1人当金額	100,597	102,788	110,036	113,244	113,601
一 般 診 療	1000人当件数	6,333.47	6,329.84	6,469.87	6,605.51	6,608.84
	1件当日数	1.81	1.81	1.79	1.76	1.74
	1件当金額	14,080	14,421	15,106	15,256	15,377
	1人当金額	89,178	91,280	97,737	100,774	101,624
入 院	1000人当件数	124.93	125.30	130.60	129.85	130.92
	1件当日数	12.43	11.96	11.75	11.80	11.78
	1件当金額	314,976	328,287	347,130	364,218	371,905
	1人当金額	39,351	41,133	45,335	47,292	48,690
入 院 外	1000人当件数	6,208.55	6,204.53	6,339.28	6,475.64	6,477.94
	1件当日数	1.60	1.61	1.59	1.56	1.53
	1件当金額	8,026	8,082	8,266	8,259	8,171
	1人当金額	49,827	50,147	52,402	53,482	52,934
歯 科 診 療	1000人当件数	1,294.73	1,300.36	1,367.94	1,396.68	1,413.33
	1件当日数	2.12	2.08	2.02	1.96	1.93
	1件当金額	8,820	8,850	8,991	8,928	8,474
	1人当金額	11,419	11,508	12,300	12,470	11,977
家 族 葬 祭 料	1000人当件数	1.84	1.60	2.46	1.53	1.42

《高齢受給者分（一般）》							
診 療 費	1000人当件数	17,069.26	16,123.88	15,948.15	16,029.17	16,533.52	
		1件当日数	2.53	2.58	2.52	2.37	2.25
		1件当金額	24,879	27,021	27,909	26,120	25,583
		1人当金額	424,673	435,686	445,093	418,688	422,982
入 院	1000人当件数	545.72	517.39	505.96	459.85	446.93	
		1件当日数	15.47	16.25	15.94	14.10	13.26
		1件当金額	416,189	456,438	468,249	469,959	488,344
		1人当金額	227,123	236,158	236,917	216,110	218,256
入 院 外	1000人当件数	15,042.66	14,134.82	13,811.12	13,789.96	14,199.41	
		1件当日数	2.07	2.09	2.04	1.98	1.90
		1件当金額	11,729	12,557	13,323	12,832	12,651
		1人当金額	176,434	177,495	184,000	176,952	179,642
歯 科 診 療	1000人当件数	1,480.88	1,471.67	1,631.06	1,779.36	1,887.18	
		1件当日数	2.44	2.45	2.42	2.38	2.27
		1件当金額	14,259	14,971	14,822	14,402	13,292
		1人当金額	21,115	22,033	24,176	25,626	25,084
《高齢受給者分（一定以上所得者）》							
診 療 費	1000人当件数	13,953.90	13,135.39	11,983.09	11,352.99	12,103.23	
		1件当日数	2.19	2.08	2.10	2.23	2.18
		1件当金額	23,205	21,766	23,486	31,138	23,091
		1人当金額	323,801	285,905	281,432	353,507	279,478
入 院	1000人当件数	374.72	305.47	294.75	453.77	356.99	
		1件当日数	11.70	10.89	12.90	13.35	12.38
		1件当金額	421,350	483,261	532,342	523,741	414,414
		1人当金額	157,889	147,624	156,905	237,659	147,941
入 院 外	1000人当件数	11,931.60	10,994.37	9,919.87	9,192.69	9,817.20	
		1件当日数	1.85	1.77	1.71	1.65	1.75
		1件当金額	12,149	10,528	10,259	10,309	10,916
		1人当金額	144,955	115,745	101,770	94,763	107,168
歯 科 診 療	1000人当件数	1,647.58	1,835.55	1,768.47	1,706.53	1,929.03	
		1件当日数	2.54	2.46	2.46	2.41	2.46
		1件当金額	12,720	12,278	12,868	12,355	12,633
		1人当金額	20,958	22,536	22,757	21,085	24,369

- (注) 1 「1人当金額」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1000人当件数」及び「1000人当日数」は、年度平均1000人当り件数及び日数である。
- 2 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」は、70歳未満の被保険者数及び被扶養者数で計算している。
- 3 被保険者分及び被扶養者分の「診療費」以外は、高齢受給者分が含まれており老人を含む総数で計算している。
- 4 「高齢受給者分」は、高齢（一般・一定以上所得者）の加入者数で計算している。
- 5 「高齢受給者（一般）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が1割になる者である。
- 6 「高齢受給者（一定以上所得者）」とは、障害認定を受けた者を除く70歳以上75歳未満の者のうち自己負担割合が2割になる者である。
- 7 平成25年度の平均被保険者数：57,003人（70歳未満）、58,404人（総数）  
 平成25年度の平均被扶養者数：67,934人（70歳未満）、69,650人（総数）  
 平成25年度の平均加入者数：2,383人（高齢（一般））、465人（高齢（一定以上所得者））

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/153.xls>



第153表 船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況

## (i) 新規裁定分

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	64	54	23	9	21
金額	150,447	134,431	56,013	29,411	50,935
障 害 年 金 人員	9	22	8	3	2
金額	19,485	53,030	17,076	10,706	4,493
遺 族 年 金 人員	55	32	15	6	19
金額	130,962	81,401	38,938	18,706	46,442
合 計 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	3	4	2
金額	—	—	7,093	2,812	2,957
障 害 年 金 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	1	—	2
金額	—	—	4,765	—	2,957
遺 族 年 金 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	2	4	—
金額	—	—	2,328	2,812	—

## (ii) 年度末現在

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 人員	2,289	2,311	2,305	2,276	2,261
金額	4,805,619	4,806,643	4,828,070	4,774,718	4,719,984
障 害 年 金 人員	527	533	532	527	512
金額	1,135,764	1,135,915	1,138,914	1,128,651	1,084,414
遺 族 年 金 人員	1,762	1,778	1,773	1,749	1,749
金額	3,669,855	3,670,728	3,689,156	3,646,067	3,635,571
合 計 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	4	7	10
金額	—	—	9,015	13,429	16,345
障 害 年 金 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	1	1	3
金額	—	—	4,765	4,740	7,407
遺 族 年 金 ( 新 々 法 ) 人員	—	—	3	6	7
金額	—	—	4,249	8,689	8,937

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 「障害年金」「遺族年金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害年金」「遺族年金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/154.xls>

第154表 船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	62	68	19	15	13
件数	62	68	19	15	13
金額	260,974	235,346	106,453	94,823	113,174
障 害 手 当 金	51	64	17	11	6
件数	51	64	17	11	6
金額	169,210	195,164	76,670	54,839	29,381
遺 族 一 時 金	11	3	—	3	3
件数	11	3	—	3	3
金額	91,764	22,182	—	23,443	43,866
そ の 他 の 一 時 金	—	1	2	1	4
件数	—	1	2	1	4
金額	—	18,000	29,783	16,541	39,927
合 計 ( 新 々 法 )	—	5	17	29	109
件数	—	5	17	29	109
金額	—	1,664	7,974	24,873	50,718
障 害 手 当 金 ( 新 々 法 )	—	4	11	26	100
件数	—	4	11	26	100
金額	—	638	4,842	22,433	38,766
遺 族 一 時 金 ( 新 々 法 )	—	1	6	2	7
件数	—	1	6	2	7
金額	—	1,026	3,132	1,890	4,638
そ の 他 の 一 時 金 ( 新 々 法 )	—	—	—	1	2
件数	—	—	—	1	2
金額	—	—	—	550	7,314

(注) 1 船員保険は、雇用保険法の一部を改正する法律（平成22年1月1日施行）により、船員保険の職務上年金部門・年金部門及び失業部門はそれぞれ労災保険及び失業保険に統合された。同法による改正前の船員保険法を「新法」、改正後の船員保険法を「新々法」という。

2 「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、新法によるものである。

3 平成22年1月以降の新法に基づく「障害手当金」「遺族一時金」「その他の一時金」は、平成21年12月以前に発生した職務上の災害による障害及び死亡が支給事由であり、経過措置により、船員保険の職務上給付（労災保険相当分）が労災保険に統合された平成22年1月以降においても、新法の給付基準で全国健康保険協会が支給するものである。

4 新々法は、平成22年1月以降に発生した職務上の災害による障害及び死亡について、労災保険の上乗せとして支給するものである。

5 「その他の一時金」「その他の一時金（新々法）」は、障害差額一時金、障害年金差額一時金、障害前払一時金、遺族年金差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/155.xls>

第155表 船員保険年金部門（職務上）1人当り金額

(i) 年金

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
新 規 裁 定 分					
合 計	2,350,734	2,489,463	2,435,348	3,267,889	2,425,476
障 害 年 金	2,165,000	2,410,455	2,134,500	3,568,667	2,246,500
遺 族 年 金	2,381,127	2,543,781	2,595,867	3,117,667	2,444,316
合 計 ( 新 々 法 )	—	—	2,364,333	703,000	1,478,500
障 害 年 金 ( 新 々 法 )	—	—	4,765,000	—	1,478,500
遺 族 年 金 ( 新 々 法 )	—	—	1,164,000	703,000	—
年 度 末 現 在					
合 計	2,099,440	2,079,897	2,094,607	2,097,855	2,087,565
障 害 年 金	2,155,150	2,131,173	2,140,816	2,141,653	2,117,996
遺 族 年 金	2,082,778	2,064,526	2,080,742	2,084,658	2,078,657
合 計 ( 新 々 法 )	—	—	2,253,750	1,918,429	1,634,500
障 害 年 金 ( 新 々 法 )	—	—	4,765,000	4,740,000	2,469,000
遺 族 年 金 ( 新 々 法 )	—	—	1,416,333	1,448,167	1,276,714

(注) 年金受給権者状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

(ii) 一時金

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	4,209,258	3,460,971	5,602,789	6,321,533	8,705,692
障 害 手 当 金	3,317,843	3,049,438	4,510,000	4,985,364	4,896,833
遺 族 一 時 金	8,342,182	7,394,000	—	7,814,333	14,622,000
そ の 他 の 一 時 金	—	18,000,000	14,891,500	16,541,000	9,981,750
合 計 ( 新 々 法 )	—	332,800	469,059	857,690	465,303
障 害 手 当 金 ( 新 々 法 )	—	159,500	440,182	862,808	387,660
遺 族 一 時 金 ( 新 々 法 )	—	1,026,000	522,000	845,000	662,571
そ の 他 の 一 時 金 ( 新 々 法 )	—	—	—	550,000	3,657,000

(注) 「その他の一時金」は、障害年金差額一時金、遺族年金差額一時金、障害差額一時金、遺族前払一時金の合計である。

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/156.xls>

第156表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
<b>収 入</b>	<b>47,956,646</b>	<b>48,033,999</b>	<b>47,371,875</b>	<b>46,643,953</b>
保 険 料	35,910,506	35,459,055	35,378,945	35,086,433
船 員 保 険 分	32,773,969	32,087,497	31,875,347	31,871,033
介 護 保 険 分	3,136,537	3,371,559	3,503,597	3,215,401
国 庫 補 助 等	3,243,186	3,575,359	3,021,034	2,998,273
職 務 上 年 金 給 付 等 交 付 金	7,799,329	7,959,022	7,164,882	6,283,348
そ の 他 の 収 入	538,495	583,907	742,249	758,064
準 備 金 戻 入	465,130	456,655	1,064,765	1,517,834
<b>支 出</b>	<b>45,849,959</b>	<b>44,669,180</b>	<b>45,935,638</b>	<b>46,280,056</b>
保 険 給 付 費	27,628,934	27,032,980	26,552,058	26,211,784
現 物 給 付	19,084,905	19,244,961	19,239,711	18,771,661
現 金 給 付 等	8,544,029	7,788,019	7,312,347	7,440,123
抛 出 金 等	11,258,003	10,839,648	11,709,766	13,328,871
前 期 高 齢 者 納 付 金	4,735,242	4,008,416	4,260,401	4,526,790
後 期 高 齢 者 支 援 金	5,575,919	5,636,995	6,155,004	6,468,146
老 人 保 健 抛 出 金	15,938	319	271	239
退 職 者 給 付 抛 出 金	930,904	1,193,919	1,294,090	1,333,696
病 床 転 換 支 援 金	—	—	—	—
介 護 納 付 金	3,229,189	3,265,970	3,311,996	3,348,846
業 務 経 理 ・ 一 般 管 理 費	3,510,821	3,251,230	3,188,546	3,253,191
そ の 他 の 支 出	223,012	279,351	1,173,272	1,137,364
<b>差 引 収 支 過 不 足 額</b>	<b>2,106,687</b>	<b>3,364,819</b>	<b>1,436,237</b>	<b>363,897</b>
準 備 金 残 高	36,906,420	39,814,584	40,186,056	39,032,119

資料：全国健康保険協会船員保険部「事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/158.xls>

## 12 雇用保険

第157表 雇用保険適用状況

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《一般、高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》					
適 用 事 業 所 数	2,033,692	2,047,453	2,064,735	2,082,424	2,108,049
新 規 成 立	91,300	91,235	93,701	99,017	101,151
消 滅	82,688	79,228	78,173	83,394	77,254
被 保 険 者 数	38,238,727	38,575,931	38,912,667	39,496,459	40,152,072
資 格 取 得 者 数	615,030	616,127	626,521	642,343	658,030
資 格 喪 失 者 数	553,134	587,293	597,644	593,123	602,450
《日雇労働被保険者関係》					
被 保 険 者 数	20,767	19,796	19,124	18,603	16,834

(注) 1 「適用事業所数」「被保険者数」は、年度末現在。

2 「資格取得者数」「資格喪失者数」は、年度平均。

3 日雇労働被保険者関係の「被保険者数」は、日雇労働被保険者手帳交付数より推計。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/160.xls>

第158表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
徴 収 決 定 済 額	2,356,420,946	2,493,802,060	2,187,414,997	2,172,136,332	2,228,315,537
収 納 済 歳 入 額	2,305,221,943	2,445,420,251	2,143,309,805	2,132,857,157	2,194,576,874
不 納 欠 損 額	6,756,620	5,134,096	5,545,804	5,250,439	4,151,216
収 納 未 済 歳 入 額	44,442,383	43,247,712	38,559,387	34,028,736	29,587,447
収 納 率 (%)	97.8	98.1	98.0	98.2	98.5
日本郵政公社より受入	422,012	442,847	451,053	452,978	446,186

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/161.xls>

第159表 雇用保険適用状況（一般・高齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成26年度末現在

区 分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合 計	2,108,049	1,270,956	639,135	134,391	54,046	9,521
農 業、林 業	20,642	13,956	5,966	625	94	1
漁 業	3,452	2,226	1,078	129	18	1
鉱業、採石業、砂利採取業	2,499	1,170	1,132	166	28	3
建 設 業	326,820	221,405	95,146	8,346	1,705	218
製 造 業	288,722	139,617	103,144	30,750	13,020	2,191
電気・ガス・熱供給・水道業	2,160	1,037	645	254	137	87
情 報 通 信 業	57,228	32,370	17,020	5,071	2,293	474
運 輸 業、郵 便 業	77,139	26,631	33,860	11,645	4,381	622
卸 売 業、小 売 業	384,718	243,828	110,838	20,293	8,042	1,717
金 融 業、保 険 業	24,938	12,530	8,039	2,557	1,337	475
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	55,399	40,253	12,048	2,124	810	164
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	154,381	110,832	36,103	5,135	1,920	391
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	108,599	79,888	23,276	3,867	1,303	265
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	91,914	64,324	21,841	4,422	1,165	162
教 育、学 習 支 援 業	34,485	16,535	13,518	3,085	1,088	259
医 療、福 祉	236,744	120,087	86,471	20,544	8,640	1,002
複 合 サ ー ビ ス 業	34,259	20,005	11,718	1,398	932	206
サ ー ビ ス 業	185,763	115,207	51,684	12,141	5,762	969
公 務	15,138	6,838	4,969	1,716	1,310	305
分 類 不 能	3,049	2,217	639	123	61	9
《被保険者数》						
合 計	40,152,072	2,147,258	7,132,787	7,031,574	10,890,723	12,949,730
農 業、林 業	130,271	21,791	61,400	30,682	15,862	536
漁 業	23,918	2,997	11,776	5,977	2,593	575
鉱業、採石業、砂利採取業	31,804	2,055	13,394	7,892	5,789	2,674
建 設 業	2,308,749	370,749	965,127	399,890	323,270	249,713
製 造 業	8,595,313	242,995	1,252,008	1,629,424	2,603,231	2,867,655
電気・ガス・熱供給・水道業	211,699	1,781	8,146	14,056	26,874	160,842
情 報 通 信 業	1,643,984	47,243	202,286	269,700	464,002	660,753
運 輸 業、郵 便 業	2,907,526	49,258	438,966	611,432	841,163	966,707
卸 売 業、小 売 業	7,167,120	400,895	1,208,790	1,048,923	1,634,312	2,874,200
金 融 業、保 険 業	1,404,950	20,684	107,441	132,580	320,682	823,563
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	707,652	60,019	128,417	108,589	161,590	249,037
学 術 研 究、 専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	1,723,967	176,425	371,849	265,569	392,428	517,696
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	1,227,503	113,779	247,712	199,753	253,604	412,655
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	991,576	99,936	237,590	226,159	221,505	206,386
教 育、学 習 支 援 業	952,657	27,146	172,417	160,503	215,757	376,834
医 療、福 祉	4,970,070	256,187	961,852	1,104,158	1,709,869	938,004
複 合 サ ー ビ ス 業	617,320	46,653	99,353	71,533	220,084	179,697
サ ー ビ ス 業	3,731,757	191,489	577,564	642,781	1,175,221	1,144,702
公 務	763,053	11,838	59,625	95,733	290,270	305,587
分 類 不 能	41,183	3,338	7,074	6,240	12,617	11,914

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/162.xls>

第160表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,572,808,553	—	—	1,492,482,455
I 一般求職者給付	—	—	943,218,558	—	—	835,857,385
基本手当	—	—	932,561,577	—	—	826,391,457
基本分	1,545,961	576,277	832,696,574	1,388,035	526,858	757,303,705
個別延長給付	222,030	52,733	61,958,520	154,174	35,008	41,191,212
訓練延長給付	76,478	19,807	30,778,207	69,989	18,141	27,847,057
広域延長給付	15,878	5,955	7,066,381	1	0	209
特例訓練給付	101	40	61,895	87	31	49,274
技能習得手当	—	—	7,266,412	—	—	6,295,234
受講手当	110,658	28,350	2,711,481	101,121	22,443	1,985,769
通所手当	110,723	36,339	4,554,931	102,128	34,193	4,309,465
寄宿手当	45	22	2,967	32	19	2,450
傷病手当	9,698	1,760	3,387,602	8,868	1,634	3,168,244
II 高年齢求職者給付	181,380	—	38,973,015	198,709	—	42,816,687
III 短期雇用特例 求職者給付	132,690	—	25,410,730	127,211	—	24,424,388
IV 就職促進給付	—	—	123,333,307	—	—	124,654,811
就業手当	13,512	36,019	1,524,730	11,488	31,340	1,327,653
再就職手当	387,438	—	120,621,223	395,401	—	121,904,758
常用就職支度金	10,481	—	1,127,811	11,982	—	1,379,787
移転費	443	—	53,342	349	—	40,370
広域求職活動費	131	—	6,201	59	—	2,243
V 雇用継続給付	435,255	—	433,099,883	446,202	—	456,331,990
高年齢雇用継続給付	188,726	—	174,502,765	180,330	—	173,355,454
基本給付金	188,496	—	174,434,418	180,134	—	173,296,883
再就職給付金	230	—	68,347	196	—	58,571
育児休業給付	237,441	—	256,676,405	256,764	—	281,072,650
基本給付金	237,383	—	256,643,390	256,752	—	281,069,434
職場復帰給付金	58	—	33,016	12	—	3,217
介護休業給付	9,088	—	1,920,712	9,108	—	1,903,887
VI 日雇求職者給付	—	—	8,773,060	—	—	8,397,194
普通給付	—	11,478	8,772,762	—	11,309	8,396,822
第1級	—	8,913	7,250,100	—	8,723	6,866,295
第2級	—	1,815	1,085,465	—	1,859	1,105,101
第3級	—	795	437,917	—	764	426,019
特例給付	1	0	298	1	0	372

(注) 1 給付額は決算値である。ただし「V雇用継続給付」については、暫定値である。

2 初回受給者数欄は、「II高年齢求職者給付」「III短期雇用特例求職者給付」「V雇用継続給付／職場復帰給付金、介護休業給付」については受給者数、「IV就職促進給付」については「就業手当」を除き支給人員数である。

3 「育児休業給付」は、平成22年4月1日以降の育児休業開始より、基本給付金と職場復帰給付金を統合し、「育児休業給付金」として全額育児休業中に支給している。

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/163.xls>

第161表 一般求職者給付の状況

平成26年度

区 分	計(短時間を含む)	うち男	うち女
受給資格決定件数(件)	1,564,722	647,986	916,736
受給者実人員(人)	494,313	207,503	286,810
基本手当基本分(人)	467,052	195,011	272,041
一般求職者給付支給総額(円)	726,308,825,186	350,411,498,031	375,897,327,155
基本手当支給総額(円)	717,439,291,565	346,156,943,624	371,282,347,941

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

平成26年度

基本手当所定給付日数分	初回受給者数			受給者実人員			支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,284,466	509,682	774,784	467,052	195,011	272,041	952,935	347,752	605,183
特定受給資格者	294,862	153,337	141,525	132,763	66,960	65,803	175,978	81,960	94,018
29歳以下	35,607	16,296	19,311	9,809	4,370	5,439	21,719	9,375	12,344
被保険者期間									
1年未満(90日)	4,937	2,398	2,539	1,321	635	685	3,214	1,536	1,678
1～4年(90日)	22,635	10,262	12,373	5,900	2,632	3,268	13,863	6,048	7,815
5～9年(120日)	7,614	3,409	4,205	2,432	1,025	1,407	4,470	1,715	2,755
10年以上(180日)	421	227	194	156	77	79	172	76	96
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30～44歳	104,227	52,306	51,921	38,747	18,530	20,217	60,691	26,793	33,898
被保険者期間									
1年未満(90日)	7,418	3,700	3,718	2,050	1,011	1,039	5,300	2,628	2,672
1～4年(90日)	40,069	18,378	21,691	10,783	4,809	5,974	26,918	11,747	15,171
5～9年(180日)	28,067	13,058	15,009	11,981	5,147	6,834	15,959	6,384	9,575
10～19年(210日)	4,646	2,479	2,167	2,091	982	1,109	2,210	897	1,313
10～19年(240日)	18,422	10,830	7,592	8,902	4,725	4,176	7,903	3,781	4,122
20年以上(240日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20年以上(270日)	5,605	3,861	1,744	2,940	1,855	1,086	2,401	1,356	1,045
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45～59歳	113,559	61,475	52,084	62,231	32,404	29,828	62,847	30,428	32,419
被保険者期間									
1年未満(90日)	5,809	3,310	2,499	1,591	895	696	4,112	2,318	1,794
1～4年(180日)	32,223	15,992	16,231	13,670	6,417	7,253	18,291	8,317	9,974
5～9年(240日)	22,192	8,850	13,342	12,192	4,462	7,730	12,554	4,472	8,082
10～19年(270日)	21,452	8,771	12,681	12,829	4,627	8,202	11,385	3,831	7,554
20年以上(330日)	31,883	24,552	7,331	21,950	16,003	5,947	16,505	11,490	5,015
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	41,469	23,260	18,209	21,976	11,657	10,319	30,721	15,364	15,357
被保険者期間									
1年未満(90日)	1,093	717	376	305	197	108	805	504	301
1～4年(150日)	8,417	5,165	3,252	3,344	1,930	1,415	5,697	3,106	2,591
5～9年(180日)	7,770	3,988	3,782	3,693	1,770	1,923	5,742	2,614	3,128
10～19年(210日)	9,889	3,752	6,137	5,534	1,905	3,629	7,661	2,452	5,209
20年以上(240日)	14,300	9,638	4,662	9,100	5,855	3,245	10,816	6,688	4,128
旧法分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料：厚生労働省職業安定局「雇用保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/164.xls>



第162表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
取 入	2,779,239,909	2,711,855,595	2,352,166,391	2,399,160,562	2,407,882,080
徴収勘定より受入	2,309,369,828	2,412,714,701	2,104,036,801	2,168,424,561	2,236,774,942
一般会計より受入	71,004,000	145,620,366	154,455,617	166,235,759	132,359,534
運用収入	45,996,148	38,240,628	25,469,050	19,012,047	11,071,241
東日本大震災復興 特別会計より受入	・	・	10,432	250,807	・
積立金より受入	177,000,000	—	—	—	—
雇用安定資金より受入	—	—	—	・	・
雑収入	31,495,918	38,609,965	49,306,900	21,833,330	20,037,466
前年度繰越資金受入	144,265,202	41,040,266	17,591,853	5,255,058	7,627,085
独立行政法人納付金	108,813	35,629,670	1,295,738	18,149,001	11,812
支 出	2,488,893,976	2,411,761,791	2,243,800,340	2,123,717,762	2,047,307,021
中小企業退職金 共済等事業費	6,769,319	6,555,088	6,285,556	6,132,999	5,734,765
独立行政法人勤労者退職金 共済機構運営費	・	340,882	420,991	32,812	33,350
労使関係安定形成促進費	437,717	435,959	410,309	405,377	406,804
個別労働紛争対策費	702,927	744,326	698,012	729,119	777,509
職業紹介事業等実施費	60,409,614	60,855,545	59,523,755	59,710,394	53,476,652
地域雇用機会創出等対策費	381,087,022	311,067,566	171,601,001	109,091,338	64,193,752
高齢者等雇用安定・促進費	100,937,562	117,333,151	134,140,814	116,473,473	117,193,477
失業等給付費	1,661,646,310	1,654,323,885	1,577,052,430	1,497,082,230	1,460,835,686
就職支援法事業費	・	7,030,144	48,284,197	40,145,080	29,658,892
東日本大震災復興 就職支援法事業費	・	1,262,492	1,930,447	1,482,059	・
職業能力開発強化費	56,158,187	48,076,102	49,734,251	46,133,494	46,211,805
若年者等職業 能力開発支援費	5,802,039	461,703	257,228	192,247	186,964
障害者職業能力開発支援費	1,302,734	1,144,845	1,103,977	1,035,599	1,356,310
技能承継・振興推進費	729,300	690,599	609,376	3,739,829	3,715,806
男女均等雇用対策費	13,020,788	10,654,894	9,149,938	6,386,382	5,007,017
業務取扱費	93,568,585	87,289,750	83,130,042	88,562,583	87,269,356
施設整備費	3,928,053	2,676,212	1,986,579	2,985,345	2,471,820
独立行政法人高齢・障害者 雇用支援機構運営費等	13,811,268	6,433,349	・	・	・
独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用 支援機構運営費等	・	42,806,714	69,688,987	68,859,677	73,628,936
独立行政法人 労働政策研究・ 研修機構運営費等	2,196,454	2,086,047	1,987,987	1,985,880	2,081,907
独立行政法人雇用・能力 開発機構運営費等	62,872,790	25,907,568	627,547	・	・
徴収勘定へ繰入	23,513,309	23,584,970	25,176,916	23,468,720	22,983,671
雇用安定資金へ繰入	—	—	—	49,083,125	69,936,824
復興事業費等東日本大震災 復興特別会計へ繰入	・	・	・	・	145,718
収 支 差 引 残	290,345,934	300,093,805	108,366,050	275,442,800	360,575,060

(注) 1 「独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費等」には、施設整備費を含む。

2 平成23年度以降の「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費等」には、施設整備費を含む。

3 平成22～23年度の「独立行政法人雇用・能力開発機構運営費等」には施設整備費を含み、平成24年度は施設整備費のみの計上である。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/165.xls>

## 13 労働者災害補償保険

第163表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
適用事業場数	2,621,343	2,622,356	2,627,669	2,645,473	2,676,910
新規加入	260,008	246,261	246,036	252,936	266,382
消滅	271,361	245,248	240,723	235,132	234,945
適用労働者数	52,788,681	52,487,983	52,741,870	53,236,873	54,294,921
新規加入	9,062,520	6,712,582	6,537,217	6,307,384	6,652,588
消滅	8,692,215	7,013,280	6,283,330	5,812,381	5,594,540

《業種別》

年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
全 業 種	2,621,343 (52,788,681)	2,622,356 (52,487,983)	2,627,669 (52,741,870)	2,645,473 (53,236,873)	2,676,910 (54,294,921)
林 業	15,557 (71,399)	15,347 (76,010)	15,063 (71,428)	14,686 (69,415)	14,330 (67,675)
漁 業	4,027 (31,129)	3,938 (31,115)	3,852 (30,810)	3,777 (29,975)	3,806 (30,735)
鉱 業	3,529 (23,910)	3,368 (22,887)	3,247 (22,005)	3,165 (21,143)	3,111 (21,186)
建設事業	607,371 (4,325,276)	600,536 (4,356,689)	597,609 (4,309,215)	603,524 (4,423,771)	614,156 (4,738,749)
製造業	408,833 (9,140,117)	398,027 (8,746,528)	389,801 (8,682,559)	383,178 (8,649,913)	377,895 (8,609,503)
運輸業	73,252 (2,902,339)	72,900 (2,709,403)	72,581 (2,845,182)	72,696 (2,843,513)	72,973 (2,809,935)
電気、ガス、水道 又は熱供給の事業	2,106 (157,573)	2,124 (159,674)	2,094 (160,442)	2,109 (159,040)	2,197 (156,589)
その他の事業	1,501,705 (36,095,270)	1,521,027 (36,329,503)	1,538,440 (36,562,538)	1,557,459 (36,983,387)	1,583,509 (37,801,907)
船舶所有者の事業	4,963 (38,668)	5,089 (56,174)	4,982 (57,691)	4,879 (56,716)	4,933 (58,642)

(注) ( )は適用労働者数。

資料:厚生労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/166.xls>

第164表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 5,288,236 金額 744,457,114	5,347,662 750,826,098	5,458,355 756,809,115	5,428,240 745,215,689	5,513,567 751,300,000
療養補償給付	件数 3,084,287 日数 61,639,734 金額 201,221,437	3,153,332 62,512,287 208,854,920	3,272,710 64,906,894 220,964,310	3,277,687 64,311,376 219,749,783	3,376,681 66,093,608 229,522,992
休業補償給付	件数 607,550 日数 18,819,528 金額 103,729,297	605,852 18,603,545 103,093,372	610,768 18,625,694 103,055,872	594,281 18,166,443 100,234,025	596,941 18,246,510 100,596,112
障害補償一時金	件数 20,487 金額 32,971,725	19,967 31,924,516	20,373 32,742,482	20,265 32,557,840	20,381 32,280,809
遺族補償一時金	件数 895 金額 6,965,731	1,348 9,823,851	981 8,019,434	923 7,229,001	960 7,722,241
葬 祭 料	件数 3,621 金額 2,519,381	5,509 3,478,127	3,552 2,499,550	3,317 2,308,575	3,462 2,453,009
介護補償給付	件数 55,551 金額 6,980,526	54,958 6,902,768	54,667 6,825,123	54,241 6,771,198	54,430 6,765,930
二次健康診断等給付	件数 27,112 金額 767,372	28,729 812,830	30,244 857,496	31,723 898,575	35,104 992,891
年金等給付	件数 1,488,733 金額 389,301,645	1,477,967 385,935,715	1,465,060 381,844,847	1,445,803 375,466,692	1,425,608 370,966,015
障害補償年金	件数 567,141 金額 147,230,151	562,947 145,000,721	557,345 143,308,734	551,025 141,214,121	544,808 139,143,811
遺族補償年金	件数 698,491 金額 199,073,340	704,171 200,064,936	707,014 199,565,323	704,724 198,171,365	953 197,415,466
傷病補償年金	件数 55,580 金額 24,814,546	52,565 23,198,497	49,439 21,827,839	46,060 20,163,928	43,266 18,838,575
傷病補償年金に係る 療養補償給付	件数 167,521 金額 18,183,608	158,284 17,671,561	151,262 17,142,951	143,994 15,917,279	136,034 15,568,163

(注) 「障害補償年金」「遺族補償年金」には、前払一時金を含む。

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/167.xls>

第165表 労働保険保険料徴収状況（労災勘定）

(単位 千円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
徴収決定済額	812,982,189	851,933,166	811,958,365	823,410,255	861,948,997
収納済額	784,144,961	825,375,081	787,942,731	802,386,141	843,391,988
不納欠損額	3,989,588	3,164,594	3,280,290	2,818,379	2,234,279
収納未済入額	24,847,640	23,393,491	20,735,345	18,205,735	16,322,729
収納率(%)	96.45	96.88	97.04	97.44	97.84

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/168.xls>

第166表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 金額：円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
療 養 補 償 給 付 1件当日数	20.0	19.8	19.8	19.6	19.6
1日当金額	3,264	3,341	3,404	3,417	3,473
休 業 補 償 給 付 1件当日数	31.0	30.7	30.5	30.6	30.6
1日当金額	5,512	5,542	5,533	5,518	5,513
障 害 補 償 一 時 金 1件当金額	1,609,397	1,598,864	1,607,151	1,606,604	1,583,868
遺 族 補 償 一 時 金 1件当金額	7,782,940	7,287,723	8,174,755	7,832,071	8,044,001
葬 祭 料 1件当金額	695,769	631,354	703,702	695,983	708,553
介 護 補 償 給 付 1件当金額	125,660	125,601	124,849	124,835	124,305
平均給付基礎日額	9,186	9,236	9,222	9,196	9,189
1日当り療養費の平均 給付基礎日額に対する比 (%)	35.5	36.2	36.9	37.2	37.8

資料：厚生労働省労働基準局「労災保険事業月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/169.xls>

第167表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
収 入	1,138,623,218	1,160,972,815	1,116,556,370	1,149,196,487	1,223,907,707
徴収勘定より受入	784,768,940	810,055,189	745,199,314	792,897,091	867,441,076
一般会計より受入	370,628	332,842	317,336	277,090	205,215
未経過保険料受入	15,843,015	15,090,086	15,669,977	17,284,123	20,469,252
支払備金受入	180,576,081	178,428,459	179,770,306	179,195,418	176,119,343
運用収入	131,386,947	132,906,864	133,665,699	132,217,133	131,884,336
独立行政法人納付金	—	2,140,087	93,633	39,579	161,164
雑収入	22,316,719	21,092,578	40,781,362	25,947,339	27,357,593
前年度繰越資金受入	3,360,890	926,710	1,058,743	1,338,715	269,728
支 出	1,044,085,751	1,072,091,542	1,020,253,088	995,758,603	994,781,168
労働安全衛生対策費	21,047,928	20,366,583	15,438,364	15,286,679	16,340,441
保険給付費	744,457,177	750,826,098	756,809,115	745,215,689	751,300,000
業務取扱費等	43,995,459	44,283,628	43,407,410	45,293,148	46,563,757
社会復帰促進 等事業費	148,691,120	165,338,134	135,759,334	136,277,666	128,014,526
独立行政法人 運営費等	13,852,945	14,120,888	12,168,506	11,552,467	10,099,673
仕事生活調和推進費	1,123,127	1,004,997	920,178	708,638	1,007,017
中小企業退職金 共済等事業費	2,408,183	1,978,088	1,906,329	1,910,138	1,847,344
個別労働紛争対策費	699,097	744,123	697,971	731,573	776,575
職務上年金給付費等	18,789,347	18,384,879	17,351,066	15,808,159	15,224,631
徴収勘定へ繰入	49,021,369	55,044,124	35,794,815	22,974,447	23,607,204
収 支 差 引 残	94,537,468	88,881,273	96,303,283	153,437,884	229,126,539

(注) 1 「独立行政法人運営費等」には、施設整備費を含む。

2 「業務取扱費等」には、施設整備費を含む。

資料：財務省主計局「特別会計決算参照書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/170.xls>

## 14 公務災害補償

第168表 国家公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 9,754 金額 8,150,217	件数 8,498 金額 7,334,041	件数 8,585 金額 7,226,200	件数 8,166 金額 6,982,900	件数 7,314 金額 6,342,153
療 養 補 償	件数 5,530 日数 176,874 金額 1,717,245	件数 4,609 日数 158,486 金額 1,563,988	件数 4,800 日数 150,182 金額 1,585,730	件数 4,653 日数 133,769 金額 1,565,513	件数 4,081 日数 127,342 金額 1,202,895
休 業 補 償	件数 1,663 日数 128,455 金額 603,134	件数 1,519 日数 114,486 金額 539,413	件数 1,442 日数 107,362 金額 511,869	件数 1,213 日数 94,078 金額 454,944	件数 1,026 日数 85,582 金額 405,237
傷 病 補 償 年 金	件数 32 金額 111,823	件数 23 金額 72,259	件数 22 金額 103,843	件数 15 金額 51,859	件数 17 金額 66,994
障 害 補 償 年 金	件数 573 金額 1,496,664	件数 559 金額 1,292,111	件数 553 金額 1,295,675	件数 553 金額 1,243,984	件数 531 金額 1,189,818
障 害 補 償 一 時 金	件数 305 金額 395,308	件数 158 金額 237,450	件数 140 金額 194,672	件数 143 金額 164,441	件数 100 金額 166,155
介 護 補 償 常 時	件数 38 金額 30,013	件数 36 金額 27,497	件数 37 金額 28,997	件数 35 金額 25,292	件数 34 金額 25,609
介 護 補 償 随 時	件数 37 金額 14,347	件数 39 金額 13,810	件数 39 金額 14,152	件数 40 金額 14,021	件数 38 金額 15,067
遺 族 補 償 年 金	件数 1,565 金額 3,748,111	件数 1,535 金額 3,469,597	件数 1,533 金額 3,469,009	件数 1,495 金額 3,371,158	件数 1,476 金額 3,225,186
遺 族 補 償 一 時 金	件数 1 金額 8,556	件数 7 金額 106,180	件数 1 金額 4,395	件数 5 金額 48,060	件数 1 金額 18,439
葬 祭 補 償	件数 9 金額 8,692	件数 13 金額 11,735	件数 16 金額 15,069	件数 11 金額 9,496	件数 9 金額 10,745
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 1 金額 16,325	— —	件数 1 金額 656	件数 2 金額 31,280	件数 1 金額 16,007
行 方 不 明 補 償	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 1 金額 2,133	— —	— —
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 ・ 金額 ・	件数 1 金額 2,852	— —

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。

2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/171.xls>

第169表 国家公務員災害補償1件当り金額

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
療 養 補 償	310,532	339,334	330,360	336,452	294,755
休 業 補 償	362,678	355,111	354,972	375,057	394,968
傷 病 補 償 年 金	3,494,464	3,141,715	4,720,144	3,457,247	3,940,843
障 害 補 償 年 金	2,611,978	2,311,469	2,342,993	2,249,519	2,240,711
障 害 補 償 一 時 金	1,296,091	1,502,847	1,390,515	1,149,935	1,661,545
介 護 補 償 常 時	789,826	763,804	783,697	722,641	753,216
介 護 補 償 随 時	387,760	354,111	362,875	350,518	396,490
遺 族 補 償 年 金	2,394,959	2,260,324	2,262,889	2,254,955	2,185,085
遺 族 補 償 一 時 金	8,556,000	15,168,570	4,395,000	9,611,952	18,439,000
葬 祭 補 償	965,730	902,695	941,810	863,310	1,193,940
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	16,325,211	—	655,950	15,640,027	16,007,240
行 方 不 明 補 償	・	・	2,132,836	—	—
障 害 補 償 年 金 前 払 一 時 金	・	・	・	2,851,520	—

(注) 平成22年度以降は、災害補償費支払状況より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：人事院職員福祉局「国家公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/172.xls>

第170表 地方公務員災害補償費支払状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	件数 38,590 金額 19,930,551	件数 38,834 金額 19,940,041	件数 38,709 金額 20,090,637	件数 40,249 金額 21,253,694	件数 34,869 金額 17,734,104
療 養 補 償	件数 31,783 日数 453,591 金額 6,452,038	件数 32,211 日数 454,213 金額 6,576,220	件数 32,013 日数 539,417 金額 6,612,875	件数 33,310 日数 448,377 金額 7,129,126	件数 29,230 日数 364,116 金額 6,120,962
休 業 補 償	件数 1,772 日数 87,149 金額 772,427	件数 1,555 日数 75,479 金額 683,461	件数 1,502 日数 70,071 金額 616,054	件数 1,570 日数 77,976 金額 691,241	件数 1,397 日数 71,006 金額 626,507
傷 病 補 償 年 金	件数 47 金額 187,372	件数 37 金額 154,580	件数 40 金額 171,318	件数 32 金額 132,835	件数 30 金額 140,720
障 害 補 償 年 金	件数 1,258 金額 3,329,480	件数 1,255 金額 3,268,547	件数 1,244 金額 3,254,104	件数 1,227 金額 3,100,533	件数 893 金額 2,358,465
障 害 補 償 一 時 金	件数 326 金額 794,232	件数 342 金額 781,963	件数 310 金額 770,401	件数 325 金額 807,051	件数 276 金額 736,482
介 護 補 償	件数 134 金額 90,581	件数 138 金額 95,102	件数 132 金額 81,448	件数 130 金額 86,204	件数 93 金額 56,171
遺 族 補 償 年 金	件数 3,224 金額 8,194,203	件数 3,235 金額 8,192,815	件数 3,307 金額 8,281,759	件数 3,436 金額 8,800,392	件数 2,878 金額 7,433,807
遺 族 補 償 一 時 金	件数 6 金額 70,613	件数 13 金額 137,411	件数 17 金額 184,297	件数 17 金額 340,973	件数 14 金額 206,659
葬 祭 補 償	件数 39 金額 35,867	件数 47 金額 44,614	件数 144 金額 118,380	件数 202 金額 165,339	件数 57 金額 49,228
障 害 補 償 年 金 差 額 一 時 金	件数 1 金額 3,737	件数 1 金額 5,327	— —	— —	件数 1 金額 5,103

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/173.xls>

第171表 地方公務員災害補償1件当り補償費

(単位 円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
療 養 補 償	203,003	204,161	206,568	214,024	209,407
休 業 補 償	435,907	439,525	410,156	440,281	448,466
傷 病 補 償 年 金	3,986,639	4,177,839	4,282,944	4,151,099	4,151,099
障 害 補 償 年 金	2,646,645	2,604,420	2,615,839	2,526,922	2,526,922
障 害 補 償 一 時 金	2,436,295	2,286,442	2,485,164	2,483,234	2,483,234
介 護 補 償	675,976	689,144	617,031	663,107	663,107
遺 族 補 償 年 金	2,541,626	2,532,555	2,504,312	2,561,232	2,561,232
遺 族 補 償 一 時 金	11,768,870	10,570,109	10,841,008	20,057,241	20,057,241
葬 祭 補 償	919,668	949,231	822,086	818,508	818,508
障 害 補 償 年 金	3,737,090	5,326,524	—	—	—
差 額 一 時 金					

(注) 1 通勤災害を含む。

2 「休業補償」については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/174.xls>



## 15 介護保険

第172表 介護保険適用状況

年度末現在（単位 人）

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保 險 者 数	1,587	1,587	1,580	1,580	1,579
世 帯 数 (第1号被保険者のいる世帯)	20,628,806	20,828,430	21,320,509	22,060,225	22,749,195
被 保 険 者 数					
第1号被保険者数	28,917,121	29,110,053	29,779,321	30,938,431	32,018,149
65歳以上75歳未満	15,144,421	14,826,777	15,054,982	15,737,207	16,523,782
75歳以上 (再掲)	13,772,700	14,283,276	14,724,339	15,201,224	15,494,367
外国人被保険者	117,838	120,875	125,423	132,804	138,515
住所地特例被保険者	104,526	107,457	111,960	115,292	119,906
第2号被保険者数(万人)	4,233	4,263	4,299	4,275	4,247

(注) 「保険者数」とは、市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）及び特別区の数である。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/175.xls>

第173表 介護保険要介護（要支援）認定者数

平成25年度末現在（単位 人）

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
被 保 険 者 数	820,065	802,177	1,109,834	1,026,236	765,831	708,735	605,126	5,838,004
第1号被保険者数	807,005	781,623	1,085,467	994,424	745,396	691,662	585,613	5,691,190
65歳以上 75歳未満	117,485	113,765	131,354	129,674	86,448	73,852	69,769	722,347
75歳以上	689,520	667,858	954,113	864,750	658,948	617,810	515,844	4,968,843
第2号被保険者数	13,060	20,554	24,367	31,812	20,435	17,073	19,513	146,814

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/176.xls>

第174表 介護保険認定者の年齢階級別（男女別）・要介護度別状況

区 分	総人口 (A)	計 (B)		要支援 1 (C)		要支援 2 (D)	
			(B/A)		(C/A)		(D/A)
<b>総 数</b>	<b>128,057,352</b>	<b>6,179,948</b>	<b>4.8</b>	<b>879,667</b>	<b>0.7</b>	<b>847,327</b>	<b>0.7</b>
65歳未満	97,835,244	168,701	0.2	15,290	0.0	23,841	0.0
65～70歳未満	8,210,173	273,692	3.3	40,654	0.5	42,690	0.5
70～75歳未満	6,963,302	489,932	7.0	85,670	1.2	77,677	1.1
75～80歳未満	5,941,013	869,945	14.6	163,951	2.8	138,149	2.3
80～85歳未満	4,336,264	1,457,915	33.6	263,413	6.1	229,165	5.3
85～90歳未満	2,432,588	1,582,206	65.0	219,410	9.0	218,873	9.0
90～95歳未満	1,021,707	968,600	94.8	79,041	7.7	97,755	9.6
95歳以上	340,638	368,957	108.3	12,238	3.6	19,177	5.6
<b>男 性</b>	<b>62,327,737</b>	<b>1,926,488</b>	<b>3.1</b>	<b>264,497</b>	<b>0.4</b>	<b>232,104</b>	<b>0.4</b>
65歳未満	49,286,531	96,112	0.2	8,325	0.0	12,741	0.0
65～70歳未満	3,921,774	145,491	3.7	18,849	0.5	19,575	0.5
70～75歳未満	3,225,503	223,507	6.9	30,236	0.9	28,321	0.9
75～80歳未満	2,582,940	328,570	12.7	47,080	1.8	39,975	1.5
80～85歳未満	1,692,584	456,082	26.9	70,403	4.2	55,365	3.3
85～90歳未満	744,222	422,775	56.8	62,397	8.4	50,590	6.8
90～95歳未満	241,799	197,887	81.8	23,458	9.7	21,196	8.8
95歳以上	61,590	56,064	91.0	3,749	6.1	4,341	7.0
<b>女 性</b>	<b>65,729,615</b>	<b>4,253,460</b>	<b>6.5</b>	<b>615,170</b>	<b>0.9</b>	<b>615,223</b>	<b>0.9</b>
65歳未満	48,548,713	72,589	0.1	6,965	0.0	11,100	0.0
65～70歳未満	4,288,399	128,201	3.0	21,805	0.5	23,115	0.5
70～75歳未満	3,737,799	266,425	7.1	55,434	1.5	49,356	1.3
75～80歳未満	3,358,073	541,375	16.1	116,871	3.5	98,174	2.9
80～85歳未満	2,643,680	1,001,833	37.9	193,010	7.3	173,800	6.6
85～90歳未満	1,688,366	1,159,431	68.7	157,013	9.3	168,283	10.0
90～95歳未満	779,908	770,713	98.8	55,583	7.1	76,559	9.8
95歳以上	279,048	312,893	112.1	8,489	3.0	14,836	5.3

(注) 1 受給者台帳に登録された要支援、要介護の人数である。

2 介護保険の被保険者でない生活保護における要介護者を含む。

3 「総数総人口」「男性総人口」「女性総人口」には、不詳人口を含む。

資料：国民健康保険中央会「認定者・受給者の状況」、総人口は「平成22年国勢調査」（平成22年10月1日現在）、人口に対する割合は、上記資料より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/177.xls>

平成27年5月末現在（単位 人、％）

要介護1 (E)	(E/A)	要介護2 (F)	(F/A)	要介護3 (G)	(G/A)	要介護4 (H)	(H/A)	要介護5 (I)	(I/A)
28,705	0.0	36,631	0.0	23,301	0.0	19,897	0.0	21,036	0.0
49,363	0.6	50,918	0.6	33,548	0.4	28,678	0.3	27,841	0.3
90,670	1.3	85,151	1.2	57,240	0.8	48,936	0.7	44,588	0.6
171,629	2.9	141,651	2.4	96,559	1.6	84,776	1.4	73,230	1.2
298,601	6.9	237,164	5.5	164,620	3.8	144,563	3.3	120,389	2.8
325,584	13.4	278,611	11.5	206,558	8.5	184,961	7.6	148,209	6.1
178,642	17.5	183,600	18.0	156,211	15.3	153,120	15.0	120,231	11.8
47,645	14.0	64,583	19.0	70,405	20.7	85,173	25.0	69,736	20.5
<b>388,393</b>	<b>0.6</b>	<b>372,154</b>	<b>0.6</b>	<b>271,442</b>	<b>0.4</b>	<b>224,472</b>	<b>0.4</b>	<b>173,426</b>	<b>0.3</b>
16,970	0.0	21,204	0.0	14,073	0.0	11,339	0.0	11,460	0.0
26,783	0.7	29,275	0.7	19,907	0.5	16,256	0.4	14,846	0.4
42,474	1.3	44,268	1.4	30,887	1.0	25,530	0.8	21,791	0.7
65,802	2.5	62,493	2.4	45,021	1.7	37,546	1.5	30,653	1.2
95,414	5.6	84,749	5.0	61,124	3.6	50,367	3.0	38,660	2.3
90,207	12.1	79,190	10.6	58,704	7.9	47,900	6.4	33,787	4.5
41,006	17.0	39,275	16.2	31,000	12.8	25,658	10.6	16,294	6.7
9,737	15.8	11,700	19.0	10,726	17.4	9,876	16.0	5,935	9.6
<b>802,446</b>	<b>1.2</b>	<b>706,155</b>	<b>1.1</b>	<b>537,000</b>	<b>0.8</b>	<b>525,632</b>	<b>0.8</b>	<b>451,834</b>	<b>0.7</b>
11,735	0.0	15,427	0.0	9,228	0.0	8,558	0.0	9,576	0.0
22,580	0.5	21,643	0.5	13,641	0.3	12,422	0.3	12,995	0.3
48,196	1.3	40,883	1.1	26,353	0.7	23,406	0.6	22,797	0.6
105,827	3.2	79,158	2.4	51,538	1.5	47,230	1.4	42,577	1.3
203,187	7.7	152,415	5.8	103,496	3.9	94,196	3.6	81,729	3.1
235,377	13.9	199,421	11.8	147,854	8.8	137,061	8.1	114,422	6.8
137,636	17.6	144,325	18.5	125,211	16.1	127,462	16.3	103,937	13.3
37,908	13.6	52,883	19.0	59,679	21.4	75,297	27.0	63,801	22.9

第175表 介護保険居宅介護（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	40,553,600	39,316,886	1,236,714	42,903,473	41,696,057	1,207,416
予 防 給 付	11,324,597	11,078,812	245,785	12,111,589	11,864,321	247,268
要 支 援 1	5,056,393	4,979,914	76,479	5,463,351	5,384,873	78,478
要 支 援 2	6,268,204	6,098,898	169,306	6,648,238	6,479,448	168,790
介 護 給 付	29,232,003	28,238,074	990,929	30,791,884	29,831,736	960,148
経過的要介護	100	100	—	21	21	—
要 介 護 1	8,776,758	8,564,141	212,617	9,459,024	9,248,982	210,042
要 介 護 2	8,662,923	8,337,505	325,418	9,064,521	8,752,003	312,518
要 介 護 3	5,382,462	5,194,220	188,242	5,601,415	5,420,796	180,619
要 介 護 4	3,763,108	3,630,485	132,623	3,949,867	3,820,742	129,125
要 介 護 5	2,646,652	2,511,623	132,029	2,717,036	2,589,192	127,844

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/178.xls>

第176表 介護保険地域密着型（介護予防）サービス受給者数

年度累計（単位 人）

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者	合 計	第1号被保険者	第2号被保険者
合 計	3,930,868	3,881,077	49,791	4,243,304	4,192,460	50,844
予 防 給 付	92,040	91,132	908	105,196	104,156	1,040
要 支 援 1	35,997	35,679	318	41,700	41,339	361
要 支 援 2	56,043	55,453	590	63,496	62,817	679
介 護 給 付	3,838,828	3,789,945	48,883	4,138,108	4,088,304	49,804
要 介 護 1	703,015	696,093	6,922	773,507	766,047	7,460
要 介 護 2	934,791	924,935	9,856	997,785	987,653	10,132
要 介 護 3	1,001,656	989,400	12,256	1,054,413	1,042,522	11,891
要 介 護 4	707,582	698,082	9,500	765,799	756,034	9,765
要 介 護 5	491,784	481,435	10,349	546,604	536,048	10,556

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/179.xls>

第177表 介護保険施設介護サービス受給者数

平成25年度累計(単位 人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
合 計	23	33	597,190	1,264,796	2,244,634	3,288,390	3,323,573	10,718,639
介護老人福祉施設	2	6	175,178	499,183	1,200,240	1,914,899	1,995,880	5,785,388
第1号被保険者	2	6	173,343	494,472	1,188,978	1,898,406	1,972,120	5,727,327
第2号被保険者	—	—	1,835	4,711	11,262	16,493	23,760	58,061
介護老人保健施設	21	27	413,445	745,561	988,172	1,125,941	859,659	4,132,826
第1号被保険者	20	26	407,196	733,091	970,193	1,106,961	841,203	4,058,690
第2号被保険者	1	1	6,249	12,470	17,979	18,980	18,456	74,136
介護療養型医療施設	—	—	9,422	22,980	64,239	262,124	479,609	838,374
第1号被保険者	—	—	9,270	22,560	62,927	257,009	465,298	817,064
第2号被保険者	—	—	152	420	1,312	5,115	14,311	21,310

(注) 1 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

2 同一月に2施設以上でサービスを受けた場合、施設ごとにそれぞれ受給者数を1人と計上しているため、3施設の合算と総数が一致しない。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告(年報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/180.xls>

第178表 介護保険給付における介護給付・予防給付の要介護度別状況

区 分	予防給付		経過的要介護	要介護1
	要支援1	要支援2		
《件数》				
合 計	12,361,961	16,548,475	△ 5	26,843,355
居宅介護 (介護予防)サービス	12,319,046	16,482,732	△ 5	25,454,915
地域密着型 (介護予防)サービス	42,895	65,719	—	786,808
施設介護サービス	20	24	—	601,632
《単位数》				
合 計	15,622,664	32,777,389	△ 10	110,518,278
居宅介護 (介護予防)サービス	15,426,667	32,089,943	△ 10	82,391,420
地域密着型 (介護予防)サービス	195,958	687,364	—	13,932,660
施設介護サービス	38	82	—	14,194,197
《費用額》				
合 計	171,318,639	346,874,936	△ 96	1,140,924,457
居宅介護 (介護予防)サービス	169,337,272	339,927,632	△ 96	855,174,942
地域密着型 (介護予防)サービス	1,980,985	6,946,479	—	141,440,444
施設介護サービス	382	824	—	144,309,071
《給付費》				
合 計	156,517,558	315,119,240	△ 95	1,038,040,592
居宅介護 (介護予防)サービス	154,734,669	308,863,688	△ 95	780,724,519
地域密着型 (介護予防)サービス	1,782,546	6,254,810	—	127,329,962
施設介護サービス	344	742	—	129,986,111

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/182.xls>

平成25年度累計（単位 件、千円、千単位数）

介護給付				合計
要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
29,936,031	21,802,613	18,294,882	15,033,143	140,820,455
27,646,459	18,461,437	14,189,757	11,123,017	125,677,358
1,015,557	1,076,509	783,954	560,837	4,332,279
1,274,015	2,264,667	3,321,171	3,349,289	10,810,818
<b>154,486,647</b>	<b>174,668,086</b>	<b>190,954,095</b>	<b>182,215,395</b>	<b>861,242,544</b>
101,498,495	88,844,333	75,839,193	63,319,565	459,409,607
21,075,555	25,238,727	19,269,263	14,248,976	94,648,503
31,912,596	60,585,026	95,845,639	104,646,854	307,184,433
<b>1,589,926,563</b>	<b>1,790,247,673</b>	<b>1,953,613,299</b>	<b>1,861,971,279</b>	<b>8,854,876,750</b>
1,050,834,917	917,171,189	783,046,280	653,450,664	4,768,942,801
214,165,481	256,536,607	195,811,812	144,980,585	961,862,393
324,926,166	616,539,876	974,755,207	1,063,540,031	3,124,071,557
<b>1,441,965,169</b>	<b>1,619,589,589</b>	<b>1,764,542,121</b>	<b>1,680,580,860</b>	<b>8,016,355,034</b>
956,446,734	833,395,939	710,196,544	591,872,709	4,336,234,706
192,828,293	230,892,775	176,276,784	130,517,967	865,883,136
292,690,142	555,300,875	878,068,793	958,190,185	2,814,237,191

第179表 介護保険給付の高額介護（介護予防）サービス費（世帯類型別）

(i) 件数

年度累計

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	1,570,324	12,792,918	14,363,242	1,676,592	13,884,997	15,561,589
利用者負担第一段階	11,632	1,451,093	1,462,725	11,918	1,956,816	1,968,734
利用者負担第二段階	360,182	8,714,786	9,074,968	355,998	9,083,970	9,439,968
利用者負担第三段階	422,687	2,131,470	2,554,157	470,335	2,342,569	2,812,904
利用者負担第四段階	775,823	495,569	1,271,392	838,341	501,642	1,339,983

(ii) 給付額

年度累計（単位 千円）

区 分	平成24年度 (2012)			25 (2013)		
	世帯合算	その他	計	世帯合算	その他	計
合 計	11,699,357	136,136,406	147,835,763	12,476,278	143,805,541	156,281,819
利用者負担第一段階	115,361	16,154,858	16,270,219	116,478	17,723,729	17,840,207
利用者負担第二段階	3,427,327	105,152,144	108,579,472	3,503,313	110,216,419	113,719,732
利用者負担第三段階	3,574,677	12,047,492	15,622,169	3,963,265	13,139,769	17,103,034
利用者負担第四段階	4,581,992	2,781,911	7,363,903	4,893,223	2,725,624	7,618,847

(注) 年度累計とは、当該年3月サービス分から翌年2月サービス分までである。

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/183.xls>

第180表 介護保険における保険料収納額

平成25年度（単位 千円）

区 分	調定額累計	収納額累計	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	減免額 (別掲)
合 計	1,841,523,948	1,814,091,889	1,856,561	3,161	27,428,594	2,773,583
特別徴収	1,630,614,898	1,630,614,594	1,661,995	—	—	247,292
普通徴収	210,909,050	183,477,295	194,567	3,161	27,428,594	2,526,291

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/184.xls>



第181表 介護保険特別会計経理状況（保険事業勘定）

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
収 入	7,538,261,610	7,832,640,973	8,209,330,308	8,787,476,970	9,164,964,114
介護保険料	1,390,127,051	1,402,508,463	1,411,740,656	1,749,757,427	1,824,149,805
分担金及び負担金	3,673,064	3,764,068	3,870,413	3,885,486	3,825,149
使用料及び手数料	527,767	502,863	513,062	601,888	664,958
国庫支出金	1,638,607,748	1,724,946,603	1,837,113,326	1,945,755,227	2,055,858,463
介護給付費負担金	1,234,549,552	1,300,231,257	1,369,343,778	1,468,626,772	1,556,375,247
調整交付金	341,927,507	361,037,817	382,564,342	409,297,241	431,680,477
地域支援事業交付金	60,044,171	61,284,396	61,484,182	62,478,347	62,288,359
その他	2,086,519	2,393,132	23,721,023	5,352,867	5,514,380
支払基金交付金	2,084,415,836	2,207,151,602	2,307,847,792	2,393,873,251	2,489,326,704
都道府県支出金	1,054,167,960	1,110,340,913	1,164,207,245	1,284,539,116	1,285,510,867
財産収入	1,366,240	927,960	618,853	369,198	359,978
寄附金	1,686	1,573	62,644	7,478	1,746
繰入金	1,175,713,939	1,258,489,946	1,369,987,037	1,305,553,993	1,368,060,811
一般会計繰入金12.5%	857,326,301	904,291,465	951,972,778	1,014,534,459	1,064,281,478
その他	318,387,638	354,198,482	418,014,259	290,819,535	303,779,332
繰越金	179,999,167	114,734,566	96,160,647	94,913,749	127,086,050
市町村債	718,429	1,976,653	9,846,315	1,356,787	2,574,489
諸収入	8,942,721	7,295,763	7,362,318	7,063,370	7,545,093
支 出	7,417,417,383	7,731,757,603	8,111,040,538	8,654,528,487	9,017,242,117
総務費	202,710,692	204,234,313	214,633,394	204,852,746	202,860,471
保険給付費	6,883,889,418	7,264,541,377	7,641,785,442	8,139,265,697	8,522,759,865
介護サービス等諸費	6,122,661,829	6,449,348,444	6,784,631,512	7,218,038,474	7,543,793,184
介護予防サービス等諸費	375,311,319	389,526,721	410,435,149	439,741,982	471,938,394
高額介護サービス等費	117,883,344	128,903,996	135,381,813	148,124,925	156,079,476
高額医療合算介護サービス等費	3,984,508	20,185,854	16,983,252	19,156,914	20,850,601
特定入所者介護サービス等費	253,061,564	265,255,142	281,493,640	302,741,054	318,511,838
市町村特別給付費	1,567,643	1,691,459	1,817,792	1,767,493	1,838,813
審査支払手数料	9,292,486	9,422,030	9,400,220	9,170,840	9,136,231
その他	126,724	207,731	1,642,064	524,014	611,328
地域支援事業	161,825,314	166,888,558	165,330,163	171,049,460	176,353,160
財政安定化基金拠出金	4,383	—	—	—	—
保健福祉事業費	517,669	449,026	413,190	699,113	609,259
基金積立金	83,071,302	39,097,561	32,537,707	78,040,068	57,954,770
公債費	3,242,222	1,514,364	1,396,908	4,365,401	4,161,533
予備費	10,146	6,856	—	—	265
諸支出金	82,146,235	55,025,548	54,943,735	56,256,001	52,542,794
歳入歳出差引残額(A)	120,844,227	100,883,370	98,289,770	132,948,483	147,721,997
うち基金繰入額	32,768,043	24,937,728	28,866,604	38,892,943	41,584,297
国庫支出金精算額等(B)	40,552,857	57,564,992	25,289,296	47,260,717	42,288,517
国庫支出金精算額等差引額(A-B)	80,291,370	43,318,378	73,000,501	85,687,766	105,433,480
介護給付費準備基金保有額	442,630,135	396,163,347	284,815,391	312,269,781	315,359,464

資料：厚生労働省老健局「介護保険事業状況報告（年報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/185.xls>

## 第5節 高齢者保健(医療)福祉

### 1 総括

第182表 介護保険施設等の比較

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 (～平成29年度末)
対象者	常時介護が必要で生活が困難な要介護者	長期にわたり療養を必要とし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する要介護者	長期にわたり療養を必要とし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を要する要介護者
指 定 基 準	居室(1人当たり10.65㎡以上) 医務室 機能訓練室 食堂 浴室 等  廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上  【ユニット型】 ユニット 居室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 医務室 等	療養室(1人当たり8㎡以上) 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等  廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上  【ユニット型】 ユニット 療養室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 診察室 等	病室(1人当たり6.4㎡以上) 機能訓練室 談話室 浴室 食堂 等  廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上  【ユニット型】 ユニット 病室(個室10.65㎡以上、 準個室10.65㎡以上) 共同生活室、洗面設備、便所 浴室 等
	医師(非常勤可) 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 介護支援専門員 1人  その他 生活相談員 等	医師 1人 看護職員 10人 介護職員 24人 理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士 1人 介護支援専門員 1人  その他 支援相談員 等	医師 3人 看護職員 18人 介護職員 18人 介護支援専門員 1人  その他 薬剤師・栄養士等
その他	・旧措置入所者に対する経過措置あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・地域密着型介護老人福祉施設あり(なお、サテライト型居住施設は、人員基準等を緩和)	・短期入所療養介護、通所リハビリテーションの「みなし指定」あり ・療養病床等の転換を行って開設する場合の設備基準上の緩和あり ・サテライト型、医療機関併設型、分館型には人員基準等の緩和あり	・短期入所療養介護等の「みなし指定」あり

(注) 1 人員基準については100人当たりの配置例。

2 サテライト型小規模介護老人保健施設：本体施設(老健又は病院若しくは診療所)と密接な連携。定員29人以下。

3 医療機関併設型小規模介護老人保健施設：病院又は診療所に併設。定員29人以下。

4 分館型介護老人保健施設：東京都区部・市部、政令指定都市、過疎地域等に設置。基本型介護老人保健施設と一体として運営。

資料：厚生労働省老健局、保険局、医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/186.xls>

平成27年度

医療保険適用の療養病床
医療保険
主として長期にわたり療養の必要な患者
病室（1人当たり6.4㎡以上） 機能訓練室 ※他に都道府県の条例で定める施設を有する必要あり  廊下幅 片廊下 1.8 m 以上 両廊下 2.7 m 以上
医師 3人 ※医師及び歯科医師を除いた看護師その他の従業者については、都道府県の条例で定める。
・介護老人保健施設等への転換を都道府県知事に届け出た病床については人員配置基準、設備基準上の緩和あり

## 2 老人福祉

第183表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	4,858	4,827	4,962	5,004	5,026
在所者数	136,230	136,029	137,421	138,373	138,635
養護老人ホーム 施設数	909	893	905	913	917
在所者数	58,054	56,381	56,860	56,962	56,963
軽費老人ホーム 施設数	1,964	2,001	2,045	2,079	2,117
在所者数	78,176	79,648	80,561	81,411	81,672
老人福祉センター 施設数	1,985	1,933	2,012	2,012	1,992

(注) 1 平成22～23年は、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

3 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/187.xls>

第184表 介護サービス事業所数・施設数及び利用者数・在所者数

(i) 介護予防サービス

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
介護予防居宅サービス事業所 (訪問系)					
介護予防訪問介護 施設数	20,299	20,830	24,575	26,022	26,505
利用者数	334,523	338,554	367,997	383,175	389,002
介護予防訪問入浴介護 施設数	1,841	1,837	1,925	1,871	1,664
利用者数	359	342	450	367	324
介護予防訪問看護ステーション 施設数	5,010	5,103	5,846	6,314	7,071
利用者数	22,402	24,207	28,818	32,678	38,349
(通所系)					
介護予防通所介護 施設数	22,023	23,481	28,509	31,635	33,837
利用者数	307,791	323,105	368,801	413,712	446,349
介護予防通所リハビリテーション 施設数	5,753	5,829	6,138	6,216	6,595
利用者数	102,825	104,953	104,174	110,148	119,101
(その他)					
介護予防短期入所生活介護 施設数	6,752	7,177	7,908	8,273	8,982
在所者数	7,980	8,010	8,528	8,989	9,121
介護予防短期入所療養介護 施設数	4,467	4,561	4,998	4,756	4,780
在所者数	1,151	1,066	1,102	1,093	965
介護予防特定施設入居者生活介護 施設数	2,822	2,991	3,416	3,672	3,807
在所者数	18,217	18,969	21,092	23,007	23,560
介護予防福祉用具貸与 施設数	5,145	5,169	6,045	6,287	6,125
利用者数	201,773	218,399	276,617	319,824	349,123
特定介護予防福祉用具販売 施設数	5,304	5,326	6,183	6,407	6,258
介護予防地域密着型サービス事業所					
介護予防認知症対応型通所介護 施設数	2,879	2,989	3,417	3,484	3,524
利用者数	755	719	851	875	946
介護予防小規模多機能型居宅介護 施設数	1,773	2,099	2,910	3,251	3,527
利用者数	3,647	4,150	5,635	6,707	7,584
介護予防認知症対応型共同生活介護 施設数	8,643	9,144	10,275	10,457	11,003
在所者数	1,251	1,285	749	769	954
介護予防支援事業所 (地域包括支援センター) 施設数	3,961	3,961	4,151	4,262	4,255
利用者数	762,032	804,596	873,593	936,552	989,254

(ii) 介護サービス

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所					
(訪問系)					
訪 問 介 護 施 設 数	20,805	21,315	25,118	26,576	27,107
利用者数	744,482	742,880	817,080	870,987	890,865
訪 問 入 浴 介 護 施 設 数	2,021	2,002	2,103	2,033	1,814
利用者数	68,046	65,593	67,508	65,858	57,493
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,119	5,212	5,972	6,458	7,214
利用者数	297,346	316,583	360,805	385,951	431,588
(通所系)					
通 所 介 護 施 設 数	22,738	24,381	29,815	33,163	35,568
利用者数	963,475	1,018,651	1,140,565	1,223,344	1,303,874
通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 施 設 数	5,877	5,948	6,428	6,407	6,698
利用者数	346,273	353,897	360,502	372,586	384,123
(その他)					
短 期 入 所 生 活 介 護 施 設 数	7,096	7,515	8,274	8,630	9,405
在所者数	269,106	279,812	292,758	298,002	303,305
短 期 入 所 療 養 介 護 施 設 数	4,633	4,726	5,142	4,925	4,928
在所者数	50,857	49,878	51,609	50,053	49,239
特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	2,974	3,165	3,628	3,914	4,073
在所者数	106,783	116,765	132,673	145,508	148,929
福 祉 用 具 貸 与 施 設 数	5,202	5,212	6,143	6,378	6,196
利用者数	825,687	872,197	1,080,763	1,164,717	1,200,247
特 定 福 祉 用 具 販 売 施 設 数	5,312	5,336	6,202	6,429	6,272
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 事 業 所					
定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 看 護 施 設 数	・	・	61	228	391
利用者数	・	・	529	3,023	7,067
夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 施 設 数	98	103	146	139	162
利用者数	3,365	3,018	5,473	4,950	5,542
認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 施 設 数	3,122	3,254	3,651	3,762	3,819
利用者数	50,862	53,634	54,381	55,754	57,481
小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 施 設 数	2,113	2,486	3,371	3,730	4,007
利用者数	35,282	41,413	53,451	60,227	64,731
認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 施 設 数	8,942	9,484	10,497	10,760	11,306
在所者数	127,858	136,188	149,559	153,744	161,591
地 域 密 着 型 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 施 設 数	133	152	222	238	261
在所者数	2,678	3,090	4,499	5,031	5,561
複 合 型 サ ー ビ ス 施 設 数	・	・	14	62	147
在所者数	・	・	243	968	2,492
地 域 密 着 型 介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	302	450	892	1,033	1,599
在所者数	7,557	11,435	22,902	26,780	39,350
居 宅 介 護 支 援 事 業 所 施 設 数	27,158	27,705	31,600	32,956	33,695
利用者数	1,759,799	1,804,902	1,988,067	2,084,901	2,149,306
介 護 保 険 施 設					
介 護 老 人 福 祉 施 設 施 設 数	5,676	5,953	6,092	6,212	6,764
在所者数	396,356	420,827	429,415	439,737	453,682
介 護 老 人 保 健 施 設 施 設 数	3,382	3,533	3,710	3,683	3,741
在所者数	282,645	293,432	301,539	299,885	299,561
介 護 療 養 型 医 療 施 設 施 設 数	1,770	1,711	1,644	1,509	1,422
在所者数	73,405	71,377	67,531	60,429	58,216

(注) 1 「施設数」は、活動中の施設・事業所である。

2 「利用者数」は、9月中の利用者数である。ただし、次の事業所・施設の利用者・在所者は9月30日24時現在の数である。

介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護予防特定施設入所者生活介護、特定施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

3 複数サービスを行っている事業所は、各々に計上している。

4 「介護予防訪問看護ステーション」は、介護保険法の利用者と「要支援認定申請中」「その他」を含む。

5 「訪問看護ステーション」は、介護保険法・健康保険法の利用者と「要介護認定申請中」「その他」を含む。

6 「介護予防短期入所生活介護」「短期入所生活介護」には、空床利用型の事業所を含まない。

7 「定期巡回・随時対応型訪問看護」には、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

8 平成23年は、東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/188.xls>

第185表 職種別にみた従事者数

(i) 訪問介護

区 分	(介護予防) 訪問介護			(介護予防) 訪問入浴介護			(介護予防) 訪問看護ステーション		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	214,466	124,759	89,706	10,392	6,393	3,999	45,134	34,198	10,936
平成25年10月1日現在	207,893	117,754	90,140	11,079	6,309	4,770	39,066	29,349	9,717
看 護 師	...	...	...	1,644	730	914	29,632	22,252	7,381
准 看 護 師	...	...	...	1,679	916	763	3,159	2,259	900
保 健 師	...	...	...	...	...	...	702	565	137
助 産 師	...	...	...	...	...	...	27	19	8
理 学 療 法 士	...	...	...	...	...	...	5,708	4,457	1,250
作 業 療 法 士	...	...	...	...	...	...	2,523	2,005	518
言 語 聴 覚 士	...	...	...	...	...	...	431	297	134
介 護 職 員 ( 訪 問 介 護 員 )	200,596	112,357	88,240	6,388	4,156	2,231	...	...	...
介 護 福 祉 士 ( 再 掲 )	87,090	63,135	23,955	2,208	1,636	572	...	...	...
実 務 者 研 修 修 了 者 ( 再 掲 )	3,843	3,059	784	54	43	11	...	...	...
旧 介 護 職 員 基 礎 研 修 課 程 修 了 者 ( 再 掲 )	6,581	5,075	1,506	68	50	17	...	...	...
旧 ホームヘルパー1級研修課程修了者 (再掲)	7,524	4,725	2,798	115	65	50	...	...	...
初 任 者 研 修 修 了 者 ( 再 掲 )	93,763	34,968	58,795	2,078	1,211	867	...	...	...
オ ペ レ ー タ ー	...	...	...	...	...	...	...	...	...
面 接 相 談 員	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介 護 支 援 専 門 員	...	...	...	...	...	...	...	...	...
そ の 他 の 職 員	13,869	12,403	1,467	681	591	90	2,952	2,344	608

(注) 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

(ii) 通所介護

区 分	(介護予防) 通所介護			(介護予防)通所リハビリテーション (介護老人保健施設)		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	306,398	208,553	97,845	40,701	34,002	6,699
平成25年10月1日現在	284,360	190,912	93,448	39,859	33,084	6,775
医 師	144	106	37	2,038	1,853	185
看 護 師	15,271	7,482	7,789	1,708	1,183	526
准 看 護 師	15,709	9,106	6,603	1,636	1,177	459
機 能 訓 練 指 導 員	25,776	16,705	9,070	...	...	...
理 学 療 法 士	3,098	2,394	704	4,124	3,783	341
作 業 療 法 士	1,567	1,220	348	2,583	2,371	212
言 語 聴 覚 士	181	104	77	414	351	64
柔 道 整 復 師	3,327	2,732	595	...	...	...
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	1,791	1,133	658	...	...	...
歯 科 衛 生 士	200	91	109	71	49	22
介 護 支 援 専 門 員	...	...	...	...	...	...
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	47,866	43,541	4,324	...	...	...
社 会 福 祉 士 ( 再 掲 )	5,238	4,845	393	...	...	...
介 護 職 員 ( 訪 問 介 護 員 )	162,068	107,151	54,917	26,822	21,952	4,870
介 護 福 祉 士 ( 再 掲 )	54,451	41,753	12,699	15,794	14,032	1,762
管 理 栄 養 士	1,007	889	118	1,065	1,049	16
栄 養 士	1,081	835	246	239	234	5
調 理 員	11,790	4,672	7,118	...	...	...
そ の 他 の 職 員	25,488	17,974	7,514	...	...	...

(注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。

2 (介護予防) 短期入所生活介護には、空床利用型のみの従事者を含まない。

3 (介護予防) 通所介護、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。

平成26年10月1日現在

定期巡回・随時対応型訪問介護看護			夜間対応型訪問介護			複合サービス		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
6,512	5,012	1,500	1,667	1,142	525	2,073	1,595	477
3,646	2,581	1,065	1,281	780	501	851	668	183
410	340	70	...	...	...	446	331	115
87	73	14	...	...	...	134	99	35
...	...	...	...	...	...	7	5	2
...	...	...	...	...	...	...	...	...
33	30	4	...	...	...	21	13	8
13	10	3	...	...	...	14	11	3
3	3	0	...	...	...	1	1	0
3,736	2,617	1,119	971	597	374	1,272	979	293
1,891	1,533	358	...	...	...	646	548	98
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
2,068	1,799	270	451	323	127	...	...	...
...	...	...	194	174	20	...	...	...
...	...	...	...	...	...	91	84	7
162	142	20	50	48	4	87	73	14

平成26年10月1日現在

(介護予防)通所リハビリテーション(医療施設)			(介護予防)短期入所生活介護			(介護予防)特定施設入居者生活介護			(介護予防)認知症対応型通所介護		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
31,811	25,923	5,888	168,108	142,227	25,881	104,380	82,832	21,549	26,162	18,610	7,553
29,614	24,039	5,575	159,717	135,040	24,677	101,643	80,272	21,371	24,712	17,259	7,453
2,240	2,107	133	1,454	321	1,133	...	...	...	13	7	6
2,206	1,695	511	8,020	6,454	1,566	6,841	4,886	1,954	892	447	445
1,454	1,158	296	7,031	5,651	1,381	4,202	3,187	1,016	809	483	326
...	...	...	3,647	3,119	529	2,243	1,779	465	1,422	723	699
4,799	4,292	507	437	353	85	346	257	89	83	46	37
1,793	1,567	226	300	269	31	198	150	48	71	48	23
269	216	53	40	32	7	26	12	14	9	6	3
...	...	...	204	187	17	213	194	19	40	19	21
...	...	...	251	219	32	179	153	26	55	29	26
54	38	16	...	...	...	...	...	...	17	9	7
...	...	...	3,347	3,266	81	3,534	3,301	233	...	...	...
...	...	...	7,404	7,255	149	4,442	4,351	91	4,080	3,771	309
...	...	...	1,807	1,773	34	636	622	13	489	470	19
18,620	14,516	4,104	111,722	96,758	14,964	70,272	56,761	13,512	16,080	11,214	4,866
9,378	8,136	1,242	58,626	54,593	4,033	24,093	21,389	2,704	6,614	5,258	1,356
256	234	22	3,118	3,033	85	...	...	...	106	99	7
120	99	21	1,416	1,304	112	...	...	...	59	42	17
...	...	...	8,181	5,921	2,260	...	...	...	649	237	412
...	...	...	12,769	9,146	3,622	12,846	8,567	4,279	2,036	1,577	459

第2部 社会保障関係統計資料編

(iii) 居宅介護等

区 分	(介護予防)認知症対応型 共同生活介護			(介護予防)小規模多機能型 居宅介護			(介護予防)福祉用具貸与		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	148,881	123,046	25,835	44,921	34,758	10,164	29,136	27,369	1,767
平成25年10月1日現在	141,154	116,060	25,094	41,463	31,730	9,733	28,225	26,477	1,748
看 護 師	...	...	...	1,844	1,287	557	...	...	...
准 看 護 師	...	...	...	1,873	1,373	500	...	...	...
保 健 師	...	...	...	...	...	...	...	...	...
機 能 訓 練 指 導 員	...	...	...	...	...	...	...	...	...
専 門 職 員	...	...	...	...	...	...	...	...	...
社会福祉主事(再掲)	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介 護 支 援 専 門 員	10,385	9,349	1,036	2,706	2,412	295	...	...	...
生活相談員・支援相談員	...	...	...	...	...	...	...	...	...
社 会 福 祉 士	...	...	...	...	...	...	...	...	...
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	129,817	105,999	23,817	35,595	27,335	8,260	...	...	...
介 護 福 祉 士 (再 掲)	46,328	41,916	4,411	13,239	11,490	1,749	...	...	...
看 護 師 (再 掲)	1,997	1,190	808	...	...	...	...	...	...
准 看 護 師 (再 掲)	1,748	1,278	471	...	...	...	...	...	...
福 祉 用 具 専 門 相 談 員	...	...	...	...	...	...	22,642	21,471	1,171
そ の 他 の 職 員	8,679	7,698	982	2,903	2,350	553	6,493	5,898	596

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 地域密着型特定施設入居者生活保護の「社会福祉士」は、「生活相談員・支援相談員」の再掲である。  
 3 介護予防支援事業所(地域包括支援センター)の「看護師」「保健師」「介護支援専門員」「社会福祉士」は、「専門職員」の再掲である。



平成26年10月1日現在

地域密着型特定施設入居者生活介護			介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)			居宅介護支援事業所		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
4,031	3,406	624	23,679	21,355	2,325	92,143	84,734	7,410
3,653	3,072	581	23,156	20,791	2,365	86,947	79,598	7,349
213	168	45	2,506	2,313	193	...	...	...
174	144	30	...	...	...	...	...	...
...	...	...	3,160	3,069	92	...	...	...
130	109	21	...	...	...	...	...	...
...	...	...	20,916	19,079	1,837	...	...	...
...	...	...	636	550	86	...	...	...
158	148	10	9,002	7,768	1,235	82,693	76,276	6,417
189	184	5	...	...	...	...	...	...
23	22	1	5,611	5,380	232	...	...	...
2,774	2,345	429	...	...	...	...	...	...
1,072	984	88	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...
393	308	85	2,763	2,276	488	9,451	8,458	993

(iv) 施設等

区 分	地域密着型介護老人福祉施設			介護老人福祉施設		
	総 数	常 勤	非常勤	総 数	常 勤	非常勤
従 事 者 総 数	34,110	30,047	4,063	304,058	259,545	44,514
平成25年10月1日現在	22,903	20,196	2,707	295,115	252,098	43,017
施 設 長	991	989	2	5,148	5,138	10
医 師	227	23	204	1,433	225	1,209
歯 科 医 師	16	2	14	86	7	78
薬 剤 師	...	...	...	...	...	...
看 護 師	1,612	1,376	237	14,099	11,419	2,680
准 看 護 師	1,267	1,073	194	12,194	9,950	2,244
機 能 訓 練 指 導 員	733	631	102	5,018	4,509	509
理 学 療 法 士	62	52	9	733	602	131
作 業 療 法 士	49	43	7	534	481	53
言 語 聴 覚 士	9	9	0	68	58	10
柔 道 整 復 師	34	31	3	350	333	17
あん摩マッサージ指圧師	24	20	3	520	469	50
精 神 保 健 福 祉 士 等	...	...	...	...	...	...
介 護 支 援 専 門 員	1,151	1,118	34	8,210	8,012	198
生 活 相 談 員 ・ 支 援 相 談 員	1,381	1,361	20	8,942	8,822	119
社 会 福 祉 士 (再 掲)	364	359	4	2,622	2,582	40
障 害 者 生 活 支 援 員	0	0	—	47	43	4
介 護 職 員 (訪 問 介 護 員)	22,338	20,055	2,283	203,620	177,467	26,153
介 護 福 祉 士 (再 掲)	11,344	10,742	602	113,128	105,681	7,447
管 理 栄 養 士	805	781	24	5,814	5,726	89
栄 養 士	367	353	14	1,719	1,664	55
歯 科 衛 生 士	27	15	13	200	116	84
調 理 員	1,487	1,103	384	13,867	10,614	3,253
そ の 他 の 職 員	1,706	1,166	540	23,664	15,835	7,829

- (注) 1 「常勤」は兼務者の換算数と専従者との合計であり、「非常勤」は常勤換算数である。  
 2 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設の「理学療法士」「作業療法士」「言語聴覚士」「柔道整復師」「あん摩マッサージ指圧師」は、「機能訓練指導員」の再掲である。  
 3 「看護師」には、保健師を含む。  
 4 介護療養型医療施設には、介護療養病床を有する病棟の従事者を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/189.xls>

平成26年10月1日現在

介護老人保健施設			介護療養型医療施設		
総数	常勤	非常勤	総数	常勤	非常勤
198,555	176,855	21,700	49,937	44,993	4,944
197,676	176,357	21,319	51,802	46,970	4,832
...	...	...	...	...	...
3,976	3,382	594	3,718	2,658	1,059
16	8	9	59	47	12
1,022	384	638	1,304	1,166	138
18,424	15,606	2,818	8,834	7,863	971
19,114	16,647	2,467	8,832	7,928	904
...	...	...	...	...	...
6,304	5,857	447	2,240	2,180	60
4,772	4,420	351	1,094	1,071	23
857	732	126	501	485	16
...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...
...	...	...	101	99	2
5,712	5,572	139	1,549	1,493	57
6,130	6,028	102	...	...	...
2,475	2,440	35	...	...	...
...	...	...	...	...	...
107,340	98,084	9,256	19,983	18,344	1,639
67,475	64,319	3,156	8,557	8,283	274
3,810	3,753	57	1,222	1,189	32
923	893	30	372	358	14
260	175	85	128	111	17
6,066	4,805	1,261	...	...	...
13,828	10,507	3,320	...	...	...

第186表 性・年齢階級別にみた自立の状況別手助けや見守りを要する者の数

平成25年（単位 千人）

区 分	手助けや見守りを要する者	何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出できる	屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出できない	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	不 詳
<b>総 数</b>	<b>6,340</b>	<b>2,369</b>	<b>1,973</b>	<b>713</b>	<b>536</b>	<b>748</b>
6 ～ 39 歳	570	277	163	21	32	77
40 ～ 64 歳	748	365	166	56	41	120
65 ～ 69 歳	376	160	95	40	25	55
70 ～ 74 歳	593	254	152	64	38	85
75 ～ 79 歳	882	355	251	89	70	116
80 ～ 84 歳	1,228	464	401	134	102	126
85 ～ 89 歳	1,147	348	432	161	103	103
90 歳 以上	795	147	312	147	123	66
（再掲）65歳以上	5,022	1,728	1,644	637	462	551
（再掲）75歳以上	4,053	1,314	1,397	532	398	411
（再掲）80歳以上	3,171	959	1,146	442	328	295
<b>男 総 数</b>	<b>2,533</b>	<b>1,052</b>	<b>700</b>	<b>256</b>	<b>219</b>	<b>306</b>
6 ～ 39 歳	327	170	100	7	18	32
40 ～ 64 歳	388	204	82	28	21	53
65 ～ 69 歳	207	90	51	23	14	28
70 ～ 74 歳	280	117	67	33	23	40
75 ～ 79 歳	367	145	96	39	36	51
80 ～ 84 歳	455	168	131	52	51	52
85 ～ 89 歳	343	118	109	43	39	34
90 歳 以上	167	39	64	30	16	17
（再掲）65歳以上	1,818	678	518	221	179	221
（再掲）75歳以上	1,331	471	400	164	142	154
（再掲）80歳以上	965	326	304	126	106	103
<b>女 総 数</b>	<b>3,807</b>	<b>1,317</b>	<b>1,273</b>	<b>457</b>	<b>317</b>	<b>443</b>
6 ～ 39 歳	243	106	63	14	14	45
40 ～ 64 歳	360	161	84	28	20	67
65 ～ 69 歳	170	70	44	17	11	27
70 ～ 74 歳	312	137	84	31	15	45
75 ～ 79 歳	515	209	155	51	34	66
80 ～ 84 歳	773	296	270	82	51	74
85 ～ 89 歳	804	230	323	118	64	69
90 歳 以上	629	107	248	117	107	49
（再掲）65歳以上	3,203	1,049	1,126	416	283	330
（再掲）75歳以上	2,721	843	997	368	256	257
（再掲）80歳以上	2,206	634	842	317	222	192

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/190.xls>

第187表 性・年齢階級別にみた手助けや見守りを要する者の数及び率

平成25年(単位 千人)

区 分	世帯人員数	手助けや見守りを要する者の数	手助けや見守りを要する者率 (人口千対)
<b>総 数</b>	<b>125,705</b>	<b>6,340</b>	<b>50.4</b>
6 ～ 39 歳	44,985	570	12.7
40 ～ 64 歳	42,698	748	17.5
65 ～ 69 歳	8,654	376	43.4
70 ～ 74 歳	7,563	593	78.4
75 ～ 79 歳	6,277	882	140.5
80 ～ 84 歳	4,749	1,228	258.6
85 歳 以 上	4,528	1,942	428.9
(再掲) 65歳以上	31,771	5,022	158.1
<b>男 総 数</b>	<b>61,183</b>	<b>2,533</b>	<b>41.4</b>
6 ～ 39 歳	22,980	327	14.2
40 ～ 64 歳	21,358	388	18.2
65 ～ 69 歳	4,161	207	49.7
70 ～ 74 歳	3,521	280	79.5
75 ～ 79 歳	2,763	367	132.8
80 ～ 84 歳	1,883	455	241.6
85 歳 以 上	1,316	510	387.5
(再掲) 65歳以上	13,644	1,818	133.2
<b>女 総 数</b>	<b>64,518</b>	<b>3,807</b>	<b>59.0</b>
6 ～ 39 歳	22,004	243	11.0
40 ～ 64 歳	21,340	360	16.9
65 ～ 69 歳	4,493	170	37.8
70 ～ 74 歳	4,041	312	77.2
75 ～ 79 歳	3,515	515	146.5
80 ～ 84 歳	2,866	773	269.7
85 歳 以 上	3,209	1,433	446.6
(再掲) 65歳以上	18,124	3,203	176.7

(注) 1 年齢階級の「総数」には、年齢不詳を含む。

2 「手助けや見守りを要する者」とは、在宅の6歳以上の世帯員であって、歩行・移動、着替え、洗面、食事、排泄、入浴等に際して何らかの手助けや見守りを必要とする者や、意志疎通が困難な者、介護保険法による「要介護者」「要支援者」の認定を受けている者などをいう。

3 「国民生活基礎調査」の大調査は、3年ごとの調査である。

4 「手助けや見守りを要する者率」は、「世帯人員数」「手助けや見守りを要する者の数」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出。

資料：「世帯人員数」は、総務省統計局「国勢調査」

「手助けや見守りを要する者の数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/191.xls>

## 3 後期高齢者医療

第188表 後期高齢者医療被保険者数

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 険 者 数	13,615,897	14,059,915	14,483,835	14,904,992	15,266,362
75歳以上の者	13,142,832	13,622,057	14,078,942	14,521,138	14,894,188
65歳以上75歳未満の 障害認定者	473,065	437,857	404,893	383,853	372,174

(注) 1 後期高齢者医療広域連合からの後期高齢者医療事業状況報告を集計したものである。

2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/192.xls>

第189表 後期高齢者医療費の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 数	393,403,218	404,737,405	422,769,152	441,235,446	456,902,508
金 額	12,010,830,691	12,721,335,977	13,299,145,862	13,704,425,633	14,191,203,141
診 療 費	257,228,809	259,901,162	269,284,136	279,438,641	288,206,381
金 額	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491	11,183,660,715
調 剤	126,554,921	134,380,289	142,020,428	149,629,826	156,314,673
金 額	1,871,659,603	1,963,072,688	2,148,863,631	2,211,104,779	2,379,799,529
食 事 療 養 ・ 生 活 療 養	11,183,499	11,609,281	11,758,046	11,882,401	12,011,760
金 額	391,367,220	401,488,417	402,880,094	401,195,413	402,841,913
訪 問 看 護	369,834	400,987	428,275	475,018	525,302
金 額	28,918,566	31,817,789	34,058,341	40,355,166	46,144,183
療 養 費 等	9,249,654	10,054,967	11,036,313	11,691,961	11,856,152
金 額	151,686,661	161,993,622	172,465,350	176,667,785	178,756,801
1人当り老人医療費 (円)	882,118	904,795	918,206	919,452	929,573

(注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 「食事療養費・生活療養」の件数については、再掲である。

資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/193.xls>

第190表 後期高齢者医療費(診療費)の状況

(単位 金額:千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 数					
件数	257,228,809	259,901,162	269,284,136	279,438,641	288,206,381
日数	743,271,551	758,261,067	768,351,409	773,358,741	779,703,327
金額	9,567,198,641	10,162,963,461	10,540,878,446	10,875,102,491	11,183,660,715
入 院					
件数	11,940,576	12,395,651	12,542,834	12,659,359	12,757,600
日数	223,844,286	230,501,844	231,832,359	231,116,885	232,154,098
金額	5,559,386,807	5,999,380,506	6,216,953,172	6,409,418,004	6,559,938,968
入 院 外					
件数	222,009,261	222,458,149	229,545,984	237,518,152	244,004,260
日数	465,271,953	470,168,497	475,274,442	477,844,765	479,591,147
金額	3,638,052,841	3,765,447,167	3,897,968,171	4,013,896,212	4,148,436,941
歯 科					
件数	23,278,972	25,047,362	27,195,318	29,261,130	31,444,521
日数	54,155,312	57,590,726	61,244,608	64,397,091	67,958,082
金額	369,758,992	398,135,789	425,957,104	451,788,275	475,284,806

(注) 1 後期高齢者医療による被保険者に係るものである。

2 金額は一部負担金を含む。

資料: 厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報: 確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/195.xls>

第191表 後期高齢者医療被保険者数及び医療費の推移

区 分	被保険者数	対前年度比	医療費	対前年度比	1人当り 医療費	対前年度比
	千人	%	億円	%	千円	%
平成21年度 (2009)	13,616	3.2	120,108	5.2	882	2.0
22 (2010)	14,060	3.3	127,213	5.9	905	2.6
23 (2011)	14,484	3.0	132,991	4.5	918	1.5
24 (2012)	14,905	2.9	137,044	3.0	919	0.1
25 (2013)	15,266	2.4	141,912	3.6	930	1.1

(注) 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等(概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円)を含まない。

資料: 厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告(年報: 確報)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/196.xls>

第192表 後期高齢者医療費と国民医療費の推移

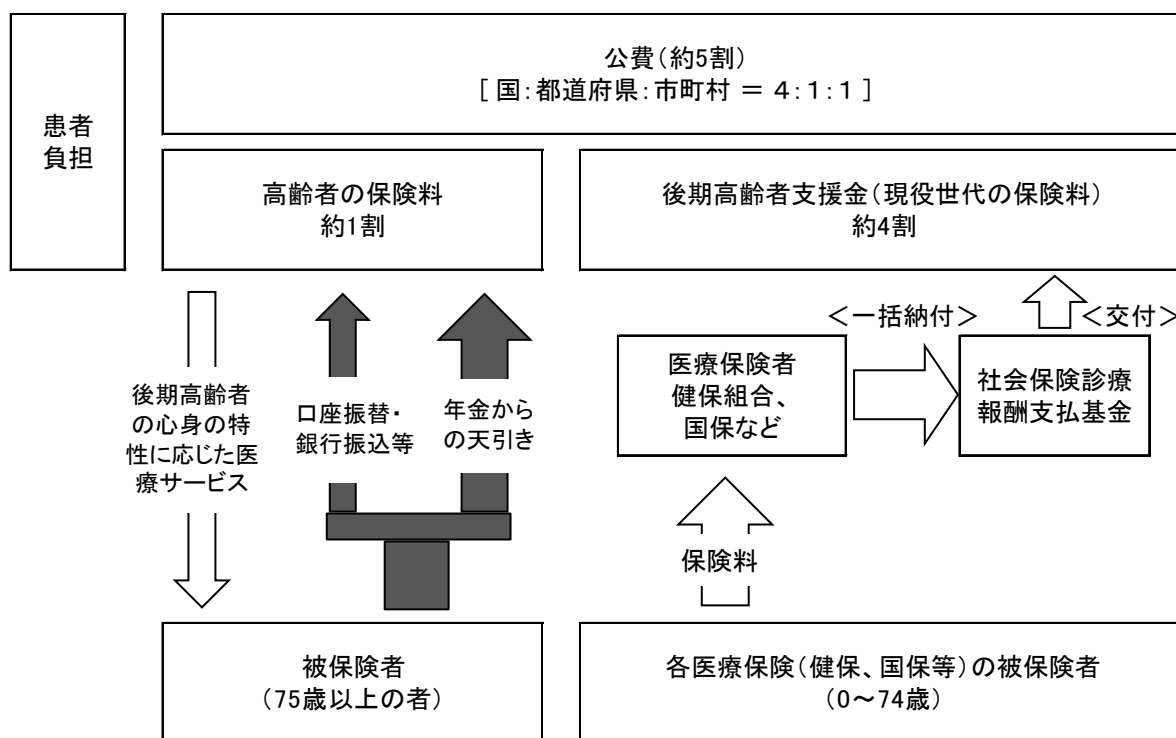
区 分	後期高齢者医療費		国民医療費		後期高齢者医療費の国民医療費に対する割合	国内総生産に対する割合		国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		後期高齢者医療費	国民医療費	後期高齢者医療費	国民医療費
	億円	%	億円	%	%	%	%	%	%
平成21年度 (2009)	120,108	5.2	360,067	3.4	33.4	2.53	7.60	3.49	10.46
22 (2010)	127,213	5.9	374,202	3.9	34.0	2.65	7.79	3.61	10.61
23 (2011)	132,991	4.5	385,850	3.1	34.5	2.81	8.14	3.80	11.04
24 (2012)	137,044	3.0	392,117	1.6	34.9	2.89	8.26	3.89	11.14
25 (2013)	141,912	3.6	...	...	...	2.94	...	3.92	...

(注) 1 「国民医療費」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」による。  
 2 「国内総生産」「国民所得額」は、内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」による。  
 3 平成23年度は、東日本大震災に係る医療費等（概算請求支払分及び保険者不明医療費分計45億円）を含まない。  
 資料：厚生労働省保険局「後期高齢者医療事業状況報告（年報：確報）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/197.xls>

第193表 医療費の負担

【全市町村が加入する広域連合】



資料：厚生労働省保険局資料「後期高齢者医療制度等の仕組み」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/198.xls>



## 4 老人保健施設

第194表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

各年10月1日現在

区 分	平成23年 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数	施設数	入所定員数
総 数	3,533	318,091	3,710	331,916	3,683	328,650	3,741	330,323
都 道 府 県	2	128	2	96	2	96	1	50
市 区 町 村	137	9,556	144	9,882	143	9,819	142	9,653
広域連合・一部事務組合	19	1,543	19	1,543	20	1,591	22	1,761
日本赤十字社・ 社会保険関係団体	70	6,245	72	6,445	71	6,362	69	6,292
医 療 法 人	2,624	239,237	2,759	250,139	2,733	247,140	2,781	248,669
社会福祉法人 (社会福祉協議会以外)	550	50,179	576	52,158	572	51,672	584	52,052
社 団 ・ 財 団 法 人	95	8,471	99	8,883	104	9,366	106	9,390
そ の 他 の 法 人	32	2,468	36	2,606	35	2,540	31	2,264
そ の 他	4	264	3	164	3	64	5	192

(注) 1 平成23年は、東日本大震災の被災地域（以下の市町村）に所在する施設・事業所（2,131施設・事業所）は調査を見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

2 平成26年の「日本赤十字社・社会保険関係団体」には、独立行政法人を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「介護サービス施設・事業所調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/201.xls>

## 5 保健・健康増進 \*旧 老人保健(ヘルス事業)

第195表 保健・健康増進事業実施状況

(単位 人)

事業	項目	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
健康手帳の交付	新規交付数(年度中)	1,179,892	1,040,625	1,088,976	1,027,680	976,790
健康教育	個別健康教育					
	健診要指導者					
	指導開始	9,948	10,474	9,971	13,162	18,872
	指導終了	5,818	6,100	6,612	9,343	11,781
	集団健康教育					
	開催回数	152,935	145,945	149,973	151,193	149,693
	参加延人員	3,153,491	3,046,966	3,024,668	2,981,239	2,951,273
	1回当たり参加人員	20.6	20.9	20.2	19.7	19.7
健康相談	開催回数	241,288	221,185	222,954	217,315	211,782
	被指導延人員	1,658,638	1,537,755	1,540,898	1,443,985	1,431,696
	1回当たり被指導延人員	5.9	7.0	6.9	6.6	6.8
基本健康診査	受診者数					
	健康診査	77,887	84,492	91,484	98,662	104,572
がん検診	受診者数					
	胃がん	3,946,780	3,775,023	3,809,890	3,788,969	2,364,411
	肺がん	6,902,851	6,799,924	7,087,151	7,291,794	3,961,043
	大腸がん	6,693,859	6,761,698	7,649,103	7,988,767	4,780,888
	子宮がん	4,405,288	4,518,403	4,516,207	4,495,670	4,430,535
	乳がん	3,049,370	2,946,188	3,042,999	2,970,071	3,063,946
機能訓練	訓練実施施設数	511	459	369	341	391
	実施回数	14,195	13,647	12,582	11,473	10,747
	被指導実人員	4,669	4,431	3,755	3,980	3,859
	被指導延人員	74,355	70,688	54,581	54,094	48,285
	1回当たり被指導延人員	5.2	5.2	4.3	4.7	4.5
	従事者延人員	46,815	46,087	39,937	35,161	33,443
訪問指導	被訪問指導実人員	216,199	218,416	269,669	251,241	250,791
	被訪問指導延人員	317,923	300,135	373,116	352,945	345,251
	訪問従事者延人員	188,974	183,718	222,884	209,190	206,246

(注) 1 「健康相談」は、重点健康相談と総合健康相談の合計。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市)が含まれていない。

4 平成25年度の「胃がん」「肺がん」「大腸がん」は、『がん対策推進基本計画』(平成24年6月8日閣議決定)に基づき、平成25年度より、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳までに変更した。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/202.xls>

第196表 健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《総数》					
受診者 健康診査 判定・指導区分	77,887	84,492	91,484	98,662	104,572
保健指導非対象者	31,814	34,353	38,254	39,170	39,634
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	12,832	14,926	16,863	19,761	20,467
動機付け支援	6,597	6,148	6,322	5,840	6,794
積極的支援	3,883	4,236	4,885	4,614	4,781
《70歳以上の者(再掲)》					
受診者 健康診査 判定・指導区分	35,202	37,113	39,365	19,798	48,045
保健指導非対象者	6,800	7,332	8,161	8,612	9,136
服薬中のため保健指導の 対象から除外した者	3,748	4,157	4,775	5,410	5,948
動機付け支援	2,202	1,969	1,598	1,738	2,126

(注) 1 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

2 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

3 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/204.xls>

第197表 健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《総数》					
血 圧	33,191	35,451	37,038	41,267	41,970
脂 質 異 常	36,213	38,884	43,758	48,795	50,166
糖 尿 病	30,246	33,510	37,599	41,095	46,832
貧血（疑いを含む）	9,822	10,969	11,234	13,619	13,582
肝疾患（疑いを含む）	12,340	13,967	14,929	16,582	17,096
腎機能障害（疑いを含む）	8,064	8,937	10,354	12,015	13,585
《70歳以上の者（再掲）》					
血 圧	17,753	18,396	18,418	21,096	22,393
脂 質 異 常	16,264	16,851	18,457	21,035	22,637
糖 尿 病	14,607	16,104	17,530	19,575	22,753
貧血（疑いを含む）	5,660	6,292	6,229	7,624	8,124
肝疾患（疑いを含む）	4,484	4,759	4,850	5,719	6,117
腎機能障害（疑いを含む）	4,257	4,886	5,665	6,599	7,771

(注) 1 「血圧」「脂質異常」「糖尿病」は、個別健康教育対象者（ア）・個別健康教育対象者（イ）の合計である。

個別健康教育対象者（ア）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者で、当該年度中に指導を開始した者

個別健康教育対象者（イ）：特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者で、当該年度中に指導を開始した者

2 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

3 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

4 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/205.xls>

第198表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

(単位 人)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
《総数》					
胃がん					
受診人員	3,946,780	3,775,023	3,809,890	3,788,969	3,718,247
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	6,902,851	6,799,924	7,087,151	7,291,794	7,425,748
喀痰細胞診対象者数	698,006	693,415	723,575	755,883	756,622
喀痰容器配布数	348,253	332,098	334,156	343,406	327,849
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	263,579	253,168	254,988	252,765	240,853
大腸がん					
受診人員	6,693,859	6,761,698	7,649,103	7,988,767	8,258,869
子宮がん					
頸部のみ受診人員	4,405,288	4,518,403	4,516,207	4,495,670	4,430,535
体部受診人員	360,305	366,514	341,462	340,174	・
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	2,570,360	2,492,868	2,523,008	2,377,791	2,441,910
マンモグラフィのみ受診人員	479,010	453,320	519,991	592,280	662,036
《70歳以上の者(再掲)》					
胃がん					
受診人員	1,343,305	1,305,364	1,350,551	1,358,720	1,353,836
肺がん					
胸部エックス線検査のみ受診人員	2,934,444	2,936,773	3,158,827	3,312,964	3,464,705
喀痰細胞診対象者数	280,582	284,654	305,752	328,378	338,324
喀痰容器配布数	131,318	126,334	131,833	141,001	140,235
喀痰細胞診(喀痰細胞診のみの受診は除く)	104,842	102,938	108,105	110,331	107,532
大腸がん					
受診人員	2,738,759	2,845,298	3,065,035	3,284,367	3,477,981
子宮がん					
頸部のみ受診人員	422,619	419,761	457,378	473,617	497,486
体部受診人員	22,007	22,170	23,568	24,953	・
乳がん					
マンモグラフィ併用方式受診人員	297,741	312,162	334,349	339,518	368,975
マンモグラフィのみ受診人員	84,224	79,718	96,964	116,071	125,775

(注) 1 肺がんの「喀痰細胞診対象者数」は、胸部エックス線検査受診者中の中高危険群者数である。「中高危険群者」とは、問診の結果、50歳以上で喫煙指数(1日本数×年数)600以上の者(過去における喫煙者含む)及び6月以内に血痰のあった者のいずれかに該当することが判明した者である。

2 「喀痰容器配布数」は、喀痰細胞診対象者(胸部エックス線検査者中高危険群者)への配布状況である。

3 「喀痰細胞診(喀痰細胞診のみ受診は除く)」は、喀痰容器の回収数を受診者数としたものである。

4 老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正されたことにより、市区町村が健康増進法に基づき実施する健康増進事業が対象となった。

5 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/206.xls>

## 第6節 医療供給と医療費

## 1 総括

第199表 国民医療費推計額

区 分	推計額（億円）			構成割合（％）		
	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
国民医療費	385,850	392,117	400,610	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	27,931	28,836	29,792	7.2	7.4	7.4
生活保護法	16,398	16,721	17,036	4.2	4.3	4.3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	66	68	68	0.0	0.0	0.0
障害者総合支援法	3,425	3,885	4,050	0.9	1.0	1.0
その他	8,043	8,162	8,639	2.1	2.1	2.2
感染症法（結核）（再掲）	46	46	44	0.0	0.0	0.0
医療保険等給付分	183,360	185,826	188,109	47.5	47.4	47.0
医療保険	180,466	182,811	185,125	46.8	46.6	46.2
被用者保険	86,234	87,480	88,815	22.3	22.3	22.2
被保険者	42,974	43,918	44,973	11.1	11.2	11.2
被扶養者	38,897	39,122	39,204	10.1	10.0	9.8
高齢者	4,363	4,440	4,638	1.1	1.1	1.2
協会管掌健康保険	42,919	43,724	44,926	11.1	11.2	11.2
組合管掌健康保険	32,595	33,066	33,238	8.4	8.4	8.3
船員保険	194	193	189	0.1	0.0	0.0
国家公務員共済組合	2,323	2,335	2,342	0.6	0.6	0.6
地方公務員共済組合	7,109	7,043	6,974	1.8	1.8	1.7
私立学校教職員共済組合	1,095	1,119	1,145	0.3	0.3	0.3
国民健康保険	94,231	95,331	96,310	24.4	24.3	24.0
高齢者以外	66,773	66,883	66,311	17.3	17.1	16.6
高齢者	27,459	28,448	29,999	7.1	7.3	7.5
退職者医療制度（再掲）	6,549	6,410	5,867	1.7	1.6	1.5
その他	2,894	3,016	2,984	0.8	0.8	0.7
労働者災害補償保険	2,265	2,381	2,357	0.6	0.6	0.6
その他	629	634	627	0.2	0.2	0.2
後期高齢者医療給付分	122,533	126,209	130,821	31.8	32.2	32.7
患者等負担分	50,085	49,296	49,918	13.0	12.6	12.5
全額自費	4,758	4,806	5,035	1.2	1.2	1.3
公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担	45,327	44,490	44,883	11.7	11.3	11.2
軽減特例措置	1,941	1,949	1,970	0.5	0.5	0.5

- (注) 1 公費負担医療給付分の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」は、身体障害者福祉法、児童福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により負担していた医療費の一部が平成18年4月から「障害者自立支援法」に組み込まれた。
- 2 公費負担医療給付分の「障害者総合支援法」は、平成25年4月から障害者自立支援法より障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に法律の題名が変更された。
- 3 公費負担医療給付分の「その他」は、母子保健法、児童福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。
- 4 医療保険等給付分その他の「その他」は、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法、日本体育・学校健康センター法、防衛庁職員給与法、公害健康被害の補償等に関する法律及び医薬品副作用被害救済制度による救済給付による医療費である。
- 5 「軽減特例措置」は、70～74歳の患者の窓口負担の軽減措置に関する国庫負担分である。
- 6 「公費負担医療給付分・医療保険等給付分又は後期高齢者医療給付分の一部負担」は、平成23年度以前は「公費・保険又は後期高齢者の一部負担」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/207.xls>

第200表 診療費支払方法別患者数（病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)
総 数	8,601.5	8,557.2	2,949.3	2,914.9	4,289.7	4,278.8	1,362.5	1,363.4
全 額 自 費	358.5	347.9	77.5	74.2	246.3	236.8	34.7	36.9
健 保 ・ 共 済 の 本 人	1,277.3	1,355.2	342.2	350.2	614.0	673.5	321.1	331.5
健 保 ・ 共 済 の 家 族	1,391.0	1,349.1	315.3	298.8	793.0	790.4	282.7	259.9
国 保	2,347.6	2,287.8	799.7	782.2	1,102.3	1,072.5	445.7	433.2
高齢者医療（後期高齢者医療制度）	2,465.0	2,503.6	1,050.9	1,078.2	1,188.8	1,176.3	225.3	249.2
労 災 ・ 公 災	29.8	33.0	17.6	19.2	12.1	13.8	0.0	0.1
自 賠 法	41.9	45.3	10.6	9.7	31.2	35.6	0.0	0.0
そ の 他	550.7	521.6	252.2	232.4	249.2	242.0	49.3	47.1
介 護 保 険 の み	70.3	59.7	61.3	52.8	8.7	5.9	0.3	1.0
自費診療と介護保険の併用	0.6	0.7	0.6	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0
不 詳	68.8	53.3	21.3	16.9	44.2	31.9	3.3	4.5
（再掲）								
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	5.9	6.7	4.0	4.3	1.9	2.3	0.0	0.0
精神保健及び精神障害福祉に関する法律	2.3	1.6	2.3	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0
障害者自立支援法	177.3	239.3	96.4	108.1	75.0	112.9	6.0	18.4
生活保護法	303.5	316.3	172.9	171.0	110.0	115.6	20.6	29.7
その他の公費負担によるもの	874.7	881.1	318.0	319.8	483.2	492.5	73.5	68.8
介 護 保 険	90.1	87.3	70.8	61.6	17.4	20.4	2.0	5.4

(注) 1 全国推計数である。

2 船員保険は、「その他」に含む。

3 退職者医療の本人・家族を「その他」に含む。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/208.xls>

第201表 患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）

（単位 千人）

区 分	総数		病院		一般診療所		歯科診療所	
	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)	平成23年 (2011)	26 (2014)
《全国推計患者数》								
総 数	8,601.5	8,557.2	2,949.3	2,915.0	4,289.7	4,278.8	1,362.5	1,363.4
入 院	1,341.0	1,318.8	1,290.1	1,273.0	50.9	45.8	・	・
外 来	7,260.5	7,238.4	1,659.2	1,641.9	4,238.8	4,233.0	1,362.5	1,363.4
《受療率（人口10万対）》								
総 数	6,852	6,734	2,350	2,294	3,418	3,367	1,085	1,073
入 院	1,068	1,038	1,028	1,002	41	36	・	・
外 来	5,784	5,696	1,322	1,292	3,377	3,331	1,085	1,073

(注) 1 歯科診療所には往診の推計患者数は含まれていない。

2 歯科診療所については、外来のみの調査である。

3 分娩後の母親に伴い入院している正常な新生児は、推計患者数に含まれていない。

4 10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

5 3年ごとの調査である。

6 平成23年は、東日本大震災の影響により、宮城県の一部の市町村（石巻市、東松島市、女川町、気仙沼市、南三陸町）、福島県は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/209.xls>

## 2 医療機関

第202表 病院・診療所数（開設者別）

各年10月1日現在

区 分	病 院				一 般 診 療 所			歯科診療所
	総数	精神病院	結核療養所	一般病院	総数	有床	無床	総数
平成22年（2010）	8,670	1,082	1	7,587	99,824	10,620	89,204	68,384
23（2011）	8,605	1,076	1	7,528	99,547	9,934	89,613	68,156
24（2012）	8,565	1,071	1	7,493	100,152	9,596	90,556	68,474
25（2013）	8,540	1,066	—	7,474	100,528	9,249	91,279	68,701
26（2014）	8,493	1,067	—	7,426	100,461	8,355	92,106	68,592
平成26年								
国	329	3	—	326	532	220	312	4
公 的 医 療 機 関	1,231	44	—	1,187	3,593	203	3,390	273
社 会 保 険 関 係 団 体	57	—	—	57	513	2	511	7
公 益 法 人	240	42	—	198	568	25	543	124
医 療 法 人	5,721	912	—	4,809	39,455	5,586	33,869	12,393
私 立 学 校 法 人	109	2	—	107	178	4	174	16
社 会 福 祉 法 人	198	11	—	187	8,788	23	8,765	30
医 療 生 協 会	84	2	—	82	316	20	296	47
そ の 他 の 法 人	182	24	—	158	672	22	650	97
個 人	289	27	—	262	43,863	2,245	41,618	55,588
医 育 機 関（再掲）	161	1	—	160	・	・	・	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/210.xls>

第203表 病床数（開設者別・種類別）

各年10月1日現在

区 分	病 院						一般診療所 病床数
	病院病床数 合計	精神病床	感染症病床	結核病床	療養病床	一般病床	
平成22年（2010）	1,593,354	346,715	1,788	8,244	332,986	903,621	136,861
23（2011）	1,583,073	344,047	1,793	7,681	330,167	899,385	129,366
24（2012）	1,578,254	342,194	1,798	7,208	328,888	898,166	125,599
25（2013）	1,573,772	339,780	1,815	6,602	328,195	897,380	121,342
26（2014）	1,568,261	338,174	1,778	5,949	328,144	894,216	112,364
平成26年							
国	130,508	7,314	156	2,552	575	119,911	2,261
公 的 医 療 機 関	322,090	21,308	1,444	2,231	17,288	279,819	2,683
社 会 保 険 関 係 団 体	16,824	223	10	113	697	15,781	12
公 益 法 人	59,603	17,240	92	232	8,221	33,818	317
医 療 法 人	857,053	267,578	32	470	272,211	316,762	79,931
私 立 学 校 法 人	55,363	2,204	21	39	242	52,857	65
社 会 福 祉 法 人	34,185	5,006	4	133	5,918	23,124	331
医 療 生 協 会	14,104	388	—	—	3,111	10,605	289
そ の 他 の 法 人	11,777	257	6	2	447	11,065	28
個 人	37,971	8,999	13	127	7,697	21,135	314
医 育 機 関（再掲）	28,783	7,657	—	50	11,737	9,339	26,133
医 育 機 関（再掲）	94,308	4,349	77	206	121	89,555	・

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/211.xls>



第204表 医療法人数の推移

各年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
全 医 療 法 人 数	46,946	47,825	48,820	49,889	50,866
厚生労働大臣所管	865	893	967	1,037	1,081
都道府県知事所管	46,081	46,932	47,853	48,852	49,785

資料：厚生労働省医政局「医療法人数の推移」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/212.xls>

第205表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

各年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
薬 局 数	53,001	54,780	55,797	57,071	57,784
開設者が自ら管理している薬局	7,065	6,769	6,210	6,049	5,661
開設者が自ら管理していない薬局	45,936	48,011	49,587	51,022	52,123
無 薬 局 町 村	162	158	157	155	146
医 薬 品 販 売 業	35,988	35,355	34,274	34,086	34,781
店 舗 販 売 業	21,320	23,034	24,163	24,330	25,259
薬 種 商 販 売 業	1,224	981	326	291	259
特 例 販 売 業	4,428	3,020	1,570	1,492	1,418
配 置 販 売 業	9,016	8,320	8,215	7,973	7,845

(注) 平成22年度には、東日本大震災の影響により宮城県が含まれていない。また、「薬局数」「無薬局町村」には、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村も含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/213.xls>

第206表 病院1施設当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成27年実施

区 分	一 般 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	3,098,616	97.4	739,473	95.3	3,038,280	97.4
1. 入 院 診 療 収 益	2,146,991	67.5	482,572	62.2	2,104,423	67.5
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	33,747	1.1	17,797	2.3	33,340	1.1
3. 外 来 診 療 収 益	813,791	25.6	219,659	28.3	798,596	25.6
4. そ の 他 の 医 業 収 益	104,086	3.3	19,445	2.5	101,921	3.3
II 介 護 収 益	81,345	2.6	36,226	4.7	80,191	2.6
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	59,543	1.9	34,344	4.4	58,898	1.9
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	18,239	0.6	409	0.1	17,783	0.6
3. そ の 他 の 介 護 収 益	3,564	0.1	1,473	0.2	3,510	0.1
III 医 業 ・ 介 護 費 用	3,255,850	102.4	740,120	95.4	3,191,509	102.3
1. 給 与 費	1,785,871	56.2	416,747	53.7	1,750,855	56.1
2. 医 薬 品 費	393,109	12.4	72,212	9.3	384,902	12.3
3. 委 託 費	206,470	6.5	45,681	5.9	202,358	6.5
4. 減 価 償 却 費	187,338	5.9	21,247	2.7	183,091	5.9
5. 設 備 関 係 費	123,843	3.9	43,681	5.6	121,793	3.9
6. 経 費	217,298	6.8	89,481	11.5	214,029	6.9
7. そ の 他	341,920	10.8	51,069	6.5	334,481	10.7
IV 損 益 差 額 ( I + II - III )	△ 75,888	△ 2.4	35,580	4.6	△ 73,038	△ 2.3
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	204,314	6.4	28,871	3.7	199,827	6.4
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	194,334	6.1	11,759	1.5	189,665	6.4
VII 総 損 益 差 額 ( IV + V - VI )	△ 65,908	△ 2.1	52,692	6.8	△ 62,875	△ 2.0
VIII 税 金	9,900	0.3	-	-	-	-
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 ( VII - VIII )	△ 75,809	△ 2.4	-	-	-	-
施 設 数	1,143		30		1,173	

区 分	精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	1,550,197	99.2	...	...	1,558,400	99.3
1. 入 院 診 療 収 益	1,293,377	82.8	...	...	1,299,937	82.8
2. 特 別 の 療 養 環 境 収 益	8,469	0.5	...	...	8,381	0.5
3. 外 来 診 療 収 益	220,406	14.1	...	...	221,624	14.1
4. そ の 他 の 医 業 収 益	27,945	1.8	...	...	28,458	1.8
II 介 護 収 益	11,737	0.8	...	...	11,615	0.7
1. 施 設 サ ー ビ ス 収 益	10,648	0.7	...	...	10,537	0.7
2. 居 宅 サ ー ビ ス 収 益	925	0.1	...	...	915	0.1
3. そ の 他 の 介 護 収 益	164	0.0	...	...	162	0.0
III 医 業 ・ 介 護 費 用	1,552,264	99.4	...	...	1,558,571	99.3
1. 給 与 費	1,024,174	65.6	...	...	1,027,537	65.4
2. 医 薬 品 費	114,691	7.3	...	...	115,894	7.4
3. 委 託 費	77,207	4.9	...	...	76,768	4.9
4. 減 価 償 却 費	76,973	4.9	...	...	76,448	4.9
5. 設 備 関 係 費	51,801	3.3	...	...	53,112	3.4
6. 経 費	133,161	8.5	...	...	134,277	8.6
7. そ の 他	74,258	4.8	...	...	74,535	4.8
IV 損 益 差 額 ( I + II - III )	9,671	0.6	...	...	11,444	0.7
V そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 収 益	90,068	5.8	...	...	89,284	5.7
VI そ の 他 の 医 業 ・ 介 護 関 連 費 用	57,836	3.7	...	...	57,443	3.7
VII 総 損 益 差 額 ( IV + V - VI )	41,902	2.7	...	...	43,285	2.8
VIII 税 金	12,677	0.8	...	...	-	-
IX 税 引 後 の 総 損 益 差 額 ( VII - VIII )	29,225	1.9	...	...	-	-
施 設 数	190		...		192	

(注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。  
 2 個人立の病院の総損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。  
 3 個人立の病院は税金について調査していないので、個人立の病院が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。  
 4 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。  
 5 精神病院「個人」の「…」は、施設数が1か2の場合であり、当該集計区分の数値が秘匿されている。

資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告－平成27年実施－」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/214.xls>

第207表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成27年実施

区 分	入院診療収益あり							
	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	213,345	98.4	349,744	96.9	176,267	97.8	297,919	97.3
II 介 護 収 益	3,478	1.6	11,300	3.1	3,962	2.2	8,416	2.7
III 医 業 ・ 介 護 費 用	173,445	80.0	322,564	89.3	268,929	149.2	270,491	88.3
IV 損 益 差 額 ( I + II - III )	43,378	20.0	38,480	10.7	△ 88,700	△ 49.2	35,844	11.7
V 税 金	—	—	6,205	1.4	0	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額 ( IV - V )	—	—	33,275	9.2	△ 88,700	△ 49.2	—	—
施 設 数	30		56		3		89	

区 分	入院診療収益なし							
	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	86,262	99.9	156,372	97.9	135,472	97.7	120,059	98.6
II 介 護 収 益	128	0.1	3,333	2.1	3,259	2.3	1,690	1.4
III 医 業 ・ 介 護 費 用	60,274	69.8	145,636	91.2	158,256	114.1	102,170	83.9
IV 損 益 差 額 ( I + II - III )	26,115	30.2	14,069	8.8	△ 19,525	△ 14.1	19,579	16.1
V 税 金	—	—	2,185	1.4	18	0.0	—	—
VI 税引後の総損益差額 ( IV - V )	—	—	11,884	7.4	△ 19,543	△ 14.1	—	—
施 設 数	783		716		30		1,529	

- (注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。  
2 個人立の一般診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。  
3 個人立の一般診療所は税金について調査していないので、個人立の一般診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。  
4 「その他」とは、市町村立、国民健康保険組合、社会福祉法人、医療生協などの一般診療所である。  
5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。  
6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成27年実施—」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/215.xls>

第208表 歯科診療所1施設当り収支状況（構成比率）

平成27年実施

区 分	個 人		医療法人		その他		全 体	
	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)	金額 (千円)	構成比率 (%)
I 医 業 収 益	40,761	100.0	80,832	98.5	42,773	99.2	48,794	99.5
II 介 護 収 益	15	0.0	1,208	1.5	344	0.8	256	0.5
III 医 業 ・ 介 護 費 用	28,030	68.7	74,927	91.3	35,017	81.2	37,473	76.4
IV 損 益 差 額 ( I + II - III )	12,746	31.3	7,112	8.7	8,100	18.8	11,577	23.6
V 税 金	—	—	760	0.9	128	0.3	—	—
VI 税引後の総損益差額 ( IV - V )	—	—	6,353	7.7	7,972	18.5	—	—
施 設 数	431		109		5		545	

- (注) 1 平成27年3月末までに終了する事業年(度)の数値である。各医療機関により事業年(度)の対象期間には違いがある。  
2 個人立の歯科診療所の損益差額からは、開設者の報酬となる部分以外に、建物、設備についての現存物の価値以上の改善を行うための内部資金に充てられることが考えられる。  
3 個人立の歯科診療所は税金について調査していないので、個人立の歯科診療所が含まれる集計区分では税金の集計はしていない。  
4 「その他」とは、市町村立などである。  
5 「構成比率」は、収入にあつては「I 医業収益」と「II 介護収益」を合算した金額に対する各収益科目、又は費用科目の割合である。  
6 調査に回答した全ての医療機関等の集計である。

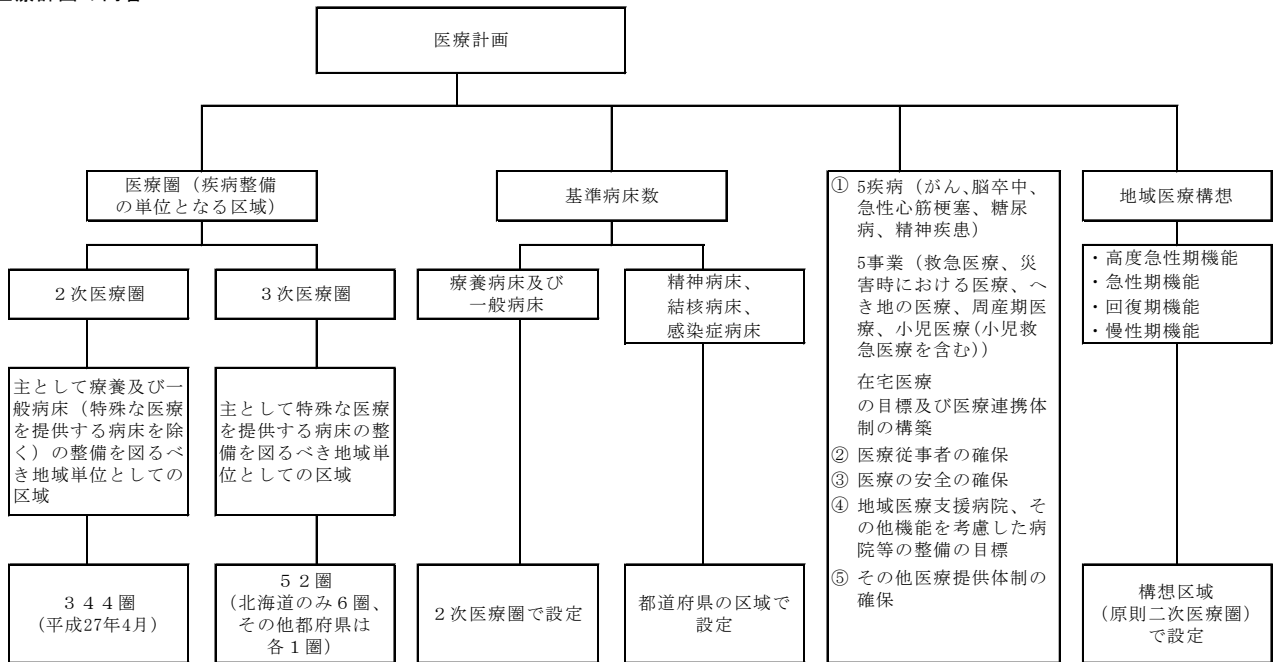
資料：中央社会保険医療協議会「第20回医療経済実態調査（医療機関等調査）報告—平成27年実施—」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/216.xls>

### 3 地域医療計画

第209表 地域医療計画の内容

医療計画の内容

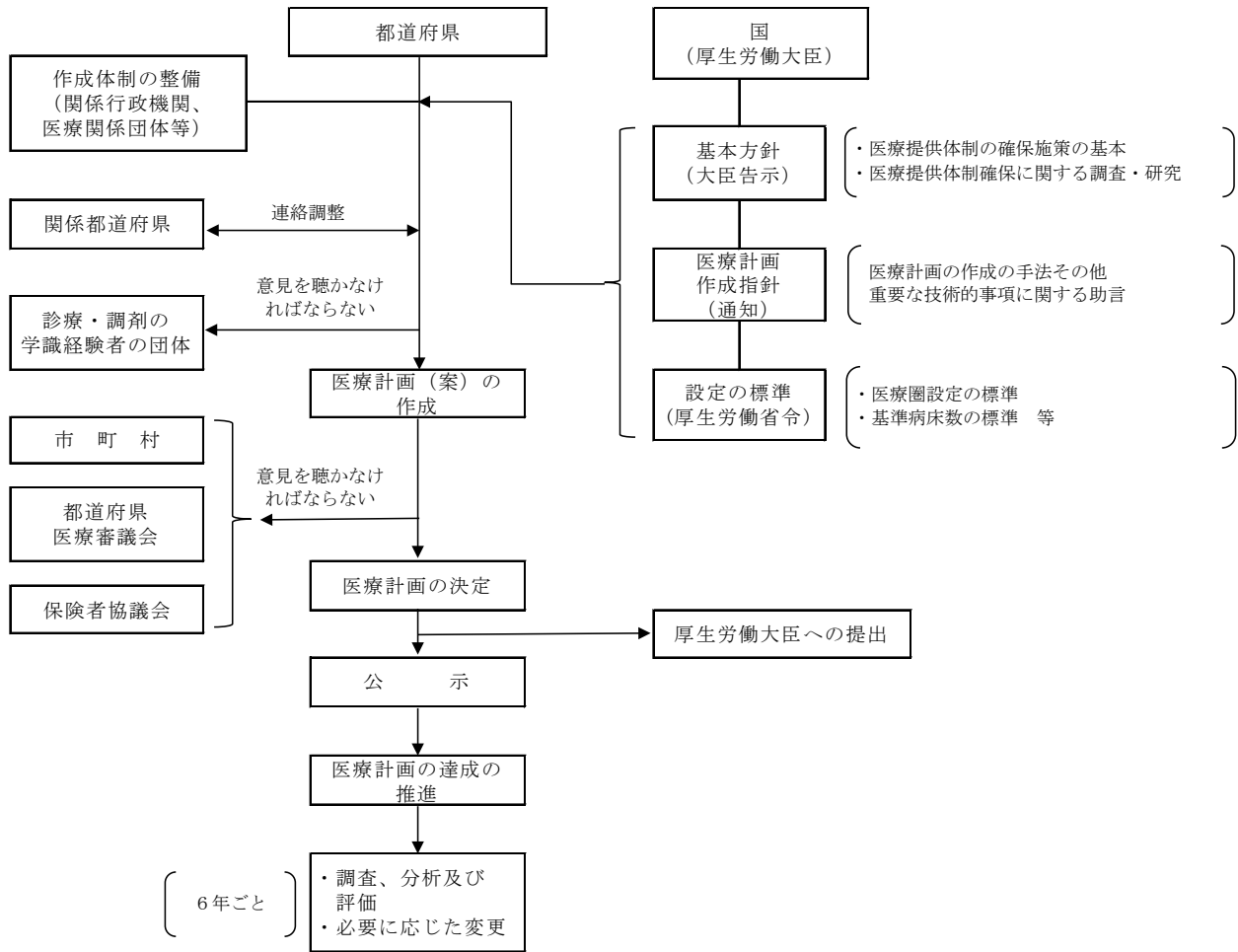


資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/217.xls>

第210表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成から推進、評価、変更まで



資料：厚生労働省医政局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/218.xls>

第211表 都道府県別基準病床数及び既存病床数の状況

平成25年4月現在

区 分	公示年月日 (平成)	一般病床及び療養病床			精神病床		結核病床		感染症病床	
		二 次 医療圏数	基 準 病床数	既存病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数	基 準 病床数	既 存 病床数
総 数		344	1,052,631	1,237,464	310,510	340,470	4,377	6,777	1,899	1,776
北海道	25. 3. 29	21	59,648	77,373	18,967	20,108	143	359	98	94
青森	25. 4. 30	6	11,320	13,041	3,870	4,511	60	66	32	20
岩手	25. 3. 29	9	11,157	13,889	4,220	4,454	30	137	40	40
宮城	25. 4. 1	4	17,174	18,576	5,021	6,388	62	62	28	28
秋田	25. 3. 29	8	8,791	11,580	3,839	4,152	38	58	36	30
山形	25. 3. 29	4	10,150	11,338	3,373	3,817	34	30	20	18
福島	25. 4. 5	7	15,351	20,386	6,478	7,236	60	134	36	36
茨城	25. 4. 2	9	17,890	25,216	5,770	7,444	60	128	48	48
栃木	25. 3. 29	6	12,140	16,195	4,779	5,224	65	115	32	26
群馬	25. 3. 29	10	16,998	18,841	4,419	5,207	66	69	48	48
埼玉	25. 3. 29	10	42,707	47,910	13,345	14,495	137	191	85	40
千葉	25. 5. 24	9	48,482	48,325	12,949	12,936	114	218	59	58
東京	25. 4. 1	13	95,627	104,140	21,956	23,221	398	563	130	124
神奈川	25. 3. 29	11	59,985	60,572	12,958	13,889	166	166	74	74
新潟	25. 4. 5	7	21,051	21,863	6,490	6,850	41	100	36	36
富山	25. 3. 29	4	10,235	14,339	3,080	3,365	82	86	20	20
石川	25. 4. 1	4	9,910	14,608	3,656	3,816	62	92	18	18
福井	25. 3. 29	4	6,471	9,001	2,116	2,342	22	48	20	20
山梨	25. 3. 28	4	6,144	8,449	2,345	2,468	20	50	20	28
長野	25. 3. 28	10	17,801	19,067	4,861	4,977	42	74	46	46
岐阜	25. 3. 29	5	14,552	17,094	3,294	4,118	95	137	30	30
静岡	25. 3. 29	8	34,126	31,939	6,946	7,021	108	178	48	48
愛知	25. 3. 29	12	51,195	54,809	12,554	13,031	218	256	74	70
三重	25. 3. 29	4	13,612	15,756	4,120	4,786	60	54	24	24
滋賀	25. 4. 1	7	10,279	12,706	2,345	2,373	73	77	34	32
京都	25. 4. 2	6	24,786	28,796	5,728	6,376	300	300	38	38
大阪	25. 4. 3	8	67,263	88,397	18,318	19,025	514	577	78	78
兵庫	25. 4. 1	10	54,082	53,523	10,938	11,411	178	211	58	54
奈良	25. 3. 29	5	13,747	13,890	2,800	2,863	50	60	28	13
和歌山	25. 4. 16	7	8,496	11,484	1,850	2,336	27	73	32	32
鳥取	25. 4. 1	3	5,665	6,813	1,729	1,966	21	34	12	12
島根	25. 3. 29	7	7,885	8,443	2,369	2,376	16	33	30	30
岡山	25. 3. 29	5	21,172	21,991	5,356	5,674	76	216	26	26
広島	25. 4. 1	7	26,284	31,512	8,174	8,984	85	155	36	24
山口	25. 5. 31	8	16,585	21,035	5,848	6,068	37	60	40	40
徳島	25. 4. 9	3	7,025	11,240	2,772	3,928	37	49	16	16
香川	25. 3. 29	5	8,886	11,984	2,943	3,459	35	123	24	18
愛媛	25. 4. 5	6	15,165	18,311	4,569	5,160	54	153	28	26
高知	25. 3. 29	4	8,403	14,896	2,493	3,721	60	170	11	11
福岡	25. 3. 29	13	49,713	65,704	18,469	21,436	191	312	66	56
佐賀	25. 4. 1	5	9,187	10,961	4,090	4,239	30	30	24	22
長崎	25. 4. 9	8	16,185	19,501	6,844	7,955	70	143	38	38
熊本	25. 4. 2	11	19,053	25,476	7,522	8,931	54	231	48	48
大分	25. 3. 31	6	11,720	15,183	4,693	5,247	38	50	28	40
宮崎	25. 4. 1	7	11,762	13,847	5,370	5,844	26	97	32	30
鹿児島	25. 3. 29	9	16,769	25,046	8,683	9,812	183	181	44	44
沖縄	25. 3. 29	5	10,002	12,418	5,201	5,430	39	71	26	24

(注) 1 平成25年4月時点の各都道府県医療計画による。公示年月日は、各都道府県の医療計画の見直し時期により異なる。

2 法改正により平成25年4月現在が直近である。今後は5年毎の更新。

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/219.xls>

## 第7節 公衆衛生

## 1 結核等

第212表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計	308	313	290	270	265

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「国民医療費」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/220.xls>

第213表 結核医療費予算額

(単位 百万円)

区 分	合 計	法第37条の2第1項による 一般患者に対する適正医療費	法第37条第1項による 入院患者に対する医療費
平成22年度 (2010)	3,537	290	3,247
23 (2011)	3,288	272	3,017
24 (2012)	3,122	266	2,856
25 (2013)	3,033	262	2,771
26 (2014)	3,604	289	3,314

(注) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/221.xls>

## 第214表 結核登録者

## (i) 結核登録者数

区 分	総 数	活動性全結核		活動性肺結核（再掲）		活動性 肺外結核 （再掲）	不活動性 結核	不 明
		患者数	有病率 （人口10万対）	患者数	有病率 （人口10万対）			
平成22年（2010）	55,573	17,927	14.0	13,995	10.9	3,932	29,252	8,394
23（2011）	55,196	17,264	13.5	13,260	10.4	4,004	30,576	7,356
24（2012）	52,173	14,858	11.7	11,381	8.9	3,477	23,766	13,549
25（2013）	49,814	13,957	11.0	10,830	8.5	3,127	24,259	11,598
26（2014）	47,845	13,513	10.6	10,371	8.2	3,142	22,799	11,533

## (ii) 新登録結核患者数

区 分	全 結 核		活動性肺結核 （再掲）		菌陽性肺結核 （再掲）		喀痰塗抹陽性肺結核 （再掲）	
	実 数	罹患率 （人口10万対）	実 数	罹患率 （人口10万対）	実 数	罹患率 （人口10万対）	実 数	罹患率 （人口10万対）
平成22年（2010）	23,261	18.2	18,328	14.3	15,297	11.9	9,019	7.0
23（2011）	22,681	17.7	17,519	13.7	14,425	11.3	8,654	6.8
24（2012）	21,283	16.7	16,432	12.9	13,923	10.9	8,237	6.5
25（2013）	20,495	16.1	15,972	12.5	13,589	10.7	8,119	6.4
26（2014）	19,615	15.4	15,149	11.9	12,917	10.2	7,651	6.0

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/222.xls>

## 第215表 結核病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成22年 （2010）	23 （2011）	24 （2012）	25 （2013）	26 （2014）
結 核 病 床 数	8,458	7,830	7,344	6,700	6,380
1日平均在院患者数	3,067	2,854	2,529	2,312	2,175
病 床 利 用 率（％）	36.5	36.6	34.7	34.3	34.7

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の値である。

2 「1日平均在院患者数」の算出に用いた年間日数は、平成24年度は366日であり、それ以外は365日である。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/223.xls>



第216表 ハンセン病療養所入所者数

区 分	前年度 繰越入所者数	本年度 入所者数	退所者数	本年度末 入所者数
平成22年度 (2010) 計	2,450	23	169	2,304
国立療養所	2,435	23	168	2,290
公益法人立病院	15	0	1	14
23 (2011) 計	2,304	26	179	2,151
国立療養所	2,290	26	176	2,140
公益法人立病院	14	0	3	11
24 (2012) 計	2,151	27	178	2,000
国立療養所	2,140	27	174	1,993
公益法人立病院	11	0	4	7
25 (2013) 計	2,000	18	162	1,856
国立療養所	1,993	18	162	1,849
公益法人立病院	7	0	0	7
26 (2014) 計	1,856	19	146	1,729
国立療養所	1,849	19	146	1,722
公益法人立病院	7	0	0	7

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
「公益法人立病院」は、厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/224.xls>

第217表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額

(単位 百万円)

区 分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成22年度 (2010)	46	35,612	239
23 (2011)	42	34,450	238
24 (2012)	33	33,982	217
25 (2013)	26	32,416	124
26 (2014)	24	32,722	124

資料：「国立療養所」は、厚生労働省医政局調べ  
それ以外は、厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/225.xls>

第218表 エイズ対策の概要

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針	前 文	原因の究明
		○エイズ発生動向調査の強化 ○個別施策層に対するエイズ発生動向調査の実施 ○国際的な発生動向の把握 ○エイズ発生動向調査等の結果等の公開及び提供
		発生の予防及びまん延の防止
		○基本的考え方 ○性感染症対策との連携 ○その他の感染経路対策 ○個別施策層に対する施策の実施
		普及啓発及び教育
		○基本的考え方 ○患者等及び個別施策層に対する普及啓発及び教育の強化 ○医療従事者等に対する教育 ○関係機関との連携の強化
		検査・相談体制の充実
		○基本的考え方 ○検査・相談体制の強化 ○個別施策層に対する検査・相談の実施 ○保健医療相談体制の充実
		医療の提供
		○総合的な医療提供体制の確保 ○人材の育成及び活用 ○個別施策層に対する施策の実施 ○日常生活を支援するための保健医療・福祉サービスの連携強化
		研究開発の推進
		○研究の充実 ○特効薬等の研究開発 ○研究結果の評価及び公開
		国際的な連携
		○諸外国との情報交換の推進 ○国際的な感染拡大の抑制への貢献 ○国内施策のためのアジア諸国等への協力
人権の尊重		
○人権の擁護及び個人情報の保護 ○偏見や差別の撤廃への努力 ○個人を尊重した十分な説明と同意に基づく保健医療サービスの提供		
施策の評価及び関係機関との連携		
○施策の評価 ○各研究班、NGO等との連携		

資料：厚生労働省健康局作成

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/226.xls>

第219表 HIV感染者及びエイズ患者の現状

平成27年6月28日現在

区 分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	異性間の性的接触	2,728	729	3,457	415	833	1,248	3,143	1,562	4,705
	同性間の性的接触	9,398	4	9,402	569	1	570	9,967	5	9,972
	静注薬物使用	39	2	41	27	3	30	66	5	71
	母子感染	18	9	27	5	8	13	23	17	40
	その他	270	38	308	55	27	82	325	65	390
	不明	1,105	112	1,217	406	545	951	1,511	657	2,168
	合計	13,558	894	14,452	1,477	1,417	2,894	15,035	2,311	17,346
エイズ患者	異性間の性的接触	2,033	233	2,266	290	217	507	2,323	450	2,773
	同性間の性的接触	2,929	3	2,932	148	2	150	3,077	5	3,082
	静注薬物使用	27	3	30	26	2	28	53	5	58
	母子感染	9	3	12	1	5	6	10	8	18
	その他	161	22	183	27	15	42	188	37	225
	不明	1,101	90	1,191	355	149	504	1,456	239	1,695
	合計	6,260	354	6,614	847	390	1,237	7,107	744	7,851
凝固因子製剤による感染者	1,421	18	1,439	—	—	—	1,421	18	1,439	

(注) 1 平成27年6月28日現在の速報値の累計である。

2 「同性間の性的接触」には、両性間性的接触を含む。

3 「その他」には、輸血などに伴う感染例や推定される感染経路が複数ある例を含む。

4 「エイズ患者合計」には、平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

5 「凝固因子製剤による感染者」は、『血液凝固異常症全国調査』による2014年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数。

6 平成27年6月30日現在累積死亡者数は、1,667名（『血液凝固異常症全国調査』の累積死亡報告数700名を含む）。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/227.xls>

## 2 感染症（伝染病）

第220表 感染症患者数

《全数把握》

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
<b>1類感染症</b>					
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘 ぞ う	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペ ー ス ト	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラ ッ サ 熱	0	0	0	0	0
<b>2類感染症</b>					
急性灰白髄炎	2	1	0	1	0
結核（新登録患者数）	23,261	22,681	21,283	20,495	19,615
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0
<b>3類感染症</b>					
コレラ	11	12	3	4	5
細菌性赤痢	235	300	214	143	158
腸管出血性大腸菌感染症	4,134	3,940	3,768	4,044	4,149
腸チフス	32	21	36	65	53
パラチフス	21	23	24	50	16
<b>4類感染症</b>					
オウム病	11	12	8	6	8
つつが虫病	407	462	436	344	320
日本紅斑熱	132	190	171	175	240
マラリア	73	78	72	47	60
レジオネラ症	751	818	899	1,124	1,246
その他	722	438	577	661	1,116
<b>5類感染症</b>					
アメーバ赤痢	843	814	932	1,047	1,135
ウイルス性肝炎	221	250	236	286	228
急性脳炎	242	258	371	369	469
クロイツフェルト・ヤコブ病	172	138	185	203	179
後天性免疫不全症候群	1,553	1,535	1,438	1,586	1,538
ジアリジア症	77	65	72	82	68
梅毒	621	827	875	1,228	1,683
破傷風	106	118	118	128	126
麻疹	447	439	283	229	462
風しん	87	378	2,386	14,344	320
その他	265	291	343	1,447	3,020

(注) 1 1～5類感染症は、以下のとおり。

- 1類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が極めて高い感染症
  - 2類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性が高い感染症
  - 3類感染症：感染力、罹患した場合の重篤性から判断して、危険性は高くないが、特定の職業への就業によって集団発生を起し得る感染症
  - 4類感染症：動物、飲食物等の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（人から人への伝染はない）として定められている感染症
  - 5類感染症：国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に情報提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
- 2類感染症の「重症急性呼吸器症候群」は、病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。
  - 4類感染症の「その他」は、E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オムスク出血熱、回帰熱、キャサナル森林病、Q熱、狂犬病、コクシオイデス症、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がSF T Sウイルスであるものをに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1を除く）、ニパウイルス感染症、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、乳児ボツリヌス症、野兔病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱である。
  - 5類感染症の「その他」は、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、クリプトスポリジウム症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症（平成25年3月までは髄膜炎菌性髄膜炎）、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（入院例に限る）、先天性風しん症候群、播種性クリプトコックス症、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、薬剤耐性アシネトバクター感染症である。
  - 5類感染症の「ウイルス性肝炎」は、E型肝炎及びA型肝炎を含まない。
  - 5類感染症の「急性脳炎」は、ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラ脳炎及びリフトバレー熱を含まず、全数把握である。
  - 5類感染症の「麻疹」は、平成20年度から全数把握に変更となった。
  - 平成26年の数値は、暫定値である。

## 《定点把握》

区 分	平成24年(2012)		25(2013)		26(2014)	
	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数	報告数	定点当り報告数
5類感染症						
インフルエンザ (高病原性鳥インフルエンザ除く)	1,676,374	341.14	1,166,322	237.20	1,743,826	354.44
RSウイルス感染症	98,010	31.18	96,625	—	100,394	—
咽頭結膜炎	53,440	17.00	72,972	23.22	78,965	25.12
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	277,087	88.16	253,953	80.83	304,272	96.78
感染性胃腸炎	1,231,061	391.68	1,071,415	341.00	1,005,079	319.68
水痘	195,713	62.27	175,030	55.71	157,666	50.15
手足口病	72,822	23.17	303,339	96.54	83,694	26.62
伝染性紅斑	20,966	6.67	10,118	3.22	32,352	10.29
突発性発疹	92,227	29.34	89,476	28.48	87,993	27.99
百日咳	4,087	1.30	1,662	0.53	2,066	0.66
風しん	・	・	・	・	・	・
ヘルパンギーナ	114,548	36.45	94,755	30.16	137,040	43.59
麻しん(成人麻しん除く)	・	・	・	・	・	・
流行性耳下腺炎	71,547	22.76	41,016	13.05	46,342	14.74
急性出血性結膜炎	476	0.70	676	0.99	414	0.61
流行性角結膜炎	19,712	28.95	20,606	30.21	20,233	29.62
性器クラミジア感染症	24,530	25.26	25,606	26.29	24,960	25.60
性器ヘルペスウイルス感染症	8,637	8.89	8,778	9.01	8,653	8.87
尖圭コンジローマ	5,467	5.63	5,743	5.90	5,687	5.83
淋菌感染症	9,248	9.52	9,488	9.74	9,805	10.06
感染性胃腸炎	・	・	159	0.34	4,030	8.48
クラミジア肺炎(オウム病除く)	887	1.90	749	1.59	325	0.68
細菌性髄膜炎	465	1.00	445	0.94	393	0.83
マイコプラズマ肺炎	23,346	49.99	11,337	24.07	6,476	13.63
成人麻しん	・	・	・	・	・	・
無菌性髄膜炎	931	1.99	1,298	2.76	901	1.90
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	3,564	7.53	3,161	6.65	2,292	4.81
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	22,129	46.78	20,155	42.43	18,042	37.82
薬剤耐性緑膿菌感染症	401	0.85	319	0.67	268	0.56
薬剤耐性アシネトバクター感染症	7	0.01	8	0.02	4	0.01

(注)1 5類感染症の「定点把握」とは、各地域の人口に応じて指定された定点(指定届出医療機関)より報告された感染症。

2 「細菌性髄膜炎」は、侵襲性髄膜炎菌及び侵襲性肺炎球菌を除く。

3 「感染性胃腸炎」は、病原体がロタウイルスであるものに限る。

4 平成26年の数値は、暫定値である。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/228.xls>

## 第221表 予防接種被接種者数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
D P T	1,108,364	1,101,885	1,102,528	724,697	37,632
急性灰白髄炎	1,040,278	1,035,074	856,285	329,042	120,736
麻しん・風しん(混合)	1,029,701	1,022,645	1,021,719	1,039,664	997,039
日本脳炎	656,048	1,839,869	1,819,494	1,513,962	1,218,153

(注)1 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。

2 「DPT(沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン使用)」は、第1期第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

3 「急性灰白髄炎」は、第1回(生後3～90月未満を対象)の被接種者である。

4 「日本脳炎」は、第1期第1回(生後6～90月未満を対象)の被接種者である。なお、平成17年度より予防接種の積極的な接種を差し控えていたが、平成22年度から再開された。

5 「麻しん・風しん(混合)」は、第1期(生後12～24月未満)の被接種者である。

6 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村(釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市)、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村(南相馬市、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯舘村、会津若松市)は含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/229.xls>

## 3 精神保健

第222表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
精 神 病 床 数	347,281	345,024	342,709	340,591	339,088
1 日 平 均 在 院 患 者 数	311,281	307,453	303,863	300,066	295,820
病 床 利 用 率 ( % )	89.6	89.1	88.7	88.1	87.3

(注) 1 「病床数」は、6月末現在の数である。

2 「1日平均在院患者数」の算出に用いた年間日数は、平成24年度は366日であり、それ以外は365日である。

3 平成23年は、東日本大震災の影響により平成23年3月分の報告において、病院の合計11施設（岩手県気仙医療圏1施設、岩手県宮古医療圏1施設、宮城県石巻医療圏2施設、宮城県気仙沼医療圏2施設、福島県相双医療圏5施設）は、報告のあった患者数のみ集計した。

気仙医療圏（大船渡市、陸前高田市、住田町）

宮古医療圏（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）

石巻医療圏（石巻市、東松島市、女川町）

気仙沼医療圏（気仙沼市、南三陸町）

相双医療圏（相馬市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村）

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/230.xls>

第223表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
措 置 入 院 患 者 数	1,515	1,512	1,531	1,482	1,479
措 置 入 院 医 療 費 国 庫 負 担 額	4,400	4,274	4,769	4,704	4,637

(注) 1 「国庫負担額」は、当初予算額である。

2 「措置入院患者数」は、3月末現在。

3 平成22年度の「措置入院患者数」には、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

資料：「措置入院患者数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

「措置入院医療費国庫負担額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/231.xls>

第224表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助金額

(単位 金額：百万円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
承 認 件 数	1,431,788	1,512,771	1,621,620	1,677,858	1,778,407
通 院 医 療 費 国 庫 補 助 額	86,297	91,574	118,791	129,075	136,003

(注) 1 「国庫補助額」は、当初予算額である。

2 「承認件数」は、3月末現在。

3 平成22年度の「承認件数」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）は含まれていない。

資料：「承認件数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

「通院医療費国庫補助額」は、厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/232.xls>

第225表 医療保護入院届出件数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
入 院 届 出 数	198,103	202,169	209,212	211,674	169,799

(注) 1 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村が含まれていない。

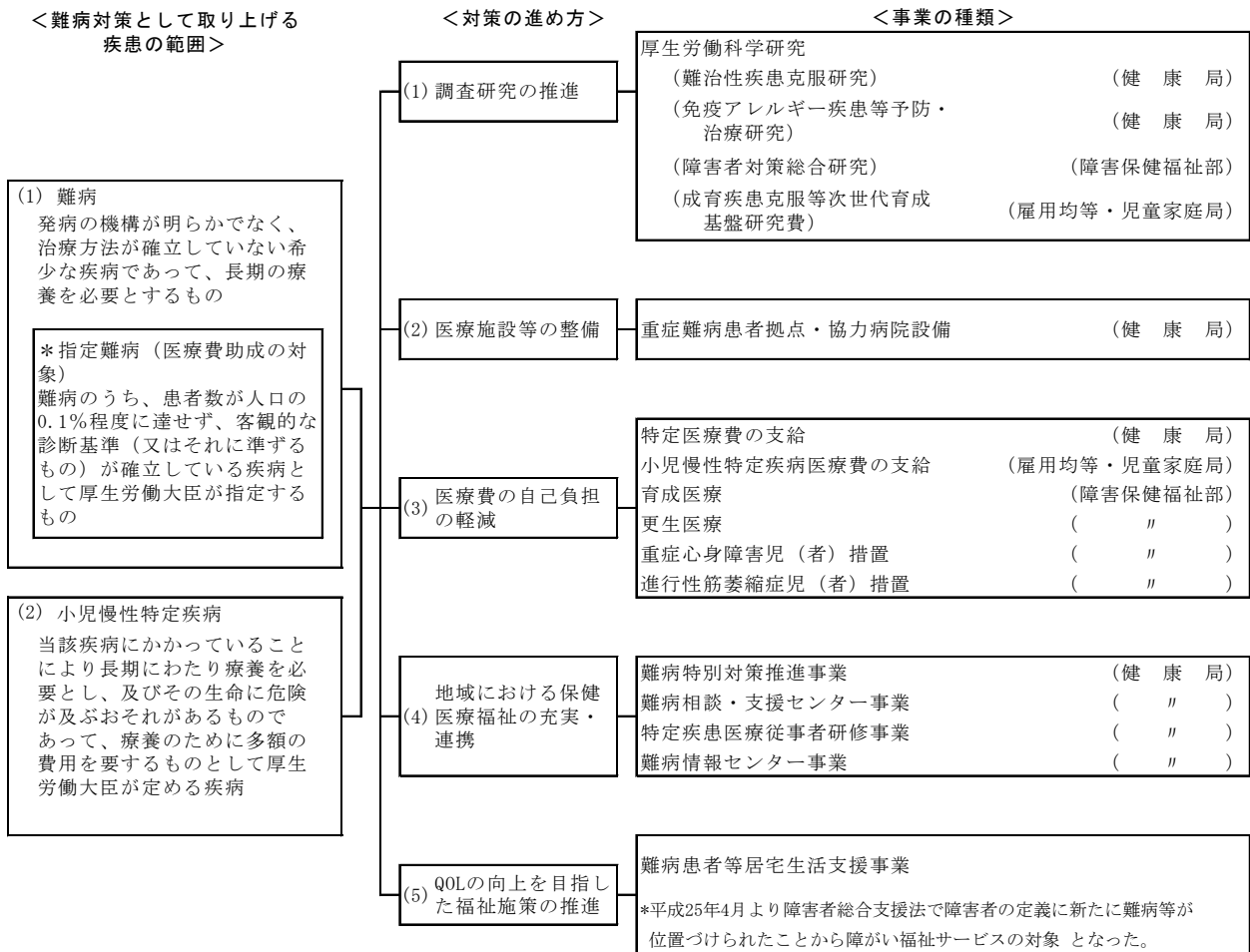
2 平成25年度以前は指定医の診察に基づく保護者及び扶養義務者の同意による入院届出数、平成26年度は指定医の診察に基づく配偶者、親権者、扶養義務者、後見人、保佐人、市区町村長の同意による入院届出数である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/233.xls>

## 4 難 病

第 226 表 難病対策の概要



資料：厚生労働省「平成27年版 厚生労働白書」  
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/234.xls>

第227表 特定疾患治療研究事業対象疾患及び特定疾患医療受給者証所持者数

平成26年末現在

疾 患 名		受給者証 交付件数	疾 患 名		受給者証 交付件数
1	ベーチェット病	20,035	30	広範脊柱管狭窄症	6,436
2	多発性硬化症	19,389	31	原発性胆汁性肝硬変	22,381
3	重症筋無力症	22,108	32	重症急性膵炎	1,829
4	全身性エリテマトーデス	63,622	33	特発性大腿骨頭壊死症	17,918
5	スモン	1,425	34	混合性結合組織病	11,005
6	再生不良性貧血	11,152	35	原発性免疫不全症候群	1,598
7	サルコイドーシス	26,763	36	特発性間質性肺炎	8,846
8	筋萎縮性側索硬化症	9,950	37	網膜色素変性症	29,330
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	52,715	38	プリオン病	584
10	特発性血小板減少性紫斑病	27,445	39	肺動脈性肺高血圧症	2,946
11	結節性動脈周囲炎	12,057	40	神経線維腫症	4,075
12	潰瘍性大腸炎	170,781	41	亜急性硬化性全脳炎	83
13	大動脈炎症候群	6,420	42	バッド・キアリ症候群	293
14	ビュルガー病	7,043	43	慢性血栓栓性肺高血圧症	2,511
15	天疱瘡	6,070	44	ライソゾーム病	1,061
16	脊髄小脳変性症	27,582	45	副腎白質ジストロフィー	210
17	クローン病	40,885	46	家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	166
18	難治性肝炎のうち劇症肝炎	284	47	脊髄性筋萎縮症	894
19	悪性関節リウマチ	6,697	48	球脊髄性筋萎縮症	1,223
20	パーキンソン病関連疾患	136,559	49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	4,633
21	アミロイドーシス	2,281	50	肥大型心筋症	4,146
22	後縦靭帯骨化症	39,416	51	拘束型心筋症	35
23	ハンチントン病	933	52	ミトコンドリア病	1,439
24	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)	17,436	53	リンパ管筋腫症(LAM)	689
25	ウェゲナー肉芽腫症	2,430	54	重症多形滲出性紅斑(急性期)	123
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症	28,446	55	黄色靭帯骨化症	4,238
27	多系統萎縮症	12,741	56	間脳下垂体機能障害	21,871
28	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	366	合 計		925,646
29	膿疱性乾癬	2,052			

- (注) 1 「パーキンソン病関連疾患」は、「パーキンソン病」「進行性核上性麻痺」「大脳皮質基底核変性症」である。  
 2 「多系統萎縮症」は、「シャイ・ドレーガー症候群」「線条体黒質変性症」「オリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)」である。  
 3 「ライソゾーム病」には、「ファブリー病」が含まれる。  
 4 「間脳下垂体機能障害」には、「PRL分泌異常症」「ゴナドトロピン分泌異常症」「ADH分泌異常症」「下垂体性TSH分泌異常症」「クッシング病」「先端巨大症」「下垂体機能低下症」が含まれる。  
 5 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)により、「スモン」「難治性の肝炎のうちの劇症肝炎」「重症急性膵炎」以外の疾患については特定治療研究事業の対象外となったため、平成26年末現在の数を集計している。  
 6 「スモン」「難治性の肝炎のうちの劇症肝炎」「重症急性膵炎」については、平成26年度末現在の数を集計している。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/235.xls>



## 5 環境衛生

第228表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合 計	16,178	124,817	15,983	124,657	15,866	124,466	15,736	124,370
上 水 道	1,443	119,505	1,429	119,508	1,414	119,529	1,401	119,569
簡 易 水 道	6,687	4,878	6,455	4,712	6,257	4,521	6,105	4,381
専 用 水 道	7,950	434	8,004	437	8,100	416	8,135	420
水道用水供給 普及率 (%)	98	—	95	—	95	—	95	—
	97.5		97.6		97.7		97.7	

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/236.xls>

第229表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
下 水 道 終 末 処 理 (万人)	9,360	9,104	9,355	9,645	9,714
ご み 処 理 (トン)	186,205	185,372	186,255	184,426	182,683
し 尿 処 理 (kl)	93,364	91,182	89,243	87,884	86,791

(注) 1 現有処理能力 (着工ベース含む)。

2 東日本大震災の影響により、「下水道終末処理」の平成22年度は岩手県、宮城県、福島県、平成23年度は岩手県、福島県、平成24～25年度は福島県において調査不能な市町村があるため、調査対象外としている。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度は、国土交通省都市・地域整備局「汚水処理人口普及状況について」、平成22年度以降は国土交通省水管理・国土保全局「汚水処理人口普及状況について」

「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/237.xls>

第230表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
下 水 道 終 末 処 理					
総 事 業 費	1,432,470	1,265,582	1,211,327	1,214,291	1,253,704
国 庫 支 出 金	488,814	416,191	402,251	411,656	411,852
地 方 債	689,686	627,902	591,053	569,314	586,388
そ の 他	253,970	221,489	218,023	233,321	255,464
ご み 処 理					
総 事 業 費	1,832,022	1,838,976	1,790,511	1,789,097	1,851,007
国 庫 支 出 金	47,880	50,662	38,467	50,324	70,529
地 方 債	99,293	82,206	94,109	82,502	99,042
そ の 他	1,684,848	1,706,109	1,657,934	1,656,271	1,681,436
し 尿 処 理					
総 事 業 費	233,266	221,613	226,389	216,680	220,491
国 庫 支 出 金	4,167	5,860	4,398	4,265	5,278
地 方 債	8,492	6,514	10,341	7,400	9,353
そ の 他	220,608	209,239	211,651	205,015	205,861

(注) 1 「下水道終末処理」は、公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

2 「ごみ処理」「し尿処理」は、市町村分のみ数値である。

3 「ごみ処理」「し尿処理」の「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び一般財源等を含む。

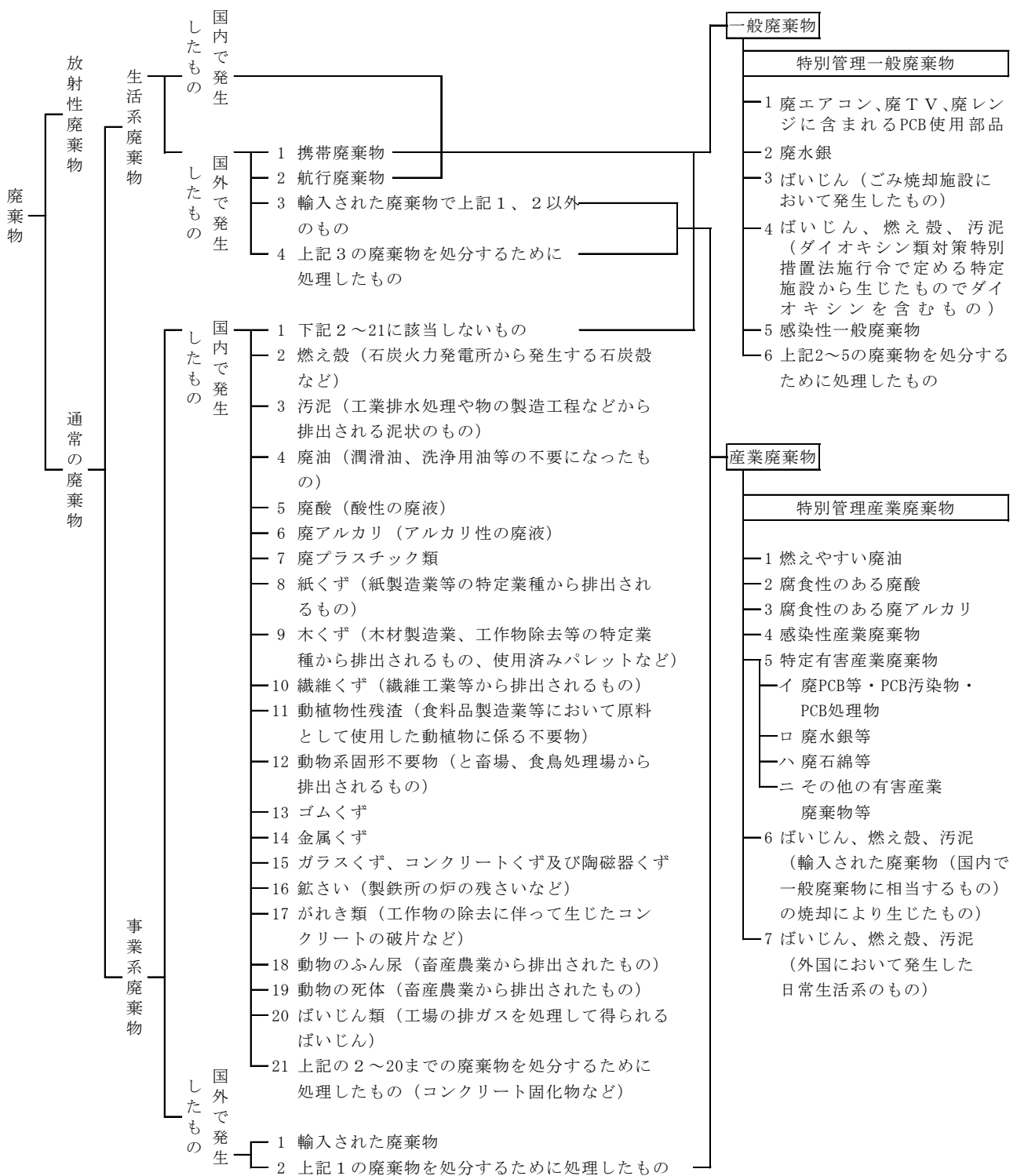
4 平成22年度の「ごみ処理」「し尿処理」には、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。

資料：「下水道終末処理」の平成21年度は、国土交通省都市・地域整備局調べ、平成22年度以降は、国土交通省水管理・国土保全局調べ「ごみ処理」「し尿処理」は、環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/238.xls>

第231表 廃棄物の分類と処理体制

《廃棄物の分類》



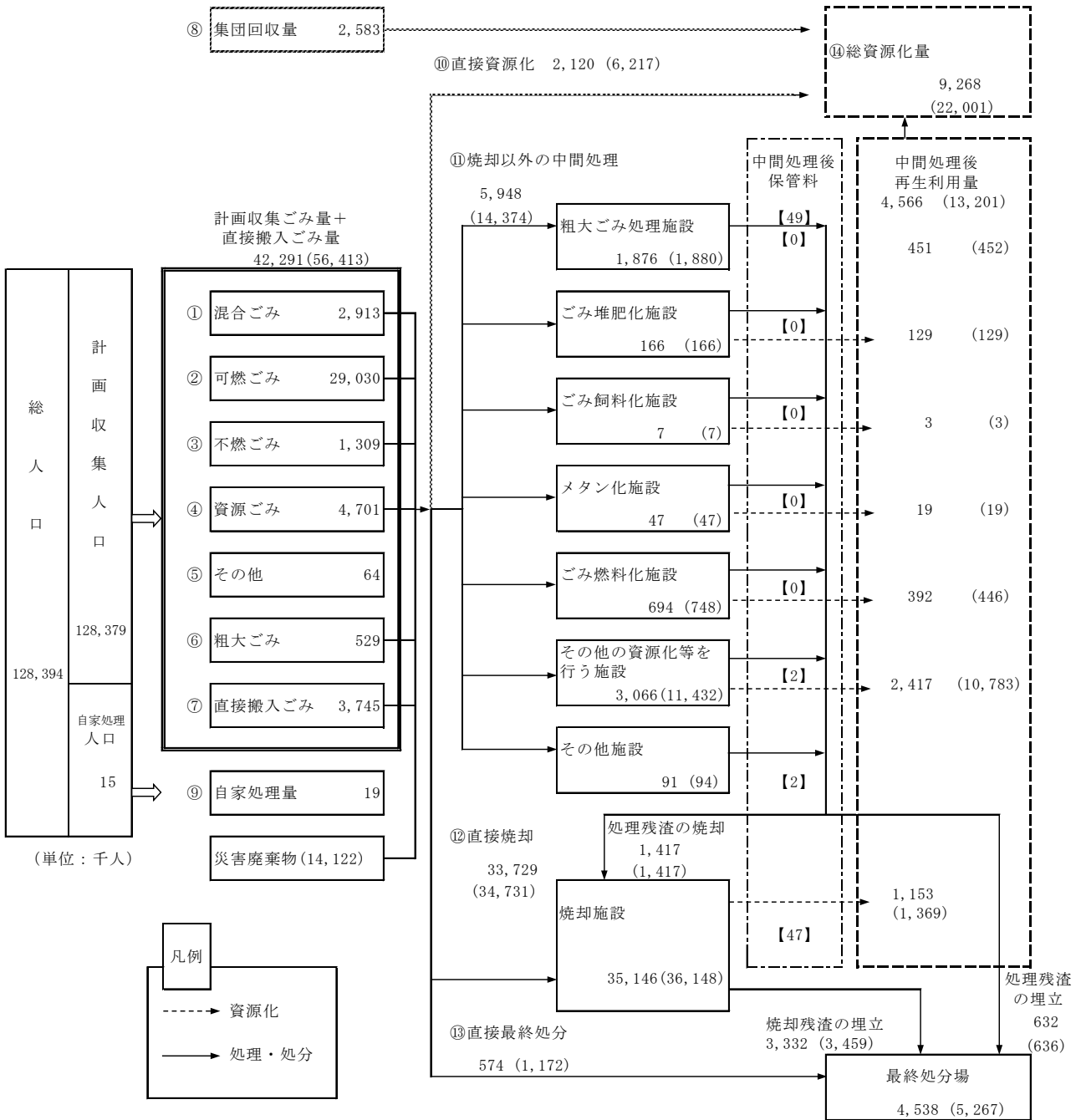
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したものも含まれる。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課調べ

第232表 ごみ処理等の流れ

(i) ゴミ処理の流れ  
(平成25年度実績)

(単位：千t/年)



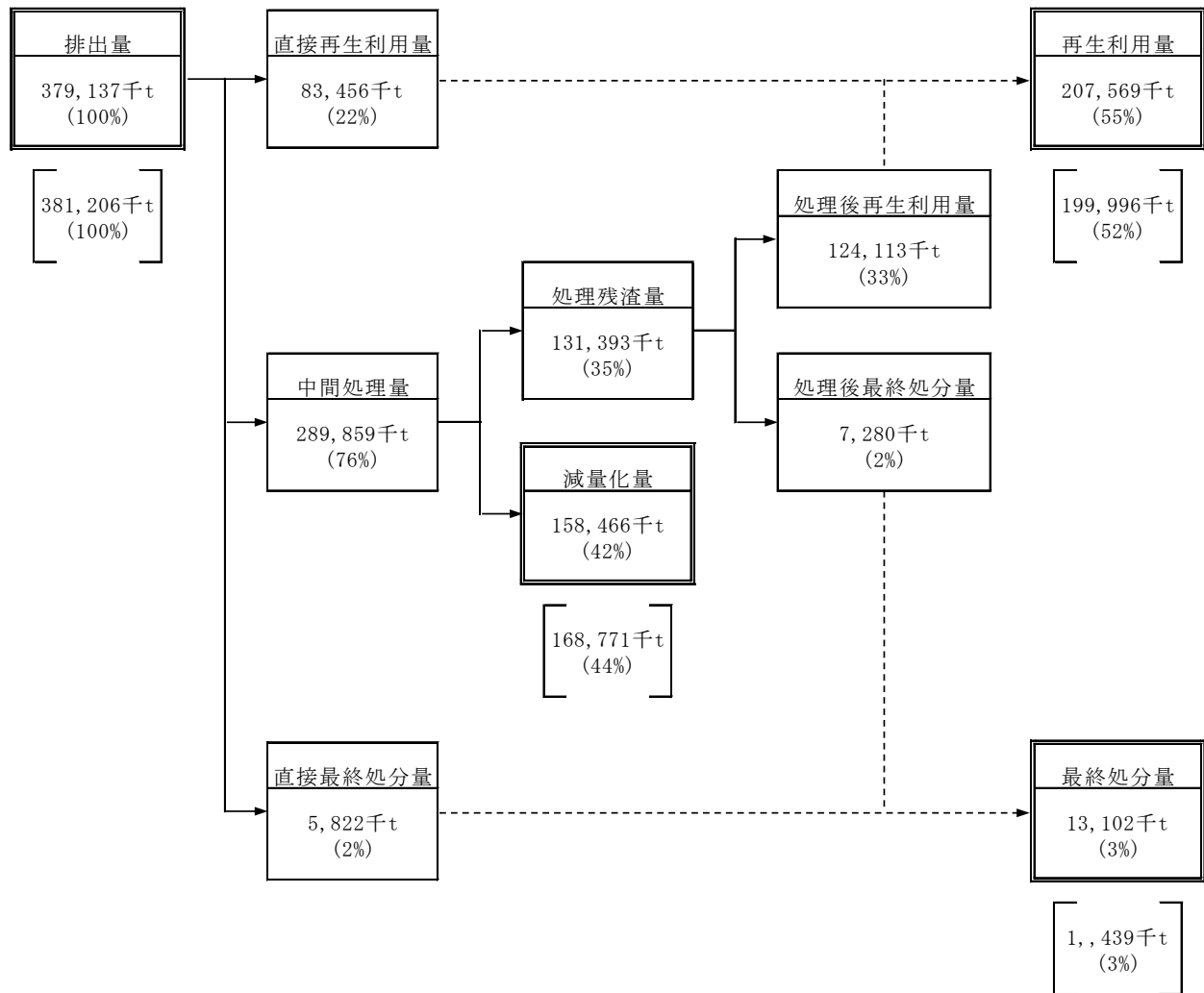
- ・計画収集ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥=38,546千トン
- ・計画収集ごみ量+直接搬入ごみ量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=42,291千トン
- ・ごみ総排出量=①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=44,874千トン
- ・1人1日当たり排出量=(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧)/総人口/365=958g/人・日
- ・ごみの総処理量=⑩+⑪+⑫+⑬=42,372千トン
- ・総資源化量=⑭=9,268千トン
- ・リサイクル率=⑭/(⑧+⑩+⑪+⑫+⑬)=20.6%
- ・中間処理による減量化量=(⑩+⑫)-中間処理後再生利用量-残渣の埋立量=31,148千トン

\*( )内は、災害廃棄物を含む値である。【】内は、中間処理後に東日本大震災（福島第一原子力発電所の事故含む）により、中間処理後に保管されている数量である。

\*平成25年度において、容器包装リサイクル法に基づき市町村等が分別収集したものの再商品化量（参考：平成24年度実績275万トン）は総資源化量927万トンに含まれている。また、平成25年度において、家電リサイクル法に基づく家電4品目の再商品化等処理量は51万トン、このうち再商品化量が43万トンであり、これを含めると総資源化量は970万トンである。

資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ  
(平成24年度)



(注) [ ]内は平成23年度の数値である。  
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「産業廃棄物の排出及び処理状況等」  
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/240.xls>

第233表 市町村のごみ処理費用の推移

区分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
ごみ処理事業経費(百万円)	1,825,588	1,838,976	1,790,372	1,788,541	1,851,007
対前年度増加率(%)	0.5	0.7	△2.6	△0.1	3.5
1人当たりのごみ事業経費(円/人年)	14,300	14,400	14,100	13,900	14,400
対前年度増加率(%)	0.7	0.7	△2.1	△1.4	3.6

(注) 1 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費等を含む。  
2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県南三陸町が含まれていない。  
資料：環境省廃棄物・リサイクル対策部「日本の廃棄物処理」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/241.xls>

## 6 公 害

第234表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	合計
あ っ せ ん						
受 付	0	0	0	0	0	3
終 結	0	0	0	0	0	3
未 済	0	0	0	0	0	—
調 停						
受 付	3	5	5	5	2	725
終 結	4	5	3	6	2	723
未 済	1	1	3	2	2	—
仲 裁						
受 付	0	0	0	0	0	1
終 結	0	0	0	0	0	1
未 済	0	0	0	0	0	—
裁 定						
受 付	24 (11)	24 (11)	23 (10)	32 (9)	18 (6)	234 (86)
終 結	15 (9)	17 (6)	29 (12)	21 (7)	25 (7)	192 (65)
未 済	37 (17)	44 (22)	38 (20)	49 (22)	42 (21)	—
業 務 履 行 勸 告						
受 付	0	0	1	0	0	6
終 結	0	0	1	0	0	6
未 済	0	0	0	0	0	—
計						
係 属	57	67	74	78	71	—
う ち 新 規 受 付	27	29	29	37	20	969
終 結	19	22	33	27	27	925
未 済	38	45	41	51	44	—

(注) 1 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で内数である。平成26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。

2 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

3 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成26年度までに558件係属した。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/242.xls>

第235表 都道府県公害審査会等に係属した事件の受付及び終結状況

区 分	受 付 件 数					終 結 件 数					年度末 係属件数
	合 計	あっせん	調 停	仲 裁	業務履 行勸告	合 計	成 立	打切り	取下げ	その他	
平成22年度(2010)	29	0	29	0	0	35	8	23	3	1	33
23 (2011)	36	0	36	0	0	34	13	18	3	0	35
24 (2012)	34	0	34	0	0	37	11	21	4	1	32
25 (2013)	39	0	39	0	0	30	4	23	2	1	41
26 (2014)	40	1	39	0	0	42	13	24	5	0	39
合 計	1,426	37	1,371	4	14	1,387	573	625	158	31	—

(注) 「合計」は、昭和45年度以降の合計値である。

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/243.xls>

第236表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

区分	合計	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭
平成21年度(2009)	56,665	19,324	8,171	251	14,749	1,455	30	12,685
22(2010)	54,845	17,612	7,574	222	15,678	1,675	23	12,061
23(2011)	54,453	17,444	7,477	252	15,862	1,902	22	11,494
24(2012)	54,377	16,907	7,129	229	16,714	1,858	21	11,519
25(2013)	53,039	16,616	7,216	202	16,611	1,914	16	10,464

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/244.xls>

第237表 典型7公害以外の種類別苦情件数

区分	合計	廃棄物 投棄	その他				その他
			生活系	農業系	建設系	産業系	
平成21年度(2009)	24,967	12,462	9,737	327	1,250	1,148	12,505
22(2010)	25,250	12,306	9,770	318	1,138	1,080	12,944
23(2011)	25,598	11,846	9,681	292	1,003	870	13,752
24(2012)	25,623	11,385	9,154	295	1,003	933	14,238
25(2013)	23,919	10,801	8,696	293	1,016	796	13,118

(注) 区分は、以下のとおり。

生活系：主に家庭生活から発生した生ごみ・紙くず・新聞紙等の燃焼物、空き缶・空き瓶・乾電池等の燃焼不適物、家具・電気製品・ピアノ等の粗大ゴミ等による「一般廃棄物」の投棄

農業系：主に農林漁業から発生する畜産関係の動物の死がい及びふん尿等による「産業廃棄物」の投棄

建設系：主に建設業から発生する建築廃材等による「産業廃棄物」の投棄

産業系：主に産業の「卸売・小売業」、「飲食店・宿泊業」等の業務から排出されたごみ、製造及び処理工程で発生した紙等のくず、金属くず、ガラス、燃えがら、ばいじん、汚泥、廃油・廃酸・廃プラスチック類等による「産業廃棄物」の投棄

その他：高層建築物などによる日照不足・通風妨害、深夜の照明や光などに対する苦情、テレビ・ラジオなどの受信妨害や違法電波などに対する苦情など

資料：総務省公害等調整委員会「年次報告（参考資料）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/245.xls>

第238表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成26年12月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
総		数			37,154		
旧第一種地域 非特異的疾患	慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎及び肺気腫並びにこれらの続発症	千葉県 南部臨海地域	千葉県	昭和49.11.30	250		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	昭和49.11.30	124		
		〃 中央区 全域	中央区	昭和50.12.19	200		
		〃 港区 全域	港区	昭和49.11.30	336		
		〃 新宿区 全域	新宿区	〃	927		
		〃 文京区 全域	文京区	〃	405		
		〃 台東区 全域	台東区	昭和50.12.19	384		
		〃 品川区 全域	品川区	昭和49.11.30	737		
		〃 大田区 全域	大田区	〃	1,576		
		〃 目黒区 全域	目黒区	昭和50.12.19	463		
		〃 渋谷区 全域	渋谷区	昭和49.11.30	443		
		〃 豊島区 全域	豊島区	昭和50.12.19	567		
		〃 北区 全域	北区	〃	843		
		〃 板橋区 全域	板橋区	〃	1,483		
		〃 墨田区 全域	墨田区	〃	554		
		〃 江東区 全域	江東区	昭和49.11.30	1,169		
		〃 荒川区 全域	荒川区	昭和50.12.19	622		
		〃 足立区 全域	足立区	〃	1,498		
		〃 葛飾区 全域	葛飾区	〃	987		
		〃 江戸川区 全域	江戸川区	〃	1,383		
		東京都 計					14,701
				横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	昭和47.2.1	407
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	昭和44.12.27	1,426
				富士市 中部地域	富士市	昭和47.2.1	377
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	昭和52.1.13	2,012
				東海市 北部・中部地域	愛知県	昭和48.2.1	340
				四日市市 臨海地域・楠町全域	四日市市	昭和44.12.27	399
				大阪市 全域	大阪市	昭和44.12.27	6,322
				豊中市 南部地域	豊中市	昭和48.2.1	182
				吹田市 南部地域	吹田市	昭和49.11.30	195
				守口市 全域	守口市	昭和52.1.13	1,121
				東大阪市 中西部地域	東大阪市	昭和53.6.2	1,211
				八尾市 中西部地域	八尾市	〃	690
		堺市 西部地域	堺市	昭和48.8.1	1,452		
		神戸市 臨海地域	神戸市	〃	666		
		尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	昭和45.12.1	1,913		
		倉敷市 水島地域	倉敷市	昭和50.12.19	1,161		
		玉野市 南部臨海地域	岡山県	〃	29		
		備前市 片上湾周辺地域	〃	〃	39		
		北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市	昭和48.2.1	850		
		大牟田市 中部地域	大牟田市	昭和48.8.1	754		
		計				36,497	
第二種疾患	水俣病	阿賀野川 下流地域	新潟県	昭和44.12.27	67		
	〃	〃	新潟県	〃	107		
	〃	水俣湾 沿岸地域	鹿児島県	〃	119		
	〃	〃	熊本県	〃	310		
	イタイイタイ病	神通川 下流地域	富山県	〃	5		
	慢性砒素中毒症	島根県 笹ヶ谷地区	島根県	昭和49.7.4	3		
〃	宮崎県 土呂久地区	宮崎県	昭和48.2.1	46			
		計				657	

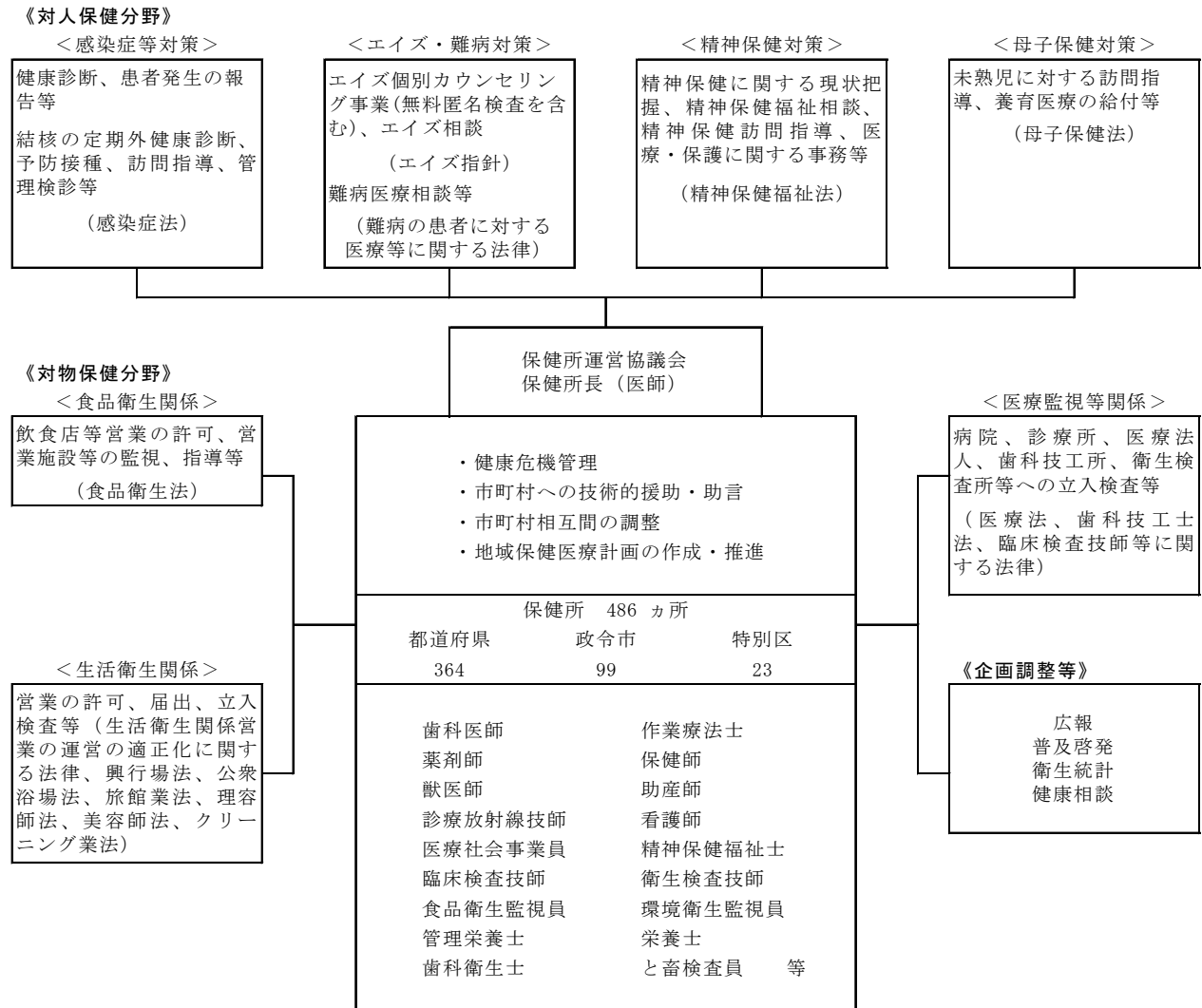
(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/246.xls>

## 7 保健所及び保健センター

第239表 保健所の活動



(注) これら業務の他に、保健所においては、薬局の開設の許可等(薬事法)、狂犬病まん延防止のための犬の拘留等(狂犬病予防法)、あんま・マッサージ業等の施術所開設届の受理等(あん摩マッサージ指圧師等に関する法律)の業務を行っている。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/247.xls>



第240表 保健所数及び保健所職員総数

各年度末現在

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
保 健 所 数	510	494	495	495	494
都 道 府 県 立	380	374	373	372	370
政 令 市	107	97	99	100	101
特 別 区	23	23	23	23	23
職 員 総 数	28,183	27,799	28,275	28,555	27,871
医 師	802	810	808	794	751
歯 科 医 師	83	82	88	95	87
薬 剤 師 ・ 獣 医 師	4,935	4,911	5,012	5,059	5,004
保 健 師	7,914	7,739	7,806	7,781	7,998
看 護 師	243	233	262	418	168
助 産 師	55	54	67	66	53
放 射 線 ・ X 線 技 師	624	606	567	546	528
管 理 栄 養 士	1,099	1,057	1,066	1,119	1,117
栄 養 士	115	117	141	171	125
歯 科 衛 生 士	329	337	321	314	320
検 査 技 師	907	853	799	826	794
理 学 療 法 士 ・ 作 業 療 法 士	88	78	90	99	97
そ の 他	10,989	10,922	11,248	11,267	10,829

(注) 1 「保健所数」は、各年4月1日現在。

2 「職員総数」は、常勤職員数である。

3 「看護師」は、准看護師を含む。

4 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：「保健所数」は、厚生労働省健康局調べ

「職員総数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/248.xls>

第241表 保健所活動状況

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
健 康 診 断					
受 診 延 人 数	1,600,386	1,469,932	1,458,947	1,331,138	1,354,498
母 子 保 健 ( 保 健 所 活 動 分 )					
妊 婦 保 健 指 導 延 人 員	133,258	141,409	149,927	172,850	184,323
産 婦 保 健 指 導 延 人 員	83,267	99,951	92,671	99,734	87,902
乳 児 保 健 指 導 延 人 員	237,879	254,961	244,722	260,772	226,988
幼 児 保 健 指 導 延 人 員	239,298	259,980	250,735	268,873	254,201
歯 科 保 健					
健 診 ・ 保 健 指 導 受 診 延 人 員	1,102,042	1,092,638	1,099,056	1,114,491	1,130,952
予 防 処 置 延 人 員	182,757	184,055	270,789	260,691	313,382
治 療 延 人 員	5,546	5,773	2,489	7	2,799
健 康 増 進					
個 別 指 導					
栄 養 指 導 延 人 員	348,570	376,298	346,662	340,778	348,836
集 団 指 導					
栄 養 指 導					
延 人 員	966,271	980,310	923,365	918,855	868,570
衛 生 教 育 開 催 回 数	129,278	125,517	119,736	110,257	119,401
環 境 衛 生 監 視 指 導 延 施 設 数	296,393	281,206	264,247	272,919	26,844
試 験 検 査 検 体 数	3,393,619	3,264,552	3,154,940	2,966,234	2,167,613

(注) 平成22年度の「職員総数」は、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の保健所が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/249.xls>

## 第8節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び知的障害者

第242表 障害者数

(単位 千人)

区 分	総 数	在宅者	施設入所者
身 体 障 害 児 ・ 者 総 数	3,937 ( 31 )	3,864 ( 30 )	73 ( 1 )
18 歳 未 満	78	73	5
18 歳 以 上	3,834	3,766	68
年 齢 不 詳	25	25	—
知 的 障 害 児 ・ 者 総 数	741 ( 6 )	622 ( 5 )	119 ( 1 )
18 歳 未 満	159	152	7
18 歳 以 上	578	466	112
年 齢 不 詳	4	4	—
区 分	総 数	外来患者	入院患者
精 神 障 害 者 総 数	3,201 ( 25 )	2,878 ( 22 )	323 ( 3 )
20 歳 未 満	179	176	3
20 歳 以 上	3,011	2,692	319
年 齢 不 詳	11	10	1

- (注) 1 ( ) 内の数字は、平成22年国勢調査人口による総人口千人当たりの人口(単位 人)。
- 2 「身体障害児・者」の施設入所者数には、高齢者関係施設入所者は含まれていない。
- 3 「身体障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成21年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
- 4 「知的障害児・者」在宅者は厚生労働省社会・援護局「生活のしづらさなどのに関する調査」(平成23年)、施設入所者は厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」(平成23年)等より厚生労働省社会・援護局作成による。
- 5 「精神障害者」は、ICD-10(国際疾病分類)の「V 精神及び行動の障害」から精神遅滞を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数に対応している。また、年齢別の集計において四捨五入をしているため、合計とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
- 6 「精神障害者」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「患者調査」(平成23年)より厚生労働省社会・援護局作成による。「患者調査」(平成23年)の結果は、宮城県の一部と福島県を除いた数値である。

資料：厚生労働省「平成27年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/250.xls>

第243表 障害別障害者数(在宅)の推移

(単位 千人)

(単位 千人)

区 分	平成13年 (2001)	18 (2006)	23 (2011)	参考値 26年度 (2014)	区 分	平成12年 (2000)	17 (2005)	23 (2011)	参考値 26年度 (2014)
身 体 障 害 者	3,327	3,576	3,864	5,228	知 的 障 害 者	329	419	622	975

- (注) 1 参考値以外は、推計値である。
- 2 平成23年は、12月1日を調査日として実施しており、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市については調査を実施していない。
- 3 平成23年は、「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。
- 4 参考値は、厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)」による。
- 5 「知的障害児(者)基礎調査」は、5年ごとの調査である。

資料：「身体障害者」の平成18年以前は厚生労働省社会・援護局「身体障害児・者実態調査」、

「知的障害者」の平成17年以前は厚生労働省社会・援護局「知的障害児(者)基礎調査」、

平成23年は、厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/251.xls>

第244表 身体障害者の障害の種類別状況（年齢階級・障害の程度）

平成23年12月1日現在（単位 人）

区分	総数	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	障害種別不詳	重複障害（再掲）
総数	3,863,800 (100.0)	315,500 (8.2)	323,900 (8.4)	1,708,800 (44.2)	930,300 (24.1)	585,300 (15.1)	176,400 (4.6)
《年齢階級別》							
0～9歳	39,800 (1.0)	1,500	7,400	23,600	6,400	1,000	5,400
10～17歳	32,900 (0.9)	3,400	4,400	18,700	3,400	2,900	3,400
18～19歳	10,300 (0.3)	1,000	2,000	5,400	1,000	1,000	1,000
20～29歳	57,000 (1.5)	3,900	7,400	33,900	5,900	5,900	3,900
30～39歳	109,600 (2.8)	9,800	14,300	44,700	19,200	21,600	3,900
40～49歳	168,100 (4.4)	18,200	12,300	85,500	32,400	19,700	10,300
50～59歳	322,900 (8.4)	28,000	22,600	150,400	69,300	52,600	14,700
60～64歳	442,800 (11.5)	30,500	23,100	221,600	106,200	61,400	13,300
65～69歳	438,900 (11.4)	33,900	29,500	197,100	112,500	65,900	19,200
70歳以上	2,216,400 (57.4)	183,800	197,600	919,500	569,600	346,000	101,200
不詳	25,100 (0.6)	1,500	3,400	8,400	4,400	7,400	—
《障害の程度別》							
65歳未満							
1級	345,000 (29.2)	35,900	2,500	138,100	171,000	—	・
2級	206,900 (17.5)	25,100	32,400	146,500	2,500	—	・
3級	187,700 (15.9)	10,300	14,700	123,400	38,300	—	・
4級	174,000 (14.7)	6,900	10,800	111,600	43,200	1,000	・
5級	60,400 (5.1)	9,800	—	50,100	—	—	・
6級	43,200 (3.7)	2,900	19,700	20,600	—	—	・
不詳	166,100 (14.0)	—	—	—	—	166,100	・
65歳以上及び年齢不詳							
1級	707,200 (26.4)	72,700	1,000	171,500	466,400	—	・
2級	377,900 (14.1)	60,400	48,700	264,900	2,500	—	・
3級	461,000 (17.2)	17,700	51,600	272,300	118,400	—	・
4級	489,000 (18.2)	21,100	41,300	290,000	135,600	1,000	・
5級	118,400 (4.4)	19,200	2,000	96,300	—	—	・
6級	107,600 (4.0)	18,200	60,000	28,500	—	—	・
不詳	419,200 (15.6)	—	—	—	—	419,200	・

(注) 1 ( ) 内の数字は、構成割合 (%) である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児（者）基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/252.xls>

第245表 知的障害者の性別・障害の程度別状況（年齢階級別）

平成23年推計値（単位 人）

区 分	総 数		男	女	不 詳	重 度	その他	不 詳
総 数	621,700	(100.0)	354,800	265,900	1,000	241,800	303,200	76,700
0 ～ 9	59,000	(9.5)	41,300	17,700	—	15,200	42,300	1,500
10 ～ 17	92,900	(14.9)	60,900	31,900	—	38,800	47,700	6,400
18 ～ 19	22,600	(3.6)	13,800	8,800	—	12,300	9,300	1,000
20 ～ 29	112,100	(18.0)	59,000	53,100	—	42,300	55,500	14,300
30 ～ 39	127,300	(20.5)	69,300	58,000	—	56,500	58,500	12,300
40 ～ 49	76,700	(12.3)	46,200	30,500	—	24,100	40,300	12,300
50 ～ 59	43,200	(6.9)	21,100	22,100	—	16,700	21,600	4,900
60 ～ 64	26,000	(4.2)	11,300	14,700	—	9,300	10,300	6,400
65 ～ 69	13,800	(2.2)	4,900	8,800	—	6,400	3,400	3,900
70歳以上	44,200	(7.1)	25,600	18,200	500	17,200	13,300	13,800
年齢不詳	3,900	(0.6)	1,500	2,000	500	2,900	1,000	—

(注)1 ( )内の数字は、構成割合(%)である。

2 東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市は含まれていない。

3 「身体障害児・者実態調査」と「知的障害児(者)基礎調査」を統合し、「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」となった。

資料：厚生労働省社会・援護局「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/253.xls>

第246表 身体障害者更生援護施設・知的障害者援護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
旧法による身体障害者更生援護施設	施設数 498	286	・	・	・
	在所者数 19,322	10,743	・	・	・
肢体不自由者更生施設	施設数 31	15	・	・	・
	在所者数 1,371	669	・	・	・
視覚障害者更生施設	施設数 1	1	・	・	・
	在所者数 45	44	・	・	・
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 1	1	・	・	・
	在所者数 28	30	・	・	・
内部障害者更生施設	施設数 3	2	・	・	・
	在所者数 141	67	・	・	・
身体障害者療護施設	施設数 190	106	・	・	・
	在所者数 9,977	5,694	・	・	・
身体障害者授産施設	施設数 82	44	・	・	・
	在所者数 3,556	1,625	・	・	・
身体障害者通所授産施設	施設数 122	78	・	・	・
	在所者数 2,955	1,863	・	・	・
身体障害者小規模通所授産施設	施設数 57	31	・	・	・
	在所者数 957	503	・	・	・
身体障害者福祉工場	施設数 11	8	・	・	・
	在所者数 292	248	・	・	・
身体障害者社会参加支援施設	施設数 337	318	295	316	318
身体障害者福祉センター	施設数 182	165	145	157	159
障害者更生センター	施設数 5	5	5	5	5
補装具製作施設	施設数 18	17	17	17	17
盲導犬訓練施設	施設数 11	11	11	13	12
点字図書館	施設数 73	73	69	73	74
点字出版施設	施設数 12	11	11	11	11
聴覚障害者情報提供施設	施設数 36	36	37	40	40
旧法による知的障害者援護施設	施設数 2,001	1,127	・	・	・
	在所者数 90,831	50,827	・	・	・
知的障害者更生施設	施設数 971	530	・	・	・
	在所者数 53,059	28,690	・	・	・
知的障害者授産施設	施設数 887	518	・	・	・
	在所者数 35,000	20,619	・	・	・
知的障害者小規模通所授産施設	施設数 57	20	・	・	・
	在所者数 880	270	・	・	・
知的障害者通勤寮	施設数 73	54	・	・	・
	在所者数 1,560	1,124	・	・	・
知的障害者福祉工場	施設数 13	5	・	・	・
	在所者数 332	124	・	・	・

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法)の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成22～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

4 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

5 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/254.xls>

第247表 身体障害者に対する補装具購入等の状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
購 入 件 数	164,395	163,835	166,701	165,528	161,194
公費負担額	20,604,798	20,456,773	20,680,641	20,923,276	20,724,308
義 肢 件 数	1,440	1,509	1,393	1,409	1,263
公費負担額	224,786	246,346	222,517	220,773	213,778
義 足 件 数	5,710	5,537	5,522	5,379	5,326
公費負担額	2,263,895	2,187,060	2,223,987	2,254,252	2,289,834
装 具 件 数	44,052	44,119	44,708	44,733	44,017
公費負担額	3,542,793	3,523,304	3,500,244	3,576,108	3,566,838
盲人安全つえ 件 数	8,064	8,042	8,550	8,702	8,875
公費負担額	218,113	41,610	43,285	38,397	40,656
補 聴 器 件 数	45,432	45,207	46,320	46,019	44,931
公費負担額	2,998,162	3,004,445	3,031,301	3,022,061	3,010,382
車いす・電動車いす 件 数	30,346	30,296	29,766	28,974	27,791
公費負担額	7,155,259	7,292,348	7,351,815	7,316,223	7,167,331
歩行補助つえ 件 数	5,231	4,926	4,876	4,764	4,290
公費負担額	44,699	42,297	45,357	41,136	39,140
そ の 他 件 数	24,120	24,199	25,566	25,548	24,701
公費負担額	4,161,800	4,119,363	4,262,135	4,454,326	4,396,349
修 理 件 数	120,242	121,570	124,358	124,755	123,111
公費負担額	5,074,549	5,169,588	5,255,548	5,487,680	5,552,145
義 肢 件 数	686	709	713	655	668
公費負担額	64,639	76,271	70,014	69,667	69,772
義 足 件 数	6,986	7,334	7,363	7,528	7,409
公費負担額	1,098,995	1,171,457	1,222,818	1,322,243	1,315,442
装 具 件 数	16,820	17,708	17,887	17,687	17,122
公費負担額	308,069	327,761	317,110	318,962	302,759
盲人安全つえ 件 数	103	87	111	124	106
公費負担額	207	812	490	615	1,445
補 聴 器 件 数	30,492	30,007	30,128	29,840	28,931
公費負担額	535,020	514,148	505,965	515,039	508,727
車いす・電動車いす 件 数	55,553	56,143	57,891	58,169	57,979
公費負担額	2,426,887	2,422,065	2,448,094	2,532,784	2,599,458
歩行補助つえ 件 数	192	194	210	187	181
公費負担額	679	903	696	500	623
そ の 他 件 数	9,410	9,388	10,055	10,565	10,715
公費負担額	640,090	656,171	690,361	727,870	753,919

(注) 1 「補装具」と「特例補装具」を合算した値である。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

3 平成25年度以降の「公費負担額」は、「障害者総合支援法による公費負担額」である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/255.xls>

第248表 身体障害者更生援護状況

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
18歳以上の身体障害者手帳新規交付者数	351,960	352,151	352,559	354,377	294,267
補 装 具 件 数					
交 付	164,395	163,835	166,701	165,528	161,194
修 理	120,242	121,570	124,358	124,755	123,111
更 生 医 療 給 付 申 請 件 数	265,936	291,298	295,919	315,823	323,066

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/256.xls>

第249表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件 数	261,994	284,999	288,589	309,489	317,574
公費負担額	129,636,434	139,535,882	148,595,088	155,536,491	160,743,571
視 覚 障 害 件 数	90	63	54	58	60
公費負担額	11,693	9,899	9,143	18,306	21,544
聴覚・平衡機能障害 件 数	198	224	199	216	233
公費負担額	8,276	21,289	23,510	13,652	24,649
音 声 ・ 言 語 ・ そ しゃく 機 能 障 害 件 数	653	709	708	653	661
公費負担額	15,510	22,283	57,493	21,842	22,150
肢 体 不 自 由 件 数	19,902	19,752	21,121	22,923	21,387
公費負担額	1,862,605	1,814,270	2,002,143	2,064,719	2,068,330
心 臓 機 能 障 害 件 数	30,309	30,274	29,437	30,154	28,110
公費負担額	4,485,118	4,420,762	4,399,466	4,411,861	4,459,233
じ ん 臓 機 能 障 害 件 数	195,814	215,699	217,712	233,440	242,191
公費負担額	117,713,538	126,337,061	133,681,741	139,803,541	143,729,598
小 腸 機 能 障 害 件 数	121	90	57	79	77
公費負担額	35,759	13,997	15,456	24,415	26,318
肝 臓 機 能 障 害 件 数	1,630	2,340	2,334	2,417	3,062
公費負担額	357,216	546,152	498,983	523,407	737,305
免 疫 機 能 障 害 件 数	13,088	15,704	16,792	19,354	21,512
公費負担額	5,126,291	6,268,222	7,796,572	8,607,691	9,478,031
訪 問 看 護 件 数	189	144	175	195	281
公費負担額	21,472	31,947	110,581	47,057	176,413

(注) 1 「公費負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/257.xls>

第250表 障害者職業能力開発校の障害種別入校状況

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
入 校 者 数	1,741	1,655	1,596	1,506	1,437
障 害 種 別					
視 覚	56	62	52	57	67
聴 覚 ・ 言 語	218	206	241	179	168
上 肢 障 害	371	331	319	263	229
下 肢 障 害	548	495	462	379	341
体 幹 障 害	117	108	97	79	81
内 臓 機 能	144	135	143	119	107
知 的 障 害	435	415	381	356	380
精 神 障 害	260	299	357	314	301
そ の 他 障 害	135	155	205	229	258

(注) 1 重複障害があるため、障害種別の合計と入校者数とは必ずしも一致しない。

2 当該年度に入校した者のみを対象としており、前年度から継続して受講している者は含まない。

資料：厚生労働省職業能力開発局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/258.xls>



## 2 児童福祉

第251表 児童相談所処理件数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	360,824	385,294	384,261	391,997	420,128
訓 戒 ・ 誓 約	1,564	1,454	1,393	1,406	1,599
児 童 福 祉 司 の 指 導	4,178	4,635	4,656	5,546	6,300
福 祉 事 務 所 へ 送 致 又 は 通 知	803	858	955	924	924
児 童 委 員 の 指 導	15	9	32	19	12
里 親 委 託	1,583	1,951	1,652	1,673	1,805
児 童 福 祉 施 設 に 入 所 通 所	10,649	10,486	10,236	10,063	10,164
法第27条の3により家庭裁判所 に送致されたもの(再掲)	54	37	63	37	57
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	19,283	17,343	7,245	6,089	6,371
他 の 機 関 に あ っ 旋 紹 介	3,727	4,412	4,410	4,253	4,477
面 接 指 導	287,775	307,942	317,333	323,354	346,047
そ の 他	31,247	36,204	36,349	38,670	42,429
年 度 末 現 在 未 処 理 件 数	19,095	23,970	24,016	25,932	29,215

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、宮城県、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/260.xls>

第252表 里親及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
登 録 里 親 数	7,504	8,726	9,392	9,441	9,949
児 童 が 委 託 さ れ て い る 里 親 数	2,922	3,292	3,487	3,560	3,644
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	3,816	4,295	4,578	4,636	4,731

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/261.xls>

第253表 児童福祉施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分		平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総	数	31,623	31,599	29,079	29,061	29,565
	施設数	2,127,760	2,157,692	2,526,366	2,255,424	2,304,401
助産院	施設数	413	403	...	...	...
乳児院	施設数	125	127	129	131	132
	在所者数	3,136	3,035	3,023	3,137	3,105
母子生活支援施設	施設数	262	259	251	243	241
	在所者数	10,006	10,042	9,437	9,367	9,223
保育所	施設数	21,681	21,751	22,720	22,594	22,992
	在所者数	2,056,845	2,084,136	2,187,568	2,185,166	2,230,552
児童養護施設	施設数	582	578	570	571	590
	在所者数	29,975	29,214	28,188	27,549	27,468
障害児入所施設(福祉型)	施設数	.	.	239	251	261
	在所者数	.	.	7,986	8,053	8,016
障害児入所施設(医療型)	施設数	.	.	160	165	182
	在所者数	.	.	6,881	9,351	8,946
児童発達支援センター(福祉型)	施設数	.	.	288	339	420
	在所者数	.	.	13,337	16,594	21,095
児童発達支援センター(医療型)	施設数	.	.	99	98	102
	在所者数	.	.	2,641	2,780	2,389
知的障害児施設	施設数	224	225	.	.	.
	在所者数	8,214	8,255	.	.	.
自閉症児施設	施設数	5	7	.	.	.
	在所者数	170	185	.	.	.
知的障害児通園施設	施設数	230	256	.	.	.
	在所者数	9,679	11,174	.	.	.
盲児施設	施設数	9	9	.	.	.
	在所者数	120	119	.	.	.
ろうあ児施設	施設数	10	10	.	.	.
	在所者数	142	142	.	.	.
難聴幼児通園施設	施設数	23	23	.	.	.
	在所者数	912	893	.	.	.
肢体不自由児施設	施設数	56	59	.	.	.
	在所者数	1,958	1,954	.	.	.
肢体不自由児通園施設	施設数	83	97	.	.	.
	在所者数	2,441	2,706	.	.	.
肢体不自由児療護施設	施設数	6	6	.	.	.
	在所者数	263	235	.	.	.
重症心身障害児施設	施設数	116	133	.	.	.
	在所者数	11,004	12,771	.	.	.
情緒障害児短期治療施設	施設数	37	37	37	38	38
	在所者数	1,175	1,251	1,236	1,275	1,303
児童自立支援施設	施設数	58	58	57	57	57
	在所者数	1,726	1,622	1,506	1,519	1,527
児童家庭支援センター	施設数	75	79	85	95	99
小型児童館	施設数	2,594	2,568	2,610	2,640	2,611
児童センター	施設数	1,616	1,625	1,720	1,731	1,735
大型児童館A型	施設数	19	18	18	17	17
大型児童館B型	施設数	4	4	4	4	4
大型児童館C型	施設数	1	1	1	1	1
その他の児童館	施設数	111	102	91	86	83
児童遊園	施設数	3,283	3,164	...	...	...

(注) 1 「母子生活支援施設」の在所者数は世帯人員数であり、在所者総数には含まない。  
 2 平成22～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。  
 3 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。  
 宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町  
 福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村  
 4 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。  
 基本票：行政情報から把握可能な項目  
 詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/262.xls>

第254表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
《育 成 医 療》					
給 付 決 定 件 数	53,784	53,978	50,388	56,062	48,925
視 覚 障 害	4,609	4,344	4,149	3,890	3,319
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	2,626	2,611	2,468	2,438	2,281
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	18,114	18,481	16,755	19,857	17,243
肢 体 不 自 由	10,262	10,034	9,767	11,254	9,660
心 臓 機 能 障 害	9,104	9,155	8,591	9,066	8,242
腎 臓 機 能 障 害	580	448	446	517	433
そ の 他	8,490	8,905	8,212	9,040	7,747
公 費 負 担 額	3,319,187	3,518,538	3,613,011	3,504,493	3,263,959
社 会 保 険 負 担 額	42,845,925	43,817,801	44,030,001	42,983,159	41,635,316
《養 育 医 療》					
給 付 決 定 件 数	30,264	29,744	29,386	32,398	31,515
公 費 負 担 額	8,182,950	6,917,980	6,803,316	7,605,713	7,680,641
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	83,875,789	86,234,154	87,696,666	96,498,318	100,075,633
《療 育 の 給 付》					
給 付 決 定 件 数	9	12	7	4	6
骨 関 節 結 核	1	—	—	—	—
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	8	12	7	4	6
公 費 負 担 額	2,272	1,732	785	811	5,331
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	8,103	4,260	2,814	5,638	9,319

(注) 1 「養育医療」及び「療育の給付」の公費負担額には、自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

3 《育成医療》「公費負担額」「社会保険負担額」は、当該年3月診療分から翌年2月診療分までを対象としている。

4 平成22年度の「育成医療」は、東日本大震災の影響により、岩手県（盛岡市以外）の一部、宮城県（仙台市以外）及び福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

5 平成22年度の「養育医療」は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除く。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/263.xls>

第255表 1歳6か月児健康診査受診者数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
受 診 者 数	1,038,821	1,023,680	1,042,991	1,023,370	1,001,397

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/264.xls>

第256表 3歳児健康診査受診者数

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
受 診 者 数	1,002,240	1,008,623	1,029,580	1,012,567	1,009,368

(注) 平成22年度は、東日本大震災の影響により、岩手県の一部の市町村（釜石市、大槌町、宮古市、陸前高田市）、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の一部の市町村（南相馬市檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、飯館村、会津若松市）が含まれていない。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「地域保健・健康増進事業報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/265.xls>

第257表 児童扶養手当受給世帯数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	1,055,181	1,070,211	1,083,317	1,073,790	1,058,231
母 子 世 帯					
生 別 母 子 世 帯					
離 婚	868,709	871,781	877,162	864,912	848,224
そ の 他	1,514	1,423	1,513	1,730	1,758
死 別 母 子 世 帯	8,362	8,135	7,863	7,669	7,315
未 婚 の 母 子 世 帯	85,292	88,625	92,270	94,838	96,938
障 害 者 世 帯	2,550	4,281	4,767	4,992	5,184
遺 棄 世 帯	3,546	3,333	3,095	2,788	2,490
父 子 世 帯					
生 別 父 子 世 帯					
離 婚	49,118	53,829	56,451	56,115	54,988
そ の 他	19	40	38	43	36
死 別 父 子 世 帯	5,299	5,788	6,083	6,054	5,808
未 婚 の 父 子 世 帯	458	570	592	611	640
障 害 者 世 帯	281	1,128	1,384	1,548	1,611
遺 棄 世 帯	214	239	236	214	186
そ の 他 の 世 帯	29,819	31,039	31,863	32,276	33,053

(注) 平成22～23年度は、東日本大震災の影響により、福島県（郡山市及びいわき市以外）を除いて集計した数値である。  
資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/266.xls>

第258表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
特 別 児 童 扶 養 手 当					
受 給 者 数	190,162	195,838	207,083	214,542	220,238
支 給 対 象 障 害 児 数	198,240	204,671	217,227	225,014	232,396
障 害 児 福 祉 手 当 受 給 者 数	65,369	65,089	66,327	66,613	66,122
特 別 障 害 者 手 当 受 給 者 数	115,774	117,151	120,359	121,337	122,218
経 過 的 福 祉 手 当 受 給 者 数	7,227	6,486	5,926	5,330	4,779

(注) 1 平成22年度の「特別児童扶養手当」は、東日本大震災の影響により福島県を除いて集計した数値であり、それ以外は宮城県を除いて集計した数値である。

2 平成23年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/267.xls>

第259表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数（一般受給資格者）

平成26年2月末現在

区 分	受給者数	支給要件別受給者数					外国人 受給者数
		留学等に よる国外に 居住する 児童が受 給者数	未成年後 見られる 者に係る 受給者数	父母指定 者に係る 受給者数	法第4条第 4項の規定 により認め た者（同居 父母）に係 る受給者数		
総 計	10,627,625	596	441	254	15,158	178,350	
児 童 手 当	9,828,350	540	419	241	15,036	168,839	
特 例 給 付	799,275	56	22	13	122	9,511	
市 町 村 支 給 分 計	9,715,675	583	424	241	14,929	178,325	
児 童 手 当	8,949,643	529	404	229	14,821	168,818	
特 例 給 付	766,032	54	20	12	108	9,507	
被 用 者	7,474,650	253	138	82	6,052	77,420	
児 童 手 当	6,785,217	207	128	73	5,973	70,104	
特 例 給 付	689,433	46	10	9	79	7,316	
非 被 用 者	2,241,025	330	286	159	8,877	100,905	
児 童 手 当	2,164,426	322	276	156	8,848	98,714	
特 例 給 付	76,599	8	10	3	29	2,191	
公 務 員 分	911,950	13	17	13	229	25	
児 童 手 当	878,707	11	15	12	215	21	
特 例 給 付	33,243	2	2	1	14	4	

(ii) 支給対象児童数（一般受給資格者）

平成26年2月末現在

区 分	受給者数	支給要件別受給者数					外国人の 児 童 数
		留学等により 国外に居住す る 児 童 数	未 成 年 後 見 人 によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数	父 母 指 定 者 に によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数	法 第 4 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 認 定 を 受 け た 者 ( 同 居 父 母 ) に によ っ て 養 育 さ れ る 児 童 数		
総 計	17,560,865	727	534	308	23,364	207,918	
児 童 手 当	16,303,896	660	506	295	23,196	196,725	
0 歳 から 3 歳 未 満	3,030,000	0	23	59	4,259	45,373	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	10,091,789	470	252	146	15,154	118,034	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	3,182,107	190	231	90	3,783	33,318	
特 例 給 付	1,256,969	67	28	13	168	11,193	
0 歳 から 3 歳 未 満	147,508	0	2	7	20	1,765	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	755,181	30	12	4	107	7,110	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	354,280	37	14	2	41	2,318	
市 町 村 支 給 分 計	16,011,096	705	515	289	22,988	207,880	
児 童 手 当	14,805,369	640	489	277	22,839	196,696	
0 歳 から 3 歳 未 満	2,750,084	0	20	53	4,203	45,369	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	9,174,219	455	244	139	14,939	118,012	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	2,881,066	185	225	85	3,697	33,315	
特 例 給 付	1,205,727	65	26	12	149	11,184	
0 歳 から 3 歳 未 満	141,638	0	1	7	20	1,764	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	726,476	30	11	3	98	7,102	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	337,613	35	14	2	31	2,318	
被 用 者	12,348,423	293	171	99	9,161	91,386	
児 童 手 当	11,269,490	240	158	90	9,057	82,978	
0 歳 から 3 歳 未 満	2,170,126	0	9	25	1,405	20,481	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	6,986,828	164	89	50	5,953	48,949	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	2,112,536	76	60	15	1,699	13,548	
特 例 給 付	1,078,933	53	13	9	104	8,408	
0 歳 から 3 歳 未 満	123,731	0	1	5	20	1,362	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	649,420	22	8	3	62	5,284	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	305,782	31	4	1	22	1,762	
非 被 用 者	3,662,673	412	344	190	13,827	116,494	
児 童 手 当	3,535,879	400	331	187	13,782	113,718	
0 歳 から 3 歳 未 満	579,958	0	11	28	2,798	24,888	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	2,187,391	291	155	89	8,986	69,063	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	768,530	109	165	70	1,998	19,767	
特 例 給 付	126,794	12	13	3	45	2,776	
0 歳 から 3 歳 未 満	17,907	0	0	2	0	402	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	77,056	8	3	0	36	1,818	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	31,831	4	10	1	9	556	
公 務 員 分	1,549,769	22	19	19	376	38	
児 童 手 当	1,498,527	20	17	18	357	29	
0 歳 から 3 歳 未 満	279,916	0	3	6	56	4	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	917,570	15	8	7	215	22	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	301,041	5	6	5	86	3	
特 例 給 付	51,242	2	2	1	19	9	
0 歳 から 3 歳 未 満	5,870	0	1	0	0	1	
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	28,705	0	1	1	9	8	
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	16,667	2	0	0	10	0	

## (iii) 支給額の状況（一般受給資格者）

平成26年2月末現在（単位 千円）

区 分	支 給 額
総 計	2,238,075,174
児 童 手 当	2,164,080,119
0 歳 から 3 歳 未 満	541,983,819
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	1,237,519,355
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	384,576,945
特 例 給 付	73,995,055
市 町 村 支 給 分 計	2,037,618,137
児 童 手 当	1,966,749,527
0 歳 から 3 歳 未 満	492,544,994
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	1,125,281,918
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	348,922,615
特 例 給 付	70,868,610
被 用 者	1,558,421,027
児 童 手 当	1,494,865,742
0 歳 から 3 歳 未 満	387,630,854
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	851,726,228
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	255,508,660
特 例 給 付	63,555,285
非 被 用 者	479,197,110
児 童 手 当	471,883,785
0 歳 から 3 歳 未 満	104,914,140
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	273,555,690
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	93,413,955
特 例 給 付	7,313,325
公 務 員 分	200,457,037
児 童 手 当	197,330,592
0 歳 から 3 歳 未 満	49,438,825
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前	112,237,437
小 学 校 修 了 後 中 学 校 終 了 前	35,654,330
特 例 給 付	3,126,445

(注) 支給額とは、各年度中に市町村及び公務員の所属庁において支払われた総額であり、決算ベースの額は若干異なる。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童手当事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/268.xls>

第260表 児童手当制度の費用負担等

【費用負担】

児童手当等の財源については、国、地方（都道府県、市区町村）、事業主拠出金で構成されている。  
 事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成25年度：1.5/1000）を乗じて得た額。

		被用者			非被用者		公務員
0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	事業主 7/15	国 16/45	地方 8/45	国 2/3	地方1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	所属庁 10/10
	児童手当	国 2/3	地方1/3		国 2/3	地方1/3	

【財源内訳】平成27年度予算

給付総額	： 2兆2,299億円 (2兆2,356億円)	(内訳)	国庫負担分	： 1兆2,356億円 (1兆2,377億円)
			地方負担分	： 6,178億円 ( 6,188億円)
			事業主負担分	： 1,821億円 ( 1,801億円)
			公務員分	： 1,944億円 ( 1,990億円)

※( )内の前年度予算額

【支給対象児童数 1,694万人】

資料：内閣府子ども・子育て本部「平成27年度予算の概要」平成27年度における児童手当制度について

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/271.xls>



## 3 社会福祉関係機関・施設等

第261表 社会福祉行政機関等設置状況

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
福祉事務所					
事務所数	214	214	211	210	208
都道府県					
区市町村	1,023	1,030	1,038	1,041	1,039
職員数					
査察指導員	・	・	・	・	・
現業員	・	・	・	・	・
身体障害者更生相談所					
相談所数	78	80	80	80	77
知的障害者更生相談所					
相談所数	80	82	82	84	84
児童相談所					
相談所数	204	206	207	207	207
児童福祉司					
数	2,477	2,606	2,670	2,771	2,829
民生委員・児童委員					
数	225,247	229,510	230,199	230,060	231,339

(注) 1 福祉事務所は、4月1日現在。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。

福祉事務所の「職員数」は、平成22～26年度は調査が行われなかった。

2 身体障害者更生相談所は、4月1日現在。

3 知的障害者更生相談所は、4月1日現在。

4 児童相談所は、4月1日現在。

5 民生委員・児童委員数については、主任児童委員数を含む。各年度末現在。

資料：「福祉事務所」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「身体障害者更生相談所」「知的障害者更生相談所」は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部調べ

「児童相談所」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

「民生委員・児童委員数」は、厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/272.xls>

第262表 社会福祉施設数（施設の種別）

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	50,343	50,129	48,250	50,684	53,154
保 護 施 設	297	294	231	230	225
救 護 施 設	188	184	181	183	177
更 生 施 設	19	21	20	19	19
医 療 保 護 施 設	60	58	...	...	...
授 産 施 設	20	20	20	18	18
宿 所 提 供 施 設	10	11	10	10	11
老 人 福 祉 施 設	4,858	4,827	4,962	5,004	5,026
養 護 老 人 ホ ー ム ( 一 般 )	861	847	859	866	868
養 護 老 人 ホ ー ム ( 盲 )	48	46	46	47	49
軽 費 老 人 ホ ー ム ( A 型 )	218	208	207	207	207
軽 費 老 人 ホ ー ム ( B 型 )	28	24	23	20	17
軽 費 老 人 ホ ー ム ( ケ ア ハ ウ ス )	1,718	1,769	1,815	1,852	1,861
都 市 型 軽 費 老 人 ホ ー ム	...	...	...	...	32
老 人 福 祉 セ ン タ ー ( 特 A 型 )	236	222	237	231	236
老 人 福 祉 セ ン タ ー ( A 型 )	1,363	1,306	1,368	1,358	1,344
老 人 福 祉 セ ン タ ー ( B 型 )	386	405	407	423	412
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	...	...	...	...	...
障 害 者 支 援 施 設 等	3,764	4,263	5,330	5,549	5,376
障 害 者 支 援 施 設	1,204	1,661	2,461	2,476	2,449
地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	2,410	2,446	2,715	2,925	2,780
福 祉 ホ ー ム	150	156	154	148	147
旧 法 による 身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	498	286	.	.	.
肢 体 不 自 由 者 更 生 施 設	31	15	.	.	.
視 覚 障 害 者 更 生 施 設	1	1	.	.	.
聴 覚 ・ 言 語 障 害 者 更 生 施 設	1	1	.	.	.
内 部 障 害 者 更 生 施 設	3	2	.	.	.
身 体 障 害 者 療 護 施 設	190	106	.	.	.
身 体 障 害 者 授 産 施 設 ( 入 所 )	82	44	.	.	.
身 体 障 害 者 授 産 施 設 ( 通 所 )	122	78	.	.	.
身 体 障 害 者 小 規 模 授 産 施 設 ( 通 所 )	57	31	.	.	.
身 体 障 害 者 福 祉 工 場	11	8	.	.	.
身 体 障 害 者 社 会 参 加 支 援 施 設	337	318	295	316	318
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー ( A 型 )	32	33	31	35	36
身 体 障 害 者 福 祉 セ ン タ ー ( B 型 )	150	132	114	122	123
障 害 者 更 生 セ ン タ ー	5	5	5	5	5
補 装 具 製 作 施 設	18	17	17	17	17
盲 導 犬 訓 練 施 設	11	11	11	13	12
点 字 図 書 館	73	73	69	73	74
点 字 出 版 施 設	12	11	11	11	11
聴 覚 障 害 者 情 報 提 供 施 設	36	36	37	40	40
婦 人 保 護 施 設	47	45	46	48	47
児 童 福 祉 施 設	31,623	31,599	29,079	29,061	29,565
助 産 施 設	413	403	...	...	...
乳 子 生 活 支 援 施 設	125	127	129	131	132
母 子 生 活 支 援 施 設	262	259	251	243	241
保 育 所	21,681	21,751	22,720	22,594	22,992
児 童 養 護 施 設	582	578	570	571	590
障 害 児 入 所 施 設 ( 福 祉 型 )	.	.	239	251	261
障 害 児 入 所 施 設 ( 医 療 型 )	.	.	160	165	182
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー ( 福 祉 型 )	.	.	288	339	420
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー ( 医 療 型 )	.	.	99	98	102
知 的 障 害 児 施 設	224	225	.	.	.
自 閉 症 児 施 設	5	7	.	.	.
知 的 障 害 児 通 園 施 設	230	256	.	.	.
盲 児 施 設	9	9	.	.	.
ろ う あ 児 施 設	10	10	.	.	.

難聴幼児通園施設	23	23	.	.	.
肢体不自由児施設	56	59	.	.	.
肢体不自由児通園施設	83	97	.	.	.
肢体不自由児療護施設	6	6	.	.	.
重症心身障害児施設	116	133	.	.	.
情緒障害児短期治療施設	37	37	37	38	38
児童自立支援施設	58	58	57	57	57
児童家庭支援センター	75	79	85	95	99
小型児童館	2,594	2,568	2,610	2,640	2,611
児童センター	1,616	1,625	1,720	1,731	1,735
大型児童館A型	19	18	18	17	17
大型児童館B型	4	4	4	4	4
大型児童館C型	1	1	1	1	1
その他の児童館	111	102	91	86	83
児童遊園	3,283	3,164	...	...	...
旧法による知的障害者援護施設	2,001	1,127	.	.	.
知的障害者更生施設（入所）	733	397	.	.	.
知的障害者更生施設（通所）	238	133	.	.	.
知的障害者授産施設（入所）	134	94	.	.	.
知的障害者授産施設（通所）	753	424	.	.	.
知的障害者小規模授産施設（通所）	57	20	.	.	.
知的障害者通勤寮	73	54	.	.	.
知的障害者福祉工場	13	5	.	.	.
母子福祉施設	63	60	57	58	56
母子福祉センター	59	56	53	54	53
母子休養ホーム	4	4	4	4	3
旧法による精神障害者社会復帰施設	504	366	.	.	.
精神障害者生活訓練施設	195	162	.	.	.
精神障害者福祉ホーム	94	82	.	.	.
精神障害者授産施設（入所）	13	10	.	.	.
精神障害者授産施設（通所）	111	66	.	.	.
精神障害者小規模授産施設（通所）	89	44	.	.	.
精神障害者福祉工場	2	2	.	.	.
その他の社会福祉施設等	6,351	6,944	8,250	10,418	12,541
授産施設	67	69	65	69	66
宿所提供施設	213	281	253	264	267
盲人ホーム	20	17	19	19	17
無料低額診療施設	283	325	...	...	...
隣保館	1,026	1,024	1,053	1,050	1,049
へき地保健福祉館	32	59	46	41	34
へき地保育所	566	529	513	486	464
地域福祉センター	...	...	...	...	...
老人憩の家	...	...	...	...	...
老人休養ホーム	...	...	...	...	...
有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅以外）	4,144	4,640	6,301	7,472	8,495
有料老人ホーム （サービス付き高齢者向け住宅であるもの）	.	.	...	1,017	2,149

(注) 1 「旧法による身体障害者更生援護施設」「旧法による知的障害者援護施設」「旧法による精神障害者社会復帰施設」は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）の施設である。

2 「身体障害者社会参加支援施設」は、身体障害者福祉法による。

3 平成24年の「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」には、サービス付き高齢者向け住宅であるものを一部含む。

4 平成22～23年は調査方法を変更し、調査対象施設のうち回収できなかった施設がある。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

5 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村

6 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/273.xls>

第263表 生活福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成24年度 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	39,889	21,178,511	32,803	16,776,534	31,481	16,751,370
総合支援資金	9,920	5,111,308	4,656	1,854,840	3,133	1,147,227
福祉費	4,387	2,467,155	4,359	2,212,740	4,404	1,971,763
教育支援資金	14,113	9,484,862	14,215	9,012,874	14,775	9,514,058
緊急小口資金	11,101	854,687	9,253	695,012	8,837	656,017
不動産担保型生活資金	84	1,283,737	78	1,360,400	102	1,893,146
要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	284	1,976,762	242	1,640,668	230	1,569,159

(注) 「福祉費」には、東日本大震災の被災世帯への特例措置による貸付けを含む。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/274.xls>

第264表 母子福祉資金貸付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成24年度 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
合 計	45,118	22,284,289	41,281	20,737,172	37,899	19,377,270
事業開始資金	21	49,730	12	24,935	16	33,361
事業継続資金	7	7,509	12	14,814	5	5,713
修学資金	31,959	17,198,726	29,348	16,000,614	26,437	14,742,214
技能習得資金	1,106	608,925	988	566,153	895	563,752
修業資金	773	337,980	670	293,661	673	299,512
就職支度資金	73	14,922	76	15,889	70	13,738
医療介護資金	10	2,340	15	3,732	10	2,536
生活資金	1,041	523,465	1,022	568,207	948	534,086
住宅資金	56	63,328	39	36,596	28	28,547
転宅資金	616	129,759	500	104,802	468	103,211
就学支度資金	9,453	3,346,715	8,597	3,107,189	8,345	3,049,488
結婚資金	3	890	2	580	4	1,112

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/275.xls>

第265表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
法適用都道府県延数	16	12	12	17	11
法適用都道府県実数	14	9	10	13	7
法適用市町村延数	259	66	43	63	18
災害救助費国庫負担額	30,401,509	457,925,367	109,788,519	45,466,396	35,880,001
国庫負担対象都道府県数	14	15	15	22	17

(注) 平成22年度における東日本大震災にかかる予算の執行は、被災3県のみ。

資料：平成23年度以前は厚生労働省社会・援護局調べ、平成24年度以降は内閣府政策統括官（防災担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/276.xls>

## 第9節 生活保護

第266表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 護 世 帯 数					
年 度 合 計	15,290,768	16,920,586	17,980,504	18,702,115	19,102,147
1 か 月 平 均	1,274,231	1,410,049	1,498,375	1,558,510	1,591,846
被 保 護 人 員					
年 度 合 計	21,162,859	23,424,756	24,806,933	25,628,493	25,939,344
1 か 月 平 均	1,763,572	1,952,063	2,067,244	2,135,708	2,161,612
保 護 率 (人 口 千 対)	13.8	15.2	16.2	16.7	17.0
総 人 口 (千 人)	127,510	128,057	127,799	127,515	127,298

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務省統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成22年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：平成21～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、

平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/277.xls>

第267表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 護 実 世 帯 数	1,274,231	1,410,049	1,498,375	1,558,510	1,591,846
現に保護を受けた世帯数	1,270,588	1,405,281	1,492,396	1,551,707	1,583,919
世帯主が働いている世帯	133,906	152,427	167,279	185,869	201,662
常 用	93,578	106,684	118,498	132,651	145,777
日 雇	19,538	22,996	24,037	26,456	28,112
内 職	7,116	7,553	7,720	8,214	8,656
そ の 他	13,674	15,194	17,025	18,548	19,117
そ の 他 の 世 帯	1,136,682	1,252,854	1,325,116	1,365,837	1,382,258
世帯員が働いている世帯	30,377	34,321	36,636	39,064	40,483
働いている者のいない世帯	1,106,305	1,218,533	1,288,480	1,326,773	1,341,775
保 護 停 止 中 の 世 帯	3,643	4,768	5,980	6,803	7,926

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成21～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、

平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/278.xls>

第268表 扶助別人員

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
被 保 護 実 人 員	1,763,572	1,952,063	2,067,244	2,135,708	2,161,612
扶 助 人 員 総 数	4,854,959	5,395,474	5,737,829	5,946,405	6,027,650
生 活 扶 助	1,586,013	1,767,315	1,871,659	1,928,241	1,941,036
住 宅 扶 助	1,459,768	1,634,773	1,741,888	1,811,575	1,835,940
教 育 扶 助	144,339	155,450	159,372	159,038	154,014
介 護 扶 助	209,735	228,235	248,100	269,793	290,174
医 療 扶 助	1,406,456	1,553,662	1,657,093	1,716,158	1,745,615
入 院	125,820	129,805	129,362	126,595	123,648
単 給	54,024	52,989	51,504	49,093	47,420
併 給	71,796	76,816	77,857	77,502	76,229
入 院 外	1,280,636	1,423,857	1,527,731	1,589,563	1,621,967
単 給	21,230	20,744	21,255	20,385	21,299
併 給	1,259,405	1,403,113	1,506,476	1,569,178	1,600,668
出 産 扶 助	162	186	191	176	171
生 業 扶 助	45,787	52,855	56,400	58,257	57,457
葬 祭 扶 助	2,699	2,999	3,127	3,169	3,242

(注) 年度1か月の平均である。

資料：平成21～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、  
平成24年度以降は厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/279.xls>

第269表 保護開始世帯数（世帯類型・構造別）

平成25年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他の世帯
総 数	17,962	5,204	1,292	4,146	1,180	6,141
世帯主の傷病	4,511	763	180	2,347	429	793
世帯員の傷病	224	36	9	50	14	115
急迫保護で医療扶助単給	867	219	15	532	6	95
要介護状態	112	90	1	5	7	9
働いていた者の死亡	52	21	7	5	3	17
働いていた者の離別等	630	101	318	42	37	132
定年・失業	1,625	237	84	116	41	1,147
高齢による収入減少	742	668	・	10	4	61
事業不振・倒産	175	64	4	13	4	91
その他の働きによる収入減少	1,005	138	113	85	38	630
社会保障給付金の減少・喪失	211	74	7	30	24	76
貯金等の減少・喪失	5,283	1,907	368	543	344	2,121
仕送りの減少・喪失	619	286	44	74	56	159
そ の 他	1,907	600	142	295	175	695

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/280.xls>

第270表 保護廃止世帯数（世帯類型・構造別）

平成25年

区 分	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者世帯	障害者世帯	その他 の世帯
総 数	14,872	5,692	911	2,800	1,158	4,311
世帯主の傷病治癒	169	34	3	96	6	29
世帯員の傷病治癒	6	1	0	2	1	2
死	4,924	3,609	8	692	367	247
失 ぞ う	1,283	200	15	345	53	670
働きによる収入の増加・取得	2,719	135	300	384	144	1,755
働き手の転入	114	16	48	15	7	28
社会保障給付金の増加	556	219	11	94	92	142
仕送りの増加	112	38	27	12	11	24
親類・縁者等の引取り	504	132	112	95	65	100
施設 入 所	283	225	4	16	18	21
医療費の他法負担	80	48	1	9	12	10
そ の 他	4,123	1,035	383	1,041	382	1,282

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/281.xls>

第271表 保護費（扶助別）

(単位 千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
総 額	3,007,189,050	3,329,629,240	3,501,590,101	3,602,845,240	3,628,503,036
生活扶助費	1,016,339,013	1,155,175,052	1,209,006,731	1,245,835,486	1,224,420,699
住宅扶助費	442,652,035	499,605,259	538,415,058	565,137,892	579,841,755
教育扶助費	17,042,592	19,920,451	20,489,900	20,406,617	19,883,571
介護扶助費	61,032,602	65,902,942	70,677,191	75,470,790	78,128,307
医療扶助費	1,451,474,227	1,570,134,713	1,643,231,070	1,675,872,276	1,706,195,259
出産扶助費	428,173	525,745	551,105	527,679	510,310
生業扶助費	11,503,479	10,877,971	11,483,859	11,827,151	11,731,481
葬祭扶助費	6,716,929	7,487,107	7,735,187	7,767,349	7,791,654
《1人当り月額（円）》					
総 額	142,097	142,141	141,327	140,580	139,884
生活扶助費	53,401	54,469	53,830	53,842	52,567
住宅扶助費	25,270	25,468	25,758	25,997	26,319
教育扶助費	9,839	10,679	10,714	10,693	10,759

資料：「扶助別保護費」は、厚生労働省社会・援護局調べ

「1人当り月額」は、厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」より国立社会保障・人口問題研究所にて算出

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/282.xls>

第272表 医療扶助決定状況（診療費分）

(単位 金額：千円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
合 計 件数	29,453,144	31,063,581	33,430,502	33,742,704	35,028,835
金 額	1,298,902,444	1,387,670,976	1,470,246,942	1,489,653,310	1,585,317,136
一 般 診 療 件数	26,803,836	28,067,135	30,135,167	30,337,564	31,406,547
金 額	1,245,173,671	1,325,995,734	1,404,954,131	1,422,658,943	1,514,090,511
入 院 件数	1,913,575	1,961,928	2,079,133	2,008,145	1,988,883
金 額	836,314,153	878,187,339	920,376,156	936,367,741	999,881,609
入 院 外 件数	24,890,261	26,105,207	28,056,034	28,329,419	29,417,664
金 額	408,859,518	447,808,395	484,577,975	486,291,202	514,208,902
歯 科 診 療 件数	2,649,308	2,996,446	3,295,335	3,405,140	3,622,288
金 額	53,728,773	61,675,242	65,292,811	66,999,355	71,226,621

資料：平成21～23年度は厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」、  
平成24年度以降は、厚生労働省社会・援護局「被保護者調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/283.xls>

第273表 生活扶助基準額の例

平成27年4月1日現在

区 分	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯（33歳、29歳、4歳）	158,380	129,910
高齢者単身世帯（68歳）	79,790	64,480
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	119,200	96,330
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	188,140	158,170

(注) 児童養育加算等を含む。

資料：厚生労働省社会・援護局資料「生活保護制度に関するQ&A」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/284.xls>



第274表 保護施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
総 数	297	294	231	230	225
施設数					
在所者数	19,745	19,342	18,744	18,651	18,055
救護施設					
施設数	188	184	181	183	177
在所者数	17,375	16,824	16,280	16,448	16,029
更生施設					
施設数	19	21	20	19	19
在所者数	1,457	1,651	1,637	1,417	1,269
医療保護施設					
施設数	60	58	…	…	…
授産施設					
施設数	20	20	20	18	18
在所者数	482	439	420	416	389
宿所提供施設					
施設数	10	11	10	10	11
在所者数	431	428	407	370	368

(注) 1 平成22～23年は調査方法を変更した。なお、回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

2 平成23年は、東日本大震災の影響により、以下に所在する施設・事業所の調査は見合わせた。

宮城県：石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

福島県：相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

3 平成24年以降は、基本票と詳細票の配布・回収による調査とし、詳細票が回収された施設のうち、活動中の施設について集計している。

基本票：行政情報から把握可能な項目

詳細票：それ以外の項目

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/285.xls>

## 第10節 恩給・戦争犠牲者援護

## 1 恩 給

第275表 文官恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成23年度(2011)	15,257	17,922,139	1,174,683	1,752	3,505,267	2,000,723	119	382,884	3,217,515	5
24 (2012)	13,391	15,847,755	1,183,463	1,488	3,181,830	2,138,326	105	335,951	3,199,530	4
25 (2013)	11,637	13,904,799	1,194,878	1,283	2,958,705	2,306,083	91	288,839	3,174,051	4
平成25年度										
文 官	5,465	5,916,296	1,082,579	250	262,978	1,051,912	27	87,569	3,243,300	2
教 育 職 員	983	1,251,828	1,273,477	87	129,547	1,489,048	4	8,999	2,249,850	—
警 察 監 獄 職 員	4,134	3,563,257	861,939	289	238,181	824,154	59	188,995	3,203,297	2
待 遇 職 員	30	30,332	1,011,080	—	—	—	1	3,276	3,275,600	—
執 行 官	77	130,832	1,699,119	77	130,832	1,699,119	—	—	—	—
備 外 国 人	100	172,128	1,721,280	100	172,128	1,721,280	—	—	—	—
国 会 議 員	848	2,840,125	3,349,204	480	2,025,039	4,218,831	—	—	—	—

資料：平成23年度は総務省人事・恩給局調べ、平成24年度以降は総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/286.xls>

第276表 軍人恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成23年度(2011)	703,842	540,625,203	768,106	94,497	60,258,411	637,675	4,131	13,658,831	3,306,422	7,962	10,236,873
24 (2012)	633,109	480,079,821	758,289	74,620	47,498,774	636,542	3,362	11,151,092	3,316,803	6,479	8,279,836
25 (2013)	565,035	423,109,850	748,821	58,147	36,949,836	635,456	2,730	9,036,915	3,310,225	5,189	6,607,110

資料：平成23年度は総務省人事・恩給局調べ、平成24年度以降は総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/287.xls>

第277表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

区 分	合計			普通恩給			増加恩給			人員
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
平成23年度(2011)	16,333	18,290,224	1,119,832	2,689	3,504,430	1,303,247	30	80,367	2,678,907	—
24 (2012)	14,269	15,918,523	1,115,602	2,197	2,804,898	1,276,694	26	68,768	2,644,908	—
25 (2013)	12,405	13,513,040	1,089,322	1,779	2,251,311	1,265,492	24	62,620	2,609,158	—
平成25年度										
文 官	787	908,050	1,153,812	16	20,956	1,309,769	3	7,560	2,520,133	—
教 育 職 員	4,380	5,791,332	1,322,222	884	1,277,254	1,444,858	1	3,676	3,676,400	—
警 察 監 獄 職 員	7,211	6,789,040	941,484	879	953,101	1,084,301	20	51,383	2,569,150	—
待 遇 職 員	27	24,617	911,744	—	—	—	—	—	—	—

資料：平成23年度は総務省人事・恩給局調べ、平成24年度以降は総務省政策統括官（恩給担当）調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/288.xls>

傷病年金		扶助科						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助科			公務関係扶助科					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
6,885	1,376,920	12,162	11,680,086	960,375	1,197	2,334,750	1,950,501	22	12,267	557,600
5,796	1,488,900	10,726	10,274,379	957,895	1,048	2,038,648	1,945,275	20	11,152	557,600
5,796	1,448,900	9,369	8,950,046	955,283	873	1,691,935	1,938,069	17	9,479	557,600
2,634	1,317,100	4,526	4,297,643	949,545	646	1,257,666	1,946,851	14	7,806	557,600
—	—	841	1,009,668	1,200,556	50	103,056	2,061,124	1	558	557,600
3,161	1,580,700	3,610	2,810,033	778,403	172	321,772	1,870,768	2	1,115	557,600
—	—	24	17,616	734,004	5	9,441	1,888,140	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	368	815,086	2,214,908	—	—	—	—	—	—

特例傷病恩給				扶助科						傷病者遺族特別年金		
				普通扶助科			公務関係扶助科					
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
円		千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
1,285,716	258	485,860	1,833,179	502,360	304,116,464	605,376	75,824	141,413,501	1,865,023	18,810	10,455,262	555,835
1,277,950	219	412,568	1,883,783	465,325	281,241,659	604,398	65,540	121,733,273	1,857,389	17,564	9,762,618	555,831
1,273,292	181	340,859	1,883,199	426,394	257,346,130	603,541	56,109	103,778,845	1,849,594	16,285	9,050,156	555,736

傷病年金		扶助科						傷病者遺族特別年金		
		普通扶助科			公務関係扶助科					
金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
千円	円		千円	円		千円	円		千円	円
—	—	13,281	14,056,441	1,058,387	324	644,068	1,987,863	9	4,917	546,356
—	—	11,749	12,464,528	1,060,901	292	577,542	1,977,883	5	2,788	557,600
—	—	10,333	10,673,919	1,032,993	266	523,518	1,968,111	3	1,673	557,600
—	—	750	840,947	1,121,262	18	38,587	2,143,711	—	—	—
—	—	3,456	4,426,376	1,280,780	39	84,026	2,154,508	—	—	—
—	—	6,100	5,381,979	882,292	209	400,905	1,918,206	3	1,673	557,600
—	—	27	24,617	911,744	—	—	—	—	—	—

## 2 戦争犠牲者援護

第278表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	130	15,140	77	9,399	66	7,974	129	15,149	163	17,664
葬 祭 料	76	14,870	46	9,244	39	7,839	74	14,874	84	17,269
遺骨引取経費	54	270	31	155	27	135	55	275	79	395

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/289.xls>

第279表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合 計	8,261	419,336	6,725	367,090	5,117	277,215	4,240	243,022	5,438	171,975
療養の給付	7,975	378,568	6,469	329,868	4,904	250,543	4,072	220,962	5,290	156,894
療養手当	18	529	12	353	12	353	12	353	12	364
葬 祭 費	8	1,600	16	3,216	5	1,005	5	1,005	5	1,025
補装具給付費	260	38,639	228	33,653	196	25,314	151	20,702	131	13,693

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/290.xls>

第280表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)		23 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額	件数	公費 負担額
交 付	182	31,293	148	26,461	122	19,833	99	16,424	92	11,740
修 理	78	7,346	80	7,192	74	5,481	52	4,278	46	2,310

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/291.xls>

第281表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (単位 金額：千円)

区 分	平成24年度 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合 計	11,395	22,460,734	9,835	19,420,582	8,461	16,637,398
障 害 年 金	1,585	3,631,280	1,428	3,389,403	1,288	3,012,964
遺 族 年 金	6,899	13,390,421	5,835	11,294,057	4,919	9,515,981
遺 族 給 与 金	2,911	5,439,033	2,572	4,737,121	2,254	4,108,453
弔 慰 金 ( 国 債 ) 支 給 人 数	2,085,117		2,085,134		2,085,162	

(注) 1 「遺族年金」「遺族給与金」の人員数は、後順位の人員を含めた数である。

2 金額は、それぞれ四捨五入によっているのので、端数において合計と合致しないものがある。

資料：厚生労働省社会・援護局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/292.xls>

第282表 原爆被爆者対策状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
健 康 手 帳 交 付	219,410	210,830	201,779	192,719	183,519
認 定 被 爆 者 ( 再 掲 )	7,210	8,143	8,556	8,793	8,749
健 康 診 断 受 診 者 証 交 付	11,326	11,015	10,678	10,378	10,033
医 療 給 付 総 額	19,164,740	18,673,883	17,435,946	15,787,806	14,168,655
原 爆 疾 病					
支 払 総 額	822,000	925,811	963,677	941,620	1,022,417
件 数	16,144	18,479	19,246	18,806	17,665
1 件 当 り 金 額 ( 円 )	50,917	50,101	50,072	50,070	57,878
一 般 疾 病					
支 払 総 額	18,342,740	17,748,072	16,472,269	14,846,186	13,146,238
件 数	3,099,874	2,884,872	2,695,961	2,476,526	2,269,006
1 件 当 り 金 額 ( 円 )	5,917	6,152	6,110	5,995	5,793

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生労働省健康局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/293.xls>

## 第11節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第283表 住宅数・世帯数・世帯人員・1住宅当り居住室数・畳数・延面積・1人当り居住室の畳数  
(住宅の所有関係別)

平成25年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り 居住室数	1住宅当り 居住室の 畳数	1住宅当り 延べ面積 (㎡)	1人当り 居住室の 畳数
総 数	52,102,200	52,378,600	124,886,300	4.59	32.77	94.42	13.54
一 戸 建	28,598,700	28,826,400	80,497,100	5.96	42.82	129.84	15.11
長 屋 建	1,288,600	1,294,800	2,767,000	3.60	23.28	64.73	10.60
共 同 住 宅	22,085,300	22,126,200	41,293,400	2.84	19.98	48.95	10.59
そ の 他	129,500	131,100	328,800	5.29	40.67	152.81	15.33
持 ち 家	32,165,800	32,393,300	88,801,400	5.69	41.34	122.32	14.97
一 戸 建	26,301,900	26,516,100	75,102,800	6.07	43.80	132.95	15.34
長 屋 建	308,500	310,700	762,400	4.99	34.23	100.45	13.85
共 同 住 宅	5,466,900	5,476,700	12,692,900	3.93	29.84	71.69	12.85
そ の 他	88,600	89,800	243,300	5.74	44.24	168.79	16.10
借 家	18,518,900	18,566,100	33,915,400	2.67	17.90	45.95	9.77
一 戸 建	1,807,100	1,819,500	4,570,900	4.32	28.59	84.56	11.30
長 屋 建	892,200	895,900	1,874,000	3.11	19.49	52.38	9.28
共 同 住 宅	15,791,900	15,822,600	27,405,400	2.46	16.56	41.07	9.54
そ の 他	27,700	28,000	65,200	3.88	29.26	101.76	12.45
公 営 の 借 家	1,958,600	1,960,800	4,071,300	3.41	19.98	51.91	9.61
都 市 再 生 機 構 ・ 公 社 の 借 家	855,500	857,100	1,672,200	3.08	19.43	50.19	9.94
民 営 借 家	14,582,500	14,614,400	25,956,400	2.54	17.38	44.39	9.77
木 造	4,383,100	4,397,400	8,640,800	3.05	19.81	53.74	10.05
非 木 造	10,199,300	10,217,000	17,315,600	2.33	16.34	40.37	9.62
給 与 住 宅	1,122,300	1,133,800	2,215,400	2.79	19.78	52.60	10.02

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

2 「総数」には、住宅の所有の関係「不詳」を含む。

3 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

4 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/294.xls>

第284表 住宅の所有関係別世帯数（地域別）

平成25年10月1日現在

区 分	全 国	市 部	人口集中地区
総 数	52,378,600	48,301,100	38,604,600
持 ち 家	32,393,300	29,155,600	21,148,000
借 家	18,566,100	17,757,900	16,166,300
公営・都市再生機構・公社の借家	2,817,900	2,661,300	2,361,800
民 営 借 家	14,614,400	14,041,600	12,883,100
給 与 住 宅	1,133,800	1,055,000	921,300

- (注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 世帯数は、「主世帯」と「同居世帯又は住宅以外の建物に居住する世帯」の合計である。
- 3 「総数」は、住宅の所有関係「不詳」を含む。
- 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
- 5 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村  
 一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/295.xls>

第285表 住宅の所有関係別普通世帯数

各年10月1日現在

区 分	平成10年 (1998)	15 (2003)	20 (2008)	25 (2013)
世 帯 総 数	44,133,900	47,082,800	49,804,400	52,298,000
持 家	26,467,800	28,665,900	30,316,100	32,165,800
借 家	16,730,000	17,166,000	17,770,000	18,518,900
公 営	2,086,700	2,182,600	2,088,900	1,958,600
都市再生機構・公社	864,300	936,000	918,000	855,500
民 営	12,049,800	12,561,300	13,365,500	14,582,400
木 造	5,426,200	4,909,000	4,407,300	4,383,100
非 木 造	6,623,600	7,652,300	8,958,200	10,199,300
給 与 住 宅	1,729,200	1,486,100	1,397,600	1,122,300
住宅所有関係不詳	724,400	1,031,000	1,512,200	1,417,400
同 居	156,600	191,100	184,600	177,600
住宅以外の建物に居住	55,100	28,800	21,500	18,300

- (注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。
- 2 「普通世帯」とは、住居と生計をともにしている家族などの世帯である。
- 3 「都市再生機構・公社」は、平成15年以前は「公団・公社」である。
- 4 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。
- 5 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村  
 一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/296.xls>

第286表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数	実績戸数
建設戸数合計	16,971	15,004	15,733	18,765	22,103
公営住宅	15,783	14,193	15,320	18,142	21,671
木造	740	754	1,557	2,067	2,241
簡易耐火構造平家建	36	44	16	40	218
簡易耐火構造2階建	674	567	601	844	950
準耐火構造3階建	0	0	22	2	75
中高層耐火構造	14,333	12,828	13,124	15,189	18,187
地域優良賃貸住宅	1,188	811	413	623	432

資料：国土交通省住宅局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/297.xls>

第287表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）

平成25年10月1日現在(単位：百戸)

区 分	全国	専用住宅						店舗その他 の併用 住宅
		総数	公営の 借家	都市再生 機構・公 社の借家	民営借家 (木造)	民営借家 (非木造)	給与住宅	
総数	185,189	184,080	19,578	8,552	43,167	101,759	11,024	1,109
0円	3,778	3,597	443	—	1,315	926	913	181
1～5,000	1,336	1,329	743	3	119	86	378	7
5,000～10,000	3,755	3,742	1,943	11	196	284	1,309	12
10,000～15,000	5,536	5,508	3,075	24	418	413	1,578	28
15,000～20,000	5,529	5,512	3,507	51	436	413	1,105	17
20,000～25,000	6,343	6,302	3,159	140	1,166	925	913	41
25,000～30,000	6,679	6,657	2,240	189	1,648	1,992	588	22
30,000～40,000	22,291	22,171	2,537	1,203	7,000	10,333	1,098	120
40,000～50,000	27,476	27,387	900	1,681	8,047	16,168	591	89
50,000～60,000	30,174	30,042	467	1,294	8,232	19,510	540	132
60,000～70,000	24,584	24,507	236	905	5,919	17,037	410	77
70,000～80,000	15,181	15,121	121	669	2,973	11,056	303	60
80,000～90,000	9,225	9,169	67	599	1,600	6,666	236	56
90,000～100,000	4,841	4,809	33	399	710	3,544	123	32
100,000～110,000	3,846	3,803	20	341	565	2,742	135	43
110,000～120,000	2,251	2,235	20	264	261	1,620	70	16
120,000～150,000	4,303	4,269	29	509	526	3,010	196	33
150,000～200,000	1,798	1,770	5	204	260	1,197	105	29
200,000円以上	775	758	0	56	99	563	39	18
不詳	5,488	5,393	35	9	1,679	3,275	395	96

(注) 1 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

2 「住宅・土地統計調査報告」は、5年ごとの調査である。

3 東日本大震災に係る福島原発事故の影響により、避難地域等に設定されている以下の地域については対象から除外した。

全ての地域を除外：楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

一部の地域を除外：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村

資料：総務省統計局「平成25年 住宅・土地統計調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/298.xls>



## ② 雇用関係一般

第288表 労働力人口・非労働力人口（年平均）

（単位 万人）

区 分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率 (%)
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他	
《男女計》										
平成24年(2012)	12,757	11,098	6,555	6,270	285	4,540	1,658	692	2,190	59.1
25 (2013)	12,731	11,088	6,577	6,311	265	4,506	1,592	678	2,235	59.3
26 (2014)	12,710	11,082	6,587	6,351	236	4,489	1,549	675	2,265	59.4
《男》										
平成24年(2012)	6,205	5,355	3,789	3,616	173	1,565	62	366	1,136	70.8
25 (2013)	6,191	5,349	3,773	3,610	162	1,574	64	362	1,149	70.5
26 (2014)	6,180	5,346	3,763	3,621	141	1,581	65	360	1,156	70.4
《女》										
平成24年(2012)	6,552	5,742	2,766	2,654	112	2,976	1,596	325	1,054	48.2
25 (2013)	6,540	5,738	2,804	2,701	103	2,932	1,528	316	1,087	48.9
26 (2014)	6,530	5,736	2,824	2,729	95	2,908	1,484	315	1,109	49.2

（注）統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/299.xls>

第289表 年齢階級別労働力人口比率の推移（年平均）

（単位 %）

	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
《男女計》												
平成24年(2012)	59.1	14.7	68.0	85.5	82.4	82.2	84.1	86.0	84.2	78.3	60.5	19.9
25 (2013)	59.3	15.5	69.0	86.4	83.2	83.2	84.7	86.2	85.1	79.5	61.4	20.5
26 (2014)	59.4	16.1	69.0	86.6	83.4	83.9	85.3	86.6	85.2	80.4	62.8	21.2
《男》												
平成24年(2012)	70.8	14.8	67.4	93.6	96.0	96.5	96.2	96.1	95.0	92.2	75.4	28.7
25 (2013)	70.5	15.5	67.7	93.8	95.6	96.5	96.3	96.2	95.3	92.7	76.0	29.4
26 (2014)	70.4	15.9	68.6	93.6	95.8	96.4	96.2	96.1	94.6	93.2	77.6	30.2
《女》												
平成24年(2012)	48.2	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4
25 (2013)	48.9	15.6	70.3	79.0	70.1	69.6	73.1	76.1	74.9	66.5	47.4	13.8
26 (2014)	49.2	16.7	69.4	79.3	71.0	70.8	74.3	76.8	75.7	67.9	48.7	14.5

（注）労働力人口比率＝（労働力人口）÷（15歳以上人口）×100

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/300.xls>

第290表 就業者数（産業別、年平均）

## 就業者数

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成24年(2012)	6,270	224	16	3	503	1,032	31	188	340
25(2013)	6,311	217	16	3	499	1,039	30	192	340
26(2014)	6,351	209	21	3	505	1,040	29	203	336
《男》									
平成24年(2012)	3,616	135	12	2	432	728	28	140	280
25(2013)	3,610	131	12	2	428	732	26	142	278
26(2014)	3,621	126	16	3	431	731	25	151	273
《女》									
平成24年(2012)	2,654	89	4	0	70	304	4	48	60
25(2013)	2,701	86	4	0	71	307	4	50	62
26(2014)	2,729	83	5	1	75	310	4	52	63

## 産業別構成割合

区分	全産業	農林業	漁業	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業
《男女計》									
平成24年(2012)	100.0	3.6	0.3	0.0	8.0	16.5	0.5	3.0	5.4
25(2013)	100.0	3.4	0.3	0.0	7.9	16.5	0.5	3.0	5.4
26(2014)	100.0	3.3	0.3	0.0	8.0	16.4	0.5	3.2	5.3
《男》									
平成24年(2012)	100.0	3.7	0.3	0.1	11.9	20.1	0.8	3.9	7.7
25(2013)	100.0	3.6	0.3	0.1	11.9	20.3	0.7	3.9	7.7
26(2014)	100.0	3.5	0.4	0.1	11.9	20.2	0.7	4.2	7.5
《女》									
平成24年(2012)	100.0	3.4	0.2	0.0	2.6	11.5	0.2	1.8	2.3
25(2013)	100.0	3.2	0.1	0.0	2.6	11.4	0.1	1.9	2.3
26(2014)	100.0	3.0	0.2	0.0	2.7	11.4	0.1	1.9	2.3

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

2 産業別構成割合は、国立社会保障・人口問題研究所で算出した。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/301.xls>

(単位 万人)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
1,042	163	112	376	205	239	706	295	47	462	224
1,057	165	110	384	207	242	735	299	55	401	228
1,059	154	112	385	212	238	757	301	57	397	234
518	77	71	145	138	99	175	131	28	272	170
518	76	69	145	137	99	180	134	35	248	171
515	71	71	146	141	97	187	134	35	245	172
524	86	41	231	67	140	531	164	19	189	54
539	89	41	239	70	143	555	165	21	153	58
544	82	41	239	71	141	570	166	22	152	63

(単位 %)

卸売・小売業	金融・保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	学術研究、専門・技術サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	医療、福祉	教育、学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務
16.6	2.6	1.8	6.0	3.3	3.8	11.3	4.7	0.7	7.4	3.6
16.7	2.6	1.7	6.1	3.3	3.8	11.6	4.7	0.9	6.4	3.6
16.7	2.4	1.8	6.1	3.3	3.7	11.9	4.7	0.9	6.3	3.7
14.3	2.1	2.0	4.0	3.8	2.7	4.8	3.6	0.8	7.5	4.7
14.3	2.1	1.9	4.0	3.8	2.7	5.0	3.7	1.0	6.9	4.7
14.2	2.0	2.0	4.0	3.9	2.7	5.2	3.7	1.0	6.8	4.8
19.7	3.2	1.5	8.7	2.5	5.3	20.0	6.2	0.7	7.1	2.0
20.0	3.3	1.5	8.8	2.6	5.3	20.5	6.1	0.8	5.7	2.1
19.9	3.0	1.5	8.8	2.6	5.2	20.9	6.1	0.8	5.6	2.3

第291表 就業者数（従業上の地位・職業別、年平均）

区分	総数	全産業						管理的職業従事者	専門的・技術的職業従事者
		自営業主	家族従業者	雇用者					
				計	常雇	臨時雇	日雇		
《男女計》									
平成24年(2012)	6,270	559	180	5,504	4,744	653	107	153	1,010
25(2013)	6,311	554	174	5,553	5,081	390	82	143	1,004
26(2014)	6,351	556	168	5,595	5,163	357	74	142	1,024
《男》									
平成24年(2012)	3,616	419	35	3,148	2,873	227	48	136	542
25(2013)	3,610	415	32	3,147	2,960	143	44	127	540
26(2014)	3,621	413	33	3,159	2,987	131	40	125	551
《女》									
平成24年(2012)	2,654	140	145	2,357	1,871	427	59	17	467
25(2013)	2,701	139	142	2,406	2,121	248	38	16	464
26(2014)	2,729	143	136	2,436	2,176	227	34	16	473

(注) 職業は、日本標準職業分類に基づく職業別の結果表章を行っている。平成21年の日本標準職業分類の改定に伴い、職業分類が改定されている。

資料：総務省統計局「労働力調査年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/302.xls>

第292表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計	0.54	0.65	0.77	0.91	1.02
19歳以下	3.17 (0.62)	4.15 (0.74)	5.04 (0.87)	5.82 (1.02)	6.73 (1.14)
20歳～24歳	0.64 (0.60)	0.82 (0.73)	0.98 (0.85)	1.16 (1.01)	1.31 (1.13)
25歳～29歳	0.44 (0.60)	0.55 (0.73)	0.65 (0.86)	0.77 (1.02)	0.87 (1.14)
30歳～34歳	0.45 (0.59)	0.55 (0.72)	0.67 (0.85)	0.80 (1.00)	0.91 (1.12)
35歳～39歳	0.42 (0.56)	0.50 (0.68)	0.60 (0.81)	0.73 (0.95)	0.85 (1.07)
40歳～44歳	0.45 (0.50)	0.49 (0.59)	0.58 (0.73)	0.68 (0.86)	0.76 (0.98)
45歳～49歳	0.49 (0.48)	0.59 (0.57)	0.68 (0.68)	0.77 (0.81)	0.86 (0.92)
50歳～54歳	0.54 (0.48)	0.65 (0.57)	0.77 (0.68)	0.89 (0.81)	1.00 (0.92)
55歳～59歳	0.46 (0.50)	0.60 (0.59)	0.76 (0.70)	0.91 (0.83)	1.04 (0.94)
60歳～64歳	0.38 (0.48)	0.41 (0.56)	0.52 (0.68)	0.65 (0.80)	0.75 (0.89)
65歳以上	1.28 (0.55)	1.21 (0.62)	1.16 (0.75)	1.19 (0.86)	1.10 (0.94)

(注) 1 有効求人倍率は、有効求人数を有効求職者数で除したものである。

2 各年10月の常用労働者(新規学卒者を除き、常用的パートタイムを含む)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。

3 「求人数均等配分方式」による有効求人倍率である。

4 ( )内は「就職機会積み上げ方式」による年齢別有効求人倍率である。この方式は、個々の求人について、求人数を対象となる年齢階級の総有効求職者数で除して当該求人に係る求職者1人当たりの就職機会を算定し、全有効求人についてこの就職機会を足し上げることにより年齢別有効求人倍率を算出する方法である。

資料：厚生労働省職業安定局「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/303.xls>

(単位 万人)

事務 従事者	職 業 別							
	販 売 従事者	サービス職 業従事者	保安職業 従事者	農林漁業 作業者	生産工程 従事者	輸送・機械 運転従事者	建設・採掘 従事者	運搬・清 掃・包装等 従事者
1,214	875	758	122	237	902	222	302	414
1,235	860	780	125	229	900	224	302	427
1,244	854	789	126	224	901	222	305	431
497	508	250	115	149	644	217	296	227
501	491	253	118	145	640	219	297	234
501	486	257	118	142	640	216	299	237
717	368	508	7	87	258	6	5	187
734	369	527	7	84	259	5	5	193
743	368	532	8	82	261	6	5	195

第293表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
合 計	16,133,330	15,009,047	14,672,513	14,918,988	12,973,513
就 職 促 進 手 当	327,973	345,156	318,273	374,889	461,332
職 業 転 換 特 別 給 付 金	424,080	43,402	39,814	25,402	35,485
職 業 転 換 訓 練 費 負 担 金	2,253,970	1,832,550	1,805,562	1,728,853	1,481,858
高年齢者就業機会確保事業費等補助金	9,828,647	9,489,279	9,210,204	9,491,184	7,696,178
職 業 転 換 訓 練 費 交 付 金	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660	3,298,660

(注) 補正後予算額である。

資料：平成23年度は厚生労働省職業安定局調べ、平成24年度以降は財務省「一般会計予算」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/304.xls>

第294表 地域別最低賃金額の改定状況

平成27年度(単位 円)

	答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日		答申最低賃金 時間額	引上げ 額	発効予定 年月日
北海道	764 (748)	16	27.10.8	滋賀	764 (746)	18	27.10.4
青森	695 (679)	16	27.10.18	京都	807 (789)	18	27.10.7
岩手	695 (678)	17	27.10.15	大阪	858 (838)	20	27.10.1
宮城	726 (710)	16	27.10.3	兵庫	794 (776)	18	27.10.1
秋田	695 (679)	16	27.10.7	奈良	740 (724)	16	27.10.7
山形	696 (680)	16	27.10.14	和歌山	731 (715)	16	27.10.2
福島	705 (689)	16	27.10.3	鳥取	693 (677)	16	27.10.4
茨城	747 (729)	18	27.10.4	島根	696 (679)	17	27.10.4
栃木	751 (733)	18	27.10.1	岡山	735 (719)	16	27.10.2
群馬	737 (721)	16	27.10.8	広島	769 (750)	19	27.10.1
埼玉	820 (802)	18	27.10.1	山口	731 (715)	16	27.10.1
千葉	817 (798)	19	27.10.1	徳島	695 (679)	16	27.10.4
東京都	907 (888)	19	27.10.1	香川	719 (702)	17	27.10.1
神奈川県	905 (887)	18	27.10.17	愛媛	696 (680)	16	27.10.3
新潟	731 (715)	16	27.10.3	高知	693 (677)	16	27.10.18
富山	746 (728)	18	27.10.1	福岡	743 (727)	16	27.10.2
石川	735 (718)	17	27.10.1	佐賀	694 (678)	16	27.10.4
福井	732 (716)	16	27.10.1	長崎	694 (677)	17	27.10.7
山梨	737 (721)	16	27.10.1	熊本	694 (677)	17	27.10.17
長野	746 (728)	18	27.10.1	大分	694 (677)	17	27.10.17
岐阜	754 (738)	16	27.10.1	宮崎	693 (677)	16	27.10.15
静岡県	783 (765)	18	27.10.1	鹿児島	694 (678)	16	27.10.8
愛知県	820 (800)	20	27.10.1	沖縄	693 (677)	16	27.10.9
三重	771 (753)	18	27.10.1	全国加重平均額	798 (780)	18	

(注)1 ( )内は、平成26年度最低賃金額である。

2 「発効予定年月日」は、異議申出に係る審議がない場合の最短のものである。

資料:厚生労働省労働基準局「地域別最低賃金の答申」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/305.xls>

第295表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数及び適用労働者数

平成27年3月31日現在（単位 件、人）

業 種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数
総 合 計	235	106,400	3,235,700
新 産 業 別 計	232	105,700	3,232,200
食 料 品 ・ 飲 料 製 造 業 関 係	7	400	15,700
織 維 工 業 関 係	5	1,200	15,900
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業 関 係	1	100	900
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業 関 係	2	100	10,200
印 刷 ・ 同 関 連 産 業 関 係	2	1,000	11,400
塗 料 製 造 業 関 係	4	100	5,500
ゴ ム 製 品 製 造 業 関 係	1	100	5,700
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業 関 係	4	300	14,000
鉄 鋼 業 関 係	22	3,800	147,200
非 鉄 金 属 製 造 業 関 係	8	1,100	32,000
金 属 製 品 製 造 業 関 係	5	1,100	25,900
一 般 機 械 器 具 製 造 業 関 係	26	25,500	527,300
精 密 機 械 器 具 製 造 業 関 係	7	900	21,200
電 気 機 械 器 具 製 造 業 等 関 係	46	26,000	1,030,400
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業 関 係	33	15,900	836,700
新 聞 ・ 出 版 業 関 係	2	2,200	39,400
各 種 商 品 小 売 業 関 係	31	1,800	267,100
自 動 車 小 売 業 関 係	24	22,800	220,400
自 動 車 整 備 業 関 係	1	1,000	3,400
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	300	1,900
旧 産 業 別 計	3	700	3,500
木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 ・ 装 備 品 製 造 業 関 係	1	500	2,700
道 路 貨 物 運 送 業 関 係	1	100	400
全 国 非 金 属 鉱 業 （ 厚 生 労 働 大 臣 決 定 ） 関 係	1	100	400

(注) 1 複数の業種にまたがって設定されているものについては、主な業種に計上している。

2 「適用使用者数」及び「適用労働者数」は、平成24年経済センサスー活動調査等に基づき推計した適用使用者数及び適用労働者数である。

資料：厚生労働省労働基準局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/306.xls>

## 第296表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

各年6月1日現在

区分	企業数	雇 用 状 況			雇用率未達成 企業の割合 (%)
		常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	
平成26年 (2014)	86,648	23,650,464	431,226	1.82	55.3
27 (2015)	87,935	24,122,923	453,134	1.88	52.8

《規模別》

(単位：%)

区分	平成26年 (2014)	27 (2015)
50～55人	・	・
50～99人	1.46	1.49
56～99人	・	・
100～299人	1.58	1.68
300～499人	1.76	1.79
500～999人	1.83	1.89
1,000人以上	2.05	2.09

《主な産業別》

(単位：%)

区分	平成26年 (2014)	27 (2015)
製 造 業	1.91	1.95
サ ー ビ ス 業	1.85	1.89
建 設 業	1.66	1.69
金 融 ・ 保 険 業	1.89	1.91
卸 売 ・ 小 売 業	1.63	1.68

資料：厚生労働省職業安定局「障害者雇用状況の集計結果」

(ii) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

平成27年3月現在

区 分	総 数	身体障害者		身体障害者以外	
			重度身体障害者		知的障害者
登 録 者 数	783,556	371,823	157,226	411,733	208,280
(%)	100.0	47.5	20.1	52.5	26.6
有 効 求 職 者	218,913	91,537	39,523	127,376	40,544
(%)	27.9	11.7	5.0	16.3	5.2
就 業 中 の 者	455,289	226,701	94,233	228,588	145,125
(%)	58.1	28.9	12.0	29.2	18.5
保 留 中 の 者	109,354	53,585	23,470	55,769	22,611
(%)	14.0	6.8	3.0	7.1	2.9

資料：厚生労働省職業安定局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/307.xls>



第297表 定年制等の状況

(単位 %)

区分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
全 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
定年制を定めている企業	92.9 (100.0)	92.2 (100.0)	93.3 (100.0)	93.8 (100.0)	92.1 (100.0)
一律に定めている	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)	(99.0)
職種別に定めている	(1.0)	(1.0)	(1.2)	(0.7)	(0.7)
その他の	(0.2)	(0.2)	(0.4)	(0.4)	(0.3)
定年制を定めていない企業	7.1	7.8	6.7	6.2	7.9

(注) 1 ( )内は、定年制を定めている企業に対する割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上である会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計である。

## 《一律定年制を定めている企業の内訳》

区分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
一律定年制を定めている企業	(98.9)	(98.8)	(98.4)	(98.9)	(99.0)
定 年 年 齢 階 級 別	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
60歳	82.2	82.7	83.0	81.8	81.4
61歳	0.5	0.2	0.3	0.8	0.3
62歳	1.1	1.1	1.2	1.0	1.3
63歳	1.4	0.9	0.9	0.7	0.5
64歳	0.7	0.5	0.6	0.1	0.3
65歳	13.1	13.6	12.5	14.5	15.2
66歳以上	0.9	1.0	1.5	1.1	0.9
(再掲) 63歳以上	・	・	・	・	・
(再掲) 65歳以上	14.0	14.5	14.0	15.5	16.1
勤務延長制度、再雇用制度の有無	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
制 度 が あ る 企 業	93.2	92.1	92.9	94.0	92.9
勤 務 延 長 制 度 の み	9.3	11.4	9.0	10.2	10.9
再 雇 用 制 度 の み	73.2	71.6	73.9	72.1	72.0
両 制 度 併 用	10.7	9.1	10.0	11.8	9.9
(再掲) 勤務延長制度 (両制度併用含む)	20.0	20.5	19.0	22.0	20.8
(再掲) 再雇用制度 (両制度併用含む)	83.9	80.7	83.9	83.8	81.9
制 度 が な い 企 業	6.8	7.9	7.1	6.0	7.1

(注) 1 ( )内は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業割合である。

2 調査対象は、「常用労働者が30人以上の会社組織の民間企業」で、「複合サービス事業」を含まない集計である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査結果の概況」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/308.xls>

2 関係機関

第298表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額

(単位 金額：千円)

区分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合計	883,464,710 10,056,095,320	907,943,570 10,370,900,730	936,756,108 10,608,863,034	950,152,120 10,832,017,408	975,486,263 11,112,455,589
《審査及び支払取扱分》					
医療保険合計	776,761,979 8,023,562,268	789,348,328 8,215,207,439	801,235,182 8,372,750,177	804,975,236 8,526,880,151	822,987,164 8,759,673,771
協会けんぽ	368,128,203 4,058,548,036	374,543,667 4,153,892,374	381,245,362 4,248,074,509	387,283,020 4,372,032,610	400,075,736 4,536,912,307
船員保険	1,420,309 18,959,907	1,393,495 19,126,867	1,389,613 19,123,733	1,361,251 18,660,453	1,352,614 18,398,652
共済組合	97,650,298 947,203,253	100,020,862 978,354,053	100,217,979 981,574,688	99,108,919 982,534,328	99,829,232 991,800,888
健康保険組合	309,563,169 2,998,851,072	313,390,304 3,063,834,145	318,382,228 3,123,977,247	317,222,046 3,153,652,760	321,729,582 3,212,561,923
医療保険以外の合計	106,695,868 2,032,533,054	118,589,545 2,155,693,292	135,516,571 2,236,112,856	145,176,884 2,305,137,259	152,499,099 2,352,781,818
老人保健	1,348 91,955	30 △ 28,126	1 △ 18,860	△ 177 △ 9,475	△ 53 △ 1,040
自衛官等	876,042 10,096,103	865,144 10,244,930	889,937 10,670,802	872,573 10,880,582	896,854 10,961,776
生活保護	39,344,264 1,551,088,380	42,000,744 1,626,484,475	43,838,659 1,662,365,149	45,000,666 1,694,067,822	45,977,234 1,713,311,565
戦傷病者	615 42,698	454 31,001	329 17,707	213 12,384	158 17,362
自立支援	12,976,197 250,378,330	13,995,821 274,321,579	15,017,913 293,079,062	16,002,824 310,342,415	17,047,268 323,355,515
児童福祉	84,105 6,385,162	81,779 6,390,770	52,893 3,815,608	47,633 3,485,011	47,223 3,468,567
原爆医療	620,517 8,498,771	559,790 8,293,956	502,303 7,887,687	450,292 7,295,622	407,597 7,031,417
精神保健	12,713 4,208,742	12,587 4,316,291	13,523 4,594,972	13,862 4,745,921	13,725 4,837,767
母子保健	56,774 6,239,249	56,688 6,328,745	56,645 6,216,128	58,630 6,487,274	58,645 6,513,365
中国残留邦人等	206,290 5,475,367	207,877 5,545,430	214,968 5,933,037	217,240 6,210,898	220,884 6,302,914
感染症	110,729 3,109,740	130,454 2,895,863	120,935 2,947,966	104,146 2,769,503	102,823 2,660,151
医療観察	14,972 10,835,587	16,491 13,038,313	17,889 14,137,951	19,013 15,184,524	20,280 16,278,661
肝炎治療	275,411 6,418,979	297,186 6,229,388	284,979 6,000,675	256,060 4,949,381	310,330 7,109,794
老人被爆	18 283	— 0	— —	△ 10 △ 21	△ 8 △ 15
特定疾患	2,993,934 42,745,281	3,204,677 47,717,009	3,380,598 51,319,720	3,578,751 56,047,399	3,214,805 50,781,835
小児慢性	780,038 19,902,887	802,390 20,692,328	825,200 21,186,797	856,249 22,174,846	867,523 21,503,096
措置医療	455,143 8,237,207	474,061 8,705,018	477,137 8,184,332	488,354 8,319,688	501,660 8,618,365
難病医療	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	623,143 6,650,496
特定B型肝炎	・ ・	・ ・	125 704	813 4,271	2,000 9,963
石綿救済	2,247 56,426	2,917 101,988	3,129 80,311	3,153 100,351	3,390 119,448
自治体医療	47,884,511 98,721,907	55,880,455 114,384,334	69,819,408 137,693,108	77,206,599 152,068,863	82,183,618 163,250,816
《審査のみ取扱分》					
戦傷病者・引揚患者	6,863	5,697	4,355	—	—

(注) 「自立支援」には、更生医療、育成医療、精神通院医療、療養介護医療が含まれる。  
資料：社会保険診療報酬支払基金「基金年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/309.xls>

第299表 年金積立金管理運用独立行政法人の運用資産状況

年度末現在（単位 億円、％）

区 分	平成24年度(2012)		25(2013)		26(2014)	
	時価総額	構成比	時価総額	構成比	資産額	構成比
合 計	1,204,653	100.00	1,265,771	100.00	1,439,509	100.00
国 内 債 券	744,586	61.81	701,596	55.43	567,037	39.39
国 内 株 式	175,575	14.57	208,466	16.47	316,704	22.00
外 国 債 券	117,896	9.79	139,961	11.06	181,815	12.63
外 国 株 式	148,758	12.35	197,326	15.59	300,772	20.89
短 期 資 産	17,838	1.48	18,422	1.46	73,181	5.08
財 投 債 ( 簿 価 )	106,757	—	81,232	—	50,122	—

- (注) 1 数値は四捨五入のため、数値の合算は合計の値と必ずしも合致しない。  
 2 平成25年度以前の「時価総額」、平成26年度の「資産額」は、未収収益及び未払費用等を考慮した額である。  
 3 財投債(簿価)は、償却原価法による簿価に未収収益を含めた額である。  
 4 平成26年度の「構成比」は、年金積立金全体の構成割合である。また、年金積立金全体には平成26年度末時点の特別会計で管理する積立金を含むが、出納整理前の金額であり決算額とは異なる。

資料：年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/310.xls>

第300表 独立行政法人福祉医療機構の医療貸付状況（施設、資金別）

（単位 金額：百万円）

区 分	平成23年度 (2011)		24 (2012)		25 (2013)		26 (2014)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
《施設種類別》								
総 数	722	139,910	353	148,509	221	173,465	166	133,184
病 院	116	103,139	98	111,918	95	152,790	77	109,534
介 護 老 人 保 健 施 設	94	27,049	68	30,488	44	17,697	42	20,590
診 療 所								
一 般 診 療 所	168	6,047	65	3,046	38	2,414	24	2,280
歯 科 診 療 所	324	3,394	112	1,363	43	544	21	312
助 産 所	1	5	—	—	—	—	—	—
薬 局	18	121	6	10	1	20	1	48
医 療 従 事 者 養 成 施 設	1	155	3	1,679	—	—	1	421
指 定 老 人 訪 問 看 護 事 業	—	—	1	5	—	—	—	—
《資金種類別》								
総 数	722	139,910	353	148,509	221	173,465	166	133,184
新 築 資 金	69	26,619	75	33,359	52	20,974	56	26,542
甲 種 増 改 築 資 金	79	19,377	69	44,927	51	60,315	35	48,704
乙 種 増 改 築 資 金	70	77,546	60	66,686	64	87,920	44	56,757
国 立 病 院 等 購 入 資 金	—	—	—	—	1	3,000	—	—
機 械 購 入 資 金	90	1,520	45	613	24	699	12	507
長 期 運 転 資 金	414	14,849	104	2,923	29	558	19	675
(再掲) 療養病床転換支援資金	—	—	—	—	—	—	—	—

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/311.xls>

第301表 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付状況（事業種別）

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	件数 1,128 金額 168,609,100	件数 1,414 金額 244,684,000	件数 1,193 金額 210,698,100	件数 1,255 金額 253,802,600	件数 1,240 金額 298,817,900
保 護 施 設	件数 3 金額 355,000	件数 5 金額 778,300	件数 4 金額 282,000	件数 2 金額 272,700	件数 — 金額 —
老 人 福 祉 施 設	件数 448 金額 127,409,600	件数 706 金額 199,748,000	件数 459 金額 163,180,000	件数 485 金額 191,422,600	件数 498 金額 234,490,300
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
婦 人 保 護 施 設	件数 1 金額 17,000	件数 2 金額 140,000	件数 1 金額 20,000	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
児 童 福 祉 施 設	件数 507 金額 29,818,800	件数 462 金額 29,626,400	件数 504 金額 34,530,700	件数 515 金額 42,916,600	件数 531 金額 46,863,100
知 的 障 害 者 援 護 施 設	件数 2 金額 101,900	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	件数 — 金額 —	件数 2 金額 65,000	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	件数 145 金額 9,487,400	件数 188 金額 11,430,100	件数 192 金額 10,126,800	件数 235 金額 17,547,900	件数 199 金額 15,950,100
社 会 福 祉 法 に 規 定 す る そ の 他 の 施 設	件数 2 金額 41,000	件数 1 金額 94,000	件数 3 金額 77,300	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
そ の 他 の 施 設	件数 — 金額 —	件数 1 金額 40,000	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
有 料 老 人 ホ ー ム	件数 4 金額 525,000	件数 1 金額 1,052,300	件数 2 金額 568,000	件数 2 金額 330,000	件数 4 金額 786,700
在 宅 サ ー ビ ス 事 業 等	件数 16 金額 853,400	件数 46 金額 1,709,900	件数 28 金額 1,913,300	件数 16 金額 1,312,800	件数 8 金額 727,700
償 還 額	125,976,361	128,675,998	128,467,765	135,790,527	142,302,367

資料：独立行政法人福祉医療機構「業務統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/312.xls>

第302表 独立行政法人労働者健康福祉機構の経営施設数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	106	105	103	101	101
労 災 病 院	32	32	32	32	32
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1
治 療 就 労 両 立 支 援 セ ン タ ー	9	9	9	9	9
看 護 専 門 学 校	9	9	9	9	9
産 業 保 健 総 合 支 援 セ ン タ ー	47	47	47	47	47
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	6	5	3	1	1
納 骨 堂	1	1	1	1	1

(注) 1 「治療就労両立支援センター」は、平成25年度以前は「勤労者予防医療センター」である。

2 「産業保健総合支援センター」は、平成25年度以前は「産業保健推進センター等」である。

資料：独立行政法人労働者健康福祉機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/313.xls>

第303表 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計	127,136	126,121	123,414	121,094	118,013
国立職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
国立吉備高原職業リハビリテーションセンター	1	1	1	1	1
地域障害者職業センター	47	47	47	47	47
職業能力開発総合大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発大学校	10	10	10	10	10
職業能力開発短期大学校	1	1	1	1	1
職業能力開発促進センター	61	61	61	61	61
雇用促進住宅	127,014	125,999	123,292	120,972	117,891

(注) 1 平成23年度は、平成23年9月30日現在の施設数である。

2 独立行政法人雇用・能力開発機構は平成23年10月1日に解散し、一部事業が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へ引き継がれた。

3 平成23年9月30日以前の国立職業リハビリテーションセンター、国立吉備高原職業リハビリテーションセンター、地域障害者職業センターは独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センターは独立行政法人雇用・能力開発機構が運営していた。

資料：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/314.xls>

第304表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成26年度末現在

区 分	合 計	農・林・ 漁業	鉱 業	建設業	製造業	運輸・通信・ 公益事業	商 業	金融・保険・ 不動産業	サービス業
共済契約者数	361,914	4,468	585	61,211	78,906	14,367	78,938	8,472	114,967
被共済者数	3,261,705	29,646	5,918	407,351	1,108,415	274,428	567,148	44,949	823,850

(ii) 規模別

平成26年度末現在

区 分	合 計	1～4人	5～9	10～19	20～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301人以上
共済契約者数	361,914	127,463	96,626	65,975	28,280	20,972	15,790	5,131	1,071	606
被共済者数	3,261,705	232,664	368,988	499,267	383,852	466,536	635,837	397,078	140,389	137,094

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/315.xls>

第305表 中小企業退職金共済支給状況

(単位 金額：千円)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
合 計 件数	274,578	281,904	281,804	270,503	264,233
金 額	378,397,685	375,509,933	378,253,593	361,118,731	353,398,868
退 職 金 件数	263,842	270,609	271,128	261,476	257,229
金 額	368,593,508	365,676,827	369,857,784	353,968,288	346,982,064
解 約 手 当 金 件数	10,736	11,295	10,676	9,027	7,004
金 額	9,804,177	9,833,106	8,395,810	7,150,444	6,416,803
1 件 当 り 金 額 ( 円 )	1,378,106	1,332,049	1,342,258	1,334,990	1,337,452

資料：独立行政法人勤労者退職金共済機構「中小企業退職金共済事業年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/316.xls>

## 第12節 社会保障分野における人的資源の状況

第306表 医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	286,699	295,049	303,268	311,205
医療施設の従事者	271,897	280,431	288,850	296,845
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	5,398	5,430	5,391	5,334
診療所の開設者又は法人の代表者	71,913	72,566	72,164	72,074
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	122,305	126,979	132,511	137,321
診療所の勤務者	25,718	26,899	28,380	29,810
医育機関附属病院の勤務者	46,563	48,557	50,404	52,306
介護老人保健施設の従事者	3,095	3,117	3,189	3,230
介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者	330	333	355	364
介護老人保健施設の勤務者	2,765	2,784	2,834	2,866
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	8,923	8,790	8,625	8,576
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	5,223	5,265	5,076	4,999
行政機関・産業医・保健衛生施設の従事者	3,700	3,525	3,549	3,577
その他	2,771	2,707	2,602	2,554

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/317.xls>

第307表 歯科医師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	99,426	101,576	102,551	103,972
医療施設の従事者	96,674	98,723	99,659	100,965
病院（医育機関附属病院を除く）の開設者 又は法人の代表者	13	20	26	24
診療所の開設者又は法人の代表者	59,560	60,100	59,740	59,750
病院（医育機関附属病院を除く）の勤務者	2,876	2,894	2,865	3,065
診療所の勤務者	25,052	26,185	27,372	29,074
医育機関附属病院の勤務者	9,173	9,524	9,656	9,052
介護老人保健施設の勤務者	16	16	27	29
医療施設・介護老人保健施設以外の従事者	1,373	1,422	1,424	1,540
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	1,131	1,151	1,130	1,219
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	242	271	294	321
その他	1,357	1,411	1,440	1,438

(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/318.xls>

第308表 歯科衛生士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	96,442	103,180	108,123	116,299
保 健 所	615	615	631	648
市 町 村	1,918	1,978	2,033	2,070
病 院	4,536	4,818	5,210	5,882
診 療 所	87,446	93,824	98,116	105,248
介 護 老 人 保 健 施 設	241	244	366	482
事 業 所	495	488	522	530
学 校 又 は 養 成 所	703	749	786	854
そ の 他	488	464	459	585

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/319.xls>

第309表 歯科技工士数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	35,337	35,413	34,613	34,495
技 工 所	24,142	24,271	24,244	24,425
病 院 ・ 診 療 所	10,694	10,595	9,932	9,630
そ の 他	501	547	437	440

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/320.xls>

第310表 薬剤師数（業務別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	267,751	276,517	280,052	288,151
薬 局 の 開 設 者 又 は 法 人 の 代 表 者	19,288	18,884	18,358	17,859
薬 局 の 勤 務 者	116,428	126,719	134,654	143,339
病 院 ・ 診 療 所 の 従 事 者	50,336	52,013	52,704	54,879
大 学 の 従 事 者	9,276	7,538	5,249	5,103
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	6,280	6,303	6,443	6,576
医 薬 品 関 係 企 業 の 従 事 者	47,643	47,256	45,112	43,608
そ の 他	18,476	17,780	17,517	16,766

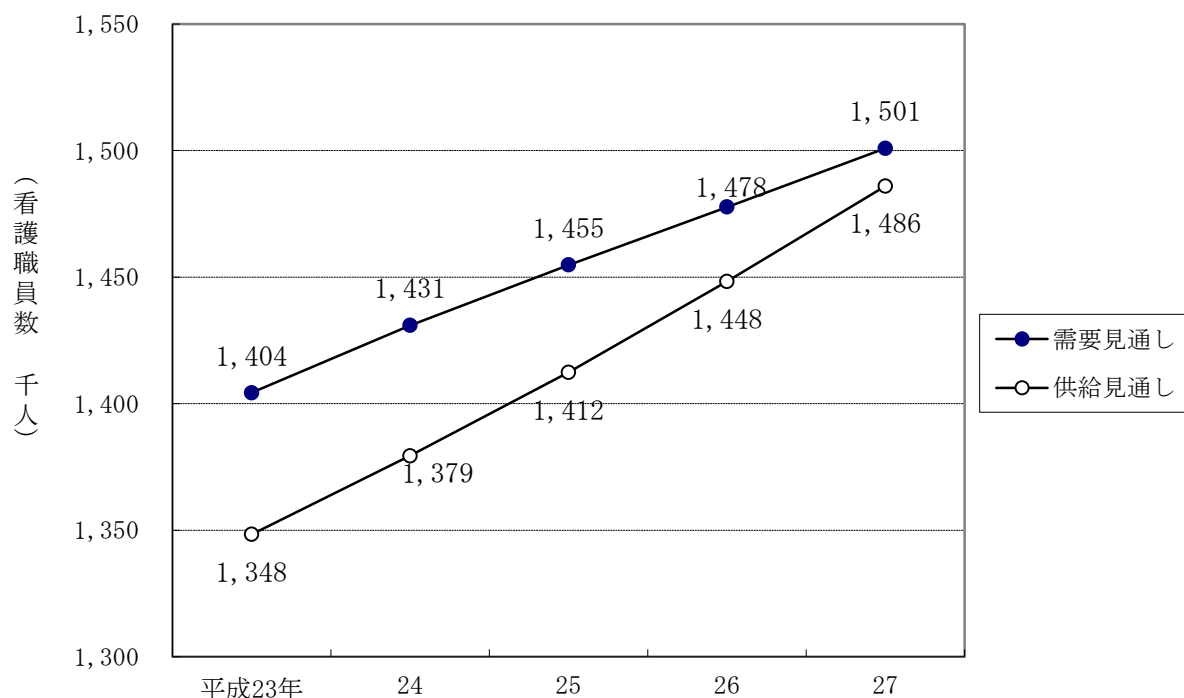
(注) 1 隔年報。

2 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/321.xls>

第311表 看護職員需給見通し



(単位 人)

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
<b>需要見通し</b>	<b>1,404,300</b>	<b>1,430,900</b>	<b>1,454,800</b>	<b>1,477,700</b>	<b>1,500,900</b>
①病院	899,800	919,500	936,600	951,500	965,700
②診療所	232,000	234,500	237,000	239,400	242,200
③助産所	2,300	2,300	2,400	2,400	2,400
④訪問介護ステーション	28,400	29,700	30,900	32,000	33,200
⑤介護保険関係	153,300	155,100	157,300	160,900	164,700
⑥社会福祉施設、 在宅サービス(⑤除く)	19,700	20,400	20,900	21,500	22,100
⑦看護師等学校養成所	17,600	17,700	17,700	17,800	17,900
⑧保健所・市町村	37,500	37,600	37,800	38,000	38,200
⑨事業所、研究機関等	13,800	14,000	14,100	14,300	14,500
<b>供給見通し</b>	<b>1,348,300</b>	<b>1,379,400</b>	<b>1,412,400</b>	<b>1,448,300</b>	<b>1,486,000</b>
①年当初就業者数	1,320,500	1,348,300	1,379,400	1,412,400	1,448,300
②新卒就業者数	49,400	50,500	51,300	52,400	52,700
③再就業者数	123,000	126,400	129,600	133,400	137,100
④退職等による減少数	144,600	145,900	147,900	149,900	152,100
需要見通しと供給見通しの差	56,000	51,500	42,400	29,500	14,900
供給見通し/需要見通し	96.0%	96.4%	97.1%	98.0%	99.0%

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/322.xls>



第312表 看護師数及び准看護師数（就業場所・資格別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	1,252,224	1,320,873	1,373,521	1,426,932
《就業場所別》				
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	12,586	13,571	14,693	15,651
保 健 所	954	1,104	1,093	1,085
市 町 村	8,514	8,500	8,142	8,156
病 院	836,895	876,858	905,843	935,983
診 療 所	230,320	239,254	242,292	245,154
助 産 所 従 事 者	85	136	107	110
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	27,382	30,026	33,390	40,165
介 護 保 険 施 設 等	102,840	116,097	127,336	136,989
社 会 福 祉 施 設	18,145	20,159	22,966	25,286
事 業 所	7,295	7,695	8,107	7,731
そ の 他	7,208	7,473	9,552	10,622
《資格別》				
看 護 師	877,182	953,922	1,015,744	1,086,779
准 看 護 師	375,042	366,951	357,777	340,153

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、  
平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/323.xls>

第313表 保健師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	43,446	45,028	47,279	48,452
看 護 師 学 校 ・ 養 成 所	983	1,074	1,119	1,210
保 健 所	6,927	7,132	7,457	7,266
市 町 村	24,299	25,501	26,538	27,234
病 院	2,770	2,791	3,019	3,075
診 療 所	1,392	1,498	1,661	1,757
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン				
管 理 者	110	98	88	79
従 事 者	166	170	162	196
介 護 保 険 施 設 等	533	447	379	460
社 会 福 祉 施 設	390	417	409	490
助 産 所 従 事 者	4	1	1	1
事 業 所	3,524	3,532	4,119	4,037
そ の 他	2,348	2,367	2,327	2,647

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、  
平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/324.xls>

第314表 助産師数（就業場所別）

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
総 数	27,789	29,670	31,835	33,956
看護 師 学 校 ・ 養 成 所	1,223	1,298	1,414	1,524
保 健 所	227	266	307	283
市 町 村	667	722	717	774
病 院	18,180	19,066	20,784	22,055
診 療 所	5,686	6,379	6,663	7,305
助 産 所	1,653	1,789	1,742	1,804
開 設 者	788	890	897	902
従 事 者	284	353	343	364
出 張 の み に よ る 者	581	546	502	538
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン	4	7	9	6
社 会 福 祉 施 設	6	14	12	23
事 業 所	38	24	39	48
そ の 他	106	105	148	134

(注) 隔年報。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/325.xls>

第315表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区 分	平成20年 (2008)	22 (2010)	24 (2012)	26 (2014)
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	101,913	104,663	109,309	113,215
は り 師	86,208	92,421	100,881	108,537
き ゅ う 師	84,629	90,664	99,118	106,642
柔 道 整 復 師	43,946	50,428	58,573	63,873

(注) 1 隔年報。

2 平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。

資料：平成20年は厚生労働省大臣官房統計情報部「保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）」、平成22年以降は厚生労働省大臣官房統計情報部「衛生行政報告例」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/326.xls>

第316表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）

年末現在

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
理 学 療 法 士	83,000	90,788	100,635	110,748	120,072
作 業 療 法 士	53,070	57,214	61,847	65,929	70,672

資料：厚生労働省医政局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/327.xls>

第317表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区 分	社会福祉士	介 護 福 祉 士				合 計
		法第39条 第1号	法第39条 第2号	法第39条 第3号	法第39条 第4号	
平成23年 (2011)	146,360	254,291	2,296	20,981	707,543	985,111
24 (2012)	157,565	267,418	2,328	21,850	794,994	1,086,590
25 (2013)	165,612	278,126	2,328	22,490	881,922	1,184,866
26 (2014)	178,022	288,605	2,328	23,213	980,419	1,294,565
27 (2015)	190,009	299,639	2,328	23,940	1,073,442	1,399,349

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号：高卒後養成施設(2年以上)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第2号：福祉系大卒後養成施設(1年以上)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第3号：高卒後保育士養成所等終了後養成施設(1年以上)卒業者

社会福祉士及び介護福祉士法第39条第4号：介護福祉士試験に合格した者

資料：財団法人 社会福祉振興・試験センター「都道府県別登録者数」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/328.xls>

第318表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）

各年10月1日現在

区 分	平成17年 (2005)	20 (2008)	23 (2011)	26 (2014)
総 数	2,631,778.9	2,771,588.1	2,951,418.0	3,041,628.0
医 師	293,274.5	305,639.7	319,499.7	340,963.6
常 勤	212,765	247,661	257,118	271,315
非 常 勤	53,509.5	57,978.7	62,381.7	69,648.6
歯 科 医 師	98,839.5	104,716.6	105,096.9	108,464.7
常 勤	89,019	91,245	90,723	93,771
非 常 勤	9,820.5	2,279.6	14,373.9	14,693.7
介 輔	1.0	1.0	・	・
薬 剤 師	47,557.9	49,176.8	49,800.4	51,999.3
保 健 師	7,346.5	9,168.5	9,796.7	12,257.1
助 産 師	20,601.6	23,337.6	25,905.5	29,071.7
看 護 師	644,112.7	722,311.8	799,604.3	878,932.5
准 看 護 師	283,419.2	260,737.8	236,478.6	222,490.7
看 護 業 務 補 助 者	232,895.0	221,770.2	228,794.6	218,873.1
理 学 療 法 士 (PT)	32,979.4	45,358.3	61,620.8	77,139.8
作 業 療 法 士 (OT)	18,382.2	26,261.3	35,427.3	42,136.1
視 能 訓 練 士	4,376.8	5,603.4	6,818.7	7,732.9
言 語 聴 覚 士	5,795.6	8,583.3	11,456.2	14,252.0
義 肢 装 具 士	139.2	141.9	138.0	104.4
歯 科 衛 生 士	76,829.1	84,777.5	99,137.9	107,924.3
歯 科 技 工 士	12,666.3	11,651.3	11,789.8	11,445.3
歯 科 業 務 補 助 者	87,033.7	83,168.3	82,798.9	72,419.0
診 療 放 射 線 技 師	43,162.2	46,115.8	49,105.9	50,960.4
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師	1,804.9	1,811.1	1,441.6	1,354.5
臨 床 検 査				
臨 床 検 査 技 師	57,006.5	59,759.4	62,458.5	64,080.0
衛 生 検 査 技 師	548.1	523.2	511.7	329.6
臨 床 工 学 技 士	13,151.6	16,559.2	20,001.0	23,741.4
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	8,825.2	7,382.7	6,158.4	4,593.8
柔 道 整 復 師	2,822.3	3,560.9	4,090.7	4,171.7
管 理 栄 養 士	15,623.2	17,489.3	18,824.3	25,233.2
栄 養 士	13,477.8	13,474.6	12,773.1	6,854.3
精 神 保 健 福 祉 士	6,436.0	8,198.9	9,390.1	10,504.8
社 会 福 祉 士	4,185.2	6,820.2	9,397.6	10,581.6
介 護 福 祉 士	36,543.5	52,136.8	66,588.7	57,772.5
保 育 士	・	・	・	1,079.6
そ の 他 の 技 術 員	27,811.1	25,632.7	27,142.4	23,580.5
医 療 社 会 事 業 従 事 者	10,324.9	11,063.4	10,685.4	10,619.4
事 務 職 員	363,278.8	385,433.3	418,399.3	418,005.8
そ の 他 の 職 員	160,527.4	153,221.3	150,285.0	131,958.4

(注) 1 非常勤職員を含む。

2 全ての職種を常勤換算している。平成23年以降の「医師」「歯科医師」「歯科衛生士」「歯科技工士」の「常勤」は、実人員である。

3 「医療施設（静態）調査・病院報告」は、3年ごとの調査である。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「医療施設（静態・動態）調査・病院報告」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/329.xls>

## 第13節 財 政

第319表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円、％）

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
一 般 会 計 予 算	924,116	903,339	926,115	958,823	963,420
対前年度伸び率	0.1	△ 2.2	2.5	3.5	0.5
国 債 費	215,491	219,442	222,415	232,702	234,507
対前年度伸び率	4.4	1.8	1.4	4.6	0.8
基礎的財政収支対象経費	708,625	683,897	703,700	726,121	728,912
対前年度伸び率	△ 0.1	△ 3.5	2.9	3.2	0.4
地方交付税交付金	167,845	165,940	163,927	161,424	155,357
対前年度伸び率	△ 4.0	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.5	△ 3.8
一 般 歳 出	・	・	・	・	・
対前年度伸び率	・	・	・	・	・
社 会 保 障 関 係 費	287,079	263,901	291,224	305,175	315,297
対前年度伸び率	5.3	△ 8.1	10.4	4.8	3.3
一般会計に占める割合	31.1	29.2	31.4	31.8	32.7
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・
厚 生 労 働 省 予 算	289,638	266,873	294,321	307,430	299,146
対前年度伸び率	5.1	△ 7.9	10.3	4.5	3.0
一般会計に占める割合	31.3	29.5	31.8	32.1	31.1
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・
防 衛 関 係 費	47,752	47,138	47,538	48,848	49,801
対前年度伸び率	△ 0.3	△ 1.3	0.8	2.8	2.0
一般会計に占める割合	5.2	5.2	5.1	5.1	5.2
一般歳出に占める割合	・	・	・	・	・

(注) 1 「基礎的財政収支対象経費」＝一般会計歳出－（国債費＋決算不足補てん繰戻し）

2 「地方交付税交付金等」には、地方特例交付金を含む。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/330.xls>

第320表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
<b>歳 入</b>	<b>107,510,467</b>	<b>100,536,649</b>	<b>98,076,967</b>	<b>99,000,338</b>	<b>96,341,951</b>
租 税 及 び 印 紙 収 入	42,030,000	42,607,000	45,354,000	51,726,000	54,525,000
租 税	40,973,000	41,575,000	44,252,000	50,670,000	53,498,000
印 紙 収 入	1,057,000	1,032,000	1,102,000	1,056,000	1,027,000
官 業 益 金 及 び 官 業 収 入	15,721	16,683	44,846	45,397	43,936
政 府 資 産 整 理 収 入	310,055	197,552	197,555	339,909	288,679
雑 収 入	7,296,054	3,676,242	3,960,205	4,355,476	4,619,148
公 債 金	55,848,000	49,465,000	42,851,000	40,492,900	36,863,000
年 金 特 例 公 債 費	.	2,584,166	2,611,042	—	—
前 年 度 剩 余 金 受 入	2,010,638	1,987,006	3,058,319	2,040,657	2,188
<b>歳 出</b>	<b>107,510,467</b>	<b>100,536,649</b>	<b>98,076,967</b>	<b>99,000,338</b>	<b>96,341,951</b>
国 家 機 関 費	5,311,214	4,531,798	4,917,327	5,099,140	4,700,168
地 方 財 政 費	19,470,915	16,900,509	17,575,448	17,193,027	15,629,397
防 衛 関 係 費	5,119,315	4,835,616	4,876,193	5,098,746	4,990,442
国 土 保 全 及 び 開 発 費	8,102,720	6,891,594	6,155,250	6,314,305	6,011,593
産 業 経 済 費	7,199,199	4,558,350	3,478,893	3,698,281	2,740,588
教 育 文 化 費	6,166,502	6,107,103	5,449,115	5,362,147	5,167,514
社 会 保 障 関 係 費	31,916,630	30,000,508	29,999,243	31,242,685	32,009,774
社 会 保 険 費	22,136,334	22,539,863	22,453,123	23,402,088	23,915,207
生 活 保 護 費	2,732,261	2,809,192	2,813,272	2,859,705	2,904,152
社 会 福 祉 費	2,291,597	2,201,341	2,368,273	2,651,151	3,023,275
住 宅 対 策 費	304,166	150,082	157,273	270,296	153,320
失 業 対 策 費	467,919	209,312	170,090	29,161	22,504
保 健 衛 生 費	698,977	621,955	580,894	605,002	573,494
そ の 他	3,285,376	1,468,765	1,456,318	1,416,157	1,417,823
恩 給 費	642,125	569,665	502,850	443,386	392,348
文 官 恩 給 費	19,477	17,241	15,237	13,374	11,611
旧 軍 人 遺 族 等 恩 給 費	590,478	524,734	463,460	408,933	361,020
そ の 他	32,170	27,690	24,154	21,080	19,716
国 債 費	20,269,303	21,545,296	21,810,741	22,509,604	23,450,702
経 済 危 機 対 応 ・ 地 域 活 性 化 予 備 費	—	909,999	—	.	.
東 日 本 大 震 災 復 旧 ・ 復 興 予 備 費	565,675	.	.	.	.
予 備 費	350,000	350,000	300,000	250,000	350,000
そ の 他	2,396,869	3,336,210	3,011,907	1,789,016	899,425

(注) 1 平成27年度は当初予算額、他は補正後予算額。

2 「社会保障関係費」の内訳合計は、予算成立時の分類基準によっているため、「社会保障関係費」の数値とは必ずしも一致しない。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/331.xls>

第321表 地方財政（普通会計）歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
歳 入 合 計	104,522,917	103,920,137	106,922,801	107,082,580	108,601,138
地 方 税	35,182,954	34,316,330	34,171,416	34,460,760	35,374,285
地 方 譲 与 税	1,296,551	2,069,189	2,169,911	2,271,480	2,558,842
市町村たばこ税都道府県交付金	1,372	612	2,394	1,270	1,535
利子割交付金	80,616	76,921	64,572	57,259	59,084
配当割交付金	27,512	33,264	39,421	41,391	76,186
株式等譲渡所得割交付金	13,131	11,913	9,865	11,080	120,911
地方消費税交付金	1,272,802	1,270,731	1,264,981	1,265,569	1,254,712
ゴルフ場利用税交付金	40,994	38,414	35,583	35,371	35,020
特別地方消費税交付金	4	2	1	1	1
自動車取得税交付金	158,527	138,171	115,296	146,414	137,363
軽油引取税交付金	115,691	120,504	121,876	127,083	128,004
地方特例交付金等	462,011	383,165	364,020	127,467	125,522
地方交付税	15,820,237	17,193,551	18,752,268	18,289,826	17,595,454
交通安全対策特別交付金	73,807	70,633	68,893	67,805	64,764
分担金及び負担金	949,669	899,890	929,551	967,851	960,818
使 用 料	1,720,317	1,457,613	1,438,269	1,443,126	1,441,970
手 数 料	586,524	578,152	570,482	572,340	573,728
国 庫 支 出 金	16,732,772	14,201,018	15,927,963	15,425,766	16,412,481
義務教育費負担金	1,592,789	1,560,864	1,539,820	1,529,962	1,461,783
生活保護費負担金	2,282,633	2,451,512	2,720,445	2,763,804	2,786,097
児童保護費負担金	529,356	598,199	612,588	585,284	586,127
老人保護費負担金	1,165	・	・	・	・
障害者自立支援給付費等負担金	627,981	708,521	785,313	925,417	999,420
子どものための金銭の給付交付金	394,761	1,621,612	1,774,739	1,476,088	1,436,473
私立高等学校等経常費助成費補助金	102,780	103,772	113,493	109,423	107,812
公立高等学校授業料不徴収交付金	・	239,777	235,969	235,600	231,242
高等学校等就学支援金交付金	・	138,818	155,203	134,602	139,547
普通建設事業費支出金	3,894,081	2,499,894	1,649,504	1,295,302	1,783,780
災害復旧事業費支出金	68,856	82,288	371,859	590,796	566,671
失業対策事業費支出金	1,148	1,120	157	—	—
委 託 金	269,050	306,058	190,765	226,725	226,393
財 政 補 給 金	11,192	9,517	5,731	9,014	8,546
社会資本整備総合交付金	・	1,121,129	1,371,739	1,203,013	1,853,018
そ の 他	6,956,980	2,757,937	4,400,639	4,340,736	4,225,572
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	32,540	33,540	33,540	33,540	34,540
都道府県支出金	2,612,497	2,992,149	3,360,205	3,436,879	3,514,972
財 産 収 入 金	577,179	587,993	528,249	578,833	615,176
寄 附 金	81,799	85,347	174,638	100,129	115,604
繰 入 金	2,772,873	3,328,352	3,420,824	3,672,500	3,531,353
繰 越 金	2,398,888	2,067,379	2,497,658	2,809,649	3,190,422
諸 収 入 金	8,225,647	8,102,919	8,174,385	7,865,934	7,435,304
地 方 債	12,422,528	12,994,828	11,800,013	12,368,209	12,306,988
特別区財政調整交付金	863,473	867,557	886,527	905,047	936,101

(注) 「子どものための金銭の給付交付金」は、平成22～23年度は「児童手当及子ども手当交付金」であり、平成21年度は「児童手当交付金」である。

(単位 百万円)

区 分			平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)								
歳	出	合	計	102,263,672	101,183,650	103,855,801	103,658,252	104,913,331							
議	会		費	414,895	402,720	501,381	451,352	435,853							
総	務		費	11,393,098	10,598,756	9,934,700	10,607,310	10,621,139							
民	生		費	21,602,764	23,418,794	25,606,179	25,759,659	26,349,373							
社	会	福	費	6,093,377	5,969,962	6,229,450	6,561,333	6,658,332							
老	人	福	費	6,083,879	5,929,953	6,251,835	6,373,422	6,287,887							
児	童	福	費	6,120,324	7,830,860	8,113,136	7,998,098	8,019,334							
生	活	保	費	3,293,855	3,650,521	3,817,674	3,956,493	4,015,815							
災	害	救	費	11,329	37,499	1,194,084	870,313	1,368,004							
衛	生		費	6,107,919	5,980,895	6,998,962	6,314,293	6,161,580							
公	衆	衛	費	3,737,658	3,648,178	4,639,735	3,986,735	3,779,110							
結	核	対	策	費	21,623	27,255	26,180	22,909	18,816						
保	健	所	費	221,141	214,381	211,910	201,685	199,535							
清	掃		費	2,127,497	2,091,082	2,121,137	2,102,964	2,164,120							
労	働		費	1,012,347	976,870	1,215,362	892,732	713,410							
失	業	対	策	費	152,482	115,731	134,277	116,605	113,476						
そ	の		他	859,865	861,140	1,081,084	776,127	599,934							
農	林	水	産	業	費	3,937,351	3,604,004	3,540,335	3,547,958						
商	工		費	6,619,597	6,441,504	6,592,545	6,253,761	5,967,315							
土	木		費	13,495,464	12,144,370	11,460,035	11,441,406	12,329,626							
消	防		費	1,895,206	1,851,023	1,915,779	1,990,770	2,074,607							
警	察		費	3,312,328	3,216,548	3,217,187	3,188,264	3,096,514							
教	育		費	16,489,689	16,502,853	16,246,159	16,227,311	16,175,343							
災	害	復	旧	費	149,394	178,594	814,320	1,075,516	956,863						
公		債	費	12,955,460	13,049,654	13,022,419	13,068,176	13,178,367							
諸	支	出	金	265,002	254,714	250,393	249,848	187,634							
前	年	繰	上	充	用	金	40,408	4,871	1,924	681	206				
利	子	割	交	付	金	80,616	76,921	64,572	57,259	59,084					
配	当	割	交	付	金	27,512	33,264	39,421	41,391	76,186					
株	式	等	譲	渡	所	得	割	交	付	金	13,131	11,913	9,865	11,080	120,911
地	方	消	費	税	交	付	金	1,272,802	1,270,731	1,264,981	1,265,569	1,254,712			
ゴ	ル	フ	場	利	用	税	交	付	金	40,994	38,414	35,583	35,371	35,019	
特	別	地	方	消	費	税	交	付	金	4	2	1	1	1	
自	動	車	取	得	税	交	付	金	158,527	138,171	115,296	146,414	137,363		
軽	油	引	取	税	交	付	金	115,691	120,504	121,876	127,083	128,004			
特	別	区	財	政	調	整	交	付	金	863,473	867,557	886,527	905,047	936,101	

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/332.xls>



## 第322表 地方の民生費と衛生費の状況

## (i) 民生費の状況

## その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0
社会福祉費	2,206,895	29.3	4,451,438	23.6	5,645,346	24.1	5,567,301	24.0
老人福祉費	2,887,159	38.4	3,400,728	18.1	5,662,189	24.1	5,725,189	24.7
児童福祉費	1,378,406	18.3	6,640,928	35.3	7,183,467	30.6	7,253,639	31.3
生活保護費	271,174	3.6	3,744,641	19.9	3,963,972	16.9	3,905,140	16.9
災害救助費	778,182	10.3	589,822	3.1	1,008,349	4.3	701,056	3.0

## その2 性質別内訳

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0
人件費	210,079	2.8	1,520,658	8.1	1,730,737	7.4	1,773,560	7.7
物件費	302,252	4.0	1,200,971	6.4	1,503,222	6.4	1,386,265	6.0
扶助費	741,738	9.9	10,860,791	57.7	11,602,529	49.4	11,435,473	49.4
補助費等	5,594,483	74.4	809,797	4.3	3,635,254	15.5	3,615,906	15.6
普通建設事業費	255,544	3.4	469,114	2.5	611,818	2.6	581,654	2.5
補助事業費	169,340	2.3	213,675	1.1	286,037	1.2	271,048	1.2
単独事業費	86,205	1.1	255,336	1.4	325,781	1.4	310,606	1.3
県営事業負担金	—	—	103	0.0	—	—	—	—
貸付金	27,141	0.4	23,061	0.1	46,019	0.2	70,749	0.3
繰出金	2,340	0.0	3,903,140	20.7	3,905,480	16.6	3,887,380	16.8
その他の他	388,240	5.2	40,024	0.2	428,264	1.8	401,341	1.7

## その3 財源内訳

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	7,521,816	100.0	18,827,557	100.0	23,463,324	100.0	23,152,326	100.0
国庫支出金	783,640	10.4	6,163,568	32.7	6,947,208	29.6	6,932,980	29.9
都道府県支出金	—	—	2,314,354	12.3	—	—	—	—
使用料・手数料	33,625	0.4	235,884	1.3	269,510	1.1	273,703	1.2
分担金・負担金・寄附金	38,615	0.5	402,201	2.1	340,695	1.5	319,642	1.4
地方債	47,125	0.6	122,979	0.7	165,632	0.7	205,498	0.9
その他特定財源	843,873	11.2	224,086	1.2	1,056,298	4.5	977,116	4.2
一般財源等	5,774,939	76.8	9,364,483	49.7	14,683,982	62.6	14,443,386	62.4

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円、%)

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0
公衆衛生費	1,563,821	90.1	2,215,289	50.0	3,634,026	60.7	3,692,982	61.6
結核対策費	4,447	0.3	14,369	0.3	18,641	0.3	22,735	0.4
保健所費	100,209	5.8	99,326	2.2	198,464	3.3	200,696	3.3
清掃費	66,936	3.9	2,097,184	47.4	2,137,412	35.7	2,076,828	34.7

その2 性質別内訳

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0
人件費	244,311	14.1	815,026	18.4	1,059,337	17.7	1,095,617	18.3
物件費	118,442	6.8	1,820,609	41.1	1,939,051	32.4	1,939,301	32.4
扶助費	259,032	14.9	184,752	4.2	443,784	7.4	439,901	7.3
補助費等	595,497	34.3	652,299	14.7	1,126,813	18.8	1,067,802	17.8
普通建設事業費	219,807	12.7	533,912	12.1	703,397	11.7	662,885	11.1
補助事業費	140,550	8.1	225,936	5.1	343,411	5.7	309,516	5.2
単独事業費	79,257	4.6	305,375	6.9	359,987	6.0	353,369	5.9
県営事業負担金	—	—	2,600	0.1	—	—	—	—
貸付金	102,800	5.9	36,446	0.8	137,515	2.3	149,713	2.5
繰出金	5,576	0.3	101,583	2.3	107,159	1.8	109,999	1.8
その他	189,946	10.9	281,540	6.4	471,487	7.9	528,022	8.8

その3 財源内訳

区 分	平成25年度(2013)						平成24年度(2012)	
	都道府県		市 町 村		純 計 額		純計額	
合 計	1,735,412	100.0	4,426,168	100.0	5,988,543	100.0	5,993,241	100.0
国庫支出金	340,971	19.6	180,659	4.1	521,631	8.7	564,846	9.4
都道府県支出金	—	—	79,922	1.8	—	—	—	—
使用料・手数料	22,708	1.3	350,025	7.9	372,734	6.2	364,706	6.1
分担金・負担金・寄附金	22,708	0.3	55,325	1.2	43,498	0.7	41,063	0.7
地方債	60,146	3.5	265,039	6.0	322,531	5.4	319,625	5.3
その他特定財源	342,635	19.7	203,536	4.6	541,397	9.0	654,585	10.9
一般財源等	963,925	55.5	3,291,661	74.4	4,186,753	69.9	4,048,414	67.5

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/333.xls>

第323表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円)

区 分	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)
国内総支出 (A)	4,739,339	4,802,325	4,739,048	4,744,749	4,831,103
歳出総額					
国 (B)	1,056,981	1,001,107	1,058,330	1,044,969	1,058,980
地方 (C)	961,064	947,750	970,026	964,186	974,120
国から地方に対する支出 (D)	344,179	339,511	373,166	362,159	367,916
地方から国に対する支出 (E)	12,836	8,507	7,698	9,308	7,676
歳出純計額					
国 (B) - (D) (F)	712,801	661,596	685,164	682,810	691,064
地方 (C) - (E) (G)	948,228	939,243	962,329	954,877	966,444
合計 (F) + (G) (H)	1,661,030	1,600,839	1,647,492	1,637,687	1,657,508
国内総支出に対する比率 (%)					
(F) / (A) × 100	15.0	13.8	14.5	14.4	14.3
(G) / (A) × 100	20.0	19.6	20.3	20.2	20.0
(H) / (A) × 100	35.0	33.3	34.8	34.7	34.3

(注) 1 「国内総支出」は、内閣府経済社会総合研究所の推計により、「国民経済計算 (93SNA、平成17年基準)」によっており名目値である。

2 「国の歳出額」は、平成25年度については、一般会計と交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計 (子どものための金銭の給付勘定のみ)、食料安定供給特別会計 (国営土地改良事業勘定のみ)、社会資本整備事業特別会計、東日本大震災復興特別会計の6特別会計との純計決算額であり、平成24年度以前においても、一般会計とこれらの特別会計に相当する特別会計がある場合には、それらの特別会計との純計決算額である。

3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税 (地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業債償還交付金等を含む)、地方特例交付金等、地方譲与税及び国庫支出金 (交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共投資事業債を含む) の合計額であり、地方の歳入決算額によっている。

4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金 (地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額) である。

5 決算額からは、特定資金公共投資事業債償還時補助金及び同補助金と相殺された償還金を除いている。

資料：総務省「地方財政統計年報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/334.xls>

第324表 高齢社会対策関係予算 (一般会計分) の推移

(単位 百万円)

区 分	平成24年度 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
総計	16,174,772	18,997,129	19,662,269	20,126,341
就業・年金等分野に係る基本的施策	8,510,000	10,914,240	11,222,783	11,580,537
健康・介護・医療当分野に係る基本的施策	7,607,617	8,026,724	8,351,718	8,464,692
社会参加・学習当分野に係る基本的施策	11,874	11,601	11,345	11,030
生活環境当分野に係る基本的施策	7,075	3,604	2,326	2,575
高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	29,588	26,705	37,483	55,127
全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	8,617	14,255	36,613	12,381

(注) 1 本表の予算額は、「高齢者社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)の重点課題別項目に従い、一般会計について整理している。

2 大綱の改定により平成24年度から項目が変更された。

資料：内閣府「高齢社会白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/335.xls>

第325表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成23年度 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
国 税 及 び 地 方 税 合 計	793,468	815,100	866,017	906,912	957,082
国 税	451,754	470,492	512,274	556,106	581,455
直 接 税	258,581	276,251	311,381	312,445	321,158
所 得 税	134,762	139,925	155,308	158,170	164,420
源 泉 分	110,108	114,725	127,592	131,450	137,010
申 告 分	24,654	25,200	27,717	26,720	27,410
法 人 税	93,514	97,583	104,937	105,130	109,900
相 続 税	14,744	15,039	15,743	17,480	17,610
地 価 税	—	—	1	—	—
地 方 法 人 税 ( 特 )	・	・	・	3	4,770
地 方 法 人 特 別 税 ( 特 )	15,560	16,698	20,010	23,917	21,022
復 興 特 別 所 得 税 ( 特 )	・	511	3,338	3,299	3,436
復 興 特 別 法 人 税 ( 特 )	・	6,494	12,043	4,446	—
間 接 税 等	193,173	194,241	200,893	243,661	260,297
地 方 税	341,714	344,608	353,743	350,806	375,627
道 府 県 税	137,940	141,456	147,739	146,620	170,360
市 町 村 税	203,774	203,152	206,004	204,186	205,267

(注) 1 国税は平成25年度以前は決算額、平成26年度は補正後予算額、平成27年度は予算額である。

2 地方税は平成25年度以前は決算額、平成26年度以降は地方財政計画額（東日本大震災分含む）である。

資料：財務省財務総合政策研究所「財政金融統計月報」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/336.xls>

第326表 市町村税納税義務者数

平成26年7月1日現在 (単位 人)

区 分	市町村数	個人均等割	法人均等割	市町村民税 所得割	法人税割	固定資産税
合 計	1,719	60,283,084	3,734,395	55,581,656	3,604,716	48,425,990
人 口 50 万 以 上 の 市	29	19,515,118	1,600,391	18,574,538	1,518,021	13,952,157
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	509	31,528,470	1,657,423	29,039,806	1,629,418	25,285,138
人 口 5 万 未 満 の 市	253	3,975,956	206,725	3,430,025	199,957	3,961,644
町 村	928	5,263,540	269,856	4,537,287	257,320	5,227,051

資料：総務省「市町村税課税状況等の調」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/337.xls>

## 第14節 国際統計及び比較

## 1 人 口

第327表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
日本	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0
エジプト	28.7	30.4 *	—	—	—
カナダ	11.1	11.0	11.0	11.0	10.9 *
アメリカ合衆国	12.9	12.7	12.6	12.4	…
アルゼンチン	18.7	…	—	—	—
インド	…	…	—	—	—
チェコ共和国	11.1	10.4	—	—	—
デンマーク	11.4	10.6	—	—	—
フランス	12.7	12.5	12.4	12.3	12.0 *
ドイツ	8.3	8.3	8.4	8.5	8.7 *
イタリア	9.3	9.2	9.0	8.5	8.3
イギリス	12.9	12.8	12.8	12.1	12.1 *
オーストラリア	13.4	…	—	—	—
ロシア	12.5	12.6	13.3	13.2 *	…

(注) 1 UN, *Demographic Yearbook* による。

2 日本は、厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」による。

3 \*印は、暫定値である。

4 平成24年以降のエジプト・アルゼンチン・インド・チェコ共和国・デンマーク・オーストラリアは、資料に掲載がないため「—」とした。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/338.xls>

## 2 社会保障

第328表 ILO条約及び勧告（社会保障関係）

(i) ILO条約

2015年12月31日現在

総会会期	条約番号	条 約 の 名 称	批准国数	日本批准登録
88(2000)	183	千九百五十二年の母性保護条約（改正）に関する改正条約	30	
89(2001)	184	農業における安全及び健康に関する条約	16	
94(2006)	—	二千六年の海上の労働に関する条約	70	平25. 8. 5
95(2006)	187	職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約	38	平19. 7. 24
96(2007)	188	漁業部門における労働に関する条約	6	
100(2011)	189	家事労働者の適切な仕事に関する条約	22	

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧 告 の 名 称
85(1997)	188	民間職業事業所に関する勧告
88(2000)	191	千九百五十二年の母性保護勧告に関する改正勧告
96(2007)	199	漁業部門における労働に関する勧告
99(2010)	200	HIV及びエイズ並びに労働の世界に関する勧告
100(2011)	201	家事労働者の適切な仕事に関する勧告
101(2012)	202	各国における社会的な保護の土台に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部（医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付）を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直接の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。

2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。

3 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I（職業病の一覧表）の改正（第121号）」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：厚生労働省大臣官房国際課調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

(参考) ILOの現勢

各年12月31日現在

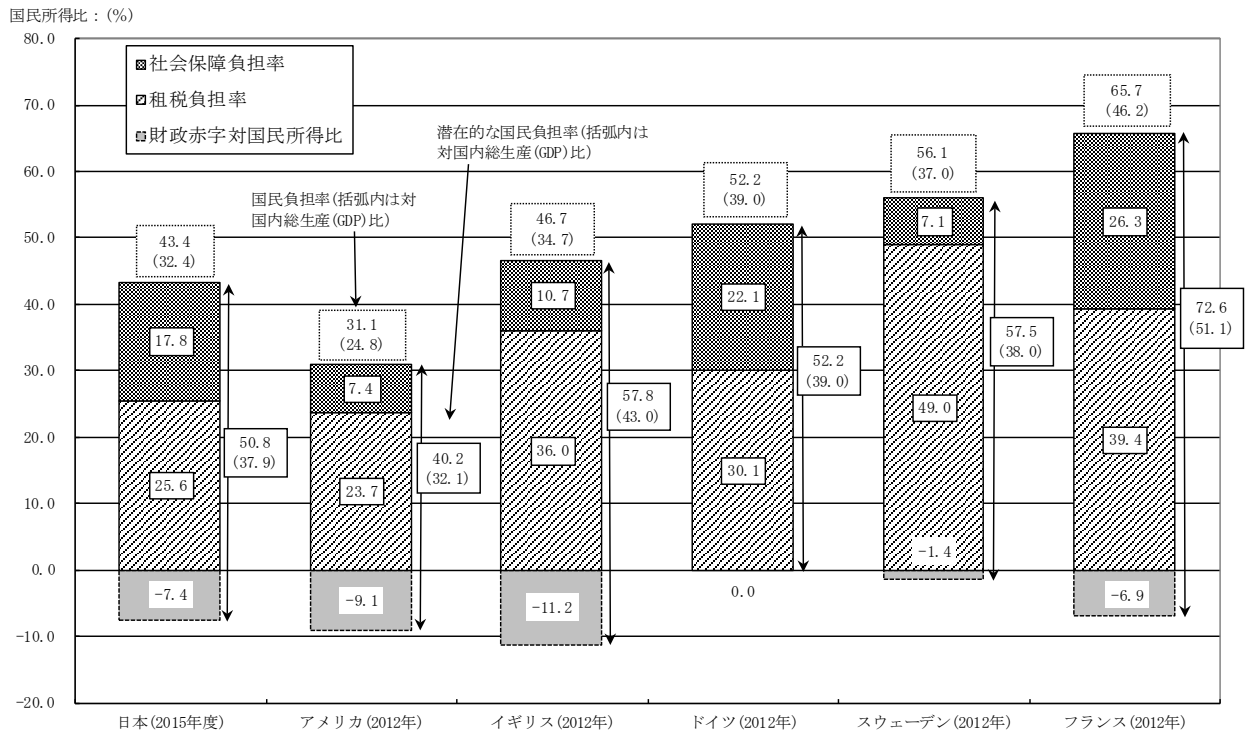
区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
加 盟 国 数	183	185	185	185	185
条 約 数	189	189	189	189	189
勧 告 数	201	202	202	202	202
加盟国の平均批准数	42	42	43	43	43
OECD諸国の平均批准数	73	73	73	74	74
日本の批准条約数	48	48	49	49	49

資料：ILO（国際労働機関）駐日事務所「数字で見る国際労働基準」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/339.xls>

第329表 国民負担率の国際比較等

[国民負担率=租税負担率+社会保障負担率] [潜在的な国民負担率=国民負担率+財政赤字対国民所得比]



(注) 1 日本は2015(平成27)年度見通し。諸外国は2012年実績。  
 2 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。  
 3 諸外国出典は、「National Accounts」(OECD)、「Revenue Statistics」(OECD)等である。

資料：財務省「国民負担率の国際比較」  
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/340.xls>

第330表 国民負担率の推移 (対国民所得比)

(単位 %) (兆円)

区分	国税 ①	一般会計 税収	地方税 ②	租税負担 ③= ①+②	社会保障 負担 ④	国民 負担率 ⑤= ③+④	財政赤字 ⑥	潜在的な 国民 負担率 ⑦= ⑤+⑥	国民所得 (NI) (兆円)
平成23年度 (2011)	12.9	12.3	9.8	22.7	17.0	39.7	12.4	52.1	349.6
24 (2012)	13.4	12.5	9.8	23.2	17.4	40.5	10.6	51.1	352.0
25 (2013)	14.1	13.0	9.8	23.9	17.4	41.3	9.6	50.9	362.1
26 (2014)	15.1	14.1	9.9	25.0	17.7	42.6	9.4	52.0	367.6
27 (2015)	15.4	14.5	10.2	25.6	17.8	43.4	7.4	50.8	376.7

(注) 1 平成25年度までは実績、平成26年度は実績見込み、平成27年度は見通しである。  
 2 93SNAに基づく計数である。ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。  
 3 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含む。地方法人特別税は国税に含めている。  
 4 平成21～25年度の社会保障負担の計数は、平成20年度以前の実績値との整合性を図るための調整等を行っている。  
 5 「財政赤字」の計数は、国及び地方の財政収支の赤字であり、一時的な特殊要因を除いた数値。具体的には、平成23年度は財政投融资特別会計財政融資資金勘定から国債整理基金特別会計または一般会計への繰入れ、平成23年度は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構から一般会計への繰入れ等を除いている。

資料：財務省「国民負担率(対国民所得比)の推移」  
 SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/341.xls>

### 3 医 療

第331表 医療費費用負担制度の国際比較

		日本	アメリカ	イギリス		
社会保険制度		Yes	No	No		
強制加入		Yes	No	Yes		
適用	被用者	協会けんぽ (全国健康保険協会)	中小企業の被用者	民間保険	任意加入	
		組合管掌健康保険	大企業の被用者			
		健康保険法 第3条第2項被保険者				
		船員保険	船員			
		国家公務員 共済組合	国家公務員			
		地方公務員 共済組合	地方公務員			
		私学教職 共済組合	私学教職員			
	自営業者	国民健康保険	医師・歯科医師等の同業者が国民健康保険組合を設立することも可能。			
	高齢者	後期高齢者 医療制度	75歳以上の高齢者。独立の医療保険制度。75歳以上の者及び65～74歳以上で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者。	メディケア	入院サービス等をカバーするPart Aは強制加入（米国民、あるいは合法的な永住民である社会保障年金受給者）、外来医師サービスをカバーするPart Bは任意加入。Part Cは民間保険プランから保険給付を受けることができる。Part Dにより外来処方薬給付を受けることもできる。	全国民が対象となる (一定期間以上滞在する外国人含む)
	無業者	国民健康保険	厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる者で、その加入期間が20年以上もしくは40歳以降10年以上ある、国民健康保険加入者のうち後期高齢者医療制度の適用を受けていない者とその扶養家族は退職者医療制度に加入（同制度は平成26年度末で廃止されたが、それまでに退職者医療制度の対象となっている者は平成27年度以降も65歳になるまで対象）。	メディケイド (低所得者)	強制加入の対象となるのは、①1996年7月16日時点で各州において有効であった、要扶養児童家庭援助の受給資格を満たしている児童のいる低所得家族、②連邦貧困水準の133%以下の所得の家庭の6歳未満の児童、③その家族の所得が連邦貧困水準の133%以下の妊婦、④メディケイドの受給資格を有する女性に生まれた児童、⑤米国の大半の州における補足的保障所得の受給者、⑥社会保障法第VI-E編のもとの養子・児童養護援助の受給者、⑦特定の保護された集団、⑧連邦貧困水準の100%以下の19歳未満の者、⑨一部のメディケア受給者、などである。	



ドイツ	フランス	スウェーデン		オランダ	
Yes	Yes	No		Yes	
Yes	Yes	Yes		Yes	
<p>全住民が公的医療保険または民間医療保険への加入を義務付けられている。</p> <p>公的医療保険の被保険者は強制被保険者（報酬が一定基準以下の被用者、失業手当の受給者、農業者など）、任意被保険者（報酬が一定基準を超える被用者など）、家族被保険者に分類される。被保険者は地区疾病金庫・企業疾病金庫・同業組合疾病金庫・職員代替金庫・労働者代替金庫・農業者疾病金庫の中から自らの保険者を自由に選択できる。</p>	<p>全市民が公的医療保険制度の対象である。公的医療保険制度は一般制度、自営業者制度、農業制度、特別制度に分かれる。被用者に加え、他の保険者の被保険者にならない市民は一般制度の対象となる。</p> <p>また、自己負担分をカバーする任意加入の補足的医療保険も存在。</p>	<p>疾病保険（社会保険庁が管轄する疾病時の所得保障保険）</p>	<p>保健医療サービス（現物給付）をランスタンディングが、関連する社会サービスをコミュニティが提供</p>	<p>特別医療費保険（長期医療保険）</p>	<p>2006年1月より、それまで3つの制度に分かれていたものが疾病基金保険を母体とする健康保険制度に一本化された。</p> <p>オランダの居住者及び所得税の納税者全てが強制加入である。</p> <p>2011年1月現在で、保険者数は27である。</p>

第331表 医療費費用負担制度の国際比較（前頁よりつづく）

	日本	アメリカ	イギリス
保 険 料 率	協会けんぽ：10.00%（全国平均） 組合管掌健康保険：組合によって異なる 健康保険法第3条第2項被保険者： 390円～3,230円（日額） 船員保険：9.60%（疾病保険料率） 国民健康保険： 世帯毎に応益割と応能割を賦課 後期高齢者医療制度： 被保険者均等割額と所得割率によって算定	オリジナルメディケアプランにおけるメディケアPart Aの財源は社会保障税（所得の2.9%、被用者は雇用主と折半）。 Part Bは平均して毎月104.9ドル。 Part Dは加入するために毎月40.18ドルの保険料を支払う必要がある。 メディケイドは連邦政府と州の歳入から支出。	2006年において、国民保険料からの拠出は237.99億ポンドであり、NHS総収入の17.9%を占める。
公 的 支 出 規 模	協会けんぽ： 給付費等の16.4%（後期高齢者支援分） 健康保険組合：定額補助 市町村国民健康保険：給付費等の41% 国民健康保険組合：給付費等の47% 後期高齢者医療制度： 給付費等の約50%（支援金は約40%）	メディケア・メディケイド・CHIP(Childrens' Health Insurance Program)の合計で9,740億ドル	税収からの支出は2011年で1,076.19億ポンドであり、NHS総収入の80.9%を占める
保 険 料 の 徴 収	各医療保険者が実施	—	—
自 己 負 担 の 状 況	原則として費用の3割を負担。70～74歳の者は2割負担。75歳以上の者については1割負担。ただし、70歳以上の者であっても現役並みの所得者は3割負担。義務教育就学前（小学校入学前）は2割負担。 自己負担額は年齢・所得に応じた上限額が設定されている。自己負担額が上限を超える場合が12ヶ月間に3回以上ある場合には4回目の自己負担限度額が低く設定される（多数該当の負担軽減）。70歳未満の者について、同一月に21,000円以上の負担が複数ある場合には合算して高額療養費が支給される。この他、1年間の医療保険と介護保険の自己負担が著しく高額になる場合や血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者等に対する自己負担軽減制度が存在する。	メディケアPart Aにおいては、入院医療の最初の60日に対して1,184ドルまで免責額（自己負担額）となる。入院61日から90日は1日につき296ドルの自己負担。91日以上の間については全額自己負担であるが、生涯に一度だけ1日につき592ドルの自己負担で60日間の給付を受けられる。 Part Bについては、最初の147ドル、その後の費用の20%を負担する。予防サービスの多くについては自己負担を課されない。 Part Dについては、最初の325ドルまでの処方薬費用は全額自己負担。325ドル～2970ドルまでは25%が自己負担。それ以上の給付に対してはブランド薬かジェネリック薬かで自己負担に違いがある。	薬剤については、一薬剤当たり7.85ポンドの自己負担があるが、患者の支払能力などに応じて免除される場合がある。 歯科医サービスについては、救急の場合は18ポンドまで、一般的には診療内容により年間自己負担額が18ポンドまで、49ポンドまで、214ポンドの3段階がある（18歳未満の児童、19歳未満の学生、出産前後の女性、所得補助を受けている家族などは免除される）。

資料：医療経済研究機構「イギリス医療保障制度に関する調査研究報告書(2013)」、  
「アメリカ医療関連データ集(2013)」、  
「ドイツ医療関連データ集(2014)」、  
「フランス医療関連データ集(2014)」、  
「スウェーデン医療制度関連データ集(2008)」、  
「オランダ医療制度関連データ集(2011)」、  
厚生労働省「平成27年版 厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/344.xls>

ドイツ	フランス	スウェーデン	オランダ
統一保険料率は14.6% (被保険者負担分は7.3%、事業主負担分は7.3%)	一般制度： 被用者負担は総賃金の0.75% 事業主負担は総賃金の12.80% (2015年)	—	12.15% 疾病基金保険は所得比例保険料と定額保険料の2種類。 所得比例保険料は、被用者向けには、7.75%(2011年)、非被用者向けには4.4%(2011年)である。被保険者は、さらに定額保険料を自分の加入している保険者に対して支払う。定額保険料は、18歳以上の加入者全てが支払う(全社平均は1,100ユーロ程度)。
連邦補助が105億ユーロ (2014年、公的医療保険の総収入は2,041億円)	一般制度： 一般社会拠出金が562億ユーロ、税(ITAF)・その他の社会拠出金が258億ユーロ (2015年、財源全体は1,667億ユーロ)	疾病保険に関する支出は97,573百万クローナ(2006年時点)	政府から2.1百万ユーロ(2009年時点)
各医療保険者が実施	社会保障家族手当保険料徴収連合(Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations familiales、URSSAF)が被用者から徴収	—	所得比例保険料と政府補助金は一般基金(Algemene Kas)に集められ、各保険者に配分される。定額保険料は保険者により、被保険者から徴収される。
入院：1日10ユーロ(年28日まで：18歳未満は免除) 外来：なし(2013年～) 薬剤：交付価格の10%(ただし、下限負担額が5ユーロ、上限負担額が10ユーロ)など	入院：自己負担率は2割(自己負担分のみ支払い)。その他、1日当たり18ユーロの定額負担金(精神科の場合は13.5ユーロ)。 外来：償還払い。償還率はかかりつけ医で診察を受けた場合に70%、かかりつけ医でない医師に直接診察を受けた場合は30%。その他、1回の外来診療につき1ユーロの定額負担金。 薬剤：薬効や薬価に応じて償還率は5段階に分かれる(100、65、30、15および0%)。基本的な薬剤の場合の償還率は65%。	入院：上限が80クローナ 外来：ランスタングごとに自己負担が定められている。公的医療機関での外来受診では、上限額は年間900クローナ 薬剤：900クローナまでは全額自己負担、901クローナ以上1,700クローナまでは50%、1,701クローナから3,300クローナの場合は25%、3,301クローナ以上4,300クローナの場合は10%が自己負担となり、4,301クローナ以上の部分については無料(ただし年間1,800クローナを超える薬剤費については無料)	健康保険では、被保険者は原則として自己負担なしで医療サービスを受けることができる(例外1：保険契約の時に現物給付モデルを選んだが、保険者が契約をしていない医療サービス供給者からサービスを受けた場合。例外2：医療サービスの種類によって、自己負担が必要なサービスが存在する場合)。

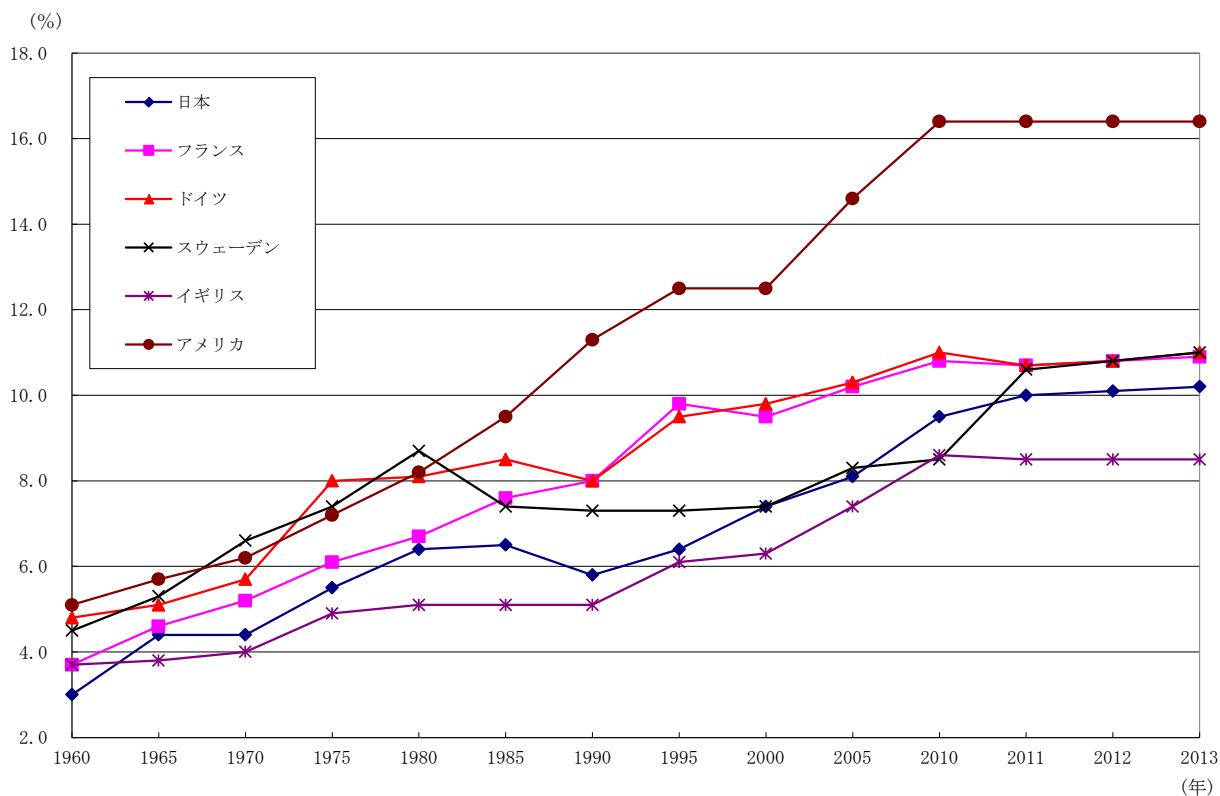
第332表 医療費の対国内総生産比の国際比較

(単位 %)

区分	日本	フランス	ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960年	3.0	3.7	4.8	4.5	3.7	5.1
1965	4.4	4.6	5.1	5.3	3.8	5.7
1970	4.4	5.2	5.7	6.6	4.0	6.2
1975	5.5	6.1	8.0	7.4	4.9	7.2
1980	6.4	6.7	8.1	8.7	5.1	8.2
1985	6.5	7.6	8.5	7.4	5.1	9.5
1990	5.8	8.0	8.0	7.3	5.1	11.3
1995	6.4	9.8	9.5	7.3	6.1	12.5
2000	7.4	9.5	9.8	7.4	6.3	12.5
2005	8.1	10.2	10.3	8.3	7.4	14.6
2010	9.5	10.8	11.0	8.5	8.6	16.4
2011	10.0	10.7	10.7	10.6	8.5	16.4
2012	10.1	10.8	10.8	10.8	8.5	16.4
2013	10.2	10.9	11.0	11.0	8.5	16.4

資料：OECD “HEALTH DATA”

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/345.xls>



第333表 医療供給に関する指標の国際比較（人口1,000人当り）

(単位 人、床)

区 分	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
医 師 数	2.3	2.5	2.8	3.8	3.2	3.8
看 護 師 ・ 助 産 師 数	11.5	9.8	8.8	11.5	9.3	11.9
病 床 数	13.7	2.9	2.9	8.2	6.4	2.7

(注) 2007～2012年のうちでとれる最新年次の数値。

資料：総務省統計局「世界の統計2015」

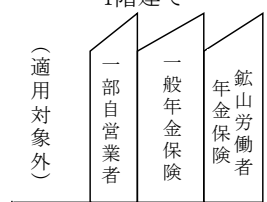
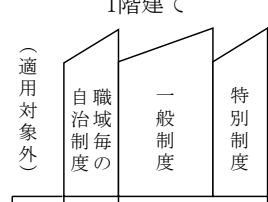
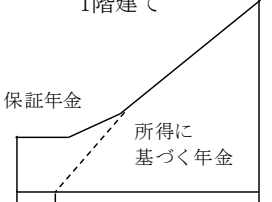
SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/346.xls>

4 年 金

第334表 諸外国の公的年金制度の概要

	日本	アメリカ	イギリス
制度体系			
強制加入者	全居住者	被用者及び自営業者	被用者及び自営業者
保険料率 (2014年末)	(一般被用者) 厚生年金保険：17.474% (2014.9～、労使折半) ※国民年金第1号被保険者は定額 (2014.4～、 月あたり15,250円)	12.4% (労使折半)	(一般被用者) 25.8% 本人：12.0% 事業主：13.8% ※保険料は年金のほか、雇用保険等の給付に当てるものと
支給開始年齢 (2014年末)	国民年金(基礎年金)：65歳 厚生年金保険 男性：61歳 女性：60歳 ※男性は2025年度までに、女性 は2030年度までに、65歳に 引上げ	66歳 ※2027年までに67歳に引上げ	男性：65歳 女性：62歳5か月 ※女性は2018年までに65歳に 引上げられた後、男女ともに 2020年までに66歳に引上げ ※2026年から2046年にかけて 男女ともに66歳から68歳に引 上げ
年金受給のために 必要とされる加入期間	25年 (税制抜本改革法の施行時期 にあわせて、25年から10年に 短縮される予定)	40加入四半期 (10年相当)	なし (2016年4月に10年を超えない 範囲で設けられる予定)
国庫負担	基礎年金給付費の1/2	原則なし	原則なし

(注) 1 諸外国の保険料率は、一般被用者については、賃金に対する割合(ただし、スウェーデンの本人負担分は所得に対する割合)。  
 2 イギリスは、2014年年金法の成立により、基礎年金と国家第二年金に代わる定額・一層型の公的年金(受給に必要な期間が10年を超えない範囲で設けられる予定。2016年4月6日以降に支給開始年齢に到達する者が対象)の創設、支給開始年齢の引上げの前倒し等が決定された。  
 3 資料出所は以下のとおり。  
 Social Security Programs Throughout the World:Europe, 2014/ The Americas, 2013  
 Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union  
 先進諸国の社会保障①イギリス、④ドイツ、⑤スウェーデン、⑥フランス、⑦アメリカ(東京大学出版会)  
 各国政府の発表資料 ほか  
 資料：厚生労働省「平成27年版 厚生労働白書」

ドイツ	フランス	スウェーデン
<p>1階建て</p>  <p>(適用対象外) 無業者・自営業者 被用者及び一部自営業者</p>	<p>1階建て</p>  <p>(適用対象外) 無業者 自営業者 被用者</p>	<p>1階建て</p>  <p>保証年金 所得に基づく年金 無業者等 被用者及び自営業者</p>
<p>民間被用者及び一部の職業に従事する自営業者 (弁護士、医師等)</p>	<p>被用者及び自営業者</p>	<p>被用者及び自営業者</p>
<p>(一般被用者) 18.90% (労使折半)</p>	<p>(一般被用者) 17.25% 本人：7.05% 事業主：10.20% ※賃金が上限額（月3,129ユーロ）を超えない場合。超える部分については、本人0.25%、事業主1.75%を拠出</p>	<p>17.21% 本人：7.0% 事業主：10.21% ※その他に遺族年金の保険料1.17%が事業主にかかる（老齢年金とは別制度）</p>
<p>65歳3か月 ※2029年までに67歳に引上げ</p>	<p>61歳2か月 ※2017年までに62歳に引上げ（ただし、満額拠出期間を満たしていない者が65歳（67歳まで引上げ予定）前に受給開始した場合は減額される）</p>	<p>61歳以降本人が選択（ただし、保証年金の支給開始年齢は65歳）</p>
<p>5年</p>	<p>なし</p>	<p>なし (保証年金については最低3年のスウェーデンでの居住が必要であり、満額受給は40年の居住が必要)</p>
<p>給付費の約27.3% (2013年)</p>	<p>歳入の約36.5% (2013年)</p>	<p>保証年金部分</p>

## 5 児童手当

第335表 主要国の児童手当制度等

各国の児童手当制度を見るに当たっては、各々の国の人口政策に関する考え方（例えば、フランスの伝統的取組み）、賃金体系（欧米は概ね能力給体系、我が国は概ね生活給・年功給体系）、税制（イギリス、スウェーデンは扶養控除がない、フランスはN分N乗制度を採る等）などに留意する必要がある。

国名		日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
児童 手 当 等	支 給 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子から</li> <li>・ 中学校修了まで</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子から</li> <li>・ 16歳未満（学生又は就労訓練中の者は20歳未満）</li> </ul>
	支 給 月 額 (2015年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3歳未満1.5万円</li> <li>・ 3歳以上小学校修了前1万円（第3子以降は1.5万円）</li> <li>・ 中学生1万円</li> <li>※ 所得制限額以上の者に対しては、当分の間の特例給付として、一律0.5万円を支給。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子 週20.50ポンド<sup>*</sup>（月額換算約1.5万円）</li> <li>・ 第2子以降 週13.55ポンド<sup>*</sup>（月額換算約1.0万円）</li> <li>□</li> </ul>
	所 得 制 限	<ul style="list-style-type: none"> <li>あり（2012年6月～）</li> <li>・ 年収960万円（夫婦と児童2人世帯）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>あり（2013年1月～）</li> <li>・ 年収60,000ポンド<sup>*</sup>（1,100万円）</li> <li>※ 年収50,000ポンド<sup>*</sup>（920万円）以上は減額</li> </ul>
税 制	とらわれている措置 (2015年)	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被扶養者の所得控除に加えて、17歳未満の扶養児童は児童税額控除あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童税額控除あり</li> </ul>

(注) 1 換算レートは、平成27年11月中の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。  
1ユーロ=134円、1ポンド=184円、1クローネ=14円

2 ドイツでは、別途3歳未満の児童を保育所等に入所させずに家庭において保育する親に対して支給する保育手当がある。

2013年8月～：満1歳である（2歳未満の）児童を対象に月額100ユーロを支給

2014年8月～：満1歳及び満2歳の（3歳未満の）児童を対象に月額150ユーロを支給

3 厚生労働省「2014年 海外情勢報告」、JILPTデータブック「国際労働比較2015」等による。

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/348.xls>



ド イ ツ	フ ラ ン ス	ス ウ ェ ー デ ン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子から</li> <li>・ 18歳未満（失業者は21歳未満、学生は25歳未満）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2子から</li> <li>・ 20歳未満（月の収入が893.25ユーロ（約12万円）を超えない児童に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子から</li> <li>・ 16歳未満（学生は18歳まで）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1・2子 184ユーロ（約2.5万円）</li> <li>・ 第3子 190ユーロ（約2.5万円）</li> <li>・ 第4子以降 215ユーロ（約2.9万円）</li> </ul> ※ 低所得者に加算あり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2子 129.35ユーロ（約1.7万円）</li> <li>・ 第3子以降 165.72ユーロ（約2.2万円）</li> </ul> ※ 14歳以上に加算あり 64.67ユーロ（約0.9万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子 1,050クロネ（約1.5万円）</li> <li>・ 第2子 1,200クロネ（約1.7万円）</li> <li>・ 第3子 1,504クロネ（約2.1万円）</li> <li>・ 第4子 2,060クロネ（約2.9万円）</li> <li>・ 第5子以降 2,300クロネ（約3.2万円）</li> </ul>
なし	なし ※ 一定所得以上の者に対する減額の仕組みが2015年から設けられる見込み	なし
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養控除、監護・養育教育控除あり（児童手当との選択制）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの多い世帯ほど税負担が軽減（N分N乗方式）</li> </ul>	なし

## 6 労働

第336表 主要国の失業者数及び失業率

(単位 千人、%)

区分	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
2009年	3,180	5.3	13,846	9.4	2,386	7.8	3,223	7.8	2,570	9.2
2010	3,180	5.3	14,374	9.8	2,414	7.9	2,944	7.2	2,636	9.4
2011	2,710	4.8	13,283	9.1	2,458	8.0	2,496	6.0	2,609	9.3
2012	2,710	4.6	12,022	8.2	2,502	8.1	2,304	5.5	2,821	9.9
2013	2,520	4.3	11,026	7.5	2,438	7.8	2,259	5.4	2,818	9.9

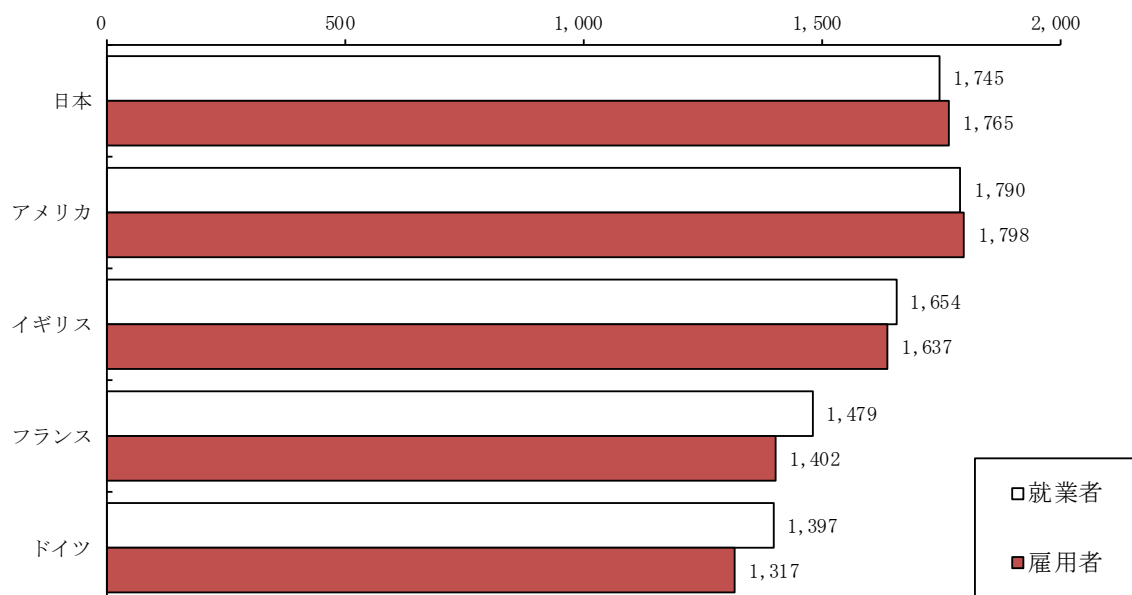
(注) 1 15歳以上65歳未満を対象としている。

2 2003年以降は、OECD, StatExtracts, 「Unemployment rate」、 「Unemployment」 (2014年9月30日現在) による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/349.xls>

第337表 1人当り平均年間総実労働時間の国際比較 (2012年)



(注) 1 雇用者は、自営業者を除く。

2 日本の雇用者は、常用労働者5人以上の事業所。諸外国は、事業所規模の区別はない。

3 データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意が必要である。

4 OECD database, "Average annual hours actually worked per worker"2013年9月現在。

5 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較 2014」による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧 (平成26年度)」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/350.xls>

第338表 国際労働機関労働統計報告による週当たり労働時間の国際比較（製造業）

(単位 週当たり時間)

区 分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
2007年	44.4	41.9	39.4	37.6	36.9
2008	44.2	42.1	38.8	37.7	36.7
2009	41.2	41.0	39.1	36.7	37.0
2010	42.9	41.3	39.6	37.1	37.5
2011	43.4	41.7	40.0	37.9	37.9

(注) 1 日本は、実労働時間。各年2月の数値。15歳以上を対象。

2 アメリカは、実労働時間。各年2月の数値。16歳以上を対象。

3 イギリスは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。16歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。

4 ドイツは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。15歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。

5 フランスは、実労働時間。各年1月から3月の平均値。15歳以上を対象。主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。

6 ILO, LABORSTA Internet : B6 Hour of work per week in manufacturing による。

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成26年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/351.xls>

第339表 労働費用構成の国際比較

(単位 %)

区 分	日本 2011年	アメリカ 2013年	イギリス 2008年	ドイツ 2008年	フランス 2008年
労働費用計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与	79.7	77.5	82.7	77.0	63.7
現金給与以外	20.3	22.5	17.4	23.0	36.3
法定福利費	11.1	8.2	7.9	14.8	25.4
法定外福利費	2.4	10.5	6.8	6.5	4.1
現物給付	0.1	—	1.4	0.8	0.0
退職金等の費用	6.2	3.8	0.7	0.3	3.2
教育訓練費	0.2	—	0.5	0.5	2.2
その他	0.2	—	—	0.2	1.3

(注) 1 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。

2 日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所（国によって異なる）を対象。

3 欧州の「法定外福利費」は、見習の福利費を含む。

アメリカの「法定外福利費」は、各種（生命、健康、短期・長期障害）保険料（Insurance）の計。

4 日本の「その他」は、募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。

欧州の「その他」は、募集費用、税、補助金等。

5 日本は、厚生労働省「平成23年 就労条件総合調査」による。

アメリカは、Bureau of Labor Statistics (2013.9) 「Employer Costs for Employee Compensation-June 2013」

その他は、Eurostat (2012.3) 「Labour Costs Survey 2008-NACE Rev.2」

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「労働統計要覧（平成26年度）」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/352.xls>

## 7 国際協力

第340表 WHOへの分担率（分担金の占有率）の推移

(単位 %) )

区 分	平成23年 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
ア メ リ カ	22.00	22.00	22.00	22.00	22.00
日 本	12.53	12.53	12.53	10.83	10.83
ド イ ツ	8.02	8.02	8.02	7.14	7.14
フ ラ ン ス	6.12	6.12	6.12	5.59	5.59
イ ギ リ ス	6.60	6.60	6.60	5.18	5.18

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/353.xls>

第341表 厚生労働省が実施及び協力した研修員等受入数・専門家派遣数の推移

(単位 人)

区 分	平成22年度 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
研 修 員 等 受 入	853	881	840	892	754
国際協力機構 (JICA)	467	534	452	563	449
世界保健機関 (WHO)	29	9	6	24	5
国際労働機関 (ILO)	—	—	—	—	—
そ の 他	357	338	382	305	300
専 門 家 派 遣	187	186	239	229	193
国際協力機構 (JICA)	187	186	239	229	176
国際厚生事業団 (JICWELS)他	0	0	0	0	17

(注) 研修員等受入の「その他」は、中央職業能力開発協会 (JAVADA)、国際厚生事業団 (JICWELS) 等である。

資料：厚生労働省「厚生労働白書」

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/354.xls>

## 8 国民所得

第342表 国民総所得

(単位 億ドル)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
アメリカ	151,211	158,029	165,961	170,912	178,127
日本	44,374	45,227	46,848	47,822	48,211
ドイツ	33,032	35,342	35,901	36,307	37,898
イギリス	22,797	23,439	23,972	24,596	25,183
イタリア	20,526	21,248	21,101	21,039	21,282
カナダ	13,357	14,014	14,439	14,910	15,411
スペイン	14,857	14,942	15,043	15,094	15,349
オーストラリア	8,284	8,955	9,497	9,763	10,044
オランダ	7,494	7,885	7,931	8,009	8,134
スウェーデン	4,028	4,254	4,312	4,409	4,530
ベルギー	4,401	4,553	4,703	4,685	4,852
スイス	4,259	4,358	4,566	4,689	—
インドネシア	19,490	21,070	22,758	24,368	25,923
南アフリカ	5,887	6,174	6,415	6,660	6,857
オーストリア	3,531	3,707	3,785	3,837	3,920
デンマーク	2,358	2,464	2,492	2,546	2,606
ベネズエラ	4,630	4,891	5,238	5,357	—
ノルウェー	2,904	3,137	3,358	3,371	3,407
フィンランド	2,082	2,179	2,188	2,184	2,182
韓 国	15,068	15,686	16,177	16,736	17,458
ギリシャ	3,157	2,887	2,842	2,830	—
タイ	8,485	8,935	9,571	9,833	10,069
ニュージーランド	1,282	1,350	1,393	1,500	1,577

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/355.xls>

第343表 1人当り国民総所得

(単位 ドル)

区 分	平成22年 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)
アメリカ	48,880	50,700	52,830	54,000	55,860
日本	34,650	35,380	36,730	37,550	37,920
ドイツ	40,390	43,210	44,640	45,020	46,850
イギリス	36,320	37,050	37,630	38,370	39,040
イタリア	34,630	35,780	35,440	34,930	34,700
カナダ	39,280	40,810	41,540	42,410	43,360
スペイン	31,900	31,970	32,160	32,380	33,080
オーストラリア	37,600	40,090	41,790	42,220	42,760
オランダ	45,110	47,240	47,330	47,660	48,260
スウェーデン	42,950	45,020	45,300	45,930	46,750
ベルギー	40,300	41,210	42,260	41,900	43,220
スイス	54,430	55,080	57,090	57,960	—
インドネシア	8,070	8,610	9,180	9,700	10,190
南アフリカ	11,590	11,980	12,260	12,530	12,700
オーストリア	42,220	44,170	44,900	45,250	45,930
デンマーク	42,500	44,230	44,560	45,350	46,210
ベネズエラ	15,970	16,620	17,540	17,700	—
ノルウェー	59,400	63,330	66,910	66,360	66,330
フィンランド	38,820	40,430	40,420	40,160	39,940
韓国	30,500	31,510	32,350	33,330	34,620
ギリシャ	28,310	25,960	25,620	25,660	—
タイ	12,720	13,350	14,250	14,580	14,870
ニュージーランド	29,470	30,800	31,600	33,760	34,970

(注) 市場価格表示。

資料 : WDI "World Development Indicators"

SSJ-DB <http://www.ipss.go.jp/ssj-db/356.xls>

社会保障研究資料第16号

社会保障統計年報  
平成28年版

2016年3月25日 発行

編集兼  
発行者 国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル 6階

電話：(03)3595-2984(代)

FAX：(03)3591-4818

ISSN 1348-0537

